

平成23年 1 月第 1 回人吉市議会臨時会会議録

平成23年 1 月27日 木曜日

1. 議事日程

平成23年 1 月27日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議第3号 人吉市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
日程第4 議第4号 財産の取得について
日程第5 議第1号 平成22年度人吉市一般会計補正予算（第9号）
日程第6 議第2号 平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信 八 郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10 番	福 屋 法 晴 君
11 番	森 口 勝 之 君
12 番	田 中 哲 君
13 番	本 村 令 斗 君
14 番	立 山 勝 徳 君
15 番	仲 村 勝 治 君
16 番	三 倉 美 千 子 君
17 番	山 下 幸 一 君

18番	下田代	勝 君
19番	簀毛	正勝 君
20番	大王	英二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	深 水 雄 二 君
総 務 部 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 長	荒 巻 通 君
健康福祉部長	中 村 明 公 君
経 済 部 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市 長 公 室 次 長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	松 田 知 良 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
経 済 部 次 長	山 本 政 義 君
建 設 部 次 長	宮 原 真 二 君
秘 書 課 長	愛 甲 秀 樹 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
商工振興課長	廣 田 五 浩 君
管 理 課 長	中 川 一 水 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	田 中 幸 輔 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
教 育 総 務 課 長	松 岡 誠 也 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 田 定 美 君
監 査 委 員 事 務 局 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

午前10時00分 開議

○議長（簗毛正勝君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第1回人吉市議会臨時会を開会いたします。会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

発言の申し出

○議長（簗毛正勝君） 議事に入ります前に、1月1日付で人事異動があり、あいさつの申し出があつておりますので、これを許可します。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、異動のごあいさつをさせていただきたいと存じます。

1月1日付けで契約管財課長兼務を解かれました総務部長の坂崎博憲でございます。引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○契約管財課長（柳瀬恵子君）（登壇） おはようございます。契約管財課長の柳瀬でございます。よろしくお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（簗毛正勝君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。本件については、本日午前9時30分から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。永山芳宏議員。

○9番（永山芳宏君）（登壇） おはようございます。平成23年1月第1回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日午後9時30分から議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので御報告申し上げます。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において採決することにいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（箕毛正勝君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。
署名議員に11番、森口勝之議員、12番、田中 哲議員を指名いたします。

日程第3 議第3号から日程第6 議第2号まで

- 議長（箕毛正勝君） 次に、日程第3、議第3号から日程第6、議第2号までの4件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。
- 市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日は、第1回人吉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

早速でございますが、御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

議第1号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）は、昨年10月に閣議決定された円高デフレ対応のための緊急総合経済対策に基づき、昨年11月に成立した国の補正予算に伴う補正及び国庫補助事業に係る事務費の会計検査により生じた国費の返還に伴う補正でございます。

歳入では国庫支出金といたしまして、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、安全・安心な学校づくり交付金を追加いたしております。県支出金としまして、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を追加いたしております。また、地方交付税の追加交付に伴い、地方交付税を追加補正いたしております。

歳出では、ただいま申し上げました国の補正予算に伴う事業のほか、国庫補助事業に係る事務費の会計検査により、不適正な経理処理と指摘された国費の返還に要する経費を追加いたしております。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2億6,395万円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億6,359万円とするものでございます。国費の返還につきましては、議員各位を初め市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことに、心からお詫びを申し上げます。

議第2号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、国庫補助事業に係る事務費の会計検査により生じた国費の返還に伴う補正でございます。

1款に国庫支出金返還に要する経費129万3,000円を追加し、予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出予算総額の変更はございません。

議第3号人吉市住民生活に光をそそぐ基金条例案は、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりに対する取り組みの強化を図るため、住民生活に光をそそぐ交付金を受け入れる基金を設置することに伴い、条例を制定するものでございます。

議第4号財産の所得についての案件は、市内小学校におけるICT教育用パソコンを937台購入するものでございます。指名競争入札の結果、株式会社オカモトが7,182万1,050円で

落札いたしましたので、財産の取得につきまして議会の御議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） それでは、議第1号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）につきまして、補足説明をさせていただきます。少し長くなりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

今回の補正予算の内容は大きく分けて二つございまして、一つは昨年11月に成立いたしました円高デフレ対応のための緊急対策に基づく地域活性化交付金など、国の補正予算に対応した予算措置でございます。もう一つは、不適正な経理に対する返還金でございます。

まず、一つ目の国の補正予算に対応した予算措置といたしまして地域活性化交付金でございまして、地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施いたします。きめ細かな交付金事業とこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野といたしまして、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりの三つの分野に対する住民に光をそそぐ交付金事業でございます。

次に、地域における医療課題の解決のために、疾病対策の推進といたしまして、子宮頸がんのワクチン接種事業の支援でございまして、高校1年生までが補助対象でございますので、現1年生が2年生になる前に接種できるように今回予算措置をお願いするものでございます。

それから、安全・安心な学校づくり交付金事業といたしまして、中原小学校の耐震化と大規模改修に内示がありましたので予算措置をするものでございます。

二つ目の予算措置は、不適正な経理に対する返還金でございますが、今回の件につきましては先ほど市長が申しあげましたように、多大な御迷惑をおかけいたしましたところでございまして、心からお詫びを申し上げたいと存じます。今後、再発防止に取り組んでまいりたいと存じます。この返還金につきましては、平成15年度から平成20年度までの国庫補助事業に係る事務費の会計検査が実施され、平成22年11月5日付で公表されました返還金にかかわるものでございます。指摘されました国費分の返還はもとより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により補助金の受領から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金も返還しなければなりませんので、国費分と加算金を合わせた国庫支出金返還金の予算措置をお願いするものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

第2条の繰越明許費の補正の追加・変更につきましては、第2表繰越明許費補正により御説明を申し上げます。

第3条の地方債の補正の変更につきましては、第3表地方債補正により御説明を申し上げ

ます。

5ページをお願い申し上げます。第2表繰越明許費補正は、まず10款教育費、5項社会教育費、公民館整備事業を追加するものでございます。これは、本年3月31日に人吉市立大塚小学校を廃止し、4月1日から正式に人吉市大塚公民館及び人吉市大塚コミュニティセンターを設置し、それから事業を実施いたしますので繰り越すものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、小学校校舎耐震補強等事業の変更は、中原小学校耐震改修等事業が本年度での完了が見込めませんので、繰越明許をお願いするものでございます。

第3表の地方債の補正の変更は、小学校耐震補強等事業債でございまして、中原小学校耐震改修等事業の追加によるものでございます。

9ページをお願い申し上げます。歳入でございます。10款、1項、1目、1節地方交付税5,611万6,000円の増額補正は普通交付税の増額でございまして、国の補正予算に伴い追加交付をされたものでございます。

10ページをお願い申し上げます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、きめ細かな交付金710万円の増額補正は、老人福祉センター設備改修事業に対するものでございます。3目土木費国庫補助金、3節都市計画費補助金、きめ細かな交付金280万円の増額補正は、鶴田橋の橋梁診断事業に対するものでございます。4節河川費補助金、きめ細かな交付金470万円の増額補正は、河川しゅんせつ事業に対するものでございます。4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金4,365万3,000円の増額補正は、中原小学校耐震改修等事業に対するものでございます。次に、きめ細かな交付金1,646万1,000円の増額補正は、東小学校トイレ改修工事など小学校施設整備事業に対するものでございます。2節中学校費補助金、きめ細かな交付金100万円の増額補正は、中学校施設整備事業に対するものでございます。4節社会教育費補助金、きめ細かな交付金1,140万円の増額補正は、大塚公民館改修工事など公民館整備事業及び史跡人吉城跡整備事業に対するものでございます。5節教育総務費補助金、住民生活に光をそそぐ交付金56万7,000円の増額補正は、不登校対策事業に対するものでございます。5目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金、きめ細かな交付金300万円の増額補正は、口蹄疫対策事業に対するものでございます。6目商工費国庫補助金、1節商工費補助金、きめ細かな交付金470万円の増額補正は、観光情報発信事業及び観光施設整備事業に対するものでございます。7目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、住民生活に光をそそぐ交付金1,012万4,000円の増額補正は、人吉市住民生活に光をそそぐ基金の積立に対するものでございます。8目消防費国庫補助金、1節消防費補助金、きめ細かな交付金740万円の増額補正は、消防団設備等整備事業に対するものでございます。

11ページをお願い申し上げます。15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金232万9,000円の増額補正は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金でございます。

12ページの21款市債につきましては、第3表で御説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

次に、歳出でございます。13ページをお願い申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費158万3,000円の増額補正は、本庁舎及び別館の洋式便座を温水洗浄便座に変更する庁舎トイレ改修工事の増でございます。

14ページをお願い申し上げます。3款民生費、1項社会福祉費、6目老人福祉センター費790万円の増額補正は、きめ細かな交付金事業でございます。温泉の温度を調整する設備の整備と和式トイレを洋式トイレに改修するための事業費でございます。

15ページをお願い申し上げます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費517万7,000円の増額補正は、国の補正予算に対応したものでございまして、子宮頸がん等ワクチン接種委託料でございます。

16ページをお願い申し上げます。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費347万4,000円の増額補正は、きめ細かな交付金事業でございます。口蹄疫の侵入防止に効果が高い消毒薬の散布機械の購入と専用薬剤の購入でございます。

17ページをお願い申し上げます。7款、1項商工費、3目観光費532万円の増額補正は、きめ細かな交付金事業でございます。まず、今後増加が予想されます外国人観光客への対応のため、4カ国語（英語、韓国語、中国語、日本語）の観光パンフレットなどの印刷製本費でございます。次に、大畑駅及び人吉梅園のトイレの水は、旧国鉄時代に矢岳川から引いた水道管により給水されておりますが、老朽化と大雨による土砂流入でたびたび使用できない状況になるため、新たに簡易水道から給水管を布設するものでございます。

18ページをお願い申し上げます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費860万4,000円の増額補正は、国庫支出金返還金でございます。地方道路整備臨時交付金など土木費で対応した平成15年度から平成20年度までの国庫支出金の事務費で、不適正な経理と会計検査で指摘された国費分とこれに伴う加算金でございます。

19ページをお願い申し上げます。2項道路橋梁費、2目道路維持費1,000万円の増額補正は、道路維持補修工事の増でございます。

20ページをお願い申し上げます。3項住宅費、1目住宅管理費2,019万5,000円の増額補正は、市営団地修繕工事の増でございます。市営団地LPガス供給設備改修工事といたしまして鶴田団地1棟ほか7カ所、屋上防水改修工事といたしまして一二三ヶ迫団地2棟など4カ所を行うものでございます。

21ページをお願い申し上げます。4項都市計画費、3目公園整備費55万円の増額補正は、人吉城跡公園トイレ改修工事等の増でございます。人吉城跡公園トイレ4基、青井蓮池ポケットパークトイレ1基の洋式便座を温水洗浄便座に取りかえるものでございます。4目街路事業費320万円の増額補正は、きめ細かな交付金事業でございます。鶴田橋橋梁診断業

務委託でございます。これは、鶴田橋の耐用年数の判定を行うためのものでございます。

22ページをお願い申し上げます。5項河川費、1目河川総務費530万円の増額補正は、きめ細かな交付金事業でございまして、小万江川と茂田川のしゅんせつ委託でございます。

23ページをお願い申し上げます。9款、1項消防費、1目消防総務費1万9,000円の増額補正は、国庫支出金返還金でございまして、平成17年度に総合流域防災事業費補助でハザードマップ作成を行いました。その事務費に不適正な経理があり、会計検査で指摘されました国費分とこれに伴う加算金でございます。2目非常備消防費831万3,000円の増額補正は、きめ細かな交付金事業でございまして、消防団作業服購入でございます。

24ページをお願い申し上げます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費56万8,000円の増額補正は、住民生活に光をそそぐ交付金事業でございまして、不登校対策事業として人吉っ子アドバイザーを2名増員するための経費でございます。

25ページをお願い申し上げます。2項小学校費、3目学校建設費1億5,500万7,000円の増額補正は、安全・安心な学校づくり交付金事業の中原小学校の耐震化と大規模改修の事業費、きめ細かな交付金事業の東小学校トイレ改修、避難所となります西瀬小学校、中原小学校屋内運動場トイレ改修、中原小学校プールしゅんせつ改修の事業費でございます。

26ページをお願い申し上げます。3項中学校費、3目学校建設費409万7,000円の増額補正は、第二中学校剣道場床改修工事と第二中学校プールろ過機改修工事でございます。

27ページをお願い申し上げます。5項社会教育費、2目公民館費759万6,000円の増額補正は、きめ細かな交付金事業でございまして、休校中の人吉市立大塚小学校を人吉市立大塚公民館及び人吉市立コミュニティセンターに改修するための事業費でございます。5目文化財保護費526万1,000円の増額補正もきめ細かな交付金事業でございまして、史跡人吉城跡整備事業といたしまして、現在観光駐車場として利用しております武器庫一体遺構を養生するために舗装し、人吉城跡公園トイレと後口馬場の通路を改修するものでございます。

28ページをお願い申し上げます。6項保健体育費、2目体育施設費245万7,000円の増額補正は、スポーツパレスの男女更衣室シャワー用給湯器等の購入を行うものでございます。

29ページをお願い申し上げます。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費63万2,000円の増額補正は、国庫支出金返還金でございまして、15年から18年までの河川等災害復旧費補助の事務費に不適正な経理があり、会計検査で指摘されました国費分加算金でございます。

30ページをお願い申し上げます。13款諸支出金、2項基金費、11目人吉市住民生活に光をそそぐ基金費1,012万4,000円の増額補正は、人吉市住民生活に光をそそぐ基金積立金でございます。

31ページをお願い申し上げます。14款予備費を142万7,000円減額をいたしております。

以上で、第1号について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき

ますようお願いを申し上げます。

失礼いたします。訂正がございます。予算書25ページの小学校費、学校建設費のところでございます。中原小学校のプールしゅんせつ改修と申し上げたそうでございますけれども、中原小学校プールのろ過機の改修でございますので、御訂正をさせていただきます。申しわけございません。

○水道局長（多武芳美君）（登壇） おはようございます。それでは、議第2号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、先ほどの市長の提案理由の説明のとおり、会計検査院から指摘をされました不適正な経理処理に係る国費の返還に伴う補正でございます。水道局におきましても心からお詫びを申し上げますとともに、今後は職員の意識改革、法令遵守の徹底等により、再発防止に取り組んでまいりたいと存じております。

それでは、予算書の5ページをお願いいたします。今回の補正は歳出のみの補正でございます。1款、1項、1目事業費129万3,000円の増は、23節償還金・利子及び割引料の増でございます。国費の返還に伴う増額補正でございます。その内訳としまして、国庫補助事業に係る事務費の執行に不適正と指摘を受けました平成15年度から平成20年度までの6年間の国庫補助金返納額86万4,555円とそれに伴います加算金42万8,220円でございます。加算金42万8,220円につきましては、補助金の受領の日から返還金の納付の日までの日数に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に定められました年10.95%の割合で計算した額でございます。なお、財源は国庫補助金返納額、加算金とも一般財源を充てておりますが、加算金につきましては一般会計と同様に後日職員等からの寄附ということで下水道事業特別会計に返納する手続きを取らせていただきたいと思いますと考えております。

6ページをお願いいたします。3款、1項、1目予備費を同額の129万3,000円減額いたしております。

以上、議第2号についての補足説明でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（簗毛正勝君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、議第3号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、議第3号についての質疑を終了いたします。

次に、議第4号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、議第4号についての質疑を終了いたします。

次に、議第1号について質疑はありませんか。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） それでは、議第1号の一般会計補正予算の14ページでございます。

民生費の中から老人福祉センターのトイレ改修というのがあります。和式から洋式ですね。これが普通の洋式、便座も温かく温水が出るのかをお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君） おはようございます。それではお答えいたします。

老人福祉センターのほうには男性トイレが現在和式一つ、洋式が一つ。それから、女性トイレが和式が二つ、洋式が一つございますが、これをすべて洋式と。洋式になっているものはそのままでございますけれども、便座については、温水シャワーといいますか、ウォシュレット式の便座にかえるということで計画をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○16番（三倉美千子君） 以上です。終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君） 予算書の21ページでございます。8款土木費、4項都市計画費、4目街路事業費、鶴田橋橋梁診断業務委託料の増320万円についてでございますが、これにつきましては先だつての経済建設委員会協議会、それから全員協議会で説明を受けております。ただ、今般委員会付託もございませんし、都市計画道路整備関連で人吉市民生活に大いに今後関連してくると思われますので、あえてこの本会議場で質問をしておきます。内容を説明してください。

○建設部長（山上 茂君） おはようございます。森口議員の御質問にお答えいたします。

鶴田橋の橋梁診断をなぜ行うのかというようなことにつきましては、都市計画道路の次期整備路線の整備方針というようなことに深くかかわっておりますので、少しお時間をいただきまして都市計画道路の次期整備路線についても説明をさせていただきたいと存じます。

本市の都市計画道路は14路線、延長で37.09キロメートルでございます。現在のところ整備率が約半分、49%というような状況でございます。現在、皆様御存じのように、都市計画道路紺屋町南町線外1線の道路改築工事が新町地区で行われておりますが、この事業が今年度この3月で完了する予定でございます。市といたしましても、今後も引き続き都市計画道路の整備を進めてまいりたいと考えておまして、この整備に当たりましては、人吉市総合計画や都市計画道路整備プログラム、あるいは現況の交通量等を考慮しながら検討を行ってきております。上位計画である人吉市総合計画、あるいは道路計画の総合計画におきまして取り上げられております路線と、それから人吉市都市計画道路整備プログラムにおいて短期に整備対応すべき路線として上げられているもののうち、都市計画道路になっている路線の中から、いわゆる人吉市が管理しております道路といいますのが国道や県道を除いた道路でございますが、さらに都市計画道路の中で改良が済んでいるもの、あるいは事業を行っているもの、あるいはある程度の形状、車線の確保でありますとか、歩道の整備でありますとか、そういった概成済みと申しますが、そういった路線を除きました路線を次期整備路線の

候補路線というようなことで位置づけをいたしました。こういった種々検討を行いました結果、都市計画道路下林願成寺線、これは通称農免道路でございますが、この上林町のいすゞ自動車人吉営業所前付近から御溝までの区間、あるいは瓦屋町のドラッグストアモリ人吉瓦屋店前から鶴田町の寿しまどか人吉インター店前までの区間、そして鬼木町のファミリーマート人吉インター店前からもみの木動物病院前までの区間、そしてもみの木動物病院前から願成寺町の現在改良が完了しているところまでの区間の4区間と、都市計画道路人吉駅蓑野線、これは人吉駅から人吉橋を渡りまして西間を經由し、国道219号との西間交差点を交差しまして国道267号に入り、蓑野町までの道路でございます。そのうち、西間上町のみのだ内科循環器科そばの交差点から国道219号の交差点までの区間の計5区間を最終的な候補区間としまして、この候補区間の現況の交通量、あるいは大型構造物等の有無について検討を行っております。平成21年11月に交通量調査を行いまして、12時間当たりの交通量を調べたところ、通称農免道路の県道坂本人吉線の交差点からフルーティーロード交差点までが1万3,700台から1万3,900台程度と最も多うございまして、県道坂本人吉線交差点から上林方面、あるいはフルーティーロード交差点から願成寺方面、そして西間上町の国道219号交差点から人吉駅方面は8,600台から8,900台程度でございました。また、橋梁等の大型構造物は下林願成寺線におきまして、山田川に橋長64.5メートルの鶴田橋がございます。なお、そのほかの区間にも3メートルから7メートル程度の床版橋が1カ所ないし2カ所ございました。これらの検討結果から、種々検討いたしましたけれども、交通量が下林願成寺線の県道坂本人吉線交差点からフルーティーロード交差点までが他の候補区間に比べてかなり多うございました。また、県道坂本人吉線交差点からフルーティーロード交差点の間にある鶴田橋が昭和42年に架設をされており、既に架設後43年が経過しておりますことや、当時農道として整備をされた関係で設計加重等が14トンでございます。今後架けかえを含めた検討を行う必要がございます。

それから、この鶴田橋が非常に交通量が多いということでございますので、架けかえ等を検討します場合には、この交通をどういふふうに対応していくのかというようなことで、仮橋等も想定しながら種々検討する必要がございますし、山田川の河川をまたいでおりますので、河川協議等が相当な時間を要するのではないかとというようなことも考えまして、この鶴田橋の施工時期を的確に定め、計画的に整備を行う必要があるというようなことでございます。

以上申し上げましたようなことから、次期整備路線としては下林願成寺線、通称農免道路を最優先として整備を行っていきたいというふうに考えたところでございます。そういったことで先ほど申し上げましたように、鶴田橋がどれぐらい対応ができるのかと、供用できるのかというような問題が最重要な点でございますので、この橋梁診断というのが必要であろうというようなことで行いまして、先ほど申し上げました交通量の多い区間でございますけ

でしょうか。ちょっと御検討ください。

○議長（**簗毛正勝君**） そのまま終了ということで、よろしくお願ひします。「……………
……………」

○11番（**森口勝之君**） はい、よろしくお願ひします。

○議長（**簗毛正勝君**） ほかに質疑はありませんか。（「議事進行。議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（**簗毛正勝君**） 14番。立山勝徳議員。

○14番（**立山勝徳君**） 14番ですが、せっかく質疑をされました森口議員については、大変申しわけなかったんですけども、あえて議事進行の発言をさせていただきました。お許しをいただきたいと思ひます。

議案質疑でございますが、予算書の25ページ、10款教育費、3目学校建設費、補正額は1億5,500万7,000円ということになるわけですが、これは13節委託料、それから14節仮設校舎借上料並びに15節の工事請負費として小学校の耐震補強工事ということになるわけですが、まず14節使用料及び賃借料2,720万6,000円、仮設校舎借上料でございます。これは、プレハブなんですか。そういった仮設校舎の構造について少しお尋ねをしておきます。

それから、工期の関係でございますが、半年以上かかるということで、この間の全協の中でも中原小学校耐震改修工事等ということで説明をいただいたわけでございますが、いつごろから着工になるのか。

それから、仮設校舎ができ上がってからそちらのほうに子供たちが移って授業を始めるといふことになると思ひますが、教室としてはどのぐらいがその影響を受けるのか、何学年がこの影響を受けるのか。そういったものについて、少し工事の内容について詳しく説明をいただきたいと思ひます。

○教育部長（**赤池和則君**） おはようございます。御質疑にお答えいたします。

仮設校舎でございますけれども、西瀬で使用しましたようなプレハブの校舎を予定しております。

それから、着工でございますけれども、4月下旬以降に契約をして着工したいというふうを考えておりますけれども、実際の工事はできるだけやはり夏休み等を利用してやりたいというふう考えております。

それから、学年でございますけれども、教室棟のほうの改修でございますが、あそこには4年生、5年生、6年生のそれぞれ学年ごとに2学級ずつが入っておりますので、プレハブの校舎は6教室分を設置して、そちらのほうに4年生、5年生、6年生が移りまして工事を行うというふうな予定にしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 大体4、5、6年生が仮設教室のほうに行くということでありますが、そこで4月以降、契約して着工するということになりますと、夏場と、それから冬場のほうにも最終的にはかかるかなというふうに思います。そこで仮設校舎の場合にはこの空調設備、例えば夏場にかかるならば冷房と、冬場までに入るならば暖房というのがくると思いますが、こういった空調設備についてはどうなるのか、その点についてお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

プレハブのほうにもエアコンの設置を予定しております。

○14番（立山勝徳君） 終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） まず、10ページの国庫支出金の分になりますけれども、これは地域活性化交付金のきめ細かな交付金ということで、これは定額の交付金になっていますよね。でするので、その定額の交付金の算定根拠を御説明いただきたいと思います。

また、7目の総務費国庫補助金の住民生活に光をそそぐ交付金。これも定額になっていますので、この1,012万4,000円、これの算定の根拠を説明いただきたいと思います。基本的には、この金額を基金として積み立てて運用していくと、2年間にわたって運用していくということですので、その1,012万4,000円の算定の根拠について説明いただきたいと思います。

2点目に、11ページの子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金ですけれども、全員協議会の中で説明があっっていますように、県のほうで基金を積み立てて、その臨時特例交付金の部分で県からのその交付金の分と市の持ち出しでということ接種をしていくということで説明がありました。その接種計画の中で22年度、もしくはそれから23年度の接種計画まで説明いただいているところでもありますけど、この22年度、23年度については、接種者についてはすべて自己負担がなしということで、基金と市の負担で接種をやっていくという形になっていますよね。ならばこれ、基本的にはこの臨時の特例交付金の基金になっています、県の基金がそういった形になりますので、なら24年度以降の計画については同じようにやっぱり自己負担なしでずっとしていくのかどうか、そういったところの計画について、また説明をいただきたいと思います。その辺の24年度以降の計画についてはどのように考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから、18ページの土木総務費の加算金の問題。これについても全員協議会の中で1点を説明いただいているところなんですけど、その中で、基本的には1点はその加算金の職員がその負担をすると、職員のほうで道義的責任を取って職員で寄附を募るというようなことで説明がありましたけれども、その中で、全員協議会の中での質問でもありましたけれども、基本的にはその管理職等の方におかれては管理職手当相当分をお願いをします。また

課長補佐以下の一般職の職員におかれては、それなりのお願いをするということで、基本的には管理職等の方は手当で出せばいいと。ただ、一般職の方は本俸から出さなければいけないと。ですので、その辺の考え方について、その全員協議会の中では明確なその基本的な執行部の考えの説明がなかったと思っていますので、そこについては改めてどういった基本的な考えを、手当で対応する部分、また本俸で対応する部分、その分の考えをどういうふうと考えていらっしゃるのか、その辺の説明をいただきたいと思っています。

それともう1点は、ほかの自治体も説明によりますと多くの、これは不適正な経理処理の指摘を受けた多くの自治体の職員が加算金の自主返還をしているように、本市においてもというふうな形で説明あったわけなんですね。ところがその後の新聞の掲載や新聞記事を見てもみますと、結局そういった加算金の職員負担を決めたのは人吉が初めてだと、県内においてそういった記事がありますし、そのほかの県内においては、まだそこまで職員負担でするとは決めてないと、そういった新聞記事を読んだわけなんですね。ですので、その全員協議会の中でそういった多くの自治体がそういった加算金を職員負担としていると、そういった説明があった中で、新聞記事では結局県内で人吉市が初めてなんだというふうな記事を見ましたので、その辺の整合性についてお尋ねをしておきたいと思っています。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、笹山議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、きめ細かな交付金と光をそそぐ交付金の定額についてというお話でございまして、地域活性化交付金の中のきめ細かな交付金、これにつきましては、国のほうで、まずきめ細かな交付金につきましては2,500億円という枠がございまして、光をそそぐ交付金のほうは1,000億円というような大きな枠が実はございます。これに基づきまして地方に配分をするわけでございますけれども、いわゆる地方交付税の算定基準に則したような形で、実は定額のお金が交付をされるものでございまして、人吉市の場合には算定基準に沿ったところで5,856万1,000円がきめ細かな交付金ということで交付をされたと。光をそそぐ交付金につきましては1,069万1,000円が交付されるということで、いわゆるその補助率というようなものがないというようなことで、定額ということで上げさせていただいているということでございます。

続きまして、加算金の件について御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、加算金につきましては予算の中で御説明するべきところがありましたけれども、若干不足しておりますまして大変申しわけございません。職員におきまして、全員協議会の中で御説明を申し上げましたように、負担する方向で職員にも説明をさせていただきまして、予定させていただいているんですが、まず管理職と一般職の方の金額にももちろん差を設けているわけでございますけれども、一人当たりの単価とすれば根拠があるものではなかったわけでございますけれども、その中で一定の額を決める中で管理職については管理職手当相当額ということでございまして、いわゆる管理職手当から出すというようなことではなくて、一定の基準として

管理職手当相当額の協力を求めたいということで実は算定したわけでございまして、職員の方々にも私どもとすれば全庁的に今までこういうことをやってきたという反省のもとに一般職員の方も協力を求めるべきではないかということで、額は違いますけれどもそういうことで御協力を求めるというようなことでさせていただいたところでございます。

それと他の自治体の件でございます。県内では確かに議員おっしゃるように人吉が初めてということでございまして、ただ県内の自治体でも、すべて職員による自主返還について熊本県、熊本市においては納品された物品が単価契約と異なっていたということがわかって、損害額を、返還金のみを職員に求めたというような事実はございます。今回の件につきましては、熊本県だけではなくて、他の全国的な例を参考にさせていただいた中で検討させていただいたということでございます。

以上、3点だけお答えをさせていただきます。

○健康福祉部長（中村明公君） それでは、予防接種、ワクチンの接種についてお答えをしたいと思います。

先般、22年度と23年度の計画については御説明申し上げたところでございますけれども、24年度以降についてどう考えているかということでございます。実は今回の予防接種につきましては、予防接種法に基づく接種ではございせん。しかしながら、今回のワクチン接種について三つの要件が国のほうから定められております。一つは、市町村が実施主体となるということでございます。それからもう一つは、健康被害、これに対応するためにPMDAという独立行政法人ございますが、これと別に保険に加入しているということが条件になっておりまして、人吉の場合、全国市長会が窓口となっております予防接種の賠償保険に加入しているところでございます。

それからもう一つは、副反応、要するに副作用でございますけれども、副反応についての報告を義務づけている。その体制を整備しておくようにということが通知としてまいつているところでございます。実はこれがその定期接種に向けての一つの段階だというふうに考えているところでございます。24年度以降につきましては未定ではございせんけれども、厚生労働省の予防接種部会のほうで、実はこの三つのワクチンにつきましては24年度以降、この予防接種法に基づく定期接種に移行する方向で検討されているところでございます。したがって、まだこの実施内容についてははっきりいたしませんけれども、この22年度、23年度の2カ年において、幅広いといいますか、5歳ぐらいの年齢層で接種を広く国民にして、その後は、多分標準接種といいますか、そのある年齢層に定期的に毎年接種が行われるんではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 加算金については、そのきちっとした考え方といいますか、その答弁

はなかったんじゃないかなと思っていますけど、そのような考え方で実施をされる場合に、熊本県とか熊本市が以前にやった分については、それは加算金についての自主返納じゃないわけですよ。返還金に対しての、その不適正に処理をされた部分についての返還を自主的にされたというふうな、自分たちがそういった単価の部分がその間違っただけと、そういった形で出たので、そのまま自主的に返還をされた。ただ加算金について返還をしたというわけじゃないわけですよ。その加算金について、そういった自主的に返還するというのが、他の自治体でも多くの自治体がやっているようにという形で説明、全員協議会の資料に説明してありますので、そして片や県内では全くしてないと。だけん、どこの多くの自治体がやっているのかとわからんわけですよ。だから、全員協議会の説明とその新聞報道とを見たときに、本当にその加算金の自主返還がどれだけの多くの自治体でそういった形でやっているのかという部分で疑問が出てきたわけなんです。もしこういった形で資料として説明の中で、多くの自治体がということの説明するのであれば、例えば、どこの県のこういった自治体が実際やっていますよと、そういった説明を私はしていただきたいなと思っています。具体的にこういった自治体が、どれだけの金額をこういった形で加算金としてやっていますよと、そういった具体的な話がないと、なかなか理解できないんじゃないかなと。ましてや県内ではほかの自治体はまだしてないと、中にはやっぱり加算金もすべて公費で支払う方向で検討している自治体もあると、そういった自治体もあるわけですよ。そのようにできたらそういった具体事例の自治体を説明いただければと思っています。

それともう一つは、職員の方に協力を求めるということで説明をされていると思っていますけれども、これはあくまでも協力であると。自主的にというふうなことで、例えば上司からの、例えば強制的に、いやお前は払とらんけん、どぎんやとか、そういった話を基本的にパワハラといいますか、そういった形で話しかけられてきた場合に、やっぱり職員とすれば言われたらというふうな気持ちになると思っています。私はそういったことはあくまでもないように、あくまでも自主的に協力をするというふうな基本的な考えを、やっぱり管理職の方が持っていたかなければならないというふうに思っていますので、そこについても基本的にそういった考えをお尋ねをしておきたいと思っています。基本的にきちっとそういったことをするというふうなことを確認をしたいと思っていますので、その2点についてだけ改めてよろしくお願ひしたいと思っています。

○総務部長（坂崎博憲君） まず、他の自治体がどのように対応したかということで、県外におきましては千葉県、愛知県、福井県、長野県の市町村でそういう例があるというふうなことでございます。

それからもう1点は、職員にパワハラ等がないようにというふうなことでございまして、実は職員組合とも一般職員への説明会の前に協議をさせていただいておりまして、その際に組合のほうからも今回の協力金はあくまでも強制ではなく任意の協力金であるということ

相互に理解を、確認をしているところでございます。協力していただけなかった職員に対しても、そのペナルティとか、そういうことを与えることがないように強く要望もあったところでございまして、私たちもあくまでもこれは協力金でございますので、決してそういうことがないように努めてまいりたいというふうに思っています。

以上、御説明申し上げます。

○5番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（笹毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時46分 開議

○議長（笹毛正勝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

発言の申し出

○議長（笹毛正勝君） 議事に入ります前に、先ほど議第1号に対する森口議員の2回目の質疑について、立山議員から議事進行の発言があり、私が削除しますと申し上げましたが、会議規則第62条により発言した議員から取り消しの申し出が必要となります。ここで、森口議員の発言を許可します。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君） 先ほど私の質疑の中で、2回目の質疑につきましては、すべて取り消しをお願いしたいと思います。お取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

○議長（笹毛正勝君） ただいまの発言の取り消しの申し出について、許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 今、森口議員のことは議長がお諮りになりましたよね。その前に、議長が権限外の削除しますとおっしゃったことはどうなるんですか。

○議長（笹毛正勝君） そのことにつきましては、深くお詫び申し上げます。

○18番（下田代勝君） お詫びじゃなくて、これは議場ですから、森口議員は正式に削除してほしいという申し出がありましたよね。それによって削除されると思います。議長は削除しますという発言をされていますから、それはどうされるんですかというお尋ねです。

○議長（笹毛正勝君） それに対する私の発言も削除することにしたいと思えます。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 議長。削除しますって、その議場の権限というのはしっかりとお考えになって、削除されるならば取り消しをやっぱり求めにやだめなんですよ、あなたが。そういうことじゃないですか。

○議長（蓑毛正勝君） その件について、私の発言の取り消しについて、皆さん方御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蓑毛正勝君） 御異議なしということでございますので、取り消させていただきます。したがって、森口議員に対する2回目の答弁も削除することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蓑毛正勝君） 御異議ありませんので、そのように取り扱います。混乱させて申しわけございませんでした。

議第1号について、ほかに質疑はありませんか。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 1点だけちょっと質問させていただきます。

15ページの4款衛生費の子宮頸がんについてであります。今回の補正は、高校1年生、16歳相当の方を対象にされておりますが、高校1年生の方が2年生になる前の段階ということで、実質きょうが1月27日ですので、2月、3月の2カ月間、この2カ月間の期間も対象になるわけですが、この対象者に対する周知の方法をお答えください。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、接種開始時期から6カ月間に3回接種するというようにされております。高校1年生、16歳相当につきましては、特例としてこの年度内に1回でも接種をしておくことと次年度において残りの回数を接種できるということになっております。御質問にありましたとおり、残された期間2カ月でございますので、もれなくこの対象者の方々にお伝えするために、そしてまた副反応等を含めて、よくこのワクチンについて御理解をいただいた上で接種を受けていただくために、できる限り広報、それからホームページ、それから学校等を通じまして、それから各個人あてに通知をするということで、この三本立てで周知を図っていくということで考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 今の周知方法で万全だとは思いますが、対象者の方には聞いてなかったということがないように、周知のほうはよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（蓑毛正勝君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 20番の大王です。今、子宮頸がんワクチン等々について質疑が行われておりますが、議会のほうでもこれは全会一致で国等々に要望もしてございましたし、また南九州市議会議長会の中でもそういった要望活動をして、市のほうも協力していただくということで、非常に素晴らしいこと、よかったなと思っております。また、一般質問でもそれぞれの議員がやられたことで、本当によかったと思っております。

そういった中で、今、豊永議員が質問をされましたことに関連をいたしますが、まず16歳ですね、あと2カ月、高校生ということになっていくわけですが、高校に行っていない方もいらっしゃるだろうと思います。それと、何かの事情でやはり受けられない、例えば病気だったりいろんなことで受けられない方もいらっしゃると思います。そういったところについて、これは強制定期接種じゃありませんので任意になりますが、そのあたりについてのとらまえ方、一生懸命周知をしていくんだと言われておりますが、そのところについてをどうされていくのかというのをもう一度確認をしたいと思っております。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

まず、高校に行っておられない方もあるわけがございますので、先ほど申し上げましたとおり、広報のほか、住民票に登録されている方につきましては、各個人あてに通知をしてみたいというふうに考えております。

それからもう一つ病気でございますが、これはこの要項の中に熱があったり、体調の不調によって今年度内に予防接種を受けることができない場合は、それを認めるということになっておりますので、今年度内に1回、そういう事情でできない場合は、次年度に3回受けていただくということになるということでございます。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） ということは、例えば本年度中、16歳ですよ、3月31日までに16歳になられる方で、もし何らかの事情で受けられないときは、そういったものが証明できれば次年度、23年度に3回受けられるということによろしいわけですね。やはりこういったせつかくいいことでありますので、きちんと市民に徹底をしていただきたい。

それと次年度以降、先ほど笹山議員のほうからもるる質問があったわけですが、そのあたりについても24年度からそういった定期接種等々につながっていくということではありますが、きちんと、例えばその当該年度に受けられない場合というのがありますので、そういったことについてもセーフティネットをきちんと周知徹底して、そしてやはり行政としてそこは何らかの形で今後やっていただくことを要望したいと思います。

それと、先ほど笹山議員のほうからもありましたが、やはりこれは要望としてお願いいたします。それぞれの資料等々出されているわけですが、やはりまず先ほど質問しようと思いましたが、答弁があったように、類似都市。結局先ほど追加金の問題、県名は言われました

が、本来なら市まで聞きたいんですよ、この地域でやられているということで。でも今、愛知県だったり、千葉県だったりそういったことでやっておりますよと。じゃ、その市町村がどれぐらいの割合、比率でやっておられるのかと言われても、なかなか今答弁はできないだろうと思います、現実問題として。もし答弁ができるのであれば答弁もしていただきたいんですが、やはり基本的に、熊本県は14市がどうあるべきか。それと、九州内でどうあるべきか。それと、類似都市でどうあるべきかという基本的な資料をもって、やはり全員協議会または議会にはきちんと説明をしていただきたいと思いますので、もし先ほど言われた、いくつかの県名を言われましたが、そこが答弁ができるのであればいただきたい。これは要望として、できなければそういった基本的な考え方の中でやはり説明資料、答弁は今後お願いしたいと思いますので、これで終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松岡隼人議員。

○1番（松岡隼人君） 1番議員の松岡です。今の子宮頸がん等のワクチン接種に関連してですが、先ほどから啓発ですね、周知等々の答弁がっておりますが、その辺の費用に対する考え方をお聞かせください。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

周知徹底を図るということで、広報等については経費等は発生しないと思いますけれども、個人あての通知については郵送料が発生してまいりますので、これは事務費として必要だというふうに思います。

予算につきましては、既決予算で対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（松岡隼人君） 終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 15番の仲村です。15ページのやはり子宮頸がんについての質問なんです、子宮頸がんの委託先が大体どこになるのか。これ、球磨郡の医師会も入るのか、人吉市だけの医師会なのか。または、医者が外科医、また産婦人科医なのか、どういう具合になるのかもちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

委託先でございますが、これについては人吉市医師会と委託契約を締結するというようにいたしております。

それから、診療科でございますけれども、これは小児科を含めて産婦人科等に計画をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 2回目なのですが、6カ月に3回注射するわけですよね。ですから、1カ所の病院で3回するのか、それとも別々に分けて3回でいいのかというところもちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

その接種を受ける医院等でございますけれども、これについては一つの病院でなくてもいいということで、3回それぞれ違ってもいいということでございます。

以上、お答えいたします。

○15番（仲村勝治君） 以上で終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 17ページでお尋ねをしたいと思います。3日観光費の中で印刷製本費、ここで観光パンフ、これは日本語、英語、中国語、韓国語ですか、それをつくりたいと。これはいいことだと思います。ですから、このことについては私も賛成するわけですが、せっかくですからそうした場合に、例えばそういう外国語、中国の方、または韓国の方、お見えになって、それぞれのところでこのパンフがあるところでお尋ねがあることがあるかもしれません。そうした場合に、そこらに対する簡単な説明といたしましよかね、この観光パンフは差し上げますとか、いろんなそういう会話があるかどうかはわかりませんが、そういうことについての体制というのはどのように考えておられるんでしょうか。パンフそのものは結構です。これはいいことだと私も思いますが、それを配布する、お配りする、お届けする、実際来られた場合に外国人が来られた場合にそれについての簡単なやりとりというのは、そこらについての体制はどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） おはようございます。お答えします。

そこが一番問題なところなわけですが、もちろん各宿泊所なり観光施設で簡単な英会話等については対応していただける方がおられるところもあります。ですから、そういう人の養成を図っていくということで、今回商工会議所でございますが、一応英語と中国語、韓国語の初期といたしますか、初歩的な会話の講座を今度していただくということで、市でもそういう対応は今からもやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 今、経済部長のほうから御答弁ありました。全くそうだろうと思えますし、市も積極的にタイアップをして進めていただきたい、そのように要望しておきたいと思えます。

終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、議第1号についての質疑を終了いたします。

次に、議第2号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、議第2号についての質疑を終了いたします。

それでは、採決を行います。採決は分割して行います。

まず、議第3号についてお諮りいたします。議第3号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第4号についてお諮りいたします。議第4号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第1号についてお諮りいたします。議第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第2号についてお諮りいたします。議第2号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（簗毛正勝君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。これをもって、平成23年第1回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 簗 毛 正 勝

人吉市議会議員 森 口 勝 之

人吉市議会議員 田 中 哲

平成23年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成23年3月1日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成23年3月1日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第5号 平成22年度人吉市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第4 議第6号 平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第7号 平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第8号 平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第9号 平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第10号 平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第11号 平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第12号 平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議第13号 平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議第14号 平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議第15号 平成22年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第16号 平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第17号 平成23年度人吉市一般会計予算
- 日程第16 議第18号 平成23年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第17 議第19号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議第20号 平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第21号 平成23年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第20 議第22号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第21 議第23号 平成23年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第22 議第24号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議第25号 平成23年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第24 議第26号 平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第25 議第27号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第28号 カルチャーパレス管理条例及びカルチャーパレス利用促進委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第29号 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第30号 人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約の

廃止について

日程第29 議第31号 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について

日程第30 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第31 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第32 議第34号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第33 議第35号 損害の賠償について

日程第34 議第36号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第35 議第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第36 議第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員 (20名)

1番	松岡隼人君
2番	井上光浩君
3番	豊永貞夫君
4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西信八郎君
8番	松田茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君

18番	下田代	勝 君
19番	簗毛	正勝 君
20番	大王	英二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	深 水 雄 二 君
総 務 部 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 長	荒 卷 通 君
健康福祉部長	中 村 明 公 君
経 済 部 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	松 田 知 良 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	今 村 朱 美 君
経 済 部 次 長	山 本 政 義 君
建 設 部 次 長	宮 原 真 二 君
秘 書 課 長	愛 甲 秀 樹 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
商工振興課長	廣 田 五 浩 君
管 理 課 長	中 川 一 水 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	田 中 幸 輔 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
教育総務課長	松 岡 誠 也 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 田 定 美 君
監 査 委 員 事 務 局 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

午前10時00分 開会

○議長（**簗毛正勝君**） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成23年第2回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略させていただき、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただけますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 会期の決定

○議長（**簗毛正勝君**） 日程第1、会期の決定については、去る2月22日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番、永山芳宏議員。

○9番（**永山芳宏君**）（登壇） おはようございます。平成23年3月第2回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月22日、議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日3月1日開会、2日午前10時から公益的施設の適正配置に関する特別委員会、午後1時30分から球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会、3日から7日まで休会、8日議案質疑、9日、10日一般質問、11日一般質問及び委員会付託、12日、13日休会、14日予算委員会、15日、16日、17日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日予算委員会、19日から23日まで休会、24日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問の通告は3月4日金曜日午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。

一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。また、議案質疑の回数は、質問席から2回以内ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（**簗毛正勝君**） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおりに決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笹毛正勝君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおりに決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（笹毛正勝君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。
署名議員に13番、本村令斗議員、14番、立山勝徳議員を指名いたします。

日程第3 議第5号から日程第36 議第38号まで

○議長（笹毛正勝君） 次に、日程第3、議第5号から日程第36、議第38号までの34件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成23年第2回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、市政に処する所信を申し述べる機会を与えていただき、まことにありがとうございます。若干時間を拝借いたしますがお許しをいただきたいと存じます。

私は平成19年5月、市民の皆さまの温かい御理解と絶大なる御支援を賜り、市政運営の重責を担わせていただき、議員各位とともに任期を満了することになります。

顧みますとこの間、国政においては政権が自民党から民主党へ移り、自民党政権から含めてこの4年の間に首相が5人も代わるなど混迷を深め、国会運営、政策の面におきましても海凶なき航海を続けているかのように感じております。経済面におきましてもリーマン・ショック後の経済危機を克服したものの、失業率が若年層を中心に依然として高水準で推移するなど、いまだ厳しい状況にあります。地方にとりましては更に厳しい財政運営を余儀なくされ、地域間競争をいかに勝ち抜くか、いかに地域特性をアピールできるかが重要である一方、地域間連携の重要性も再認識した4年間でした。

このような中、平成19年の市長就任以来、私は市民の声を大切にし、また議会の御判断を仰ぎながら、私の政治信条でございます「公平、公明、公正なる、市民に開かれた、市民のための市政運営」に取り組んでまいりました。この信念のもと、地方が元気にならなければ国も元気にならないと信じ、「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「観光で食べられるまち、農業で食べられるまち、企業誘致」を政策の三本柱とし、同時に行政の刷新を掲げた行財政改革を推進してまいりました。具体的には、総合計画を軸とする行政運営と本市のあるべき将来の都市像を目指し、さらに私が皆様方にお約束いたしましたマニフェストの実現に向けて、市職員と一丸となって全力で取り組んできたところでございます。

また、私は市長に就任して最初の所信表明において、ジョン・F・ケネディが大統領就任

演説の中で使った言葉を引用した上で、「市役所が、あなたのために特別に何かをしてくれる時代は終わりました。市民の皆様一人一人が、町のために、職場のために、仲間のために、近所のために、家族のために、さらには自分のために、何をなすことができるか、どのような行動が、みんなや自分の幸せにつながるものかを考え、あるいは感じながら、ともに支えあい、励ましあい、いたわりあって、笑顔とその声が絶えない町にしていけることが、今後のまちづくりの大原則となると信じている」と申し上げました。

私は、このメッセージの真意が市民の皆様的心里に届いていると信じ、私自身、その信念のもと、この4年間をひたむきに走り続けてまいりました。

今議会は、今期最後の定例議会でございますので、これまで議員各位並びに市民の皆様とともに取り組んでまいりました市政の軌跡を総括して申し上げてみたいと存じます。

まず、私が市民の皆様と直接語り合うことで、市政に対する理解を深めていただき、今後のまちづくりを協働で進めていくことを目的として、就任した平成19年から4年間、市長と語りうひとよし“かがやき”づくりトークを開催してまいりました。時には厳しい御意見もございましたが、対話の中で相互の理解を深めることができたものと存じます。

また、平成20年度には、市民の皆様から広く御提案をいただく組織「10年後の人吉を語る平成100人委員会」を設置し、まちづくりについて計13回の会議を開催いたしました。平成22年7月に委員会から、まちづくりについての提案書を提出いただいております。御提案いただきました内容につきましては、今後、本市策定の諸計画に反映させるなど、広く市政に取り入れてまいらなければならないと存じます。

平成20年9月市議会定例会におきまして、私は川辺川ダム建設事業の白紙撤回を求める表明を行いました。その後、蒲島知事が同様に白紙撤回を表明され、ダム事業を巡るこの二つの大きな流れが、その後の球磨川水系の治水の問題、そして水没地域である五木村の再生の問題に大きく影響を及ぼしてまいりました。この表明に対し、励ましや賛同する声を多数お寄せいただいたことで決意表明の意義を確信もいたしましたが、長年にわたりダム事業に翻弄されてこられました五木村の皆様には戸惑いや御心痛をおかけしたことに対しましては、非常に悩み、心を痛めたところでございます。その五木村の再生に向けての問題でございますが、期待されておりました今通常国会へのダム中止後の水源地域を救済する法律の提出が見送られ、いまだに大きな課題となっております。これまで、球磨郡町村会、あるいは川辺川ダム建設促進協議会を通して、国、県へ五木村の一日も早い再生に向けての政治判断を強くお願いしてまいりましたが、今後もさらに流域の自治体と一体となって関係機関へ強く働きかけをしていかなければならないと存じます。

一方の治水問題でございますが、年々脅威を増す集中豪雨などに対し、一定の数字上の安全度を設定してよりどころとする治水対策を容認しながらも、一貫して防災と減災への取り組みによる安全確保を訴え、各種施策を進めてまいりました。計8回にわたる「ダムによら

ない治水を検討する場」においても、当然、ハード整備などの施工とあわせて、ソフト対策の重要性を主張してまいりました。平成23年度以降は、会議において、提示の要望があった治水対策を進める上での事業予算や年次計画などについても言及されるものだと存じますし、より具体的な治水対策、あるいは治水計画が示されるものだと期待をしているところがございます。今後も引き続き、流域治水の安全のために、地域防災力を高める対策などについて求めていかなければならないと存じます。

昨年実施いたしました日野熊蔵初飛行100周年記念事業でございますが、実行委員会を組織いたしまして、テレビ熊本制作による郷土の偉人シリーズのテレビドラマ「空の開拓者日野熊蔵伝」をメイン事業に置き、約半年にわたって様々な関連事業を実施いたしました。テレビドラマについては、全国ネットであるBSフジで放映し、日野熊蔵という存在、人物像、功績を全国へ広め伝えるとともに、放映に合わせて本市のPRを行いました。

また、年末の12月14日、本市寺町の生誕の地において記念式典を開催したほか、日本初飛行と記録されている12月19日の東京都渋谷区代々木公園内の航空発始之地においての式典では、日野・徳川両家はもとより多くの関係者に御臨席を賜り、ささやかではございますが、尊敬と善意の心に満ちた温かい記念式典を挙行することができました。これらの事業に関しましては、有形無形の華を添えていただきましたすべての皆様に、この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

このような、市を挙げて、諸縁をたぐり寄せての取り組みが、年末の熊本日日新聞の社説で取り上げられ、先人に学ぶ形での地域づくりとして評価していただき、まことに光栄に存じます。今回の顕彰事業を通しまして、郷土の誇り日野熊蔵翁がその功績だけで評価されるのではなく、みずからの志に向かって勇気と使命感、そして誠実さをもって生きた人生そのものが、我々に感動と感銘を与えるということが再認識できましたので、今後もこの事業の第一の目的である子供たちに、さらに伝えてまいらなければならないと意を強くしたところでございます。

姉妹都市関係でございますが、国内における交流につきましては、私の任期中に鹿児島県指宿市とは30周年、静岡県牧之原市とは旧相良町の時代からいたしますと50周年という節目の年を迎えることができました。

さらに私は任期中に、交流を通して“ひとづくり”にも取り組んでまいりました。それは、次世代を担う子どもたちに、世界における文化、歴史、考え方の違いを肌で感じてもらい、また違いを受け入れ、認め合う、いわば寛容の精神を養い、世界からこのふるさと“ひとよし”のよさを再認識することで、郷土愛をはぐくむといったことでございます。心の中の地平線・水平線を広げ、世界にはばたく進取の精神を身につけるといった目的のもと、外国との交流先の検討から始まり、現地訪問調査、ポルトガル共和国アブランテシュ市との姉妹都市締結、さらには第1回の青少年交流派遣まで取り組めたことは、一つの成果としてとらえて

いるところでございます。

交通政策関係でございますが、平成23年3月12日の九州新幹線全線開業に合わせ、熊本一人吉間に「SL人吉」の運行も再開される計画となっております。これまで、SLの運行に伴い、観光客の回遊性を高めるために「じゅぐりっと号」の運行、さらには市民の方々の生活路線としての利便性を高めるため、循環型バス「さるく人吉」の運行に取り組むなど、観光客を初め、地域内外の方々の交通手段の確保に努めてまいったところでございます。さらには、昨年10月からこれまでバスが走っていなかった山間部を中心に、小型のバス、通称“豆バス”が運行を開始し、交通空白地帯もかなり解消されてきたところではあります。バス路線に対する運行費補助の増加を初め、それぞれの地域で異なった課題も残されており、現在運行しているバス利用の状況なども踏まえながら、地域の実情に合った公共交通手段の確保が必要であると存じます。

また、もう一つの公共交通であるくま川鉄道におきましては、少子化による通学利用者の減や自家用車の普及により、鉄道利用者は年々減少をしており、開業当初からしますと利用者が約6割にまで落ち込み、さらにはくま川鉄道を地域で支えるために設置いたしました人吉球磨地域交通体系整備基金もここ数年で枯渇をするという状況を迎えておりました。就任当初から、存続のためには経営の安定化を図るための新たな仕組みづくりや将来を見据えた中・長期の運営計画が必要と存じ、これまで協議を重ね、ようやく人吉球磨地域全体での公的負担による支援などを決定したところでございます。しかしながら、地域の負担だけに頼ることなく、厳しい経営状況を打開するための鉄道利用増となる策を展開していかなければならないものと存じ、地域とさらなる連携を図りながら、地域の宝であるくま川鉄道の利用促進に努めてまいらなければならないと存じます。

財政改革でございますが、市長給与20%削減につきましては、当選直後の平成19年6月議会に御提案させていただき、同年7月から速やかに実施するとともに、新規採用者の抑制などマニフェスト及び定員適正化計画を着実に実行し、計画的に人件費の削減を図ってまいったところでございます。その結果、職員給与費につきましては、平成19年度と平成21年度決算額の比較において、1億9,200万円余りの削減効果があり、マニフェストの削減目標を大きく上回る成果を達成できたところでございます。

行政改革関係でございますが、平成20年度に第4次となる行政改革大綱「人吉市行政経営戦略計画書」を策定いたしました。今回は、マニフェストや総合計画が目指すビジョン・目標に向けて、これまで以上にスピードと柔軟性を持って、社会情勢の変化に対応できる行財政システムの構築を図り、具体的な改革の道筋を示すことを目的としております。国における地域主権改革が推し進められる中で、本市におきましても市民ニーズの多様化に迅速かつ的確に対応するため、本市の実態に即した80項目からなる実施計画のもと、事務事業に取り組み、平成23年度まで計画的に推進していかなければならないと存じます。

入札制度改革では、入札及び契約事務の透明性・公平性を高めるために、平成19年7月から予定価格の事後公表を行い、また、同年12月には、入札監視委員会を設置いたしました。これらは、これまで公表していなかった事項についても公表し、また、職員以外の方に指名の理由及び経費などを明らかにすることで、透明性を高め、職員が法令規則などを遵守することに寄与しているものと存じます。

また、一般競争入札の導入につきましては、平成21年10月に、地元業者育成の機会をできるだけ確保することも十分考慮しながら、条件付一般競争入札を試行いたしましたが、現在の厳しい経済状況では、その本格導入につきましては、慎重に対処されなければならないと判断しているところでございます。

補助金の見直しでございますが、平成21年3月に人吉市補助金検討委員会から、本市の補助金のあり方についての提言をいただき、それに基づき平成21年6月に人吉市補助金基本条例の制定をいたしたところでございます。この条例に基づき、人吉市補助金審査委員会を設置し、平成21年から平成22年にかけて、本市が平成20年度に交付したすべての任意補助金の審査をしていただき、本市の補助金の交付が適切か否かにつきまして提言をいただいたところでございます。今後はいただいた提言に基づき、補助金の見直しを検討していかなければならないと存じます。

第三セクターの経営健全化でございますが、平成21年度において、市が資本金、基本金そのほかこれらに準ずるものを出資している法人の将来にわたる経営の健全化に関し必要な検討を行うため、人吉市行財政経営検討委員会を設置いたしました。平成22年3月30日にこの委員会から「第三セクター3法人の経営健全化に関する提言」をいただき、くま川下り株式会社、くま川鉄道株式会社、くま焼酎リサイクリン株式会社の3社と本市との協働によりまして、提言内容に沿った経営改善計画の策定及び経営評価表の作成を行い、引き続きこの委員会において、その内容の検討、評価をいただき、その結果につきまして公表を行ったところでございます。今後も、第三セクターの経営健全化に向けて、官民一体となって努力していかなければならないと存じます。

防災関係でございますが、ダム建設の白紙撤回の表明をしましたとき、私は防災そして減災を念頭においてまいりましたが、その一環といたしまして、平成20年度から毎年、継続して防災実働訓練を実施しております。本市と市民、防災関係機関が連携し、水害から市民の生命を守り、かつ被害の軽減を図るために、避難訓練や水防対応訓練などを行っているところでございます。

また、平成22年6月には、新ハザードマップ（災害避難地図）を作成し、各家庭に配布いたしました。球磨川水系一級河川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを追加しておりまして、市民の皆様にご覧いただき危険箇所を周知することが目的でございますので、ぜひ日ごろから確認をされ緊急の避難時に役立てていただきたいと思います。今後も災害から市民の生命、身体、

財産を守るため、行政と市民の皆様が一体となった防災対策の推進を図り、安全・安心なまちづくりに取り組んでいかなければならないと存じます。

まちづくり関係といたしましては、平成19年度から本市の地域情報を内外に発信し、地域の活性化及び質の向上を図るため、まちづくり親善大使を任命してまいりました。これまで、あらゆる分野で御活躍されている15人を任命し、本市の対外的な宣伝活動を初め有意義な情報提供や、まちづくりについての御提言をいただいております。

市民相談関係でございますが、市民の皆様相談の窓口をわかりやすくするために、地域生活課にありました市民相談窓口と、商工振興課にありました消費生活相談窓口を一本化し、平成21年4月、市民課に暮らし安心相談係を設置いたしました。さらに、多重債務などでお悩みの方にもきめ細かな相談対応ができるよう、平成21年8月に県内市町村では熊本市、八代市に次いで3カ所目となります消費生活センターを同係内に開設いたしました。長引く不況の影響もあり、本年1月末までの相談件数は798件と昨年同時期に比べ10パーセント近く増加しております。そのような中、問題が解決した市民の方々からは、お礼の言葉や手紙をいただき、相談業務の必要性を改めて感じているところでございます。

地域福祉関係でございますが、全ての人が住みなれた町で、いつまでも心豊かに暮らすために、地域における要援護者（高齢者、障がいのある人、子育て家庭などを初めとする、日常生活に何らかの援護を必要とする人）の生活課題の解決のための方策について定める人吉市地域福祉計画を策定いたしました。この計画が目指す姿は、「すべての人が生きがいをもって、互いに力を出し合い、安心して豊かに暮らせる幸せいっぱいのまちづくり」でございます。また、「住民の力を最大限発揮できる体制づくり」、「すべての分野・すべての人が地域福祉対象」などの七つの基本的な考え方と「『ご近所』基本のまちづくり～向こう三軒両隣の復興～」という基本的な方向のもと、自助、共助、公助それぞれの取り組みを定めております。

あわせて、平成21年度からは、厚生労働省の補助事業である安心生活創造事業を活用し、地域において援護の必要な人を漏れなく把握し、そのニーズにこたえる体制づくりを行っております。この事業は、平成23年度までの3カ年の予定で、全国で58の市町村が取り組んでいるところでございまして、本市におきましてはこれまでに、市社会福祉協議会へ委託して65歳以上のひとり暮らしの方に聞き取り調査を行い、小地域ネットワーク活動との連携を図ってまいりました。さらには、事業者による安心生活応援団活動を立ち上げ、二重三重の見守り体制、支援体制づくりを進めているところでございます。今後は、それらの活動を維持していくための仕組みづくりなどにも取り組んでいかなければならないと存じます。

次に、平成21年度から平成22年度の2カ年にかけて、「戦争体験と平和への想い緊急調査事業」を実施いたしました。これは、戦後60年を超える長い歳月が経過し、戦争体験の風化が危惧されている中で、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に継承していくための取り組

みでございます。具体的な内容といたしまして、戦争を実体験された50人を超える市民の方々の体験談集の作成や太平洋戦争時における当時の本市のマップの作成を行いました。今後は教育の場においてもこの体験談集を活用していただき、戦争を知らない子供たちが、戦争の悲惨さを知り、平和の尊さについて考え、さらに次の世代へ、未来へと大切に語り継いでくれることを期待する所存でございます。

障害者福祉関係でございますが、知的障害者授産施設希望ヶ丘学園、知的障害者授産施設うぐいす荘及び養護老人ホーム延寿荘などの福祉施設については、社会情勢などの変化に迅速に対応し、利用者本位のサービスを提供するとともに、安定的な経営基盤を確立するためには、民営化が最適であるという結論に達し、平成22年4月から社会福祉法人の人吉市社会福祉事業団へ民間委託をいたしました。このことにより、人吉市社会福祉事業団が、本市福祉行政の充実と推進にさらに努められ、ほかの社会福祉法人のモデルとなる運営を行っていただけるものと期待しているところでございます。

児童福祉関係でございますが、就学前医療費無料化につきましては、私のマニフェストに基づき、乳幼児医療費助成事業の完全無料化を、平成20年7月から5歳未満まで、平成21年4月から就学前までに引き上げ、保護者の方の経済的負担の軽減を進めてまいりました。また、申請手続きにつきましても簡素化を行い、市内医療機関につきましては、保護者の申請手続きなしで助成ができるようにいたしており、保護者におかれましては利便性が向上したものと存じます。

子育て支援対策でございますが、平成21年度に策定いたしました人吉市次世代育成支援行動計画（後期計画）におきまして、本市の総合的な子育て支援施策を整理し、計画的な整備を進めております。平成22年度におきましては、地域で登録会員同士が子供を一時的に預かり、また保育所・幼稚園への送り迎えを行うファミリーサポートセンターの設置、イスミ本店3階にあった九ちゃんクラブを1階空き店舗に移し、ミニ図書館やカフェコーナーを併設した『ほっとステーション九ちゃんクラブ』の開設、子育て情報を一冊にまとめた人吉市子育てガイドブックの発行、子育て応援担い手育成事業による保育サポーターや子育てボランティアの育成など、子育てを重層的に支援する体制づくりを進めてまいりました。また、平成19年12月に人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会を設置いたしまして、児童虐待やDVによる被害者に対し、市の関係各機関が連携して、被害者の保護と予防を行う体制を整備いたしております。

高齢者福祉関係でございますが、本市の高齢化率は急速に高まっており、30パーセントに迫ろうとしております。とりわけ、75歳以上のいわゆる後期高齢者の増加が顕著でございます。迫りくる超高齢化社会を見据え、本市では、ハード、ソフト両面におきまして、きめ細やかな高齢者福祉施策に取り組んでまいりました。

まず、高齢者世帯の安全対策に関するマニフェストの実現についてでございますが、緊急

通報機器の無料設置につきましては、これまで2回の要項改正を行いまして、対象者の拡大、費用負担基準の緩和、手続きの簡素化などにより事業の拡充を図るとともに、市民の皆様や関係者への説明会及び広報などを通じまして、その周知徹底に努めてまいりました。また、火災警報器の無料設置につきましては、国の緊急経済対策を受け、75歳以上の高齢者世帯に1,180世帯、延べ1,409個を設置いたしております。

これらのマニフェストの事項に加え、新たな安全対策といたしまして、平成22年度から、徘徊の心配のある方にGPS移動端末器を携帯していただくことにより、現在位置が確認できる認知症徘徊高齢者検索システム事業の運用を開始いたしております。また、対象者の詳細情報を冷蔵庫の中に入れておき、救急活動に役立てていただくことを目的に、『命のバトン』を1,420世帯に配布いたしました。

一方、ソフト対策としましては、平成18年に設置されました人吉市地域包括支援センターに高齢者総合相談窓口を設置し、御本人や御家族を初め民生委員、町内嘱託員の皆様などからの御相談を受けております。実績といたしましては、平成19年度4,368件、平成21年度は1万758件、さらに平成22年度は前年度を上回る相談件数が寄せられております。また、地域の皆様と高齢者のあらゆる問題の解決へ向けて、「人吉市高齢者地域包括支援ネットワーク」を組織し、虐待・認知症高齢者の徘徊問題など地域ぐるみの見守りの充実を図っております。これらの総合的な施策により、今後も、高齢者の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めていかなければならないと存じます。

高齢者の生きがい・元気づくりにおきましては、人吉市老人クラブ連合会の皆様が高齢者福祉の最大の牽引車であることは自他ともに認めるところでございます。「健康、友愛、奉仕」をスローガンに、これまでの活動に加え、シルバーヘルパー活動、子ども王国保安官活動などの拡充を通じまして、高齢者の生きがい・元気づくりを推進されていることはもとより、社会的貢献をいただいておりますことに深甚なる敬意を表する次第でございます。

一方、介護予防事業といたしましては、できるだけ介護認定を受けることなく、元気に地域で過ごしていただくために、デイサービスやデイサロン事業を積極的に展開してまいりました。デイサービスでは、介護サービス事業所3カ所と、温泉施設など3カ所を会場に、運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防などを目的に取り組みました。結果、維持・改善率は84%にも及び、中にはボランティアとして、デイサービスをサポートする側に移行された方もおられ、効果が上がっているところでございます。

介護保険関係でございますが、高齢者人口及び後期高齢者の増加に伴い介護認定率も伸びてきております。このことからサービスの充実を念頭に平成19年度から平成22年度までにおきまして、高齢者が中・重度の要介護状態になっても、できる限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるように、地域密着型サービス事業の基盤整備に力を入れてきたところでございます。小規模多機能事業所、認知症デイサービス、グループホーム、小規模特別養

護老人ホームの設置は、平成22年度整備中を含め15カ所となりまして、介護保険事業における各生活圏域ともに充足できたものと存じます。

今後、団塊の世代が高齢期に達し、介護サービスの需要も急激に伸びていく見込みであることなどから、在宅サービスや介護予防を重視した施策の推進に努め、これまで取り組んできました施策のさらなる強化・充実を図るとともに、新規プログラムの企画・立案、実践を視野に入れながら、新たな高齢者福祉の展開を図っていかねばならないと存じます。

健康づくり推進についてでございますが、本市では、平成12年に『ひとよしヘルスプラン21』を策定し、市民との協働により健康づくり事業を展開してまいりましたが、急速な高齢化や食生活を初めとする生活習慣の変化により、生活習慣病の増加を招き、医療費を圧迫する状況となっております。これを受け、平成22年度におきまして、健康、教育、農業などのさまざまな関係団体や、市民団体とのパートナーシップのもと、生活習慣病対策に重点をおいた「健康増進計画・食育推進計画」を平成23年度から25年度までの3カ年計画とし、策定したところでございます。

すこやかな子育てを推進するための取り組みについてでございますが、情報が豊富にある現代においても、子供への接し方や遊び方など、子育てに悩む両親がふえております。また、一方では落ち着かない子供や、集中が続かない子供、うまくコミュニケーションをとることができない子供など、生活に困り感のある子供がふえているのが現状でございます。このようなことから、少しでも子育ての悩みや困り感を解消し、安心して楽しい子育てが実現できるよう、出生後の早い時期に両親とかかわり、より具体的で丁寧な育児の方法を提供することが重要であるため、平成21年度から取り組んでいる乳幼児家庭全戸訪問事業、親子ふれあい教室や5歳児健康相談をさらに充実させ、子供の健やかな成長発達へつながるよう努めていかねばならないと存じます。

農業振興関係でございますが、平成22年4月に宮崎県で発生しました口蹄疫では、本市も家畜の移動制限の規制に入り、大きな影響を受けましたが、関係者の皆様の御協力により、幸いにも本市での発生を阻止することができましたことに、心から感謝申し上げる次第でございます。しかしながら、韓国では口蹄疫被害が発生し、宮崎県など隣県においては鳥インフルエンザの被害も拡大しており、予断を許さない状況が続いていることから、今後も畜産農家への啓発と畜舎消毒などの徹底した防疫対策をお願いしてまいりたいと存じます。

私のマニフェストの一つとして掲げております「農業で食べられるまち」を実現するため、これまで鋭意努力をしてまいりました。農産物ブランド化につきましては、平成20年3月に策定いたしました人吉市農産物ブランド化基本構想に基づき、これまで健康を機軸とした農産物の生産振興、販売促進への取り組みを行ってきたところでございます。具体的には、平成20年の秋から販売を開始しました「医食同源ひとよし米」は、土づくりを基本とした生産部会員の有機栽培の技術向上により、安全・安心はもとより食味のよいブランド米として定

着してきているところでございます。

また、徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」をお手本とした比較的軽作業で生産できる農産物でございますが、平成21年に開始した農商工連携によるトウガラシの契約栽培は、軽量野菜で高齢農家に取り組みやすく、有害鳥獣の被害も少ない有望作物であり、今後も引き続き人吉トウガラシ生産部会を中心とした人吉球磨地域での生産振興を図っていかねばならないと存じます。

さらに、キクラゲにつきましては、平成22年8月末に28戸の農林家などで、農事組合法人「人吉きのこ生産組合」の設立をしたところでございます。平成23年度から本組合を中心として国産キクラゲの組織的生産、販売が行われますので、本市といたしましては、国内でも有数の生産地となりますとともに、農産物生産者の所得向上につながっていくものと期待しているところでございます。

また、農産物生産者の所得向上には、安定した販路の確保が最も重要であるとの認識から、地産他商推進室を新設し、あらゆる機会をとらえて、大都市圏での本市農産物のPRはもとより、出口である販路の確保に努めてまいりました。その結果、人吉産キクラゲや医食同源ひとよし米を初めとする人吉産野菜の販路や企業とのタイアップによる販路を確保いたしております。今後は、JAなどの協力も得ながら、さらなる販路拡大のため、農産物などの商品企画開発、新興作物の産地形成などに、より一層力を入れ、地産他商の充実を図っていかねばならないと存じます。

米の生産調整関係でございますが、転作が始まって以来続けられてきました転作面積配分が、平成16年度から米の生産目標数量の配分へと改正され、平成21年度まで5年間継続してまいりましたが、平成22年度におきましては、農政の大転換の一步となる戸別所得補償モデル対策として、水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業が実施をされたところでございます。本対策は、平成23年度から農業者戸別所得補償制度として本格実施をされるわけでございますが、これまでの水田を対象としたモデル対策から、麦・大豆・そば・菜種といった畑作物にも対象が拡充をされ、加算措置なども整備されるようでございます。また、平成20年度から生産調整対象作物として取り組んでおります焼酎原料用加工米につきましても、これまでの3カ年の実績を踏まえ、本年度からは品種をミズホチカラに統一しまして振興を図っていかねばならないと存じます。

農林整備関係でございますが、農業用施設につきましては、人吉市上田代町の県道大畑西線から錦町横山の県道錦湯前線をつなぐ県営錦南部農道整備において計画延長9,000メートルのうち、平成20年1月末には人吉区間を含む4,550メートルが供用開始となっております。残りの区間につきましても平成29年度完成を目指し整備をしていただいているところでございまして、本市と上球磨地域を結ぶ利便性の高い農道として利用されるものと存じます。そのほか温泉町の湯本1号線や鹿目地区の野口2号線は、市の単独事業として、平成23年度中

の完了を目指し継続して農道改良を進めております。

また、かんがい施設につきましては、市が事業主体となります団体営事業としまして、大野地区の農業用パイプラインが老朽化しておりましたので、取りかえ工事に着工し、平成20年に完成いたしました。現在は、安定した農業用水の供給が可能となり、農業生産の維持向上につながっているところでございます。また、田代溝は段塔町にあります取り入れ堰や、導水路である山間部の開水路部分が老朽化し、用水不足を来しておりましたので、平成17年度から改修に着工し、平成21年に完成いたしました。その結果、用水不足などが解消され、年間を通して安定的な水の供給が可能となり、飼料作物などの転作作物の収穫が増加するなど、地域活力が向上したところでございます。

次に、川辺川総合土地改良事業でございますが、相良村議会が、条件つきながら農水省新案である既設導水路案で事業推進に方向転換したことを受け、利水関係6市町村が農林水産省に出向き、本事業の推進要望を行ったところでございます。事業を進めていく上での条件整備として、下流域で農業用水を取水している水利権者団体の同意が必要になりますが、ひとよし土地改良区については既に同意をいただいております。

一方、相良村土地改良区では、事業からの除外表明者が多い二つの用水路掛を事業から除外する方針が固められ、利水事業関係6市町村長会議にその報告をされたところでございます。平成22年10月には相良村土地改良区の新理事長が就任されたことを受け、川辺川総合土地改良事業組合と同改良区との意見交換会を、同意が必要な相良村土地改良区的全組合員を対象に、本年1月21日に相良村で、全首長参加のもと開催されました。会議の開催趣旨は、農家の理解を求めするために事業内容の説明を行い、組合員の声を直接聞いて事業の方向性を見出そうとするものでございまして、この結果を踏まえ、今後の対応につきましては、関係市町村長と協議の上、本年度内に合意点を見出し一定の方向性を示されるものと存じます。本事業は、球磨郡市北部台地の農業の発展のために計画されており、水を待ち望む農家のためにぜひとも手当てをしなければならない事業でございますので、そのために、関係6市町村一体となって事業を推進していかねばならないと存じます。

林業関係でございますが、本年は国連において定められた国際森林年でございます。森林の多面的機能の重要性を再認識するとともに、森林・林業・木材産業の再生・発展に向けた取り組みを一層進めるまたとない機会でございます。この記念すべき年に当たりまして、国においては「森林・林業再生プラン」元年として木材自給率向上に向けたさまざまな施策が計画されており、外国産材の影響や住宅着工数の減少などによる木材価格の低迷、それによる森林の荒廃が懸念されている林業業界に対し、今後抜本的な対策が講じられるものと存じます。

このような状況の中、本市におきましても、地球温暖化防止機能や保水機能を初めとする森林の有する多面的な機能の重要性を再認識し、その機能を最大限に発揮させることを念頭

に置きながら、これまで造林補助事業を活用した下刈り、間伐、作業道の開設及び整備などを積極的に実施してまいりました。また、森林整備や木材利用を効率的に実施するため、緊急経済対策の基金関係補助事業を活用して高性能林業機械の導入に取り組んできたところがございます。今後とも、国・県の補助事業を最大限に活用しながら林業の活性化並びに林業従事者の雇用の安定を図っていかねばならないと存じます。

有害鳥獣関係でございますが、市では昨年3月に人吉市有害鳥獣被害対策協議会を設立いたしました。平成22年度に国の補助事業を活用し、有害鳥獣捕獲用の各種機材の貸し出しやモデル実証園の整備など、これまでさまざまな取り組みを行ってきたところがございます。今後とも、市民の生活に甚大な影響を与えている被害に対し、補助事業を活用し、防除ネットの整備など特にハード面の整備を積極的に行い、被害の発生予防と軽減に取り組んでいかなければならないと存じます。

中心市街地活性化関係でございますが、中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定に向け、民間と行政それぞれの立場で検討を重ねてまいりましたが、市民の皆様方と意見交換を重ねる中、manifestoの「アミューズメントタワー構想」を白紙とさせていただき、現在は中心市街地の基本コンセプトを「城下町の風情」とし、にぎわい創出に向けたまちづくりを進めているところがございます。そういった中、平成21年にはきじ馬スタンプ会と東・西九日町商店街振興組合が地域商店街活性化法に基づく事業計画の第1号認定を受け、現在も「球磨川軽トラックさんぽ市」などの各種事業を展開していただいております。また、商店街におかれましては、国の補助事業を活用して西九日町商店街のアーケード撤去や、きじ馬スタンプのカード化事業を推進されるなど、商店街活性化に向け活発に活動されております。

球磨焼酎関係でございますが、球磨焼酎酒造組合を中心とした「ジャパブランド育成支援事業」に関しましては、平成20年度からの3カ年事業により、海外への販路拡大事業や国内の首都圏を中心に試飲会などを実施し、一般消費者を初め流通業界、報道関係者など多くの皆様に御来場いただきました。今後も、国内での球磨焼酎の知名度充実とブランド化及び海外への販路拡大など、関係機関と連携しながら取り組んでいかなければならないと存じます。

労働雇用関係でございますが、サブプライムローン問題に端を発し、世界規模に波及した金融経済危機は、国内においても経済のみならず雇用問題にも深刻な影響を及ぼしました。地方におきましても例外ではなく、本市の対策として、熊本県のふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業に加えて市単独予算を投入し、雇用の創出に努めてまいりました。平成21年からの2カ年の総事業費が約2億9,200万円となる見込みでございます。雇用創出だけでなく地域における大きな経済効果があったものと存じます。しかしながら、労働雇用情勢は相変わらず厳しい状況にあることは変わりなく、今後も関係機関と連携しながら引き続き雇用の創出に努めていかなければならないと存じます。

地域情報通信基盤整備推進事業でございますが、これまで高速インターネットのサービスが提供されておりました大畑・矢岳地区、大塚・田野地区において、本年4月から光ファイバーによるサービスが受けられることとなります。また、この地区における地デジ放送の難視世帯には、同時に地デジ放送の再送信サービスを実施しまして視聴が可能となります。あわせて、東大塚町桑木津留地区の携帯電話不感エリア整備事業につきましては、光ファイバーとの接続を行い、3月からサービスを開始することといたしております。

本年7月に完全移行となります地デジ放送に関しましては、これまで新たな共聴施設や高性能アンテナ設置などによる支援を行ってまいりましたが、引き続き周知・徹底を図るとともに、国や放送事業者と連携しながら支援を行っていかねばならないと存じます。

企業誘致関係でございますが、「人吉中核工業用地」につきましては、平成20年10月の市議会臨時会におきまして、上漆田町にあります約10.8ヘクタールの用地を多目的運動広場用地から目的変更の承認をいただき、具体的な企業立地に向けた整備事業を推進してまいりました。平成21年度には基本計画を策定、翌22年度に基本設計業務委託を実施いたしまして、整備計画に必要な測量業務を行い、土地利用計画、利便性、施工性、造成費などを考慮した整備計画区域の選定をいたしております。

また、平成21年度からは、国土交通省による南九州西回り自動車道工事に伴い、約30万立方メートルの建設発生土を搬入し、地域住民の御理解、御協力のもと整備事業に有効活用いたしております。熊本県では、工業用地の地下水取水調査や地質調査を実施支援していただくとともに、企業情報の共有と連携を図りながら、雇用創出を図る誘致活動を積極的に展開しているところでございます。

梢山工業団地につきましては、平成8年から工業団地への立地が進まず、厳しい状況が続いておりましたが、平成22年4月に南九州コカ・コーラボトリング株式会社人吉営業所が立地して営業を開始、同年8月には誘致企業であります共栄精密熊本株式会社がキクラゲなどの菌床製造・栽培に取り組むため、立地増設いたしております。菌床製造などによる農商工連携につきましては、県内でも企業の異業種参入の先駆的な事業として、新たな雇用につながる農産物ブランド化事業を推進していかねばならないと存じます。

観光振興関係でございますが、平成20年6月に青井阿蘇神社の国宝指定、翌平成21年4月にはSL人吉が復活運行し、11月には肥薩線全線開通100周年を迎えるなど、人吉球磨にとりましては、まさに天の恵みをもたらした記念すべき年でございました。

私は、就任当初から「観光で食べられるまち」を目指し、観光に重点をおいた施策を展開してまいりました。肥薩線100周年事業を手始めに、JR人吉駅での記念イベントのほか、人吉球磨の物産展を開催することで観光客を迎えるなどのソフト事業を実施するとともに、人吉の玄関口であるJR人吉駅の改修に合わせて観光案内所を再整備してまいりました。

SL人吉は、平成21年4月に運行開始され、ことしも九州新幹線全線開業の日と同じ、

3月12日から運行が再開されます。今後もJR九州様を初め、関係団体の皆様方と連携を深めながら、おもてなしの心や各種事業などを通して、観光地としての受け入れ態勢のさらなる充実を図るとともに、九州新幹線全線開業の効果を最大限に活用できるよう努めていかなければならないと存じます。具体的には、ことしの10月から始まりますJRグループ旅客6社と自治体などが協働で実施するデスティネーションキャンペーンにより、熊本、鹿児島、宮崎の南九州3県の御協力のもと「はやとの風」、「いさぶろう・しんぺい号」、「SL人吉」とを結ぶ観光ルートを積極的にPRし、本市への観光客の大いなる誘客を目指してまいります。

観光客を呼び込む本市最大の祭りとして開催いたしております、日本100名城人吉お城まつりでございますが、「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里」のキャッチフレーズのもと、本年度4回目を迎え、回を重ねるたびに実行委員会と市民が一体となっておりまして、相良700年の歴史にはぐくまれた人吉城と城下町を核とした歴史や文化に基づいた祭りに生まれ変わりましたことに対し、心から感謝申し上げます。この祭りには、武者行列や鉦たたき少年隊が新たに組織されるなど子供から大人まで参加していただき、さらには、地域の融和を図る事業といたしまして、校区対抗の六調子大会を開催するなど、多くの市民の皆様にご協力をいただき、祭りの来場者も年々増加しております。今後、県内はもとより九州有数の祭りへと発展させ、全国からの観光客誘致をもって観光産業の浮揚を図っていかねばならないと存じます。

平成21年4月から開催いたしております「人吉じゅぐりっと博覧会」でございますが、本市へお越しいただきますお客様へのおもてなしの心をさらに高め、その充実を図ることを目的とし、市民と行政が一体となって街中イベントを初め、音楽歌謡イベント、歴史文化イベントなど様々な催しを積極的に開催してまいりました。ことしの春のじゅぐりっと博覧会でございますが、3月12日に予定されています「九州新幹線鹿児島ルート全線開業」及び「SL人吉運行開始」に伴うお迎えイベントをスタートとして、今回も市民の皆様と一体となって実施してまいります。実施期間は、3月12日から5月末日まででございますが、この間に、鍛冶屋町通りや九日町・新町での各種街中イベントや、灯りのイベントと組み合わせた野外コンサート並びに歌謡祭のほか、街かど資料館を初めとした歴史文化イベントなど、多くの方々にお楽しみいただける催しを実施してまいります。

また、本市観光の体制も大きな転換期を迎え、これまで任意団体であった人吉温泉観光協会は、平成22年7月に一般社団法人人吉温泉観光協会として、法人格を持つ団体に組織を一新しております。組織の法人化により、活動責任の明確化がなされ、社会的信頼度が高まっているところでございます。会計管理の透明化など健全な運営が確保されることで、今後は、協会独自の事業の展開、新規会員の拡大を図りながら、あわせて組織の基盤強化を行うことにより、本市観光推進の牽引車として積極的に活動していただけるものと期待しているところ

ろでございます。

土木関係でございますが、人吉橋梁補強・補修工事は、平成21年度から着手して、平成22年8月に竣工することができました。また、本市が管理しております橋長2メートル以上の橋梁288カ所につきましては、長寿命化修繕計画策定に向けた点検業務を平成21年度に行い、従来の事後的な修繕及び架けかえから、予防的な修繕及び計画的な架けかえへと転換することで、費用の縮減と平準化を図ることを目的とした橋梁長寿命化修繕計画を作成しているところでございます。今後、修繕が必要な橋梁につきましては、計画的に修繕工事を実施していかねばならないと存じます。

通学路として利用が多い岩本中神線の改良工事につきましては、平成4年度に着手し長期にわたって事業を進めてまいりましたが、残り100メートルにつきましては、平成23年度の完了を目指しているところでございます。また、青井二日町線につきましては、道路の補修に加え、景観に配慮したカラー舗装を行っております、平成24年度の完了を目指しているところでございます。そのほか、西駅嵯峨里線・戸越草津線など、生活関連道路の整備につきましても、計画的に進めていかねばならないと存じます。

市道の維持につきましては、毎年、市単独費で修繕工事を行っておりますが、平成22年度からは、新たに創設された社会資本整備総合交付金も活用いたしまして、紺屋町東間線、戸越鹿目線など路面の状態が悪い道路の舗装工事を実施いたしております。

都市計画関係でございますが、街路事業といたしましては、市の中心部を南北につなぐ重要な幹線道路である都市計画道路紺屋町南町線外1線の道路改築事業に、平成8年から15年にわたって取り組んでまいりました。平成20年には大橋の架けかえ工事を終え、九日町・大橋間を随時供用開始してまいりましたが、現在、新町地区で行っております道路改築工事の本年3月の完成をもちまして、事業が完了する見込みとなっております。これも多くの地権者の方々の御理解と市民の皆様の温かい御協力のたまものであると深く感謝申し上げる次第でございます。

人吉駅前広場整備事業につきましては、平成21年のS L人吉の運行開始や平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルートの新線開業というまたとないチャンスを生かすため、人吉駅前を人吉球磨の玄関口として、これまで以上に旅の風情を感じさせる魅力的で個性的な空間にすることを目的に整備を行い、平成22年7月に完成することができました。今回の整備により、J R九州様において改修された駅舎と調和した、相良700年の歴史を誇る城下町人吉の玄関口にふさわしい、和風で落ち着いた雰囲気のある駅前広場ができたものと存じます。

この駅前広場を観光客の皆様には観光の拠点として、市民の皆様には憩いの場としても御利用いただきたいと存じます。

中川原公園整備事業につきましては、市民の皆様で構成された中川原公園基本構想委員会から御提言いただきました「人吉城跡や球磨川と一体となった季節感があり、誰でも憩える

自然公園を目指す」という基本理念に基づき、平成21年度に整備工事に着手し、平成22年4月に工事が完了いたしました。その後、芝生の養生のため一部使用を制限しておりましたが、同年6月に全域の開放をすることができました。夏場にはバーベキューやキャンプ、一年を通してはウォーキングやグラウンドゴルフなど、多くの市民の皆様に御利用いただいているところでございます。

鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業につきましては、平成16年度から事業に着手し、平成19年度以降におきましても、地域住民の皆様への御理解と御協力をいただきまして、5件の民家修景助成を初め、案内灯籠や通路などの景観整備を行うことができました。今後も引き続き、職人町としての特有の歴史・文化をはぐくんでおりますこの通りの貴重な資源を生かし、地域住民の皆様への御協力をいただきながら景観整備を行い、活気ある町並みづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

市営住宅関係でございますが、平成14年度に策定いたしました「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき建てかえを進めておりました東間団地は、平成20年2月に高齢者にやさしいバリアフリー仕様の木造住宅、9棟24戸が完成いたしております。また、ほかの市営住宅におきましても、快適で安全な居住環境の維持を図るため、外壁や給水設備の改修、階段への手すり設置などを行っているところでございます。今後の計画といたしましては、住宅ストックの効率的かつ有効な更新とライフサイクルコストの縮減につなげていくために「公営住宅長寿命化計画」を策定し、適切な維持管理を行ってまいり所存でございます。

学校施設でございますが、平成19年度におきまして、耐震の二次診断を行い、診断の結果が基準値を下回った建物に対し、年次計画を立て、安全・安心な学校づくり交付金などを活用しまして、耐震補強工事を行ってまいったところでございます。平成22年度現在、市内10校で耐震補強が必要な5校のうち2校が完了し、平成23年度に2校を実施し、平成24年度で残り1校の耐震補強を実施してまいりたいと存じます。また、耐震補強工事に合わせまして、廊下の床の張りかえやトイレの改修など、施設の大規模な改修も行い、安全・安心かつ快適な学習環境の整備を進めているところでございます。さらに平成22年度には、国の地域活性化・公共投資臨時交付金を活用したエコ改修事業としまして、市内小中学校各教室に冷暖房設備を設置し、暑さ寒さが厳しかった教室を児童・生徒が勉学に打ち込める、より快適な学習環境へと改善を図ったところでございます。この冷暖房設備の設置に合わせまして、節電と売電、さらに低炭素・循環型社会の構築に寄与することを目的とし、平成22年度に、安全・安心な学校づくり交付金事業で太陽光発電システムを市内すべての小中学校に設置したところでございます。

I C T教育の推進についてでございますが、平成21年度から文部科学省の学校I C T環境整備事業及び総務省のユビキタスタウン構想推進事業に、また平成22年度から総務省の絆プロジェクトに取り組んでおります。その内容といたしましては、教職員1人1台の校務用パ

ソコンや児童生徒用のタブレットパソコンのほか、電子黒板などのICT機器の整備を行っているところでございます。あわせて、わかりやすい授業の実現や児童生徒の情報機器活用能力の向上、教職員の校務負担軽減を図るために、教職員におけるこれらのICT機器活用のスキルアップにも取り組んでいるところでございます。

特別支援教育の充実についてでございますが、通常学級に在席し、発達障がいなどで特別な支援が必要な児童生徒を支援するために、特別支援教育支援員を平成20年度には7人、21年度には10人、22年度には15人を雇用いたしまして、必要とされる小中学校に配置しております。児童・生徒一人一人のニーズや適正に応じた支援をすることができ、教職員や保護者からも大変歓迎されておりました、学級及び学校経営が安定してきたところでございます。

不登校問題解消に向けての取り組みについてでございますが、児童・生徒を取り巻く社会環境及び構造の変化などにより、全国の小中学校における子供たちの不登校は、大きな社会問題となっております。本市におきましても、教職員の献身的な努力にも関わらず、増加の傾向にあり、その解消に当たるために、平成22年度から人吉っ子アドバイザー1人を配置しておりましたが、現在では3人体制に増員したところでございます。また、人吉市勤労青少年ホームに学校復帰へのステップとなるよう適応指導教室として「かがやき教室」を設けております。人吉っ子アドバイザーによるかがやき教室での指導や教育相談、さらに、学校と家庭との連携を密に図るパイプ役的な働きにより、不登校問題解消の兆しが少しずつ見えてきたところでございます。

児童の基礎学力の定着・向上についてでございますが、小学校3年生から応用的思考が求められるようになり、それまでに基礎学力が身についているか否かが重要なポイントとなっております。そこで、地域人材や夏休みを活用し、平成20年度から市内全小学3年生の希望者を対象として「夏休みリテラシー教室」を開催しております。退職教師らによる学習サポーターの指導のもとに、読み・書き・計算の学習を通して、基礎学力の定着や向上に努めるとともに学ぶ喜びを味わい、2学期以降の学習意欲や家庭学習の定着につながるなど成果を上げているところでございます。

学校給食関係でございますが、平成19年4月から民間委託しました学校給食調理業務は、3月31日をもちまして、委託契約期間が満了となりますことから、プロポーザル方式によりまして公募を行いました。県内外から5社が応募され、人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会で厳正な審査の結果、株式会社人吉学校フーズが引き続き平成23年度から平成26年度までの学校給食調理業務を行うことになりました。選定作業に携わっていただきました委員の皆様には、心から厚く感謝をいたしているところでございます。

幸福をテーマに、本当の幸せとは、心の豊かさとは何かを考える機会を設け、笑顔あふれる地域社会の構築を目指し、平成20年度から「幸福追求人間学講座」を開催いたしております。これまで、エジプト考古学者の吉村作治氏を初め、京都市立伏見工業高等学校ラグビー

部総監督山口良治氏など4人の著名人の方々に御講演をいただいております。参加された多くの市民の皆様には、楽しく聴講いただいたものと存じます。

平成20年から文部科学省の委託事業として、地域全体で学校教育を支援していく「学校支援地域本部事業」を第二中学校区の小中学校を指定して取り組んでおります。現在、事業のかなめとなります学校支援ボランティアに200人余りの方々に登録いただき、さまざまな支援活動を実施していただいているところでございます。今後はさらに、ほかの校区におきましても、学校と地域の連携体制の強化と地域教育力の活性化に向け、事業の拡充を検討していかねばならないと存じます。

「ひとよし春風マラソン」は、平成20年の第5回大会から、全国から多くの方々に参加いただけるマラソン大会を目指して「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里」をキャッチフレーズに加えて名称を新たにするとともに、内容につきましても充実を図ってまいりました。結果といたしまして、年々参加者も増加し、去る2月20日の大会には、過去最高となる3,968人の方々にエントリーをいただくまでになりました。そのうち、1,200人余りの方々が、県外からのランナーでございまして、今後も観光を初め、本市経済への波及効果に大いに期待しているところでございます。

「人吉お城まつり」に合わせて、平成20年に剣豪・丸目蔵人佐を顕彰する「第1回おどんな日本一全国少年剣道大会」を開催いたしました。その後、第2回大会からは「おどんな日本一高校生弓道大会」また「おどんな日本一相撲大会」を加え、「おどんな日本一武道大会」として開催をいたしております。市内外から多くの選手の皆さんに御参加いただき、祭りに花を添えていただいております。

平成20年11月には「いきいきとしたコミュニティの創造と健康で笑顔あふれる街づくり」を目指し、子供から高齢者まで、だれもがいつでも参加できる、総合型地域スポーツクラブ「カルヴァーリョ・ラッソ人吉」を設立いたしました。現在、14のスポーツ及び文化教室に235人が会員登録をされ、楽しく参加いただいております。今後さらに、市民の皆様の御理解のもと、本市らしい特色あるクラブ活動を推進していかねばならないと存じます。

史跡人吉城跡関係でございしますが、昭和36年に国の指定を受けて以来、今日に至るまで、さまざまな整備事業を計画的に展開してまいりました。平成14年度に着手いたしました史跡等総合整備活用推進事業につきましては、平成19年度の堀合門の復元をもって完了となり、これまでの整備事業をまとめた「史跡人吉城跡整備報告書」を刊行したところでございます。

球磨川沿いの人吉城跡防護柵の整備は、私がマニフェストでお約束いたしましたお城名城作戦の一つでございまして、観光客及び市民の方々が史跡を散策された折に、球磨川沿いの石垣上から川に転落することがないように、安全対策の目的で、平成20年度から21年度の2カ年にわたりまして、防護柵を設置いたしました。防護柵の仕様につきましては、国・県と協議を重ね、日本100名城にふさわしく、史跡の景観にも配慮した四つ目垣仕様としたところ

でございます。

「史跡人吉城跡保存管理計画書」関係でございますが、平成15年度に中世城郭部分が国指定として追加されたことを受け、平成21年度から新たな「史跡人吉城跡保存管理計画書」の策定に着手し、まもなく完了の予定でございます。また、人吉城跡景観整備事業につきましては、人吉市のシンボルである人吉城跡の景観整備を図るため、城跡内の樹種転換を行ってまいったところでございます。今後も史跡人吉城跡保存管理計画書を指針としながら、中世城郭を含めた史跡全体の保存と管理及び適切な整備と活用を目指して各種事業に取り組んでいかなければならないと存じます。

青井阿蘇神社関係でございますが、平成20年6月9日、官報告示により本殿・廊・幣殿・拝殿・楼門の5棟が国宝に指定されました。熊本県内に現存する建造物としては初めての国宝指定となり、神社の指定では全国で37件目、九州内では大分県の宇佐神宮に次いで2件目という快挙でございました。平成22年度におきましては、国の補助を受け、「本殿・幣殿・楼門の差し茅工事」に取り組んでおりまして、まもなく完了の予定でございます。

また、岩屋熊野座神社につきましては、関係者の方々の努力が実を結び、国の補助として採択されましたことを大変喜ばしく存じます。保存修理事業の主な成果として、平成21年度に拝殿と覆屋の解体工事、平成22年度に拝殿と覆屋の保存修理・復原工事及び鳥居の修復工事を手がけてまいりました。今後の工程につきましては、引き続き、復原工事を行い、さらには文化財防災事業も計画しておりますので、国・県の指導を仰ぐとともに、関係者の方々と協議を重ねながら支援してまいりたいと存じます。

カルチャーパレスでございますが、平成22年度に人吉球磨広域行政組合理事会におきまして、施設の老朽化に伴う改修について協議がなされ、そのうち空調機の改修工事が昨年11月から始まり、このほど完了いたしました。そのほかの改修につきましては、市への移管後、精査検討を行い、財政事業を勘案しながら、順次実施していかなければならないと存じます。

また、自主文化事業につきましては、平成20年度まで年1回実施しておりましたが、住民の皆様の要望をお聞きし、事業内容などの検討を行いまして、より幅広くさまざまな文化や芸術の振興、発信を図るため、年々実施回数をふやして実施しており、多くの皆様に喜んでいただいているところでございます。

図書館関係でございますが、図書館資料の受け入れ、貸し出し、返却及び管理など利用者の多様なニーズに対応するこれまでのシステムに加え、利用者がさらに利用しやすいさまざまな資料や利用環境を整えるため、平成21年10月に「図書館インターネット蔵書検索システム」を導入いたしました。これによりまして、インターネットを利用した図書館外からの蔵書検索や新着図書案内が可能となり、利用者の利便性向上が図られたものと存じております。

上水道事業関係でございますが、平成19年度以降の4年間で給水戸数は120戸余り増加し、平成22年度末で1万5,800戸ほどに達する見込みでございます。水道施設の整備関係につき

ましては、平成19年度から大橋・紅取橋・人吉橋・蓑野橋の添架水道管の新設改良を計画的に進めており、幹線水道管の改良や水源地などの施設整備も実施してまいりました。また、平成20年度には水道事業のマスタープランとなる「人吉市水道ビジョン」を策定いたしております。これは水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための具体的方策を示すもので、国の基本指針に基づき策定を行ったものでございます。

平成21年10月から水道料金などのコンビニエンスストア収納を開始しておりまして、開始当初の利用件数は月450件ほどでしたが、現在は月1,800件を超える利用件数となっております。コンビニエンスストア収納の導入により、料金支払い方法の選択肢をふやし、充実させることで、お客様の利便性向上が図られたものと存じます。今後も人吉市水道ビジョンなどの事業計画に沿った事業経営や施設更新を実施することで水道事業の経営安定化を図り、低廉で清浄、かつおいしい水を提供できますよう努めてまいる所存でございます。

公共下水道関係でございますが、昭和49年度の事業着手から現在の事業認可区域1,029ヘクタールの整備につきましては、順調に進捗しておりまして、未整備地区もあとわずかという状況でございます。また終末処理場「人吉浄水苑」は供用開始からこの3月で29年が経過いたします。機械・電気設備など施設の老朽化が目立っておりまして、平成20年度から第2期改築更新工事に着手いたしておりますが、23年度は施設内の受変電設備の改築工事に着手し、処理施設の機能維持や安全性の確保に取り組んでまいりたいと存じます。なお、平成21年度末の公共下水道の普及率は72.4%でございますが、熊本県下14市では合志市、熊本市に次ぐ3番目に高い普及率となっているところでございます。

次に浄化槽関係でございますが、平成18年度から5カ年間の整備計画で行ってまいりました循環型社会形成交付金事業が、この3月で最終年次を迎えており、5カ年で約140基、5,000万円を超える補助を行うことで、浄化槽の普及を促進してまいりました。今後は平成23年度から平成27年度までの整備計画を策定し、さらなる浄化槽の普及を図っていかねばならないと存じます。

これら生活排水処理施設の整備は、市民が健康で快適な生活を送る上で欠かすことのできない重要な都市施設でございますので、積極的な取り組みにより、市民の皆様の要望におこたえしてまいりたいと存じます。

以上、過去4年間にわたる主な市政の総括的な御報告を申し上げます。このほかにも多くの事業を実施してまいりまして、すべてを御報告することはできませんでしたが、不安定な国政に加え、財政面においても大変厳しい4年間に、このように大過なく市政を担当することができましたのも、関係御当局並びに議員各位の格別の御高配と御支援、さらには市職員全員の献身的な努力と市民各位の御理解、御協力のたまものでございます。この場を借りまして、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時46分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（田中信孝君） 訂正をお願いいたします。17ページでございます。17ページの青井阿蘇神社関係のところございまして、「本殿・幣殿・楼門の差し茅工事」と報告いたしましたが、「幣殿・拝殿・楼門の差し茅工事」でございます。本殿というところが幣殿・拝殿・楼門と御訂正をお願いいたします。幣殿・拝殿・楼門の差し茅工事と、本殿を削っていただきまして幣殿と楼門の間に拝殿を入れていただくということでございます。

訂正とお詫びを申し上げたいと思います。

それでは、引き続きまして平成23年度の地方財政計画について、その概要を申し上げます。国の平成23年度予算の基本理念は、政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算であり、これまで先送りされてきた重要政策課題に着手し、解決していくための出発点としなければならず、とりわけ「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築く必要があるとされております。このような基本理念のもと、財政運営戦略に基づき社会保障関係経費の自然増に対応する地方の財源の確保を含め、交付団体初め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないように確保することを基本として、平成23年度の地方財政への対応を行うこととされているところでございます。

このような方針のもとで策定されました地方財政計画でございますが、地方交付税は、平成22年度に比べ約4,799億円、2.8%増の17兆3,734億円とされております。また、地方交付税の財源不足を国と地方で折半する臨時財政対策債は、地方交付税の原資となる国税5税の増収もあり、20.1%の減とされているところでございます。

本市におきましては、法人の市民税が平成21年度を底として回復基調にあるところではございますが、個人の市民税は景気低迷の影響や就労人口の減少もあり、大幅な減収を見込んでいるところでございまして、平成23年度も平成22年度に引き続き、所要一般財源の確保に相当な困難を要し、厳しい財政運営になることと存じます。

このように厳しい状況ではございますが、平成22年度は平成21年度に引き続き国の施策と歩調を合わせ、景気対策及び雇用対策に取り組んできたところでございます。平成23年度におきましても引き続き雇用の確保など、市民の皆様が安心して暮らせるための事業を行っていかねばならないと存じますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明

申し上げます。

議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終決算見込みによるもののほか、単独事業の補正を行うものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ9,160万円を追加し、歳入歳出の総額を156億5,519万円とするものでございます。

議第6号平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,451万6,000円とするものでございます。

議第7号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ310万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億752万7,000円とするものでございます。

議第8号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ1億4,918万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億5,360万8,000円とするものでございます。

議第9号平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ99万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ188万6,000円とするものでございます。

議第10号平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ1,133万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,956万7,000円とするものでございます。

議第11号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ7,129万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億8,501万6,000円とするものでございます。

議第12号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第4号）は、主にサービス計画費収入の減に伴うものでございまして、歳入歳出をそれぞれ80万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,964万5,000円とするものでございます。

議第13号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を2,697万8,000円減額し、収入総額を5億8,621万3,000円とし、支出の水道事業費用を1,735万3,000円減額し、支出総額を5億3,087万2,000円といたしております。資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入を207万9,000円減額し、収入総額を3,092万2,000円とし、支出の資本的支出を1,420万6,000円減額し、支出総額を3億6,260万4,000円といたしております。

議第14号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第6号）は、歳入歳出を

それぞれ205万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,242万6,000円とするものでございます。

議第15号平成22年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出をそれぞれ2万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23万1,000円とするものでございます。

議第16号平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ12万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,305万2,000円とするものでございます。

議第17号平成23年度人吉市一般会計予算案について御説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、特に個人の市民税が昨今の経済情勢や就労人口の減などに伴い、大幅な減額が見込まれるところでございます。その他の税につきましても固定資産税、市たばこ税、都市計画税などの減収が見込まれ、平成22年度当初予算と比較いたしまして、9,980万1,000円の減、3月最終補正予算と比較いたしましても、1億6,000万円余りの減収を見込んでおります。

また、地方交付税でございますが、地方財政計画において交付総額で2.8%、4,800億円程度の増とされているところでございます。そのうち普通交付税につきましては、昨年10月に行われた国勢調査による人口が、速報値で3万5,601人と前回の平成17年度調査に比べて1,982人、5.3%の減少が見られるところでございます。普通交付税は主に国勢調査人口や面積を用いて算定されるところでございますので、国勢調査人口が減少している本市の交付税の見込みも、過大見積もりにならないよう慎重に行われなければなりません。したがって、平成23年度普通交付税の額は地方財政計画の伸びは考慮せず、平成22年度当初予算計上額と同額を見込んでいるところでございます。また、特別交付税は平成22年度最終見込み額と同額の5億円、臨時財政対策債は地方財政計画で示されている20.1%の減額を見込んでいるところでございます。

次に、歳出につきましては、今年度は骨格予算で編成を行い、投資的経費のうち単独事業につきましては、継続事業、緊急を要する事業のみを計上いたしております。安定した市民生活に不可欠な社会保障関係経費につきましては、必要な予算を計上いたしております。また、市民の皆様の雇用の確保と生活を守るための予算につきましても、県の基金を最大限に活用し、計上いたしているところでございます。なお、社会保障関係経費などの伸びに伴う財源不足を補うために、「財政調整基金」の取り崩しで対応をいたしております。歳入歳出予算の総額は、138億7,112万5,000円でございます。平成22年度当初予算と比較いたしますと0.8%の増となっております。

議第18号平成23年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ288万1,000円といたしております。

議第19号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億7,916万円といたしております。

議第20号平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,777万6,000円といたしております。

議第21号平成23年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,544万8,000円といたしております。

議第22号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,927万5,000円といたしております。

議第23号平成23年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益5億5,640万2,000円を計上いたしております。支出では、水道事業費用4億8,130万4,000円を計上し、当年度予定純利益6,951万9,000円を見込んでおります。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,280万1,000円を計上し、支出を2億5,886万9,000円といたしております。

議第24号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,093万7,000円といたしております。

議第25号平成23年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ185万2,000円といたしております。

議第26号平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ258万円といたしております。

議第27号人吉市消防団条例の一部改正案は、昼間に消防団員がいない鹿目町、田野町及び矢岳町において、居住する町内の初期消火、延焼防止などを行うことで、駆けつけた消防署、消防団が消火を効果的にできる機能別消防団員制度を新たに設けるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第28号カルチャーパレス管理条例及びカルチャーパレス利用促進委員会条例の一部改正案は、カルチャーパレスが人吉球磨広域行政組合から人吉市へ移管されること及びリハーサル室などにおける冷暖房料を新たに規定することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第29号特別会計条例の一部改正案は、平成22年度をもって人吉市老人保健医療会計及び人吉市カルチャーパレス会計を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第30号人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約の廃止についての案件は、カルチャーパレスが人吉球磨広域行政組合から人吉市へ移管されることに伴い事務委託を廃止するため、地方自治法第252条の14第2項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。

議第31号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成22年6月第3回人吉市議会定例会におきまして御議決をいただきました、終末処理場人吉浄水苑の汚泥脱臭設備改築工事に係る日本下水道事業団との工事委託協定の協定金額の変更でございまして、協定金額1億8,380万円を1億2,370万円に改めるものでございます。

議第32号及び議第33号、公の施設の指定管理者の指定についての2件は、副市長以下9人の委員で構成する人吉市指定管理候補者選定委員会を5回にわたり開催し、慎重に審議を進めてまいりました結果、人吉市老人福祉センターの指定管理者を人吉市老人クラブ連合会に、人吉市国民宿舎くまがわ荘の指定管理者をくま川下り株式会社にするにつにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。また、指定の期間につきましては、人吉市老人福祉センターが本年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、人吉市国民宿舎くまがわ荘が本年4月1日から平成26年3月31日までの3年間といたしております。

議第34号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成22年5月第2回人吉市議会臨時会におきまして契約の締結の御議決をいただき、平成22年9月第4回人吉市議会定例会におきまして議決内容の一部変更の御議決をいただきました人吉市地域情報通信基盤整備工事請負契約の一部変更でございます。これは、高速インターネットサービス及び地上デジタルテレビ放送再送信サービスの加入者数が確定し、また、光ファイバーケーブルの敷設に伴う電柱共架の不承諾などの回答による敷設ルートの変更が生じたことにより、契約金額を2億2,981万9,465円から2億3,361万5,838円に変更するものでございます。

議第35号損害の賠償についての案件は、平成22年12月31日午前9時10分頃、市道戸越鹿目線で凍結防止剤頒布作業などを終えた市公用車が、市道上林中神線を下原田町方面から瓦屋町方面へ走行中、佐川急便株式会社人吉店前T字路で前方車両が右折しようとしたため減速したところ、車輪がスリップし前方車両に追突しようとしたためハンドルを左にきったところ、車両左前部から相手方フェンスに衝突し、損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第36号公平委員会委員の選任につき同意を求める案件は、中島祐一氏の任期が、本年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を再任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第37号及び議第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件は、徳澄貞夫氏及び赤坂重勝氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますので、徳澄貞夫氏の後任として佐無田学氏を、赤坂重勝氏の後任として宮原裕子氏を選任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明

申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

訂正をお願いいたしたいと思います。22ページでございます。22ページの最初から4行目の下のほうでございます。「財政調整基金」と読み報告をいたしました。が、「減債基金」でございます。減債基金に御訂正をお願いしたいと思います。財政調整基金から減債基金と御訂正をお願いしたいと思います。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。長時間にわたりましてまことにありがとうございました。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（簗毛正勝君） それでは休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） 皆さんこんにちは。それでは私のほうから議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）と、議第17号平成23年度人吉市一般会計予算案について、補足説明をさせていただきます。多少長くなるかもしれませんがお許しをいただきたいと思います。

今回の補正予算は、国・県の補助事業などの決定による事業費の確定や最終見込みなどによるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表、繰越明許費により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表、債務負担行為の補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表、地方債補正により、それぞれ御説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費、補正の追加でございますが、2款総務費、1項総務管理費の人吉インターチェンジバス待合所改修計画書作成業務委託料241万5,000円は、バス待合所改修に向けてのNEXCOWestと協議を進めているところでございますが、待合所の所有が日本高速道路保有債務返済機構となっており、財産管理上、機構との協議も必要となることから、協議に時間がかかるため繰り越すものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業1億3,340万円は、小規模特別養護老人ホームの施設整備と施設開設準備への補助事業でございますが、建設予定地に防空ごうが複数発見されたために、調査、設計等に日数を要したため、繰り越すものでございます。

老人福祉センター改修事業（きめ細かな交付金事業）790万円は、国の補正予算に基づく

もので、設計に日数を要するために繰り越すものでございます。

6 款農林水産業費、2 項林業費の緑の産業再生プロジェクト促進事業2,092万4,000円は、高性能林業用機械等の購入の補助金でございますが、生産ラインにおける機械の組み立てなどに時間がかかるために、年度内納入が困難になったものでございます。

7 款、1 項商工費の青井阿蘇神社周辺中心商店街活性化緊急環境整備事業200万円は、県が平成22年度における緊急経済対策の一環として、本事業の予算措置を現在県議会に上程されているため、本市の予算措置も3月補正でお願いをしておりますが、年度内に完了いたしませんので繰り越すものでございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費の道路維持補修工事1,000万円は、国の補正予算に基づくもので、十分な工期が確保できませんので繰り越すものでございます。願成寺西村線用地取得費91万円、後村大坪線用地取得費275万5,000円、漆田下田代線用地取得費15万8,000円、瓦屋地内第1号線用地取得費403万9,000円は、いずれも用地補償交渉、補償物件の撤去などに不測の日数を要することから繰り越すものでございます。

9 ページをお願いいたします。地方道路等整備事業赤池古屋敷線第1号線750万円は、設計に不測の日数を要し、発注が遅れ、年度内に完了いたしませんので繰り越すものでございます。

3 項住宅費、市営住宅修繕事業1,833万1,000円から、10款教育費、5 項社会教育費、武器庫一帯遺構養生及び公衆トイレ通路改修事業（きめ細かな交付金事）526万1,000円までは、国の補正予算に基づくもので、1月に予算措置をお願いしたものでございますが、十分な工期や実施時期が確保できませんので、繰り越しするものでございます。

10ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為の補正でございますが、追加といたしまして、市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置等委託料。期間は平成22年度から23年度。限度額が556万7,000円でございますが、平成23年4月24日に執行予定の市長・市議会議員選挙のポスター掲示場設置委託につきまして、掲示板に間伐材集成板を採用いたしますが、加工に時間がかかり、当初予算では業務を期日までに完了させることが困難であると考えられるため、債務負担をお願いするものでございます。

第4表の地方債の補正のうち、追加の2件でございますが、まず社会資本整備総合交付金事業債は、紺屋町東間線など、舗装工事6路線と、岩本中神線の改良工事に対する起債でございます。限度額を2,590万円とするものでございます。公営住宅受水槽整備事業債は、鬼木団地受水槽整備に対する起債でございます。限度額を840万円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。変更でございますが、農業基盤整備事業債から現年発生補助公共土木施設災害復旧事業債までのうち、下から3番目の公営住宅建設事業借換債を除く6件の変更は、事業費の確定、最終見込みにより限度額を変更するものでございます。下か

ら3番目の公営住宅建設事業借換債は、端数が10万円単位ということで、限度額を変更するものでございます。

15ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款市税、1項市民税から、20ページ、7項都市計画税までは、最終調定見込額及び21年度の決算における収納率などを勘案し、それぞれ補正をいたしております。

21ページをお願いいたします。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税から、27ページの8款、1項、1目自動車取得税交付金までは、いずれも最終見込みによる補正でございます。

29ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料418万3,000円の減額は、市営住宅家賃などの最終見込みによる補正でございます。

31ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金910万1,000円の増額は、生活保護費負担金の増などに伴うものでございまして、事業費の最終見込みによる補正でございます。

32ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金から、4目教育費国庫補助金までの補正は、事業費の確定や最終見込みによるものでございます。

34ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金473万2,000円の減額は、障害者医療費負担金の減などの事業の最終見込みに伴うものでございます。

35ページをお願いいたします。2項県補助金、1目総務費県補助金734万3,000円の増額は、産交バスの運行補助に対する生活交通維持活性化総合交付金の増などによるものでございます。

36ページをお願いいたします。8目商工費補助金100万円の増額は、青井阿蘇神社周辺中心商店街活性化緊急環境整備事業費補助金の増によるものでございまして、西九日町商店街が行います石柱表示板を設置する事業に対するものでございます。

37ページをお願いいたします。3項委託料、1目総務費委託料989万4,000円の減額は、当初納税義務者を多く見込んだための県民税徴収費委託金の減や、参議院選挙費委託金の決定によるものなどでございます。

39ページをお願いいたします。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入240万1,000円の増額は、願成寺町上石清水の市有林などの土地売り払い収入によるものでございます。

40ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金146万円の増額は、古都人吉応援団寄附金として9名の方から新たに御寄附をいただいたものでございます。

41ページをお願いいたします。18款繰入金、1項特別会計繰入金、6目水道事業特別会計繰入金936万6,000円の増額補正は、当初、退職手当を水道事業特別会計で予算措置をしてお

りましたが、人事異動により、一般会計から支払うことになったために、水道事業に勤務していた期間に相当する退職金を繰り入れるものでございます。7目カルチャーパレス特別会計繰入金1,000円は存目でございまして、カルチャーパレス特別会計が廃止されるに伴う精算のためのものでございます。

45ページをお願いいたします。3項貸付金元利収入、5目口蹄疫緊急対策資金貸付金元利収入402万円の減額は、当初、140件分の貸し付けの枠を用意いたしまして、償還の元金収入を予算措置をしておりましたが、実績が32件の借入でございましたので、減額するものでございます。

46ページをお願いいたします。4項、3目雑入2,192万7,000円の増額は、2節民生費雑入、生活保護費返還金と、47ページ、9節、教育費雑入、熊本県市町村振興協会交付金の増が主なものでございます。

48ページをお願いいたします。21款市債は、第4表、地方債補正で御説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

歳出でございます。50ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,508万円の増額補正は、退職手当の増が主なものでございます。これは、希望退職者2名のうち一般会計の1名分と、当初、水道事業特別会計で予算措置をしていた1名が人事異動に伴い、一般会計で支払うことになったための増でございます。

51ページをお願いいたします。7目企画費6,810万7,000円の増額補正は、産交バスの運行補助に対する地方バス運行等特別対策補助金と、くま川鉄道株式会社の経営安定化を図るため、基金に代わる新たな支援システムでございまして人吉球磨地域交通体系整備助成金などでございます。

57ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費621万6,000円の減額は、地域密着型サービス拠点と施設整備補助金などの減によるものでございます。

60ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費3,057万6,000円の増額は、医療扶助の伸びが主なものでございます。

62ページをお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費1,244万5,000円の減額は、旧人吉し尿処理場解体工事費の減などに伴う人吉球磨広域行政組合負担金の減が主なものでございます。

64ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費3,295万5,000円の減額は、人吉市口蹄疫緊急対策資金貸付金の減が主なものでございます。これは1件当たり30万円の140件分の貸付金4,200万円を予算措置いたしておりましたが、実績として32件960万円の借り入れでございましたので、残額を減額するものでございます。

67ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工振興費469万9,000円の増額は、補助金の増額が主なものでございます。人吉市中小企業不況対策資金利子補給金は要項に基

づくものでございまして、青井阿蘇神社周辺中心商店街活性化緊急環境整備事業補助金は、県の緊急経済対策と歩調を合わせて行うもので、西九日町商店街に郷土の偉人などを顕彰する石柱表示板を設置する事業に対する補助金でございます。

69ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、19節負担金・補助及び交付金388万2,000円の増額は、県営事業負担金でございまして、県道上漆田東間下線の改良工事に伴う負担金の増でございます。

73ページをお願いいたします。9款、1項消防費、1目消防総務費252万円の増額は、人吉下球磨消防組合（退職手当特別）負担金の増でございまして、希望退職者の退職手当分などでございます。

80ページをお願いいたします。10款教育費、7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費980万7,000円の減額は、給食配送委託料の入札残などによるものでございます。

83ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費9,961万3,000円の増額は、任意積立金の増などでございます。

85ページをお願いいたします。14款予備費に5,602万7,000円の増額補正をいたしております。

以上で、議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）についての補足説明を終わります。

続きまして、議第17号平成23年度人吉市一般会計予算案について、補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。第2条の地方債につきましては、第2表、地方債により御説明をいたします。第3条の一時借入金につきましては、最高限度額を20億円と定めております。第4条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

7ページをお願いいたします。第2条の地方債でございしますが、臨時財政対策債は地方財政計画の伸びが20.1%の減となっておりますので、地方財政計画に従い見込んでいるところでございます。県営事業負担金債から一番下の防災対策事業債までの4項目につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に第1条の内容につきまして、主なものを事項別明細書により御説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。歳入でございしますが、1款市税、1項市民税のうち、1目個人が10億8,350万2,000円で前年度に比べ1億1,023万4,000円の減となっております。これは個人所得割の減などでございまして、就労人口の減などから前年度所得総額の落ち込みが

予想されるため、減額となっております。

2目法人が3億3,416万5,000円で、前年度に比べ7,180万2,000円の増となっております。これは、企業によっては業績が若干回復しつつあり、法人税割が22年度最終補正でも約8,000万円の増額補正を行っております。2項、1目固定資産税が16億4,804万9,000円で、前年度に比べ2,938万6,000円の減となっております。これは土地の減などによるものでございまして、時点修正による推定平均評価額の下落によるものなどでございます。2目国有資産等所在市町村交付金が1,957万1,000円で、前年度と比べ48万6,000円の増となっております。

11ページをお願いいたします。3項軽自動車税が8,333万8,000円で、前年度に比べ100万2,000円の増となっております。これは登録台数の増によるものでございます。4項、1目市たばこ税が1億7,449万1,000円で、前年度に比べ2,717万6,000円の減となっております。これは、22年10月からの税率改正があったことや、嫌煙・禁煙傾向の高まりによる喫煙者の減が影響をいたしております。

12ページをお願いいたします。6項、1目入湯税が1,590万5,000円で、前年度に比べ229万円の減となっております。これは昨年、口蹄疫の関係で宿泊客が減少いたしましたので、22年度最終補正と同額を計上いたしております。7項、1目都市計画税が2億692万円で、前年度に比べ400万5,000円の減となっております。これは固定資産税の減に準ずるものでございます。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税4,410万9,000円から、13ページ、2項自動車重量譲与税1億619万5,000円、3款利子割交付金821万4,000円、14ページ、4款配当割交付金217万2,000円、5款株式等譲渡所得割交付金122万7,000円、6款地方消費税交付金3億9,047万2,000円につきましては、22年度の最終見込み額及び23年度の地方財政計画の伸びを勘案して計上をいたしております。

なお、13ページの2款、3項地方道路譲与税1,000円につきましては、21年4月から地方道路財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税法が改正され、地方道路譲与税から地方揮発油譲与税となったもので、今回、存目を計上させていただいております。

15ページをお願いいたします。7款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金が100万円、昨年と同額でございます。8款、1項、1目自動車取得税交付金が2,390万円で、22年度最終見込み額及び23年度地方財政計画の伸びを勘案して計上いたしております。9款地方特例交付金は子ども手当の3歳未満に対する上積みに伴う増額等と、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収分と、自動車取得税の減税に伴う影響額の補てんと合わせて5,592万4,000円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。10款地方交付税のうち、普通交付税につきましては地方財政計画におきまして、地域活性化雇用等対策費など、4,799億円が増額になり、2.8%の増となっておりますが、本市の場合、国勢調査での人口減を考慮して前年度と同額の42億円とい

たしております。また特別交付税につきましても、22年度同額の5億円を計上いたしております。12款分担金及び負担金、1項負担金のうち1目民生費負担金2億1,072万4,000円は、前年度に比べ1,957万6,000円の減となっております。これは、児童福祉施設保護者負担金におきまして、多子世帯、3歳未満の第3子の保育料を無料化といたしますので、保護者の負担金が減額になるなどが主なものでございます。

18ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、8目教育使用料3,262万円は、前年度に比べ2,218万7,000円の増となっております。これはカルチャーパレス使用料の増が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金19億1,452万円は、前年度に比べ2億2,562万2,000円の増となっております。これは子ども手当が3歳未満まで1万3,000円から2万円に、3歳以上中学修了までが1万3,000円が支給される予定でございますので、子ども手当交付金の増などによるものでございます。

21ページをお願いいたします。2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金7,393万6,000円は前年度に比べ1,889万9,000円の減となっております。これは昨年度、街路事業に対する地域活力基盤創造交付金がございましたが、街路事業紺屋町南町線外1線の完了に伴い、今年度は街路事業に関する歳入がないことなどによるものでございます。

22ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金6億7,888万4,000円は前年度に比べ2,283万5,000円の増となっております。これは国庫負担金と同様に、子ども手当交付金などの増によるものでございます。

23ページをお願いいたします。2項県補助金、2目民生費県補助金1億1,026万1,000円は、前年度に比べ1億7,040万2,000円の減となっております。これは、昨年度認知症対応型のグループホームと、小規模特別養護老人ホーム開設に伴う介護基盤緊急整備等臨時特例交付金がございましたが、今年度はございませんので大きく減となっております。

24ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金5,410万7,000円は前年度に比べ3,882万7,000円の増となっておりますが、これは子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金などの増によるものでございます。5目農林水産業費県補助金6,658万7,000円は前年度に比べ4,118万9,000円の増となっておりますが、これは25ページをお願いいたします。2節林業費補助金、緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金などの増によるものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金7,444万4,000円は、前年度に比べ1,925万5,000円の減となっております。これは、国勢調査費委託金の減などによるものでございます。

30ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金1億7,691万9,000円は、前年度に比べ1億7,372万6,000円の増となっております。これは5目減債基金繰入金の増に伴うものでございます。

31ページをお願いいたします。19款繰越金に1億円を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第3表で御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

36ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款、1項、1目議会費が2億3,668万6,000円で、前年度に比べ4,051万8,000円の増となっております。これは5月から議員定数が2名減になりますので、議員報酬などは昨年と比べますと大幅な減になるものの、37ページでございますが、19節負担金、補助及び交付金で地方議会議員年金制度見直しに要する経費といたしまして、市議会議員共済会給付費負担金7,203万円を予算措置しているため増になるものでございます。

38ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が8億3,774万3,000円で前年度に比べ2,956万1,000円の減となっております。これは平成22年度においては水道局退職予定者2名の退職金を一般会計から水道事業特別会計繰出金として予算化をしておりましたが、23年度はこの繰出金がございますので、減となっております。

また41ページの補助金でございますが、地区公民館施設整備費補助金200万円は、大畑町の地区公民館に対するものでございます。また人吉市民まちづくり応援事業補助金136万円は、もやい事業に100万円、石水寺海棠まつりに36万円の補助金などを計上いたしております。

45ページをお願いいたします。7目企画費4,687万3,000円は前年度に比べ1,938万3,000円の減となっております。これは日野熊蔵氏の初飛行100周年を記念して行う記念事業委託料、記念事業補助金などの減などによるものでございます。

53ページをお願いいたします。4項選挙費、2目県議会議員選挙費1,225万1,000円は23年4月10日執行予定の選挙費でございます。

54ページをお願いいたします。3目市長市議会議員選挙費2,425万6,000円は23年4月24日執行予定の選挙費でございます。

55ページをお願いいたします。4目藍田財産区議会議員選挙費528万2,000円は23年5月執行予定の選挙費でございます。

56ページをお願いいたします。5目農業委員選挙費510万1,000円は23年7月執行予定の選挙費でございます。

58ページをお願いいたします。6目県知事選挙費1,540万6,000円は24年3月または4月に執行予定の選挙費でございます。

60ページをお願いいたします。5項、2目統計調査費228万9,000円は前年度に比べ1,357万1,000円の減となっております。これは国勢調査に要する軽費の減などでございます。

64ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費7億4,047万円は前年度に比べ6,285万3,000円の増となっております。これは障がい者の自立支援給付費及び重度心身障害者児医療費助成事業などに要する経費の増によるものでござい

す。

66ページをお願いいたします。3目老人福祉費2,696万2,000円は前年度に比べ1億7,506万6,000円の減となっております。これは平成22年度は認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム開設に伴う地域密着型サービス拠点等施設整備補助金があったが、23年度はこの補助金がないので、大幅な減となったものでございます。

また67ページの補助金でございますが、「ねんりんピック2011熊本」人吉市実行委員会補助金500万円は、第24回全国健康福祉祭くまもと大会、愛称ねんりんピック2011（ふれ愛）熊本における囲碁交流大会に係る経費でございます。会場が人吉スポーツパレスで70チーム約210名の方の参加を予定しているところでございます。

71ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童措置費21億9,838万3,000円は前年度に比べ1億8,013万5,000円の増となっております。これは保育所運営費負担金や子ども手当の支給による増でございます。

73ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費6億6,807万円は前年度に比べ5,495万円の増となっております。これは生活保護受給者の増によるものでございます。

75ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1億2,423万5,000円は前年度に比べ7,479万3,000円の増となっております。これは子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを接種する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による増でございます。22年度の国の補正予算において措置されたものでございます。

80ページをお願いいたします。2項清掃費、1目清掃総務費12億1,263万1,000円は前年度に比べ7,914万5,000円の増となっております。これは人吉球磨広域行政組合負担金の増によるものでございまして、山江ごみ処理施設解体費や赤池ごみ処理施設運営費の増が主なものでございます。

82ページをお願いいたします。5款労働費、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費1億4,405万7,000円は、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業でございまして、合わせて123名の雇用の創出を行うものでございます。

90ページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費7,923万9,000円は前年度に比べ4,399万7,000円の増となっております。これはキクラゲ、シイタケを生産する農事組合法人吉きのこ生産組合が行う生産施設の整備に対する補助が主なものでございます。

92ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工振興費2億1,104万6,000円は空き店舗を利用した創業支援事業に対する人吉市商店街活性化事業補助金や地上デジタルテレビ放送再送信設備保守点検委託料などを計上いたしております。

94ページをお願いいたします。3目観光費5,629万4,000円は日本100名城人吉お城まつり

の開催に伴う実行委員会への補助金、じゅぐりっと博覧会を23年度も引き続き開催するための実行委員会の補助金、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金などを計上いたしております。

101ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費9,821万7,000円は前年度に比べ4,494万7,000円の増となっております。これは道路維持補修工事補助などの増でございます。社会資本整備総合交付金事業として下林北願成寺線など6路線で舗装工事を行うものでございます。

102ページをお願いいたします。3目道路新設改良費1億134万5,000円は前年度に比べ3,534万5,000円の減となっております。これは今回の予算が骨格予算ということで継続事業を継続したものの新規路線など政策的な経費は見送ったための減でございます。

103ページをお願いいたします。5目橋梁新設改良費2,209万円は前年度に比べ7,790万2,000円の減となっております。これは21年度から進めてまいりました交付金事業、人吉橋橋梁補強補修工事が完了したための減でございます。3項住宅費、1目住宅管理費7,511万円には公営住宅の長寿命化を図るための計画を策定する市営住宅長寿命化計画策定委託料が計上されております。

106ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費2億729万6,000円は前年度に比べ1億1,386万9,000円の減となっております。これは公共下水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

107ページをお願いいたします。2目公園管理費9,013万3,000円は前年度に比べ1,254万1,000円の増となっております。これは公園施設につきまして予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画を策定するため、都市公園施設長寿命化計画策定事業などの増でございます。4目街路事業費2,376万円は前年度に比べ4,511万2,000円の減となっております。これは紺屋町南町線外1線の道路改良工事が22年度に完了したことによる減でございます。

109ページをお願いいたします。9款、1項消防費、1目消防総務費3億9,576万2,000円は前年度に比べ1,002万5,000円の減となっております。これは人吉下球磨消防組合負担金の減に伴うものでございます。2目非常備消防費5,378万9,000円には矢岳、田野、鹿目に初期消火のみを行う機能別消防団を結成いたしますが、その結成に伴う経費などを計上させていただいております。

113ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1億6,601万8,000円は不登校対策を充実させるため、人吉っ子アドバイザーを1名から3名へ増員に伴う経費、特別に支援が必要と考えられる児童・生徒の増加に伴う特別支援教育支援員を15名から16名へ1名増員の経費などを計上いたしております。なお、人吉っ子アドバイザーの事業には住民生活に光をそそぐ基金繰入金を財源として充当いたしております。

118ページをお願いいたします。2項小学校費、2目教育振興費5,072万1,000円は前年度

に比べ1,983万6,000円の増となっております。これは新学習指導要領改訂及び教科書改訂に伴う教師用の教科書、指導書、教材に要する経費などの増でございます。

122ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費1億4,675万1,000円は前年度に比べ4,412万9,000円の減となっております。これはカルチャーパレス特別会計繰出金などの減などによるものでございます。

129ページをお願いいたします。6目カルチャーパレス費が5,931万6,000円でございます。「カルチャーパレス特別会計を廃止をいたしましたので、一般会計に新たに目を新設をして計上いたしております。」

138ページをお願いいたします。12款、1項公債費、1目元金12億4,130万5,000円は前年度に比べ8,862万4,000円の減となっております。また、2目利子2億4,082万2,000円も前年度に比べ1,670万7,000円の減となっております。これは、スポーツパレス建設事業で平成7年に借り入れました地域総合整備事業債の償還が完了したことなどによる減でございます。

139ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費につきましては各基金の運用利息の積み立てを計上いたしております。

141ページをお願いいたします。14款予備費に6,488万円を計上いたしております。

最後に、今回の予算は骨格予算といたしまして、政策的な事業に要する経費などは除き、年間を通じての経常的なもの、義務的なもの、継続的なものなどを予算化するという方針で編成をしたところでございます。予算総額は138億7,112万5,000円でございます。昨年度と比べまして0.8%の伸びとなっております。これは3款民生費が約1億7,000万円、4款衛生費が同じく1億7,000万円と、高齢化や社会的状況で扶助費や医療費が大幅な伸びとなったことが原因と考えられます。

大変長くなりましたが、以上で議第17号について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○市民部長（荒巻 通君）（登壇） こんにちは。議第19号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長から説明がございましたので省略をさせていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,916万円とするものでございます。第2条、一時借入金の最高額を4億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

次に、事項別明細書により主なものを説明させていただきます。国保予算の性格上、歳出から説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費のうち、1目一般管理費に6,037万円を計上しております。国保担当職員の給与、諸手当の経常事務費、熊本県国保連合会共同電算委託料が主なものでございます。

17ページから19ページ、上段の1款、5項医療費適正化特別対策事業費までは省略をさせていただきます。

19ページの2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費、それに審査支払手数料を合わせ28億9,144万1,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。2項高額療養費に3億6,956万6,000円を計上しております。高額な医療費につきまして自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。3項出産育児諸費は64人分2,690万1,000円を計上しております。

21ページをお願いします。4項葬祭費は100件分、200万円。5項移送費に20万円を計上しております。

以上、保険給付費の総額は7ページの総括表にもありますように32億9,010万8,000円となり、歳出全体に占める保険給付費の割合は68.84%でございます。

次に、22ページにかけまして、3款後期高齢者支援金は、75歳以上の医療費を保険者として負担するもので、支援金と事務費拠出金を合わせ4億6,933万7,000円を計上しております。4款前期高齢者納付金等でございます。これは、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整を行うことによる納付金でございまして、事務費拠出金を合わせ136万6,000円を計上しております。次の5款老人保健拠出金は省略をさせていただきます。

23ページをお願いします。6款介護納付金に2億2,517万7,000円を計上しております。介護保険第2号被保険者を約4,400人と見込んでおります。7款共同事業拠出金は、高額な医療費を保険者が共同で支援する事業でございまして、合計で6億4,541万円を計上しております。

24ページ、8款、1項特定健康診査等事業費に3,267万1,000円を計上しております。生活習慣病の前の段階であるメタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導に要する経費でございます。

25ページをお願いします。2項、1目保健衛生普及費1,460万4,000円は、医療費通知などの郵送料、国保連合会共同電算委託料、はり灸マッサージ補助交付金等の費用でございます。次の9款基金積立金から27ページの11款諸支出金までは省略をさせていただきます。歳出の最後になります、12款予備費に2,711万2,000円を計上しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

予算書は8ページからになります。国保の予算は、事業の運営に要する経費から国庫支出金、交付金等を差し引いた残りを国民健康保険税で賄うという仕組みになっております。したがって、平成23年度に被保険者の方に御負担をお願いする国保税は、医療費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせた一般被保険者国民健康保険税を8億2,053万

4,000円、同じく退職被保険者等国民健康保険税を6,390万6,000円と見込んでおります。

9ページをお願いします。国保税の総額は8億8,444万円、歳入全体に占める国保税の割合は18.51%でございます。次の2款、1項手数料は省略をさせていただきます。3款、1項国庫負担金でございますが、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして8億6,402万円を計上しております。

次に10ページでございますが、国庫補助金は財政調整交付金、出産育児一時補助金などを合わせまして2億6,082万2,000円を計上しております。4款、1項県負担金は、次の11ページの上段まで高額医療費共同事業負担金、特定健康審査等負担金を合わせまして2,679万2,000円を計上しております。次の2項県補助金、1目県財政調整交付金に1億7,737万円を計上しております。5款療養給付等交付金は、退職被保険者等の医療費に対する交付金でございます。1億9,908万4,000円を計上しております。

12ページ、6款前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療費を各保険者間で財政調整を行うことによる交付金でございます。10億5,663万3,000円を計上しております。7款共同事業交付金でございますが、共同事業拠出金を財源として交付されるものでございまして、6億6,398万7,000円を計上しております。8款財産収入は省略をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。9款繰入金でございますが、1項、1目一般会計繰入金は2億9,175万1,000円、一般会計から繰り入れるものでございます。2項、1目財政調整基金繰入金は2億円の基金取り崩しをお願いするものでございます。10款繰越金、1項、2目その他の繰越金に1億5,000万1,000円を計上しております。

14ページから15ページは省略をさせていただきます。

以上、平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）（登壇） こんにちは。続きまして、議第21号平成23年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長から御説明がございましたので、省略させていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして主なものを御説明申し上げます。予算の性格上、歳出から説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費に5,275万9,000円を計上しております。介護保険関係職員の給料諸手当等の経常事務費が主なものでございます。

13ページをお願いいたします。2項、1目賦課徴収費126万4,000円は事務経費でございます。

14ページをお願いいたします。3項介護認定審査会費のうち、1目介護認定審査会費

1,676万9,000円は、要介護認定を行っていただく介護認定審査会委員の報酬等でございます。2目認定調査等費1,828万円は、要介護認定のために主治医に作成していただく意見書に係る費用等でございます。

15ページをお願いいたします。4項、1目趣旨普及費64万円は、介護保険料について市民の方に周知広報するためのパンフレット等に係る費用でございます。5項計画策定委員会費のうち、1目計画策定委員会費44万8,000円は平成23年度が第5期介護保険事業計画等策定の年になりますため、事業計画等について審議していただく介護保険事業計画等策定運営委員会委員の報酬等でございます。2目計画策定費105万円は第5期介護保険事業計画等策定のために、国の意向を受けて行いました日常生活圏域ニーズ調査の分析委託料でございます。

16ページをお願いいたします。2款は保険給付費でございます。介護サービス費の支払いに要する費用でございます。うち1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までに認定された方を対象とするサービスに係る費用でございます。在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成費用等、総額30億9,814万1,000円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2と認定された方を対象とするサービスに係る費用でございます。総額1億2,256万4,000円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。8,972万6,000円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。4項、1目審査支払手数料356万5,000円は、介護サービス事業所からの保険請求の審査に係る国保連合会への手数料でございます。5項特定入所者介護サービス等費でございますが、これは施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置としまして限度額を超えた部分につきまして、保険から支給されるものでございます。1億4,841万7,000円を計上いたしております。

19ページのうち3款、4款は省略させていただきます。5款は地域支援事業費でございます。1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費2,387万7,000円は、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者に対する通所事業等の介護予防事業費でございます。

20ページをお願いいたします。2目介護予防一般高齢者施策事業費2,123万5,000円は、お元気な一般高齢者に対する通所事業等の介護予防事業費でございます。

21ページをお願いいたします。2項、1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営費等でございます。2,805万7,000円を計上いたしております。

22ページ。2目任意事業費606万2,000円は、オムツ等の介護用品を支給する家族介護支援事業費等でございます。

23ページ6款から25ページ8款までは省略させていただきます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。介護保険の歳出の大部分を占めます介護給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料で賄う仕組みになっております。また、保険料のうち65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくこととなっております、平成23年度は第4期の3年目であり、第5期の策定の年でもあります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料につきましては、第4期の月額基準額4,854円を算定基準として現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料、それに過年度分の滞納繰越分、普通徴収保険料を合計しまして総額5億3,842万1,000円を計上いたしております。2 款は省略させていただきます。

3 款、1 項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、現年度分と存目の過年度分を合わせまして6億504万2,000円を計上しております。

7 ページをお願いいたします。2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための国の交付金でございまして、3億226万9,000円を計上いたしております。2 目及び3目は、地域支援事業に対する交付金でございまして、2 目の介護予防事業に1,060万9,000円、3 目の包括的支援事業・任意事業に1,363万5,000円を計上いたしております。4 款、1 項支払基金交付金でございまして、1 目介護給付費交付金10億3,872万4,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者から支払っていただく保険料についての社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございまして、2 目地域支援事業支援交付金1,273万1,000円は、介護予防事業に対する交付金でございまして。

8 ページをお願いいたします。5 款、1 項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、現年度分と存目の過年度分を合わせまして5億2,024万3,000円を計上しております。

2 項県補助金は地域支援事業に対する県の補助金でございまして、1 目介護予防事業に530万4,000円、2 目包括的支援事業・任意事業に681万7,000円を計上いたしております。

5 款、6 款は省略させていただきます。

9 ページをお願いいたします。7 款、1 項一般会計繰入金は一般会計からの繰入金でございまして、1 目は介護給付費に対して、2 目は地域支援事業のうちの介護予防事業に対して、3 目は地域支援事業のうちの包括的支援事業・任意事業に対して、4 目は職員の給与や事務費に対して繰り入れるものでございまして、合計5億3,606万5,000円を計上いたしております。

10 ページをお願いいたします。2 項基金繰入金のうち、1 目の介護保険介護給付費準備基金繰入金は、基金に介護保険料の上昇を緩和するための積み立てをしてございまして、その基金から繰り入れるものでございまして、4,273万6,000円を計上いたしております。8 款から11 ページ9 款までは省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道局長（多武芳美君）（登壇） こんにちは。お疲れのところ申しわけございません。あと5分間だけ時間をいただきます。それでは、議第23号平成23年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数1万5,810戸、総給水量398万2,862立方メートル、1日平均給水量を1万912立方メートルといたしております。建設改良工事として、配水管改良工事等を予定いたしております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算実施計画書により説明をさせていただきます。第5条、債務負担行為でございますが、上水道マッピングシステム再構築事業は、平成12年度に導入、17年度に一部カスタマイズし、現在使用しております上水道管路網図システムを再構築するものでございまして、その業務委託期間及び限度額を定めております。第6条、企業債でございますが、上水道事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

3ページをお願いいたします。第7条、一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。第8条、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億3,223万6,000円、交際費5万3,000円でございます。第10条、利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金を減債積立金として3,224万9,000円処分することといたしております。第11条、たな卸資産の購入限度額を1,022万円とするものでございます。

それでは4ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出の内容につきまして御説明させていただきます。まず、収入でございますが、第1款水道事業収益を5億5,640万2,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業収益が5億5,602万1,000円で、これは水道料金、各種手数料等でございます。第2項営業外収益が37万8,000円、これは預金利息などでございます。第3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、5ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、第1款水道事業費用を4億8,130万4,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業費用が4億2,793万7,000円で、これは各施設の維持管理費、人件費、物件費などのほか、建物、構築物、機械・装置などの減価償却費、それから構築物量水器などの撤去に伴います資産減耗費などでございます。第2項営業外費用が4,955万1,000円、これは主に企業債の支払利息分と消費税でございます。第3項特別損失が181万6,000円、これは過年度損益修正損等でございます。第4項予備費を200万円計上いたしております。

6ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の内容につきまして御説明い

たします。まず、収入でございますが、第1款資本的収入を4,280万1,000円といたしております。内訳は、第1項企業債が4,000万円、第2項工事負担金が280万円。これは、下水道事に伴う配水管移設工事などの負担金でございます。第3項固定資産売却が存目の1,000円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、第1款資本的支出を2億5,886万9,000円といたしております。内訳は、第1項建設改良費が1億9,015万1,000円、これは一般改良工事、負担金工事、起債対象工事の構築物費、機械及び装置費、営業設備費などでございます。第2項企業債償還金が6,671万8,000円でございます。第3項予備費を200万円といたしております。

それでは、前に帰りまして2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして、収入が不足いたしますので、その補てん財源について御説明いたします。第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,606万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額802万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,579万1,000円と、繰越利益剰余金処分額3,224万9,000円で補てんすることといたしております。

以上で、平成23年度水道事業特別会計予算案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君） お疲れのところ大変申しわけございません。訂正を1点だけさせていただきたいと思います。一般会計の当初予算説明の折、10款教育費、5項の社会教育費、6目カルチャーパレス費の中で、「カルチャーパレス特別会計を廃止いたしましたので、一般会計に新たに目を設置した」というふうに説明を申し上げましたが、今回廃止条例をお願いしているところでございますので、「特別会計を廃止いたしますので、一般会計に新たに目を新設して計上いたしております」ということで、御訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（簗毛正勝君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時52分 散会

平成23年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成23年3月8日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成23年3月8日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | 議第5号 | 平成22年度人吉市一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第2 | 議第6号 | 平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議第7号 | 平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議第8号 | 平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議第9号 | 平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議第10号 | 平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議第11号 | 平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議第12号 | 平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議第13号 | 平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議第14号 | 平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号） |
| 日程第11 | 議第15号 | 平成22年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議第16号 | 平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議第17号 | 平成23年度人吉市一般会計予算 |
| 日程第14 | 議第18号 | 平成23年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第19号 | 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第20号 | 平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第21号 | 平成23年度人吉市介護保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議第22号 | 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議第23号 | 平成23年度人吉市水道事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議第24号 | 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議第25号 | 平成23年度人吉市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第22 | 議第26号 | 平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 議第27号 | 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議第28号 | カルチャーパレス管理条例及びカルチャーパレス利用促進委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議第29号 | 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議第30号 | 人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約の廃止について |
| 日程第27 | 議第31号 | 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について |

- 日程第28 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第29 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第30 議第34号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第31 議第35号 損害の賠償について
日程第32 議第36号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第33 議第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第34 議第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員 (20名)

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信 八 郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美 千 子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下 田 代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	深 水 雄 二 君
総 務 部 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 長	荒 卷 通 君
健康福祉部長	中 村 明 公 君
経 済 部 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	松 田 知 良 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	今 村 朱 美 君
経 済 部 次 長	山 本 政 義 君
建 設 部 次 長	宮 原 真 二 君
秘 書 課 長	愛 甲 秀 樹 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
商工振興課長	廣 田 五 浩 君
管 理 課 長	中 川 一 水 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	田 中 幸 輔 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
教育総務課長	松 岡 誠 也 君
農 業 委 員 会 長	村 田 定 美 君
農 務 局 長	

監事 査務 委員 局長 松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	永 田 正 二 君
次	長	村 並 成 二 君
庶務係	長	山 本 繁 美 君
書	記	白 坂 禎 敏 君

○議長（簗毛正勝君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、議案質疑を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。なお、質疑は一般質問にならないようお願いいたします。

発言の申し出

○議長（簗毛正勝君） 質疑に入ります前に、執行部から議第14号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）及び議第24号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算の訂正について、発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、御提案を申し上げます予算案の原案訂正をお願いしたいと存じます。

訂正をいたしますのは、まず議第14号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第6号）の第2表、債務負担行為の補正でございます。今回追加いたしました項目の期間の訂正をお願いいたします。なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、その訂正に関連しまして、議第24号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案の債務負担行為の調書の訂正をお願いするものでございます。詳細につきましては、水道局長から御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御協賛を賜りますようお願いいたします。

○水道局長（多武芳美君）（登壇） おはようございます。貴重な時間をいただきましてまことに申しわけございません。

それでは、お手元にお配りしております資料でもって、御訂正をお願いする箇所について御説明させていただきます。

議第14号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第6号）の訂正をお願いする箇所は、予算書の4ページでございます。第2表の債務負担行為の補正でございます。今回追加をさせていただきました人吉市浄水苑等運転管理業務委託の委託期間を、「平成23年度から平成25年度」といたしておりますが、これを「平成22年度から平成25年度」に御訂正をお願いするものでございます。平成23年度を平成22年度に訂正をお願い申し上げます。この業務委託の履行は、平成23年4月1日を予定いたしておりますが、この補正予算を御議決いただいた後、契約に向けての準備作業に入り、3月末までには契約を行いたいと考えておりますので、御訂正をお願いするものでございます。なお、22年度中の予算の執行はございません。

また、このことに関連しまして、議第24号当初予算書の26ページ、債務負担行為の調書に

おきましても、前年度末までの支出見込額の欄に「平成22」を御記入お願い申し上げます。
なお、金額の支出はございませんので、金額の欄は空欄のまま変更はございません。

以上、2カ所の御訂正をお願いするものでございます。議員各位には大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。議案の上程に当たりましては、今後二度とこのようなことがないように、内容を十分に精査の上、提出してまいりたいと存じております。今回の訂正につきましては御了承を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの訂正については、御了承いただきますようお願いいたします。

執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては内容を十分確認の上、提出されますよう御注意願います。

それでは、直ちに質疑を行います。

日程第1 議第5号

○議長（簗毛正勝君） まず、日程第1、議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第2 議第6号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第2、議第6号平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第3 議第7号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第3、議第7号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第4 議第8号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第4、議第8号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別

会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第5 議第9号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第5、議第9号平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第6 議第10号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第6、議第10号平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第7 議第11号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第7、議第11号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第8 議第12号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第8、議第12号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第9 議第13号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第9、議第13号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第10 議第14号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第10、議第14号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第11 議第15号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第11、議第15号平成22年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第12 議第16号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第12、議第16号平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第13 議第17号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第13、議第17号平成23年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第14 議第18号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第14、議第18号平成23年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第15 議第19号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第15、議第19号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別

会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第16 議第20号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第16、議第20号平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第17 議第21号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第17、議第21号平成23年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第18 議第22号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第18、議第22号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第19 議第23号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第19、議第23号平成23年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第20 議第24号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第20、議第24号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第21 議第25号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第21、議第25号平成23年度人吉市国民宿舎特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第22 議第26号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第22、議第26号平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第23 議第27号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第23、議第27号人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第24 議第28号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第24、議第28号カルチャーパレス管理条例及びカルチャーパレス利用促進委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第25 議第29号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第25、議第29号特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第26 議第30号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第26、議第30号人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設

の事務委託に関する規約の廃止についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第27 議第31号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第27、議第31号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第28 議第32号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第28、議第32号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番、立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） まだ議長から、33号については言われておりませんが、同じような指定管理者の指定についての2件でございますので、質疑をいたしたいと思います。

この指定管理者の指定については、副市長以下9人の委員で構成する人吉市指定管理候補者選定委員会を5回にわたって開催して決めたということですが、その5回にわたった委員会審議の経過。それからもう一つは他の希望者といえますか、候補者はなかったのか。その点についてまずお尋ねをしておきたいと思います。

議長、議事進行でいいですか。

議案質疑については、昨日ありませんかと言われて、ないと言っておったんですが、ただ私は基本的には、議案質疑については事前の通告は必要はないという考え方に立っていますので、そういう立場で質疑をいたしましたので、その点、御理解をいただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） おはようございます。お時間を取らせまして申しわけございません。

まず、ちょっと答弁が逆になりますけども、まず福祉センターの件につきましては応募者が2件ございまして、最終的には1件が辞退があつて、1件だけの審査をしたということでございます。

審査の経過でございますけども、先ほど議員がおっしゃいましたように、委員は副市長を会長といたしまして委員が市長公室長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、水道局長及び教育部長の9人で構成をしているところでございます。第1回目の選

定委員会は、昨年10月13日に行っております。このときは、現在、指定管理の管理運営を行っているものについて検証報告、モニタリングについて総務課から説明を受けたところでございます。2回目の選定委員会は、昨年10月26日に開催をさせていただいております。2回目はモニタリングの総合評価を行ったところでございます。また、このときには老人福祉センター並びに国民宿舎の公募、非公募の考え方を担当課からお聞きしまして、老人福祉センターを公募、国民宿舎くまがわ荘を非公募としたということでございます。3回目の指定管理候補者選定委員会は、1月12日に開催をさせていただいております。これは、指定管理者候補者の選定に当たります評価採点要領等について、この要領について審議を行ったということでございます。第4回目の選定委員会を1月25日に開催をいたしまして、このときには応募がございました申請者に対してのヒアリングを行っております。第5回目を2月15日に開催をいたしまして、このときには評価採点結果を事務局で集計いたしまして、それぞれの候補者につきまして選定を行ったところでございます。

以上、御報告申し上げます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 2回目。2度しかできないということですが、今の答弁の中で老人福祉センターについては2事業者の申し出があった。あと国民宿舎くまがわ荘については申し出が1社であったのでしょうか。これは今の答弁の中になかったのでお尋ねしているんで、回数に入れるべきではないと私は思っている質問ですが、よろしいですか。

○総務部長（坂崎博憲君） 国民宿舎くまがわ荘につきましては、公募をいたしませんでしたので、1社、くま川下り株式会社のみ審査ということでございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 2回目になってしまうんですが、老人福祉センターについては公募して、それから国民宿舎については公募しなかったと。これは指定管理者に関する条例をよく見ていないんでよくわからないんですが、どうしてそういう差ができたのかというのが一つ。それからもう一つは、昨年11月だったというふうに思っていますが、各指定管理者の自己評価、所管課評価、そして総合評価、そういった評価結果が提示されているんですが、それとの関係はどうなっているのでしょうか。

以上、2点です。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えいたします。公募、非公募になったいきさつにつきましては、担当課からの意見をもとに審査委員会において判断をしたというふうなことでございます。

それと、評価につきましては、もちろん評価を、モニタリングを受けた後にそれに基づいて、やはり参考にしながら公募、非公募も選定したというようなことでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 予告なしでありますから無理からぬことかなというふうには思いますが、これもですね、公募の関係については言われましたけれども、11月のいわゆる所管課評価、事業者評価、総合評価、この評価の関係とはその選定にあたって何かあったのですかという質問があったはずなんですが、その点についての答弁があっておりませんから、この点も回数に入れないでお願いします。

○総務部長（坂崎博憲君） 第2回目の選定委員会の中でモニタリングの評価を行ったところでございます。その後、老人福祉センター所管の高齢者支援課、国民宿舎くまがわ荘の所管課でございます観光振興課からそれぞれ公募、非公募の考え方を聞いて、選定委員会としては先ほどから申し上げていますように、選定委員会としましては、老人福祉センターを公募とした、国民宿舎くまがわ荘については非公募としたというようなことでございます。

○14番（立山勝徳君） 終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかにありませんか。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） ただいまのやり取り等々の中で、所管課のほうからどういった意見があって公募か非公募にしたのか明確になっていないわけですよ、その理由というのが。やはり議場でしっかりそのところは説明責任を執行部は果たすべきだろうと思います。そういった意味で、どういった意見があって非公募にしたのか。その理由を明確にしないと、ただ意見がありました、それじゃ私は通らないと思いますので、そのところははっきりしていただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） おはようございます。私のほうは国民宿舎の件ですが、非公募にした理由ということで答えさせていただきます。まずは人吉市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第7条に、公募によらない指定管理者候補の選定等がうたわれておりまして、その内容は、市長等は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときは、第3条の規定による公募によらないで、人吉市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者候補者として選定することができるというふうになっております。

今回の国民宿舎くまがわ荘につきましては、公募を実施しなかったわけですが、その理由といたしまして、指定管理者として選定されたくま川下り株式会社が、人吉市が出資している法人であることがまず上げられます。そのほか、主な理由としまして、まず1点目に、くま川下り株式会社は平成11年度から平成17年度まで、国民宿舎くまがわ荘の管理運営について、利用料金制で受託していただきまして、平成10年度まで市直営のときには赤字経

営であったのを、財政面で立て直していただき、業務遂行や維持管理運営状況も良好であったという実績が上げられます。2点目に、これまで市における外部委託推進による経費節減、効率化の政策と本市の重要な観光資源である球磨川下りの乗船客が減少していく状況の中で、経営の安定化と経営の多角化を目的としたくま川下り株式会社との利害が一致したことで、平成11年度からは国民宿舎くまがわ荘を利用料金制による委託業者に決定し、平成18年度からの指定管理につきましても、公募を行わず決定した経緯がございます。3点目といたしましては、平成18年度から指定管理者として国民宿舎くまがわ荘を経営する中で、施設の老朽化が著しく進む中、健全経営に努められ、業務遂行状況も良好で、毎年の決算においても利益を生み出してきた実績がございます。4点目に、他の指定管理施設——スポーツパレス等でございますが、につきましては、毎年債務負担で不足する財源部分の委託料を支出しているところでございますが、国民宿舎くまがわ荘につきましては、指定管理後、市費による不足財源の補てんは一切行った経緯ございません。したがって、仮に公募により募集する場合、経営上の赤字補てんとなる実質的な委託料はない条件で募集要項を作成することから、経営に関する審査基準のハードルが高くなることが考えられます。5点目に、指定管理者として引き続きくまがわ荘を経営することで、くま川下り株式会社が多角的な経営が可能になり、会社本体につきましてもその経営安定化が図られることが上げられます。

以上のことを踏まえまして、くまがわ荘につきましては公募しなかったということでございます。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） この第三セクターの移行のとき、るるこの議場で議論をさせていただいております。ただ、くま川下り、結局そのくま川下りの部分と、それと国民宿舎を合わせた総合体の中で経営をされておりますが、決算報告、報第4号ということの中で報告いただいておりますが、きちんとした、例えばくま川下りの部分で幾ら、例えば国民宿舎の部分で利益が幾らというところの総務、人件費等々を含めたところの管理体制の報告がされていないんですよ。これは多分、私が議長のときに出していただくようお願いをしておりましたが、出ていないんですよ。だからやはり、今後もしするのであれば、やはりくま川下りに対して、管理部分を含めて国民宿舎の中の必要経費が幾ら、経費等々。くま川下り、その部分が幾らといった形を今後とっていかないと、合算方式、連結方式それもいいんでしょうが、中身が見えなくなってしまうので、そここのところは今後、しっかりとした形の中でやっていただく。そのように思っておりますので、あとそれぞれ委員会のほうで議論していただくと思いますので、これで終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第29 議第33号

○議長（簗毛正勝君） 議第32号の指定管理者の指定に関連して議第33号についても質疑がありました。改めて日程第29、議第33号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第30 議第34号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第30、議第34号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第31 議第35号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第31、議第35号損害の賠償についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第32 議第36号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第32、議第36号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第33 議第37号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第33、議第37号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第34 議第38号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第34、議第38号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 議第38号について、質疑をさせていただきたいと思います。

今回、御提案をいただいております方につきましては、さまざまな形の中で市の福祉関係また建物関係等々で非常にいろんなアドバイスをいただいていることも承知しております。ただ、従来の固定資産評価委員の方とちょっと職種が違うのかなと思っております。特に今回御提案をいただいております方が、市の請負業の関係の役職をされております。そういった中で、他の自治体の中でこういった形、また、固定資産評価審査委員を選ぶ場合の基準という考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、大王議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回新たに委員を選任するに当たりましては、各市における委員の構成、年齢、女性の選任などについて考慮して御提案をさせていただいたものでございます。県下各市においての委員の構成でございますけれども、例えば1級建築士、土地家屋士、調査士、税理士、不動産鑑定士、住民の代表としての不動産系の方などで構成されているようなところが多いようでございます。宮原氏におきましては、先ほど大王議員もおっしゃいましたように、宮原建設株式会社の取締役でございます。委員の兼職禁止に抵触しないかというような御質問であろうというふうに感じます。地方税法425条の第2項によりまして、委員の兼職禁止を規定しているところでございますけれども、当該規定は委員の職務を完全に果たすために妨げとなるような職を兼ねることを禁止しているというような規定でございます。つまり、本市においては、本市に対する請負が宮原建設株式会社の業務の主要な部分を占めるという場合には委員となることはできないということになろうかと存じますけれども、当該会社が総合建設事業として建築事業、土木事業、不動産の賃貸業など、市からの請負以外にも幅広く事業を行われておりますので、宮原氏を選任することにつきましては、兼職の禁止に抵触しないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 兼職等々の部分で、主なといった部分で、一般的な考え方として、事業量等々を考えたときに、今後こういったことも当然、民間の活力、民間の方の御意見というのがいろんな部分で反映されるといった部分も出てくるだろうと思っております。そういった中で、今、総務部長のほうから答弁がありましたように、兼職等々の部分の主な事業、主たる事業の比率の問題だろうと思うんですけれども、大体想定としてどのくらいの比率で今後とらまえていくのか、そのあたりについてお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えいたします。実務提要あたりを参考にさせていただきますと、おおむね50%以上を占める場合には法に該当するものと認定しているというようなこ

とでございますので、その線を一定の線ということで行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（大王英二君） 終わります。

○議長（簗毛正勝君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、質疑なしと認めます。

○議長（簗毛正勝君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時43分 散会

平成23年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成23年3月9日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成23年3月9日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 村 上 恵 一 君
 2. 松 田 茂 君
 3. 山 下 幸 一 君
 4. 笹 山 欣 悟 君
 5. 田 中 哲 君
 6. 福 屋 法 晴 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（20名）

- | | |
|------|-------------|
| 1 番 | 松 岡 隼 人 君 |
| 2 番 | 井 上 光 浩 君 |
| 3 番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 4 番 | 川 野 精 一 君 |
| 5 番 | 笹 山 欣 悟 君 |
| 6 番 | 村 上 恵 一 君 |
| 7 番 | 西 信 八 郎 君 |
| 8 番 | 松 田 茂 君 |
| 9 番 | 永 山 芳 宏 君 |
| 10 番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 11 番 | 森 口 勝 之 君 |
| 12 番 | 田 中 哲 君 |
| 13 番 | 本 村 令 斗 君 |
| 14 番 | 立 山 勝 徳 君 |
| 15 番 | 仲 村 勝 治 君 |
| 16 番 | 三 倉 美 千 子 君 |

17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市長公室長	深 水 雄 二 君
総 務 部 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 長	荒 巻 通 君
健康福祉部長	中 村 明 公 君
経 済 部 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	松 田 知 良 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	今 村 朱 美 君
経 済 部 次 長	山 本 政 義 君
建 設 部 次 長	宮 原 真 二 君
秘 書 課 長	愛 甲 秀 樹 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
商工振興課長	廣 田 五 浩 君
管 理 課 長	中 川 一 水 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水道局次長	田 中 幸 輔 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
教育総務課長	松 岡 誠 也 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 田 定 美 君
監 査 委 員 事 務 局 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（簗毛正勝君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

一般質問

○議長（簗毛正勝君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君）（登壇） 今期、最終議会の一般質問のトップバッターを努めることになりました、6番議員の村上でございます。しかし、傍聴席の空席状態を見ますと来月の統一地方選が非常に怖いというふうに感じております。登壇の順番を決めるくじ引きでくじ運の悪い私が一番を引き当てたということは、我ながら驚いております。これで運を使い果たしてしまうのか、はたまた、このままの勢いで選挙戦に突入するかは定かではありません。

それでは、ここで今月末日を持って退職されます局長及び部長、職員の皆様方におかれましては、長い間の公務員としての市政発展のために御尽力されましたことに対しまして心より御礼を申し上げます。今後は一市民として、市政発展と市民の幸せ向上のためにアドバイスとお力添えをいただければ私たちも心強く思う次第でございます。

今回は3項目通告しております。観光行政、文化財保護と観光振興の一体化。災害予防の観点から、球磨川の堤防の耐久度は。環境行政、環境美化条例の制定についてでございます。

まずは、文化財保護の観光振興の一体化についてでございますが、施政方針の中では、今期4年間の観光振興関係の実績の中で、平成20年6月に青井阿蘇神社が国宝指定されたことを上げられております。天の恵みと表現されておりますが、このことに至った裏側には関係者の血のにじむような努力があったことは事実でございます。さらに、県内の重要文化財の7割がこの地域に集中しているという事実は、観光振興という観点からしますとまだまだ宝物があるのではという大きな希望を抱くわけでございます。ここで質問でございますが、現在の国指定・県指定の文化財の数、そしてまた主なものは、また市指定の文化財の数はどのくらいあるのか、お聞きいたします。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。お答えいたします。

国・県指定の文化財の数でございますけれども、現在33件でございます。その内訳は、国指定関係で国宝1件、国指定文化財で建造物2件、彫刻1件、史跡が2件の計5件。国指定

登録文化財 2 件の合計で 8 件となります。県指定関係では、建造物 4 件、絵画 1 件、古文書 1 件、彫刻 3 件、工芸 4 件、書籍 1 件、有形民俗 2 件、無形民俗 7 件、史跡 1 件、天然記念物 1 件の合計 25 件となっております。

また、これらの中で国宝青井阿蘇神社、国指定文化財として老神神社、岩屋熊野座神社、願成寺木造阿弥陀如来座像、人吉城跡、大村横穴群、国指定登録文化財として旧国鉄矢岳駅駅長官舎、さらに県指定文化財としては井口八幡神社、相良家墓地などが主なものとしてあげられるところでございます。

次に、市指定文化財の数につきましては、建造物 9 件、彫刻 9 件、工芸 20 件、絵画 6 件、書籍 4 件、古文書 8 件、歴史資料 3 件、史跡 9 件、名勝 2 件、天然記念物 4 件、無形民俗 2 件の合計 76 件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 6 番。村上恵一議員。

○6 番（村上恵一君） 国・県だけでも相当数あるということで、本当に県内の重要文化財の約 3 分の 2 がこの地域に集中しているという、今、証拠をお示しいただいたわけですが、私としてもちょっと勉強不足だと、もっと知らなければいけない、知る必要があるというふうに思った次第でございます。本当すばらしいことなんですよね。ですから議員、私だけにとどまらず、全員で勉強会などもする必要があるんじゃないかなというふうに今、感じた次第でございます。

次に、観光振興のこの観点から、この国・県、市指定の文化財の中で現在公に出している観光パンフレット、この中に紹介されているもののこの国指定重要文化財の数はどの程度あるのか、これは経済部長のほうにお聞きします。

○経済部長（椎葉文雄君） おはようございます。お答えします。

現在、配布しております観光パンフレットで文化財が紹介されている数の質問ですが、人吉市及び人吉温泉協会、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会等で作成しましたパンフレットは 7 種類、リーフレットチラシ 13 種類、合計 20 種類がございますけども、この中で国・県指定の文化財として主に人吉城跡、国宝青井阿蘇神社、三十三観音めぐり、無形民俗文化財の鬼木の臼太鼓踊りなどを写真あるいは説明で掲載されているものが、パンフレットで 7 種類、リーフレットチラシで 8 種類、合計の 15 種類でございます。その中で、各指定文化財という表示があるものや文化財巡りコースの設定、あるいは地図に史跡文化財を図案化したピクトグラムを用いて表示しているものが、パンフレットで 3 種類、リーフレットチラシで 3 種類、合計の 6 種類というふうになっております。

以上でございます。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 6 番。村上恵一議員。

○6 番（村上恵一君） これはパンフレットの数を今おっしゃったんですよね。私が聞いたの

は文化財の数、紹介されている文化財の数をお聞きしたんですけど、いかがでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君） 失礼しました。ちょっと聞き取りが間違っていたようでございます。

数でございますが、人吉城跡、堀合門、青井阿蘇神社などを含めまして10種類程度あるというふうに思います。

以上でございます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 私も聞き取りミスだったかもしれません。10カ所ほどということで理解していいんですよね、間違いないですよ。訂正があったら、また後で訂正してください。どちらにしても、文化財の数からしたら紹介の数はまだ少ないんじゃないかなというふうには思っております。実際の文化財の数からするとアピールの余地はまだ大いであって、飛躍の可能性も秘めているということではないかなというふうに考える次第でございます。

今度は教育委員会に質問をいたしますけれども、歴史館の開館ですね、平成17年に開館したと思いますが、開館以来の入館者数の推移はどういうふうに推移しているのか、また歴史館における企画展、テーマ展は年に何回ほど行っておられるのか、また22年度の実績はどのようなものだったのかということをお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

人吉城歴史館は平成17年12月2日に開館し、平成23年2月28日現在で8万6,125名の方々が来館をされております。年度ごとの入館者数は、平成17年度6,753名、平成18年度1万9,179名、平成19年度1万4,521名、平成20年度1万6,268名、平成21年度1万7,821名、平成22年度が2月末現在で1万1,583名、開館から5年2カ月が過ぎた現在、入館者数の年間平均を見ても約1万6,500名となっているところでございます。

次に、歴史館の企画展でございますが、3年前から春と秋に特別展、そのほかにテーマ展を開催し、特別展示室を年間フル活用しているところでございます。平成22年度につきましては、春季特別展として「人吉が生んだ植物学者前原勘次郎の世界」、秋季特別展として「日野熊蔵と世界航空史」、テーマ展として「相良三十三観音と御詠歌」、「人吉藩と日野熊蔵」「相良氏と関ヶ原」を行っております。今後も特別展、テーマ展を基軸にしながら来訪者及び市民の方々のニーズに合わせた展示、テーマを掘りおこし、魅力ある充実した展示企画を展開していきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 入館者数に関しましては、開館時は結構ふえて、またちょっと落ちて、また持ち直してというような状況のようですね。平均しますと1万6,500人ということですから、こちらの市庁舎のほうから見ますとよく大型バスで来られる姿もよく見受けま

ので、まずまずではないかなというふうには思っております。

そしてまた、テーマ展に関しましても努力をされているんじゃないかなと思うわけですが、八代市の博物館の場合は確実に年4回の企画展をやって、ほかにもまた特別展等をやっておられるみたいです。ということで、当市ももっとバージョンアップ等を行いなから、またアピールも必要ではないかなというふうには思っております。

青井神社の国指定への流れなど文化行政の努力、そして観光振興へのリンクの共同作業などにはさまざまなプロセスがあったと思うわけなんですけど、ここで文化行政と観光振興のネットワークといいますか、がうまいことしているのかということ、貴重な文化財を観光に生かしたいというふうには考えたときに文化課と観光振興課との連携はうまくいっているかどうか、ここをお聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

人吉球磨地方には、熊本県下の文化財の3分の2が集まっているといわれており、国宝青井阿蘇神社を初め三十三観音めぐりなど本市観光の大きな柱となっております。文化振興課においては青井阿蘇神社が国宝に指定され、各地の観光関係者あるいは旅行エージェントなどが当市に視察に訪れられた際、説明を行ってもらうなど観光に関しても協力をいただいているところであり、パンフレット等の文面の構成など文化財関係の専門的立場で協力をいただくとともに、文化振興課で作成されておりますパンフレット等も観光振興課にて活用するなど観光客や市民の皆様への文化財の関心を高めるとともに、観光へつなげるようお互いに連携を取りながら業務を行っております。

また、毎年秋の三十三観音一斉開帳の時期には、人吉城歴史館での展示企画といたしまして三十三観音のパネル、宝院帳などを展示していただいているほか、じゅぐりっと博覧会の展示部門であります人吉歴史回廊、人吉まちかど資料館にも中心的に動いていただくなど幅広い活動で人吉観光に参画していただいております。文化振興課以外でも、健康福祉部主催のじゅぐりっとマーチのウォーキング大会やJRウォーキングの際に市内の三十三観音めぐり、寺社仏閣をコースに入れていただいております。多くの皆様に歴史文化を楽しんでいただいているところでございます。

以上でございます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 今、お答えいただいたわけなんですけれども、観光振興という観点と文化行政、文化財を守っていくという観点、その若干の基本的概念が違うものですから、観光に生かそうという観点から文化振興課は見えていないんじゃないかなというふうには思わないかな。だから、一市民から見ると、「そうかな、そういうふうにはうまくいっているのかな」というふうなふうにも感じとれるし、そう思う次第なんです。ですから、違う視点からの発想で文化財を観光に取り入れるということで、非常に宝物はたくさんあるわ

けですから観光立市をさらに押し進めるといふことで考えるならば、文化振興課と観光振興課の横の連携強化をするという方法よりも、どちらかといったら文化財課を市長部局、つまり市長公室に配置して観光振興課もそこに置きながら、置いた形で行っていくべきではないかなというふうにする次第でございます。

2月の熊日新聞に、熊本市が同じように文化財課を市長部局に置くということによって戦略を組んでおられます。今後、数日後、あした、明後日、明々後日ですか、12日は4日後には新幹線が全線開通するわけですから、大きな流れがこちらのほうにやって来る可能性もあるわけですね。そういう観点からもぜひ観光課、文化課を一つの大きな柱にしたものを市長公室に配置したらどうかというふうにするわけなんですけれども、市長はどのように思われますでしょうか。あくまでも提案的な質問ですから、4月改選を迎えていますから微妙なところなんですけれども、市長のお考えとしてはどんなものかということをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） おはようございます。

村上議員、御指摘のとおり、私も文化財保護と観光振興の一体的施策の展開といったものの必要性については常々感じているところでございます。御指摘のとおり、この人吉球磨には熊本県すべての文化財の7割から8割が存在していると、大きな一つの相良七百年の歴史、伝統、文化に基づいた非常に貴重な文化財であります。よって、そのための機構改革ということはこれも一つの選択肢であるというふうを考えているところでございます。どのくらいの自治体が文化財保護と観光振興の一体化を図る組織体制をとらえているのか、詳細は存じませんが、知る限りでは今御指摘のとおり今回の熊本市のほか、久留米市などもそのような体制を取られているようでございます。

一方、開発行政を担う市長部局に、文化財保護行政を移管することを疑問視するという声もございまして、そういう声も含めてさまざまな意見があるところでございます。つきましては、教育委員会所管のまま連携を密にとっていくほうが望ましいのか、あるいは御指摘のとおり市長部局のしかるべき部署に移管した方がより効果的であるのか、庁内でしっかり議論をしていかなければならないというふうには思っております。

また、部の名称変更や所掌事務等につきましては条例に定める事項でございますので、庁内の議論はもちろんのこと議会にも御相談していくべきものと考えております。次回、機構改革を実施する機会をお与えいただくことができましたなら御提案を参考にさせていただき、その時々の方針課題の解決のために最も適した組織体制を構築していかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 県内の、本当7割がこの地に文化財があると、文化財の7割がこの地

にあるという観点から考えれば、熊本市よりもおそらく多いわけですから、確実に多いわけですから、熊本市がこのような形で市長部局に置くということですから、人吉のほうが先陣を切ってもいいぐらいの企画なのではないかなと、方向性なのではないかなというふうを考える次第でございます。

歴史館の運営に関しましても、観光振興課とタイアップすればもっとも活用が幅が出てきますし、情報の発信力もアップするというふうを考えるわけでございます。また、新たな観光資源となり得るような宝物がまだまだ残っているのではないかなというふうにも考えるわけでございます。私も、知人等が人吉に来た際に青井神社、人吉城跡に連れていくんですけど、それだけではちょっともの足りないものですから、東林寺の磨崖仏、それと岩屋熊野座神社、そして矢黒神社に連れていったことがあります。詳しい由来は知らないんですけども、何となくパワースポットの場所なんですよ。そういうところを連れていだけで皆さん、何か神々しい感じがして「すごいですね」というふうにおっしゃいます。そういうことですから、視点を変えてそういう形の観光振興に生かせるという形ですから、ぜひ次期、どうなるかわかりませんが、実行していただければというふうに考えております。

続きまして、災害予防の観点から球磨川の堤防のことについてお聞きいたします。中心市街地の市民の方から聞かれまして、球磨川の堤防の耐久性について尋ねられたんですよ。そして、私としては全然即答ができなかったものですから、私なりに少しは調べてみたんですが、考えてみると、相当の年月がたっていると、経過しているということで、球磨川の危機管理の面からも大変重要であり、今回質問するという事になったわけでございます。

40年の7月の大水害から約46年が経過するわけなんですけれども、現在の球磨川の堤防の建設年は何年ぐらいなのか、何年なのか、教えてください。

○市長公室長（深水雄二君） おはようございます。お答えいたします。

今回の関連の質問につきましては、国交省のほうに一応お尋ねをしております、そのことを踏まえまして、それをもとにしてお答えをさせていただきたいと思っております。

建設年はいつかという御質問でございます。お尋ねしましたところ、人吉市の特殊堤防整備は昭和40年7月水害によりまして大きな被害を受けたことを契機としまして、昭和41年より着手し、昭和60年度に整備が完了したということでございます。実際の工事といたしましては、最初の特設堤着手が昭和41年で九日町地区など2地区、3工区。最初の完成が昭和43年に竣工しました宝来地区120メートル区間です。その後は順次、毎年300メートル程度の施工を継続され、昭和52年度末には人吉市街地の球磨川右岸地区の約50%が完成し、昭和60年度に下青井地区特殊堤が完成したということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 九日町地区でいえば昭和43年に竣工したということなんですね。小学

生のころだったなという記憶があったんですけど何年生ぐらいだったかなというようなことを考えたら、ちょうど6年生のときだったみたいです。工事が始まったときに水ノ手橋あたりからの上流側をせきとめて中川原まで、そうしたら、こちら九日町側の球磨川の右岸側は水がなくなったんですよ。そうしたら水溜まりがいっぱいできていまして、そこに魚がいっぱい集まっていたんですよ。近所の方がバケツを持って、みんな魚を捕りに、ウナギやらアユやら取りにいったんですね。そして、私たち子供もそこに参加して行ったんですけども、消防団の方から「子供は来るな」ということで言われたのをよく覚えております。小学校6年生のときだったんですね、4年生のときに工事が始まって、そのころだったんですね。

ところで、山田川の打ち出し、山田川の右岸側の打ち出しの堤防が崩壊したことがありましたですよ。あれはいつだったのか、またその原因は何だったのか、お聞きしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

国土交通省八代河川国道事務所にお尋ねしましたところ、平成8年7月3日から8日にかけての出水により、7月8日に山田川直下流の護岸が崩壊したという状況だったようでございます。原因は、断続的な降雨により護岸の基礎部分が洗堀、洗い流されと申しますか洗堀され、崩壊に至ったものということでございます。十数年前の出来事ではあります、当時の状況を市の担当職員であった者に私のほうから尋ねましたところ、崩壊した基礎部分はかなり侵蝕と申しますか洗堀されており、水深が10メートルほどもあったようであるということを知りました。あらためて自然の驚異に驚かされた次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 平成8年なんですよ、13年前ということになりますね。10メートルほど水深があったってすごいですよね、結局オーバーハング状態であった、それがぎりぎり保っておったのが出水によって崩落したということになるわけですね。これは、あの事故は非常に近隣住民もびっくりしまして、あのときの記憶を今はもう忘れ去っているんですよ。ですから、堤防の耐久度に関しまして言われたのに私もびっくりしたんですが、現在の鉄筋コンクリート造りの堤防の耐用年数は何年なのか、またクラックなどの亀裂などの有無の状況を調査したことはありますかということでお聞きしたいんです。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令というのがございまして、それによりまして鉄骨鉄筋コンクリート造りなどの耐用年数は50年となっております。そこで、今回の御質問の特殊堤についてでございますが、同じように国土交通省八代河川国道事務所にお尋ねしましたところ、コンクリートの寿命はコンクリートそのものの材料、原材料の配合によっていろいろと変わるみたいですが、その材料や構造物が経験する環境、非常にわかりにくい表

現ですが、経験する環境すなわち気候、外力、暴露状況、いかにさらされているかというそのような状況などによってそれぞれ異なるものであり、耐用年数につきましても点検診断によりその構造物の健全性をもって判断すべきものという見解でございました。

クラックの有無などの状況につきましては、毎年目視による詳細な堤防等点検を実施して把握しておりますということで、点検の結果クラック等が確認された場合には経過観察を注意して行うとともに、対策が必要なものにつきましては適宜補修を行っておりますという御回答でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 耐用年数は50年ということですし、竣工してから既に43年がたっているわけですからちょっと怖いなというふうに今感じた次第なんですね。コンクリートの耐久性というよりも基礎部分とか、例えばクラックがあったとします、そうしたら、そこから水が侵入して中が空洞化するおそれがあるわけなんですね。市街地の、私に聞かれた市民の方も堤防の裏側はどうなっているんでしょうねというような怖い言い方をされたものですから、そこら辺なんですよ。ですから、惨事が起こらないためにもこれは緊急にもっと綿密な調査をすべきじゃないかなと思うわけなんですね。だから、裏側がどうなっているのかということも含めてしっかりと調査をしておかないと、思わぬ事故につながる可能性もあるものですから、ぜひ国交省にさらなる精密な調査を依頼していただくようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） 村上議員、御指摘のとおり、私自身も河川管理者である国に洪水時において最も心配しておりますことが破堤、大きな被害が想定されます堤防の決壊でございます。細心の注意と御対応をいただきますよう日ごろから国にもお願いをしているところでございます。

また、毎年堤防等の点検を実施されているということでございます。村上議員も御指摘のように、御心配のようにさまざまな状況も予想されますので、今後も最新の専門的技術を持って調査・対応をしていただくよう河川管理者である国に引き続きお願いをしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） ぜひ、再度精密な、密な調査をしていただくようお願いしていただきたいと思います。

最近、思いもしないような事故や災害が多いように感じるものですから、危機管理の関係からも早急に耐久度診断と調査を行っていただくように依頼していただきたいと思います。そういうことで、この件につきましては終わります。

次に、環境行政、環境美化条例の制定についてお尋ねいたします。この問題に関しましては過去、平成12年と14年にも質問は行っております。今回が3回目の質問になるわけですが、今期の最後の議会ということで、本来ならもう少し早めに行うべきだったなと自分でも反省しているわけなんですが、しかし、次期市政運営への投げかけということでとらえていただければと思っております。

市の衛生員連合会の皆様で不法投棄に対する巡回パトロールを行っておられますが、ここ数年投棄場所の分布や件数などの状況はどのようになっているのか、お聞きします。

○市民部長（荒巻 通君） おはようございます。お答えいたします。

人吉市衛生員連合会におきましては、議員御承知のとおり巡回パトロールを行っておられまして、廃棄物の不法投棄の調査・回収を年4回、市内の6小学校区ごとに実施されておられます。データとして残っております平成18年度から本年度までの実施状況についてでございますが、人吉球磨クリーンプラザに搬入された不法投棄・一般廃棄物の量は、この5年間で合計31.4トンとなっております。また、クリーンプラザでは受け入れられない自動車の部品やリサイクル対象製品などはこの重量に含まれておりません。このうち、タイヤにつきましては511本を処分していただいております。

先ほど申し上げました不法投棄された31.4トンの年度別内訳といたしましては、初年度の18年度が最も多く9.7トン、19年度が6.6トンでございます。20年度以降は年当たり5トン前後で推移いたしております。また、同じく校區別で見ますと、大畑矢岳校区が11.2トンと突出しており、6.02トンの中原校区、4.8トンの東間大塚校区と続いております。不法投棄の場所の特徴といたしましては、県あるいは市の境界を越えて持ち込まれているケースが考えられ、県境や市境の交通の便がよく、人目につかないところに不法投棄が多く見受けられる傾向でございます。また、ここ数年、回収量は減少傾向が見られており一定の成果が上がっているものと推察されるところでございます。

本年7月のアナログ放送終了に伴いまして、テレビや録画機材などの不法投棄が懸念されるところでございますので、今後も不法投棄防止の啓発に努めてまいりたいと存じております。以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（菱毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 衛生員連合会の皆様方は御苦勞されていると思いますが、不法投棄に関しては矢岳大畑校区が突出しているということですから、まさに県境を越えてこちらのほうに持ち込まれているのではないかなというふうに私も考えます。また、年に5、6トンですから結構な数なんですよ、量的にもそうじゃないかなと思います。

また、ことしの7月24日にアナログ放送が終了しますのでブラウン管型のテレビが不法投棄されるおそれがあるということですから、そうならないためにも次善の策が必要なのかもしれないというふうに思うわけでございます。投棄したものを不法投棄として投棄し

た人を特定できたことは過去にあるのか、またそして罰則はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○市民部長（荒巻 通君） お答えいたします。

廃棄物の不法投棄につきましては、人吉警察署や人吉保健所等とも連絡を取りながら投棄者の特定に努めているところでございまして、郵便物や伝票などから割り出されるケースも多々ございます。原因者が特定され次第、原状の復させることがまず基本でございまして、特に悪質な場合は摘発を受けて、罰金刑が科された例も過去にございます。それらの捜査につきましては警察にゆだねているのが現状でございまして。

本市におきましては、参考までに申し上げますと罰金刑1件、撤去をさせられた件数が数件あるということでございます。また、罰則に関しましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で規定されておまして、投棄禁止に違反した場合には違反者が個人の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、または併科とされております。違反者が法人の場合は、その行為者を罰するほか、その法人には3億円以下の罰金刑を科することとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 個人でも5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、法人では3億円ということですからすごい金額ですよ。それでも後を絶たないということはやはり目が届いてないということで、やっぱりなめられているんじゃないかなというような感じがしないでもありません。これは3億円というのはたしか上がったんじゃないかなと思うんですけども、前はもっと低かったかなと私は、1億円でしたか。

ポイ捨て投棄、不法投棄の禁止だけではなくて総合的な環境美化関連の条例を私は制定すべきじゃないかなと思ってここで質問をするんですが、熊本県下の場合、環境美化関連の条例を制定するところは何市あるのか、どのようなところが制定しているのか、また球磨郡の近隣の町村の状況はどうなっているのか。平成14年では県内が7市そして球磨郡では2町7村という状況でしたから、またその後、またそうやって変化しているんじゃないかなということでお聞きいたします。

○市民部長（荒巻 通君） お答えいたします。

総合的な環境美化条例ということでございますが、ビジョンを含む条例としましてさらにスケールの大きい環境基本条例もございますので、それらを含めたところでお答えをさせていただきます。

まず、県下各市の制定状況でございます。環境基本条例は、県下14市のうち熊本市や荒尾市など八つの市で制定されております。残る6市のうち上天草市と阿蘇市は環境美化条例、八代市は環境美化の推進に関する条例、合志市は美しいまちづくり条例がそれぞれ制定され

ておりますので、未制定の市は玉名市と本市の2市でございます。

続きまして、球磨郡の状況でございますが、あさぎり町、多良木町、湯前町、五木村、球磨村の3町2村におきましては、いずれも環境美化条例を制定され、相良村と山江村がそれぞれ美しい村づくり条例を制定されております。未制定は、錦町と水上村となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） 平成14年のころとは比較できないところは合併があったということだと思ふんですけれども、単純に比較できないとは思いますが。郡市内の場合には現在でも人吉市と隣接している錦町がまだ未制定、そして水上村が未制定ということで今答弁をいただいたわけなんですけれども、平成14年の答弁のときには錦町も制定されていると答弁されているんですよ。おそらくされていない、廃案というか何というんですか、条例を廃止することはおそらく考えられませんので、そのときの答弁が間違っただけじゃないかなと思ふんですよ。そのときはごみ行政関連は福祉生活部でしたから、今の堀教育長が答弁されているんですよ。議事録に既に載っていますので取り消しはできないと思ふんですけれども、もっとその正確を期していただいて答弁していただくように、よろしく願いしたいと思います。

やっぱり環境美化に関しましてそういう不法投棄を防ぐ、またポイ捨ても防ぐという観点からしましたら、やはり郡市一帯で、エリア全体で取り組むのが一番理想的ではないかなというふうに思ふわけなんですよね。そういう観点からも、隣接の相良村、山江村、球磨村が制定しているという状況ですから、美化区域を広げるためにも、また観光立市を標榜するためには当市でも制定が必要ではないかなと私は思ふわけでございます。そういう意味から、制定を今後進めていただきたいというふうな願いでお答えをいただければと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

環境美化条例を制定しております市町村におきまして、その制定前の状況はどうであったのかということ想像しながらそれぞれの美化条例に目を通して見ますと、地域住民や事業所などが一体となって清掃活動をされる機会があまりなかったのではないかと思ふところがございます。なぜならば、それらに、その環境美化条例にうたっている文言を読みますと、ごく当然のことであったり、既に本市では実践していることにほかならないからでございます。

本市で実践をしておりますことの例を申し上げますと、先ほどの部長答弁にもございましたとおり、衛生員連合会が中心となって不法投棄の調査・回収を実施されておられますが、先般の大畑・矢岳校区の回収の際には国有林も管理しております森林管理所の職員や建設関係業者の皆様方もボランティアとして多数参加をいただいているところでございます。また、このほかクリーン人吉早朝清掃や町内会単位での定期的な清掃作業、あるいは地球の環をまもり隊の皆様によるごみ減量のための活動、さらには事業所の従業員の皆様によるポ

ランティア清掃など市民の皆様や事業所による美化活動が既に定着していることはまことに喜ばしく、また心から日ごろも感謝しているところでございます。

このようなことから、他市町村と同じような環境美化条例は今さらながら制定する必要性には乏しいというのが率直な考えでございます。しかし、議員御指摘のように、本市の観光立市という観点から進める、強化するということを考えてみますと、現状よりハイレベルな条例というものも協議検討すべき課題ではないかと、一定の基礎的なことは市民の皆様方によって非常にそれはすばらしい環境が整えられているということでございますので、一步進んだハイレベルな条例というものを協議検討するということが重要ではないかというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君） おっしゃるとおり、市民の方々の努力また美化意識も高く、実質的な行動は非常に郡市の中でもハイレベルで一番トップクラスじゃないかなと私も思うんですよ。しかし、そのやっていることの集大成を条文化しておく必要が私はあるというふうに思うわけです。また、今、市長がおっしゃったように、ハイレベルな、もっと観光立市を観点に他市とは違う観点からの美化条例、それは非常にいいと思いますので、ぜひ次期どうかかわりませぬけれども可能性は、そういう制定の方向性は見出してやっていただきたい。平成12年、14年、今回質問して、前市政の時にはその必要性を感じないという答弁でしたので、私は必要性があるというふうに思っておりますので、ぜひ行っていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時03分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の松田でございます。月日のたつのは本当に早いもので1期4年間、私としては今回最後の一般質問になっております。先立ちまして、今議会を最後に退職をなさいます公室長、議会事務局長、それから各部の部長、市の職員の方々、長い間行政職のお勤め本当に御苦労さまでございました。今後は市政発展のために、より一層御尽力賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

それでは通告に従いまして、一般質問をしまいたします。今回は大きく三つの点に対しまして質問をしまいたします。第1番目に、農業振興策より、地産他商について。地場産業

(農産物の加工、販売、育成)の拠点施設としての石野公園の活用方法について。第2に、観光振興策より、再確認、地域資源を活用した観光地づくり。それから、第3に、スポーツ振興策より、すばらしかった春風マラソン。以上、3点の御質問をさせていただきます。

それでは、一番最初の質問です。農業振興策より、地産他商について。約、発足をして8カ月余りになりますが、この地産他商推進室、今までの取り組み状況、いかようなものがあったのでしょうか、御質問をいたします。

○経済部長(椎葉文雄君) お答えします。

地産他商推進室は本市の施策の3本柱であります農業で食べられるまちを推進するために、昨年7月、農業振興課内に設置し8カ月が経過したところでございます。その間、販路拡大、商品企画開発PR、地産地消の推進、そして本市農業応援団の創設を事業目標に掲げ、本市の農産物生産者の収益向上のため、あらゆる機会をとらえて他地域が求めている農産物やその加工品などの情報収集、そして本市農産物の出口であります販路の確保に取り組んでまいりました。

販路拡大では、大都市圏で開催される商談会や見本市へ数多く出向き、多くの企業との接触、商談を重ねてまいりました。また、あらゆる情報をもとに、高級食材を扱う大手企業や小売店などには個別にアプローチをかけまして販路の確保につなげております。商品企画開発PRでは、本市の農産物をいかにして他地域に売り込むか、あるいはどのようなものが受け入れられるのか、そしてどのようなPR戦略があるかなどの研究を行いまして、人吉産多収穫米タチアオバを原料としてつくった球磨焼酎と医食同源ひとよし米を合わせたギフト製品の販売をアシストしてまいりました。また、来年度11月に東京都庁の全国観光PRコーナーでの本市のPRイベントを企画し、観光、商工との関係部署とともに連絡調整をして準備をいたしております。

地産地消の推進にも取り組み、推進室設置後すぐに市内に点在しております農産物直売所を、点から線へ、そして網状にして人吉市地産地消直売所ネットワークを立ち上げております。これによりあらゆる情報の共有化を図りながら地産地消につなげるための足がかりを固めております。加えて、直売所の各イベントへの出店サポートや医食同源ひとよし米の地元での販売のサポートをいたしました。次に、大都市圏の熊本県人会や本市出身者で組織される会に出向き、本市農産物のPRと売り込み、そして本市農業を応援していただく人吉農業サポーターの募集を行いました。これは個人で本市の農産物を買っていただくことはもとより、できれば企業まで広がればとの思いもありました。このほか、本市で取り組むことのできる農産物の情報収集、地産地消推進のための各種セミナーや勉強会に積極的に参加して知識を習得し、職員の資質向上に努めております。

以上でございます。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(簗毛正勝君) 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 約8カ月ばかりの間の中で非常に多くの取り組みをなさっているのは、今の部長の答弁でわかったわけでございます。非常にすばらしい取り組みをされているというのが率直で素直な感想として申し述べたいと思っております。

そこで、今度は市長にお尋ねなんですが、こういうふうなもの、市長は常々マニフェストの3本柱の中でも農業で食べられるまちというものを標榜して常々語っておられますが、その中で、市長ならではのやはりいろんなところでトップセールスとしてさまざまな取り組みをなさってきたと思うんですが、この地産他商推進室と要するに同調したような形の中でどのような取り組み方があったのか、その一端をお教え願えればと思っております。御質問いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まだ短期間ではありますが、地産他商推進室が推進してきた事業の成果はということでございますが、まず販路の拡大、確保につきましてはあらゆる情報をもとに大都市圏の企業等に個別アプローチをかけました結果、東京銀座のホテル東京コムズ銀座に本市の農産物を売り込むことができました。このホテルは各地の農産物を豊富に使ったホテルの朝ご飯と、それを取り扱いますシェフが有名なホテルでございまして、昨年夏には本市直売所の野菜がホテルのダイニングルームに並んだところでございます。同じく、ことしの夏も並ぶ予定でございます。

医食同源ひとよし米につきましては、各地の安心・安全なお米や高級米を中心に販売している東京台東区の金澤米店での販売が決まり、現在インターネットで販売されているところでございます。また、沖縄県国頭村で人吉出身の方が経営されておられるアバガーデンホテル沖縄から、人吉産ヒノヒカリがぜひほしいとの情報が入りましたので、すぐにJAにおつなぎをし、現在定期的にJAから納入していただいているところでございます。大都市圏で行われております県人会等にも積極的に出向きまして、本市の農産物のPRや売り込みを図っているところでございます。出席できない会におきましても、PRチラシの配布や試供品の配布、買い取りでの本市農産物納入等を行ってまいりました。関西熊本県人会、大福岡熊本県人会、東京織月会、東京江原会に出席をいたしまして、東京熊本県人会にはチラシの配布、東海熊本県人会には農産物の買取納入をいたしておるところでございます。

そのような中、地産他商推進室の担当が昨年11月に開催されました関西熊本県人会に出席した際、藤田観光株式会社の代表取締役社長末澤和政氏とお話をする機会があり、本市農業の応援をしていただくという具体的なお話をいただくことができました。藤田観光株式会社は御存じのように、東京の椿山荘、箱根の小涌園、大阪の太閤園や全国展開のワシントンホテルなどのラグジュアリーホテルのほかゴルフ場や水族館等を経営する巨大グループ企業でございます。昨年12月には私もフォーシーズンズホテル椿山荘東京に末澤社長をお訪ねいたしまして、トップセールスをいたしているところでございます。その結果、今が旬の人吉球

磨産のイチゴひのしずくを椿山荘やフォーシーズンズホテル椿山荘東京などの高級レストランで提供するように話が進んでいるところでございます。今後さらにJ Aと連携をしながら、次々に旬を迎える本市の農産物を紹介し、安定した販路確保に期待を高めているところでございます。

地産他商推進室を新たに設置して8カ月という短い期間、本市の農産物生産者の収益向上を目指し、本市農産物の出口である販路の確保のため、思った以上のさまざまな展開ができたのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 今、さまざまな成果の中で驚いたのは、藤田観光と接点ができたというすばらしい成果が、僕も思っても見ないような成果というふうに思っております。どれもこれも一流どころのお名前が上がってくるわけですけれども、やはり一番心配するのは、せっかく出口が見つかる、しかしながらロット数ですね、いつも市長がおっしゃるようにそれに見合うだけの数、品物が揃うのか、やはりそれが揃わないことには企業体としてはなかなか取り扱うところ、要するに通年的に取り扱うことが非常に難しいのではないかと、そういうふうに思う次第です。

やはり、今後はせっかくできた出口、その出口を閉ざさないためにもやはりロット数の確保、そしてやはり四季折々、この人吉球磨、例えば本当に我々としては身近なコサン竹、コサン竹であるとかうるか、アユの苦うるかとか古うるか、非常に瓶詰めになっていて皆さん方にはいろんなところに持っていったとき、最初は臭いでちょっとと思われるところなんかもあるんですけれども、非常に取り扱い方法によってはおもしろい食材であると、そういうふうな評価も受けておりますし、それから先ほどおっしゃいましたお米、これも地元からの米を持っていくんですから手前味噌な部分もあるかもしれませんが、どこに行っても絶対負けない、そういうふうな要素を感じたわけですね。今おっしゃいましたように、さまざまなホテル等々は夕食、要するに都市圏でいうところの夕食よりも朝食に非常に力を入れているホテル、そういうラインのほうが多いように私も認識をいたしております。そういうところには、ぜひとも四季折々の、そしてさまざまな角度から出てくる農産物を何とか絶え間なく生産そして納入できるよう、そういうふうなシステムづくりをぜひともやっていただきたい。そうすることによって、この人吉球磨産、ようするに農産物の出口が広がることによってひいては農家の所得水準が上がっていく、そういうふうにして私も非常に期待をするところであります。ぜひとも地産他商推進室ももっとも期待をするわけです。そこで質問なんですけれども、一所懸命おやりになっている部署はこの人吉市役所の中にもいっぱいあります。いろんなところで市の職員の皆さん方もさまざまにおやりいただいている仕事あるんですが、この地産他商推進室に限って言いますれば、やはりもっともっとバージョ

ンアップをして、バージョンアップをしながら今おっしゃったように、例えば藤田観光の社長なんかには僕たちみたいなむさい男が名刺を持っていても、ふーんと言われるのがオチかなと。やはり、それは地産他商推進室が持っている独特の雰囲気と申しますか、それならではの雰囲気の中で、おそらくきちとした会社の社長さんとお話ができる、そういう場面をつくられたかと思います。であるならば、今度はちょっと総務部長にお尋ねなんですけれども、さらに、さらにこれを発展的にバージョンアップさせるためのその道筋というのがどうにか考えられないのか、その点についてちょっとお伺いをしたいと思います、これは組織としてです。よろしくお願いいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） こんにちは。それでは御質問にお答えさせていただきます。

御質問は、さらなる発展への道筋はということでございますので御質問の趣旨を組織の位置づけ、人員配置など組織体制に関する考えということで理解させていただきまして、お答えをさせていただきたいというふうに存じます。

昨年の7月に2名体制で新設しました地産他商推進室につきましては設置以来8カ月を経過しておりますが、先ほど市長並びに経済部長が答弁のとおり、所属職員の頑張りや農業振興課内及び関係各所との連携において着実に成果を上げつつあり、現在のところ期待される組織機能を果たしているというふうに理解をしているところでございます。したがって、組織体制につきましては当面現行どおりを考えているというところでございます。目下の重点戦略でございます農業で食べられるまちを具現化するため構築した組織体制でございますので、今後現場の意見も踏まえながら状況の変化によりましては地産他商推進室だけに限らず、農業振興課あるいは経済部全体を見通した上で人員配置を含めて柔軟に組織体制を見直す場合もあろうかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 答弁をいただきました。おっしゃるとおりだというふうに思っております。しかしながら、何度か組織について御質問した経緯もあるんですが、やはり組織というものもその都度都度によりましてはやはり強化をしたり見直しを図ったり、柔軟に対応していくことこそがさまざまな活動の場を生み、そしてさまざまな接点を、要するに商売でいうならば営業が柔軟にかけられると、そういうふうなものを私は思っている次第です。どうかその付近も十分に踏まえていただきまして、この地産他商推進室に限ることなくほかの部署におきましても柔軟性を持った組織運用というものを心がけをいただければ幸いです。この項につきましては、これで一般質問を終わりたいと思います。

それでは続きまして、地場産業という観点から農産物の加工、販売、育成、その拠点として石野公園の活用方法はというところに結びつけていくような一般質問をしているわけなんですけれども、まず1回目の質問でございます。これはさまざまに地産他商推進室の取り組みの

中から、ブランドと言っていいんでしょうか、実力のある農産物と言っていいんでしょうか、その付近は言葉を選ぶわけでございますけども、今、本当に持っている本市農業の実力、これをどうとらえていらっしゃるのか、経済部長にお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

本市農業の実力の一部をブランド力として考えたときに、本市農産物の品質やロット、供給量でございますが、の充実が求められることとなります。そしてブランドには、長期間選り、使い続けてくれる消費者という存在があり、その期待にこたえるものを提供し続けることで特別に支持され続ける商品、それがブランドだとも思います。そう考えましたときに、本市の医食同源作物ながいき君の中の医食同源ひとよし米あるいはキクラゲ、トウガラシは今その一歩を踏み出したばかりではございますが、ブランドを目指している有力な農作物であるということになります。とはいうものの、本市のすべての農産物は盆地特有の気象条件であります寒暖の差によって、作物によっては糖度が高いなど良質な産品であることに違いありません。その一つ一つにストーリー性を持たせ他との差別化を図りながら、人吉ならではの産物として販売につなげていくことが重要だというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 今、部長答弁でもありました一つ一つの作物等々にストーリー性を持たせていくんだと、物語をつくっていかうじゃないかと、非常におもしろい、また消費者ニーズに非常に受けるようなやり方の一端ではないかなと思っておりますし、それからやはりどこにもないようにして差別化を図る、要するにこれだったらやっぱり人吉特有のものですよというものを、おそらく今、部長はおっしゃっていただいたと思うんですね。

そこで、次の質問に入っていくわけですが、そういうとらえ方を今後もっともっとどういうふうに具体的に結びつけていこうとしていらっしゃるのか、その点についてもう一回お尋ねしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

先ほども述べましたとおり、本市は盆地特有な気象条件から作物によっては糖度が高いなど良質な農産物が生産されております。その良質な農産物を原材料として、あるいは加工品として販売し、農産物生産者の収益向上につなげていくことがもっとも重要になってまいります。そして、今このことの具体的な取り組みである本市で生産したものを他地域で商うという地産他商としての事業展開をしているところでございます。本市農産物の売り込みと出口である販路確保のため、東京有明のビッグサイトで行われました有機農産物マッチングフェアやスーパーマーケットトレードショー、東京池袋サンシャインでの食の見本市、神戸国際展示場での旭食品フーズ2011など、ほかにも多くの商談会や試飲会に出向き多くの企業等と商談を行っているところでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） ８番。松田茂議員。

○８番（松田 茂君） じゃあですね、次にちょっと、今非常に気になるところがありましてね。答弁で、作物によっては糖度が高い、その糖度が高いことがうまみに関係するののかというやはり食べる側の人間にとって非常に興味深い話が出てまいりますし、それからマッチングフェアとかスーパーマーケットトレードショーとか神戸の国際展示場での旭食品フーズム2011であるとか、そういうふうなちょっとネーミング等々が出てくるんですが、ここでもう少し具体的に、農作物によっては糖度が高いというのは一体本当はどういうことなのだろうか。それから、旭食品、ここでいうところの旭食品、神戸国際展示場でありましたフーズム2011というのは一体どういうものなのか。そこで、うちの地産他商につながるものが一体どういうふうにして紹介され、どういうふうなものになっていったのか、その付近をもう少し詳しくお話をお聞かせいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

農作物は温度の高い日中に光合成から得たエネルギーと土から吸収された各栄養分を取りまして、温度の低い夜に休むことで作物自体に糖分を蓄えます。そして、その寒暖の差が大きいほど甘味、うまみとして糖度の高い良質の農産物になってまいります。それは、桃、柿などの果実類やイチゴ、メロンなどの果菜類を初め野菜全般に言えることでございます、本市は朝夕の温度差が大きい盆地特有の気象条件から、そのメカニズムによりましてより糖度の高い良質の農作物が収穫されるということでございます。

次に、旭食品フーズム2011は、ことし1月27・28日の両日、神戸国際展示場で開催されました旭食品グループ主催の見本市でございます。旭食品グループは年商4,000億を売り上げる国内有数の食品卸業のグループ企業で、2008年の国内の食品卸売上ランキング8位の大企業でございます。マーケティング、商品開発、情報システム機能、物流機能の各部門の事業展開がなされておりまして、物流部門では常温商品、低温商品、酒類、菓子、日常用品など2万4,000種の商品が365日24時間体制で機能している全国展開の大企業でございます。その大企業グループ主催の見本市旭食品フーズム2011は神戸コンベンションセンターの中にございます神戸国際展示場の1階部分と2階部分の展示面積6,000平米すべてを使って開催されまして、2,000人をはるかに超える一流企業のバイヤーが押しかけておりました。

その旭食品株式会社の会長竹内克之氏は昨年11月に本市のまちづくり親善大使に御就任いただき、その御好意によりまして展示会場の中でも来場者が一番多く集まる通路にひとよしタワーと呼ぶにふさわしい大きなブースをつくっていただきました。「人吉市味めぐり」と大きく書かれたパネルには、球磨川下り、人吉温泉、球磨焼酎の仕込み風景などの写真が大きく掲載されており、本市での親善大使任命式の様子も大きな写真パネルにて御紹介いただいております。ブースには球磨焼酎や人吉産キクラゲなどを並べ、本市のPRチラシとこの

大きなパネルで、来場された一流企業のバイヤーや企業の代表者の方々に大きくアピールできたところがございます。また、国産キクラゲということで企業の皆様も大いに関心を持たれた様子で本市のブースを訪れ、商談をいただいております。

以上でございます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 今、さまざまな糖度の高い野菜、果樹類の御説明と、それからフーズム2011という旭食品グループの大きな食品展示場での様子をお伺いしたんですけれども、会場が大きくなればなるほどそれはすばらしい会場でもありますし、それからこういうふうにな年商4,000億円を超えるような大企業の中での商談、大変すばらしいものであると思うんですね。しかしながら、僕が一つだけ危惧をするのが、そういう大きければ大きいほど、やはり市が持っているアイテム数もそれに見合うものをやはり準備していかなければいけないのではないかなと、そういうことをしないと、やはりこれだけ多くのバイヤーが集まってくるんですから他商品との競合もたくさんあるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

やはり、ここではすばらしいそういうふうな展示場等々を準備していただくだけのやはり本市農業も大いに実力を蓄えているいろんなバイヤー、いろんな食品関係の方々にさまざまな角度からいろんな食品、食材の提供ができる、そういうふうな農業生産物の売り込みを図っていただければますますこういう大きな、巨大なブースでの展示場で我が人吉の農産物を大きくアピールすることができるんじゃないかなとそういうふうに考えております。農家の生産者の皆様方にも日々本当に努力をしておいしい人吉産の農産物をつくってもらっているわけですけれども、やはりその中でもさまざまにこの地域ならではの特化した農産物をもっともっと多くつくっていただきまして、そうして農業所得を上げていただいて、もうかる農業、本当に農業で食べられるまちづくりに発展していければとそういうふうに思っております。

続きまして、六次産業というところの話にちょっと話を移すわけですけれども、六次産業とはそもそも一次、二次、三次産業、その一次産業がどういうものであるかということ、生産の一次産業、加工の二次産業、流通販売の三次産業、1+2+3で大体六次産業というふうにとらえているわけですけれども、平成23年3月1日施行の国の六次産業化法というのが施行されております。この法律、私も農林水産省のホームページから資料を取り寄せまして若干の知識で読み込みをさせていただいたんですけれども一体、大体具体的にどういうものであるのか少しお教え願いたいと思います。経済部長、よろしく願いいたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出など、及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、これが略して六次産業化法というふうには呼ばれております。一次産業としての農林漁業と二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みと、地域の

農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消の取り組みが相まって、農林漁業等の進行等を図るとともに食糧自給率の向上等に寄与することを目的とするものでございます。

考え方といたしましては、国内商品マーケットの縮小、農業産出額の低下、農業所得の低下、農山漁村地域における企業の撤退や公共事業の減少などの現状がある中、地域資源を有効活用し、生産、加工、流通の一本化による新たな付加価値を創設することで農山漁村地域の再生・活性化を図るといような趣旨のものでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） ８番。松田茂議員。

○８番（松田 茂君） 答弁をいただきまして、話を聞いて、この法律もできたてのホヤホヤの法律ですのでなかなか私も読み込みが足りない部分があるんですけども、非常に魅力的な文言が並んでいるわけですね。こういう法律ができたということは、とりもなおさず地域の活性化、またはそういう加工販売等々においてこの法律を利用することによってさまざまな取り組みができるのではないかなと、そういうふうに期待を持たせるような法律じゃないかなとそういうふうに思うわけですね。

そこで御質問なんですけれども、この六次産業化法を活用して、ちょっとだけ読み込ませたんですけれども、これをどういうふうに利用したら地域と農業の活性化等々を生み出すことができるのか、その付近の利用方法等について何かお考えがありましたらならばお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

全国的にも農産物価格の低迷や資材費の高騰による農業収益力の低下が見られる昨今、本市におきましても農業者の安定経営や収益向上が叫ばれております。六次産業化法は農林漁業と二次、三次産業との連携融合による地域ビジネスの展開や、農商工連携の推進なども視野に入れました新たな付加価値の創設でございまして、本市におきましては23年度から農商工連携でのキクラゲの菌床栽培と加工販売に取り組む運びとなっております。これだけにとどまらず、六次産業化法による農林漁業の未来を切り開く産業創設総合対策として、六次産業化プランナーによるアドバイスや加工販売に取り組むための施設の整備など国がさまざまなメニューを提供しておりますので、市としましても今後農産物の生産、加工、販売までの新たな取り組みができないかを模索して、この法律を利用できないかということも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） ８番。松田茂議員。

○８番（松田 茂君） 答弁をいただきまして、模索をしていく、今まで答弁の中で模索をしていくという答弁を聞いたことがありませんでしたので期待していいのかと、この模索と、

名前みたいですが、期待をしまいたいと思うんですが。改選を控えて次のステージへ入っていくのもなかなか難しいと思うんですが、前々から石野公園の活用方法については私自身も非常に興味がありまして、さまざま執行部の皆様方と議論を重ねてきたところでもあります。

そこで、この項のところで市長にお尋ねをするんですが、石野公園においてこういう六次産業法等々を大いに利用をして、石野公園事態を活性化するためにもこういう農産物加工施設等々を取り入れるような事業展開ができないのか。あそこでやっぱりそういうものができればもっともっと人が集まるのになどそういう期待を込めまして、市長のお考えをお聞かせ願えればと思っております。お願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

六次産業化法による一次、二次、三次産業の連携・融合による地域ビジネスの展開の拠点に石野公園を利用できないかとの御質問でございます。そこで、思い出しますのは大分県大山農協の木の花ガルテンといういわゆるバイキングレストランのことです。ここはまさに農産物出荷の中でいわゆる出荷製品から外れた農産物を活用して、加工そして調理、そして販売ということを行ってられる先進的な地域ではなかろうかと思っておりますが、石野公園は観光客を多く集める本市の観光スポットでもございますので、農家の皆様方が中心となって農産物の加工、販売の施設を整備し、観光客へのアピールと収益も期待できるとなれば私はかなりおもしろいものになるというふうに思っているところでございます。

今後、農家の皆様方と行政とで何ができるか、どうすれば農家の皆様方の収益向上につながるかを協議し、拠点施設としての検討も行ってまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田議員。

○8番（松田 茂君） ぜひとも、石野公園、あれだけの大きな施設は今後二度とつくれることはないと思いますので、先ほども部長の答弁の中にもありましたように国のさまざまなメニューを利用させていただきまして、何とか石野公園そういうふうなものの中でも活性化を図っていただければなとそういうふうに思っております。この項は以上を持ちまして、一般質問を終わりたいと思います。

続きまして、観光振興策より、地域資源を活用した観光地づくりについて質問をしまいたいと思います。これは再確認です。地域資源のすばらしさ、この人吉球磨地方には、自然、文化、食、そして鉄道遺産群を柱としますようにさまざまに地域資源があるわけですが、再確認の意味で再度市長に御質問いたします。このすばらしき大自然、再確認どのようにお考えになっているのでしょうか。御質問させていただきます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

地域資源につきましては、この人吉球磨地方には世界に比類なきものが三つあるというふ

うに過去にも答弁をさせていただいているところでございます。おさらいの意味で申し上げますと、一つは日本三急流の球磨川を初めとした自然でございます。この自然の中にはカワセミを初めとした自然を代表する野鳥や河川敷に自生しますツクシイバラなど、この地域の独自性を持った世界に比類なきものが存在しているというふうに考えております。二つ目は、この地域に長年受け継がれてまいりました相良700年の歴史、伝統、文化でございます。通常、支配者がかわりますと文化の破壊や人々の大きな移り変わりがございますが、相良家という一つの武家に統治されてきた歴史が日本中はもちろん世界に比類のない文化を築き上げてまいったわけでございます。その代表が青井阿蘇神社であり、この地域の人々が敬い、守り続けてきたのが国宝指定へとつながったものと存じております。三つ目は肥薩線でございます。肥薩線は平成20年に100周年の歴史を迎えましたが、この肥薩線には線路上に近代産業遺産に登録されておりますものが19件ございます。人吉駅には明治時代の石積みの機関庫や転車台、ループ線、スイッチバック、さらには矢岳からの眺めは日本三大車窓の一つでもあり、観光列車いさぶろう・しんぺい号で賑わっているところでございます。また、沿線上には嘉例川駅や大隅横川駅を初めとした国指定の文化財もございます。

食についてもということでございますが、この地域にはさまざまなおいしい食べ物が存在しておりますけれども、やはり自然の恵みとまいしょうか球磨川水系の恩恵によるアユやヤマメ、米と水による球磨焼酎が代表的ではないかと存じております。球磨焼酎は地理的表示の産地指定を受け、世界に認められた名酒でもございます。そのほかにも明治から昭和にかけて、この地域で産業を支えてきた山林資源や球磨川下り、ラフティング、サイクリングロード、さらには多くの温泉が存在するなど観光資源が存在しているのは言うまでもございません。この地域における地域資源のすばらしさはその数の多さにあるというふうに自覚しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 答弁いただきましたとおり、聞けば聞くほどこの地域には本当すばらしいものが数多く存在するんだと、やっぱりそれを絶対に有効に利用しながら、これもまたひとつ市長がおっしゃっているように観光で食べられるまちづくり、それに大いに利用をしていかなければいけないと私もそういうふうを感じているところでもあります。やはり、この大いなる自然資源は本当にすばらしいものがありますので、何とかこれをつなげていきたい。

そこで、あえて今回は、昨年9月議会でも質問をさせていただきましたが鉄道遺産群ですね、これを世界遺産へ登録をするんだとそういうふうな壮大な夢を語っておられましたし、なおかつ私も何とかこれをユネスコの世界遺産登録にしたいと、そういうふうな思う1人の市民でもあります。そこで、その後の取り組みが期間はまだ短いんですけれども、どうい

うふうな取り組みで動いているのかそのところを御質問させていただきます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本市が有する数多くの地域資源の中から世界に誇れる比類なきものとして歴史的、絶対的価値を持つ肥薩線を世界遺産へ登録する構想を、本年度の9月議会に公表したことは記憶に新しいところでございます。鉄道の近代化に情熱を捧げた人々の軌跡が峠を越え、そして誇りに満ち、夢を託した明治の鉄路にその真髄を見ることができるとはでございますが、この生きた鉄道博物館ともいえる肥薩線に九州新幹線からの旅人たちが乗り換える緩急自在のピッチングともいえるおもてなしこそが、旅人の心を癒し、魅了してやまない戦略の一つと確信しているところでございます。

さて、構想公表後の取り組みでございますが、まずは沿線自治体の意識を本市と同じベクトルへ向いていただくために、ことし2月8日に開催されました肥薩線利用促進存続期成会担当課長会議におきまして課長級以下、担当者の方々に対し構想の説明と今後の取り組みの呼びかけを行ったところでございます。さらには同期成会の会員自治体の担当者の参加を募り、2月21日に山口県萩市で開催されました世界遺産フォーラムに参加をして、世界遺産を語る上で最も重要なキーパーソンであるユネスコ前事務局長の松浦晃一郎氏の基調講演や産業遺産の世界的権威であるニール・コソン卿のお話をもとに世界遺産の最新情報を学び、見識とモチベーションを高めたところでございます。その松浦氏が今年度の7月に行われました世界遺産座談会の場において肥薩線のことを話題にされ、日本の近代化遺産で世界遺産になれる可能性があるという点では鉄道はその候補の一つになり、有力なカテゴリーとして真剣に検討してもいいように思うと述べられたことも今後の活動に光と追い風をもたらすものと確信している次第でございます。

いずれにいたしましても、活動の先行きは望洋としたものであり障壁も小さなものではありませんが、世界遺産登録に最も必要とされるクレビリティ（信頼性）という点に着眼点を置き、これからの登録運動が地域を一つにする契機と考え、自治体間、官民そして住民間の信頼と友情によりこの構想を実現させたいと存じております。今後とも皆様の暖かい御支援と御協力をお願いするものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 今、答弁をいただいたわけですのでけれども、望洋とした中でもその可能性は大いに見いだせると。やはり夢を追い続けることがこの実現の第一歩であると、そういうふうな答弁に聞こえたわけです。私も鉄道遺産群、なんとしてでも世界に誇れる遺産群でありますので、この夢の実現に向かっては小さいながらも大きな夢をかけて取り組んでいきたいとそういうふうに思う次第であります。

そこで、この遺産群を利用しながら、次に御質問をしていくわけでございますけれども、

市長は以前九州の温泉地を豪華観光列車でめぐる長期滞在型ツーリズムのモデルを確立をす
るとおっしゃっておられます。そのターゲットは、来る九州新幹線全線開業を期に九州を訪
れる観光客でありますというふうに明言をされているわけであります。そこで、豪華列車で
九州一周というJR九州計画、観光需要を発掘へという新聞記事が載っておりました。JR
九州は2013年春か夏頃をめどに、九州を1周する豪華観光列車クルーズトレイン、これは仮
称でございますけれども、運行を始める計画を明らかにした。二泊三日程度で九州各地の観
光地をめぐり、料金は1人15万から20万円を想定、これは来る九州新幹線が、市長、試乗な
さったんですよね、熊本から博多まで30分、さあ乗ったぞと思ったら防音壁、さあ景色だ
と思ったらトンネルと、もうあつという間に着いてしまったというのが素直な感想であ
ったというふうに聞くんですが、真逆の発想であるわけですね、今回このクルーズトレイン
というのは。

そこで観光地づくりにおきまして大いに利用しなければならないJR九州との連携、その
中において2013年からのこういうふうなJR九州が持っている構想、これをいかにように本
市も利用しながら大いに観光戦略の一つとして結びつけていきたいのか、そういう構想があ
りましたならば話をお聞かせ願いたいとそういうふうに思います。質問いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

JR九州がことしの1月末に発表されました構想が、九州を一周する豪華観光列車クルー
ズトレインの運行でございます。この構想の特徴は2013年から、二泊三日程度で博多駅を発
着駅として大分県の湯布院や宮崎県の日南海岸など九州各県の観光地をめぐり、料金は大人
一人当たり15万円から20万円を想定しており、まさに欧州の豪華列車オリエントエクスプレ
スの伝統を引き継ぐものでございます。この列車の運行により新たな観光需要が発掘され、
九州新幹線鹿児島ルートとの相乗効果が期待されているところでございます。

D51蒸気機関車と寝台列車という媒体の違いこそございますが、くしくもニワトリが先か
卵が先か、私が以前から夢物語として提唱してまいりましたスピード感あふれる動脈ともい
える縦軸エリア、それからスローライフを満喫できる静脈ともいえる横軸エリアとの連携が、
九州新幹線全線開業を期に実現されようとしていることは火を見るより明らかであり、非常
に喜ばしいことでございます。そして、今回の夢物語の実現こそがD51復活運動に拍車をか
け、肥薩線沿線を中心とする南九州中部圏域、特に人吉駅から吉松駅を基軸に観光圏を確立
する熊襲・隼人文化圏観光開発構想の実現の可能性も十分出てきたといっても過言ではない
と考えております。

JR九州の二の矢、三の矢に期待し、関係機関にD51復活を根気よく働きかけるとともに、
まずは沿線自治体の組織体制の確立と復活に向けての署名運動と募金運動を中心に、沿線自
治体熟度と本気度を深めていきたいというふうに存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田議員。

○8番（松田 茂君） ぜひともJR九州様との連携を密にさせていただきまして、観光の目玉ともいえるD51復活、それから世界遺産群への登録、なんとしてでも成し遂げる、そして観光で本当に食えるまちづくりを私も一緒に提唱してまいりたいし、この夢の大きいものを実現させたい、そういうふう頑張っていきたいと思います。

あと10分で終わりますので、続けさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問に入ります。スポーツ振興より、すばらしかったひとよし春風マラソンについて御質問をしてまいります。それでは1回目の質問でございます。増加する参加者の今後の対応はどういうものがあるのでしょうか。今後、参加者がどんどんふえてくる、5,000人を超えるであろう大会になると思うんですね。この間、自分みずからが参加して思いましたことは、やはりトイレが非常に少なかった。寒かったものですから女性の参加者皆様方、応援の皆様方がずっと脇のほうにお並びになりまして、もちろん中のほうの公共トイレも開放されたんですけども、そこまで行き着かなかった。それから、不幸にしてもちょっと雨が降りまして、テントも用意をしてあったんですが、やっぱりそのテントでは足りなかった。やっぱりこれだけ大きな大会になってまいりますとさまざまな予想だにされないような現象等々が起こってくると思うわけですね。

今後こういうふうなものにどういうふうにして対応されていくのか、具体的な部分をお話くださればと思って質問いたします。教育部長、よろしく願いいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

第8回ひとよし春風マラソンは去る2月20日、ふるさと歴史の広場をメイン会場に開催し、盛況のうちに無事に終えることができました。これもひとえに市民の皆様方はもとより関係者の皆様、多くのボランティアの皆様の御支援・御協力の賜物でございまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

当日は時折小雨がぱらつきましたが、遠くは北海道、沖縄から約3,700人の健脚自慢やフルマラソン愛好家の皆様に御参加をいただき、大勢の市民の声援も受けながら楽しく走っていただきました。レース後は女性団体などのボランティアの皆さんに準備いただきました郷土料理つぼん汁やぜんざい、赤飯などで疲れを癒し、会場は満足感いっぱいの笑顔に満ちていたようでございます。

今回参加者が前回より700人ふえたために、前回以上に駐車場やシャトルバスを準備し、スタッフ等も増員し、選手や応援者の搬送を行ったところでございます。また、大会当日は早朝から2,400名を超える選手が受付を行いましたので、受付スタッフの人員を増員して対応いたしております。また、トイレにつきましても公共用トイレ以外に仮設トイレを受付周辺とスタート地点、走路に36基を設置いたしました。受付周辺のトイレでは議員御指摘の

とおり多くの行列ができ、待たれた方もたくさんいらっしゃったようでございます。次回は、選手の見やすい場所に看板の表示や数をふやす工面も必要ではないかと考えているところでございます。

増加する参加者への対応策というふうなことではございますけれども、参加者がふえてまいりますと、先ほど申し上げましたトイレの確保もそうでございますが、コース内の救護対策を初めランナーの安全確保やハーフの部においては時間制限の導入なども検討する必要があるかと考えております。会場内でのおしぼりサービスやドリンクのサービスもふえてまいります。また、今回はつぼん汁、ぜんざいは販売用も含め4,500食分、赤飯は4,100食分を準備いたしました。このボランティアグループによる炊き出しの量などもふえてまいりますので、今より多くのボランティアの皆様やスタッフの確保が必要になってくるかと考えます。また、雨の場合につきましては、スタート地点の選手待機場のテント、ゴールされた後の休憩のためのテントなどの増設、走路の安全確保などの対策を講じる必要も生じてくるかと考えております。いずれにいたしましても、参加者の増加に伴いさまざまな対策が必要となってまいりますので、これまで以上に多くの各種団体や関係機関との連携、協力を図っていかねばならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田議員。

○8番（松田 茂君） 大会運営には本当に並々ならぬ努力をしていただいているんだなと感じております。どうかトイレ、走路等々の問題、走路上におけるトイレの問題等々も改善していただければと、そういうふうに思います。

それでは、この項の2回目の質問ですが、コースと種目ですね、コースは今度は熊本の市民マラソンもあるようですけれども、東京マラソンを見るにつけても、やはり沿線の非常に人の多いさまざまなところをまわっていくわけですが、人吉のほうもそういうコースの設定ができないかなというふうに思いますとともに、もう一つ、競技の部で親子の部というのがありますよね、これは基本的にはさまざまな親子ということですから、おじいちゃんおばあちゃんもお孫さんと一緒に走るようには聞いているんですが、ある市民の方が、親子の部と書いてあるもので実際、「私は孫と走りたかったばってんが今回は走らんやっただたいね」というふうな市民の声を聞きました。よかったらファミリーの部とかそういうふうな名称にしまして、今お孫さんをお持ちのおじいちゃん、おばあちゃんもお若いですので、その方々も気楽に参加できるような、そういうふうなコース設定をもっともって考えることができないのかな、そういうふうに思っております。その点について、お考えをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

現在、コースにつきましては会場周辺及びスタート地点から西瀬橋を渡った直後の西本酒

店までの区間を3時間、交通規制により車両通行止めを行いまして実施しております。大会コースに隣接する町内の方々には大変御迷惑をおかけしているところでございます。もう少し中心市街地を走れないかというふうなことでございますけれども、ここ数年大橋、人吉橋、紅取橋の工事などでコースの変更を行ってまいりました。さらに中心市街地を走るコースを広げるといふふうなことになりますと中心市街地に架かる三本の橋を通行止めするなど交通規制の問題を初めさまざまな問題が発生してくることが考えられますので、大会全体の見直しも必要になってくるかと存じます。今後、警察署との大会協議等の中でも検討課題とさせていただきながら研究してまいりたいと存じます。

また、ファミリーコースなど新たにつくれないかというふうな御質問でございますけれども、今、議員からおっしゃいましたとおり、現在2キロの部におきまして親子の部を設けております。その中で御両親が出場できないときは御家族の方と楽しく走っていただくというふうなことにしております。この種目にエントリーしていただきまして御家族で大会を楽しんでいただければと考えているところでございます。名称につきましては検討させていただきたいというふう考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 大いに、今、検討課題もあるわけですがけれども、もっともっとよりよい大会にしていくためにも参加者がより多く参加できるように、それからまたコースにしましてももっともっとさまざまな角度から検討を願えればなとそういうふうに思います。

それでは最後の質問です。私も自分自身もランナーとして5キロの部にエントリーをさせていただいて走ったわけでございます。先ほど1回目の質問でもありましたように、遠くは北海道や東京等々からも観光客として、またランナーとしてこの大会に御出場願っているわけですがけれども、今後ますます観光という部分で、そして滞在をしていただけるという部分での大会に発展していけばもっともっと経済効果が増すのではないかなと、そういうふうな思いがするわけです。

そこで、質問なんですけれどももう少し観光と連動したやり方というものは検討されないか、その点についてお尋ねをします。

○教育長（堀 秀行君） こんにちは。

近年、観光振興策の一つとして、スポーツによる集客を目指したスポーツ観光への取り組みが全国各地で進められているようでございます。本市におきましても観光人吉の浮上が重要課題でございまして、ひとよし春風マラソンを実施することによって全国に人吉をアピールし、集客につなげる絶好の機会ととらえているところでございます。姉妹都市であります指宿市の菜の花マラソンにおきましては、コースはアップダウンが激しく難所の多いコースであります。沿道での温かい声援とおもてなしがランナーの皆様を励まし、

306名で始まった小さな大会もマラソンブームとともに年々参加者がふえつづけ、今回30回の節目を迎え2万人を超える大会となっております。この大会は指宿市観光協会に事務局を置き運営をされておりまして、市職員を中心に市内のホテルや旅館などの観光関係者もスタッフとして協力され、市民全体で「おもてなし日本一」を合言葉に取り組んでおられるようでございます。指宿市にいたしましても本市の大会にいたしましても、市民の皆さんの温かい御声援・御支援がなければリピーターはふえないと存じます。「人吉球磨は、ひなまつり」期間中に開催されますひとよし春風マラソンの大会の趣旨は、地域スポーツの振興と観光振興が一体となった大会とすることでございます。この大会を通して本市の魅力に触れていただき、大会のみならず今後の滞在型観光の誘客につながる大会となりますよう、これまで以上に観光振興課や人吉温泉観光協会などとの連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、そのために市民を初め関係者の皆さんと一体となってさまざまな工夫によるおもてなしも考えていく必要もあるかと存じます。これまで大きな事故もなく大会が運営されてまいりましたが、まだいろいろの課題もございます。大会終了後に行っておりますアンケート調査や市民や関係者の皆様の御意見等を参考にし、大会の再点検を行い、次回の企画運営に生かし、今後さらに全国から多くの方々に参加いただけるスポーツ交流都市にふさわしい大会にしてまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 8番。松田茂議員。

○8番（松田 茂君） 答弁をいただきました。ぜひとももっともっと広がりのあるおもてなしに満ちた観光都市としてふわさしい大会運営をやっていただければ、それに勝る要望はございません。どうかスタッフの皆さん1年がかりで計画をされている大会でございます。気苦労それから体力面さまざまにお疲れになっているかと思えますけれども、来年ももっともっとよりよい大会が運営できますように御尽力賜りますればと思っております。来年の大会も大いに楽しみにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上を持って、一般質問を終わります。

○議長（箕毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時21分 開議

○議長（箕毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇） 17番議員の山下でございます。議員最後の質問となるかと思ひますが、また昼食後の時間帯で眠いと思ひておりますがおつき合いのほど、よろしくお願

いたします。質問者があと3名の方がおられますので時間調整といたしますか、そういうようなことで簡潔に質問いたしますので、答弁は長く、よろしくお願いいたします。

今回は2点ほど通告をしております。1点目は、大きく土木行政についてでございます。2点目は、くま川鉄道基金について。以上、2点についてでございます。通告に従いまして、質問を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目の大きく土木行政とっておりますけれどもちょびつとでございますので。県事業の急傾斜地崩壊対策事業についてであります。一度経済建設委員会において現地調査を行った経緯がございます。地元において事業内容についてお尋ねがありまして説明ができませんでした。詳細について説明ができなかったためお尋ねするものでございます。県事業でありますので詳細にはわからないと思っておりますが、わかる範囲で結構ですのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目であります。事業の採択基準についてお尋ねします。

○建設部長（山上 茂君） こんにちは。お答えいたします。

事業主体であります熊本県球磨地域振興局にお尋ねしてまいりましたので、その範囲内でお答えをさせていただきたいと存じます。

急傾斜地崩壊対策事業の採択基準についてというようなことでございますが、この事業は急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的に進められる事業でございます。国庫補助事業で取り組める採択基準でございますが、崖高10メートル以上、傾斜度30度以上、保全人家戸数10戸以上、全体事業費が7,000万円以上となっております。また、国庫補助事業の採択基準に適合しない場合がございますが、県単独事業で対応しておりますが採択基準につきましては、崖高5メートル以上、傾斜度30度以上、保全人家戸数5戸以上10戸未満、全体事業費についての基準はないところでございます。

今回の井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業でございますが、当地区は崖高30メートル、傾斜度40度、保全人家戸数11戸でございますので、国庫補助事業で熊本県が事業主体となり進めていただいているところでございます。なお、事業負担金でございますが、国50%、県40%、市10%でございます。県単独事業は3分の1が市の事業負担金でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 2点目でございますが、事業年度や工期、工法等々についてお尋ねします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業の事業年度及び工法はという御質問でございますが、事業年度につきましては平成21年度から平成26年度を予定されております。平成21年度から事業

着手していますが、初年度は地質調査、これはボーリングでございます、の委託と測量設計業務委託、平成22年度事業といたしましては急傾斜地指定区域の北側になります部分から擁壁工延長55メートルを繰越事業となりますが、予定されているところでございます。

また、工法についてでございますが、斜面部分の安定を図るために擁壁工を施工いたしまして、その上に落石防止のため落石防護柵が設置されます。法面の補強につきましては簡易吹き付け法枠を施工される予定でございます。

全体事業概要といたしましては、事業箇所は市道井ノ口地内第5号線と平行して計画をされておりますが、全体計画延長270メートルで擁壁工延長270メートル、落石防護柵延長263メートル、簡易吹き付け法枠工1,600平米の計画でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 3回目であります。球磨地域振興局よりおいでになり、職員は土木関係の職員か林務関係の職員の方か定かではありませんが、砂防工事について話があったと、地元の方から話がありました。こういうようなことで今回の事業に砂防工事も含まれているのかお尋ねします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

砂防工事計画はあるのかという御質問でございますが、球磨地域振興局にお尋ねいたしましたところ、井ノ口町におきましては現在のところ砂防計画はないとのことでした。井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業の地元説明会が開催をされておりますが、その際、法面が洗堀をされて砂利混じり土砂が濁水とともに流れ込み、非常に危険な箇所があるので何とかならないかの御質問があったようでございます。県の回答といたしましては、国庫補助事業の急傾斜地事業では対応ができないので、今回の井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業と同時に県単独事業として排水処理対策の側溝布設工事を行い、下流域の家屋の安全を図りたいとのことでした。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 土木行政の2点目でございますが、なかなか進まない市道瓦屋芦原線道路改良について、お尋ねします。

この市道は県道坂本人吉線から起点瓦屋町から山田川を渡り、鬼木町芦原地区へ抜ける道路でございます。起点は先ほど申し上げましたように県道より進入後は非常に狭く、火災等が発生した場合は消防車の進入はできません。また、逆に終点山田川西に向かってちょうど永田地区のところになりますけれども、永田地区の交差点であります。西の方向に向かって、要するに永田から県道坂本人吉線に向かって、またこの入り口が狭窄で、普通車なら二、三回ほど切り回しをしなければ進入できません、そういう状況であります。永田地区におい

ては近年はマンションが乱立し、火災等が発生した場合は消防車は進入できない状況でございます。また中間点、市の監査委員の篠崎監査委員の付近でございますが永田地区においては特に狭く、夜間等においては離合がままならない状況でございます。特に近隣においては土地開発による住宅化が進み、車両通行等々が多くなり離合が困難となっております。この道路については測量は進んでいると思っておりますが、現在までの進捗状況はどうなっているのか、お尋ねします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

瓦屋芦原線は、起点は瓦屋町字内白田、県道坂本人吉線交差部でございます、終点側は鬼木町字鶴村、これは市営住宅鬼木団地横で市道下林北願成寺線、通称農免道路に接続をいたしております延長983.8メートルでございます。この区間に三高橋が含まれております。この路線の幅員でございますが、4メートル未満の区間が777メートルございまして、約8割の区間が整備がなされていないのが現状でございます。最近では先ほど議員おっしゃいましたように、瓦屋町側の宅地化が進み交通量もふえておまして、道路拡幅の必要性が高まりこの路線の道路拡幅の要望が以前から出されているところでございます。

未整備となっております区間のすべての箇所を拡幅するのが望ましいわけではございますが、住宅が張りついている箇所は移転補償費等に相当経費がかかることから、まずは物件の移転が伴わない箇所から整備を行いたく事業計画を進めているところでございます。事業予定地は、起点より約270メートル入り込んだところから終点側へ延長121メートルの区間ございまして、幅員6メートル区間から急に狭くなって危険なため、この区間の道路拡幅整備を行いたく測量設計を実施し、地権者の方に事業の協力をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 2回目でございますが、県道坂本人吉線及び市道永田山江線との交差点の今後の改良計画等をどのようにお考えおられるのか、お尋ねします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

県道坂本人吉線との交差部及び市道永田山江線交差部の改良計画についてでございますが、県道坂本人吉線との交差部は県道改良工事が一部完了していないために交差点の出入りがしづらいようでございます。それに市道瓦屋芦原線に平行して農業用水路も流れており、道路幅員も約3メートル程度で離合も困難な箇所と認識はいたしております。また、市道永田山江線の交差部につきましても幅員が狭く変則的な交差点ございまして、こちらも農業用水路が交差点にあることから用水路の管理者とも協議が必要となりますが、交差点の整備の必要性は認識しているところでございます。今後はこの路線の整備につきましてもは現在整備予定箇所も含め、早期に整備が必要な箇所等の検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 3回目になりますが、私の考えでございます。まず、瓦屋地区の起点と永田地区の終点入り口の交差点改良が私は先決と思っております。

市長にお尋ねしますが、市長も通られたことがあるかと思っておりますが、市長の高級車で一応永田地区より県道坂本人吉線まで通ってみませんか。火災などが発生した場合、大変です。両入り口においては消防車は入れません。早急な改良をお願いしたいと思っておりますが、この件については建設部長に言いましても退職されますので、市長のお考えをお聞きし、この件については終わりたいと思います。

○市長（田中信孝君） 何度も個人の車で通行した経験がございます。一応建設部長が答弁しましたように、今後は交差点の整備につきましても、現在整備予定箇所も含め早期に整備が必要な箇所等の検討をしてみたいというふうを考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 市長、通られたと今言われましたが、感想としてはどうですか、通られて。それを私は聞きたいんです。どういうお考えを持たれたのか。夜も通ってみられましたか、そこあたりもお尋ねします。

○市長（田中信孝君） 昼夜を問わず通った経験がございます。一番はやはりおっしゃるとおり永田のあの交差点、あれを例えば左折、右折しようとするならばかなりおっしゃるとおりハンドルを切らなきゃいけないとこういうことは承知いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 市長も御存じでしたから、通られてみられて感想を言われましたが、なぜ言いますかと言いますと、あそこには保育園がありますね、ひまわり保育園ですか、もう、失礼なことですけども男性と女性とでは運転は大分違いますよね。あそこでやっぱり脱輪されるわけなんですよ。やはりそこ辺りの皆さんが来てお助けせないかないという状況たびたびあるわけなんですよ、あそこ。だから、ああいうところは早めにやっていただきたい。やはり住民が困っておられるわけですから、広範囲ですね、ああいうところは率先して私はやっていただきたい。それは中身も必要ですよ、中を、中間あたりをまずはそれこそ、たしか監査委員がおられるからできないのかなと私は思っていますけれども、そのような状況で、あそこは狭いんですよ。それは本当にどこいっても負けるところはございません、狭くて。特にあそこは車が今多くて、皆さん本当迷惑しておられるわけなんです。脱輪したらそこを上げてまわらにゃん、もうつまったわ、行かれんわというようなそういうような状況でございますので、早くそこあたりはやっていただきたいと私は思っております。局部改良

もいと私は思っていますよ。これは要望でございます。市長が上がれたならば、ひとつよろしく願いしておきます。

次、くま川鉄道についてお尋ねします。くま川鉄道基金のくま川鉄道出資金取り崩し同意関係についてお尋ねします。

私に送付されてきた文書に、存続の危機、次代へくま川鉄道を残すために、またくま川鉄道を支えてきた基金拠出金取り崩しの同意についてのお願いというようなことで、市長名で公文書用の封書が平成23年1月ごろだったですかね、発送されてまいりました。この拠出金の取り崩し背景の状況についてお尋ねします。現在、年度途中でございますので正確な状況はわからないと思っておりますが、概略で結構でございますのでお尋ねします。

まず、質問の1点目でございますが、一度お聞きしたことがございます。年を取りますと忘れます。もう一度お尋ねします。人吉球磨地域交通体系整備基金について、原資第1類から第4類までについての内容の説明をお願いしたいと思います。

1回目終わります。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

原資には1類から4類までございまして、その類の説明ということでございます。人吉球磨地域交通体系整備基金につきましては、くま川鉄道の経営を支えるために熊本県を初め人吉球磨圏域の自治体や企業、住民などで協力し、約5億6,000万円を原資とし創設されたものでございます。

基金の詳細を申し上げますと第1類から第4類までございまして、第1類は熊本県及び人吉球磨圏域における自治体の負担金で総額2億8,500万円でございます、そのうち人吉市は3,500万円あまりの負担となっております。

次に、第2類でございますが、これは企業や住民の方々からの拠出金でございまして総額約8,900万円、そのうち人吉市における拠出額は約2,700万円でございます。

次に、第3類でございますが、これは第2類と同様に企業や住民の方々からによります寄附金でございまして総額約9,900万円、そのうち人吉市における寄附額は約2,900万円でございます。

最後に、第4類でございますが、湯前線の代替輸送に要する鉄道車両施設整備などのために転換交付金の交付を受けたところではございますが、その一部を基金に積み立てたものでございまして、金額が約8,600万円でございます。なお、現在の基金残の状況でございますが、平成22年9月末現在で、第1類が約4,300万円、第2類が約8,900万円、第3類が約3,200万円、第4類が約700万円で、合計しますと約1億7,200万円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 2回目になりますが、第2類拠出金と第3類寄附金の違いについて御

説明をお願いします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

第2類抛出金それと第3類寄附金につきましては、いずれもくま川鉄道の運営を支えるために企業や住民の皆様から御協力をいただいたものでございますが、違いといたしましては第2類の抛出金は会社が解散をする際に返還することとなっております、現行では原資の取り崩しができないこととなっております、運用により発生いたしました利子のみを活用させていただいているところでございます。

一方、第3類の寄附金は寄附行為により贈られたもので、もちろんこれは原資の取り崩しが可能となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 3回目であります、現在第2類抛出金の取り崩し同意作業を実施されております。取り崩し作業に至るまでの経過及び同意作業を実施することになった最終判断はどこでされたのか、お尋ねします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

先ほどの御質問の中でもお答えをさせていただきましたように、くま川鉄道の会社経営を支えてまいりました人吉球磨地域交通体系整備基金の残額が今年の9月末で約1億7,200万円程度となっております、そのうち第2類につきましては現行では原資の取り崩しができませんので、取り崩し可能額は約8,300万円程度となっている状況でございます。

その後、人吉球磨圏域の総務、企画担当課長による協議会を立ち上げ、くま川鉄道に対する新たな支援の仕組みづくりを検討してきましたが、その折りにこの基金は災害などの不測の事態に備えるべく固定化して残しておくべきであるという意見が多数出されたところでございます。そのことと合わせまして開業以来20年以上が経過する中で、くま川鉄道の車両や施設等の老朽化が著しいことを重視し、維持補修を実施できるまとまった財源の確保が検討され、第2類の取り崩しに取り組めないかという提案がなされ、会議におきまして検討されたところでございます。

最終的には作業手順等については人吉市のほうへ一任されたことを受けまして、本市の顧問弁護士と協議を行ったところでございます。結論から申し上げますと、第2類は先ほど申し上げましたとおり、会社が解散する際に返還することとなっております、現行では原資の取り崩しができないこととなっておりますが、抛出者本人から返還されないことに対しての同意を得ることにより取り崩しが可能になるという見解から、今回の同意作業を実施するに至ったわけでございます。

また、この作業を行うことの最終判断でございますが、昨年4月22日のくま川鉄道株式会社取締役会に提案を行い、全員一致で実施について御了解をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 4回目であります。年度途中でございますので概略で結構ですが、第2類の拋出金の取り崩し同意作業の状況について、お尋ねします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

第2類拋出金の取り崩し同意作業につきましては、昨年の7月から当時の拋出者台帳の整理をし、生存や転居先の確認作業を行い、平成23年1月に同意文書の発送を行っておるところでございます。人吉市におきます拋出人数は5,741人で、拋出金額が2,748万5,200円でございますが、そのうち約3割強の1,863人が既にお亡くなりになっておりまして、残りの3,878人に同意のお願いをしているところでございます。

現在も同意書が返送されてきており、整理作業を進めているところでございまして、そのほか球磨郡の自治体におきましても同様の作業を進めていただいております。平成23年3月末までの程度同意がいただけたのかということを確認することといたしております。ちなみに人吉市における現状でございますが、平成23年2月末までに拋出人数1,320人で拋出額626万2,000円の同意をいただいているところでございます。なお、拋出していただけてからもう20年以上が経過をしておりますので、中には拋出していただいた方がお亡くなりになっている場合もございます。その場合は相続と同様の手続が必要となり、相続の権利がある方全員から同意をいただく必要がございますので、今回の同意作業につきましては本人生存者のみを対象といたしまして実施を行ったところでございます。

以上、状況を説明いたしました。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 質問が5回目になりますが、関連してお尋ねします。くま川鉄道株式会社基金の拋出金取り崩し関係について、一市民より私の自宅へ文書の投稿がありました。内容は、くま川鉄道に対する市長の取り組みについてと題してでございます。まず投稿された文書をちょっと読み上げますのでお聞きいただければと思っております。

ちょっと読んでみます。「くま川鉄道に対する市長の取り組みについて。藤木社長は昨年10月2日の人吉新聞で、米屋の仕事は半分にして社長を引き受けてくれと頼まれ、引き受けた。鉄道の仕事も片手間でやるような余裕があるのか、赤字の会社で。実際社長は米屋の仕事の方が多く、社員の話。今、くま川鉄道は市町村民に赤字補てんで拋出金の取り崩しをお願いしている。皆様をお願いする前に社長、社員みずから給料を下げるとか行動を起こさないとおかしい。現に社長が10万円、事務方が3人で7万円も給料を上げるのはおかしい。年間で204万円、社長は家業の忙しいだから半分がいい。社員の身を削って初めて拋出金のお願いをするべきであるが。」という一市民で書いてあります。投稿された方より電話がありました。本人より留守でしたのでポストに入れておきました。読んでいただけましたかと

のことでございました。私も、なぜ私のところにと尋ねますと、9月議会においてくま川鉄道の運営についてお尋ねになっておられるから、ぜひ私の投稿についての質問をしていただきたいと何回も何回も自宅においでになりました。内容は、人吉新聞においてのくま川鉄道社長藤木孝一さんと読むでしょうか、と新聞社とのインタビューについての件でありました。新聞の掲載日は平成22年10月2日となっており、新聞を探し読んでみました。投稿の内容はほぼ同じ内容と思った次第でございます。本人の話の内容は、基金を取り崩してもくま川鉄道株式会社の存続を続けねばならない現状の中において、なぜ社長は10万円、社員は7万円も上げなければならなかったのか、鉄道の仕事が片手間でできるような余裕があるのか、社員の話では米屋の仕事が多いとのことであり、あるそうです。

そこで、会長であります市長にお尋ねします。市長はくま川鉄道では会長であります。市長になられる前は社長であられたとっておりますが、社長業は片手間でできるような仕事でありますか、お尋ねします。投稿者は何の仕事でも、部下あつての社長であり、社長も一所懸命仕事に没頭しなければ片手間では社長業はできないと思っていると、市長の考えをぜひお聞きしていただきたいというようなことでございましたので、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

9月議会でも答弁をさせていただきましたとおり、社長給料10万円というのは当初が15万円のスタートでありましたので、さまざまに厚地洋一前社長の功績にかんがみて10万円を増額し25万円としたわけでございます。それまでくま川鉄道株式会社の専務取締役は55万円收受しておられたわけでございますから、それに比較しますとその半分以下、いわゆる経費節減の中に取締役社長並びに社員の皆さん方にも御協力をいただいているということでございます。

それから、社長業というのは片手間でできるのかという御質問でございますけれども、当然それは全力投球をしなければならないということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 6回目になりますけれども。市長、このインタビューの中で市長が言われたことはどういう思いで、その片手間の、本人は片手間としか思えないわけですね、この新聞を見られた場合は。だから、そのとき、なぜこういうことを市長が言われたのか、本人はそれを聞かれているわけなんです。なぜ片手間で、片手間と、これは言い方がちょっとまずいと私は思っていますけれども、本人が書いておられますから私は言っているわけですが、そういうのは全力投球でやっていただきますと、そのときになぜ言われませんでしたか、これは。やっぱり、これを見られて言われるわけですから、その感想を言ってもらわないと本人は納得されませんよ、私はそれで言ったわけですから。その方をなぜそうい

うことで言われたのかを、ひとつお尋ねしておきたいと思います。以上です。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

現くま川鉄道社長藤木孝一氏におかれましては、前厚地洋一社長に続く二人目の民間人社長として9月1日から御就任いただいたところでございます。藤木氏は私があえて言うまでもなくふじき本店の社長として卓越した経営感覚をお持ちになっておられ、また社長就任前には人吉球磨広域行政組合の行革推進委員会の会長として御活躍をさせていただいたところでございます。よって、私は体調不良を理由に任期半ばで退職された厚地洋一氏の後任には藤木氏をおいて適任者はないと判断し、社長就任をお願いしたところでございます。

たしか社長就任の打診をした際、家業のふじき本店が相当忙しかったことから、前向きに検討させていただくが少し時間をいただきたいという話があったことを思い出しております。私は、できるだけ早い時期にくま川鉄道の社長職を引き継いでいただきたいと思っておりましたので、これまで家業発展のため懸命な努力をされてきたことを聞き及んでおりましたので、鉄道の仕事を引き継いでいただくにしましても時間的余裕が必要と考え、まずは家業の仕事を半分に減らしていただいた上で、鉄道の経営の立て直しに協力していただけないかという思いを藤木氏に伝えたところでございます。新聞記事の中では誤解を招くような表現となってしまう、説明不足であったことを藤木社長も認められておるようでございます。しかし、9月1日の社長就任直後から昼夜問わず、国・県、人吉球磨圏域の市町村、市町村議会、さらにはJR九州にも積極的に出向かれるなどくま川鉄道の再生のために粉骨砕身、常勤職として頑張っておられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） ありがとうございます。言いますのが、私に何で来るのかなと私は思っているわけですが、非常に電話のやっぱり、何と言いますか、お尋ねといいますのが、やはりこの中でも私が申し上げましたように、今は社内にいろいろあっているそうです。そういうことも私に入ってくるわけなんですね。そういうことを私はわかりませんと、大体こういうのを私が聞くのはおかしいんですよと、私が聞くそのものがおかしいと。ただ、私がお尋ねしたのは結果的には拠出金の取り崩し関係があったから、それにかえて私がお尋ねしているわけなんですね、やはり職員からこういうのがあるということは事実じゃないんですか。私は、言わば仕事半分、社長業半分、そういうのを言われるわけなんですよ。市長はそういうことはないと言われておりますけれども、現実には現場の方が言われるわけですから、そこあたりは私もわかりません、そこあたりは言われるままに言うんですけども、そこあたりをお尋ねになったことがありますか、そこあたりは。そういうことが出ているということ。なぜ、私はわからないわけですよ、私のところに来るものですから、わざわざ何回も何回もおいでになって言われるものだから、仕事を私が質問するのはやる範囲内じゃな

いわけですね、言うなら。これは言うならば広域行政関係で言うべきものと私は思っております。けれども、やはりそう何回もおいでになれば5回に1回ぐらいは聞いてやらないかんとということがございますので、やっぱりそこらあたりは非常に今、不満になってるそうです、爆発する寸前そうです、それまで言われるわけですから。いわゆる社長はおられん、会長は市長ですけれども、そういうのは一つも耳に入っていないか。そこあたりをお尋ねします。

○市長（田中信孝君） 私に一部の社員の不平不満というのは聞き及んでいないところであります。例えば、昨夜にしましても夜8時半まで社長は協議をしておられるということを私自身も存じ上げておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように昼夜を分かつたず、しかも社長自身にもそういう質問があるけれども事実かということも確認をいたしましたところ、そういうことは一切ないと、常勤で全力で働いているということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 市長はお聞きして調査をされて、そういうことはないと言われましたが、説明に、その方に説明する場合にはそういうことは一切ないということで説明してよろしいですか。そこあたりを言ってもらわないと私は困りますので。こういう出ているのが事実となった場合はどうされますか、市長は。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

社長業というのは、例えばその現場にずっとおるということでもないわけでありまして、また出張もありますし、さまざまな会合、会議等々もあるわけでありまして。何を持って片手間というふうにお感じになっておられる方があるとすれば、それは反省も私もして、社長も顧みなきやいけないと思いますけれども、社長業というのはさまざまな視点からさまざまな場所の中で勤めを果たしていくわけでありまして。そこで、私といたしましては社長業として全力を投球しておられるというふうなことを確信をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君） 議員最後の質問の中で、苦言ごとばかり市長に申し上げまして申しわけなく思っております。いろいろお願いしておきましたが、建設関係、建設部ですね、あるいは道路改良なんかにはいたしましても偏っては私はいけないと思っておりますので、もし市長が再度される場合には広い目で見られて、やはり偏らない土木行政をやっていただきたいと私は思っております。

いろいろと苦言を申し上げまして申しわけなかったと思っておりますが、これも市民の立場になってのことでございますのでお許しを願いたいと思っております。一般質問を終わります。

○議長（蓑毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時22分 開議

○議長（簗毛正勝君） では、休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君）（登壇） 5番議員の笹山でございます。3月に入りますと、私は花粉症で悩まされております。ことしのスギ花粉、非常に例年以上の飛散量があるようでございまして、現在目のかゆみ、また鼻水、それからくしゃみとすべての症状を持ちながら、今この壇上に立っているところであります。4月いっぱいはこの症状が続きますので、この先どうなるのか思いやられますけれども、何とか一生懸命頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

また、3月31日付をもって退職されます職員の皆様におかれましては、長い間の公務員としての市政発展のための御奉仕、また大変御尽力されましたことに対しまして感謝と御礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。また、私も職員時代からそれぞれの立場で御指導を賜りましたことに対しましても厚く感謝と御礼を申し上げたいと思います。今後は一市民として、健康に十分に留意をされまして御活躍いただきますように御祈念を申し上げる次第でございます。

それでは通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回、市長の施政方針からということで通告をいたしました。今期4年間、市長が取り組まれてこられた市政について総括をされながら述べておられます。かなり詳しく、また多岐にわたり述べておられますけれども、その中から論点を絞りまして、1点目、交通政策関係。2点目、入札制度改革。3点目、補助金の見直し。4点目、議第32号及び議第33号についての以上4項目について質問を行ってまいりたいと思います。

初めに、交通政策関係についてであります。SLの運行に伴って観光客の回遊性を高めるためのじゅぐりっと号の運行、さらには市民の方々の生活路線としての利便性を高めるための循環バスさるく人吉の運行に取り組まれてこられました。さらには、交通空白地帯の解消を図るための豆バスの運行も昨年10月から実施をされております。そこで、まず初めに、これまでのじゅぐりっと号及びさるく人吉の利用実績について具体的に説明をいただきたいと思っております。また、それに伴う効果についてはどのようなものがあつたのかお尋ねをしておきたいと思っております。

以上1回目を終わります。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

まず、じゅぐりっと号についてでございます。じゅぐりっと号は平成21年4月25日のSL人吉に合わせ運行を開始し、その後平成22年3月1日からは市内循環型のバスさるく人吉が

運行したことに伴い、観光客に特化したルートへ変更を行い運行を継続しております。

利用状況につきましては、ルート変更後の昨年3月からことし1月までの11カ月で1万626人の利用となっております。1日10便運行を行っておりますので、1日当たりにしますと32人、1便当たり3.2人の利用となっております。

続きましてさるく人吉でございますが、平成22年3月1日から市内循環型としまして運行を開始しております。利用状況といたしましては、運行開始の昨年3月からことし1月までの11カ月で1万898人の利用となっております。平日は上下16便、土日・祝祭日は10便の運行を行っており、1日当たりにしますと33人、1便当たり2.3人の利用となっております。

また、じゅぐりっと号、さるく人吉運行に伴う効果でございますが、まずじゅぐりっと号につきましては議員がおっしゃいましたように観光に特化したルートとなっていることもあり、平日に比べ土日・祝祭日の利用、またSL人吉やいさぶろう・しんぺい号の到着する時間帯の利用が非常に高くなっていることから、観光客の利便性に対し一定の効果をもたらしていると思われまふ。しかしながら、昨年は宮崎県で発生しました口蹄疫の影響により6月、7月の利用が極端に落ち込んだこと、また11月末のSL人吉の運行終了に伴い12月以降の利用が極端に減少してしまうことから、その利用は観光客の動向による影響を非常に受けやすいという結果をもたらしています。

続きまして、さくる人吉についてでございますが、じゅぐりっと号とは逆に土日・祝祭日に比べ平日の利用が非常に高くなっているところです。特に、朝の早い時間帯の利用が多く、利用目的といたしましても通勤、通学、通院といった用途が多く、高校生及び高齢者の方々の交通手段として利用されているものと考えております。また、定期券の購入におきましても通学1,000円です、これが月平均12枚、通勤これが2,000円でございます、これが月平均16枚となっており、定期的に利用される方々もおられますが、これからもっと利用されて増加していくことを期待するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（**箕毛正勝君**） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（**笹山欣悟君**） 1便当たりの利用実績が3.2人、2.3人と1便当たりの乗車率ということになりますけれども、その利用率が多いのか少ないのか、それはまだ今後またさらに検証を進めていかなければならないのかなと思っております。それについては今からの観光の政策、またそれぞれの地域における特性を生かしながらの利用につながってくるのかなというふうに感じたところであります。また、少しずつ定期券等の購入とか増加傾向にあるということであれば、それなりの利用はかなりあるのかなというふうに感じるところであります。

ただ、その中で今のそういった利用実績等も踏まえながらも、ただ若干じゅぐりっと号とさるく人吉を見たときにいろんな課題もあるのかなというふうにとちよつと考えるところであります。今後そういった、例えば二つの路線の課題等も踏まえながら今後さらにこの二つの

やつを、二つのじゅぐりっと号、さるく人吉をどういった方向で取り組みをされるのか。その辺についての考えがあればお聞きをしたいと思っております。

それと、もう1点、実は市民の方から、さるく人吉とかじゅぐりっと号の運行費の経費はどぎゃんなとつとやろかというふうな、そういった質問もあっております。運行費の経費はどうなっているのか、これについてもお聞かせいただければと思いますので、あわせてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

今後どういうふうな方向、方針でやっていこうとするのか、それから運行の経費といえますか、それはどうなっているのかということであわせてお答えいたします。

じゅぐりっと号及びさるく人吉につきましては、人吉が赤字補てん、運行費の補助として赤字補てんとして補助を行う路線とは別に、産交バス株式会社様のほうで観光客を取り込むために、また地域住民の方が交通手段を確保するために会社の自助努力により、いわば自主運行により実施をいただいているところでございます。

御質問の今後どのような方針、方向で取り組んでいくのかということにつきましては、産交バスさんのほうと協議を進めていかなければならないのはもちろんのこと、独自に両方のバスルートを検証してみますと、そのルートには重複する区間が多いため効率的な運行につながっていないということが推察できます。このことは産交バスさんのほうも承知されておりまして、利用促進につなげるためには重複したルートの変更、また両方のバスの特徴、じゅぐりっと号の利用が土日・祝祭日に高くなり、逆にさるく人吉は平日の利用が高くなるということを考慮し、運行日の設定を含めた運行体系の見直しなどを検討されているようでございます。

いずれにいたしましても本市といたしましては、産交バスさんのほうと連携を図りながらじゅぐりっと号、さるく人吉の利用促進につながるよう、これまで以上にまた周知に努めていかなければならないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 経費については産交バスさんの自主運行ということで努力をされているようであります。そういった今後の路線のルート等の課題について、今答弁をいただきましたように、確かに同じ所を走っていると、重複して路線であるというようなことは私もルートを見ながら理解をしているところなんです、それをどういった形で、やっぱりじゅぐりっと号、またさるく人吉の特長を生かしてやっぱり最大限の効果が上げられるような、そういった交通体系を今後取り組むことが重要になってくるんじゃないかなというふうに考えます。そこで、土日・祝日のそういった観光客を中心とした方たちの利用、また平日市内の方がいろんな形で利用される場合のその利用、そういった部分をやっぱり総体的に考えな

がら交通体系の見直しをこれについては今後一つの課題ではないかなと考えております。

産交バスさんが自主運行されているということでありますので、ぜひその辺については執行部のほうで十分な協議をしていただきながら、最大限の効果が上げられるような今後のそういったルートの取り組み、交通体系の確立といいますかそういった方向の取り組みをお願いを申し上げたいと思いますし、市民の方がさらに利用できるようなそういった周知をやったり、私は執行部として行政の立場からはそういった周知をすることも一つの重要な役割だと思っておりますので、そういったこともあわせてお願いをしていきたいと思っております。

また、豆バスの利用これについてはまだ昨年10月からということで約5カ月ほどの実施になってはいますが、こういった豆バスも利用の実績については大体どの程度になっているのか、これについてもちょっと説明をいただきたいと思っております。また、同じようにこの豆バスの運行に伴う効果、これについてはこういった効果があるのか、この辺もちょっとお尋ねをしたいと思っておりますのでよろしくお尋ねをしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

豆バスの件でございます。昨年の10月から公共交通空白地帯の解消を図ることを目的といたしまして、通称豆バスによる新規4路線、上原田線、大柿線、小柿線、七地線のバス運行が開始されたところでございます。これまでの豆バスの利用状況でございますが、上原田線におきましては週2回月曜・木曜の運行でございます。10月から1月までで合計258人、1日当たりの利用7.4人の利用でございます。大柿線におきましては週2回火曜・金曜の運行でございます。10月から1月までで合計130人、1日当たりの利用3.7人の利用でございます。小柿線におきましては、週2回火曜・金曜運行でございます。10月から1月までで合計59人、1日当たりの利用1.7人の利用でございます。七地線におきましては週2回月曜・木曜の運行でございます。10月から1月までで合計76人、1日当たりの利用2.2人の利用となっております。

豆バスの運行につきましては、新聞等でも何度となく取り上げていただき、運転免許を持っておられない方からはこれまで通院や買い物にはタクシーを利用したり、家族に連れて行ってもらうしかなかったが、バスが通るようになり本当に助かっていますといったような声が届くなど好評のようでございます。その利用目的を確認しましたところ、高齢者の方の通院、買い物という回答が最も多く、交通手段を持たない方の移動手段の確保につながっているものと考えております。

また、新規4路線の運行とあわせて導入をいたしました65歳以上の免許返納者に対する半額運賃制度につきましても、これまで42の方が購入されており、高齢者の事故防止にもある一定の効果が上がっているものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 豆バスについてもやはりかなり利用者の方からは、今答弁いただきました話を聞きますとかなりの好評をいただいているとそういった話のようでございます。やはりそれなりの一定の効果は上がっているのかなと思いますけれども、ただ、この4路線以外にもやはりそれぞれに考えられる交通空白地帯と、そういった部分があるんじゃないかなと思っております。今後引き続きやはりそういった空白地帯をどのように解消していくのか、そういったことも一つの今後の検討課題になるのかなという部分も考えているところであります。

ただ、そうしますと今度はやはり産交バス会社に対する運行費補助がどうなるのか、かなり運行費補助の経費等についても年々増額をしているような状況の中でそういった運行費補助も検討しながら、またさらにはそういった交通空白地帯の解消を進めるためにはどうしなければいけないのか、そういったことも今後検討する課題になるのかなというふうに考えているところであります。さらに、やはり、私はやっぱりこういった豆バスのようなバスといえますか、こういった部分を多く取り入れながら一つでも多く空白地帯を解消することが公平公正に市民の利益を供することになるのかなというふうに考えるところであります。その辺について今後、今までの豆バスの利用等を検討しながら、さらにこの豆バスの利用といたしますか、については今後どのように取り組んでいくお考えなのか。その辺をあわせて今後の方針といたしますか、その辺もあわせてお聞かせいただければと思いますので、その点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

昨年10月からの運行開始後、12月には各校区の老人定例会に出向き、豆バス運行への感想を伺ったところでございます。その折り、豆バスが運行していることを知らないという声を多く耳にしまして、継続的な周知の必要性を強く感じたところでございます。

公共交通空白地帯の解消も含め、今後どのような方針で取り組んでいくつもりかという御質問でございますが、現時点ではもうしばらくの間はきめ細かに周知を行い、現在の四つの路線運行を継続しながら、その利用状況をしっかり把握していきたいと考えているところでございます。その後4路線の利用状況の検証を行い、さらにはその他の公共交通空白地帯の解消も含め地域の実情にあった交通手段を検討させていただきたいと考えております。今回、議員のほうも御質問を前からしておられますし、ほかの議員の方もいろいろ質問をされております。それほど、この交通空白地帯の解消については本当切実な、本当に高齢者社会に向けて大事な問題というふうに認識をしております。今後は総合的な観点から財政も財源のこの含めながら検討していく必要があるのかと、そういうふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 今、答弁いただきましたように、やはり一部にはまだ豆バスが運行し

ているというのを知らない市民の方もかなりいらっしゃると思っています。その辺をやっばり行政の責任としてやはり周知を図ることが一番重要なのかなと思いますので、その辺については常に周知を図られるようなそういった取り組みをひとつお願いをしたいと思ひますし、今後のこういった交通空白地帯の解消については、やはりある程度長い期間をかけながら少しずつ解消していくと、いっぺんに解消するというのはかなり難しいところがあると思ひますので、やはりいろんな検証を踏まえながら少しでも市民の利便性につながるような、そういったやっばり交通空白地帯の解消に向けての取り組みが必要だと思ひております。これにつきましては今後そういった執行部の取り組みに期待をしておきたいと思ひますので、ぜひそういった方向になるようお願いをしておきたいと思ひております。

あと1点になりますけれども、くま川鉄道についてであります。くま川鉄道の中長期の財政運営計画についてということで、先ほどの全員協議会の中で説明をいただいたところであります。少子高齢化による通学利用者の減、もしくは鉄道利用者の減少、そういった状況の中で、くま川鉄道の経営については本当に厳しい、大変厳しい状況に追い込まれていると、そういった状況にあると思ひているところであります。そのような中で、今回長期の財政運営計画を説明いただいた中で1点気になったのが、平成22年度からそれぞれの自治体での負担を決定した、今までそういったそれぞれの自治体からの負担はなかなか協議が進まなかったというような状況の中で、今回22年度からは実際の負担を決定させていただいたというようなことで説明をいただいたところであります。そのような状況の中でやはり今の経済状況、もしくはそれぞれの各自治体の財政状況等を勘案したときに本当にこういった状況の中でそういったそれぞれの自治体の公費負担というのが本当に今後も引き続きできるのかどうか、非常にその辺についてちょっと心配をしているところであります。本当にきちっとした中長期計画の中できちっとした公費負担と、そういったところが確約ができているのか、その辺がなかなか今後どういうふうな財政状況を見たときに変わっていくのか不安をすることがあるわけなんですね。ですので、ここで改めてそういった公費負担について今後きちっとそういった方向で取り組むことができるのかどうか、その点について1点お尋ねをしておきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御承知のとおり、平成元年の会社設立以来くま川鉄道は原資約5億6,000万円の人吉球磨地域公共交通体系整備基金を運用、その益金を駆使して赤字補てん、さらには施設整備費などに充ててきたところがございます。バブル経済の崩壊後、金利の低下なども影響し、平成13年度からはその原資を取り崩して赤字補てんを行ってきたところであります。その基金も取り崩し可能な残高が平成21年度末には1億2,400万円までに目減りし、ここ数年で基金が枯渇するまでの状況になっておりましたことから、基金は災害などの不測の事態に備えるべく固定化として、基金に変わる新たな補てんの仕組みづくりをなんとしてでもつくらなけれ

ばならないと取締役会におきまして論じられてきたところでございます。

また、平成元年の開業以来20数年が経過する中で老朽化した車両の更新を初め大規模な施設設備等の改修が必要なことから、将来の財政見通しを踏まえたところの中長期財政運営計画の策定の必要性を代表取締役として痛感していたところでございます。新たな補てんの仕組みづくりにつきましては、平成21年度から人吉球磨圏域の総務、企画担当課長で構成します新たな人吉球磨の地域公共交通の在り方を検討する会において、九州内の鉄道、第三セクターの先進地研修を行い、約1年半にわたる検討を重ね、新たな公費負担の仕組み案を構築、人吉球磨圏域の首長の了承を得た後、各市町村議会において説明を行い、本市を含む10の自治体すべてが今回の3月定例会市議会への予算提案に至ったところでございます。

くま川鉄道中長期財政運営計画の中で示されております平成29年度までの経営安定化を図るための自治体の負担は、多いときで7,000万円、少ないときで約4,000万円になっております。そこで御質問の各自治体が負担割合に基づき負担可能なのかということでございますが、各自治体の首長も会社運営のためには負担は必要であるという認識は当然あるものの、各自治体の財政状況はそれぞれに特質がございますのでそのあたりも勘案しましたところで、現段階では負担割合に応じたところでの助成をお願いしていきたいということでお答えさせていただきたいと思っております。ただし、車両の更新につきましては計画では詳細を固めておりませんので、基金を活用するのか、負担をお願いするのか、または別の手だてを講じるのか、これからの協議の中で決定させていただくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 確かに各自治体の財政状況が違いますので、本当に今後どうなるかはわからないとは思いますが、ただ今回こういった形で協議が整ったということでもありますので、そういった形でくま川鉄道の懸案点のための方策を今後やっぱり十分に協議をお願いしたいと思っております。

また今回、今、市長が答弁されましたけれども、ひとつ気になったのがやっぱり車両の更新なんですね。今、今後協議をしていかなければならないというようなことで答弁をいただきましたけれども、実は全員協議会の資料の中で私もこれ、説明いただいた中で気になったのが輸送高度化事業というふうなことでの車両更新計画というようなことで予算化をしますよということで提示をしてあるわけなんですね。ところが、ただ予算化をしますよということだけで、その予算金額がどの程度になるのか全くこの中では示されていないわけなんですね。ですので、こういった、もし、車両の更新を行うということになれば、その車両の購入部分についてはかなりの金額の負担が出てくると、そういったこともちょっと考えるわけなんですね。ですので、例えば今までの説明の中でも、結局、今の保有車両については本当にすべての車両が20年以上たっておって耐用年数を超えている、そういった段階に来ていると

というような説明もあっているわけなんですね。そういったことを考えてますと、やはりきちんとした今後くま川鉄道をきちんと運営していくためには、そういった車両の更新計画、これについてもある一定の方針を示さないといけないんじゃないかなというふうに思っているところです。やはりきちんとした車両の購入計画、例えば更新する予定の台数とか購入計画、もしくは年度計画をある程度示しながらこういった中長期の財政計画の中には盛り込んで説明していく、そういったことも必要じゃないかなというふうに思っておるわけなんですね。その辺がやっぱり若干説明がなかったものですから、ここであえてまたお尋ねしますけれども、その辺の具体的な今後の方針等があるのかどうか、今、立てていらっしゃるのか、その辺で説明できる範囲でも結構ですけれども、お答えいただければと思いますのでお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） 御指摘のとおりであります。ただ、車両更新8両、約、1台1億2,000万円という高額な買い物でありまして、それからまた1両ずつ購入していくのが効果的なのか、8両一挙に発注するのが効果的なのか、どのようにそのための予算措置をするのか非常に今悩ましいところで、くま川鉄道株式会社におきましてもまた取締役会におきましても悩ましい課題の一つであります。

御承知の通り、今8両を保有いたしておりまして、すべて昭和62年製でございます。車両が20年以上経過し、耐用年数を大きく上回っているところでございます。よって、運行安全面というものがやはり運送事業の最も重要な課題であるというふうに認識しておりますが、そういう観点からも早急に車両の更新計画を策定していかなければならないところではございますが、先ほど申し上げましたように、例えば1両買うよりも2両、2両買うよりも3両、やはり同じ工程を同時期に踏んだほうがそれは安くなるわけでございます。しかし、先ほど申し上げました予算との関係もございますので、またその原資をどこに求めるのかということとでいまだ解決していないところでございます。

特に、今後少子化の影響により平成27年度までにこの圏域の中学校卒業予定者は年々減少していくことが予想されていることから、最小の経費で最大の効果をもたらすといえますが、この車両更新の問題は慎重に検討対応する必要があると考えているところでございます。つまり、今後の少子化に対して8両すべて必要なのかということも検討課題の一つとなっているところでございます。いずれにしましても車両の更新は高額な費用が発生いたしますので、まずは必ず国・県の補助を確保しながら実施していかなければならないということは確かなことだろうと思っております。しかし、国におきましても事業仕分け等に伴い補助制度が再構築されているところでございますので、それを見極めながら更新の年度は明らかにした上で再度説明をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 非常に難しい課題がかなりあるようでありますので、その辺は十分な協議をお願いしたいと思っております。中長期計画の中では25年度から27年度にかけての計画、予算化の計画というような形で説明いただいておりますので、それに計画にのっとったような形で実施できるようなそういった協議を今後早急に進めていく必要があるのかなというふうにちょっと感じたところであります。非常に、本当にかんがりの財源が必要となりますので、その辺はそういったそれぞれの自治体の財政負担等も見ながら、またそれぞれやっばりきちっとした国・県の補助を確保することも必要なことでもありますので、その辺がきちっと確保できるような体制を取りながら、その辺の見極めをしながらこれからのくま川鉄道の安全な運行ができるようなそういった車両の更新計画、早急に組み立てていただきたいと思っておりますので、もしその辺が具体的にわかった場合にはまた説明をいただきながら、それに向けて執行部と議会ときちっとした形で議論をしながら取り組めるようお願いをしたいというふうに思っているところであります。

もう1点、実は私も人吉球磨交通体系整備基金における部分についても若干疑問があったものですから通告しておったところなんですけれども、先ほどの山下議員の質問と非常に同じような質問の趣旨でしたのでこの点については割愛をさせていただきたいと思っております。

もう1点、実は全員協議会での席上、くま川鉄道社長も同席をされました。その中で、くま鉄振興券これについて新しい取り組みをしたいというふうなことで説明があったところであります。ある程度具体的な説明はその席上、社長みずから説明をいただいたところでありますけれども、改めてこのくま鉄振興券について具体的にどのように取り組んでいくのか、この辺について、改めて説明をいただければと思っておりますので、お願いを申し上げたいと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今回のくま鉄振興券の販売につきましては、当面何かの支出に財源を充てるというものではございませんで、新たな公費負担の仕組みに基づき圏域のすべての自治体が経営安定化のための助成金の予算計上を行っているところでございますが、会社といたしましても自治体に依存するだけではなく、また自治体負担を少しでも減らすための増収策としてくま鉄振興券の販売に取り組むものでございます。

どのように販売をしていくのかという御質問でございますが、人吉球磨地域の皆様の御協力はどうしても必要でございます。鉄道はもとより圏域の自治体職員一人一人が営業マンとなって、1冊でも多くくま鉄振興券を購入していただくように努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。今その調整を行っているところと申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） くま鉄振興券のそういった具体的な販売方法、そういった部分を説明いただいたところなんですけれども、そういった販売をする前にくま鉄振興券というのはどういった形で取り組むのかとそういった部分の説明をいただければなということをやちょっと思ったところなんです、その辺を私はまず聞いたところだったんですけれども。その答弁はなかったのかとちょっと思ったところでありました。具体的には今さき、市長が一人一人が営業マンとなってというようなことで答弁をいただきました。一つは、そこのところで私が気になっていたのが、くま鉄振興券の収入を1,500万円、中長期財政計画の中でも1,500万円計上してあるわけなんです。その1,500万円計上してある収入が、私はどういった形で支出の中で振り分けていくのかなと、どういった形に振り分けられるのかなというようなことで気になっておったものですから、それを私はお尋ねをして、先ほどの答弁が出てくるのかなとちょっと思ったところなんです。

ですので、一つは具体的には全協の中で藤木社長が答弁された中で気になったのが、例えばタクシーとかの利用にも使えますよというふうな説明があったわけなんです。その辺は今、運輸局のほうで許可を取っていると。そうした場合に、例えば振興券1,000円で購入した場合に、その1,000円で購入した部分をそういった、例えばタクシーで利用した場合にそのタクシーに券を払うわけでなんです、例えば700円かかったら700円払うと、そうするとあとはおそらくタクシー会社とくま川鉄道のほうでおそらくいろんな協定を結ばれると思いますけれども、例えば事務手数料の部分とか払った費用の部分がどういった形で券がくま川鉄道からタクシー会社のほうに跳ね返ってくるのか、そういったことを考えたときに結局丸々1,500万円、例えば1,500万円売り上げたときにその部分が丸々くま川鉄道の収入として入ってくるのかどうかというのは疑問があるわけなんです。そういった形はほかの会社のほうに流れていくと、やっぱり事務手数料で流れていくそういったところを見たときには本当にこのくま鉄振興券の利用価値というのがどういった方向に進むのかと、そこがちょっと気になっているところなんです。もう一つは、こういったくま鉄振興券を販売することによってそれぞれの郡市民の方に周知をして利用してもらうことによって、その分を何らかの形でくま川鉄道に恩恵を受けているんだ、与えているんだというような気持ちで購入する場合もあろうかと思えます。ですけれども、やっぱりそういった振興券の1,500万円という予算がどういった形で流れていくのかというのは具体的にきちっとある程度明確に説明を聞いておかないと、本当にそれが丸々収入でとらえていいのかというふうなそういった問題があると思いますので、その辺の考えについて、どうお考えかその辺だけちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

○市長（田中信孝君） 失礼いたします。

御指摘のとおりでございまして、丸々その1,500万円くま鉄振興券を販売したので、それがいわゆるそれはチケットとして、くま鉄の利用する際のチケットとしてということであれ

ばその内の一部が丸々くま鉄側に利益として計上されるということでございます。このくま鉄振興券というのはくま鉄4万人増計画の中の一環として発案されたものでありまして、できるだけ地域の交通機関、それから今後は商店等々とも連携して一つの地域振興券として考えていこうではないかということでございます。が、果たしてそれが地域振興券とはなって売れていったといたしましても、くま鉄の利用促進とそれから4万人増計画と、それから利益につながっていくかというところは、非常に果たして御指摘のとおり疑問な点がございません。

いずれにしても、今、先ほど申し上げましたとおり調整中ということございまして、どうしたら目に見える利益または目に見えない利益として何が計上されていくのかということとはよくよくこれは検討しなきゃならない、当然のことでございます。

もう一度申し上げますがチケットだけに、くま鉄のチケットだけに活用していただくということにしましても、そこには当然ながら車両費、燃料費、人件費等々があるわけでございますので、すべてが利益として計上されるということはないわけでございます。ただ、御指摘のとおりこれは重々に調停、調整、検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） そういったくま川鉄道としての取り組みについては、私はやっぱり評価をしたいと思っております。やはり何らかの会社が自助努力をすることによって少しでもそういった懸案低下の一助となればやっぱりいいんじゃないかなと思いますし、そういったいろんな計画の中でくま鉄をいろんな方たちに周知をして利用してもらうことも一つの重要なことだと思いますので、ぜひその辺については今後やっぱり十分な協議をしていただきながら一定の方向性が、間違いない方向で取り組みをしていただければと思いますのでこれについては今後注意深く見守っていききたいなと思っております。

あと1点、実はいろんな、今までそういったくま川鉄道に対する協議等についても事務局レベルの中で地域公共交通活性化協議会とかいろんな協議会の中で協議をされてきていると思っているわけなんです。その中にはやっぱりそれぞれのすべての市町村の自治体が入って協議をやっているというふうに思っているところなんですけれども、そういった広域的に取り組みを考えていく、そういったことを考えた場合にあらゆる事務の簡素化とかいろんな取り組みを考えても、私とすれば広域行政組合がありますのでそういった広域行政組合の事業として取り組むことも一つのそういった方策になるのかなというふうにちょっと考えているわけなんです。それがいい効果が得られるのかどうかというのはわかりませけれども、それも今後、一つのそういった人吉球磨のすべての自治体が協議をする上でも考えていくことは重要なかなと思っておりますけれども、その辺の考えについては今の段階でどのようにお考

えなのか、その辺についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

くま川鉄道に関する業務を広域行政組合へ移管してはいかがかということでございますが、たしか2年ほど前、決算審査に関する意見として基金の管理を広域行政組合で行うこと等を検討されたいとの指摘がございました。私自身も認識しているところでございます。確かに今回の新たな公費負担の仕組み、自治体負担をつくる過程におきましても人吉球磨圏域の総務、企画担当課長により構成する任意の協議会のようなものを立ち上げ、協議を進めてきたところでもあり、作業の進捗状況や負担案についての首長説明は広域行政組合の理事会終了後にくま川鉄道の取締役会議を開催していただき説明を行ってきたところでもございます。

そのような経過を踏まえ、今後くま川鉄道と自治体との関係などを構築していくべきなのか、またそこに広域行政組合がどのようにかかわっていくべきなのか、結果それが本当の効率化につながるのかということを行行政組合とも、また取締役会とも、または理事会ともしっかりと議論をし、よりよい方向をやはり見出していく必要がある。やはり、ここは経営の効率化ということが大きな目標になってくるというふうに思っているところでございます。いずれにしましても広域行政組合への事務移管につきましては早急に検討しなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 私も広域行政組合に移管するのが効果的になるのかどうか、私もよくわからないところであります。それで、やっぱり今、市長の答弁を聞いておりましてかなり難しい課題がかなりあるように感じたところでありますので、やはりその辺は今後方向性をきちっと見据えていただきながらよりよい方向性に、また効率的な事務事業等も踏まえて十分な協議をお願いをしたいと思っておりますので、今後そういった十分な慎重なる議論、また協議を今後お願いをしていきたいと思っておりますので、この質問についてはこれで終わっていきたいと思っております。

次に、入札制度の改革についてということであります。入札制度の改革につきましては予定価格の事後公表、入札監視委員会の設置など一定の取り組みをされているということで説明を聞いているところであります。ただ、条件付き一般競争入札制度の導入につきましては平成21年10月に施行をされたということで施政方針でうたっておりますが、本格導入については慎重に対処しなければならないとか判断をされたというようなことでもあります。市長のお考えとすれば、ぜひ、この条件付き一般競争入札制度については実施をしていきたいというようなことで話をさせていただいていたというふうに思っているところあります。そういったところからしますと、市長の入札制度の改革というふうな考え方からすると今回の入札制

度改革についてはやっぱり一歩後退した考えになったのかなというふうにちょっと思っているところですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。お尋ねをしておきたいと思えます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

入札制度のより透明性を高めるために、条件つき一般競争入札制度というのは非常に効果的であるというふうに思ってマニフェストに掲げさせていただいたところでございます。その導入につきましても施政方針でも申し上げましたけれども、地域経済状況が大変厳しいと、そういう環境の中にあると、これが一番本格導入を阻害している要因ではないかと、阻害と申しますか阻んでいる要因ではないかというふうに思っているところでございます。よってこれが難しい判断でございます。入札制度につきましては、地元企業の育成や受注機会の確保を留意しながらも進めてきたところではございます。これまでも就任しましてから、予定価格の事後公表や入札監視委員会を設置し、その審議概要の公表をしまいましたが、これまで非公開にしてきた事項を公にすることで入札契約事務の透明性は高くなってきて、一定の成果が得られたというところは判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 確かに地域経済状況が厳しくなればこういった入札制度の導入については本当に導入しにくい、そういった状況になるのかなと私もちょっと思うところあります。ただ、私はその入札制度の改革につきましては平成19年6月議会それから21年の6月議会、その2つの議会において公契約条例を制定をというような考えについて質問しているところなんですね。これも一つの入札制度の改革の一つだと私は思っております。そのような2回にわたって公契約条例についてはどうですかというふうなことで質問をしておりますけれども、当時においても制定についてはいろんな問題、かなり厳しいハードルの高い課題がかなりあるので非常に難しいと、そういったことを踏まえてやはり今後もやっぱり、ただ、調査研究はしていきたい、そういうような答弁をいただいていたところでもあります。

そのようなことを踏まえて、今回改めて公契約条例はどのように今の時点で思っているのかちょっと聞いておきたいと思えますし、もう一つは政策入札制度の導入、これについても評価基準の一つとして、例えば障がい者の雇用状況とか男女共同参画の実施状況とかボランティアの実施状況などを、それを採用しながら落札者の決定に資することは可能であるとも思うと、そういったような答弁もいただいているところなんですよ。ですので、例えばこの辺について検討されてきたことがあるのかどうか、これをちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます

これまでどのような検討をしてきたのかという御質問でございます。前回の答弁では公契

約条例の制定につきましては難しいという状況を答弁をさせていただいたところでございます。現制度の中で改善できる部分がないかということで検討もいたしたところでございます。まず、熊本県下の14市の公契約条例制定の状況を調査をいたしました。平成22年9月現在におきましてどの自治体においても公契約条例制定の考えはないということでございます。その理由といたしましては、雇用契約へ介入することの法的な裏づけの問題、条例違反に対するチェック体制の構築による事務の繁雑化、中小企業事業者へ最低賃金の上乗せ支払を遵守されることなどによる経営圧迫となることなどでございます。

次に、現制度での取り組みでございますけれども、その一つといたしまして年度当初に発注します業務委託につきまして、入札契約手続を早めにするために債務負担行為をお認めいただきましてできる限り早めの契約を締結するよう対応したところでございます。また、契約期間を複数年契約できることとした長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、これもお認めいただいたところでございます。また、プロポーザル方式による業務契約者の選考資料に、業務内容の内訳書を徴取しまして、雇われる方、労働者に支払われます賃金等の確認をさせていただき、その支払いを遵守していただくようお願いすることもその対応の一つでございます。また、価格入札から転換を図るための政策入札制度の導入といたしまして、21年12月に史跡人吉城跡御館跡及び周辺整備工事について、価格と品質が総合的に優れた調達を実現することを目的といたしまして総合評価方式で契約を行いました。その評価基準に、障がい者の雇用状況、男女共同参画の実施状況、環境への配慮などについては採用はいたしておりませんが、地域の貢献度や配置技術者実績などを評価基準として採用し、これまでの価格のみの競争でない政策入札の一環として試行をさせていただいたものでございます。

以上、お答えをさせていただきます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 公契約条例についてはやっぱりなかなか難しいですね。今、本当に確かにほかの自治体においてもなかなか取り組みが進んでいない、おそらく今一つか二つの自治体でしか公契約条例は制定されていないんじゃないかなというふうに思っているところがあります。ただ、こういったことを考えることによって少しずつやっぱり入札制度についても変わってきたのかなというふうに思いますし、今、部長答弁されましたようにいろんな条件等を導入をされながらこういった形での入札制度を取り入れていらっしゃる、非常にその辺については評価をしたいと思っているところであります。

ただ、最終的にはやっぱりそういった公正な労働基準をどういうふうに確立をしていくのか、そういったことが一番重要になってくるのかなとは思っているところなんです。ただ、そこに行き着くまではいろんな課題等がまだあるようでありまして、今後改めてこういった入札制度を改革する中で今後どのようなことを取り組みを、今後こういったことを取

り組んでいきたい、そういったお考えがあるのかなのか、その辺の考えをちょっと後1点お聞きしておきたいと思いますが。

○総務部長（坂崎博憲君） 笹山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

入札制度改革の考え方の中で、これまでの価格競争からいわゆる質の競争を取り入れていくということは、その一つの手法であると考えております。都市部では清掃業務には庁舎管理につきまして障がい者の雇用、育児制度の整備、介護制度の整備、ボランティア活動の実績などを評価項目とした総合評価方式により契約を行っているところもございます。しかし、このような労働福祉の制度を取り入れられるのは比較的規模の大きな会社においてと考えられますので、地方の中小企業にまだ制度として取り入れるのが難しい点が多いと思われれます。しかし、価格競争だけではそのしわ寄せが労働者にかかってくるということが予想されますので、今後どのようなことができるか、その契約の方法や評価項目などを検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 非常に難しいようでありますけども、やはり一つ一つできることから取り組むよう私はお願いしたいと思っておりますし、入札のあり方についてもそれぞれの入札において取り入れ方が違うと思っているんですね。その中でやはりそういった、例えば総合評価方式の入札を取れるとかそういった部分については、やっぱりそれぞれの入札について執行部も取り入れながら方向性を見出していけばよりよい入札制度の方向性が見いだせるのかと私は思っています。少しでもそういった入札制度改革を進めることによって、私はやっぱり雇用の安定とか公正な労働の確保につながるようなことも視野に入れて取り組んでいくことが必要だと思っておりますので、そういったことも勘案をしながら今後取り組んでいただきたいというようなことでお願いをしておきたいと思っております。

以上で、入札制度改革については終わりたいと思っております。

○議長（笹毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時35分 開議

○議長（笹毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。ここで時間の延長をお願いいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） それでは次に、補助金の見直しについてということで質問をしていきたいと思っております。

補助金につきましては、人吉補助金審査委員会による任意補助金の審査について、補助金

の交付が適切か否かについて審査をされまして、昨年の12月提言をされているようであります。今後はいただいた提言に基づいて補助金の見直しを検討していかなければならないというようなことで施政方針では述べておられます。昨年12月の全員協議会の中でこの補助金の提言について、私たちには説明をいただいたところでありまして、いろいろと問題等もあったと、議論もされたというふうには思っているところでありまして、まず1点目に今回の平成23年度の当初予算編成、これにおきましてその補助金、任意補助金についてはその補助金審査委員会の提言をそのまま反映されていらっしゃるのかどうか、これについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは議員の御質問にお答えをさせていただきます

提言書の平成23年度当初予算への反映状況でございますが、まず審査結果の概要についてお話をさせていただきたいと存じます。平成22年11月25日に補助金審査委員会から市長に対しまして提出されました提言書の中で、審査を行った任意補助金71件を4つのランクへ分類してございます。4つのランクのうち、ランク1・2については3年後審査を行うもの、ランク3につきましましては1年後審査を行うもの、ランク4につきましましては原則交付すべきでないものとして審査結果をいただいたところでございます。

提言書の当初予算への反映状況といたしましては、3年後及び1年後に審査部門につきましては基本的にこれまでどおり予算計上をいたしておりますけれども、ランク4の原則交付すべきでないとされました8件の補助金につきましましては補助金の交付という形ではなく、市が直接事業を行うべきもの、事業内容を大幅に見直すべきもの、また自主財源での運営や事業の実施が可能なものなどと御指摘をいただきましたので、審査結果に準じまして平成23年度当初予算への計上はしなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 基本的には提言に基づいて予算を取り組まれたということで理解をしておきたいと思っております。審査結果に準じて交付すべきでない、原則交付すべきでないと判断をされた8団体の補助金については予算の計上をされていないというようなことのようにあります。

ただ、この8団体については、先ほど部長答弁されましたように市が直接事業を行うとか大幅に見直すとか、また自主財源で運営とかそういったいろんな審査の結果であったと思っております。ということは、そういった例えば市が直接行うべきものとした判断をした部分等についても今回は予算は計上されていないということで理解をしておいてよろしいですか。

○総務部長（坂崎博憲君） 先ほど議員の御答弁の中で、市が直接行うべきもの、私が答弁させていただいた中で、市が直接事業を行うべきもの等につきましましては、今回予算を市のほうの直接の予算として計上をさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 必要な部分については直接市の事業という形で計上されているということでもあります。予算書をまたよく詳しく見ていませんのでどういったところにそういった部分が計上されているかというのは私もちょっとまだわかりません。ただ、原則交付すべきでないという判定をされた8団体のそういった任意補助金について、もう一つお尋ねしておきたいのは、そういった交付すべきでないというふうに判定をされた団体に対してきちんと説明をされていらっしゃるのかどうか、これをちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。また、もし説明をされた中で、団体はそれを納得しているのかどうか、その辺をどういうふうに判断をいらっしゃるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

また、11月、提言書の時期を考えてみますと、23年度の当初予算の編成等を考えた場合にはおそらくそういった判断を下される下されないにかかわらず、23年度の補助金の申請というふうな形で申請をしてあるのではないかとそういうふうにちょっと思っているわけなんです。ですので、交付すべきでないというふうに判定をされた8団体の補助金についてはその団体は23年度の補助金申請をされたのかどうか、それについてはいかがでしょうか。この3点をちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、交付しないとされた団体に対してきちんと説明をしたのかという御質問でございます。交付をしないとされた補助団体に対する審査結果の説明につきましては担当課、財政課職員が直接補助団体の代表者の方々等と相対しまして時間をいただきまして御説明をさせていただいたところでございます。

次に、説明に対して団体側が納得されたのかというような御質問でございますけれども、団体側に取りましては長年交付されていた補助金が交付されないということで大変驚かれた団体もございまして、その後、納得をされない団体につきましては市長から直接御説明をさせていただいたところでございます。

最後に、当該団体から23年度の補助申請は出てきていないのかという御質問でございますけれども、申請されなかった団体もございましたけれども、審査結果の先ほど議員がおっしゃいますように説明時期がおくれましたので、既に申請された団体もございまして3件は申請をいただいたところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 実は私も原則交付すべきではないという団体、8団体の一つの団体の会長でもあります。ですので、私もそういった説明を受けました。市長からも直接説明を受けたところであります。

ただ、私はあえてもう団体名は申しませんが、その団体で私も、ならば今後どういうふう
にその団体の活動を運営をすればいいのかというようなことについては副会長も含めた三役
の会議、そしてさらにはその部会の会員の方にも集まっていたいて部会の会員の方にもこ
ういった補助金の結果でしたというようなことで、今後この会の活動を進めていくにはどう
すればいいか、皆さんの意見をいただきたいというふうなことで会議もさせていただいたと
ころなんですね。その会議の中で、そういったそれぞれの会員の方からは非常に重要な会の
活動だから、ぜひこの会の活動は続けてほしいと、そういった意見がほとんどでありました。
ただ、今までの補助金の交付のあり方についてはやはり私たちも反省するべき点はたくさん
あった、自分たちも何がなされているのかわからない中で言われるがままに活動をしてきた、
その辺はみずからがやっぱり反省すべきじゃないのですかとそういった意見もさまざまに
いただいたところでもあります。

それで、私も今回の補助金の審査委員会のあり方についてすべてを否定するものではありません。
評価は一定の評価を私はしておきたいと思っております。やはりそういった審査を
受けたことによって私たちが当たり前のことのように思っていたことがやっぱり違う考えを
しなければいけないとか、やはり補助金の使い方については十分にいろんな方たちと協議を
しながら本当に有効に使う手だてを考えなければいけないとか、いろんなことを考えさせら
れ、また反省をさせられたところもあります。そういったことを考えますと、本当にそうい
った機会を与えていただいてよかったなというふうには思っているところでもあります。ただ、
そういったあり方について非常に理解しがたい部分もあるわけなんですね。そういったとこ
ろで、一つ会員の方から言われたことで非常にちょっと強く残ったことがあるわけなんす
ね。実を言いますと、結局提言書の資料の中でその他の欄を見てもみますと、市が補助するこ
とが、この審査は交付する補助金が税金であると、そういった観点から市が補助することが
適切か否かという視点により審査したものであり、貴団体及び貴団体の活動の評価でありま
せんので御了承くださいというふうに書いてあるわけなんですね。そういった項目を見たとき
に、補助金の使途が税金である、補助金が税金であるということを考えて、市がその団体
に対して補助することが本当に必要なか不必要なのかということの審査をして、不交付に
なったそういった団体について考えたときに、結局はそういった団体の活動についてはそう
いった市の税金は必要でないということですよと、税金は必要ないですよと、そういっ
たことを考えた場合にそういったことを結局審査委員会が提言をされて、それを執行部がそ
のままに実施をされたということであれば、執行部そのものもその団体に対する活動に対し
ては税金はいらんだ、そういったことで理解せざるを得ないですよというふうに言わ
れたわけなんですよ。非常に、私はああそういうことかなというふうなことで、私もそれ
に答えることはできませんでした。

ですので、そういったように市民の方は考えていらっしゃる部分もあると思っております。

ですので、ここでちょっとお尋ねしておきたんですけれども、そういったように考えて、市民の方がおっしゃいましたけども、それについてはどのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます

補助金審査会におきまして交付された補助金についての審査は行っていただいたわけですが、補助団体そのものの審査を行ったというものではございません。補助団体におかれましてはそれぞれの活動において、それぞれ意義をお持ちになって一生懸命活動されているというふうに認識を持っておりますので、決してその団体が必要でないとは全く考えていないところでございます。補助金交付は行政が団体に対して行う支援の一つであるというふうに考えておきまして、現金の交付による支援に限らず必要な物品を給付することでの支援、人的な支援などはできるものと考えているところでございます。今後も可能な形での御支援をさせていただければと考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 支援のあり方についてはさまざまにあると思っています。ただ、私は税金がその団体に対して必要なかどうか、そういったことを考えたときに執行部は必要ないというふうに判断をしたんじゃないですかというふうに聞いたからですね。それはおそらく執行部のほうのそういった基本的ないろんなさまざまなことを考えて取り組みをされる部分と、やっぱり市民の方が直接そういった資料を見せられたときに考える部分というのはかなり感覚の違いがあるんじゃないかな、隔たりがあるんじゃないかなというふうに思っております。そこはやっぱり私は市民の立場に立ってそういった物事を考えていく必要があるのかなと思っているわけなんです。ただ、執行部はこう考えるからこのとおりという形じゃなくて、ですから、その辺は私はもう少し市民の立場に立ってそういった物事を考えていただきたいなというふうに思っているわけなんです。

あえて、これについてさらに質問をしたいという気持ちは持っていませんけれど、そういったことをちょっと考えていただきたいなというふうに思っています。単純に考えたときにはそうなるのかなというふうに私は思いますので、今後やっぱりそういったことを考えていただきたいなというふうに思うわけなんです。それとまた、もう一つは私は今回の補助金審査会の提言についてはそういった任意補助金の団体に対する判断と執行部に対する提言があったと思っています。そういった二つの提言があったことを考えたときに、やはり一つはやっぱり執行部に提言をいただいた部分を十分に取る必要があるんじゃないかなと、そしてその次にそういった団体に対する手当てをすべきじゃなかったのかなというふうに私は思うわけなんです。と言いますのが、やはり補助金の交付要項等がきちんと定まっていなかったから今までどうしようもなかった、だから補助金審査会で判断をゆだねたんだという

ふうに思っています。そこできちんとした補助金の交付要項を制定をして、それに基づいて取り組みをなささいというふうに執行部に対して提言があったのであれば、そういった提言を踏まえて執行部みずからがそういった交付要項のあり方等を十分に議論をやって、討論をやって、そして交付要項を、規則を決めてそしてそういった市民団体に対する交付のあり方をすべきじゃなかったかなというふうに思うわけなんです。ですから、例えば23年度においては執行部のほうがそういった交付要項の規則をきちっと定めると、そして23年度においては交付すべきじゃないというふうに判断された団体についても、例えば5割とか6割とかそういったことを考えながら補助金は補助金として交付をしながら、ただ23年度中にきちっとした要項、規則を制定しますのでそれに基づいて改めて判断を審査をさせていただきます、そして24年度からそういった形で取り組んでいきますというような段取りがされてもよかったんじゃないかなと私は思っています。そうすることによってそういった補助金の団体についても1年間また考える余裕もありますので、その中でそういった団体の活動のあり方もまた違った方向で活性化するような活動の見方を自分たちみずからが考えられることができたんじゃないかなというふうにちょっと思っているわけなんです。そういったところで、私は二段構えの取り組みそういったことをしてもよかったんじゃないかなと思っただけですけども、その辺の考えについてはどのようにお考えなのか、これは執行部の考えを聞いておきたいと思っています。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えいたします。

予算への反映するのは23年度予算はまず猶予を見て、平成24年度からでもよかったのではないかという御質問でございますけれども、23年度の予算への反映はこれまで御説明申し上げましたように、22年度中に補助金審査委員会から提言をいただき23年度予算へ反映するスケジュールというふうにしておりましたので、ランク4に分類されました八つの団体に対する審査結果については提言書の内容に準じて反映をさせていただいたところでございます。

提言書の指摘では市に対する改善要望もあったところでございまして、そこを改めてからでもよかったのではないかという御質問でございますけれども、まさしく議員の御指摘のとおり、市に対しましても補助金審査委員会から交付や執行の具体的基準を明確にするよう規則等の見直しを行うべきだという御意見をいただいております。これにつきましては、23年度で補助金の交付基準等を定めたいというふうを考えているところでございます。

予算へ反映しました8団体の審査は補助金基本条例に定めております補助金の基本原則の基準に照らして判断させていただいたところでございまして、今回は予算の計上はいたしておりませんが今後策定いたします交付基準等に沿った事業につきましては新たな対象になるというふう存じます。

以上、お答えをさせていただきます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（篁毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 当初からのスケジュールがこういうふう決めておいたから、もうそのスケジュールどおりに進めてきたんだというふうなことだと思っております。ただ、先ほど言いましたようにそういったスケジュールがあっても、あくまでも私は提言は提言だと思っております。その提言を踏まえて執行部がそれを十分に踏まえて協議をしながら、またその精査をしながら、そして執行部がその提言を踏めた新たな段階できちっとした答えを出すべきじゃなかったのかなと思っております。その辺が私は今回欠けていたのじゃないかなというふうにちょっと思っているところであります。やはり、あまりにも最初から説明したスケジュールを遵守したいがためにそこまで強引にいつてしまった。例えば11月25日に提言をされて、23年度の予算編成はすぐに始まっていますよね。ならば、その提言書を執行部のほうでどれだけ時間をかけて議論をされたんでしょうか。本当にその提言書の中身を十分に執行部のほうで検証をされて、本当にこのとおりでいいんだというふうな形でもっていかれたのかどうかと、そういった過程が私は非常に不十分じゃなかったのかなというふうにちょっと思っているところであります。今後その辺は十分に検討していくべきじゃないかなというふうに思います。先ほど入札制度改革については後退じゃないかなという形で部長とやり取りをしましたけれども、そういった部分はそういった市民の生活状況を見て、やっぱり合わせてスケジュールも変えることも必要じゃないかなというふうに思うわけですね。ですので、改めて今回の補助金審査委員会の提言について執行部として取り組まれた今回の結果、これについては性急すぎたと思いませんか。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをいたします。

平成21年3月に補助金制度検討委員会から提言を受けまして、足かけ2年かけまして本市の補助金制度の見直しをさせていただいたところでございまして、補助金と基本条例の制定、そして補助金審査委員会の設置及び審査を行ってまいったところでございます。今回、補助金審査委員会の提言を尊重して、原則交付すべきでないと言われた8団体の補助金は23年度予算には計上していないところでございますけれども、審査結果を通知した後に各団体などから審査結果やその後の対応についてさまざまな御意見、御要望、またお叱り等を賜ったところでございます。議員の御指摘と同じく性急すぎるのではないかという御意見も伺ってございまして、補助団体の御理解が得られない部分がありながら当初のスケジュールに沿って事務を進めてまいりましたことにつきましては、配慮が足りなかったというふうに関し反省をしているところでございます。

今後、市民と行政が協働にまちづくりを進めてまいるので、市民の皆様方の御理解を得ながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） これについてはやはりもう少し執行部のほうで十分な検証を踏まえな

がら私は取り組んでいただきたかったということをあえて申し上げておきたいと思っています。やはり市民の立場を考えて、先ほど部長答弁されましたように、市民と行政が協働によるまちづくりを進めると、そういった観点から考えられるのであればやはりもう少し市民の立場の意見を十分に踏まえながら取り組んでもよかったのではないかなと、あくまでも提言は提言として受け取りながら、それを執行部で十分な協議をやって答えを出して、そして取り組んでもよかったのかなとそういうふうに思っていますので、今後市民の立場に立った行政を、また協働づくりを進めるということであればそういったことを十分に踏まえて取り組みをしていただきたいというふうに思っていますので、ぜひ今後そういったことがないようをお願いをしておきたいと思っております。時間もあまりなくなってきましたので次に進みたいと思います。

最後に、議第32号及び議第33号についてということで通告しました。議第32号及び33号については公の施設の指定管理の指定ということで、人吉老人福祉センターを老人クラブ連合会に、また国民宿舎くまがわ荘をくま川下り株式会社に指定管理を指定するというふうな議案であります。実を言いますと、昨日の議案質疑におきましてほとんど私が通告していた部分についてはもう答弁があっているところであります。私は、議案質疑ではこの問題はちょっと答弁は引き出すことはできないというふうに判断したものですから一般質問として通告をしていた次第であります。この議案についてはそれぞれの所属の委員会での審査もありますので、昨日の議案質疑で出た答弁等については重複を避けて若干質問してみたいと思っています。

1点は国民宿舎の指定管理については公募しなかった理由というふうなことで、答弁を昨日されております。1点、老人福祉センターについて今回公募に至った経過、これについてはお尋ねをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○健康福祉部長（中村明公君） それでは、お答えいたします。

指定管理者の選定にあたりましては、人吉市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条におきまして原則公募によることと規定されております。さらに平成15年9月に指定管理者制度が導入されましたが、その目的を達成するためには適切な指定管理者を選定することが必要なことから、指定管理者の選定においては公正かつ透明性が確保された手続により十分な審査を行った上で選定することが必要でございまして、この点につきましては指定管理者制度導入後、指定管理者の運用についてというのが平成19年1月31日付の総務省自治行政局長通知において示されておるところでございまして、これにも複数の事業者から事業計画書を提出させる旨を明示してございます。

以上、申し上げましたように、公募の原則が公募に至りました最大の理由でございまして。このほかにも次のような理由がございまして。

まず、最初の指定管理者導入時には、それまでの管理委託者が引き続きして指定管理者と

なった施設の割合は全国で72.4%となっておりました。これは最初の指定の際には外郭団体等の従前の管理者の扱いが十分整理できなかつたことや、外郭団体以外の担い手が不透明であったことなどもあり、非公募で外郭団体を特命した施設が多くあったことによるものと分析されております。しかし、その後指定管理者制度が定着いたしまして、その目的また2巡目の選定ということもあったかと思いますが、公募による選定の割合が次第にふえ続けまして、平成18年9月の調査では29.1%、平成21年4月の調査では40.0%となっております。近年の熊本県内の状況を見ても、県下14市の老人福祉センターまたはそれに類する施設のうち、指定管理者制度を導入している市が13市、そのうち公募により選定した市が6市となっております。

次に、一層のサービスの向上を図る観点から、競争の原理、これを導入いたしまして公募に切りかえていく必要があると判断したものでございます。また、公募過程を経ないで、仮に公募過程を経ないで選定した場合の客観的根拠についてでございますけれども、老人福祉センターの管理運営が業務遂行上、特殊なノウハウでありますとかあるいは専門性が必要とされ、それに伴う指定管理者が特定の法人あるいは団体等に限定されるのかというこの問題について検証いたしました結果、必ずしも特定の法人、団体等に限定されないのではないかという結論に至ったところでございます。

以上のことから、所管します健康福祉部といたしては公募することといたしまして、指定管理候補者選定委員会にその旨を申し上げた次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） それでは、あと1点お尋ねをしたいと思います。老人福祉センターについては指定期間が5年であります。国民宿舎くまがわ荘については3年であります。その指定期間の根拠をお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

指定管理者の選定にあたっては5年とした根拠でございますけれども、地方自治法の第244条の2第5項に指定管理者の指定は期間を定めて行うものとする規定されているものの、どのくらいの期間にするかと、その施設の性格等を勘案して適宜定めることになっておるようでございます。国の指針等は特に示されてはおりません。しかしながら、施設の設置目的が達成されているか等、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを自治体が定期的に見直す機会を設けるため期間を定めて指定する必要があることから、指定の期間につきましては一般的には3年から5年の間で設定されることが多いというふうに言われております。

それを裏づけますデータといたしまして、平成21年10月に総務省が公表いたしております公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果、これによりますと全国における

自治体の指定管理者制度導入施設の指定管理期間につきましては、5年が47.3%、3年が32.6%、4年が10.4%、10年以上が5.6%となっております。5年というのが半分近くを占めているようでございます。今回の老人福祉センターの指定管理の指定期間につきましては、施設は老朽化しているものの、これまでも修繕改修工事を加えておりますことから当分の間は適切な保守管理により使用は可能との判断をいたしております。したがって、今回の指定管理者の指定期間につきましては施設の設置目的、現状等を勘案いたしますと、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得るためには3年では不十分なこと、また利用者へのサービス向上、それから指定管理者が雇用する従事者の雇用の安定等を考慮いたしまして5年が適当というふうに判断をいたしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

今回、国民宿舎くまがわ荘の指定管理期間を3年間とした主な理由でございますが、国民宿舎そのものの老朽化対策と、今後の国民宿舎事業としての施設利用について早急に検討し、全体的な改善計画の策定を行う必要があるためでございます。現在の国民宿舎くまがわ荘は昭和39年の供用開始以来、ことしで47年目を迎え、建物そのものも老朽化が進み、部屋にトイレがない、防音の不備など現在の宿泊者ニーズとはかけ離れた施設となってきておまして、営業も含め経営面での努力を続けてはいるものの宿泊での利用者は年々少しずつ減少する傾向にあります。また、一方で国営の国民宿舎事業は、自然休養地に建設された国民の誰もが健全なレクリエーションと健康の増進をはかるために気軽に利用できることを目的としておりますが、近年は時代変化により減少し、熊本県でもわずか2カ所となっております。

このような状況の中で、今後指定管理者制度の継続を前提として計画を立案し、大規模な施設更新または建てかえを行うのか、あるいは国民宿舎事業の機能継続を前提に民間事業者へ売却するのか、または施設の用途変更を行うのかなど幾つかの選択肢を想定しながら協議を重ねる必要がございます。今後は早急に関係各課による調査検討を進め、必要に応じて外部からの御意見もいただきながら指定管理者とともに十分協議した上、3年以内に明確な計画を立て、今後の国民宿舎くまがわ荘の方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

以上のような理由から、今回の国民宿舎くまがわ荘の指定管理期間につきましては3年間ということで設定させていただいたところでございます。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 指定の期間の根拠、理由を説明いただきました。5年、3年の根拠がはっきりしておればそれはそれで問題はないのかなと思いますけれども、ただ、今、経済部長が答弁されましたように国民宿舎については老朽化対策と今後の国民宿舎事業としての施

設利用についての検討が必要である、また全体的な計画の必要がある、そういったことにいって3年が妥当だというふうに判断をされているようであります。3年以内に、例えば引き続き国民宿舎事業として行うのか、あるいは民間に譲渡するのか、あるいはもう廃止をしてしまうのか、それは一番、今からの国民宿舎事業を考える中では非常に大きな問題だと思っております。その辺の方向性が本当に3年以内にきちとした形で方向性が定まるのか、若干私はちょっと不安な部分を持っているわけなんです。ただ、その中で国民宿舎のあり方というのが、観光地における国民宿舎のあり方というのがやっぱり今までもかなり大きな重要な役割を果たしてきていると私は思っております。そういったところにも十分に検討しながら方向性を定めていく必要があるとは思っているんですが、そこで人吉における観光地として観光地における国民宿舎としての位置づけ、これについては今の時点ではどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

国民宿舎の目的の中には保健休養と福祉の向上というものが上げられておりまして、宿泊料金と利用料金が安価であるため職場の団体旅行や老人会の忘年会等多く利用されておりまして、宿泊利用者数につきましてもここ数年2万7,000から2万8,000人で推移しております。温泉につきましても大変泉質がよいことから人気がありまして、低料金ということもあり、夏場にはアユ釣り客の定宿として人気があり、遠くは大阪や東京からも連泊される方もいらっしゃいます。また、球磨川下りとのセットとしても活用され、喜ばれております。また、温泉目的に回数券が発行されておりますので、市民はもちろん郡市や小林市など県外からの来客も見受けられ多くの方に利用されているところでございます。さらに、あの場所は元相良家の下屋敷という歴史的な価値もあることから、観光的な価値は高いものと考えます。

このように、市民はもとより観光客の皆様に気軽に利用していただく施設として、当然他の民間施設とも結果的には競合する部分も出てきますが、利益の追求だけではない差別化された施設としての位置づけが必要であろうというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） やっぱり歴史的な価値とか観光的価値についての位置づけも高いというような評価をされているようであります。そういったものを十分に踏まえながら今後の方向性について検討していただきたいというふうに思っているところであります。ただ、きのうの質疑を聞いておってちょっと気になった点があるんですが、国民宿舎としての経費については独立して報告をしていないんじゃないかというような形で、ちょっときのうの大王議員の質疑の中で指摘があっていたと思うんですね。私も、あれとちょっと思ったところなんですけれども、そこであえてきょうは質問をちょっとしたいと思っておりますけれども、そういったことであれば国民宿舎としての経営状況、これについては今どうなっているのか、

これを若干説明いただきたいと思ひます。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

指定管理者であるくま川下り株式会社の会社全体の期別ごとの決算状況は毎年6月議会で報告しているところでございますが、平成18年度指定管理者導入後の決算における単年度経常利益及び経常損益は、平成18年度が1,804万円の経常赤字、平成19年度が1,655万9,000円のまた経常赤字、平成20年度が206万6,000円の経常黒字、平成21年度が43万4,000円の黒字というふうになっております。

平成11年度から国民宿舎くまがわ荘をくま川下り株式会社へ委託してからは、会社経理の観点から決算における損益計算書並びに貸借対照表は会社の全体経費で報告しておりますが、事業概要と主な収入状況はそれぞれ、球磨川下りの遊覧船事業、国民宿舎経営による宿泊事業、売店物販販売やラフティング等のその他の事業の分類でこれまでも事業実績を報告しております。会社としての一本化された決算報告になるため、平成18年度からの指定管理後の国民宿舎くまがわ荘だけの詳細な経理状況や決算状況については今まで報告できておりませんが、国民宿舎くまがわ荘の歳出経費に組み込まれた本社の人件費及び一般管理費の一部など、この本社経営費を除いた国民宿舎くまがわ荘だけの経費を試算してみますと、平成19年度を除いて一定の経常利益、黒字を計上していると考えております。しかしながら、あくまでも国民宿舎くまがわ荘はくま川下り株式会社へ指定管理していることから、国民宿舎くまがわ荘の経営も会社全体の経営の一部となりますので会社全体の経営分析を今後も行いながら健全な経営に努める必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） これはくま川下り株式会社のことですがけれども、会社全体の経営分析の中では今、先ほど部長が答弁されたような状況ですがけれども、ただ、今からのそういったくま川下り株式会社が自助努力をして経営をきちっとした黒字経営のほうに取り組んでいくためにはやはり全体的な経営分析も必要でしょうけれども、それぞれの部門ごとの経営分析をきちっとしていくことも私は必要なのかなと思っております。そういった一つ一つの部門ごとの経費をきちっと分析をすることによって、さらにどこに力を入れなければいけないのか、どこが赤字になっているのか、どこが黒字になっているのか、そういったところを分析することによってよりよくくま川下りとしての発展性が出てくるのかなと私は思うところであります。

それで今の、例えば部長の答弁を聞いた中では、例えば国民宿舎を3年間指定管理をして今後こういった指定管理を外すというようなことに例えばなった場合に、国民宿舎の宿泊事業部門というのがくま川下りの経営から外れますよね。そうした場合に考えてみますと、今の話の中では国民宿舎の部門についてはきちっと経常経費としては黒字経営で出しているん

だ、その中からくま川下りの本社の役員の給与等もまかなっているんだというような話を聞いた中では、例えば国民宿舎部分の事業だけをもし抜いてしまったらば実質的には今のくま川下り株式会社としては赤字経営をしているのかなというふうに考えるところもあるわけなんです。そういったことで果たしていいのかなとちょっと思うところもあるわけですが、そういった今からの分析のあり方、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

くま川下り株式会社は本市の観光産業を担う会社として経営の安定化と多角化を目的に、国民宿舎くまがわ荘の経営を受託したわけでございますので、くま川下り株式会社の基幹部門である遊覧船事業、球磨川下りの乗船客が減少している状況の中で、宿泊事業が仮になくなった場合を想定した場合に、現在の組織体制を含め大規模な経営改革が必要になるということが予想されます。しかし、くま川下り株式会社は市が50%出資している三セクの法人でもございますので、その経営の安定化を図ることも市としての努めであるというふうに考えております。また、天候に左右されない収入源の確保など、経営の多角化も十分検討していかなければならないというふうに考えております。

この3年間の指定管理期間中も常に経営改善策を図りながら、先ほど述べましたように幾つかの選択肢を十分に検討し、指定管理者とともに十分協議した上で明確な計画を立案して、今後のくま川下りあるいは国民宿舎の方向性を定めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） ぜひ、市民が納得できる方向性を慎重に検討しながら導きだしてほしいと、そういうふうをお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時25分 休憩

午後4時37分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。私もまずもって今月で勇退される職員の皆さん方に御苦労さまの言葉をおかけしたいと思います。ここ数カ月は皆さんは銀行員に追いかけて回されることと思います。御同情を申し上げます。

今回は2点ほど通告しております。1点目は市町村合併問題についてでございます。2点目は入札関係についてでございます。それぞれ一般質問の通告書の要旨に沿って質問したい

と思います。

では、通告に従いまして質問いたします。1点目の市町村合併問題についての質問でございます。昨今の経済状態の中でなかなか安定的な財政状態が望めない、また硬直化し、緊縮した財政運営を強いられている人吉球磨地方の自治体、また少子高齢化が進み、過疎化の中で非効率的運営が目立つようになってきた行政運営と人吉球磨地方を取り巻く情勢は大変厳しくなっておりまして、そういう中で、人吉市町内会長嘱託員連合会と人吉市衛生員連合会から人吉市議会に出された議員定数問題を初めとする要望書も出されたものと思っております。平成20年6月の熊本県議会の溝口幸治議員の一般質問に対し、蒲島県知事は、「私が汗をかいて議論が進むならば、地元市町村に直接働きかけたい」とし、合併推進に積極的にかかわる姿勢を示し、合併問題は小規模の市町村の行財政基盤の強化に極めて有効な手段とした上で、人口10万人超の人吉球磨地域が一体となり、人吉藩を復興する気概で合併に取り組むことを期待すると述べたとございます。

田中市長は、この市町村合併問題に対して、平成19年6月の議会における村上恵一議員及び平成20年6月の松岡隼人議員の一般質問に対し見解を述べられております。村上恵一議員の一般質問に対しましては、市町村合併に対して広域的なまちづくりをめざす観点から、将来的には人吉球磨地域が一体での合併が必要であると、しかしながら現状は合併推進への動きは見えない、今後国・県の動向を見極めながら対応したいと、まずは町村の皆様方の考え方をもう一度聞き直したいと答弁されております。また、平成20年6月の松岡隼人議員の一般質問に対しては、今後は合併という手法だけにとらわれることなく、まずは企業誘致を初め観光宣伝、観光浮揚のための組織の検討など地域振興の発展に寄与するさまざまな浮揚策や地域課題に対しまして、人吉球磨10町村が一体感を持って力を合わせて全力で取り組んでいくことが重要であると答弁されております。

そこで、村上恵一議員、松岡隼人議員への答弁を踏まえましてお尋ねしますが、この4年間合併問題に対し、国及び熊本県より何らかのアプローチがあったかどうか、また町村の動きについてお尋ねします。それと、町村の意見を聞かれたことがあるかどうかもお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この4年間、合併に対し国及び熊本県から何らかのアプローチがあったかどうかという質問でございますが、国からは特に強い呼びかけはないところでございます。次に、熊本県におかれましては、平成19年度から20年度にかけて計5回開催されました基礎自治体に関する勉強会や基礎自治体のあり方を考えるトップセミナーの開催などにより合併に向けての推進が図られてきたところでございます。また、熊本県知事からは会議の折に、懇談の中で市長に対し、合併の推進を図ってほしいと呼びかけはあっているということでございます。

2点目の町村の動きについてということでございます。町村からのアプローチについての

御質問でございますが、町村からのアプローチは現在までない状況でございます。

次に、町村の意見を聞いたことがあるのかという御質問でございますが、先ほど申しました基礎自治体に関する勉強会を通じて、市長におかれましては御意見をお伺いされております。その中で、それぞれの町村で大きな課題を抱えておられまして、例えば国における五木村への生活再建補償法案の見送りや川辺川ダム利水事業問題などがございますが、そういった状況にありまして現在までのところ合併に向けた周辺市町村の具体的な動き、機運は見られないと聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） 2回目でございますが、先の6市町村での合併問題が人吉球磨地域合併任意協議会を設立、その後相良村と人吉相良合併協議会という法定協議会まで立ち上げられたわけでございますが、その後、相良村長より合併協議会長宛に脱会申出書が提出され、人吉市議会でも人吉相良合併協議会の廃止についての議案を全会一致で可決した経過がございます。

そこで、田中市長は、先の合併問題の経過の中で何が一番合併を阻んだハードルだったと思われるのかお尋ねします。それと、さきに5町村で合併したあさぎり町の合併についてどのような感想を持っておられるのか、ほかの町村についての評価がなかなか難しい面もあると思いますが、あさぎり町の合併も含め平成の大合併についてどのように評価されているのかお尋ねします。

ところで、下球磨消防組合のほうも熊本県の30万人圏域構想のもと、平成25年をめどに八代郡市、葦北郡、人吉市、下球磨それに上球磨と広域合併をスタートさせる予定でございます。田中市長は、過去の発言では幕藩体制時代の相良藩に戻る必要があるのではないかとというふうに言われております。私は幕藩体制時代の相良藩に戻るという言葉には違和感を覚えますが、もちろん市町村合併の規模の範囲を田中市長流の言葉のあやで、幕藩体制時代の相良藩の支配地域になぞらえて言われたもので、現在の人吉球磨地域の1市4町5村を指すものと思います。さきの合併は人吉市、錦町それに相良村、五木村、山江村、球磨村の1市1町4村で合併を目指したものであったと思います。イメージといたしましては下球磨消防組合単位であったろうと思います。田中市長は、市町村合併についてどのような規模、組み合わせが現実的な合併と考えておられるのかもお尋ねいたします。

また、平成の大合併以降どのくらいの市町村合併が行われたのか、その合併の方法等々もお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

過去の合併問題において何が合併を阻んだハードルだったかと思われるかという御質問でございますけれども、当時の相良村長の言葉によると、自治体の規模の格差などによる1市

1村の合併への不安や、電算システムの統合化基本方針に関する協議をめぐりシステム開発スケジュールに関して異論があるということで、相良村長から法定協議会離脱の意向がなされたと聞いているところでございます。

また、あさぎり町の合併についてどのような感想を持っているのかという御質問でございますが、あさぎり町長は大変頑張っておられますけれども、合併時に策定されました財政計画も三位一体の改革などにより大幅に見直しが必要になるなど、非常に財政運営に苦慮されていると聞いております。また、あさぎり町議会の平成20年12月議会一般質問において、あさぎり町長の御答弁の中でも「総括的に言えば予想以上に周辺部の元気がなくなってきていると思う。」とおっしゃっておられ、あさぎり町における地域間格差という問題が生じているようでございます。また、あさぎり町の合併も含め平成の大合併についてどのように評価しているかという御質問でございますが、平成の大合併についてということでお答えいたしますと、先ほどのあさぎり町長の御答弁にありましたように、中心部と周辺部においてのにぎわいに大変格差が生じてきている現状など、合併した自治体によっては地域間格差を生み出しているところもありようでございます。

また、財政問題につきましても合併当時に見込まれていた財源について、三位一体の改革により地方交付税は大幅に削減され、財政力が弱い地方の自治体にとっては税を初めとする自主財源の確保が困難となり、合併後の財政計画の見通しにつきまして結果的に非常に甘いものになってしまい、大変苦慮されている自治体もあると聞いているところでございます。したがって、果たして平成の大合併が効果的だったかどうか、評価するにはまだかなりの時間を要するのではないかと感じているところでございます。

また、合併についてどのような規模組み合せが現実的な合併と考えているかという御質問でございますが、過去にも御答弁させていただいているとおり、人吉球磨が一体感を持って力を合わせ全力で取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。ただ、平成の大合併は政治主導で行われた感は否めず、合併特例法に基づくいわばアメとムチによる合併促進であったといっても過言ではないと私自身思っているところでございます。やはり地方の自治体は財政的にも疲弊しており、非常に弱い財政力同士の自治体が仮に一緒になっても、やはりその状況は打破できないといった負の連鎖を招くのがすべてであったと、合併市の首長さんたちと九州市長会でお話させていただいたところでございます。かといって合併を考えないということではございません。私自身、この問題を今一度大局的な観点から見つめ直してみたいと思うわけでございます。当面は、合併よりも広域的な連携で重要課題を処理していくべきだと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをいたします。

平成の大合併後どのくらいの市町村合併が行われたのか、その合併の方法はどうだったの

かという御質問でございます。

平成の大合併とは、平成11年4月1日から22年3月31日までの全国的な合併推進でございますが、平成11年3月31日現在で、全国で3,232市町村がございましたが、平成22年3月31日現在では1,727市町村となっております。平成22年3月末市町村合併特例法の期限が切れた以降、現在まで全国の市町村で合併は行われていない状況でございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） 3回目でございますが、私は人吉球磨の各自治体の財政状況が似たり寄ったりの中で、行財政改革への要求は住民のマグマとしてたまっているものではなかろうかと思っております。現に人吉市議会の定数削減を受けて、ある町村でも住民の中に人吉市と同じ動きがあるように聞いているところでもございます。私たち議会人も真剣にこの合併問題に取り組んでいかなければならないと思っているところでございます。

ところで、田中市長は市長就任以来この4年間合併問題についてあまり発言されてこれませんでした。そのことが合併について消極的との感が否めません。また、合併の問題を広域連合にすりかえておられるように思います。来月に改選が行われます選挙でどなたが人吉市長になられるかわかりませんが、市長としての答弁は拘束力また一貫性を要求されると思います。そこで、田中市長は再選された場合に、市町村合併で田中市長自身がリーダーシップを取る気概があるのかどうか、お尋ねいたします。また、田中市長が答弁されているように、合併ばかりでなく地域振興の発展に寄与するさまざまな問題に人吉球磨が一体感を持って取り組むことと、広域連合の重要性を答弁されております。それはそれとして大変重要なことだろうと思っております。そのことも並行して実施していただきたいと思っておりますが、やはり合併問題はそれらの問題と根本的に違う問題であろうと思っております。どの首長にもどの自治体にも問題はあろうと思っておりますが、ここはただ一人の郡市の市長として私はリーダーシップを取るべきだと考えております。

今回の市長選に向け、立候補予定の大王議員は田中市長が他の首長との意志疎通はうまくいっていないように発言されたと新聞報道にあります。なかなか自己評価は難しからうと思っております。そしてまた、いろいろな場面で田中市長の手法が独善先行と批判されておりますので、そのことがこの合併問題にも影響するとすれば、それは合併問題に大変なマイナスと考えます。そこで、田中市長とほかの首長の信頼関係、意志疎通はうまくいっているのかどうか、独善先行で聞く耳持たずでは意志疎通も難しいだろうと思ってお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先ほど部長も答弁をいたしましたけれども、すべての9の町村の首長の皆様方にお尋ねをしたところでございますが、合併に向けてはその機運にないというお答えでございました。しかし、市町村合併で人吉市長がリーダーシップを取る気概があるかどうかという御質問で

ございますが、市民の皆様方が合併にどれだけ理解を示していただけるのか、またそういう思いがおりになるのか計り知れない状況でございます。私自身、市町村合併は地域主権の推進、住民生活圏の広域化、少子高齢化の進行、国・地方を通じた厳しい財政状況等により地域主権時代における地域の自立を確立する観点から重要な課題として認識をいたしているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、大局的な観点から見つめ直したいと存じております。

また、人吉市長と他の首長の信頼関係、意志疎通はうまくいっているのかどうかという御質問でございますが、意志疎通はうまくいっていると存じております。また、球磨郡との連携は取れていないとの御批判もあるようでございますが、例えば長年の課題でありましたカルチャーパレスの運営に関する諸問題の解消や、くま川鉄道株式会社これの経営安定化を図る基金にかわる新たな支援システムでございます人吉球磨交通体系整備助成金の創設など一致団結して人吉球磨の難題に今取り組んでいるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） 田中市長は平成の大合併の効果に疑問を抱かれ、そのことが合併をちゅうちょされているように見えますが、平成の大合併を教訓としてやはり蒲島県知事の発言がありますように、合併を推進することが小規模の市町村の行財政基盤の強化に極めて有効な手段だろうと思います。来期どなたが人吉市長になられましても他の首長との意志疎通を図り、独善先行のそしりを受けることなく人吉の市長としてリーダーシップを取っていただきますように要望しておきます。

2点目でございますが、日本の景気の低迷も相まって人吉の近年度の予算でも恒常的な経常支出が多くなり、硬直化した予算の中でなかなか公共工事に予算が回せない。都会と違って絶対的雇用の場がない、企業誘致も進まない、そういう中で人吉の雇用、特に若者の雇用の受け皿となってきた建設業が苦心しております。年度末の予算でこの二、三カ月は仕事があるものの、新年度の4月からは仕事が途切れるといった状態を戦々恐々としているといっても過言ではないと思います。よく日本のマクロ的経済を論じる中で、過去の景気刺激としての公共工事への投資が本当に日本の経済発展に寄与したのか、国の国債の累積債務の増大を招いたばかりではないか、将来への負担を招いたばかりではないかという見方がばっこしておりますが、これは私は一方的な見方であろうと思います。少なくとも地方においては若者の雇用が増大したし、都会よりおくられていた多くのインフラが整備できたものと思います。公共工事へ投資された借入金いわゆる建設公債でのインフラ整備は、現在の私たちがそのサービスを楽しむばかりでなく次の世代もインフラ整備の恩恵を受ける、つまり次世代の人たちも応分の負担をしてもらうことに、合理的な考え方から建設公債の発行が行われてきたものと思います

また、そのインフラ整備で経済の発展が望め、税収の増が望めるといったことや経済の再生産につながるということも望めるものと思います。一方、現在マスコミ等で将来にツケを残すと、声高に言われております借入金、いわゆる赤字国債は建設国債とは性格的に違うものであろうと思います。建設国債はその性格上、法律で認められた公債であり、赤字国債は税収不足を補うための緊急的措置の公債であらうと思います。要は赤字国債の大部分が福祉社会保障に回され、現在の世代のみが享受するサービスを現在の世代が完結しなければいけない問題を次世代の人にも負担をかけている、先送りしているところに問題があるとこのように私は思っております。その最たるものが、現政権が押し進める現金給付のばらまきであらうと、このように思っています。

以上のことから、私は公共工事が国が抱える累積債務の増大を招いたとか、将来への負担を招いたばかりではないかという見方には断じてくみすることはできません。膨大な赤字国債の解消は、社会保障的経費を含む現代の世代が享受するサービスのツケを次世代に回さないことが重要だろろうと思っております。私は、人吉はまだまだ公共工事はおこなっている、インフラ整備はおこなっているとの思いであります。そして、何といたしましても若者の雇用が緊急の課題であると思っております。

そこでお尋ねいたしますが、人吉市の公共工事の予算はどのように推移しているのか。それと建設業者は工事を落札するために必死の思いで積算をやっていると思っております。しかし、ここ数年公共工事の入札で不落する業者が多いと聞いておりますが、その原因について、どう思われているのかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、公共工事の予算はどのように推移をしているのかという御質問でございますけれども、毎年行っております決算統計における投資的経費の普通建設事業費の決算の推移でお答えをさせていただきたいと存じます。本市の決算統計における投資的経費の推移を見ても、普通建設事業における支出が平成18年度で約29億5,000万円、平成19年度で約21億2,000万円、平成20年度で約16億4,000万円、平成21年度で約14億9,000万円の傾向でございますが、平成22年度につきましてはまだ決算数値が出ておりませんので3月補正予算後のベースで約29億9,000万円となっております。

2点目の不落の原因について、どのように考えているのかという御質問でございますが、不落の原因につきましては種々の要因が組み合わされて発生しているというふうに思いますが、不落となったものについて分析と施工業者への聞き取り等をもとに考えますと、一番の原因は工種、現場の状況、見積価格等について、市と業者の方々の考え方によりまして差異が生じ、市が積算した価格と業者の方が積算した価格に開きがあると考えております。

また、小規模な工事で現場が離れている場合、また数箇所の現場がある場合につきましては不落となるケースがあるようでございます。このような状況は、業者の方々にとっては社

員の技術者が限られた状態でございますので、できる限り利益率が高い工事を受注したいということが背景にあるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） ただいま答弁されましたように、18年度と21年度では15億円も減っているというようなことでございます。そしてまた、不落の原因では市と業者の積算の違いを言われました。いわゆる小規模な工事で現場が離れている場合、また数箇所の現場、それからまた隣接した現場について経費の計上等に違いが生じやすい、この辺をもう少し経費の向上等で考慮していただければなど、このように思っているところでございます。

2回目でございますが、いわゆる物価動向、資材購入等につきまして大手ゼネコンが購入する価格と地方の価格が乖離しているとの話もございます。また、経費の積算についても現場の状況を反映していないという話をよく聞きます。そこで、人吉市の公共工事の積算、設計価格の見積もりはどこで行われているのか、その見積もられた設計価格は現状の、特に地方の価格を適正に反映しているのか。特に経費の積算について、チェックはどういう体制で行われているのかお尋ねいたします。

また、入札後、現地と設計金額に工法等で歩掛かりに差異が見られるようなときには、設計金額の変更ができるのかどうか、現在はどのような形で対処しているのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

1点目の公共工事の積算、設計価格はどこで行っているのかとの御質問でございますが、工事の積算につきましては各事業を所管する担当課またはその各事業を所管する課から設計依頼を受けた課で行っております。

2点目の設計価格は公共工事の積算というふうなことでございますが、公共工事の積算につきましては積算の歩掛かりというものがございまして、土木工事におきましては熊本県土木部から出ております土木工事積算基準書を用いまして積算を行っております。単価につきましても同じく熊本県土木部から出されております統一単価の中には地域単価がございまして、生コン、アスファルト合材並びに砂等の骨材につきましては人吉球磨管内の山間部と、これは五木でございますが、とその他の地域とにそれぞれ単価が決められておりますので、工事施工場所によりその地域単価を使用することとなっております。県の統一単価にない場合は、経済調査会発行の積算資料及び建設物価調査会発行の建設物価の単価を使用するとともに、特殊単価につきましては見積書を徴収し、使用するようになっております。

それから3点目の経費の積算のチェックにつきましては、積算を行う担当課で設計担当者以外の職員及び担当係長、課長が行っております。

4点目の設計と現場での工法等の歩掛かりの差異が発生した場合には設計金額の変更ができるのかとの御質問でございますが、設計を行う際、現場の調査測量を行って設計を行って

おりますが、実際に工事に着手した際、現場状況が設計とそぐわない場合も発生してまいりますので、その際は現場状況にあった歩掛かり及び単価等の変更を行っておりまして、現在もそのように対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） ただいまの答弁で設計価格は適正であるというような答弁だったろうと思います。3回目でございますが、ここ数年の公共工事の落札率はどのようになっているのか、またいつごろから入札で不落が出るようになったのか、何件くらいの不落があったのか、不落があった入札は経過としてどうなったのか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の落札率につきましては平成17年度の全工事の平均落札率が約98%でございます、18年度が約97%、平成19年度以降は20年度、21年度、22年度の今年度の2月15日前の契約分までで毎年それぞれ約95%となっております。

2点目、3点目の不落はいつごろから出るようになったのか、またその件数はということでございますが、平成17年度は不落はございません。18年度が1件ございまして、19年度から不落となるケースがふえ始めまして、平成19年度は6件、平成20年度が8件、平成21年度が10件、平成22年度が2月10日現在で14件の不落の入札が生じている状況でございます。

4点目の、不落の場合はどのような処理を行うのかという御質問でございますが、その場合は人吉市工事入札事務処理要領によりまして直ちにその旨を担当課に通知し、関係書類を返却をいたしております。担当課では関係書類が返却されたときは、当該工事の施工方法の妥当性、設計書及び仕様書等につきまして違算等の有無を調査検討を行いまして、その積算について妥当であるときは当該工事の指名がえを行い、再度の指名競争入札を執行をいたしております。また、その積算が妥当でないと判断された場合には直ちに設計変更を行い、原則として指名業者につきましては変更することなく再度入札の手続を行い、指名競争入札を執行することとなります。

以上、お答え申し上げます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） 4回目でございますが、近年、業者の見積価格の積算技術が向上いたしまして役所の設計価格とあまり変わらないほどの見積もりができるところまできております。公表されている物価動向、経費率が同じなら役所の設計価格も業者の見積価格も同じになるのが自然でございます。しかしながら、落札時の予定価格が発注者によって故意に低く設定されることにより業者の見積もりと隔たりが発生することになります。この発注者によって故意に低く設定される価格分をいわゆる歩引きといわれているのは御承知だろうと思いますが、先ほどの答弁で設計価格の見積もりは手順にのっとっているとの答弁でございませ

た。設計価格は適正であると答弁されたと思います。

その設計価格から歩引きして、落札時の上限価格をいわゆる予定価格としておられると思いますが、この設計価格から歩引きして予定価格とする、その歩引きとされる根拠はどこにあるのかお尋ねいたします。適正に見積もられたと言われる設計価格を故意に引き下げるのは発注者の横柄ではございませんか。みずから設計価格の適正な価格を否定することになりはしませんか。予定価格内で業者が落札できるように入札価格を下げる努力、これは企業努力の範疇でしょうが、しかしながら発注者が積算の根拠もなく歩引きすることは、例えば悪いですが発注者による業者へのピンハネではないでしょうか。このように勝手に発注者が価格を下げるこの歩引き制度を廃止することはできないのか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の予定価格の設定につきましては、人吉市契約規則第16条第3項に基づきまして取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮いたしまして適正に定めているところでございます。

次に2点目のいわゆる歩引きにつきましては、県内の市町村におきましても7割以上の自治体におきまして実施をいたしている状況にございますが、これからも工事内容に応じて適正に予定価格を算定していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） 5回目でございますが、歩引きの廃止についての質問、坂崎総務部長には答弁が難しいだろうと思います。そこで、直接市長にお尋ねしますが、この歩引き制度を廃止することはできないのかお尋ねいたします。ただいまの説明でも何の法的根拠もないようでございますが、廃止しない場合はその説明をどのようにされるのかお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

いわゆる歩引きにつきましては先ほど総務部長が申しあげましたとおり、さまざまな要素を総合的に判断して適正に判断していきたいと考えております。厳しい予算計上の中で、市長としましても経済性を確保していくことも考えていかなければなりません。少額の工事につきましては歩引きをしていない工事もございますが、取引の実例価格、需要、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、他市の状況、落札率の状況も確認していきながら、また必要とあらば入札監視委員会にも相談することも検討していきながら、適正に予定価格を算定していきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） 私はなんの法的根拠もない、また、たまには疑惑を持たれる歩引きを

廃止するべきと思いますが、ただいまの市長の答弁のように市長の裁量権として続けるのであれば、関係団体ばかりでなく市民にも納得いく説明をする必要があると思いますし、入札監視委員会の意見もぜひ聞いていただき、その結果の公表をお願いしておきたいと思います。

6 回目でございますが、予定価格の事前公表についてお尋ねいたします。近年予定価格の事前公表はよく話題になっておりますが、予定価格の事前公表についてどのような経過のもとに公表されるようになったのか、その予定価格の事前公開のメリットとデメリット、どのくらいの自治体が公表しているのか、人吉市として予定価格の事前公表に対してどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

また、導入についての考えがあるのかもお尋ねいたします。その場合、方法といたしまして発注金額高による事前公表があらうと思いますが、この発注金額が一定以下のものによる事前公表についてもお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の予定価格の事前公表が導入された背景には、予定価格の漏えいによる数々の不正事件等が発生したことが背景にあると思われまます。

2 点目の予定価格の事前公表のメリットとデメリットにつきましては、メリットといたしましては不正な入札の抑止力、予定価格の漏えい等の不正行為の防止、入札契約にかかわる透明性の確保などが上げられます。デメリットといたしましては、予定価格が目安となり競争力の低下、落札率の高止まり、談合の助長、建設業者の見積もり努力を損なわせることなどが考えられます。

3 点目の国・自治体の公表状況でございますが、平成22年9月1日現在におきましてすべての国の機関では事前公表は行われていない状況でございます。都道府県におきましては事前公表のみが20自治体、事前公表及び事後公表の併用が16自治体、事後公表のみが11自治体でございます。熊本県内市町村45自治体につきましては事前公表のみを実施しているところが33自治体でございます。事前公表と事後公表の併用が3自治体、事後公表のみが9自治体となっております。

4 点目の事前公表についてどのように考えているかという御質問でございますが、やはり先ほどの予定価格の事前公表をすることのデメリットとして考えられます点を心配しております。

5 点目の導入については、今のところ考えていないところでございます。

6 点目の、工事発注金額の一定以下のものについて事前公表をすることはできないかという御質問でございますが、少額の工事につきましてはどのような落札率になるのかの推移を見ながら、また競争力を高める施策も考慮しながら試行をしていくということも検討をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） 7回目でございますが、ただいま発注金額が一定以下による事前公表は検討するとの回答でございました。ぜひ導入の方向で検討していただきたいと、このように思っております。

次に、公共工事の継続的技術力、品質管理の維持向上の観点からお尋ねいたします。私は将来も恩恵を受けるであろう、また次世代が負うインフラ整備の負担を軽減するという意味から、そして若者の雇用の受け皿として安定的継続的な公共工事の発注は必要であろうと思っております。この安定的継続的公共工事の発注なくしては建設業者の技術力も品質管理能力も維持できなくなり、ひいては高コスト、公共工事の品質低下を招き、市民の税負担に跳ね返ります。また、近年の公共工事の減少が建設業者の撤退や体力減少が人材や建設機械の保持を難しくし、いわゆる災害にすぐ対応できないといった事態が発生しております。ことしの冬、東北・北陸地方を襲った豪雪の除雪作業では、身近な建設業者の人材と機械力が不足し、マスコミ等では災害対応空白地帯なる言葉で紹介されております。人吉も災害時、特に水害、土砂災害、それに災害復旧に頼りになっているのが建設業者の人材と機械力でございます。この建設業者が当てにならなくなった場合、当然行政で補完しなければなりません。結局は市民に大きなツケが回ることとなります。

そこで、業者の継続的技術力の維持向上の観点からと、それに災害対応空白地帯をなくすために公共工事の一定の発注高確保は必要であると思っておりますが、このことに関してどのように思っておられるのかお尋ねいたします。

また、人吉市は建設業及び管工事業と災害協定を締結されております。災害時に出勤及び待機要請を行った場合等の人件費、特に待機時間や時間外等経費、それに出勤時の災害補償についても明確にする必要があろうと思っております。公共工事の減少により以前の体力がなくなっている建設業の企業努力にも限界があろうと思っておりますので、お尋ねいたします。

一方、この発注者側も継続的技術力の維持と技術力の向上なくしては日進月歩の技術力に対応できなくなり、公共工事の品質低下を招き、それが市民の高コストにつながるといったことも想定されるところでございます。技術力、品質管理の監督管理を行う技術職員の確保は継続的に行われていく必要があろうと思っております。

そこで、現在、技術職員の人数と配置、及び年齢構成はどうなっているのか。技術力、品質管理の面から不安はないのか。近年の技術職員の採用状況はどうなっているのか。また、技術職員の意見は尊重されているのかについてお尋ねをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えいたします。

質問項目が多いので、多少時間を要しますがお許しをいただきたいと存じます。

1点目の継続的な公共工事の必要についてでございますが、議員がおっしゃいますように継続的な公共工事の必要性を感じているところでございます。特に、これからは道路、橋梁、

学校、市営住宅、上下水道等の公共土木建築物等の長寿命化のための維持・整備が中心となってきますので、できる限りの財源を確保しながら公共工事の安定的な、継続的な実施をしてまいりたいというふうに存じます。

続きまして、災害協定を締結しております内容等についてのお答えをさせていただきますが、まず災害協定を提携しております人吉市建設協会、人吉市管工事協同組合、人吉球磨塗装組合、人吉市電気工事協同組合、人吉市下水道排水設備組合の皆様を初め市内の建設業各位におかれましては、日ごろから本市の地域防災に多大なる御協力を賜っておりますことをこの場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

さて、議員の御質問の災害協定に伴う災害時の出動、待機にかかわる人件費及び災害補償についてでございますが、各協会と提携内容が若干異なりますので、例として18年5月に人吉市建設協会と締結しました大規模災害時の支援活動に関する協定をもとに御説明をさせていただきますと存じます。まず、支援活動といたしましては、市が管理する公共土木施設の被害情報の収集、報告及び簡易な応急措置、そして市が緊急に行う必要があると認め、指示をする応急措置となっております。また、支援活動に要した費用負担といたしましては、市が指示した応急措置につきましては市で負担し、その他被害状況の収集報告及び簡易な応急措置は人吉市建設協会が負担することになっております。費用の積算につきましては、熊本県土木部実施設計単価表に基づき、お支払いすることになっております。災害補償については支援活動中に事故があった場合は、会員企業の責任において対処していただくことになっております。

次に、内水排除ポンプ設置に関する要請でございますが、毎年人吉市建設協会を初め市内建設業者に御協議をいただき、水害の防御に努めているところでございます。球磨川等の水位が一定基準を超えたとき、また超えるおそれが高まったときに担当業者へ内水排除ポンプの設置要請を行っております。連絡を受けた担当業者は休日、夜間を問わず、また大雨や風が強い日など悪天候な中でも対応していただいているところでございまして、ポンプや発電機の手配、設置、稼働操作、撤去までの作業を行っていただいております。これらにかかわる費用はポンプ使用としてお支払いをしており、積算として機械のリースは市場価格で積算し、機械の運搬費、取り付け撤去の作業労務費、現地待機中の労務費は県の実実施設計単価をもとに積算をしているところでございます。この内水排除ポンプ設置業務は各業者におかれましても大変御苦勞が多いことと存じますので、業者の方の業務負担が過大にならないよう見直してまいりたいと存じます。引き続き市民の安全・安心のために御理解と協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、技術職員についてでございます。まず、技術職員の人数の配置についてお答えいたします。現在、地方公務員法の改正により、技術吏員、事務吏員の区別がなくなり一様に職員となっておりますので、ここで言う技術職員の定義につきましては採用時に土木及び建

築の技術職で採用した者、事務職で採用されたが現在は土木及び建築にかかわる業務を担当している者とさせていただきます。ついては部課長等の管理職や現在技術職としての業務を行っていない者も含んでおりますので御了解をいただきたいと存じます。部局ごとの配置人数を申し上げますと、市長公室に土木1人、経済部に土木3人、建設部に土木15人、建築5人、水道局に土木7人、教育部に土木1人と建築1人、計土木が27人、建築が6人でございます。また、これらの年齢別構成を見ますと、土木については50代が10人、40代が5人、30代が6人、20代が6人の計27人でございます。建築については50代が1人、40代が1人、30代が2人、20代2人の計6人でございます。

次に、技術力品質管理の面から不安はないかということでございますが、まず基本的な知識、技能などにつきましては、専門の学科を修了し、競争試験をクリアしてきた職員を採用しておりますし、中には入庁前に民間企業での職務経験などを持つ職員がおりますので各職員とも既に入庁時点では相応の技術力を保持しているものと考えております。その点においては不安はないところでございますが、一方で複雑な現場の状況や求められるニーズを踏まえた公共工事の設計、施工監理ということにつきましては、やはり職務経験の積み重ねによって実務能力が培われるというところがございますので、そういうところがあると考えております。これらについてやはり担当工事の件数や難易度といった現場経験が必要でございますので、近年のように工事数が減少してまいりますと職員一人一人の経験の蓄積がやや不足するといったことは否定できないというふうに考えております。ついては、これらの対応につきましては、大卒程度の技術職採用試験の実施など高度かつ専門的知識を持つ職員を計画的、定期的に採用するなど人材確保に努めるとともに、現場経験と平行して研修期間での専門研修を受講させたり、さまざまな工種工法や事務職経験など多様な経験を積ませるために定期的、計画的な人事異動などにより今後とも技術職員の人材育成に努め、技術力の向上、品質管理を図っていく必要があると存じております。

次に、近年の技術職員の採用状況でございますが、過去10年間、平成13年度以降でございますと、まず土木につきましては平成14年度に1人、15年度に1人、16年度に2人、19年度に1人の計5人でございます。次いで建築につきましては平成21年度1人でございます。特に平成17年度以降は定員適正化計画の実施期間でありまして、全庁的に採用抑制、人員削減を図ってきたところでございますが、技術職を各1人ずつ採用するなど計画的、定期的に技術職員を採用してきたところでございます。

最後に、技術職員の意見は尊重されているのかということでございますが、技術職員に限らず人材育成の指針であります人材育成基本方針にはあらゆる職種、職階の意見を反映させておりますし、自己申告書、各種ヒアリング、職員アンケート等によりできるだけ職員の多様な意見、要望などを聞きながら、限られた予算、人材の中で人事管理や人材育成を進めているところでございます。ただ、研修等については研修担当部署でも各部局でも相応の予算

を確保しているところではございますが、人員配置については現場の意見、要望どおりにいかない部分があることも事実でございます。なお、ここ3年間は保健福祉系の専門職の採用を進めておりましたので土木等の技術職の採用はございませんでしたが、平成23年度は退職や昇任等に伴う補充の観点からこれら技術職の採用計画を検討しているところでございます。

大変長くなりましたけれど、以上でお答えとさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） ただいまの答弁で、技術職員の数、水道局に土木7人で言われたと思いますが、7人でよろしいのでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君） 水道局に土木は7人でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 12番。田中哲議員。

○12番（田中 哲君） いずれにしましても、人吉市建設協会と締結した協定も5年近くになるうとしております。まずは、協会の意見を聞いてみることも必要であろうと思っております。また、技術職員の確保は現場の技術力、品質管理の監督管理の面から大変重要であると思っておりますので、継続的な確保が行われますように、それとシャイな技術職員の要望等に配慮いただきますようお願いしておきます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後5時45分 休憩

午後5時58分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）（登壇） お疲れさまです。本日最後です。10番議員の福屋です。まず初めに、3月31日をもって退職される議場でお互いにいろんな議論をしてきました椎葉経済部長、山上建設部長、荒巻市民部長、深水市長公室長、多武水道局長、大石会計管理者、小林教育部次長、宮原建設次長、大変お世話になりました。また、職員の方も大変お疲れさまでした。また、私8年間大変心からお世話になりました永田正二議会事務局長には残り少ない時間ではありますが、まだまだ勉強をさせていただきたいなとお願いをしておきたいと思っております。また、人吉市の発展のために皆さん御尽力をいただきますようお願いをし、通告に従いまして、一般質問をしてきたいと思っております。

まず初めに、通告ですが、1点目に、人吉市消防団ということで消防隊について、機能別

消防団員制度について、非常時メール送信について。2点目に、学校教育から、学校林について。3点目に、市民の声からということで積雪対策について、質問をしていきたいと思えます。

まず初めに、人吉市消防団組織として、消防隊についてですが、これまで非常時のメール発信について、前回平成20年3月議会でも質問をしております。広域消防から一番に情報が入ってくる総務部であります。この指令が入ってきてから、非常災害とか出動が出てくるときにゼロ番隊を市役所内に設置してもらえんかなということを提案しておりました。そこで、現在の消防団の定数と実動人員はどのように変化しているのか、また当時市職員67名が団員として参加をされておりましたが、現在市職員で何人の方が団員として参加をされておられるのか、まず初めにお尋ねをしておきます。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは御質問にお答えいたします。

人吉市消防団の定数は現在512名でございます。これは平成8年の組織再編時に定めたものでございまして、変わらず現在に至っております。実員数は現在平成23年3月1日現在で452名でございます。また、市役所に勤務している消防団員は、同じく3月1日現在で70名でございます。この中には女性消防隊員8名を含んでおります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 平成8年から512名ということで変化がないということで答弁をいただいたんですけど、出初め式などに行ったときに年々減っているんじゃないかなということで、定数が減っているんじゃないかなということでちょっとお尋ねをしたんですけど、ただ、市役所のほうの職員の方が2名増加されているということでゼロ番隊にだんだん近づいているのかなということで期待をしているところです。いろんなところに走ると思うんですけど、この三つを同時進行で質問していきたいと思っております。

次に、今回市長の提案のところ提案がありましたように、田野、矢岳、鹿目地域に初期消火・延焼防止に対応していただくための機能別消防団員制度を新設されるようですが、そもそも機能別消防団員制度というのがちょっとよくわからないものですから、その説明をいただきたいと思えます。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えますが、先ほどちょっと説明不足であったかと思えますけど、消防団員の定数というのが512名なんですが、実際にいる消防団員の数は452名ということでございます。

それでは、機能別消防団員制度のことについて御説明をさせていただきます。この機能別消防団員制度は消防団員の確保策の一つとして総務省が考案したものでございまして、団員数の減少に歯どめをかけ、地域防災力の低下を防ぐことを狙いとしているところでございます。地域によってさまざまな形態があろうかと思えますが、今回本市が鹿目町、田野町、矢

岳町の3町内に機能別消防団員制度の導入を検討いたしましたのは、次の理由によるものでございます。

一つ目は、3地区とも消防署からかなり離れておりますので、消防署員の到着までに時間を要するというところでございます。二つ目は、3地区とも現役消防団員はいるものの勤務地が地域外であるため、特に平日の昼間は有事の際の対応に時間を要する可能性が高いということでございます。三つ目は、3地区とも小型ポンプやホースなどの消火資機材を載せた積載車がございまして、何とかこれを活用したいということでございます。

いずれにしても初期消火を迅速に行うことで、被害を最小限度に食い止めることを目的としております。各地区在住の消防団員経験者の方を中心に、今一度地域防災のために力を発揮をしていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 今、答弁をいただいたんですけど、消防署から遠いとか昼間消防団員がいないというようなお話だったんですけど、田野、矢岳、鹿目というところがないということですけど、そのほかにも昼間、消防団いないのはいっぱいあるんですよ。地域で、市内から遠いと言われますけど、田野地域に行くよりも高仁田に行くほうがまだ遠いんです。矢岳に行くとしても途中の大野とかいろんなところもあるわけです。だから、そういうところで地域がいっぱいあると思うんですよ、人吉には。そういうところの安全・安心についてどのように機能別というのが対応するのかなというのが1点です。今、答弁を聞いて不思議に思ったんですけど、その点はどのように考えていかれるんですかね、今後。

○総務部長（坂崎博憲君） 今回の3町内の機能別消防団につきましては、その町内の消防活動について従事をしていただくということが基本でございまして、先ほど申しました積載車も含めまして条件が揃っているというようなことで、順次整備をさせていただいたところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） いろんな意味で、やはりそういうことを考えても広域消防のほうから総務課のほうに情報が最初に入ってきますので、やはり一番最初に入ってくるところで、組織ではないですけど俗にいうゼロ番隊というんですけどね、そこに設置するのが一番いいんじゃないかなということなんですよね。消防に入っておられた方もたくさんおられますので、この70名もおられますので、やはり人吉市の職員が一番に走っていけるような安心・安全をつくるためにも、この中にやはりゼロ番隊をつくるのが私は一番いいということをお考えなんですけど、そのあたりはどう思われているのかなということをお尋ねしておきます。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように、消防団事務をつかさどる市役所には消防署から火災等の第1報が入ります。火災が発生した場合、庁内放送等で情報を受けた市職員の団員は、所属長の許可を受け、自分が所属する消防団の詰め所に行き、着替え等を済ませて現場に向かうというのが通常の流れとなっております。これまでは、市役所に消防車両がございましたのでこのような流れでの対応となっておりますが、ことしの1月、財団法人日本消防協会から本市消防団に多機能型消防車両の交付がございましたので、先日の消防団幹部会議で配備先を協議をいたしたところでございます。その結果、車両は市役所の車庫に格納することとし、平日の昼間、すなわち就業時間内は本庁舎に勤務する市職員の団員がその車両に乗って出動し、休日や夜間は市役所近隣に住む消防団幹部が乗って現場に向かうということに決まったところでございます。

勤務時間内に市職員の団員がこの車両で出動する場合は、原則として火災が発生した地域を管轄する方面隊に所属する団員が乗ることにしております。例えば、東校区で発生した場合は第1方面隊第1分団が出動するということになります。このように、消防車両の交付により、議員のおっしゃるような体制が整いつつございます。現在、校区を基本として市職員団員を3班に分けることを検討しておりますが、部によって団員数に差がございますし、車両に乗れるのは本庁舎及び人吉城歴史館に勤務する団員に限られますので、団員数が偏らないように班編制をしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） ことし、消防協会から多機能型の消防の車両が入ったということで、私もこれを市役所に置かれるんですよという情報をいただいたんです。だから、ゼロ番隊をつくれるのかなというふうな感じでいたんですけど、やはりさっきの多機能と一緒に、市役所の組織も多機能というような格好になりますかね。それか、例えば出て行った場合には職員ですから、その方面隊、方面隊となるんだろうと思うんですけど、とらえ方としてはこれも多機能型消防団員じゃないかなというふうに思っているんですけど、その辺はしっかりやってもらえればいいことであって、このあたりの今後のいろんな人間とか、今度条例に出ていますので、金額とか出ていますが、いろんなことは委員会のほうでいろんな質問が出てくると思いますので、これはそちらのほうで議論していただきたいなと思っております。

次に、そのときに同じようにゼロ番隊をするときにメール送信についても質問しておりましたが、当時の部長から、消防団幹部等に発信しております消防団配信システムにおいては、管理運用上の問題から消防団幹部に限定をさせていただいているとの答弁でした。それで、その後、今後についてはさまざまな意見を伺いながら慎重に検討するとの話でありました。それからもう4年ぐらいが過ぎるんですけど、何のそういう話もありませんし提案もされていないんです。そして、この間にどのような意見の集約といいますか、検討とかそういうの

がされてきたのか。

それとつい最近なんですけど、聞くところによりますと本市からも行っております消防議員さんですね、こちらの方にはメール配信がされているという話を聞いたものですから、消防議員に関してはどちらのほうからか、総務部なのか広域なのか、どこから配信されているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをいたします。

普段発信する緊急情報メールのほとんどは火災の情報でございます。市では消防署からの電話で火災発生の知らせを受けたら、直ちに団長以下消防団幹部70名に火災の種別、現場、状況等を一齐送信をいたしております。御質問の消防団幹部に限定している送信先をその後どう検討したのかということでございますが、一度に大量のメールを送信すると不具合が生じ、緊急情報が流れないのではないかと懸念がございましたので、登録者数のある程度絞るために線引きをしたところでございます。これまでの送受信の状況を見ますと、メールが届かなかったケースの多くは受信者側の設定の問題であったようです。しかし、受信設定の規制を解除しても届かない例が数件報告されていますので、携帯電話会社や情報システム担当に相談し調査を行ったところでございますけれども、問題の特定には至っていない状態でございます。したがって、問題解決に至っていない現状ではこれ以上登録者をふやすことは運用上好ましくないと判断しているところでございます。

なお、消防組合議員に送られておりますメールは、消防本部か人吉下球磨消防本部からのものがございます。こちらは所属消防署員を初め人吉下球磨管内6市町村の団長、副団長、消防組合議員あてに、対象地域や災害規模などにより送信先を選択して発信されているようでございます。管理運営上、これ以上登録者をふやすことは困難であるとの見解を人吉下球磨消防組合からいただいているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 消防議員のほうには消防組合のほうからメールが発信されるということで、市の消防団のほうには市の多分総務課から発信するということですね。庁内に対しては、例えば火災出動とかそういうのがあった場合には庁内放送をされるのかどうか、まず1点だけお願いいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えいたします。

火災の一報が入りますと庁内放送をすぐさま行うような体制を取っているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 消防議員とか消防団あたりには配信がされるし、市庁舎でそういう一

報が入ったら庁舎内に放送がされるということですので、例えば、私の案じゃないんですけど、考え方ですけど、例えば議会事務局大変だと思うんですけど、例えば総務部に、例えば私に送信してくださいよというときにできなかつたらほかの部署ですよ、そこからでも配信できるとかそれができないのかなということなんです。だから、そういう手だてを考えたもらえないのかなと、これはなぜこういう話をするのかというのは、私の家の真ん前に工作車がとまったことがあるんですよ、一回、道の真ん中にあの大型の。それでびっくりしまして、風呂の途中だったもので着がえて外に出たら、天日の水が漏れて、それが煙に見えたということでワンワンやってきたことがあるんですよ。そういうときも町内からいろんな電話が来るわけですよ、近くで、うちの辺りでしょっちゅう火事があったものですから、そのあたりにですね。だから、そういうときに例えばメールを配信をしていただければ町内とか近所だった場合にどこですよというお知らせもできるわけです。それとか、自分の家の近くだったりした場合には手伝いにも行けると思うんですよ、入るなと言いなさっかもしれませんけど、私は一回そのまま、これは実際に入ったことがあります、消防団員が足らずに田んぼの中、PCLというのがありますけれど、あそこで火災があったときには田んぼの中、手伝い、ホースが引けなかったものから入ったことがあるんですよ。

そういうことがあるもんで、できないだろうかということなんです。だから、例えば部長たち、部長が会議がありますので、こういうことで私たちからメール配信できんですかという話があったときに、その中でお話し合いをされて例えばどこかでできますよというような方法を取っていただくというそういうことができないのかなということをお尋ねをしておきます。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えいたします。

地域生活課から消防団のシステムを使いまして流す方法は、先ほど申し上げましたように困難であるというふうな認識でございます。御提案の件は、大変心配されたりということであるということは十分認識できる場所です。議会の事務局の話もされましたので、議会の事務局あたりとそういうことが可能かどうかお話をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 私が言いわけみたいに、近くにおつたらいろいろなことができますよということを話したのも、田中市長の所信表明、就任されたときもそうですけど、今回もそうなんです。今回は文言の言い回しが大分変わっているんですけど、市長の言われたのが、やはり、何と言いますか、ジョン・F・ケネディの話をよくされるんですけど、市役所があなたのために何かをするんじゃないかというふうな話をされますよね。じゃ、私たちが人吉市民だから、人吉市民がそういう安心・安全のために何かあるときには、私たちもできるんじゃないかなという気持ちなんです。ただ、消防団員と違うから入るんじゃないか、

やはり私たちも少しでもお手伝いをできればいいんじゃないかなというのを考えるんですよ。じゃあ首長の市長がこういうことを言われているんだったら、その方向にいろんな話し合いの中でしていただくのが一番市民の安心・安全につながるんじゃないかなと考えたわけです。だから、今後部長会とかあると思いますから次年度に向けて、23年、退職されますので下の方に申し送りをしながらも23年度そういう方向で、総務部長は残っておりますのでその指揮を執っていただいて、いい方向になるようお願いをしておきます。この件は終わります。

次に、学校教育から、学校林についてお尋ねをしていきます。学校林について、平成20年2月に学校林の収益金の活用についてということで議会に陳情があり、当時の委員会で採択をしております。それで質問に入るんですが、まず初めに堀教育長は学校林についてどの程度の認識を持っておられるのか。また、そのとき学校長が知らないというような話を聞いておりますので、各学校長は学校所有の学校林についての認識があるのかお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） 学校林についての1回目の質問の中に2点あったと思いますが、前段のほうは私のほうでお答えさせていただいて、後段については部長が答えさせていただければと存じます。お答えいたします。

学校林は昭和30年代に始まって50年以上の歴史を持つ事業でございまして、その目的は森林資源を培養保全すること、及び愛林思想を涵養することであると認識しているところでございます。しかし、現在は学校林が設置された昭和30年代当時とは少子高齢化等の社会的状況、山林不況等の経済的な状況、学校の教育課程の状況と学校林を取り巻く現状が大きく異なっております。最近はいろんな課題を抱えて活動が停滞している状況ではないかなと存じているところでございます。したがって、学校林の現状と課題を整理し、今後のあり方について検討する時期に来ている認識のもとに、担当課に検討を指示しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） 各学校長の認識については、私のほうからお答えいたします。

校長に対し調査を行いました。最近5年間において学校林を利用した学習活動をした学校はありませんでした。また、間伐・枝打ち等の維持管理活動も行われていないようです。人事異動等により数年ごとに校長も教諭も交代していくというふうな状況の中で引き継ぎ等も行われず、議員おっしゃいましたように学校林の存在も知らなかったといったところもございました。学校林に対する認識が薄くなってしまっているという現状であるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 時代が流れるのが早くて、今、教育長が昭和30年代ということですから、もう五十五、六年たっているということで私が生まれてすぐぐらいから始まったのかな

ということで、知らないのは当たり前かなと思います。ただ、この学校林のことを学校長が知らないということで、やはりどのような経過でこの学校林が始まったのか、その所期の目的、それと場所、広さ、そして今日までの経過とか現在の状況、樹齢、何年ぐらいのがあるのかとか、それと学校林が設置されたときの開始されましたと言いますか、そのときの地域との関係で、これは多分間伐するまでには下刈りをしたり、植林をし、下刈りをし、間伐までは地元の方の協力がないとこれはできないということだと思いますので、その付近についてお尋ねをしていきます。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

本市に学校林条例ができたのは昭和30年でございます。それに前後してほとんどの学校に学校林が設置されました。条例制定以前に学校林を設けているところもございましたが、それらにも条例を適用することとしております。

学校林設置の目的は、条例の第1条で森林資源の培養、保全と愛林思想の涵養となっております。また、第4条で学校林の収益はその学校の増改築、その他必要とする経費に充てるとございますので、財源確保もその目的の一つであったと思います。当時は戦中戦後の乱伐によって荒廃した山林に植林を進めることが急務とされた時代背景の中で、全国的に学校林活動が奨励をされたようでございます。その後、昭和30年代、40年代ころまでは地域住民、保護者の方々等の協力のもとに、植林、下刈り、枝打ち、間伐などの維持管理を行い、教育活動にも活用されていたようでございます。

しかし、高度経済成長を経て国民の価値観も変化し、学校の教育課程も見直されるという経過の中で、昭和50年代以降は児童・生徒の活動に利用されることがほとんどなくなってまいりました。それに加えて、安い外国産材が大量に輸入されるようになり木材価格が低迷したため、一つの目的であった学校への収益充当という面でも価値が下がったこと。また、過疎化のため児童・生徒の数が減少し、地域の林業従事者も減少し高齢化して活力がなくなったことなどのため学校林も放置された状況となって、現在に至っております。

現在、休校のところを含めて市内8校の小中学校に合計12カ所、約19ヘクタールの学校林があります。学校から離れたところが多く、学校林として利用しやすい場所とはいえませんところがございます。12カ所のうち市有林を借用しているところが7カ所、約15ヘクタール、国有林を借用しているところが5カ所、約4ヘクタールとなっております。国有林のうち3カ所は借地契約を結んで3年ごとに契約を更新しております。2カ所は分収林契約を結んでおりまして、伐採して収益があった場合に2割を国が、8割を市が受け取るというものでございます。

林齢は場所によって異なりますが、約50年から70年ございまして、成木となっております。

地域との関係でございますが、初期のころは保護者を初めとする地域住民の方々も植林、

下刈り、枝打ち、間伐などの維持管理を行っていたようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 詳しく御説明いただきました。そこで、前にも学校林については仲村議員が質問されているんですけど、これまでに校長以下ほとんどタッチされていないわけですね、学校林については。これまでの経過の中でどこかの小学校か中学校か、そこで学校林を処分したという事例があったら、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、もし処分されているんであったら、どれくらいの規模で、例えば条例の中では一般歳入に入るとかいろんなものがありますから、そのときの、何といいますか、処分金がそういうのがどのようになったのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

これまでに学校林の条例の趣旨に添って伐採されて、その収益を活用したという事例は記録にございません。学校林本来の処分ということではありませんけれども、昭和58年に人吉東小学校の学校林のほとんどの部分が高速道路及び関連事業の用地として買収されましたので、学校林を廃止しております。その際に、その対価の一部で人吉東小学校に遊具施設を設置した例がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） ということは、そこを用地として、その中に学校林があったから学校林で大体これぐらいだろうという値段といいますか、単価、それとジャングルジムを設置されたというので、そのあたりが同じような金額だったので処分をしてしまったというような認識でよろしいんですかね、そのあたりは。そこをお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） 議員がおっしゃいますように、その当時どういうふうなことを、補償費とかそういうふうなことで歳入として上がったのかというふうなことはちょっとわかりませんが、その立木の相当分というふうなことで約310万ほどの遊具施設を設置したというふうな記録になっております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） その辺は310万ということでジャングルジムが310万だったのか400万かわかりませんが、処分して学校に使用していただいたということで立木も生きた使い道をしていただいたかなと思います。

ところで、現在廃校とか休校になっている学校がありますね、そこが持っている学校林というのがあるんですけど、この取り扱い、これはどういうふうになっているのかなということが1点。現在見てみますと、学校教育の中で学校の改修工事からすべて学校林を使わずに

国・県、市の事業として行われているわけですね。だから、今後学校林を学校に利用するというのは私は考えられないと思うんですけどね。それで今後の使用されることが、立木を学校林として使用されることがあるのかどがんかですね、そういう課題についてどう考えておられるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

学校が廃校になった場合の学校林の取り扱いでございますが、以前段塔分校が廃校になったとき大畑小学校に移管された例がございます。今回、大塚小学校が今月末で廃校となりますが、学校林は同校区を継承する田野小学校に移管するというふうなことになると考えております。

また、現在、校舎の耐震改修と合わせ大規模改修に年次計画で取り組んでいるところでございますが、その財源は国からの交付金や起債等を充てておりまして、学校林からの収益は期待できませんので、学校林の処分は行っていないところでございます。

次に、現在の学校林の管理状況でございますが、最近において学校やPTAの活動として間伐や枝打ちなどの維持管理をしたところはございませんでした。学校林の今後の利用計画についても調査を行いました、具体的な活用計画はありませんでした。また、学校による維持管理は時間的にも困難であり、保護者にも林務作業の経験、知識を持っている方がほとんどおられず協力は難しいとのことでございます。そのため、今後学校林を維持していても時代背景が変わってしまった現在では、その設置目的として活用していくことは困難であるというふうに考えております。そのような現状を踏まえて今後の学校林の課題というふうなことで、5点考えております。

1点目、学校から離れていて交通事情が悪く、児童・生徒の移動、活用が困難であること。2点目、学校の教育課程に余裕がなく学校林を活用する時間が確保できないこと。3点目、長く放置されているため荒れており、今後も学校による管理は困難であること。4点目、経営規模が小さいため、人件費設備等を考慮すれば単独で伐採搬出するのは効率ではないこと。5点目、木材価格の低迷のため伐採・搬出しても収益が上がる見込みが少ないことなど、学校林の今後の課題というふうなことで考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 学校林の今後ということでも学校林はこのまま存続するのもいかなものかなと、今のうちに考えるべきじゃないかなというような課題がいっぱい出てきたわけですね。学校林の課題としても学校林の中には国有林借り上げと市有林とありますね、それとか分収林とか。このあたりで国有林借り上げの学校林、このあたりを、もういらんけん国に返しますよという場合に、国はどのような対応を取ってくれるのかなというようなこと。先ほど20%、80%のこういうのがあるということだったんですけど、それも国がしてく

れるんじゃないかなということなんですよ。それと、何と申しますかね、国に返還するために、国に返すためにはこういう規定があるんですよとか、そういうのがあるのかなということ。それと年間の借上料というか、伐採もせずずっと借りているわけですから年間どれぐらいの借上料を払っているのかなと。それと、市有林この処分、今、市有林についての処分はどのように取り決めがあるのか。この2点について、お尋ねをします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

国有林の契約は借地契約と分収林契約の2種類がございます。借地している3カ所、約2ヘクタールでございますけれども、合計で年間6万4,000円の借地料を支払っております。分収林契約の2カ所については負担はございません。管轄しております森林管理署にお尋ねしましたが、借地契約の場合は伐採・搬出の判断及び作業は借り主である市が行い、更地にして返還するのが原則というふうなことでございます。また、分収林契約の場合は伐採・搬出の判断及び作業は国が行って、収益が出た場合に契約の割合に沿って分配されるというふうなことでございます。

市有林の場合は特に取り決めというふうなものはございませんで、市の関係部署と協議して伐採・搬出することが可能でございますが、現場の状況は国有林に比べてかなり雑木も多く、材質的には劣るようでございますので、現況のような山林木材不況の中で伐採・搬出しでも収益を出せるかどうかは難しきであろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 借地の場合には更地にしてきれいにして返さないといけないということで大変難しい問題があるのかなと思うんですけど、ただ、分収林の場合には地元といいますか、その地域の方にいろいろお話を聞いたら、国のほうにもう返還をしますということをしたら、国のほうが自分たちで勝手に切って、計画を立てて、それを8対2ですよ、先ほど部長答弁がありましたように80%は地元に戻してくれるんだというような話がありました。そして、切った後の国有林といいますか、それに植栽もしなくてもいい、何もしなくてもいいというのがこの分収林の、何と申しますかね、2官8民ということですか、何かよくわからないような名前なんですけど、そういう取り決めがあるという話があったんですよ。今説明されたように、この学校林の中にその分収林でそういう、もう返還しますとこちらが言うだけで対応してくれるのが矢岳小学校が持っているんですよ。矢岳小というのは休校なんです。お話をあのあたりで聞いても二度と学校ができるのかなというような話をされていたんですけども、矢岳町には分収林の0.75ヘクタールと1.65ヘクタール、ここが60年と50年のスギ、ヒノキこういうのがあるんです。こういうのはお金を今までに約400万近く、350万から400万近く払っていきんだら、こういうところから処分していったらいいんじゃないかなと思うんです。それが一番いいんじゃないかなと。そこで、処分するにも、学校林

条例というのがあるんですけど、この条例の中にうたってあるんです。校長とお話し合いはほとんどされていないというのを最初に答弁をいただいたんですけど、学校林条例という市のあるんですけど、第6条に学校林処分については学校長の意見を聞いて市長と教育委員会合議の上決定するという項目があるんです。校長は知らない、それと教育委員会も話も聞かないと、じゃあどこがするんだろうと。こういうふうにならないやつはやはり教育委員会の中で話をされて、校長にお話を伺って、校長がいやもうわかりませんからこれはどうにか処分してくださいと言ったら、市長にどうしますかと言ったら、市長が処分しますと言ったらそれでできるんです。

そうしたら、国から借りているところは市長と教育委員会でお話をされて、国有林の借り上げの分収林、これについては返還しますという回答さえ出していただければ、すぐにはできないかもしれませんが、その後何年間の間にできていくんだろうと思うんです。ここは休校なんですよ。廃校のところの大塚小学校も廃校になってきているんです。だから、そういうところがいっぱい今から出てくるんです。西大塚町にも0.98、これがあるんですけど、そしてここは国有林で平成24年3月31日までの借地契約なんです。この借地契約をするのはちょっと私よくわからないんですけど、その後継続するのかどうか、このときにまたいりませんかといったら国がこの件についてはこっちで勝手に切って、更地にして返せというのか、さきほどの答弁で。

この処分について、教育委員会として学校長と話をされて市長に提案をするとか、今学校林を利用されない、わからないという答弁ですので、今後学校林を処分する方向にやはり考えていく時期じゃないかなと私は思うんです。もう55年ぐらいたっていますから、条例も何も変わっていません。まず、校長に意見を聞かれたり、矢岳町の分収林を返還するとかそういう意思是教育委員会としては持つておられませんか。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

国有林も市有林も今のところ処分を前提にした検討というふうなことをしたことがございませんでしたので、学校長の意見を聞いたこともなかったというふうなことでございます。今後のあり方として、学校長にいろいろとアンケートを取ったというふうなことの内容で先ほどのお答えをしたということでございます。

そういうふうなことで、今後、今、御意見いただきましたようなことを検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（藁毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 学校林については非常に難しいと思うんですけど、この条例というのはその時代時代にやはり沿って生きていかないと意味がない条例だと思うんです。これから、30年、40年たっていくわけですけど、何もしなかったら今70年というのが、私が手でし

てもつかまえられません、これは2人ぐらいかかりますね。この70年は今、調査員によつたら、この場所の木は非常にいいから売れるんだよという話もあるそうです。ただ、70年スギといったら年々大きくなっていつているんでしょうけど、中にはそれが朽ちていく木もあるそうです。だから逆にもったいないんです。朽ちてほかの木を倒して全部無駄にしていくのか、処分できるものは処分をしていくというような方向に考えていただきたいなと。

それと、この中身というのを考えていただきたいというのが、造林及び保育第5条なんですけど、造林及び保育管理に必要な経費が、これは市がこれを支弁し学校林から生じる収益は一般歳入に受け入れるとありますが、一般歳入として受け入れた場合に、万が一売ったとき、この入ってきたお金はまた学校だけに使わないかんのか。じゃあ、そのとき学校に使えなかったら、そのお金ですね、販売したときの。これはどうなるのかな、どこにおくのか、学校林条例はありますけど、学校林を公売したときの基金条例とかはないんです。だから、この条例というのを、結論なんですけど、市長を筆頭に教育長も地域の校長先生、民間の地域の方といろんな話し合いをしていただいて、とにかくいい方向、手だてをしていただきたいなということと、もし、そういうことになった場合には地域の方が今大体65歳から70歳ですね、そのころ一生懸命された方が。だから、その地域で何か活用できるような方向に、例えば1割でもいいですから地域のことにお使いくださいというような、そういう使えるようなことができないかなということなんです。こういうことを市長にちょっと考えていただきたいなということで、市長このことをどのようにお考えになるのかなというのをちょっと最後にお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

学校林に関しましては、さまざまに制定された条例によりまして縛りがあるようでございます。先ほども御説明しましたとおり、段塔校が廃止したときはその近隣の大畑小学校に帰属をするということでございます。もし廃校ということであれば近隣の小学校に帰属をしていくということではなかろうかと思えます。が、しかし地元の方々としてはみずからが植林をし、そしてみずからが育てて、みずからのボランティアによる労働によってその学校林というものが今まで守られてきたと。その学校林というものが他の校に帰属していくところの割り切りがなかなか難しいということでございます。それだけ、地元の学校にも愛着があつたし、そして学校林自体にも愛着があつたということではなかろうかというふうに思っているところでございます。よって、今後地元の皆様方、大塚も再三再四、公民館にそれが使うことができないかどうかということは申し入れがあつたところでございますけれども、そのことも公民館等いわゆる廃校となるということであれば、また帰属が変わってくるということでございますので、なかなか難しい問題が横たわっているようでございます。

しかし、地元の皆様方の思いというものをどのように大切にし、お応えすることができるかということは研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 市が市民に何をやる時代じゃなくて市民が市のために働く時代ですので、こういうのもその時代時代に沿った条例に変えていくことによって、また市民も市のために一生懸命働いていただくんじゃないかなということもありますので、どうかこのあたりは検討ということで今後いい方向に進んでいくように地元あたりと協議をしていただきたいなということで要望をしておきますので、よろしく願いしておきます。

最後に、市民の声からということで、除雪について質問をいたします。昨年末から新年にかけて、人吉市では記録的な大雪に見舞われました。この積雪により交通機関が機能しなくなりましたが、このような事態が生じたことに山間部を初め町内会、このような方々から要請・要望というのが市にあったのかどうか、もしあったとすればどのような要請・要望であったのか、お尋ねをしておきます。

○建設部長（山上 茂君） お答えをいたします。

この冬は例年のない大雪に見舞われ、山間部では深いところでは数十センチにもものぼる積雪となりまして、交通に支障を来すなど市民生活への影響が出ておりますが、特に積雪の大きかった矢岳町や田野町、東大塚町桑ノ木津留から除雪や路面凍結の対策について対応をお願いしたいというようなことで市のほうに要請が行われております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 今回は山間部中心にいろんな要請があったようです。そこで、要請があった場合の除雪作業の手順ですね、町内会長とか山間部の方から、市民の方から受けられて、そのことに対して対処の方法ですね、その流れ、これについてお尋ねをしておきます。

○建設部長（山上 茂君） 除雪作業の手順というようなお尋ねでございますが、除雪作業の場合の手順でございますけれども、まず本格的な冬が到来します前に市内各所、橋梁、山間部道路などに事前に融雪剤を配置し、これは塩化カルシウムでございます、を配置し、積雪の際には直ちに散布できるように備えております。また、積雪が予想されます場合には休日にかかることもございますので、あらかじめ職員の連絡体制を確認をいたしております。町内会長や住民の方から除雪要請の連絡がありますと、職員で作業手順の打ち合わせをした後、班に分かれまして橋梁や急勾配、急カーブなど著しい凍結や積雪など、緊急を要する箇所について重点的に融雪剤の散布を行っております。

また、山間部などの道路につきましては、積雪状況を確認しながら融雪剤の散布や人力による除雪を行っております。今回のような積雪が大きい場合はチェーン使用による交通規制の実施や建設業者への機械作業、これはグレーダーとかトラクターショベルなどでございますが、こういった除雪作業の依頼を行います。その際には、積雪が予想される場合に備えま

して除雪業者への事前連絡を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 職員の方も休みとか夜間とかも受けられたら一生懸命やっておられるということで大変お世話になっております。

そこで、夜間とかいろんな場合に要請を受けてからも時間がかかりたってどうしようもないのかなと、地元の方は大変困られるということもあるんだろうと思います。そういうときに市として、また執行部として積雪対策について今後の考え方、こういうことがもし方針でもあれば御答弁をいただきたいと思います。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

今後の対策はというようなことですが、積雪の場合の今後の対策につきましては、まず通行の安全を確保するため、国道や県道の交通規制の状況を踏まえながら市道につきましても同様の対応を行う必要がございます。同時に、早期の交通解放に向けた迅速な除雪作業体制の整備や、山間部の市道につきましては相当な延長を抱えておりますので幹線道路を重点に、除雪が必要な範囲の把握や積雪に応じた除雪方法、また関係住民の方々へのタイヤチェーン等の備えつけのお願いなどにつきましても今後検討をしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） できるだけ早期に対応していただきたいと思います。積雪があつて、これまでに地域の方々、市民の方、こういう方が何か除雪をお願いをし、そういうことをされていて時間がなくて地元で対応したいなということで、何か除雪作業についていい案がないかなということを提案されました。地元の方々に話を聞いたときには、トラクターの前のほうにアタッチメントをぽんとつけてそういう対応もできるんだというような、こういうことを市のほうがお話をしていただければできるんですよという話をされているんですけども、これはいろんな問題があるのかなと思いますけれども、こういう機材を地元で置けるのか置けないのか、対応の仕方とかいろんな問題があると思うんですけども、そのことについて、御答弁をいただきたいと思います。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

地元へのそういった協力依頼ができないかというような御質問だったと伺いますが、除雪につきましては積雪のたびに献身的な地元町内の御協力をいただき、また、農業機械を利用した除雪作業を行っていただいております町内もございまして、大変ありがたく感謝を申し上げる次第でございます。

幹線の市道につきましては原則的に建設業者への除雪作業を依頼し、集落の生活道路で危

険性がない路線につきましては地元の皆様の暖かい御協力によりまして除雪をしていただければというふうに考えておりますけれども、機械使用による事故の発生や除雪経費の負担など課題もございます。今後どのような方向が望ましいのか関係町内と協議を行いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 今、答弁のように機械を使用した場合の事故というのが、これは一番大切なことだろうと思います。万が一事故があったときに市の責任というのが非常に大きくなってきますので。ただ、できたら、何と申しますかね、地域内小さい道路とかそういうあたりに対しては地元町民でもできるのかなというのがありますので、できましたら今後そういう地域に行かれたら地域の方々といろんな話し合いをされながらも、地元町民がいい方法で、安全で安心して通勤ができるようにとか、そういうことを話し合いをしていただければなと思います。

そうして、積雪対策ということで塩化カルシウムの散布というのが、これは非常に効果が高いですね。私も山江のほうに、山のほうに行ったとき、大河内のほうに行ったときにまいていただくところを通ったんですけど、この効果というのはすぐ目に見えて、これは安全にいいなということで見てまいりました。この塩化カルシウムについてなんですけれども、置かれている場所、これがわかりにくいということで、何か置く場所の規定ですね、ここに置かないけんとかそういう規定というのがあるのかなのか。またシーズンが終わりましたら、この塩カリがどのように対処されているのかということです。つい最近といいますか、きのう、おととい、ある場所でこれ2俵を見たんですよ。これは市としての対応です、これは県道だからかもしれませんけど、そのあたりをどう対処されているのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

融雪剤、塩化カルシウムの配置規定等についてのお尋ねでございますが、融雪剤を配置する場所につきましては特に規定はございませんが、例年配置している場所を参考にしながら、特に凍結が予測される橋梁の両側や山間部道路の沿線、急勾配や急カーブの箇所などを重点に配置をいたしております。また、町内の保管倉庫や町内会館、町内会長様宅等へもあらかじめ配置をさせていただいておりますが、さらに町内から要請がある場合、必要に応じて在庫している融雪剤の範囲の中で対応いたしております。

また、配置した後の後の処理というようなことでございますが、例年4月の中旬頃になりまして、雪が大丈夫だというような時期まで確認をいたしまして、配置していた残りのそういった塩化カルシウムにつきましては職員で回収をいたしているというようなところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 今の答弁で急カーブとか勾配のところ、こういうところに配置をしていただいているという答弁をいただいているんですけども、このカルシウムはやはり私たち市民が安全対策のためにも対応できる場所、こういうところ、町内会長のお宅とか会館にということで御説明がありましたが、そのとおりでと思います。危険な箇所置いておいてもそこには行けないんですよ。うちの前でも一度あったんですけど、曙橋まで取りに行くのに行けないわけです、まくのに。やはり安全な場所から持っていけるというような対策をやはり常に考えていただきたいなということです。

それと、そういう対策を考えておられるというのもよくわかります、今の答弁で。ただ1点だけ、雪が降った場合に塩カリがある場所は雪が積もってしまったらどこにあるかわからないんです。石の上に積もったのか塩カリの上に積もったのか場所がわからないんです。だから、そのあたりを、例えば、私の考えといいますか、実際行ったときに、1月3日にどんどやにいったんですけど、市長も来られたんですけども、ある場所に入っていったら埋まってしまって動けなくなったものだから、塩カリはないかなと思ってもなかったんです。聞いたら、横にあるたいと言われたんです。埋もれているものでわからなかったんですよ。だから、そういう場所に何かマーカーといいますか目印、置いているときぽんと立てるような何かそういうのができないのかなと、そういう時期だけそういう目印を立てていただくのも、これはいいんじゃないかなと思うんですけども、そういうことができないかお尋ねをいたします。

○建設部長（山上 茂君） お答えをいたします。

設置をされてもわからないと、場所の表示、方法等についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおりせっかく各町内に配置をいたしましても効果的に使用できなかつたり、また道路沿線の配置した場所がわかりにくい場合も見受けられますので、今後配置する箇所の明確化を図るよう表示方法、例えば旗を立てるなど、そういった表示方法につきまして検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 検討していきたいということは、しないということかなと思うんですけども、やはり検討するんじゃなくてそういう方向性、安心・安全の方向に考えていくようなことを、山上部長ももう最後ですので次期部長に必ずやるんだよというような申し送りをしておいていただきたいなと思います。

最後に、住民の通勤、通学の安全・安心対策としていち早く除雪作業を、山間部のほうでは地元の方が機械を使ってやっておられます。こういう人たちに何からのことができないのかなということで、執行部としてこういう方たちにどのようなことを考えていますか、

何か持っておられるのかなと思ひましてそのことをお聞きしておきます。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

先ほどの検討につきましては実施に向けて検討させていただきたいと存じますので、補足いたします。

それから、除雪につきましては関係町内の方にはこれまでもこういった献身的な御協力をいただきまして大変有り難く思っておりますし、この場を借りまして心から感謝を申し上げる次第でございます。先ほど申し上げましたように、どうしても人力での御協力というところまでは、私たちが生活道路でございますので我が家の前周辺につきましては何とか地元のほうでお願いしたいというふうには考えておりますが、今やっただいておりますのが機械力を使っての作業というようなことでございますので、先ほど答弁申し上げましたようにいろんな事故があった場合にどうするのかとか、それから除雪の経費をどうするのかとかいうようなことを含めまして地元の方と十分協議をしながら方向性を定めたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君） 山上部長には最後に実施をするというような答弁をいただきました。

本当にありがとうございます。やはり人吉市民の安心・安全のために、執行部、議会全員がその方向に向かっていくのが一番じゃないかなと思っております。本議会で退職される部長を初め皆さん、市民になられたらやっぱり市民の代表としていろんなことを、自分の今おられた部署に対して提言をしていただいて、市長を筆頭に人吉市民の安心・安全に向けてみんな進んでいくのが私たちの目的の行き着くところだと思いますので、今後とも協力をいただきながら、人吉がよくなればいいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（箕毛正勝 君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時15分 散会

平成23年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成23年3月10日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成23年3月10日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 下田代 勝 君
 2. 三 倉 美千子 君
 3. 川 野 精 一 君
 4. 本 村 令 斗 君
 5. 井 上 光 浩 君
 6. 西 信八郎 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（20名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1 番 | 松 岡 隼 人 君 |
| 2 番 | 井 上 光 浩 君 |
| 3 番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 4 番 | 川 野 精 一 君 |
| 5 番 | 笹 山 欣 悟 君 |
| 6 番 | 村 上 恵 一 君 |
| 7 番 | 西 信八郎 君 |
| 8 番 | 松 田 茂 君 |
| 9 番 | 永 山 芳 宏 君 |
| 10番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 11番 | 森 口 勝 之 君 |
| 12番 | 田 中 哲 君 |
| 13番 | 本 村 令 斗 君 |
| 14番 | 立 山 勝 徳 君 |
| 15番 | 仲 村 勝 治 君 |

16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	深 水 雄 二 君
総 務 部 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 長	荒 卷 通 君
健康福祉部長	中 村 明 公 君
経 済 部 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	松 田 知 良 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	今 村 朱 美 君
経 済 部 次 長	山 本 政 義 君
建 設 部 次 長	宮 原 真 二 君
秘 書 課 長	愛 甲 秀 樹 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
商工振興課長	廣 田 五 浩 君
管 理 課 長	中 川 一 水 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	田 中 幸 輔 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君

教育部次長	小林 勇 君
教育総務課長	松岡 誠也 君
農業委員会 農事務局長	村田 定美 君
監査委員 局長	松江 隆介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永田 正二 君
次 長	村並 成二 君
庶務係 長	山本 繁美 君
書 記	白坂 禎敏 君

○議長（簗毛正勝君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

一般質問

○議長（簗毛正勝君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。18番の下田代でございます。朝から和やかな雰囲気の中で質問をさせていただきます。御承知のように、北アフリカ、エジプトの政変、そしてリビアの内戦、さらにニュージーランドの地震と、国内では政局の混迷、企業活動と国民生活を直撃します原油の高騰など厳しい情勢に直面いたしております。

通告は、教育の将来と農業についてでございます。

まず、教育の将来でございます。地方における教育の役割は、基礎教育の充実、技術・技能教育の充実ということを理念といたしまして、これまで太宰府のリンデンホール小学校、小中一貫教育、そして連携の例を上げながら幾たびとなく質問をいたしてまいりました。長年の課題でありました小学校における英語教育が、ようやく平成23年度から指導要領の改定で小学校においても外国語活動として新設をされてまいりました。そこで、お尋ねをしたいと思います。

まず、教育の将来についてでございます。外国語活動の趣旨と狙い、これはどうなっているのでしょうか。これをまずお尋ねしたいと思います。さらに、授業への取り組み、これはどうなされていきますか。1回目の質問といたします。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。お答えをいたします。

平成20年3月28日に改定された小学校学習指導要領が、この4月より全面的な実施となります。この小学校学習指導要領では小学校の5、6年児童を対象に、外国語活動が新設されました。小学校学習指導要領では、外国語活動の狙いを次のように規定しております。

外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーションの素地を養う。また、この狙いを踏まえ、小学校学習指導要領では次のように内容を規定しているところでございます。ちょっと長いですがけれども、大変重要な点ですので引用いたしたいと存じます。

外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるように、次の事項について指導する。一つ、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。二つ、積極的に外国語を聞いたり話したりすること。三つ、言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。大きな2番目として、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。一つ、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言語のおもしろさや豊かさに気づくこと。二つ、日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気づくこと。三つ、異なる文化を持つ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。なお、教育課程における外国語活動の位置づけは、第5学年及び第6学年において、それぞれ年間35単位時間、1単位時間は45分間でございますが、その授業時間とすること。英語を取り扱うことを原則とすることと規定されておるところでございます。

外国語活動の狙い及び内容については以上でございますけれども、本市におきましても小学校学習指導要領で示された狙いや内容を確実に実施してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 教育長からお答えいただきました。確かに新しい方策として、要するに中学校へ行くまでの段差をなくしていくというのがその大きな狙いであろうと思います。

それでは、そうした場合に授業時数が35時間、これは解説にもありますとおり、そうした場合に5、6年はよろしいんですね、その後がどうなるのかなと。その次の質問でも出しますけれども、そこにもちょっと独自の方法を考える必要があるのかなという気もするわけです。だから、そこらについても後ほど質問をしてまいりたいと思いますが、それはこの質問にかかわってまいります。いわゆる、これまでの言うならば英語教育、語学教育との連関がどうなるのか。例えば、これまではALTを駆使しながら小学校の中・低学年のそこらにあったんじゃないかと思うわけです。そこらについてはどうでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

今回の学習指導要領改訂により、小学校第5学年及び第6学年、その二つの学年において外国語活動が新設されました。ここに至るまでに小学校における外国語教育はさまざまな審議会等で検討されてまいったところでございます。既に昭和60年代からの課題でございまして、およそ20年間の経緯を経て、今回の外国語活動新設となったわけでございます。

中でも、平成8年7月の第15期中央教育審議会第一次答申において、小学校における外国語教育については教科として一律に実施する方法は取らないが、国際理解教育の一環として

総合的な学習の時間を活用したい。特別活動などの時間において、地域や学校の実態に応じて子供たちに外国語、例えば英会話等に触れる機会や外国の生活、文化などに慣れ親しむ機会を持たせることができるようにすることが適当であると提言されております。この提言により、平成12年に改訂された学習指導要領、現行の学習指導要領でございますが、それに総合的な学習の時間が設けられ、英会話等が取り扱いの1項目に取り上げられ、全国の小学校においてこの英会話を取り扱うことになったところでございます。本市もその例外ではございません。

さて、現行の小学校学習指導要領のもと、小学校での英語活動の広がりにより一定の成果が出てきたことを受けて、小学校での英語活動が国の戦略として次のステージに進められるのは十分理解できるところでございます。これまでの小学校英語活動では、目標や内容を各学校で定める総合的な学習時間等での取り組みがほとんどでありましたため、その取り組み内容に相当のばらつきがあるのは致し方ないことだったと考えられておるところでございます。そこで、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各小学校において共通に指導する内容を示すことが必要になり、小学校学習指導要領に外国語活動が新設されたと理解しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 今、詳細に教育長のほうからお答えをいただきました。

先ほどもちょっと言いかけましたけれども、これまではばらつきがありながらもやはり英語教育というのは英語に触れる時間があつたわけですね。多分にそれは、学校においては低学年もあつたんじゃないかと、高学年じゃなくて低学年、中学年、高学年とそれぞれあつたんじゃないかと。今回はきっちりと5、6年と、高学年になってくるわけですから、そうした場合に、低学年、今まで慣れてきた低学年またはそこらのそういうことをやってこられたところの低学年、中学年、そこらについてはどうお考えなのか。例えば、5、6年というのはこういうきちんとルールにのっとってきましたので、そこらは人吉市独自で、または学校独自でやっていくのかどうかということについて、お聞かせいただければと思います。

○教育長（堀 秀行君） 今、議員御指摘のことについては、低学年をどうするかと、そういうことについては現段階では詳細に計画をしていないところでございますが、やはり必要性は私は認めておるところでございます。何らかの工夫ができればなど考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 教育長がおっしゃいましたように、低学年、中学年、ぜひ工夫をしていただいて、そしてやっぱりそこらに取り入れることができるように進めていただきたいな

と思っておりますので、そういうふうをお願いをしておきたいと思えます。

次にまいります。いわゆるこういう外国語活動、これを進めるために環境整備といひましようか、言葉が適切かどうかわかりませんが、学校または地域、そこらでどうとらえて、どう考えておられるのかについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

本市では、この4月からの小学校学習指導要領の全面的な実施に向けて、計画的な環境整備に努めてまいったところでございます。何より大切なことは、新設された外国語活動の授業の充実でございます。市内すべての小学校5、6年生が同じ内容、レベルの外国語活動の授業を受けることができる環境を教育委員会として保障していかなければならないと考えております。

そこで、平成20年から22年度の3カ年間、人吉市教育研究所に英語部会を設置し、年間指導計画の見直し、あるいはコミュニケーションの素地を養うための教材の開発と授業研究などに取り組んでまいりました。特に、指導計画は外国語活動の狙いや内容に沿ったものに丁寧に見直され、1時間の授業展開まで示してあるところです。その結果、どの小学校でも外国語活動の狙いを達成するために、同じ内容、レベルの授業を受けることができるように準備をしておるところでございます。

また、例えば授業で使う英語、クラスルーム・イングリッシュを小学校、中学校で可能な限り共通にするなど、小学校の授業と中学校の授業との格差をなくし、子供たちが抵抗感なく中学校英語に取り組めるような研究も進めてまいりました。それと同時に、市内すべての小学校でこの2年間、平成21年度、平成22年度でございますけれども、外国語活動を先行実施し、それに伴い中学校への派遣数を減らして、それまで4日ないし20日減ということでございます、すべての小学校5、6年の外国語活動、年間35単位時間、先ほど申したとおりでございますが、にALTが入れる体制を準備いたしました、整備いたしました。その体制の中、授業を進める担任とALTとの授業における役割分担等を現場レベルで試行錯誤してまいったところでございます。なお、ALTにつきましては来年度も2名の任用を計画しているところでございます。そういう体制で行くかどうかについては今後検討の課題がありますけれども、今のところそういうことで考えているところでございます。

加えて、本年度は小学校での外国語活動の授業について、学校訪問以外にも市教育委員会から指導主事を派遣して、授業参観及び指導等も実施してまいりました。さらに、学校に配置した電子黒板を活用した授業の推進を図り、楽しくてわかりやすい外国語活動の授業づくりを各学校で進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 取り組みについて積極的な姿勢といひましようか、それについてもお

答えをいただきましたが、その中で、今お答えされた中で、慎重にかつ詳細にというようなことで教材あたりの開発も研究されたということは、その教材というのはきちんとできているようで、実際は新年度から活用されると思いますから、どのような内容の教材なのか。それからもう一つは電子黒板を駆使していくということで、これはICT教育ということでまた後ほどお尋ねしたいと思いますが、当然それにはソフトがありますし、そのソフトはやっぱり現場の、いうならばやっぱり担任あたりが中心になるのじゃないかなという気がします。そういう場合にそういうような態勢というのがきちんとできているのかどうか、そこらについてもお聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） 教材はどうなっているかということでございました。かなり、議員のお言葉をお借りすると、詳細に、緻密にということでございまして、そのような線で作っておりますけれども、非常に量的にも多うございますので細かくは御説明できませんけれども、そういうつくられた教材を大いに活用しながら授業を進めていくということになるのかと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 今、詳細な資料をここでいちいち御披露でなくても結構なんですけど、一言で言えば副読本のようなものでしょうか、違いますか。はい、わかりました。

では、次にお尋ねしてまいりたいと思います。まず、小中学校における一貫教育といいましょうか、そして小中連携といいましょうか、これはこれまでも総合的なことで質問をいたしてまいりました。しかし、今回は英語に限ってできないことはないということで、特に連携はできるわけですね。そうした場合にそこらについてどうお考えなのか。例えば先ほど申し上げた低学年、これは低学年は1、2年生ですから少々無理をするかなという気もしますけれども、やはり中学年3、4ということになりますとそれなりの判断力もありますし、いわゆる好奇心も強くなってくるわけです。そうした場合に、人吉市独自の英語教育、先ほど申し上げた連携も含めて、それについてはどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

本市としては、今後も小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の狙いや内容に沿った形で、児童・生徒一人一人に確かな学力を育成すべく継続して努力してまいりたいと考えておるところでございます。つまり、基礎的、基本的な知識・技能、課題を解決するための思考力、判断力、表現力と、あるいは学習意欲をすべての教育活動でバランスよく育成することが児童・生徒に確かな学力をはぐくむ上で何より重要であるかなと考えているところでございます。したがって、本市教育委員会といたしましては、特に英語教育のみを特化した組織等は現時点では考えていないところでございます。すべての教育活動を通して確かな

学力を生むという基本的な枠組みの中で、小学校の外国語活動、中学校の教科学習である外国語へと滑らかにつながることや、英語に関する学びが、児童・生徒にとって価値あるものとなるよう今後も研究、実践を推進していくことに力を注いでまいりたいと存じているところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 今、一所懸命努力をしていきたいということでございますが、私はかつて中高一貫とか連携とかそういうことも含めた中での質問で、かつてリンデンホール小学校、太宰府にあります、これは英語を一貫して教育で英語を使っていくと。国語以外はすべて英語で授業を行っているという小学校、これは私立なんですけれども、この話も例を取り上げながら質問したことがあります。それから、さらにここは、私が、平成15年でしたから、行ったのが。当然高校に入る、大きな成果を挙げてきているようでございますし、さらには外国語を駆使していく、英語を駆使していく上で国際人を育成するという大きな目的が達成がされるんじゃないかと。リンデンホール小学校の狙いというのは、そう思っているわけです。

それはそれとして、石川県金沢市、これは御存じだと思いますけれども、ここは小中一貫の英語教育、これは2004年から教育特区として取り組んでおります。それで、そこらは小学校3年生から5年生ということで、市独自の副読本をつくっているようでございます。それは後でお取りになればわかると思いますが、それで、6年生になれば中学1年のいわゆる教科書等を前倒しでやっていくというようなことで大きな成果を挙げてきていると。英語だけができればいいというものじゃないんでしょうが、やっぱりこれからの国も力を入れる外国語活動、特に英語ということになっているようでございますから、ここらについてはそういう例もあるということでございます。教育長もぜひこの先進地、ここらについては調査また視察をされてはいかがかなと思います。そういうことで申し添えておきたいと思います。

そこで、小学校の外国語活動の一つのあり方としまして、私の考えなり申し上げてみたいと思いますが、いわゆる言葉、これは教育長は専門家ですから、言語は幼少から慣れ親しんだ方がいいと。それから言葉というのは体感で覚えていく、環境で自然に覚えていく、人にふれあうことで覚えていく、そういうことが言われておるわけです。これは専門家の御意見ですから多分そうであろうと思います。小学校での外国語活動というのは、先ほどの御答弁にもありましたように、いわゆる外国語に触れたり体験したりする機会、この提供であるということになっているようです、大きな狙いは。そうすると、外国の生活習慣と文化を楽しく知る、見る、そのことによって知らず知らずにして外国語が身についていくということで、それは大事なことであろうと思います。

そこで、お尋ねしますというよりも提言に近いかもしれません。まずお尋ねのほうはAL

T、来年度も2名という体制のようですが、私としてはぜひもう1名増加をしていただいで、そして年間35単位ですか、そこらについてやっぱりしっかりとしたサポートといたしましうか、各小学校2名では大変だろうと思いますし、中学校も見ていくと思いますので、そういうもう1名の体制。これは市長もお聞きになっておりますから、これは教育長のほうに申し上げておきますけれども、十分そこらは相談をされて、ぜひもう1名増加をしていただければどうかと思うわけです。これはそういうふうをお願いをしていきたいと思ひます。

それから、実は、例えばこれは一つの考え方として、こういうことに子供たちに慣れ親しませる、そして地域がどうそれにかかわっていくかということで一つの考え方としまして、外国語見聞教室そのようなものを開設されたらどうであろうかと。例えば学校内でもいいでしょうし、地域内でも結構でしょうし、もちろんボランティアということでやっていけばどうなのかなと。いわゆるそのスタッフというのは外国で生活をしてきた人とか、それから外国旅行経験の豊富な方とか、そしてまた在住の外国人の方とか、そういうことをボランティア活動でやっていただいで試してみればどうかというふうには私に考えたわけですが、そこらについてお考えがあればお聞かせいたひきたいと思ひます。教育長でなければ市長にお考えをお聞きしても結構ですが。

○教育長（堀 秀行君） ただいま下田代議員から貴重な御提言をいただきました。先ほど答弁の中でも申し上げましたように、例えばALTについてはまだ、基本的な他の学年については計画を持っていないということをおし上げました。今後、取り組む課題だと思ひておりますので、その中でALTの増については、これは財政当局のお考えもあるかと思ひますが、努力をしてまいりたい、御相談をしてまいりたいというふうには思ひております。

先進地視察についても、できればしたいなと思ひ持ちはいっぱいでございますけれども、努力をさせていたひきたいという言葉でとどめさせえていただければありがたいなと思ひます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 市長にお尋ねしたいと思ひます。外国語教育は大事なことでございませうし、今、教育長に申し上げたことにつきて、やはり市長も先進地、これについては教育長と御一緒されてぜひ見ていたひきたいなと思ひますし、それから先ほど申し上げました外国見聞教室といたしましうか、これは仮の名前でございませうからいいか悪いかはわかりませう。そういうようなことについてどうお考えなのか、市長のお考えがあればお聞かせいたひきたいと思ひます。

○市長（田中信孝君） おはようございませう。お答えをいたひませう。

百聞は一見にしかずと申ひませうので、そういう視察というのは大変有効であるというふうにおしえております。ただ、私の経験から申ひませうと駅前留学もしたことはございませうが、

やはりきちっとした単語とそれと文法さえあれば外国に行くと十分通用すると。発音等々はそれは話にならないというふうには思いますけれども、やはりそういう外国において、または外国人と接することによって多くの体験を得、そしてまたは新しいいわゆる言い回しであるとか単語も学ぶことができるわけでございまして、あらゆる場面でそういう機会を提供していくということは大切だろうと思っております。そのことが、ひいては子供たちに地平線、水平線を押し広げてあげる、つまりポルトガルのアブランテシユ市との交流も含めまして大切ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 外国語活動、これについては一応これで終わりたいと思います。

次は通告をいたしておりましたICT教育の今後について、これについてお尋ねをしてみたいと思います。ICT教育の今後についてでございますが、このことは12月定例会で質問させていただいていろいろ御答弁をいただいております。ICT教育がさらに推進をしていくというそういう観点から、そういう願いからの質問になります。

お尋ねをいたします。各小学校における教職員のそういう技術の習得、習熟度といいますか達成度といいますか、そこらについてはどうなっているのでしょうか。まず、お尋ねをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。お答えいたします。

御承知のとおりICTコーディネータを1人、ICT支援員を市内7小学校に1人ずつの計7人を1月から3月までの3カ月間雇用いたしまして、これまでに購入いたしましたICT機器の設置、操作等につきまして教職員の支援を行ってきているところでございます。先生方のICT操作のスキルにつきましてはかなりの個人差があり、特に不得手の先生方にとりましては、短期間の支援ではありましたが重宝がっていただいているようでございます。

この間の習熟度等についてでございますけれども、短期間でありスキルアップ研修をして測定をするようなことなどはしておりませんので、今回のことでどのくらい習熟度が上がったかというふうなこと等についてはわからないところでございますけれども、例えばタブレットPCの起動の方法からパソコンと電子黒板や実物投影機等との接続や操作、また学級通信等の作成のポイントなど、学校からの要望がありましたことに基づいて支援をしておりますので、基礎、基本的なことにつきましては確実に向上しているというふうに考えているところでございます。また、質問、要望等がありましたことを含めましてマニュアル等の作成もしていただいておりますので、今後にもつながっていくものというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 今、部長のほうから習熟度についてはかなりの成果が上がってきていると、そういうお答えをいただきました。しかしながら、きちんと習熟度がどうなのかということをやっぱり把握をしていただいて、これは教育という大事なことを受け持つわけですから、即、児童・生徒に影響していくわけですから、そこらについてはちゃんとした把握をお願いをしておきたいと思います。

それから、次にまいります。これは確認の意味の推進する意味での質問ですから次へ行きます。ICT教育を通して学力テスト等における主要科目、いうならば算数・理科・社会でしょうか。これらについての平均点を5点アップ、これは具体的にやっていきたいとそういうお答えも12月にあったわけですが、それについて指導方法と申しますか、教育技術と申しますか、それらはどういうふうにお考えなんでしょうか。私もそこらがずっと考えてきているところでございますので、具体的におわかりになればお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

本市におきましては、これまで文部科学省や総務省の三本の国の事業を活用いたしまして、ICT教育の環境整備に力を注いできたことは議員御承知のとおりでございます。これからはわかりやすい授業の実現のために、電子黒板、タブレットパソコン等のICT機器を積極的かつ効果的に活用した授業を展開するとともに、従来の授業のスタイルのすばらしさや良さを生かした授業を組み合わせる、そういうことでの工夫や研究も行い、その結果として子供たちと教師のICT機器活用能力向上や教職員の公務負担軽減が図られ、さらに学力の向上につなげてまいりたいと思っております。いずれにしろ、緒についた、ハード整備はある意味では整備をされたというふうに判断をしておりますけれども、ソフト面についてはこれからやっぱり性根を入れて取り組んでいくということが必要であろうかと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 教科の5点アップというのは最終目標であろうかと思っておりますが、最終でなくてそれは10点でも20点でも上がればいいわけですし、とりあえず5点ということはやはり具体的な数値が出てきておりますので、やはりそこらのところはしっかりとらえながら努力をしていただきたい。特に、教材の工夫とかいろいろなことが出てこようと思うんです。そこらについてもやっぱりしっかりとした指導で進めていただきたいなと思っております。そういうことをお願いをしておきたいと思っております。

それから次に、これもICT、IT教育にたけた人材も確保をしていきたい、そういった努力をしたいという教育長のお答えもあっております。今は教職員のほうも人事異動の終盤かなという気がいたします。そうしますと、教育長も相当努力をされているようですから、

具体的なことはお答えにくいと思いますので、見通しとでもいいましょうか、抽象的に見通しがたっているのでしょうか、御努力のことはどうでしょうか、お聞かせください。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

ICT教育を推進するためには、ICT機器の操作のみならず授業での活用や展開能力等というのが必要になることは当然でございます。すべての教職員がそのスキルがあればそれにこしたことはありませんが、それぞれ男女の差もあるし年齢の差もございます。いろんな差があって、全部が全部精通するというわけでは現状ではありませんので、検証を積み重ねながら、あるいは創意工夫を重ねていく段階を踏みながら、そういったスキルを身につける、あるいは授業方法を身につける教師を育成していきたいということは常に考えているところでございます。

しかし、中には高いスキルを持ち合わせた有能な先生がいらっしゃるということも事実でございますので、そのような人材を市内の小中学校に配置できればスムーズにスキルアップも図られると考えております。したがって、12月議会で答弁いたしましたように、その人材確保につきましては私なりに精いっぱい努力したつもりでございますけれども、結果がどうであるかということは、議員の皆様、あるいは市民の皆様、保護者の皆様の評価を待ちたいと思います。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 教育長がお答えになりました。人材の確保、これは、人材は大事でございますから、今お答えになりましたように一肌も二肌もやっぱり脱いでいただいて、しっかりと頑張る確保に努めていただきたいと、そこらについても教育長の責務ではないかなと思いますので、そういうお願いをしておきたいと思います。

それから、ICTコーディネーター支援員の継続について。私は、これは継続してほしいということでございますが、それについてどうお考えなのか。例えば、この事業を始めて3カ月ですから、今までお答えいただきましたようにまだまだこれからが大変だろうと思います。そうした場合に、人材の確保、習熟度そういうことも含めて、このICT教育、せっかく設備としては全国でもトップレベルにきたわけですから、そこらの成果を大きく上げるためにはやっぱり支援員、ここらをせめてことし1年ぐらいは、来年度1年ぐらいは配置をしておくべきではなかろうかと。例えば7名とかそういう多人数でなくても1名でも2名でもそういう配置というのは私は必要ではないかと思うんですが、そこらについてどうお考えですか、教育長。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

支援員の配置については部長が説明した、御答弁申し上げたとおりでございます。市長とこの間懇談する機会がございまして、「教育長、もう学校のハード整備は済みましたよ、大

体。あとはソフト面が大事ですよ。そしてその中でもマンパワーをどうするか」というお話もあっておるところでございます。

そういうことを踏まえながら、今後市長とも十分協議をして相談をして進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） ハード面では確かにトップレベルです。あとはバランスが取れるように、今度はマンパワーですか、今おっしゃったように。そこらをハードのほうに遅れることがないようにしっかりと詰めていただきたい、そのように要望しておきたいと思えます。教育は終わります。

次に、通告をいたしておりました、これは農業関係についてでございます。農業について質問をいたしてまいりたいと思えます

御承知のように、世界におきます食料事情というのは、これは国連の調査によりまして2050年ごろには逼迫した状態になると、そういうふうに言われております。そして国際的課題でありますTPP、これは我が国農業に大きな影響を及ぼす問題として懸念をされております。さらに国内の農業は米価の低迷もありますし、耕作放棄地、農業就業者の減少、そして就業者の高齢化などの厳しい状況が続いております。そのような中で、人吉市農業はどうあるべきか、お尋ねをしていきたいと思えます。

まず、人吉市農業のあり方についてでございますが、私はかつて人吉市農業基本計画、または基本条例について質問をいたしております。これはその後どうなっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） おはようございます。お答えいたします。

議員も言われましたように、国内の農業は農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う農業就業人口の減少や耕作放棄地の増加、農業資材の高騰、米価の下落、食料自給率の低迷などに加えましてTPP問題、あるいは家畜伝染病の発生など厳しい状況にありまして、本市の農業情勢も同様な状況でございます。また、国際的な情勢につきましても、人口増による食料不足、干ばつなどによる、異常気象による主要穀物の生産の変動など将来に非常に不安があるものも事実でございます。

こういった中、本市の農業のあり方ということでございますが、農業あるいは農村は食料を安定的に供給する重要な機能と水源涵養など多面的な機能をもっておりますので、こうした機能を保全するためにも地域農業をぜひ支えていかなければならないというふうに考えております。具体的には、現在国が自給率向上のために進めております農業者戸別所得補償制度や農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払制度の推進を図るとともに、本市におきましては市が推進しております医食同源ひとよし米、トウガラシ、キクラゲを初

めといたしまして既存の主要農産物を大規模経営農家、小規模及び高齢農家などにそれぞれの経営状態に応じた生産振興を今後も引き続き、JAなど関係機関と一体となりまして農業で食べられるまちを目指して取り組んでまいりたいというふうを考えているところでございます。

二つ目の農業基本計画、基本条例の質問でございますが、平成21年3月、議員の質問の中で農業基本計画策定の御要望がございましたが、現在、本市の農業基本計画に当たるものとしましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、農業振興地域の整備に関する法律に基づく人吉市農業振興地域整備計画書、あるいは人吉市農産物ブランド化基本構想がありまして、これに沿って農業振興を進めているところでございます。

次に、人吉市農業基本条例の制定につきましては、前回の御質問で大変有意義であるとお答えしておりますが、いまだ関連法令等の研究や関係機関の御意見を伺うまでに至っていないところでございます。今後、研究検討を重ねてまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 農業基本計画についてはお答えもありましたように、ブランド構想とかいろんなことを個別じゃないですね、やはり農業基本計画に類するというんですか、そこらでしっかりやっておられると思います。ただ、基本条例につきましては、今、部長もお答えされましたように、やはり策定をしたほうが有意義だと私も考えております。例えば農業者の責務とか、それから企業の責務とか消費者の責務とかいろんなこともちゃんと入ってきますし、そこらをお互いが守りながらいろんなことを進めていく、そうすると農業に対する理解も深まっていくということで、これはぜひ研究を重ねていただいて策定をしていただければと思っております。

そこで、次にまいりたいと思います。人吉ブランド化への道、これはいわゆる、昨日も松田議員のほうからいろいろ質問がありまして御答弁もあっているようでございますが、このことについて重複するところは避けていただいて結構です、そういうようなことでこれをお尋ねしていきたいと思います。ブランド化というものはやっぱり数量、品質、年月、やっぱりこれが大事でございまして、相当の条件整備が必要となってまいります。基本的には人吉のものはよいと、要するにメイド・イン・ジャパンというのが、今は非常に世界でも日本製品ならばというようなことで名が売れているわけでございます、いうなら冠「人吉」これが終極のブランドじゃなかろうかと思うわけでございます。

そこでお尋ねしたいと思います。この人吉ブランド化への道、これについてどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

議員がおっしゃいますように、ブランド化としての品質面、数量面など充実していくには

長い年月がかかるものというふうに思っております。ブランドとはほかにない魅力や価値を提供し続けることにより特別に支持され続ける商品であるということで、そういうふうに考えております。ブランド化の条件としましてはほかには真似ができないオンリーワンの魅力がありまして、消費者に対し高い品質感や信頼感、愛着を持ってもらう商品を提供し続けることというふうに思っております。そこで、本市は盆地特有の気象条件であります大きな寒暖差によりまして、きのうも申し上げましたように糖度の高い良質な農産物が生産されておりまして、それらの情報をいかに発信して、ストーリー性を持たせながらブランド化して販売につなげていくということが非常に重要であるというふうに考えております。

つきましては、これらを踏まえまして平成20年に策定しました人吉市農産物ブランド化基本構想を基本としつつ、本市の生産団体やJAなど関係機関とも連携を図りながら、農家所得の向上のために人吉市農産物ブランド化の取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） ブランド化についてはきのうの質問でも御答弁がありまして、十分に詳細にやり取りがありましたので、私もよく理解はいたしているところでございます。

そこで、一つの方法としてブランド化を、それに付加価値を付けるということはまたいいのかなという気がいたしまして、それについて申し述べてみたいと思います。農産品、人吉ブランドとしてアイガモ農法によります医食同源米、これは定着をしてくれているようでございますが、その使われたアイガモ、実は数量を聞きますと二、三百羽といいまじょうか、それくらい活動してくれたということのようでございます。あるところでお聞きしまして、そのアイガモはどうなりますかと聞きましたら、いただいております、ということのようでございまして、いただかれるのも結構なことでございますが、田んぼの雑草とまた自然の飼料といいまじょうか、これで育ったアイガモ、これはいうならば同源米に付属するような、またそれを付加価値を上げるようなことにならないのかなと。例えばこのアイガモあたりの薫製あたりができるとすれば、同源米と一緒にそういうことになるのかなということで、まずそらの踏み出していくこともいかがかなと思うわけでございますが、それについて、部長、どうでしょうか、そういうことは。アイガモは大体どのくらい使いますか。そしてそれは私がお聞きしたように、それぞれ食していただいているというところでしょうか、それはどうでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

現在、皆さん活用されているアイガモが全部で何羽ぐらいかというのはちょっとここで把握しておりませんが、今ほとんどのアイガモが一応鹿児島県のほうから借りてきているというのもありまして、任務が終わったらそちらにお返しするというような部分が結構ある

というふうに聞いております。そうでないアイガモ、こちらで自由になるようなアイガモにつきましては、今おっしゃいましたように医食同源米と同時に、アイガモを利用した商品化と申しますか、そういうのも検討しながら同時にブランドとして今から売り出さればというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（**箕毛正勝君**） 18番。下田代勝議員。

○18番（**下田代勝君**） アイガモの貸し出しがあるとは私も知りませんでした。でき得ればそこらも自前でできればいいかなという気がいたします。そこらは今後の問題であろうと思っております。

そこで、市長に二つだけお尋ねしたいと思っております。やはりブランド化への道ということでございますが、やっぱりブランド化というのは人吉の場合、農産物に限らず人吉の家具等もありますし、例を挙げますといろんなものがあると思っております。そしてまた、技術とか技能とか人材、そういうことのソフトのブランドというのものもあるんじゃないかなと思っております。さらには観光等もあるでしょうし、芸能等もそういうものを含めて、いわゆる総称して人吉そのものがブランド化してほしい、そういう思いであるわけですが、それについて市長はどうお考えなのか。

それからもう一つ。いわゆる現在、農業振興課に地産他商推進室がございます。これも画期的に非常に活動はしているようでございますが、人吉市全体のセクションとしまして、こうなれば市の開発から、そしてまた営業までそこらを担う、例えば開発営業部とかそういうものはどうなのかなと。例えば営業と申しますと企業あたりでは花形事業部でございまして、そういうことからすると人吉市のいわゆる花形、売り出しの総称、いわゆる総括としてそのようにいかがかなと思っております。

この二つについてお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（**田中信孝君**） お答えいたします。

ブランド化につきましては、現在、農業で食べられるまちづくりを進める中で、農業を中心に進めさせていただいているところではございますが、下田代議員が申されましたとおり農産物だけではなく観光、または企業誘致、その他も含めまして人吉市全体を外に向かって情報発信していく、人吉のよさを知ってもらうということが人吉ブランドにつながっていくものと考えているところでございます。

そこで、世界に比類なきものがいつも三つあるというふうに申しております。人吉球磨の自然、相良七百年の歴史、伝統、文化、文化財、そこから生み出された技術、または世界遺産としての可能性がある肥薩線など、この三つが人吉まるごとブランド化という基軸になってくるのではなかろうかと、御質問を受けて考えたところでございました。

そこで、人吉をどのように売り出していくかということでございますが、農産物に限らず

観光等も含めて職員の皆さんには常々地域全体を売り込んでいこうと、つまり営業することにより市民の方々に稼いでいただく、儲かっていただくということを常に意識し、そのような行動を心掛けてほしいと語りかけ、働きかけもしているところであります。経済部のみならずあらゆる職員各層にもそういった意識が浸透してきているものと認識をいたしているところでございます。その中でも、経済部につきましてはより一層よそに売り込む意識を持って仕事に取り組んでいただきたいと願っているところであり、職員もよくその思いにこたえていると常々感じているところでもございます。

さらに、この取り組みを進めるために、または強めるために組織機構を見直し営業部をつくってはどうかと御提案でございますが、御指摘のように名は体を表すと申しますので、これまで以上に売り込むという意識がその営業部という名前に込められ、醸成されてくるのではなかろうかと思っております。例えば、現在の経済部などが営業部という部署名を持つことによって、それは選択肢としてあり得るといふふうに考えたところでございます。また、議員の御指摘のように、人吉市全体のブランド化、広い意味で地域の付加価値を高めていき、それを売り込むということを意識した組織体制を構築するということが今後問われてくるだろうというふうに思っております。

聞くところによりますと、佐賀県武雄市においては農商工観光部門を総括する営業部を設置して、佐賀のがばいばあちゃん課、いのしし課などのユニークな課名を持って観光や特産開発などの取り組みをされておられ、知名度も上がっているようでございます。そこまでユニークな部署名を冠するまでには踏み切れるかどうかわかりませんが、本市におきましても意識といたしましては同じような意気込みのもと、地産他商推進室を設置した次第でございます。

一方で、部の名称変更または新設等につきましては条例に定める事項でございますので、庁内の議論はもちろんのこと、議会にも御相談していくべきと考えております。明確なお答えにはなりません、次回機構改革を実施するときに、せつかくの御提案でございますので参考にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 人吉市の産物が、人吉という名称が全国に、そして大きく望めば、世界にと広がることを非常に期待するところでございます。

次に質問したいと思います。まず、中山間地農業のその後、実はこの中山間地につきましてはこれまでも幾たびか質問をいたしてきておりますし、それからまた、農業基盤整備の一つとしてエタノール、マイクロ水力発電につきましては12月の定例議会でもいたしてございましたけれども、エタノールこれについて質問いたしてまいりたいと思います。

いわゆる市内の自己保全とか耕作放棄地この現状はどうなっているんでしょうかというこ

とでございますし、郡市の状況もわかっておればお聞かせをいただきたいと思います。さらに、エタノールこれにつきましては、米というのは非常に精製度といいましょうかエタノール精製度が非常に高いようでございます、多収穫米といいましょうかそこらを利用してエタノールをつくれればどうかというようなこともお尋ねをしていきたいと思います。そしてまた、後ほどお尋ねしたいと思いますが、副市長にもこのことについてちょっとコメントをいただきたいなと思っておりますので、後ほどまたお願いしたいと思います。これについて、部長お願いをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

まず、中山間地農業のその後ということでございますが、中山間地域におきまして不整形農地が多いことに加えまして農業従事者の高齢化も進み、また有害鳥獣被害なども数多く出ておりまして、個々の農家では農業経営の継続が年々厳しくなっていることは御承知のとおりということでございます。本市ではこうした中山間地域の農業を維持するために、集落営農を進め、農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払制度に取り組んできたところでございます。また、鳥獣被害対策につきましては追い払い対策としてロケット花火の無料配布、あるいは人吉市有害鳥獣被害対策協議会による電動ガンや箱ワナの貸付、狩猟免許取得助成などを行っているところでございます。さらに、農業機械を含めた各種支援につきましては、人吉市農業活性化対策事業補助金で対応をしているところでございます。不整形農地の区画整備などに対する本市独自の対策は、まだやっていないところでございます。

次に、市内の自己保全地、耕作放棄地の現状でございますが、自己保全地、調整水田を合わせまして約112ヘクタール、耕作放棄地が約266ヘクタールとなっております。球磨郡内の状況でございますが、自己保全地と調整水田を合わせまして約429ヘクタール、耕作放棄地が約600ヘクタールというふう聞いております。

次に、多収穫米を活用したバイオエタノールへの取り組みにつきましては、既に新潟県で実証事業が全農を中心として進めておられるようでございますが、原料米価格はキロ当たり20円となっております。これは主食用米の10分の1以下となりますので、コスト面から考えますとエタノールをつくる会社の誘致や会社の立ち上げについては非常に厳しいのではないかとこのように考えているところでございます。よって、本市におきましては現在、自己保全地や耕作放棄地の解消策の一つとして取り組んでおりますトウガラシやキクラゲの生産振興と、また、多収穫米の栽培につきましては、JA及び地元酒造会社等との連携をしながら焼酎原料用加工米の生産振興を今後も継続して振興してまいりたいというふうに思っております。

次に、マイクロ水力発電でございますが、農業関連としましては設置場所として農業水路への設置が考えられますが、発電量の小さいがためにハウスの照明や農業用施設などの空調などへの利用が考えられますが、これにつきましては法的手続の関係やメンテナンスにか

かるランニングコストを考えると、採算性が低いといったような課題もあるようでございますので、さらに研究を重ねていかなければならないというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） ただいまお答えをいただきました。中山間地は非常に農業の労働条件も就業状況もいろんな面で非常に条件が悪いわけですね。だから、やっぱりここらについてはしっかりと留意をしていただいて、やっぱりきちんとした計画を立てていただきたいなと思います。やっぱり中山間地というのが日本農業の一つの支えをしているのかなということも考えられますので、そこはよろしくお願いをしておきたいと思います。

それからエタノール、マイクロ水力発電についてでございますが、やはりこれは新潟の例、これを挙げていただきました。確かにキロ当たり20円といえば安うございます。しかし、これは栽培の方法にもよろうかと思えますし、いろんなことができると思えますけれども、しかし考え方を換えればエタノール生成には、先ほど申し上げたように米が非常に効率的と、米は効率で一番ということになれば、企業は原材料は安く手に入る。そうすれば、企業立地ということが可能かもしれないし、企業においては原材料が安く入れば製品の利益率が高いと。そこには雇用が生まれるし、雇用と生産者の結びつき、いわゆる農家との結びがあれば、きのうも6次産業という言葉がありましたけれども、新しい産業、雇用形態の発生があるのかなという気もいたします。いわゆる、御承知のように化石燃料が枯渇をしていく、さらなる原油高騰が危惧されている中、現在も上がっておりますけれども、産業、特に農業の基盤整備には大きくこのエタノールというのは寄与できるのではないかと思います。例えば農業機械、ハウスの暖房とか散水等そこらについてもエネルギー源として大きな期待ができるのではないかなと思います。

それから、マイクロ水力発電につきましては12月定例会でも質問しておりますので、詳細には申し上げます。ただ、国も奨励をしておりますし、県も新エネルギー産業振興室を担当しておりますして、積極的に導入を図ってきているようでございます。これからも国・県それからNEDO、これは新エネルギー・産業技術総合開発機構、この総称でございますが、この助成措置等をも含めてあらゆる検討を進めていただきたいなと思います。

そこで副市長にお尋ねをしたいと思えます。中山間地農業の振興については今、耕作放棄地につきましても部長のほうから答弁がありました。副市長は現地あたりをよく見ておられると思えますので、これらについてどうのお考えなのか。例えば田野、矢岳これも中山間地でございますし、これは一つの例でございますから、ここに限らず中山間地農業、放棄地等についてどのようにお考えなのかなという気がいたします。それについてお尋ねをしたいと思えます。

○副市長（林 健善君） お答えいたします。

中山間地域を含めまして、農業関連の施設及び現場には経済部の担当者とともに何度か伺っておりますし、またプライベートにおきましても農業従事者の方々とお酒なども飲みながら話をしているところがございます。中山間地域につきましては農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加のみならず、有害鳥獣被害の深刻さというものについては、特に改めて認識をしたところがございます。しかしながら、そのような中におきましても集落営農に積極的に取り組んでおられる大畑麓集落や、大地上原田のように法人化をして農業経営を行っている方々、さらには全国でも有数のグリーンツーリズム先進地として農家民泊を営んでいる方々など頑張っておられる方々もたくさんいるものと思います。

中山間地域対策につきましては、平成12年度から農林水産省が中山間地域等直接支払制度を実施するなど、これは全国、人吉市に限らず全国的な課題でございます。しかしながら、そのような制度がありながらもいまだに確たる成功モデルがないというのが実情でございますので、その中で新たな活路を見出すというのは、他の地域の真似をするのではなく、やはり人吉市独自の取り組みを行っていくということが何よりも大切だと思っております。

そのためには、現在頑張っておられます方々を支援するという事はもちろんのこと、耕作放棄地対策の一環として取り組んでおりますトウガラシやキクラゲ、焼酎原料用加工米の振興にまずは全力を挙げていくということが必要だと思っております。いずれにしましても、中山間地域対策は一朝一夕に解決できるような課題ではございませんので、関係者で知恵を出しあってできることから取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） 副市長からお答えをいただきました。幸いにしまして副市長は中央省庁からの出向でございますから、いわゆる中山間地、ここの振興につきましても、今お答えをいただきましたように、そしてまたエタノールとエネルギーの開発等につきましても、ぜひ中央省庁の情報といいたしましうか、そこらについても力を貸していただきたいなと思います。よろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、一応それぞれ答弁をしていただきました。ここでまとめておきたいと思えます。

教育というのは、教育長も御存じのとおり百年・万年という年月ということは、これは誰でも言っているとおりでございます。だから、新しい改訂要領で小学校の外国語活動、ICT教育、この推進にはいろんな制約があろうと思えます、支障もあると思えます。しかしながら、例えば補助がないからとか、補正がないからとか、予算がないからとか、人が足りないとか、そういうマイナス思考じゃなくて、そういうことになりますと先が見えなくなりますので、やはりぜひ今から試行ということで頑張っていたきたいなと思えます。

そして、原油が今、高騰しております。きょうも150円台、ガソリンのレギュラーで150円

台になっているんじゃないかと思いますが、農業基盤、特にこれからの農業、いわゆる産業基盤とも言っていると思いますが、その一つとして燃料としてのエタノール、これは非常に大きな力を持ってくるのではなかろうかと思いますが。国もNEDOも、そして県もこの開発にはしっかりと力を入れているようでございますから、人吉市もあらゆる方法を探って、そしてそこらを駆使してしっかりと推進をしていただきたいと、このように強く要望をして一般質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時28分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、こんにちは。16番議員の三倉でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。質問は2項目について通告しております。1項目めは認知症について4点。2項目めは、ひとよし春風マラソンについて5点。通告に従いまして質問を行います。

それでは、1回目の質問に入ります。1項目の認知症につきましては、高齢者の増加に伴いまして、認知症高齢者数は増加することが見込まれております。熊本県は全国よりも高い推計値になってはいますが、人吉市は県よりも高齢化率が高くなっていますので認知症者も多いのではないかとお考えかもしれませんが、実際はどうなのか。ここで1点目の質問をいたします。人吉市内の認知症者数の現状及び国・県内の状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） こんにちは。それではお答えいたします。

認知症と診断された高齢者数は、国・県、市ともにはっきりとした統計報告がなされておられませんので、介護認定時の主治医意見書等の情報から、国・県につきましては推計値を、市におきましては実数をお答えさせていただきます。

国における認知症高齢者は平成22年、208万人と推計されております。65歳以上高齢者の約7.2%を占めています。県におきましては、平成22年、5万人と推計され、65歳以上高齢者の約10.7%を占めております。本市におきましては、平成22年、1,320人で、65歳以上高齢者の12.6%で、国・県と比較いたしますと高い数値となっております。今後ますます高齢化に伴い、増加することが予想されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 2点目の質問をいたします。現在、市が行っています認知症患者へ

の対策、何がなされているかということをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

認知症者のうち介護認定を受けておられる方につきましては、介護保険の在宅サービスといたしまして訪問介護、認知症対応型などのデイサービス、グループホーム、小規模多機能居宅などを利用されております。また、施設サービスといたしましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設などを利用されております。それぞれの介護サービスにおいて認知機能の維持、低下防止に努めていただいております。

それから、認知症による徘徊の心配のある高齢者への対策といたしましては、一つ目に高齢者見守りネットワーク事業を行っております。この事業は、事前に本人の特徴、徘徊をされる地域、徘徊時の対処の仕方、写真などを掲載した情報提供書を地域包括支援センターで受け付けております。その情報提供書は、町内嘱託員と地域の関係者、タクシー協会、金融機関、介護サービス事業所等の関係機関、それから警察署、消防署などの公的機関に配付させていただきまして見守りのお願いをし、行方不明の場合には早期発見のために捜索に協力をさせていただき、安全に保護するための事業でございます。平成23年2月末現在、25名の方が登録をされております。

二つ目に、昨年12月に補正予算で予算を計上させていただきました認知症徘徊高齢者位置検索システム事業でございます。この事業は、高齢者の方にGPS機能のついた携帯電話のような機器を所持していただき、行方不明時はパソコン、携帯電話からのアクセスで高齢者の方の現在地を表示し、いち早く発見し保護するものでございます。この事業は、高齢者見守りネットワーク情報提供書をいただいている方が対象になりますが、現在25名のうち9名の方は入院、入所をされておりますので、残り16名の方の御家族等に、担当ケアマネージャーを通して1月上旬に本事業の周知、説明をしていただきました。希望する旨の回答をいただいたのは、現在のところ1名でございます。希望をされない方の理由といたしまして、紛失の心配があるが4名、持って出かけるが無理であるという方が6名、外出することがほとんどなくなった等が5名となっております。希望をされなかった方につきましては、再度市から利用を促進するための説明をさせていただいているところでございます。また、現在高齢者見守りネットワークに情報提供をいただいている方につきましても、必要に応じて情報提供書の提出、位置情報検索システムの活用を考えていただくよう、担当のケアマネージャーに再度依頼をしたところでございます。

それから、認知症を理解していただくための対策といたしまして、全国的な取り組みといたしまして平成16年12月に名称が「痴呆」から「認知症」というふう呼び方が変更になったことを契機といたしまして、認知症を知り、地域をつくる10カ年のキャンペーンが展開されております。これは認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援するサポーターと呼ばれる方を一人でもふやし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民

の手でつくり上げていこうというものでございます。本市では、このサポーターを養成するための講師役であるキャラバンメイト40名を平成20年9月に養成し、同年10月からサポーターの養成に取り組んでおります。平成23年2月末現在、小学生から高齢者の方まで、57団体2,148名の方の養成を行ったところでございます。平成28年度末までに3,000名の養成を目指しております。

以上、お答えいたします。

先ほど間違っ、御説明いたしました。23年度末までに3,000名の養成を目指しているところでございます。28年度と申したそうでございます。失礼いたしました。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） それでは、次の3点目の質問を行います。現在、市が行っている認知症の予防対策についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

現在、市が行っている認知症予防対策についてでございますが、できるだけ介護にならないための介護予防事業として運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防などを目的に、介護サービス事業所3カ所と温泉施設等3カ所でデイサービスを行っております。平成23年2月末現在、御利用いただいている方は164名で、そのうち認知予防を目的に55名の方がストレッチや脳を活性化させるゲームなどを通して心身のリハビリに取り組まれております。また、生活の中で物忘れが心配になってきたと言われる方々のために、平成21年5月から市役所におきまして月に1回、専門医による相談会を実施しております。精神科の病院を受診するには少しちゅうちょされる方でありませうとか、認知症ではないかと心配されている本人や家族などが受診の必要性や対応の仕方などを御相談されております。開始から平成23年2月までの相談件数は41件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま御答弁いただきまして、本当にできるだけ介護にならないためのデイサービスとか物忘れ相談とかが行われていることがわかりました。一方、医療の面から見ますと、このごろ高度な機械を持つMRI、新1.5テスラMRIというそうですが、それではより小さな病変をとらえまして、そういうことが可能になったということですね。そして、特殊な撮影とか解析機能を搭載してございまして、認知症の早期発見が可能だということです。本当の認知症の早期発見が可能というのはすごくいいことだと思いますが、認知症というのは本当に誰もがかかる疾患なんですよ。それで例を話しますと、連れ合いの名前もわからないし、あんたはんは誰ですかねとか、子供の名前もわからない、帰る家もわからないということですね。帰るとすれば自分が生まれたところに向かって帰るということで、

そういう例もありまして、私が近年聞いたことでは8カ月行方不明になられまして、それが認知症だけとは限らないんですが、やっと見つかったそうですね。警察のほうから連絡があって、九州内の遠いところだったということです。髪はぼうぼうで、そういう見る影もなかったと親が話をされましたけれども、そういうようなひどくなる症状があるのが認知症ですので、そういう前に早くわかるようになれば本当に一段、この対処的療法よりも結局脳内のことを検査してわかれば、私たちも受診したいなと思うところでございます。人吉市にもそういう高度な機械を持たれる機関が複数箇所ございますので、少しおかしいなかというようなことが起きてきますと、おかしいよなというのはちょっと物忘れがひどかったり、ちょっと認知症にかかりかけじゃないかなというようなことを周りが感じた場合は、これは本人は全然わからないんですよ、そういうことを。それが周りが気づけば悪化を予防するような指導というのか、その機械を受診もしたりして早くわかるような手だてをすれば、本当に周りの人とか、家族が一番ですけど、そういう迷惑をかけずに済みますし、何よりも本人が救われると思いますので、そういう指導も取り入られる、そういう予防もできるかもしれないような進んだものが、機器が出てきたということも皆さんにお知らせをするような方向でいったほうがいいんじゃないかということで提案をしておきます。

次に、4点目の質問をいたします。認知症といいますと、県が指定している認知症医療の中核となる医療機関、認知症疾患医療センターというのが設置されているということですが、それは認知症の早期診断とか身体合併症への対応、それと医療と介護の連携を図るために国が設置基準を決めて、そして県が指定をするわけですけども、熊本県では8カ所指定されているということです。その中では県民の方が身近な医療機関で認知症の相談とか受診等ができる体制が構築されておいて、認知症と疑われる場合かかりつけの医師に相談し、専門医への受診につなげていくというような仕組みだそうです。それが熊本県では認知症患者の、先ほども数がふえているということを数的に示されましたけれども、熊本県でも急激な増加が見込まれている中、認知症対策の県の重要施策の一つとして位置づけて、医療、介護、地域支援の三つの柱を立てて相互的に推進しているということです。

ここで質問いたします。人吉球磨にどうしてないのか。なぜ人吉球磨が地域拠点型センターに指定されなかったのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

熊本県が指定している認知症医療の中核となる医療機関についてでございますが、認知症疾患医療センターと呼ばれておりまして、熊本大学病院を基幹型センターとし、県内を七つの圏域に分けて地域拠点型センターが指定されております。本市は、八代、水俣、人吉を1つの圏域として、八代市にございます平成病院の管轄となっております。熊本県へ確認いたしましたところ、国が定める実施要項としまして、専門医設置などの人的要因、CT必置の物的要件が定められているようでございます。平成21年7月に設置された時点で、指定要

件を満たす医療機関が人吉管内にはないということでした。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） それでは、医療機関が指定要件を満たせば、これからでも追加指定ができるのでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

熊本県の担当課からは人的要件は満たっているので、物的要件を整えば国にその旨を伝え、地域との連携ができる医療機関かどうかも含めて国の判断を仰ぎ、指定することは可能であるとお聞きしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、御説明いただきましたけれど、医療と介護と地域支援というのは総合的に推進していくというセンターですので、結局八代、水俣、人吉で八代といいますけれど、なかなか認知症患者を連れて通院というのも、受診するというのも大変だからということもあります。ですので、人吉球磨にもぜひ認知症患者の医療センターが設置されるよう努力していただきたいと思います。関係者もそういう希望を持っております。

次に、2項目めの質問に入ります。ひとよし春風マラソンについてでございます。先月、2月20日に開催されました第8回ひとよし春風マラソンには、昨年よりもちょうど700人多い3,968人の参加申し込みがあったということです。

ここで1回目の質問をいたします。実際に参加されたのは何人だったのでしょうか。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

今回の大会は、これまでの最高となります3,968人の皆さんにエントリーいただきました。そのうち、大会に実際に参加された皆さんの数は3,758人でした。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） それでは210名の不参加があったということですね。

次に、2点目の本市経済への波及効果についての質問に入ります。参加されました一つの例を話しますと、例えば人吉高校の出身の方が一人、東京から参加をされております。参加申し込みをされて、家族で人吉へ来られています。その一人のために横浜から同級生が応援に来られました。マラソンの前夜は人吉で同級生が集まったわけですが、人吉在住のたまたま同級生の2人にお祝い事があって祝賀会を開いたわけです。そのときに、福岡から、鹿児島から、熊本から、球磨郡から、そして地元30人ぐらいの宴会がなされております。次には二次会、ホテルへ、くまがわ荘へ、実家へ、友人宅へとみんな泊まったわけです。そして、泊まる前、その後は二次会ですね。そういう数人がそういうのがおられましたけれ

ども、次の日には集まってカメラを抱えて、走るところどころに誰が立つという形で写真を撮って応援しようというような話でされておりまして。そして、その次の日、終わった次の日はお墓まいりに連れていったり、五木へ案内したり、ホテルに連泊された方もおられました。そして、同級生1人がマラソンに参加されることで人吉市にどれぐらいお金が落ちるのかな、経済効果があるのかなというのが、そういう行事を知ったからでございまして、そしてまた、ある山あいのところで尋ねることがありましたら、静岡から来られたと、一人がですね。それが、昔、親にいろいろしてあげたら息子さんが走りに見えて、そして終わった夜は6人ぐらい高齢者夫妻のところでは宴会をされたそうです。とても嬉しかったとおっしゃっていましたね。それと、それじゃあ来年もこんなふうに来なせよと言ったからですね。それまでは元気にしとかんばんで、結局デイサロンや何やらで努力してというようなこともあって、すごく経済だけじゃなくていろんなものへの波及があっているなと思ったんです。

そこで質問いたします。人吉市経済への波及効果はどれぐらいあったのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

本市経済への波及効果についてというふうなことではございますが、今回の大会の参加者数のうち、地域別の参加者を見ますと、人吉球磨を除く熊本県内から約1,100人、熊本県外からは遠くは北海道、沖縄から約1,300人の皆さんにエントリーをいただいております、応援の皆様を合わせますと、人吉球磨以外からかなり多くの皆さんが本市に訪れていただいたものと考えております。

このような中、市内のホテル・旅館にお尋ねしましたところ、少なくともマラソン関係で約330人余りの宿泊があったというふうなことではございまして、その中には大会前々日や大会当日など二泊三泊されたお客さんもおられたというふうなことではございます。また、当日大会終了後は約2,400の方が温泉に入浴されておまして、お土産もかなり売れたというお話もお聞きしているところでございます。インターネットを見ますと、参加者の方が市内のこんなお店で食事をした、こんなお菓子を食ったといったことや、お土産などが写真つきのブログで多く紹介されておまして、人吉市のグルメをたくさんの方に堪能いただいたようではございます。

このようなことから、あくまで参考ではございますが、宿泊客と日帰りの平均消費額を使いまして、大会の宿泊者数並びに人吉球磨地域以外からの参加人数で観光消費額を単純に積算をいたしますと約2,400万円という推計額になります。さらに、会場でのおもてなしのつぼん汁、ぜんざい4,500食、赤飯4,100食分の材料につきましても、地産地消ということで地元食材を使用いたしまして、各種目入賞者には医食同源ひとよし米を初め地元産品を商品として贈呈させていただいているところでもございます。

このように、参加料950万円を含む大会予算の中から、参加商品や食材、会場設営、ポス

ター・パンフレット印刷、大会準備品などさまざまな経費のうち地元で約700万円が還元されておりまして、合わせますと経済効果としてあくまで参考ではございますが、少なくとも3,100万円という金額は推計されるのかなというふうに住じます。また、そのほかにもさまざまな要因による経済的効果もあったのではないかと考えるところであります。金額面だけではなく、大会に関しては毎回参加者の皆さんから、スタッフの方々の対応がよかった、沿道から名前を呼んで応援してもらい勇気づけられた、嬉しかった、つぼん汁や赤飯がおいしかった、来年も参加しますといったお礼や感謝の手紙、メールをいただいております。また、大会開催に際しましては、九州各県はもとより遠くは広島、山口まで約1カ月をかけましてポスターや2,500枚の申込書を配布し、キャンペーンを回っておりまして、このようなことが本市のイメージアップやPRにもつながっているのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、経済的なものもお話いただきましたけれども、本当に参加したものの、ボランティア600人という数字が出ておりましたけれども、私たちが前日から、周りの方たちは数日から、数カ月前からされたと思います。つぼん汁4,500つくるため、そしてぜんざいのおもちをつくため、本当に大変でございました。70名ぐらいが婦人会館の跡に集まりまして、早くから切ったり、本当に腰が立たんようになったというぐらい寒いところで行ったわけですが、4,500これ以上どがんすつとかな、また来年もふえればとかいいながら、がんばらんば元気うちはと、本当に高齢化されておりますので若い人は少ないんですよ。私のほうがまだ若いほうと思うぐらいですね、それくらいの方たちが集まっていたらボランティアをいたしてあります。次の日もまたですけども、でも市のためにすごく経済的に効果があったとすれば、あるということが皆わかれば、がんばらなならんという気持ちになると思うんですよ。私も、ただ友人が来て、こういうことがあって、やっぱりお金を大分使ってもらったなということだけでなく、ひとよし春風マラソンがあったことでどれぐらい効果があったのかなというのを皆さんも知っていただいて、それにまた、それがどんなことに使われるのかなと思いつつもおりましたけれども、すごく効果があったということで、よかったなと思っています。また、元気うちはがんばらなくちゃならないのかなと思っております。

次に、3点目の古都人吉応援団寄附金についての質問に入ります。春風マラソンの翌日は、また翌日は都会から帰られた、夕食も一緒にしたわけですけども、人吉のことがとても懐かしいですね。高齢化がしている、どこも一緒だなど、田舎は特にそうねという話になりますけれども、財政状況も厳しくなっている、そういうようなお話が出て、本当、ふるさと人吉という思いというのが伝わってきたんですね。だから、その場を借りて、人吉のふるさ

と納税というのを説明をいたしました。そうしたら、あらそんなことがあると、あるとならば少しでもできんことはないよねというような言葉もありまして、でもどうしたらいいかわからないというような言葉が返ってきましたものですから、そこで質問したいと思います。古都人吉応援団寄附金の件を、どんな場所で、どんな方法でPRされているのかお尋ねいたします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

ふるさとを離れて生活をされている方々が、生まれ育ったふるさと、思い入れのある町など何らかのゆかりのある地方公共団体、いわゆるふるさとへ寄附金という形で応援していただくと、税額控除される制度がこのふるさと納税制度でございます。

従来の考え方を大きく変える制度のため、まだまだ制度自体も寄附の方法も全国的によく知られていないのが現状であり、本市も例外ではございません。しかしながら、従来の取られるイメージであった税金について、選んで納めるという自発的行為に基づいて自治体に寄附ができるようになったことは、今後の自治体経営において資金の確保が重要な要素である中で、本市の稼ぎ仕事として有効策であり、効率的かつ効果的なPRの浸透こそが寄附額の増加に直結するものと考えております。

そこで、本市が現在まで実施しましたPR方法としましては、寄附の方法やモデルケースを掲載したリーフレットを各団体に配布する方法が主なものでございます。配布しました主な団体としましては、熊本県人会や東京織月会などに定期的に配布をさせていただいております。また、毎年いろいろな同窓会が催されている際に、市の職員を通じてのリーフレットの配布と同制度の説明、さらには本市出身の著名人、有名人に対しましては知人を通じてリーフレットを配布させていただいており、心温まる善意をいただいている状況でございます。特に、今年度は数多くの会合等で配布させていただく機会をいただき、過去3年間で寄附額が最も多い年度となっております。なお、一度寄附をいただいた方に対しましては県内外を問わず、一過性に終わることのないよう継続しての寄附のお願いをしているところでございます。

ちょっと個人的な話にもなりますけれども、昨年私のほうは還暦を迎えまして、ある高校の同窓会を10月9日にいたしました。このときには実行委員会をいたしまして、各市役所、各郡の役場の職員も実行委員会に参加をしておりまして、その場でこの応援団条例といいますか寄附金の寄附の制度のについて、各役場、市役所、市を含めてのブースをつくりまして宣伝をしております。190人以上も集まりまして盛大に行われましたけれども、東京方面を含めていろんな人が集まったものですから、一つの宣伝はなったのかなと思っております。こういうことも人吉市だけがするんじゃなくて連携を取っていくのも一つのPRの方法かなと思っております。

まだまだ周知不足の点もございますけれども、新たな寄附をしていただく方を獲得するた

めにも市民お一人お一人に宣伝マン、営業マンになっていただくなど、今後ますますPRの方法、またその浸透に工夫を重ね、根気強くすそ野を広げていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。三倉議員におかれましてもこれまでいろいろ御支援をいただきましたけれども、今後ますますお力添えをいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、いろんなPRを、本当に思ったよりも努力をなさっているのはわかりました。私も、例えば自分の同級会でふるさとに行っても残ったお金をどうしようかと、私なんかすぐに、ああ、学校に寄附とかいろいろ思うんですけども、そぎゃんせんちゃよかばいというような声がやっぱり、私は田舎のほうなもので返ってきたりしたことがありましたけれども、少しでも本当に、額は大きくななくても数が多かったら大きな額になるわけですから、中学校卒業とか高校とかいろんなところで、本当に今おっしゃったように市民一人一人がちょっと意識してPRをしたら、案外とふるさと納税にはつながるのかなと思っていましたので、また機会があれば私たちも説明していきたいと思えます。ありがとうございました。

次に、4点目の質問に入ります。参加者の方、応援者からの要望及び意見についてを質問いたします。一つ目は、第1回マラソンから知っている方だったものですから、去年も来ていただきましたねとお話かけますと、その方がおっしゃったのに、もう8回連続で来ておとすばいと、それであと2回で10回だから、10回目の時に、10回目になったら、10回連続出場者には何か記念の賞状でももらえるのかなとおっしゃったものですから、そうですね、そんなことも考えられますねと、そういう気持ちを述べていただきました。それで、ちゃんと市長には伝えておきますと話をしたことがあったんですね。

それと、もう一つはまず要望としてですが、高速バスを利用して参加される方が飛行機で来て、高速バスで降りて、ちょっとインターからの交通手段が少ないというようなことを言われておりました。私は一回そういうようなことがあったものですから、市にお話したときに、人吉から高速に乗りますとじゅぐりっとバスの時間表がおいてあったんですね、高速バスに。ちゃんと私の気持ちは伝わったんだなと思ったんですけども、そういう努力はしていただいていると思えますけれども、そういう声が聞かれました。

また一つは、人吉のインターのバスとかタクシーに乗るとしても待たなくちゃならないですね。待つときに、年寄りも多いし自分たちも年のうちだし、腰かける長いすの一つでもいい、それも屋根つきがいいなということでした。その人の場合は雨でびしょぬれで、待っている間にびしょぬれになったということでした。なんで高速のあそこでおりましたと言ったら、次に乗ろうとする人たちがいて乗れなかったし、傘も持っていなかったということですね。そういうことで要望が出ております。屋根つきの待合所。簡単でいいですから

近くに設置していただければというのがありました。

それと、もう一つは公衆電話がほしいなというのも幾つも聞いております。というのは、今は携帯がありますのでそう不便じゃないのかなと思ったんですが、今こういう経済状態でするので携帯電話を持たない人がいるんですね、結構。お年寄りの人たちもそうですし、その携帯電話を家に忘れて、それを家の人に持ってきてほしいといったときに、どういう連絡をしていいかわからないというのがあって、私はちょうど、何かそわそわされている人があったからお聞きしましたらそういうことでしたので、私が、携帯電話いいですよ、かけてあげますからと言ってかけたんですけれども、電話番号を覚えていらっしゃればいいんですよ。家の電話番号を覚えていらっしゃらないですから、電話帳もないですからどうしようもないということもありますし、ある人はちゃんと覚えていらしてかけてあげたことがありますけれど、本当に公衆電話というのが設置できたらいいなと思っております。ただ、何千円以上月にお金がでないといけないということもありますけれども、ここもちょっと考えていただきたいと思います。

それで今の3点でしたけれども、要望が出ておりますので、それについて御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

平成20年の第5回大会から「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里」をキャッチフレーズに、大会名をひとよし春風マラソンと改め、内容の充実を図ってきたところでございます。結果、年々参加者も増加し、今回の大会には過去最高となります3,968人の方々にエントリーいただくまでに成長してまいりました。これもひとえに大会を支えていただきます市民の皆様方を初め関係各位の御理解と御協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、御質問にありました方以外にもこれまで8回連続で参加していただいている選手の方々もいらっしゃるかと存じますが、皆様方には毎回大会を盛り上げていただき、この場をお借りいたしまして、心から御礼を申し上げたいと思います。10回大会につきましては、私どもも一つの節目の大会であるというふうに考えておりますので、記念の催し物等を検討してまいりたいと存じております。その中で、御質問にありました10回連続参加いただきました方々への記念品等も準備させていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、高速バスを利用して参加される方から、インターからの交通手段が少ないということでございますが、恐らく都市圏からの御参加していただいた方と思っております。現在、インターまでの交通手段は、昨年3月からのさるく人吉の運行やインター線の増便により、以前と比べると随分利便性は高まっていると思っております。したがって、遠方から高速バスを使って春風マラソンに御参加された方に対し御不便を感じさせましたことは、大会運営の責任者として私自身大変心苦しく思っているところではございますが、御理解を賜りたいというふうに思っております。

また、九州新幹線全線開業に伴いまして、八代―人吉―宮崎間、16本の高速バスが運行されますので、それに接続するためのまた交通手段というものも今後考えられていくものというふうに思っております。

次に、バス待合所の改善につきましては、以前から御要望を多数いただいております、夏場の暑い時期、また議員御指摘の雨の日などには高齢者や子供連れの方々に特に御迷惑をおかけしていることにつきましては、これまた心苦しく感じているところでございます。私はこのバス待合所を人吉の玄関口の一つと位置づけておりまして、管理者であるNEXCO西日本に対し、ゆっくり座って待つことのできるバス待合所の整備ができないものかとこれまで何回も要望を行ってきたところでございます。現在は、今年の9月議会において、人吉IC高速バス停整備に関する委託料の予算を認めていただきましたので、整備に向けた協議をNEXCO西日本と現在進めているところでございます。今後できるだけ早い時期に整備に取りかかることができるよう、鋭意努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、公衆電話につきましては、どこの場所という特定というものがお伺いしておりませんが、これはNTTの営業政策の一つであろうかと思いますが、逆に携帯電話の普及によりまして公衆電話、またはピンク電話等々の撤去が相次いでいるというふうに聞いているところでございます。これもやはり費用対効果、採算の問題というものがあろうかと思っているところでございますが、そういう御不便をおこむっておられる方々に対し、大会本部において何らかの対応をするということは考えられるというふうに思っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま御答弁いただきましたけれども、要望を出されるのは、人吉にいらっしゃっているということですので、ぜひぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、5点目の医療救護担当よりに入ります。前回までは2キロ、3キロの人たちが走ってゴールしますと、多くの子供がどっと救護所に来ておりました。私もずっと救護所にいるんですけども、ことしは走った後、来た人が少なかったんですね。ただ、洋服も両膝・両肘が破れたりした子供が親に連れられてきましたけれども、数は多くはありませんでした。道路状況がよくなったんだなと私は解釈したんですけども、ただ、今回というのは10キロとハーフを走った方がゴールされた後は大忙しでした。中には、片脚、靴の外まで真っ赤にして来られたんですよ。それで、どういうけがかなと思って見ましたら、まめができていますよね、足の底に。それも3センチ、4センチ、初めてあんな大きなまめ、それがつぶれているものですから、それと指の間もまめができてですね、そういう人がいらっしゃいました。それでちゃんと措置して、先生もおられましたし簡単な措置をして病院に行かれるようにお勧めしたんですけども。そういうのがありましたし、気分が悪い、ふらふらする、

そして走って汗びっしょりと、雨もちょっとありまして、着がえさせようと思っても着るものはどこか遠くに置いてあるというような状況でした。それで、私たちも反省はしたんですね、もうちょっとたくさん毛布とかいろいろなものを持って、毛布というのは汚れますのでね、というのは思いましたけれども、そういう状況でした。それともう一つ、無線のほうから、本部のほうから連絡をいただいたのは、今、大柿、小柿のところちょっと、ですから遠い所ですよ、そこから今、足を引きずってやっと歩ける状態と、ところが収容車には乗られないんですよ、歩いて絶対ゴールしたいとおっしゃるからと電話がありました。ああ、ことしもかなと思ったんですが、それがお1人じゃなくて5人ぐらいですね。ただ、お1人の人は黙って、途中から走ってゴールしていたから周りの方たちも心配されたようでしたけど、そういう状況なんですよ。それで、走る人の心構えというんですか、今まで、ことしではなかったけれども、前には大学をことし卒業するから記念に初めてハーフを走りましたとか、挑戦、自分の体調を全然考えないでそういう挑戦をされている方がありましたし、それと今度も靴も新しいのを履いて、慣れないのをですね、自分は運動しないでということがやっぱり目立ちますので、何らかの走られる方への走るための心構えですか、そこら付近をもう一つ抑えていただきたいなと思います。やっぱり私たちは何が来るかわからないと、救護するときにはすごく、お医者さん1人はおられますけど、心配になりますので何かおこらないようにですね。それと参加者の心構えといったものを事前にということと、もう一つはそういう四、五人ぐらいの歩く人がことしもあって、交通規制の場合は9時半から12時半までですか。12時半までですよ、それではそれ以上かかってゴールされる方がいるわけですね。やっぱり収容車で、救護車というのは後からついてきますし、交通規制が解除されたときにはとても町なかは大変というか危ないということですね。ですから去年も要望があって、私も実行委員会でお話をしたんですけれども、要望は入れておいたんですけれども、ことしもそういうのがありました。それで十分用心していかなくちゃならないと思うんですけれども、この要望と言いますのはお医者さんもですし、救護者全員の要望でございます。そこで、執行部の御答弁をお願いしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えする前に、先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。

経済効果の御質問のところで、ポスターや2万5,000枚の申込書をとるべきところを2,500枚と言ったようでございます。「2,500枚」を「2万5,000枚」に訂正をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、お答えいたします。出場選手全員の皆様にはゼッケン引換証を通知する際、参加者の皆様へということで、健康管理に十分注意し、途中で体の異常に気づいたら無理をしないで早めに競技を中止してくださいという注意書きを記載し、お送りしているところでございますが、毎回転倒によるすり傷等を負う方、嘔吐、気分が悪くなったり、足や靭帯を痛

める方、まめができた方などがいらっしゃいます。ランナーの皆さんは大会を楽しんで走る方、記録を目標に走る方などさまざまな思いで参加をされておりますが、少々無理をしても救護車に乗らず、最後まで走りきりたいという方がほとんどのご様子です。これまでの大会で大事に至ったことはありませんが、今回4,000名に近い方々がエントリーされ、ハーフの部には1,300人を超える皆さんにエントリーをいただいています。今後さらに参加者がふえると考えますと、さまざまな事態が生じることも予想されると存じます。マラソンに参加される皆さんのおいては自己管理が基本かと存じますが、初めて参加される方や長い距離を走る方もいらっしゃるかと思いますので、大会会場では事前の健康チェックも行っておりますが、参加者の皆さんがいかに自分の体調に気をつけていただけるか、さらに大会中けがや体調を崩されたランナーの救護体制などについても、今大会の反省点を含めさまざまな御意見をお聞きしながら次回大会に向けて検討してまいりたいと存じます。

2点目の交通規制の時間帯でございますが、現在、大会の交通規制は午前9時半から12時30分まででございます。交通規制解除後にコースを走られるランナーには車等に注意し、歩道部分を走っていただくことにいたしております。今大会の最終ランナーの記録は3時間14分でございます。約30人の方が規制解除の12時30分以降にゴールをされております。各地で開催される大会を見ますと、制限時間を設けている大会、設けていない大会などさまざまですが、設けている大会ではハーフにおいては3時間から3時間30分が多いようございます。大会運営上、参加された皆さんの安全を確保するということが大変重要であると考えております。ただし、交通規制の時間を延長することについては、市民の皆様への影響を考える中で、特にコース沿線の住民の皆さんの御理解が必要でございますし、警察との十分な協議も必要となってまいりますので、今後さまざまな課題等を含め検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま御答弁いただきました。本当にいろいろな要望や提案を申し上げましたけれども、それを実行していただくのは大変だと思います。安全の面からは、私はまずは安全に終わることが第一だと思いますので、御検討をいただきまして改善いただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君）（登壇） こんにちは。4番議員の川野精一です。きょうも元気にまいりたいと思います。

まずもって本年度で退職を迎えられる市職員の皆さん、市民のために心血を注ぎ、そして市政発展へ御尽力、本当にお疲れ様でした。私もこの4年間、皆さんの人間味あふれる生きざまを通してさまざまな教えと感動をいただきました。本当にありがとうございます。そして、今後も何よりお元気でお過ごしいただき、変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げます。

今回は観光関係と健康関係について質問いたします。

まず、観光関係の二次交通の利便性についてですが、間もなく開業を迎えます新幹線全線開通をにらみ、1月に大阪のJR西日本営業本部へ熊本県のPRに出向きました。その際、新幹線さくらには秋口ぐらいまで当面団体枠がないことを知りました。つまりは、個人または小グループの観光客、またはビジネス客から動き出すということです。個人客が主流の昨今ですので、担当部長さんも到着駅からの二次交通の整備を訴えられておりましたが、人吉球磨のように、古きよき歴史と文化が残る町では、レンタサイクル、それも電動アシスト付きの自転車の需用がふえるとの話を聞きました。実際、JR九州がパック商品にしている電動アシスト付き駅前レンタサイクル楽チャリは利用率も高いようです。環境問題への関心や健康意識の高まりで観光客などの自転車利用が急増しているのを受けて、今、電動アシスト自転車の貸し出しが自治体や観光関連団体などによって全国各地で行われております。

当地人吉駅にも楽チャリがありますが、台数が少ないのか利用できなかったとの声も聞かれます。今後利用の増加が見込めると思いますが、楽チャリやくま川鉄道のレンタサイクルについて、現在の利用状況と今後の利用見込みについてお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

JR人吉駅構内にあります人吉市観光案内所におきましては、全部で12台の電動アシスト付き自転車、通称楽チャリを保有しておりますが、そのうち6台につきましては他の駅での申込者や団体客に対応するため確保しており、通常は6台を貸し出ししております。なお、平成22年1月から12月までの1年間の利用台数は、JR利用者が840台、一般が50台の合計890台でありました。

また、くま川鉄道でのレンタサイクルでございますが、こちらは電動アシスト付き自転車ではなく普通の自転車でございますが、保有台数は大人用、子供用合わせて38台で、平成21年10月から事業を開始しており、昨年1年間の利用台数は683台というふうになっております。

議員御指摘のとおり、九州新幹線全線開通の影響により、今後JRを利用した観光客の増加が見込めることもあり、また電動アシスト付き自転車は経済性ばかりでなく環境にも優し

い、いわゆるエコ的な乗り物でもあることから、使いやすい利活用を検討してまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） ありがとうございます。電動アシスト自転車の導入はJRの利用客でなく観光客の自動車から自転車への乗りかえや既存のレンタサイクル利用客の満足度向上が目的といわれています。将来的には駅前ではなく、市内の駐車場脇にサイクルステーションを設けて、市民も利用できたり、中心市街地の活性化にもつなげられないだろうかと思いをめぐらせているところです。

観光地は山あり谷ありで起伏の多いところもありますが、坂道でもすいすいと自然と触れ合いながら健康的に観光できること、そして楽に遠くへ行けることが電動アシスト自転車の何よりの魅力です。実際、多良木一人吉間を毎日通勤している人もいるぐらいです。また、原城の坂や東林寺の坂も座ったまま上れます。

それでは次に、レンタサイクルの具体的な利用例などありましたら、教えてください。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

例えばくま川鉄道におきましては、車両に自転車を一緒に乗せることができるようになっておりまして、自転車を載せる代金が260円ということで区間による料金の変動はないわけでございます。年間約120台ほどの利用があっているようでございます。

そこで、自転車を車両へ積載していなくても済むように、主要駅である人吉駅、おかもめ幸福駅、あさぎり駅、多良木駅、湯前駅においてもレンタサイクル事業を始めておりますので、現在貸し出した駅に利用後も返すこととしておりますが、利用状況を見ながら、将来的には貸し出した駅以外の駅でも返却が可能となるように準備をしているところでございます。できるだけ多くの方々に利用いただけるよう周知に努めておられますので、今後の参考とさせていただきます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） ありがとうございます。くま川鉄道さんにしても電動アシスト自転車を導入して、より広域を楽に回れる商品の開発などで付加価値をつけることも可能かと思えます。サイクリングロードを使ったり、三十三観音めぐりやツクシイバラツアーなど、春・秋の観光シーズンにはぴったりなアイテムだと思います。

電動アシスト自転車は一時より値が下がったものの、まだ高価ですが、投資のしどきではないかと思う次第です。人吉駅前とあわせて導入を計画されてはいかがでしょうか。椎葉経済部長、いかがでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

先ほども答弁しましたように、レンタサイクルの需要が年々増加してきておりますし、SL人吉にあわせたスローな旅にピッタリなアイテムだというふうにも思っております。今後の滞在型観光にあわせましてニーズをしっかりと把握しながら、観光協会等とも協議しながら台数をふやしてまいりたいというふうに思います。

以上です。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（**簗毛正勝君**） 4番。川野精一議員。

○4番（**川野精一君**） ありがとうございます。それでは、続きまして姉妹都市である指宿市との協力体制について質問いたします。

先般、人吉市と姉妹都市の間柄にある鹿児島県指宿市の旅館・ホテルの女将さんたちが人吉を訪れ、人吉市の旅館の女将さんたちと連携して観光客誘致を行うことが発表されました。市長も言われておられましたが、九州新幹線全線開業での受益地の一つは指宿市ではないか私も思うところです。指宿市との観光協力体制は必須と考えるので、どのような政策を進められるのかお尋ねいたします。

○経済部長（**椎葉文雄君**） お答えします。

人吉市の旅館のおかみの会であるさくら会と指宿市のおかみの会であります華の会が連携して、お客様へのサービス向上並びに両市の誘客増加を目指した一つの試みとして、玉手箱プランが発表されたところでございます。このプランは、例えば人吉市に宿泊されたお客様が1年以内に指宿市を訪れ、おかみのメッセージを宿泊先に提示すると玉手箱がプレゼントされるという内容でございますが、詳細は今後決定されるようでございます。

この両市のおかみの会の交流を通して、人吉市の山の温泉と指宿市の海の温泉が深いつながりを持ち、お互いの地域の活性化につながっていくことを期待しております。これまでも人吉市と指宿市は、姉妹都市としてさまざまな交流を行ってまいりました。姉妹都市となってから、祭りの面では人吉お城まつりと指宿温泉祭での交流を当初から毎年続けておりまして、両市の小学生を交互に受け入れする人吉市子ども会育成連絡協議会による交換会を通して子供たちの交流が継続して行われ、スポーツ面でも野球やバレーボール、バドミントンのスポーツ交流、太鼓におきまして人吉市の球磨川太鼓と指宿市の湯豊太鼓は長年交流を続けているところでもありまして、人吉市と指宿市は観光誘客の面での協力体制も取りやすいものと考えております。

九州新幹線鹿児島ルート全線開業により鹿児島県最大の観光地でもある指宿市は、関西地方、あるいは中国地方にかけての観光客の大幅な増加が見込まれるところでございますが、一方、九州南部の内陸部にある人吉市に観光客を誘客する仕組みづくりと情報の提供を実施していく必要があります。まず、九州新幹線で素早く鹿児島中央駅に到着し、日豊本線と肥薩線の観光列車はやとの風といさぶろう・しんぺい号を利用して人吉にお出でいただき、人吉市での宿泊観光の後、SL人吉で八代・熊本経由で帰っていただくというゆっくりとした

旅を満喫していただくファースト・アンド・スローの観光を前面に打ち出し、その魅力を露出し、観光情報を積極的に発信することで本市の観光客増加に努めていく考えでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） ありがとうございます。人吉市と指宿市、先人の御努力でこれまでの交流で培われた絆もあります。お互い協力し合って輸送客に貢献できれば南九州の滞留効果も上がると思います。また、両市議会の交流なども図れれば得るものも大きいのではないかとと思うところです。

次に、具体的な協力体制の構築案などございましたら教えてください。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

鉄道で熊本から人吉を通り指宿へ行くとしたら、SL人吉、いさぶろう・しんぺい号、はやとの風、指宿のたまて箱といった観光列車が四つも走っているのは、この肥薩線から指宿へ行く路線だけであることに、まず注目したいというふうに思っております。

また、肥薩線は19も鉄道近代化遺産が残る、鉄道ファンには垂涎のルートでもあります。スピードの新幹線に対し、スローな観光列車と魅力ある鉄道を前面に出していくことが、本市と指宿市を結ぶ最良のPRであるというふうに考えております。現在、指宿から新八代駅までは霧島・指宿のんびり切符として、JR様にはフリー切符を組んでいただいております。今後は、姉妹都市でもありますので、両市の観光パンフレットにそれぞれの観光を紹介するコーナーを掲載するなど、南九州の魅力を伝えていく政策を検討してまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） ぜひとも新年度の姉妹都市交流に相互協力の強化を盛り込んでいただきたいと思います。

次にまいります。続きまして健康関係。口腔衛生の意識向上について質問いたします。まず最初に、歯や口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることは、既に皆様も御存じのことと思います。しかしながら、人吉市健康増進計画、食育推進計画の策定に携わった同計画策定委員会には、前身の健康増進計画ヘルスプラン21に携わった人吉市歯科医師会が含まれていませんでした。それはなぜでしょうか。質問いたします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

人吉市健康増進計画、食育推進計画は、健康増進計画と食育推進計画を合わせた計画であり、平成23年度から平成25年度までの3カ年計画でございます。この計画は、子供から高齢者まで、生涯を通じた健康づくりを推進するための計画であることから、計画策定の委員の選定に当たってはライフステージごとの健康問題、生活習慣などの課題についての現状を把

握するため保育園連盟や老人クラブ連合会など、また基本となる食育を推進するために農業生産から消費までをカバーする地産地消推進協議会などの関係組織、団体等から委員を選定させていただきました。

今後は計画の進捗状況の確認、評価、見直しを行うために、人吉健康づくり推進協議会の委員として歯科医師会にもお入りいただき、専門的立場から御意見をお願いしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） ありがとうございます。健康づくり推進協議会の委員として参加されるということですね。わかりました。

今回、私は県議会が超党派でつくったという熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例について、人吉市議会12月定例会での笹山議員と執行部の一般質問でのやりとりを聞いておまして、科学的根拠や既にフッ化物洗口を行っている先行例の現状が知りたくなり、複数の歯科医の先生や幼稚園のお話を聞いてきました。

そこで質問ですが、熊本県議会9月定例会で上程可決され、11月1日から施行された熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例を受けて、執行部としてどのような取り組みを行いましたか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

現在、乳幼児期から小学校低学年に対しては、検診時や幼稚園、保育園及び小学校に出向き、基本的な歯磨きの大切さを伝える歯磨き教室や虫歯予防に関するフッ化物の効果などの情報提供を実施しております。高齢者については、口腔機能向上のための介護予防教室の開催や、戸別に訪問をし虫歯予防や歯周病予防のための口腔ケアの方法、義歯等の管理指導等を行い、必要に応じ歯科の受診を進めるなどの活動を実施しているところでございます。

また、県の御指導により、二、三年前から人吉市内の3幼稚園がフッ素洗口を実施されております。しかしながら経過年数が浅く、虫歯有病率状況を表すデータは現在のところはございませんが、人吉市保健所にお尋ねいたしましたところ、保護者の感想といたしましては、子供の歯への関心が高まった、歯磨きが好きになったと喜ばれている方もおられるということでございます。

また、人吉球磨管内でも四、五年前から、湯前町や水上村等乳幼児検診や保育園などでフッ素洗口、フッ素塗布等のフッ化物を取り入れた取り組みが実施されているようでございます。県の資料によりますと、虫歯保有率が減少した、保有率は横ばい状態、あるいは保有率が上昇した等その効果についてはさまざまな評価があるようでございます。人吉市といたしましては、まずは歯磨きが基本であることから歯磨き指導を重点に行い、フッ素塗布やフッ化物洗口等の取り組みについては、関係機関と協議しながら今後検討していきたいと考えて

おります。なお、県条例の推進につきましては第1条の目的を初め、基本理念や県との連携、関係者の役割等それぞれが役割を果たしていくべきものと理解しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） ありがとうございます。私が聞き取りをしました幼稚園も開始して2年ほどで、まだフッ化物洗口の効果が見えてこないとのことでした。先例とされています玉東町の例でも、1995年に保育園2カ所、2007年から小学校2校と中学校1校が洗口を開始して、2009年度に小学校6年生と中学校3年生を調べたら大きな効果があったということですから、継続は力なり、地道に続けた結果ということでしょう。

次に、虫歯予防について学校はどのような取り組みをしているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

まず、平成21年度12歳児の一人平均虫歯数及び都道府県順位につきましては、熊本県は2.6本で全国ワースト2位でございます。人吉市は3.46本で、県内47市町村の中で38位となっており、決して芳しい状況ではございません。

各学校における虫歯予防の取り組みについての御質問でございますけれども、主な取り組みは、一つ、給食後の毎日の歯磨きや歯磨き指導、2点目、フリー参観時や学校の時間を利用した口腔衛生についての授業、3点目、保健だよりでの啓発、4点目、学年通信で歯の治療率を記載してお知らせ、5点目、歯磨きカレンダーを実施し、その結果を保健だよりに記載してお知らせ、6点目、治療について保護者に懇談会で説明する、7点目、歯科衛生士による指導、講話などでございます。また健康診断後に口腔衛生だけではございませんけれども、ほかの耳鼻咽喉科とかそういうふうな疾病があった場合には異常について保護者に通知をして、長期休業中に治療をしてほしいとか、そういうふうな受診の結果を学校に出していただくようお願いもしているところでございます。そのように、養護教諭や担任の先生たちが指導等に当たっているというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） 最近はプリントを家庭に回しても保護者が見ていなかったり、それから学級懇談会を開いても参加が少なかったり、先生方が保護者へ「啓蒙」活動をして保護者への正確な指導ができない状況があると思います。子供たち自身が自分の歯は自分で守るというような意識を持たせることが必要なのではないかと考えます。

次に、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

虫歯や歯周病の予防など歯や口腔の健康づくりを進めていくことは総合的な健康づくりの上からも大変重要でありまして、日ごろからバランスの取れた食生活や正しい歯磨きについ

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） 皆様には貴重なお時間を浪費してしまい申しわけありませんでした。それでは、私が先ほど申し上げました、ここで、12月議会で出たさまざまな問題提起についてから笹山議員の議事進行前までの発言について取り消しをお願いいたします。

○議長（簗毛正勝君） ただいま4番議員より、発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり、許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。よって、発言の取り消しは申し出のとおり許可することに決しました。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） それでは続けさせていただきます。

まず、経済的に家庭で行えない子供の差をなくす意味では、集団で行うことの方法が意義があるというふうに考えます。それから、私の調べた範囲、フッ素物利用については65年のプロセスがあっておりまして、それについてはアレルギー等の心配はないという確信を持っております。それから、人吉市歯科医師会の中ではフッ素洗口についてのコンセンサスは取れてはおりまして、推奨をしている立場ということを確認いたしました。危険性については、副作用は適量、適法で行う限り問題がないということ。内服薬でも副作用がありますが、適量、適法で内服する限り安全であると厚生労働省が言っているのと同じであるということ。もちろん使用法を間違えないように十分に指導することが大事であります。養護教諭でなくとも学校歯科でもできることだということを確認しております。

それから、フッ素洗口を行う場合は行政、学校、学校歯科医、学校薬剤師、保護者等がやり方などいろいろな問題点を十分に話し合い、やろうかということになれば実施したらよいと考えます。フッ素洗口を希望しない子供たちには、容器を水に入れて同じように洗口して差別をなくす方法もあります。関係者が十分に話し合い、納得できたら実施してもよいという形で進める学校なのかそうじゃないのか、それを考えていただきたいというふうに私は思います。また、今、フッ素洗口につきましては小学校ではマイカップを持っておりまして、そのマイカップにポンプでびゅっとして洗口するというので、紙コップの使用はないということでございます。

とにかく、フッ素洗口を行うに当たっては一部に負担を押し付けるのではなく、皆で子供の健康のために年を取っても自分の歯で食べ、要介護者にならないために子供のころから歯

及び口腔の健康教育をすることが大事で重要なことと考えます。

以上の考えを持って、市長にお尋ねいたします。県条例の実施についての見解を求めます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

フッ素塗布もしくはフッ化物洗口におきまして、さまざまに議論を持っておられる方もいらっしゃると思います。そして逆に、これを促進することによって虫歯を解消していく一つの手段として考えておられる方もいらっしゃるわけでございます。そういうさまざまな意見を、まずは我々といたしましても学校現場に求め、そして議論を高めながら、そしてどういう方法が一番実施に向けて、安心・安全な環境を構築することができるかということの一つ一つ積み上げていかなければいけないというふうに思っております。そういう環境の中で、初めて県条例の実施ができるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君） これをもちまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時56分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで4番議員より、発言の申し出がっておりますので、これを許可します。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君）（登壇） 発言の訂正をさせていただきます。発言中に、「啓蒙」という言葉を発してしまいました。正しくは「啓発」でございます。お詫びいたしまして、訂正いたします。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの申し出のとおり、訂正方よろしく願います。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 13番議員の本村です。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。質問内容は5点あります。まず1点目、住宅リフォーム助成制度。2点目、ダムによらない治水対策。3点目、誘致企業。4点目、介護保険制度。5点目に下水道事業に関して質問をしてまいりたいと思います。

それでは、まず1点目の住宅リフォーム助成制度について質問してまいります。消費不況の中、市民の暮らしは本当に大変になっています。2月9日に建設業者の方々と懇談したと

ころ、仕事が全くないと言われていました。そのような状況の中、住宅リフォーム助成制度を行っている自治体から、この制度が住民から好評であることが報告されています。近隣の多良木町では、住宅リフォーム助成制度が昨年7月から始まりました。住宅の修繕、補修、増改築のための工事などを対象に、10万円以上の工事費の20%以内で、20万円を上限に町が補助を行います。現在64件申し込まれており、995万円の補助金に対して、請負総額は8,383万円、約9倍の経済効果があったことが明らかになっています。

このように、この制度は地域経済への活性化へ波及効果が大きいために、昨年末で全国の180の自治体に広がっています。まず市長に、この制度を行うかどうかの前に、認識についてお伺いいたします。住宅リフォーム助成制度は魅力のある制度だと思いませんかということについて、お伺いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

リーマンショック以来の経済不況の中で、または新築住宅の着工件数が減る中で、こういう一つの経済振興施策というものは効果的なものであるというふうに認識いたしております。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 市長も経済効果の高い施策だということでした。住民からも大変喜ばれております。私が調べてみると、この制度の期待の大きさを表す出来事が各地で起こっています。滋賀県近江八幡市は住宅リフォーム助成制度を、昨年度と今年度に続いて来年度の実施を目指して予算案に計上しました。昨年8月16日の申し込み受付初日には、1番に申し込もうと前夜8時ごろから市役所前で市民2人が徹夜で待つ人まであらわれました。当日は早朝から受付の列ができ、受付開始の午前8時半には150人余りが市役所を取り巻くように並びました。初日の申し込みは282件あり、150件程度の助成を予定していた市の予想を一日で大きく上回っています。窓口になっている市商工観光労政課の担当者も、この期待の大きさに驚きましたと語っているそうです。

このように、住民から喜ばれ、地域経済の活性化へ波及効果が大きい住宅リフォーム助成制度を人吉市でも行うべきではありませんかということをお伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

住宅産業のすそ野というのは大変広いものであると。よって経済波及効果が大変大きいというふうに思っているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、新築住宅の着工件数が落ち込んでいる中で住宅リフォームの需要が拡大しますと、中小の地元の業者の皆様方の仕事が確保されるだけでなく、地域経済の活性化にも大きく寄与するものと認識をいたしているところでございます。

さて、去る2月22日にニュージーランドで大地震が発生し、ビルが倒壊するなど大きな被害が出たところでございます。日本人留学生を含む被災されました方々には心からお見舞い

を申し上げたいと思います。

私たちが住んでいるこの日本におきましても頻繁に地震が発生しておりまして、児童・生徒の安全が第一であるとの考えから、現在、小中学校の耐震改修工事を進めているところでございます。平成7年の阪神淡路大震災では、多くの住宅が倒壊したことにより多数の方々が犠牲となられました。その現場は私も目の当たりにしたところでありますが、今後は住宅の耐震化をどのように促進していくかということも、人吉にとりまして大きな課題となっているのではなかろうかと思っております。

住宅リフォーム制度につきましては、経済対策としてだけではなく市民の安全を守るという観点から、特に耐震改修の助成制度につきましても、今後、財政状況なども勘案しながら取り組みを検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 耐震化も非常に必要であると思います。多良木町のやっている住宅リフォーム制度の要項がここにありますけど、多良木町は耐震化のはここに入っていないんですけど、太陽光発電等のCO2削減につながる工事あたりを、要項の中にそういうのにも使えるというようになっております。そういった面で耐震化も、条例ですか要項ですかあるんですけど、そういうようなものの中に入れてやるという方法もあると思いますので、検討されるということで、その辺を含めて検討をぜひしていただきたいということを申しておきたいと思います。

それでは、2点目のダムによらない治水対策についてお伺いしていきます。球磨川の治水対策において、この人吉市で早急に対策が必要なのはやはり人吉橋左岸の未改修部分の河道拡幅と築堤だと思います。この部分は状況が前進しつつあるという話も聞きます。

そこで、この部分の改修に向けての取り組みが、今どのような状況にあるのかお答えください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

人吉市地区における直ちに実施する対策として、人吉橋下流左岸の掘削、築堤があるわけですが、御承知のとおりこの場所につきましては、地権者との用地協議が必要になってくるわけですが、現在、国土交通省八代河川国道事務所において、鋭意地権者の方と用地協議を進めているというふうにお伺いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 用地協議中ということで、これ以上、中に質問するのは難しいと思いますけれども、これがぜひうまく協議がまとまって、この治水対策が進んでほしいということをお述べておきます。

それで全般的な治水対策ですけど、3月29日に行われたダムによらない治水を検討する場の第7回会合において、国土交通省は直ちに実施する対策で想定される370億円から440億円の総事業費及び工期を示していました。ところが、6月23日に8回目の会合が行われて以降、9回目の会合を行われる様相が見えません。何回か各自治体に打診はあったと担当課に聞いていますが、日程調整などについても、国に8回までの積極性が見えないように思います。このような状況ですが、市長は積極的に治水対策の予算をつけるよう国に求めていくべきだと思いますが、その点について市長はどうお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ダムによらない治水を検討する場というのが、第8回が昨年6月23日に開催されまして以来、二度ほど各出席者に日程調整等が行われたわけですが、日程調整が整わず実施に至っていないのは御承知のとおりでございます。

実は今週の月曜日、7日の夕方に国土交通省八代河川国道事務所の笠井所長さんと熊本県の河川課、川辺川ダム総合対策課の御担当者が来庁され、現在の状況についての報告があったところであります。内容につきましては、3月に予定していた第9回の会議が県議会や流域市町村の議会のスケジュールで開催できなかつたので、現在の検討状況について全市町村長に説明あるいは意見聴取をして、実際の検討の場を開催するまで個別であっても議論を深めていきたいということでございました。

また、第8回が6月23日に開催されてから現在までの間、第7回や第8回で出た宿題について国交省、熊本県で検討し、さらには直ちに実施できる対策が予算さえあれば本当にすぐ着手できるのかなど、事業レベルの課題についても検証を行っていたということでございました。

私といたしましても一日も早くダムによらない治水を検討する場を再開をしていただきたいと、新たな治水の方針等について結論をいただきたいというお願いを申し上げたわけですが、中期あるいは長期の治水対策の整備方針についてしっかりと、再び議論はしながら、すぐやれる治水対策については、つまり短期ですね、示された短期の治水対策については待たなしで予算をつけていただいて実行してほしいと強く要望したわけでありました。

それからまた、ソフト対策といたしまして、人吉市の防災無線、これも社会資本整備交付金等々による早急なる対応をお願いしたいというふうに強く要望したところであります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） ぜひとも、そのところはしっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

それから、3番目に企業誘致のことについて質問してまいります。3月1日に開催された全員協議会において、人吉市中核工業用地整備事業の概要の説明がありました。この人吉市

中核工業用地については、平成20年10月の人吉市議会臨時会において、議会としても用地の目的変更を承認した経緯もあります。私も企業の地域への進出については、雇用進出のうえで歓迎するものです。しかしながら、その後のリーマンショックの影響は大企業にも大きな影響を及ぼしました。そこで、この人吉市中核工業用地整備事業についても、今後の事業の進め方を検討しておく必要があると思います。そこで、この質問を行います。

まず、市民の中では人吉市中核工業用地整備事業について、まだ知られていない部分もあります。ここで、この事業の事業場所、開発面積、工業用地有効面積、概算事業費がどのようなものかお答えください。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

中核工業用地整備事業につきましては、先日3月1日の全員協議会にて報告させていただきましたが、まず第1期の整備計画区域としまして、現在国道221号線沿いに保有しております上漆田町の約10.8ヘクタールの工業用地に、その東側の農業振興地域である平坦な畑地を含めた区域でございます。開発面積は18.72ヘクタール、工業用地有効面積は11.76ヘクタールと計画をしております。また、概算事業費は、約9億7,600万円と試算しているところでございます。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今の答弁の中で、工業用地有効面積が11.76ヘクタールだということでした。担当課で聞いたところ、錦町の九州武蔵などは3ヘクタール程度だということですから、約その4倍になるということになります。実際、現地を見てきましたがかなり広いことがわかりました。平成20年10月の臨時会の議事録をしてみますと、当時の井上経済部長は、誘致する企業の業種について、半導体、電子関係、こういった大手メーカーであるということとでございますと答弁していますが、この大手メーカーというものを実感させるものでした。

さらに、平成20年10月の臨時会の議事録をしてみますと、現在、人吉市が所有する土地に加えて、さらに取得しなければならない用地について、当時の井上部長は、用地購入については先行取得で持っていけないといけないと答弁しています。リーマンショックが起こった以降の今日においても、先行取得で用地購入をしようと考えているのか、お伺いします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

先ほど説明しました第1期としての整備計画区域内におきまして土地の取得を考えておりますが、この取得を計画している中に約4ヘクタールを超える農振地域が含まれており、除外後の農地転用に農林水産大臣の許可を必要とすることから、現在、熊本県との事前協議も最終の段階に入っております。早期に農振の除外を行い、土地所有者への説明会を開催したいというふうに考えております。その後、土地所有者への同意が得られましたならば、用地の先行取得を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） そうしたならば、先行取得する用地の費用は一体いくらで、その財源はどこから持ってこられるのか、お答えください。

○経済部長（椎葉文雄君） 取得する経費につきましては、畑、山林等を含む用地取得費及び1件の建物の移転補償費でございますが、これが約2億500万円。また人吉市土地開発基金を取得する財源として考えておりまして、この基金の現在高の範囲内で取得する計画でございます。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） それだけかかるということなのですが、それだけかけて用地を先行取得しておいて、人吉市中核工業用地に企業が進出してくる見通しがあるのか、お伺いします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

現在、熊本県と連携を図りながら企業の誘致活動を行っておりますが、その機密性の観点から具体的な企業名の紹介はあっておりませんし、現状としていろんな企業からの打診もあっておりません。リーマンショック後、企業は設備投資を控えており、大変厳しい状態にございますが、熊本県におかれても県南地域の内陸部に整備した工業用地として人吉市中核工業用地を積極的に企業に紹介していただいているところでございます。

また、本市といたしましても関東・関西方面に企業訪問を行い、本市の地域資源を活用した九州工場としての人吉立地や、南九州の要衝というエリアの拠点性を生かした立地の提案をするなど、誘致活動を積極的に行っているところでございます。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） ここから市長に質問していきたいと思うんですけども、1990年代の後半には土地開発公社が土地を買いあさり、広大な土地が利用もされずに塩漬けになっている状態が大問題になりました。全国で塩漬けになった土地は1,797ヘクタール、取得価格は3兆646億円以上となっております。その背景には、地方自治体がバブル経済が破綻しても土地の先行取得をどんどん進めたことにあります。そのときの歴史の教訓を生かしていくべきだと思います。リーマンショック以降、企業の動向が大きく変わったと思います。先行取得で用地購入をしておいて、その後本当に企業が進出してくるのか何の懸念も持っておられないのか、お伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

何の懸念もないということはないわけでありまして、先ほど部長も答弁させていただきましたとおり、どこということも決まっていないうわけでありまして、その懸念がないとい

うことはございません。

しかし、バブル崩壊後各地の、日本全国各地の土地が塩漬けになったという事実はございますが、しかし、それから景気回復を迎えまして、そしてその塩漬けになった土地、10年ぐらい塩漬けにされたところもあるようでございますけれども、それはそれとして、また用地として売却をされていったという経緯もございます。

要は、商品、品物がない限りは、この辺を埋め立てて11ヘクタールぐらい用地ができますといっても、企業というのはやはりそこに敏速性を求めているわけございまして、やはり用地というものは持つておく必要があるというふうに思っております。それが先行取得ということに関しまして御懸念をいただいておりますようでございますけれども、これは当然ながら財政状況等を勘案しながら、相談しながら、これはやっていかなきゃいかんということでございます。

さまざまにこれが、何年後にどこが、どのような形で、どれぐらいの規模でどんな業種でということの保障がない限り、懸念が全くないということはないわけでございますけれども、土地という商品をもって全力投球し、雇用の安定に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） バブルの後には景気がよくなって、その後用地もふえただろうということなんですけれども、じゃあ今現在、景気が、経済状況がよくなっていくという見通しはお持ちなのか、ちょっとお伺いしたいなと思うんですけれども。

○市長（田中信孝君） 日本全国、人口減少社会を迎えております。それから少子高齢社会を迎えておりまして、全国的に日本の経済の規模が縮小していく傾向にあるということは、もう事実でございます。

しかし、独自の技術を持ち、独自の経営を行っているという企業もあるわけございまして、これからどういう場面で、どういう分野で、どう展開していくかということとは私も予想はつきませんけれども、やはり南九州のこの人吉市の環境の中でも立地ができるという、そういう企業に焦点を絞りながら今、努力をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 景気がよくなるというか経済状況がよくなるということに関して、日本政策投資銀行参事役の方が1月15日付の朝日新聞に話をされているんですけれども、経済停滞は国際競争に負けた結果ではない。内需の縮小こそ病気だ。賃上げ、内需拡大、売上増加という好循環を生む第一歩というふうに述べられているんですね。内需の拡大が非常に大切だと言っているんですけれども、それを大きく妨げる現象が今、日本で起こっていると思

います。それが、大企業のため込みです。

10年前、1998年には143兆円だった大企業のため込みが、2009年には244兆円に増加しております。これを私は、賃上げや雇用をふやして、このお金を出させてこそ景気回復につながるし、そのことを絶対やらなければならないと思っているのですが、今の段階ではそういうふうな政治の状況になっていませんので、なかなか景気の経済状況がよくなるのがまだまだ見えてこないと思います。そういった状況の中で、私は今回の土地の先行取得はあまりにもリスクが大きいと、やはり再検討も必要ではないかというふうなことをまず申し上げたいと思います。

もう1点なのですが、仮に企業が進出してきたとしても、今の大企業には地域の雇用を守るという社会的責任を果たそうという気がないのが問題だと思っています。リーマンショック以降、全国で大量の派遣切りや雇い止めが問題になりました。錦町にある九州武蔵やNECセミコンダクタでも大量の派遣切りや雇い止めがなされました。九州武蔵は武蔵精密工業の関連会社ですが、この武蔵精密工業は570億1,500万円の内部留保を持っていました。また、NECセミコンダクタはNECの子会社ですが、NECは約1兆円近い内部留保がありました。このように会社の体力が十分にあるのに派遣切りや雇い止めがなされました。このとき、人吉市がどれだけ大変な目にあっただのかを市長は痛いほど知っておられると思います。

九州武蔵やNECセミコンダクタで派遣切りや雇い止めが起こったときに、私はよく担当課と意見交換をいたしました。そのときに人吉市の地元企業は、経営が大変でも解雇者を出さないように頑張っていたことがよくわかりました。私は安定した雇用を生み出し、住民本位での地域経済を活性化させるためには、大企業に奉仕のごとく巨額の支出をすることよりも、地域に根ざした中小企業や地場産業、農林水産業を支援することこそ必要だと思っています。地元企業の解雇を出さない取り組みは、このことをよく示していると思うということを書いてこの質問については終わり、次の質問に入ってまいります。

4つ目に介護保険制度について質問してまいります。特別養護老人ホームが足りず、全国の入居待機者は10年前の10万人から、ついに42万人を超えました。私たちが行った市民アンケートにもこの実態を伺わせる声を書かれていました。特養老人ホーム等の施設が不足している。希望者は順番待ちである。何年待てばよいかという声もあるというものです。人吉市に特養ホームの待機者がどれくらいおられるのか、お伺いします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

熊本県の調査で、平成21年7月1日時点での本市の特別養護老人ホームの待機者は371人でございます。これは延べ人数でございまして、これから重複申込者、施設において予約的な申し込みであると判断している人、最近1年以内に入所の打診を断った人、要支援者等を差し引いた実人数は252人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） そのような特養ホームの待機者が増加したために、介護のため離職せざるを得ない実態も広がっています。3月7日に行われた参議院予算委員会で、山下芳生議員の質問に、細川律夫厚生労働大臣は13万人にのぼると答弁しています。また、老老介護の問題がマスコミでも大きく取り上げられています。特養ホームの待機者をなくすことは待ったなしの課題だと思います。人吉市は、特別養護老人ホームなどの施設をふやすべきではありませんかということをお伺いします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました252人の方のうち184人の方は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などの施設等に入所されての待機でございます。在宅での待機者は68人でございます。この在宅待機者の解消のため、平成21年度に小規模多機能事業所1カ所、グループホームを各圏域ごとに3カ所整備いたしまして、平成22年度から稼働しております。

また、平成22年度にはグループホーム2カ所と小規模特別養護老人ホーム1カ所を整備いたしまして、来年度から開設予定でございます。これによりまして、地域密着型サービスは全部で15カ所となります。この基盤整備によりまして待機者が解消されるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） ぜひともこの取り組みによって、待機者が解消していただきたいと思っております。この問題につきましてはそういうことですので、また以降、市民の声等を聞きながら必要になって質問してまいりたいと思っております。

そして次の質問に移ってまいります。下水道事業について、下水道料の問題です。先ほども申しました市民アンケート結果を集約してみますと、市民の暮らしが大変厳しくなっていることが浮かび上がっています。「あなたの暮らしは以前と比べてどうですか」という質問に対する回答では、「やや悪くなった」と「悪くなった」という回答が全体の72%を占めていました。さらなる市民の暮らしを守る施策の充実が求められていると思っております。その中で、公共料金の引き下げも大切だと思います。

市民の中には、下水道料が高いという声もあります。そこで、まず下水道料がどのように決められるのか、お伺いします。

○水道局長（多武芳美君） こんにちは。水道局関係にも御質問をいただきありがとうございます。御質問にお答えいたします。

まず、公共下水道事業には二つの大きな役割がございます。一つは汚水の排除。それからもう一つは雨水、雨水の排除でございます。雨水の排除に係る経費は公費で賄い、汚水の排除については下水道使用者が負担することとなっております。つまり、雨水公費、汚水私費

の原則でございます。

本市の下水道使用料の算定方法はおおむね4年間の財政計画を策定いたしまして、その4年間の下水道使用料収入見込額と汚水処理に要する経費の見込額を算定いたします。その使用料収入見込額と汚水処理に要する経費の見込額の差により、現行料金で賄えるのか、使用料を値上げしなければならないのか、また使用料を値下げできるのかの判断材料といたしております。

使用料の改定につきましては、下水道事業運営審議会に諮問をし、審議会の中でさまざまな調査検討を行っていただきまして使用料改定案を市長に答申していただいております。その結果、使用料改定が必要となれば、議会に御提案、御議決をいただいて、新しい下水道使用料とさせていただきますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 決め方については今わかったところです。それでは、ほかの自治体と比べて人吉市の下水道料が高いのか安いのかを知る必要があると思います。14市あたりの比較を出されていると思いますが、標準的な家庭の水量の場合、人吉市の下水道料はいくらで、県下で何番目に高くなっていますか。また、一番安くなっている市の下水道料はいくらですか。

○水道局長（多武芳美君） 2回目の御質問にお答えいたします。

なお、金額及び順位等につきましては、いずれも平成22年3月末現在の数値でお答えいたします。

下水道使用料金の比較に用います標準的な世帯の使用水量として、総務省及び国土交通省ともにその水量を20立方メートルといたしておりますので、20立方メートルの水量で御質問にお答えさせていただきます。

まず、人吉市の20立方メートル使用時の下水道使用料金は消費税込みで3,339円でございます。熊本県下14市では何番目に高いかとの御質問でございますが、高い方から5番目でございます。

次に、熊本県下14市で一番安い市と使用料金でございますが、一番安いのは合志市でございます。消費税込みの1,890円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 県下14市の中でも5番目に高いのがわかったんですが、もう一つ、市民の中では上水道料との比較で高く感じられるという方がおられるようなので、下水道の場合の20立方メートル使用時、先ほど答えてくれましたけど、ちなみに上水道で20立方メートル使ったときの料金はいくらでしょうか。

○水道局長（多武芳美君） 20立方メートルの水道料金は、一般的な家庭で使用されています。口径13ミリの料金体系でお答えさせていただきます。

消費税込みで2,320円でございます。ちなみに、県下14市では20立方メートルでは一番安い水道料金でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今の2回の答弁であったように、人吉市の下水道料は県下14市において5番目に高い額になっています。また、市民の中から、水を捨てる下水道の料金が水を得る上水道の料金より、なぜ高いのかという声もあるところです。人吉市の下水道料を引き下げることができないか、お伺いします。

○水道局長（多武芳美君） それでは、3回目の御質問にお答えいたします。

現在の下水道使用料は、平成17年度に改定しました下水道使用料を適用しているところでございます。平成20年度に人吉市下水道事業運営審議会に今後の使用料の見直しについて諮問を行い、審議会の中で慎重に審議していただいた結果、現行の使用料体系を平成24年度までは据え置くとの答申をいただき、その答申どおり据え置いているところでございます。

しかしながら、審議会で検討されました財政状況の中身を申し上げますと、平成21年度から24年度まで現行下水道使用料を据え置くとした場合、年間で約3,400万円、4年間で約1億3,000万円の資金不足が生じる財政状況でございました。しかし、その不足分は資本費平準化債等でまかなえるとして据え置かれたところでございます。

つまり、本来下水道使用料で賄わなければならない資金不足額を、資本費平準化債という借金と一般会計繰入金の一部に依存しているのが現状でございます。また、下水道事業におきましては徹底した経営改善に向けた取り組みを行っておりまして、まず職員数でございますが、下水道課においては平成17年度に13名在席していた職員数を現在は10名で業務を行っております。さらに、平成21年度からは浄化槽に関する所掌事務を環境部門から下水道課へ移管したことに伴い、10名の職員のうち2名は浄化槽担当として一般会計で人件費を賄っていることから、下水道特別会計からの支弁職員は8名でございます。これ以上の人員削減は不可能ではないかと思っているところでございます。

また、補償金免除繰上償還の実施や、終末処理場人吉浄水苑等の運転管理業務を包括的民間委託にするなど、徹底したコスト削減に取り組んできたところでもございます。一方、歳入におきましては、人吉市全体の人口減少や近年の節水型家電商品の普及、さらに長引く景気低迷による大口需要の伸び悩みなどから、下水道使用料収入そのものは平成17年度をピークに横ばいからやや減少に転じている状況でございます。このようなことから、現在の状況のもとで下水道使用料の引き下げを行うのは大変難しいところでございます。どうかこのようなさまざまな状況を御理解いただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今、水道局長は値下げをできない理由をいろいろと述べられました。そこで、私は答弁でも述べられました一般会計から下水道会計の繰入金の推移を調べてみました。

そうすると、平成11年には8億600万円あったものが、平成12年度から7億円台、平成16年度は6億円台、平成17年から5億円台、平成19年度から4億円台と減り続け、平成21年度には3億8,000万円となっています。人吉市が本気で下水道料を「引き上げ」ようとしたならば、一般会計の繰入を減らさなければいけないはずということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで時間の延長をいたします。ここで暫時休憩いたします。

午後3時43分 休憩

午後3時52分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（簗毛正勝君） ここで、13番議員より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 大変失礼いたしました。今の質問の一番最後の部分です。下水道料のかかわる部分で、最後のところで「値下げ」と言うべきところを「値上げ」と言ってしまいました。訂正方よろしく願います。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの申し出のとおり、訂正方よろしく願います。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。井上光浩議員。

○2番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。2番議員の井上でございます。本市の春の訪れを告げるひとよし春風マラソン、大畑梅園まつりも盛況のうちに終わり、また現在は九日町通りでは人吉球磨はひなまつりも行われております。早いもので、議席をいただいて4年近くがたとうとしております。議場において、さまざまな議案の審議、一般質問においては同僚議員の質問、執行部の答弁等々の議論を聞き、私自身すばらしい時間を過ごせたと感じております。

4年近くの議員活動の中でいろいろな思い出がございますが、一番印象に残っておりますのは、今議会議場におられました職員の方が亡くなられたことでございます。御遺族の悲しみは時がたっても失せることはないと思っておりますけれども、この場を借りて御冥福を祈る一人

であります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。市長の施政方針より、まず1点目は九州新幹線全線開業による観光施策について。2点目は、通称豆バス運行後の交通空白地帯に対する今後の施策は。3点目、くま川鉄道との今後の連携と利用促進策はについてでございます。

きのうの一般質問で笹山議員が質問をされております交通政策関係と重複する部分があるかと思っておりますけれども、私の観点で質問をしたいと思っております。また、質問の中では似たような答弁を求めるところがございますけれども、進行上お許しをいただきたいと思っております。

1点目の九州新幹線全線開業による観光施策についてでございますが、平成23年3月12日に迫りました全線開業に向けてマスコミ報道等による効果もあり、沿線地帯は盛り上がりを見せていると感じております。あわせて、肥薩線では熊本一人吉間SL人吉の運行も再開されます。本日の熊日の予約状況では12日、13日は満席という状況でございます。本市の観光地としての魅力を発信するチャンスであることは多くの人が認めるところでございます。

そこで、改めてお聞きしますが、九州新幹線全線開業に向けて、現在までどのような観光施策を行われてこられたのでしょうか。お尋ねをいたします。

1回目、終わります。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

まず、熊本県では九州新幹線全線開業に先立ち、熊本サプライズと銘打ち、平成21年度、22年度と県内各地でさまざまな取り組みが展開されてきました。人吉球磨では新幹線熊本づくりプロジェクト人吉球磨地域推進本部で官民一体となった取り組みを行っており、10種類のプロジェクトを実施してまいりました。今まで行ってきた事業の磨き上げを行い、さらなるおもてなしで観光地としての魅力を向上させるとともに、新たな取り組みとしては球磨川サプライズとしてカップパ搜索隊を実施しております。

本市独自の取り組みといたしましては、全線開業を見据え、2年前からじゅぐりっと博覧会を春、秋に開催しており、2カ月にわたりさまざまなイベントで人吉市をおとずれた観光客の皆様をおもてなしの心でお迎えしております。ことしも新幹線開業日にあわせ、じゅぐりっと博覧会のプレイベントとしまして九日町の人吉雅の賑や、SL人吉も平成23年の運行を同じ12日に再開しますので、人吉駅での歓迎イベントを行います。

継続して実施しております人吉球磨はひなまつりにおいては、さらに充実を図り、人吉球磨全10市町村の紹介を行うことができ、おひなさまの展示につきましても皆様の御協力で100カ所以上の施設、商店、民家で飾っていただくようになりました。また、人吉球磨のガイドブックやスイーツめぐりん本の発行、くま川鉄道によるカフェトレインの運行、3月からはかっぱモバイルラリーなど、県の新幹線対策予算を活用して取り組んでおります。

このように九州新幹線全線開業に向け、各種事業の情報発信やイベントの実施により、観光客誘致及び受け入れ態勢の整備に努めているところでございます。

以上でございます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 2番。井上光浩議員。

○2番（井上光浩君） 各種事業の情報発信、またイベントの実施により、観光及び受け入れ態勢の整備を進めてきたということでございます。

各報道でもございますけれども、今、熊本県、九州ということもございますけれども、沿線の自治体の懸念材料というのは、最大の懸念材料は通過点になってしまうのではないかと、田中市長もよく言われております。その歯止めということで肥薩線等々のSL運行があるわけでございますけれども、今回肥薩線と新たに新八代―宮崎間を走る高速バスの連携はどのようになっているのでしょうか。新幹線から乗り継ぎ状況、また時間、本数などJR等々との協議、本市からの要望などは行われているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

九州新幹線全線開業に伴い、新たな交通手段として人吉インターのバス停留所を発着する高速バスはB&Sみやざき - B&Sというのはバスと新幹線という意味らしいですけれども、の名前で宮崎駅から新八代駅を約2時間10分で結びます。約1時間に1本の割合で、1日16便が往復いたします。人吉からこの高速バスに乗りいたしますと、40分後に新八代駅に到着し、その20分後には新幹線さくらに乗りが可能となっており、博多駅にはその50分後、待ち時間を合わせまして合計1時間50分で到着することとなります。博多から人吉へ向かう場合も同じ16便でございます。新八代駅に到着後7分の待ち時間で高速バスに乗りできますので、博多駅から約1時間50分で人吉インターに到着することができます。

肥薩線と新幹線との連携では、スピードの新幹線に対し、心癒されるスローな旅を観光列車SL人吉、いさぶろう・しんぺい号により提供し、歴史ある肥薩線をさらなる発展と利用促進につなげたいというふうに考えております。

JRへの要望等でございますが、肥薩線利用促進存続期成会では平成23年1月に肥薩線利用促進存続に関する要望書を提出されており、肥薩線の増便や肥薩線の新八代駅への乗り入れ、いさぶろう・しんぺい号を利用する観光客の皆様にご好評を得ております大畑駅、矢岳駅に地元の皆様に頑張ってもらっております特産物販売所がございますので、この大畑・矢岳駅における観光列車停車時間の延長などを要望しております。おもてなしの心でさらなる肥薩線の利用促進を図ってまいりたいというふうに存じます。

さらには、JRにはD51機関車の復活と、世界遺産登録へ向けたさまざまな取り組みを行う上での御協力もお願いしております。今後も引き続きJRと連携を密にし、官民一体となった協力体制で人吉観光を発展させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 2番。井上光浩議員。

○2番（井上光浩君） 今、答弁がありましたけれども、宮崎から新八代駅までということで、2時間10分で結ぶということでございます。以前でしたら、宮崎から鹿児島といいますとちょっとろ覚えでございますが5時間近くバスではかかっていたんじゃないかなと思っておりますけれども。要するに、新八代駅からそのまま宮崎のほうに持っていかうというような戦略もあると私は思っております。中継点に人吉がございますけれども、肥薩線だけではなく、人吉インターでお客様が降りていただくような観光施策等々が必要になってきているというのが私の感想であります。

今、答弁がございましたけれども、今後、より一層に官民一体となって協力体制を取っていただき、またJR九州との連携も密に取っていただいて観光人吉を盛り上げていただければと思っております。この点につきましては、この質問は終わります。

次に、通称豆バス運行後の交通空白地帯に対する今後の施策はと、そして3点目のくま川鉄道との今後の連携と利用促進策ということは連結しておりますので、一括して質問をさせていただきますかと思っております。

通称豆バス運行後の交通空白地帯に対する今後の施策についてであります。昨年10月より運行が開始されている通称豆バスの利用状況については、笹山議員の質問に対し、新4路線、上原田線週に2回、一日当たりが7.4人、258人。大柿線週に2回、一日当たり3.7人の130人。小柿線が週に2回の一日当たりの1.7人、59名。七地線におきましては週に2回の一日当たり2.2人、76名の乗客があったというところでございますけれども、これはバス会社の自主運行ということでございました。

そこで、運行を開始して5カ月ほど経過をしたところでございますが、新規4路線の運行について、地域からの反応はどのようなものか、また要望等は上がっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

その前に、自主運行というのはじゅぐりっと号とさるく人吉でございます。御質問は豆バスですので、それについてお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

御質問の新規4路線の運行に対する地域からの反応、要望ということでございます。まず、新規4路線の運行に際し地域の方々の反応につきましては、昨日の笹山議員の御質問にもお答えさせていただきましたように、これまで通院や買い物にはタクシーを利用したり、家族に連れていってもらいしかなかったが、バスが通るようになり本当に助かっていますといった声が多く寄せられるなどおおむね好評のようでございます。

10月からの運行開始後、校区の老人会定例会に出向きまして、バス運行に対し感想などをお伺いしたところ、バスの運行を知らなかったという声も多く聞かれ、まだまだ周知不足を感じたところでございます。今後は、産交バス様と十分に連携し、引き続ききめ細かな周知

を図っていかねばならないと考えております。また、先月開催されました中原校区町内会市政懇談会におきましては、馬草野地区までバスが来ているので、せっかくならば約1キロメートル先の尾曲地区まで延長できないか、さらに尾崎地区においてバス運行ルートの変更ができないかというような御要望もいただいているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 2番。井上光浩議員。

○2番（井上光浩君） 今まで路線バス等と再編計画を協議をされてきた中で、バス路線の整理、統合を含めた効率化、バス路線の利用促進、財政負担の軽減等々を勘案されてこういうふうに進めてこられたと思います。

そこで、市内を走る路線バスの現在の運行状況は市内だけですので、確か9系統、下田代行きが1系統、大塚行きが2系統、鹿目行きが1系統、田野行きが2系統、山江温泉センター行きが1系統、人吉インターチェンジが2系統であると思います。今回、循環型バスということで、そのあと路線バスに加え循環型バスとしてさく人吉、観光客の回遊性を高めるためのじゅぐりっと号の運行を導入されてまいりました。

昨年10月、交通空白地帯解消のための運行であったと、豆バスの運行であったというわけでございますが、先ほど答弁にありましたとおり、老人会等々から、また市政懇談会等々から要望を受け、現在運行をされておる豆バスの今後の運行工程、平成23年度になるわけですが、時刻またコースの変更、増便などを含めて運行工程の検討がなされておるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

運行工程の検討がなされているかという御質問でございます。結論から申し上げまして、現時点では新規4路線は現行のまま利用促進を図っていきたいと考えているところでございます。定着しつつある運行時刻やコースの変更を行うことは、利用者にとって逆に混乱を招くことにもなりかねませんので、もうしばらくの間は現在の運行を継続し、産交バス様とも十分に連携を図りながら利用促進につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 2番。井上光浩議員。

○2番（井上光浩君） 通称豆バス、新規4路線の運行により地域によって交通空白地帯が解消されたところもあるが、市内全域を考えますとまだまだ交通空白地帯が残っている現状であります。

財政面からいいますと、路線バス補助金、年々増額をする一方でありまして、平成18年度においては4,889万7,000円ございましたけれども、21年度5,294万円と増額をしております。また、財源においては、県の補助金は年々下がっておりますけれども、一般財源の持ち出しがふえているという状況であります。この状況を勘案しまして、今後交通空白地帯につ

いて、これ以上バス会社の負担がどんどんどんどんふえてしまつては、ある面、交通空白地帯には何もできないような状況になっていくと。半ばあきらめの的なところで空白地帯の方の要望があるのは実情であります。

そこで、地域の実情にあった交通手段の確保が必要と考えますが、別に考えられるものはないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。

まず初めに、現在本市が取り組んでいますバス政策について、少し御説明をさせていただきます。

バス政策の大きな課題としては2点。1点目が運行体系の効率化、2点目が財政負担の軽減でございます。この大きな課題を解決していくための基本的な考え方が四つほどございまして、まず一つ目が市内環状線の確立、これはさるく人吉、じゅぐりっと号などの運行でございます。次に、二つ目がバス空白地帯の解消、これは御質問の豆バスによる新規路線の拡充などでございます。次に、3つ目が地域性に配慮した交通手段の導入、これはデマンド交通導入の検討でございます。そして、最後に四つ目が圏域をまたぐ路線の整備、これは市町村横断型の17系統の再編でございます。

ここ数年の取り組みは基本的な考え方にに基づき実施してきたものがほとんどでございます。御質問の地域の実情にあった交通手段の確保ということは、このうち3番目の地域に配慮した交通手段の導入に該当すると思っております。これまでの取り組みについて検証してみましたときに、公共交通空白地帯の解消につきましては豆バス運行によります4路線の拡充を行いましたものの、空白地帯が解消したとは決して言いがたく、特に山間部におきましてはきめ細やかな公共交通の手段の確保には至らず、心苦しく思っているところでございます。したがって、さらなる公共交通空白地帯の解消に取り組むためには財政負担の面も考慮に入れながら、路線バスによる運行形態を抜本的に見直さなければならぬと考えているところでございます。

県内におきましては、財政負担の軽減や利用促進を目的といたしまして、路線バス運行の見直しを行い、地域の実情にあったきめ細やかな交通手段、いわゆるデマンドタクシーでございます、それへの転換を図られた事例があります。菊池市、上天草市のほうで実施をされておられます。そういうところもございまして、そういった事例も参考としながら新年度、来年度におきましては地域の皆様に希望の持てるような交通の手段の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 2番。井上光浩議員。

○2番（井上光浩君） 交通空白地帯、解消したとは言いがたいというような答弁でございました。また、デマンドタクシーも検討の視野に入れているというような答弁だったと思いま

す。

少し時間をいただきますと、代表的なところがございまして、矢岳を申し上げますと人口数は82名ほどいらっしゃいますけれどもほとんどの方が高齢者でございまして、また、大畑地区も大変交通の便が悪うございます。大畑といわず大野とか小川内とか、いずれも9月定例議会でも申し上げましたけれども、完全な交通空白地帯でございます。大塚におかれても桑木津留等々もそうでございます。

そういった中で、やっぱり経費補助が一番高いのも、やっぱり私どもの地元でございます下田代域など、また鹿目等々は補助金の分配が高いのではないかと私どもは予想しておりますけれども、デマンドタクシーということを視野に入れておられますので、少し紹介をいたします。茨城県にあります神栖市デマンドタクシーというのがございます。これは市の商工会議所が中心になってやられておりますけれども、導入の目的というのが非常に私が今質問をしているとおりはまっております。循環バスに代わり、車を運転しない高齢者など、移動の手段を持たない市民を主な対象者として日常の行動における移動手段をすることを目的としたというような導入目的でございます。まさにこれが当てはまるのではないかなと思います。高齢者などのためにデマンドタクシーを導入することは、やはり早急に全国の自治体で考えられることだと私は考えておりますけれども、その点を踏まえて田中市長のお考えはどのようにあるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） 日本全国で高齢社会が進んでおりまして、特にこの圏域は平均より速いスピードでそれが進んでいると。高齢者を初めとします交通弱者、また買い物弱者に対する交通手段の確保といったものは、これから重要な課題であります。豆バスが走っているルート、またはまったく豆バスも、さらにほかの交通手段もないという交通空白地帯はまだたくさんあるわけでございまして、中にはみずからその地域がNPO法人でもつくって運行しようではないかという考えをお持ちの方もいらっしゃるわけでございます。それだけ、地域には交通空白地帯の解消へ向けた要望というものが強いというふうに思っております。

そこで、現在のバス路線の形態、こういうものがどう今後あるべきか、維持すべきか、または整理をしてさまざまな、もう一度交通体系の構築をしなければならないのか。それに対しては財政負担の問題というのはまったく切り離せないわけでありまして、私といたしましてはそういうことをすべてを勘案し、できるだけ早く地域の実情にあった交通手段の確保というものをしていかなければならない。その一つがデマンド型タクシーの導入ということではなかろうかというふうに思っているところでございます。

利用者の方々の利便性の向上とともに、その交通空白地帯を解消することによって公平性というものも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 2番。井上光浩議員。

りがとうございました。今後は体に御自愛をいただきまして市政発展に御尽力いただきますことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時46分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君）（登壇） こんにちは。7番議員の西信八郎でございます。本日6番目ということで、皆さんお疲れのことと思いますが、もうしばらくお付き合いのほどよろしくお願ひします。明るいうちに帰宅していただきたいと思っております。また、3月31日付で定年退職されます局長、部長、公室長並びに職員の方々には長い間、市政発展のため御尽力いただきましてありがとうございました。これからも、体に気をつけられ、いろいろな場所で頑張っていただきたいと思っております。大変お世話になりました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。1に、農業関係といたしまして、農業者戸別所得補償制度について、次に米の生産目標数量の配分について。2に、教育関係といたしまして、消費者教育について、子供の貧困と就学援助について。3に、消防関係といたしまして、機能別消防団について質問をしたいと思います。

まず、農業関係として、農業者戸別所得補償制度についてであります。このことにつきましては昨年12月議会で質問をしたわけですが、国策ということで明確にわからない部分がありましたので、今回も質問をしたいと思います。平成23年度本格実施されますこの制度とモデル対策の変更点の概要はどうなっているのでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

制度の概要につきましては、モデル対策の変更点を申し上げることで説明にかえさせていただきます。また詳細な23年度の要項等が来ておりませんが、平成22年度のモデル対策からの主な変更点としましては、水田活用の所得補償に畑作物の所得補償が加えられ本格実施されます。まず、水田活用の所得補償関連でございますが、平成22年度のモデル対策において実施されました米の所得補償と米価変動補てん交付金、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料米、WCS用稲、そば、菜種、加工用米、二毛作助成、構築連携助成につきましてはの単価の変更はございません。

変更点としまして、地域の実情に即して麦、大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産に向けた取り組みなどを支援する産地資金が創設をされます。これに関しましては、去る2月8日の本市水田農業推進協議会総会において、白ネギ、インゲン、トウ

ガラシ、ニンニクを地域振興作物として交付単価を上げる承認がなされましたので、現在、県の協議会へ承認申請を行っているところでございます。

次に、畑作物の所得補償でございますが、まず対象作物は熊本県においては、テンサイ、でん粉原料用バレイショを除いた麦、大豆、ソバ、菜種となっております。

交付対象者でございますが、対象作物ごとの生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家や集落営農というふうになっておりまして、販売農家については販売実績がある者、または共済加入者、集落営農につきましては代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているものとなっております。

交付金でございますが、反収増や品質向上の努力が反映されるよう数量払いを基本とし、営農を継続するために必要最低限の額が面積払いとして交付されます。

交付単価でございますが、全国一律になっておりまして、まず面積払いとして、前年度の生産面積に対して10アール当たり2万円が先に交付をされます。そのあと数量払いとして、当年産の標準的な生産費と標準的な販売価格との差額が単位重量当たりの単価で先に交付された面積払いを差し引いて交付されますので、結果的には作物によって10アール当たり2万円から4万円程度が交付されるのではないかと考えているところでございます。さらに加算措置としまして、麦、大豆等の畑作物については地域間、農業者間の品質格差が大きいため、数量払いの交付単価において品質に応じて単価の増減が行われる品質加算、地域の耕作放棄地再生利用計画に従って畑の耕作放棄地に麦、大豆、ソバ、菜種を作付けた場合に、平地で10アール当たり2万円、条件不利地で10アール当たり3万円が最長で5年間交付される再生利用加算、制度加入者が農地利用集積円滑化事業により面的集積するために新たに6年以上の利用権設定をした農地の面積に応じて、設定年度に10アール当たり2万円が支払われる規模拡大加算が講じられるようでございます。その他集落営農が法人化した場合に、法人登記等事務費相当額として定額の40万円が支払われる支援や、米の備蓄制度についても従来の回転備蓄から棚上げ備蓄への変更もあるようでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 答弁いただきましたところによりますと、畑作も今回から対象になるということでございますが、現在市では対象者数、対象面積、交付金額の概算がわかるでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

国がこれまで水田農業を主体とした政策を行ってきたため、現在本市では水田台帳は管理しておりますが、畑作台帳につきましては作成完了していないところでございます。よって、対象者、対象面積等については現在のところ把握はできていないところでございます。

そこで、先の3月2日に開催しました市とJA農家振興組合長合同会議において、全農家

に対して畑地における対象作物の作付け状況調査票の配布を各地区農家振興組合長さんをお願いをしたところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 現在調査中ということで、畑作部分も交付金対象となるということで、この部分は増となるということで、農家の方もまた畑作に意欲が出てくるんじゃないかなろうかと思っております。推進のほどをよろしくお願いしたいと思います。

新たな実施体制について、質問したいと思います。23年度から協議会の名称が「水田農業推進協議会」から「農業再生協議会」に変更となりますが、その内容はどのようになっているのでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

国におきましては、農業者戸別所得補償制度では米だけではなく麦、大豆等の畑作物も含めた生産数量目標の検討、生産振興等が必要となることを踏まえ、従来の水田農業推進協会の名称を農業再生協議会に改めるというふうになっております。また、事務局や運営主体については、現場の混乱が生じないように従来からの継続性に配慮して、行政またはJA等農業団体のいずれもが担当できるというふうになったところでございます。

さらに、本制度の目的であります農業経営の改善、自給率の向上を達成するためには作物をつくる担い手の問題、農地の問題をあわせて論議し、方向付けを出していくことが必要であるとして、都道府縣市町村段階において水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会については地域の実情も踏まえまして、遅くとも平成23年度中には整理統合を進めることというふうになっているところでございます。

県の対応方針におきましては、県水田農業推進協議会の名称につきましては、名称を熊本県農業再生協議会へ変更するとともに、新制度に組み込まれた対策が実施できるよう国が今後示す実施要項等に基づき規約規定の改定をするというふうになっております。ただし、協議会の整理統合につきましては、本県では水田農業推進協議会、耕作放棄地対策協議会を含む担い手育成総合支援協議会がそれぞれの組織や目的をもって活動していることから、当面それぞれの組織体制を継続し、連携して実施していくというところになったところでございます。

なお、この件に関しましては、既に本市の水田農業推進協議会でも同様の対応を求める旨の通知がっておりますので、本市としましては今後の各協議会総会等においてお知らせするとともに、適切な対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 県の対応を検証しながら、農家が取り組みにおいて戸惑わないように

しっかりとした実施体制を整えていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、12月にはまだわかっておりませんでした。人吉市の23年度における米の生産目標数量はどのようになっているのでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

人吉市の米の生産目標数量でございますが、平成22年度の3,108トンから平成23年度は76トン減の3,032トンとなっております。面積に換算いたしますと平成22年度が598ヘクタール、平成23年度が581ヘクタールとなり17ヘクタールの減となっております。これを転作率に直しますと、平成23年度は41.55%となるところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 生産目標数量配分ルールにおきましては22年度から10アール以下の小規模農家へも配分となっておりますが、小規模農家がこの米戸別所得補償制度に参加することができるのでしょうか。また、交付対象となり得るのでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。

小規模農家におきましても戸別所得補償制度への加入は可能でございますが、加えまして本市水田農業推進協議会では農地面積が少ない農家も有効に農地の活用ができるよう、生産目標数量の一律配分後、戸別間で双方の同意があれば米の生産目標数量のやり取りを行う戸別間調整ができるものというふうにしております。しかしながら、米については自家消費分として交付対象面積から10アールが控除されますので、農地面積が10アール以下の農家の方が戸別間調整で米を作付されても米戸別所得補償交付金の対象とはならないところでございます。

そこで、10アール以下の農家の方が米の交付金を受け取る方法としましては、集落営農組織の構成員として制度加入されますと、集落組織全体の主食用米作付面積から10アールが控除となりますので、米の作付をして米戸別所得補償交付金を受け取ることが可能となるところでございます。なお、制度加入につきましては、米においては前年度の米の販売実績があるか、または水稲共済への加入、米以外の作物におきましては作物の販売が要件となっております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。ただいまの小規模農家もこの制度に加入でき、また集落営農に入れば交付金も対象になるということでございます。この制度の推進におきましてはJA営農座談会が3月7日・8日に行われ、また人吉市水田農業推進協議会の説明会が人吉地区が3月14日午後7時から東西コミセン、中原地区が3月15日午後7時から中原コミセン、西瀬地区が3月16日午後7時から西瀬コミセン、大畑地区が3月17日午後7時か

ら大畑コミセン、間地区が3月18日午後7時から東西コミセンということで行われるようでございます。

毎回お願いしているところでございますが、この制度に加入するためにはモデル対策と同様、契約等が必要であると思っておりますので、説明会等に参加されなかった農家へも啓発、連絡等を十分に行っていただきたいというふうに思っているところでございます。ただ、心配いたしますのは、国における予算がまだ国会を通過していないということ、予算的な裏づけがないということですね。昨年の実績を見て加入者が増大し、予算がパンクするのではないかと考えております。こういうことがないように、国にしっかりと要望等を上げていただきたいというふうに思っております。これを持ちまして、この件については質問を終わります。

次に、教育関係として、消費者教育について質問します。平成19年の消費者庁発足に伴い、消費者教育が消費者安全法に盛り込まれました。そのような中、子供たちまでがインターネットオークション詐欺やデイト商法、携帯電話の広告メールによる不当請求などの被害に遭っている現状がありますが、本市におきましては子供たちの消費者被害の相談等はあっているのでしょうか、質問いたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

本市におきましては、本年度学校に子供たちの消費者被害等の相談報告はあっておりませんが、消費生活センターに子供の保護者から、被害ではございませんがインターネット関連での相談が1件寄せられておるようでございます。議員がおっしゃるとおり、携帯電話やパソコンを利用する子供の低年齢化、インターネットや電話による情報通信サービスの普及により、子供達も大人と変わらない消費者トラブルに巻き込まれる可能性が増大していると感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 答弁いただきましたように、本年度は相談が1件だったということでしたが、これから先、子供たちの消費者トラブル等も心配されると思っております。国でも平成22年3月30日に消費者基本計画が閣議決定され、それを受けて文部科学省から消費者教育推進についての通知が出されています。また、この春、小学校を皮切りに中学校、高校と適用になる新学習指導要領でも消費者教育に対する記述が加わっています。

私たちが健康で快適な消費者生活を送るためには、必要な知識や技術の習得はもちろんのこと、おのずからが考えて適正な判断をし、主体的に行動することが求められます。やがて社会の担い手となる子供たちにとっても同じだと思います。飽食の時代に生まれ育った今の子供たちが正しい金銭感覚を持つことは、将来に向けて大変重要なことだと思いますが、現在学校現場ではどのような消費者教育がなされているのでしょうか、質問いたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

現代社会における消費者問題はますます複雑化、多様化しており、若者を含めた、あるいは子供を含めた消費者トラブルは急激に増加しているようでございます。このような現状の中で、現代社会を生き抜くためには消費生活についての必要な知識を身につけ、豊かで安心した生活を送るための消費者教育が必要であり、学校教育の中でも取り組んでいくべきことであると認識しておりますし、議員御指摘のとおりでございます。

現在、小学校では主に5・6年生の家庭科の「身近な消費生活と環境」という単元で、ものや金銭の使い方と買い物について学習しております。中学校では社会科や技術・家庭科の家庭分野で、消費生活の法や家庭生活と消費について学習をしております。具体的には、議員がおっしゃいましたインターネットオークション詐欺や携帯電話の広告メールによる不当請求の事例などを初めマルチ商法やキャッチセールなどの危険性、クーリングオフ制度や消費者保護制度、消費生活センターの役割などについて実際の事例を通して学習をしているところでございます。

今後、中学校では新学習指導要領の内容にのっとり、これまで以上に自分や家庭の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利や責任についての理解を深めていくことになっております。また、国においても、議員御指摘のとおり消費者基本計画の中で消費者教育を受けられる機会の充実を図っていくなど、消費者の自立のための基盤整備がなされております。このように、私たちが安心して快適な消費生活を送るためには必要な知識を身につけることはもちろんのこと、みずから考えて適正な判断をし、主体的に行動することが求められております。このことは、やがて社会の担い手となる子供たちにとっても同様で、幼い頃からの消費者教育が重要であると考えております。今後、学校教育はもちろんのこと、関係機関との連携も図りながら、現代社会を生き抜く力を具体的に身につけさせるための消費者教育の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 子供たちへの消費者教育の推進は、答弁いただきましたように非常に大事な教育だと思いますので、推進に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。これを持ちまして、この質問を終わります。

次に、子供の貧困と就学援助についてであります。我が国は貧しい発展途上国に比べますと、総体としては豊かでございます。しかし、貧困ということは、毎日の生活、社会の中で強く感じるものであり、所得の中央値の半分に満たない所得しかない総体的貧困率ということではOECD（経済協力発展機構加盟国）いわゆる先進国の中では、平均より高く格差が大きいと報道されています。特に、一人親世帯の子供の貧困率は58%と最も高いということでございます。

次に、貧富の差が子供の学力や健康の差になることが心配されます。塾の経営者からは、

経済的な事情で塾に通えなくなった子供がふえていると聞いております。子供の貧困が、健康や学習に影響を与えると一生その影響が及び、また貧困が1世代だけでなく世代を越えて連鎖していくとなれば社会を不安定化させる原因にもなるものであります。子供の健康に資するような貧困対策とともに、たとえ親が貧困であっても、能力と意欲のある子供には学習の機会を与える社会でなければならないと思います。

ここで質問いたします。本市の就学援助の取り組みの内容、及び現状はどうなっているでしょうか。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

本市の就学援助につきましては義務教育の円滑な就学ができるよう、学校生活を送る上で必要な費用の一部を援助しております。その援助の内容は、学用品費、新入学学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、学校保健安全法で定める学校病の治療に係る医療費がございまして、それぞれの費目ごとに国の基準額に基づいて市が援助額の決定と援助をしているところでございます。

対象となる世帯の認定基準は、国の生活保護基準の1.3倍以下としておりまして、平成21年度実績では小学校で191人、中学校で116人、計307人に対して2,300万円ほどを就学援助を行っておりまして、毎年増加している傾向でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 意欲のある子供たちが学習機会をそがれることがないように、経済的支援あるいは現在行われている教職員経験者の指導による小学3年生を対象とした夏休みリテラシー教室のような学習のできる場の創設など、市独自の就学援助の拡充はできないものでしょうか。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

経済的理由で進学や就学が妨げられるということについては、ある意味ではあってはならないことだろうというふうに私も認識しておりまして、絶えず教頭会及び校長会ではそういう子供がいないように目配り気配りをしてほしいと、そしていろんな情報を教育委員会に届けてほしいと、教育委員会が持っている制度はお知らせしますが、教育委員会でない制度についてはいろいろ情報を集めて学校に提供をいたしますというようなことで努めているところでございます。

御存じのとおり本市の教育委員会では、大学、高等専門学校、高等学校または専修学校に進学するための奨学金制度は設けております。しかしながら、義務教育については先ほど部長が申し上げましたように、就学援助にて援助をしているところでございます。他の市町村においても同様の対応をしておりまして、義務教育の就学に対して独自に奨学金制度を設けているところはございません。しかし、議員も今おっしゃいましたように、経済的支援はと

もかく、意欲のある子供の学習機会を確保し、基礎学力の定着を図るための手だては必要であると思っております。

現在、市教育委員会では教職員経験者の指導のもと、「小学6年生」を対象に夏休みリテラシー教室を実施しております。また、中原小学校では放課後などにボランティアの指導による補習教室をするといったことも実施されております。中原小学校の事例を参考にして、学校及び関係団体と協議、相談しながら検討してまいりたいと思います。市長からもたえず、ただ塾とか、放課後の子供たちの勉強をみる機会を考えようというふうな指導も受けているところがございます、一所懸命頑張ってもらいたいと思います。

以上、お答えします。訂正をさせていただきたいと思います。教育経験者の指導のもと、「小学3年生」を「6年生」と言ったそうでございます。訂正させてもらいたいと思います。どうも申しわけございませんでした。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（藁毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 国による高校授業料の無償化といったことだけではなく、不況期中、我が市独自の就学意欲のある子供たちのための就学援助策の充実を図っていただきたというふうに思っているところがございます。

次に、消防関係としまして機能別消防団について質問いたします。このことにつきましては、平成21年3月定例会におきまして早期に取り組んでほしいというような要望をしたところでございます。その折、市長の答弁は、関係機関で十分に議論を交わしていただき、本市の実情に応じた最良の取り組みがなされることを期待しているというようなことございました。また、この件に関しましては、昨日福屋議員も質問されておりますので重複する部分は割愛しながら質問を進めたいと思っております。

今回、導入を予定されている機能別消防団の概要についてお尋ねをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、導入を予定しております機能別消防団員の概要についての御質問でございます。きのうの福屋議員への答弁と一部重複するところがございますけれども、御了承いただきたいと存じます。

この機能別消防団員制度は地域防災体制の中核的存在である消防団において、地域人口の減少や若年性人口の減少に伴い、団員の確保に苦慮する消防団がふえ、全国的に団員数の減少が続いていることから、総務省が団員確保対策として特定の活動のみ参加する団員の導入及びその団員の処遇について整備し、地域防災体制の充実を図ることを目的とした制度でございます。

今回、本市が導入する機能別消防団員制度の目的は、消防署、消防団員が早急に駆けつけることが困難な地域において、従来より配備しております消防積載車や消防資機材を地元住民の方で使用可能にし、初期消火を迅速に行うことで被害の拡大を防ぐことを目的として

いるところでございます。導入する対象町内は鹿目町、田野町、矢岳町の3町内でございます。この地区にはポンプ小屋もあり、積載車を初め消火資機材が整っております。人員につきましては各町内10名程度を予定しております。また、対象者につきましては地元在住の消防団OB及び町内の自主防災組織員とし、40歳以上の方で平日昼間に地元にはいらっしゃる方としております。所属は町内が属する消防団の各分団といたしまして、階級は全員団員でございます。

活動内容としましては、地元町内における消火活動、年1回程度の管轄消防団との合同訓練、定期的な小型ポンプと資機材の点検でございます。その他の消防行事や行方不明者の捜索等へは参加はいたしません。地元の消火活動に限定したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 今議会の議案にも上がっている部分がありますが、機能別消防団員の処遇について質問いたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えいたします。

機能別消防団員の処遇についてでございます。まず、報酬でございますが、年報酬6,000円といたしております。これは基本団員との消防活動の頻度、活動区域などを比較いたしまして格差を設けたものでございます。また、出動手当につきましては、基本団員と同等に1回の出動につき1,500円といたしております。

次に、公務補償でございますが、基本団員と同様に消防団員等公務災害補償の対象となります。

被服等につきましては、法被、ヘルメット、半長靴を貸与いたします。ただし法被は上着のみ貸与。ヘルメットにつきましては、基本団員と区別できるよう色を変える予定でございます。なお、これらの内容につきましては、地元町内と協議の上、御承諾をいただいているところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 出動に際しましては、公務災害等が心配されるところでありましたが、基本団員と同様に消防団員等公務災害補償の対象となるということで安心したところでございます。また、お話を聞きますと、消防活動におきましても初期消火が主なもので、基本消防団員が到着すると随時交替して後方支援に回るということでございますので、現場での混乱も回避できるのではないかとこのように思っております。

次に、消防団員の数の推移と、機能別消防団員の今後の拡充について質問いたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、消防団員数についてお答えいたします。昨日、福屋議員にも一部お答えさせていた

だいておりますけれども、昭和57年に573名いた団員が年々減少し、平成8年度に組織再編を行い512名の定員となったところでございます。そして、ここ数年の団員数は平成15年度が496名、平成16年度が491名、平成17年度が476名、平成18年度が472名、平成19年度が451名、平成20年度が447名、平成21年度が458名、平成22年度、今年度が445名と減少傾向にございます。

機能別消防団員の今後の拡充についてでございますが、消防団員の減少傾向は今後も継続する可能性が十分考えられるところでございますので、基本団員の確保とをあわせて機能別消防団員の拡充も検討すべき課題であるというふうに考えております。ただし、今回の制度導入に至っては、消防団幹部の皆様、人吉市消防委員会の方々と協議を重ねまして本市の現状に適した導入形態として導入をさせていただくものでございますので、当面はこの体制を維持しつつ、地域の環境変化や社会情勢の変化などにより、必要に応じ機能別消防団員の拡充について検討してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 7番。西信八郎議員。

○7番（西信八郎君） 答弁いただきましたように今後消防団員数の減少傾向は留まらないと思いますので、体制の整備及び団員が不足している部から補充するような形ででも機能別消防団員の拡充を考えていただきたいというふうに思っているところでございます。

このことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時30分 散会

平成23年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成23年3月11日 金曜日

1. 議事日程第5号

平成23年3月11日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

- 1.立山勝徳君
- 2.松岡隼人君
- 3.豊永貞夫君
- 4.森口勝之君
- 5.大王英二君

日程第2 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第39号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

・議事日程のとおり

3. 出席議員（20名）

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 松岡隼人君 |
| 2番 | 井上光浩君 |
| 3番 | 豊永貞夫君 |
| 4番 | 川野精一君 |
| 5番 | 笹山欣悟君 |
| 6番 | 村上恵一君 |
| 7番 | 西信八郎君 |
| 8番 | 松田茂君 |
| 9番 | 永山芳宏君 |
| 10番 | 福屋法晴君 |
| 11番 | 森口勝之君 |
| 12番 | 田中哲君 |
| 13番 | 本村令斗君 |
| 14番 | 立山勝徳君 |

15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簗 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	深 水 雄 二 君
総 務 部 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 長	荒 巻 通 君
健康福祉部長	中 村 明 公 君
経 済 部 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	松 田 知 良 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	今 村 朱 美 君
経 済 部 次 長	山 本 政 義 君
建 設 部 次 長	宮 原 真 二 君
秘 書 課 長	愛 甲 秀 樹 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
商工振興課長	廣 田 五 浩 君
管 理 課 長	中 川 一 水 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	田 中 幸 輔 君

教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
教 育 総 務 課 長	松 岡 誠 也 君
農 業 委 員 会 長	村 田 定 美 君
農 事 務 局 長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（箕毛正勝君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行い、その後、委員会付託を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

ここで、執行部から議案の訂正について、発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○市長（田中信孝君）（登壇）皆さんおはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案を申し上げております予算案の原案訂正をお願いいたしたいと存じます。訂正をいたしますのは、まず議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算案、事項別明細書の2歳入でございまして、説明の訂正をお願いするものでございます。

次に、議第17号平成23年度人吉市一般会計予算案、事項別明細の3歳出でございまして、説明の訂正及び給与費明細書の1特別職の職員数の訂正をお願いするものでございます。なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何とぞ御了承賜りますようお願いをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）おはようございます。貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございません。

それでは、お手元にお配りしております資料で御説明をさせていただきたいと存じます。資料の1ページをお願いいたします。

議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算案の訂正をお願いする箇所でございますが、予算書の18ページでございます。事項別明細書の2歳入でございまして、1款市税、4項、1目市たばこ税、1節現年課税分の右の方の説明欄の変更後の調定額2億50万8,000円を2億58万円に御訂正をお願いするものでございます。

次に、資料2ページをお願いいたします。議第17号平成23年度人吉市一般会計予算案の訂正をお願いする箇所でございますが、予算書の46ページでございます。事項別明細書の3歳出でございまして、2款総務費、1項総務管理費、8目公平委員会費、1節報酬の右の説明欄の委員等報酬2人分、公平委員会委員報酬2人分としておりますが、これを委員等報酬3人分、公平委員会委員報酬3人分に御訂正をお願いするものでございます。

次に、2ページの中段の給与費明細でございまして、予算書は142ページの給与費明細書で

ございまして、1特別職でございますが、区分が本年度、その他の特別職、計の職員数をそれぞれ1,602人、1,624人、区分が比較、その他の特別職、計の職員数をともにマイナス22人としておりますが、これを区分が本年度、その他の特別職、計の職員数をそれぞれ1,604人、1,626人、区分が比較、その他の特別職、計の職員数をともにマイナス20人に御訂正をお願いするものでございます。

以上、3カ所の御訂正をお願いするものでございます。議員各位には大変御迷惑をおかけいたしましてまことに申しわけございません。議案の上程に当たっては、内容を十分に精査の上、提出をしたところでございますが、初歩的なミスをしてしまい、まことに申しわけなく思っております。今後は二度とこのようなことがないように初心に返って予算書の作成に当たってまいりたいと存じます。今回の訂正につきましては、御了承賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの訂正については御了承いただきますようお願いいたします。

執行部に申し上げます。議案の提出に当たっては十分なチェック体制を取られますようお願いいたします。

日程の追加について

○議長（簗毛正勝君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。一般質問の前に、議第39号人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第39号

○議長（簗毛正勝君） 執行部に提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）大変恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

議第39号人吉市予防接種事故災害補償条例の一部改正案は、市がみずから実施する予防接種に係る事故の災害補償に関し、迅速に対応するため条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、所管の責任者から説明させていただきます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（中村明公君）（登壇）おはようございます。私から補足説明をさせていた

できます。子宮頸がん予防ワクチン接種に係る予算につきましては、1月の臨時議会でお認めいただき、2月から既に実施しているところですが、今回の予防接種を実施するためには、同時に条例改正案を御提案申し上げておかなければならないところでもございました。提案の時期がおくれ、議員各位並びに市民の皆様にも多大な御心配と御迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。幸いにも現在までのところ副反応についての報告は受けておりませんが、予防接種に当たっては決められた手順で一つの事故も発生しないよう対処してまいりたいと考えております。

さて、この条例は予防接種法に定める予防接種以外の予防接種に係る事故の災害補償について定めるものでございます。今回の改正案は、1月臨時議会でお認めいただき2月から実施しております子宮頸がん予防ワクチンと、国の施策として決定し、今回、当初予算に計上させていただいておりますヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが予防接種法に定める予防接種でないことから、この条例に基づく災害補償の対象とするため、関係条文を改正するものでございます。現条例の第3条は予防接種法で定める予防接種以外で人吉市が実施する予防接種を個別に列挙した条文となっておりますが、このワクチンを含め今後新たにワクチンを追加する場合、その都度条例改正が必要となるため、市がみずからの行政措置として実施するすべてのものを対象とする内容に改正することで、迅速に対応できるようにするものでございます。なお、附則により、この条例は平成23年2月1日以降に発見された事故からの適用となっております。現在実施している子宮頸がんワクチンにも適用される内容となっております。また、現在第3条に規定しているインフルエンザ及び日本脳炎につきましては、既に予防接種法に規定されている予防接種のため、事故が起きた場合には予防接種法に基づき補償されることとなります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。笹山欣悟議員。

○5番（笹山欣悟君） 提案の理由の説明はわかったんですけども、一つ確認しておきたいのは、みずから行う、市がみずからの行政措置で行うということですね。市が行政措置として行う部分と、みずから行政措置として行う部分の違いがあるのかどうか、なぜここにみずからという字句が入るのか。それともう1点は、その後の第2項についても、市が行う、それをあえて市がみずから行うというふうに変える理由、これについてちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（簗毛正勝君） 暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

○議長（蓑毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○健康福祉部長（中村明公君） 大変時間をとりまして申しわけございませんでした。それでは、お答えいたします。

「市がみずからの行政措置として行う」と、「市が行う」という規定に明確な違いはございません。今回の改正に当たり、全国市長会が発行しております予防接種事故賠償補償保険の手引きの準則を参考にさせていただいたところでございます。文言の規定の仕方になりますが、予防接種法に基づく予防接種と区別して、市が行う予防接種と明確に規定するために、みずからの行政措置という文言で指定しているものでございます。

以上、お答えいたします。

○5番（笹山欣悟君） 理解できました。結局は市の責任として行う予防接種についてを、この災害補償条例の中に規定をするんだと、そういうことで理解をしたいと思いますので、終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） あえて議事進行で発言をしたいと思います。きょうは一般質問3日目ということで、10時から一般質問を開会をする、そういう予定になっておりましたが、けさになって緊急に議会運営委員会を開催して、一般質問の冒頭に追加提案を入れるということは確認しましたけれども、それも皆さん、考えてみてください。条例案というのは法律なんです。市にとっては法律なんです。その法律の追加提案をですね、開会日は3月1日ですよ。にもかかわらず、一般質問のきょうになって追加提案をする。その執行部のていたらくは何ですか、これは。少なくとも法律の提案をしようというならば、提案日、開会日ぐらいにはきちっと提案するのが本筋じゃないんですか。11日もたった今、追加提案をする。しかも一部はもう既に実施をされた内容について触れているわけです。このような事態が、予定どおりきょうの一般質問を再開できないという事態になっています。執行部の不手際そのものであることは間違いありません。後ろに一般質問が10時からあるということで傍聴に来られた皆さん方に対して、皆さん方はどういうふうに考えますか。傍聴には来てくださいますと言いつつも、その方たちに対して、30分も40分も待たせるといった事態になること。そしてその引き金は今回の執行部の不手際にあると私は思いますし、その点について、あえて発言をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（蓑毛正勝君） 他に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、質疑を終了いたします。

○議長（簗毛正勝君） それではこれより、一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 皆さんおはようございます。14番の立山でございます。私は、昭和62年3月に、当時の国鉄を退職をいたしまして、初めて市会議員に出していただいてから、前福永市長時代の5期20年間、現田中市政の中で1期4年間の議会活動、議員活動をさせていただきました。24年間を振り返ってみますと、万感胸に迫るものもありますけれども、とにもかくにも24年間の永きにわたって私の議員活動を支えていただいたすべての方々に心から感謝とお礼を申し上げたい、このように考えています。さらにはまた、きょうもおいでをいただきましたけれども、傍聴席から私の発言を見守っていただきました傍聴者の皆さん方にも厚くお礼を申し上げたいと思います。

6期24年間、実は一般質問は無欠席でございまして、きょうが通算96回目の一般質問ということになったわけですが、最後の一般質問を何にしようかなということで考えました。しかし、田中市長が1期4年間の田中市政の総括を施政方針の中でされておりますので、その中から二、三取り上げて質問をしたいということで通告をいたしました。この一般質問を通じて、これからの市政の発展と市民の幸せにつながるができるならばいいなと、そういう思いを込めながら質問をいたしたいと思います。

まず1点目ではありますが、川辺川ダム建設中止の方針が打ち出されました後の課題についてお尋ねをします。田中市長は、平成20年9月議会において、歴代の市長としては初めて川辺川ダム建設の白紙撤回を求められました。この市長の英断は昭和40年代からダム建設に反対し、あるいはダム建設に疑惑を持っていた人々に大きな勇気を与え、さらに蒲島熊本県知事のさらなる白紙撤回を求める表明は、ダム建設の流れを大きく変え、建設中止へと連動をいたしました。しかし、川辺川ダムの建設を中止するという方針の転換は新たな課題を惹起しました。その一つは、国の方針に従い、心ならずもダム建設に同意し、ダム建設を前提とする村づくりを進めてきた水没予定地域の村づくりをどう再生をするのか。これが一つであります。もう一つは、球磨川水系の治水対策をダムに代わってどう具体的に進めるのか。これが二つ目の課題であります。田中市長は、ダムによらない治水を検討する場を初め、関係する会議には毎回出席をされ、水没地域の生活支援策、ダムによらない治水対策について積極的に発言をされてきました。私も昨年9月の一般質問でも取り上げ、詳しくお尋ねをした経緯があるわけではありますが、そこでお尋ねをしますが、昨年の9月以降、ダムによらない治水を検討する場の会議は、開催をされたのかどうか。開催されなかったとするならば、なぜされなかったのか。その点についてまずお尋ねをします。

1回目を終わります。

○市長公室長（深水雄二君） おはようございます。お答えいたします。ダムによらない治

水を検討する場の第8回が昨年6月23日に開催されて以来、昨年の8月から9月、そして今年になって3月と、2度ほど出席者に日程調整等が行われたものの、実施には至っていないというのが実情でございます。喫緊の状況でございますが、昨日の本村議員のほうにも市長のほうから御報告を申し上げましたとおり、今週の月曜日、3月7日でございますが、国土交通省八代河川国道事務所の笠井所長と、熊本県河川課川辺川ダム総合対策課の担当者が来庁されまして、現況と今後の予定についてお話を伺ったところでございます。流域の自治体を個別に訪問をしているということですが、お話によりますと、3月に第9回を開催する予定で、準備をしておりましたが、県議会や市町村議会もあり、調整がつかなかったということでした。その間、これまで出された宿題の検討と、直ちに実施する対策の詳細な部分まで検証を行っていたということでもございました。

今後の予定でございますが、市町村長を個別に訪問し、検討の状況を説明した上で、特に引き続き検討する対策などの計画箇所位置する市町村などの意見を十分に聞いて、個別であっても議論を詰めていきたいとのことでした。そして、その結果を第9回の検討する場で示していきたいということでもございました。個別協議は今後も続くということで、第9回の開催の時期については具体的には言及されませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 第8回のダムによらない治水の場の開催を最後に、現在まで開催をされていないということでもあります。

そこで、さらにお尋ねですが、昨年の8月の段階で約束をされました。球磨川流域の治水対策の直ちに実施をする課題、一つは人吉橋下流部左岸を掘削するとともに、築堤をする。二つ目は、川辺川直轄管理区間、左岸の堤防未整備地区においては段階的に築堤を行う。3番、市房ダムは現状の利用水量は確保、治水水量を確保しながら洪水調節機能を発揮できるよう操作規則を変更する。4番、必要に応じて堤防の質的強化を図る。そして万江川合流部分については拡幅する。これらの直ちに実施するべき課題はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○市長公室長（深水雄二君） はい、お答えいたします。直ちに実施する対策についてでございます。治水につきましては、直ちに実施する対策の中流部での対策である堆積土砂の撤去や宅地かさ上げ、上流部での人吉橋下流左岸の掘削・築堤、川辺川直轄区間左岸の段階的築堤、市房ダムの利水容量は確保しつつ、操作規則の変更、堤防の質的強化、球磨村渡の内水対策について、それぞれの地区での事情があると認識しております。また、一部だけをとらえての対策ではなく、上流部の対策であっても中流部、下流部の河川改修を踏まえつつ、対策を講じなければならない治水対策は技術的にも非常に難しいし、課題も多いと思われまます。それが引き続き検討する対策になれば、さらに地域課題も多くなってくるだろうと思わ

れます。しかし、これらは我慢強く検討していかなければならないし、すぐにやれるべき治水対策や防災無線の整備など、減災に関するソフト事業については先行して行ってほしいと強く思うところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 今答弁をいただいたんですが、何のために直ちに実施をする課題であったのか。それが全然考えられていない。去年は幸い大した水害はありませんでしたけれども、今年ももうすぐ雨期が迫ってくるんです。その間のブランクというのが今後どういう水害につながっていくかわからないという状況の中で、例えば球磨川左岸の問題とか、あるいはそのしゅんせつの問題とか、そういったものは下流域の部分について配慮することなく大体できる課題なんです。それがいまだにできていないということは、これは国の怠慢じゃないかなというふうに私は考えています。

そこでさらにお尋ねをしますが、水没地域の生活支援についてであります。川辺川ダム建設が発表されてから長い間、建設反対を堅持しながらも建設を促進する国の方針に押されて苦渋の選択を余儀なくされ、心ならずも同意して、ダム建設を前提とする村づくりを推進してきた五木村の生活再建について、どのような状況になっているのかお尋ねをします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。五木村の再建に関する御質問でございます。平成21年8月末に民主党への政権交代があり、川辺川ダムの建設中止が方針として表明されたわけでございますが、国の動きとしましては、まず前原国土交通大臣が川辺川ダムの現地を視察後、五木村住民との意見交換を行われました。その中で、政府の方針転換を謝罪された上で、ダム本体工事は中止するが、生活関連の四つの事業については継続する。生活関連の四つの事業を完成させるまでは中止という法的な手続きに入らない。球磨川の治水に関しては、ダムによらない治水を検討する場を尊重し、国としても検討する。そして、全国の公共事業中止後のモデルとなるような補償措置を規定した法案を平成22年の通常国会に提案することを約束されております。その後、平成22年6月20日には三日月国交副大臣が五木村を訪問され、意見交換の中で五木村の生活再建を協議する場を国、県、五木村によって設置することが確認されております。これらのことから、球磨川の治水については国、県、流域によるダムによらない治水を検討する場で協議を行う。五木村の生活再建については、五木村、国、県による五木村の今後の生活再建を協議する場で協議をするといったすみ分けが行われているところでございます。この五木村の今後の生活再建を協議する場は、平成22年7月に設置されてから4回の通常会議と5地区の住民からの意見聴取が実施されているようでございます。しかしながら、前原大臣のときに約束をされた全国のモデルとなるような公共工事中止後の生活再建に係る補償法案については、平成23年の通常国会にも提案されることなく、この状況に対し、今年の2月4日には五木村から国へ、五木村生活再建補償法案通

常国会提出見送りへの抗議が行われたところでございます。これを受けまして、2月17日と18日の両日、熊本県、流域市町村、球磨郡町村会、同町村議会議長会の連名により、県選出衆参両院議員、国土交通省に対しまして五木村振興に関する提案及び要望が実施されたところでございまして、市からも林副市長が参加をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（**箕毛正勝君**） 14番。立山勝徳議員。

○14番（**立山勝徳君**） ただいま答弁をされましたように、裏舞台では進んでおったわけですが、2月23日の衆議院予算委員会の速記録をしてみますと、国の答弁といたしまして、川辺川ダム関係の熊本県五木村との間で生活再建協議を行っている。しかしいろいろとまだまとまっていないところがありまして、先には進めません。そういうような国の答弁がっております。つまり、国としては、遅滞の原因は肝心の熊本県と五木村の話がまとまらんからやれないんだよと。現場のほうは、五木村の抗議行動もありましたように、国に対して早くやってくれと言っているんですね。そこらあたりをお互いに押し問答みたいに、ある意味では責任のなすり合いみたいな様子が私は感じ取られるんですが、そのことを含めて田中市長ずっと関係会議に出ておられますので、どういようにそこらあたりの判断をされているのか。あるいは今後、どのような現地としての、あるいは人吉市としての手を打ったほうが事が速やかに進むのか。その点についての判断見解をお願いしたいと思います。

○市長（**田中信孝君**） おはようございます。お答えをいたします。2度にわたって生活再建補償法案が提出を見送られたわけでございます。よって五木村の皆様方の失望というものは多大なものがあるというふうに感じております。我々流域の者たちも非常に残念に思っているところでございます。先日3月4日に社民党の阿部知子政審会長ら社民党の皆さんの御訪問を受けました際にも、地元の中島隆利議員が国土交通委員会において非常に頑張って川辺川ダム建設中止後の五木の問題をやってもらったというお話を直接御本人からお伺いをいたしました。その折、立山議員も同席しておられましたが、私からもこの五木の問題についてはくれぐれもよろしくお願いを申し上げたいと、阿部知子政審会長にお願したところでございます。やはりここはもう、政治決断ということが大きい問題でございまして、今後は、いやこれからも党派を超えた高い部分での御理解・御支援をいただきたいというふうにお願いをしているところでございます。

五木村川辺川ダムの問題は、人吉と球磨郡町村会での要望、県と流域による要望、町村会での要望あるいは川辺川ダム建設促進協議会での要望においても、特に熊本県選出の国会議員の皆様方、与党や野党といった党派の区別なくすべての皆様方へ御協力をお願いしている最大の課題でもございます。今後も機会あるごと熊本県、流域、人吉球磨、あるいは川辺川ダム促進協議会というさまざまな枠組みをもって、あるいはその総力をもって特別措置法になるか一般法になるかわかりませんが、まずは公共工事中止後の生活再建に係る補償法案、

この整備を要望していかなければならないと考えているところでございます。要は、この人吉市または私といたしまして、この総力をもって何らかしらの強いアピール、行動をとっていかなければ、わざわざ国土交通大臣が来られて中止を宣言され、そして生活再建を約束された以上、これは国の責任としてしっかりとやっていただかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） この問題はですね、国の方針転換に絡む問題でありますし、当然、市長が言われるように国の責任においてやるべき課題であります。しかし国が先送りをすればするほど、その被害をこうむるのは水没予定地域であった五木村を初めとする周辺の水没地域でございます。さらには直ちに行う施策についても、ダムによらない治水対策が直ちにすべき治水対策がおくれればおくれるほど、その被害をこうむるのは流域市町村の住民であります。そこのところを十分に国に訴えながら、ただいま市長が答弁をされました方向でぜひ最大限の努力をしていただきたいと思います。このように要望しておきたいと思っております。

続きまして、生活と観光を目指す交通政策ということでお尋ねをします。

観光客が市内の回遊性を高めるために「じゅぐりっと号」、市民生活の利便性の向上を目指して「さるく人吉」、そして昨年10月からは市内のバス空白地帯を埋めるために豆バス4路線の運行が始まりました。これはそれぞれのバスの利用状況などについては質問がっておりますので割愛をいたしますが、2点だけ質問をしたいと思います。

まず、豆バスの運行に関してであります。産交バスに対する赤字補てん金5,400万円の範囲で運行するとの約束であったと聞いています。近頃、ガソリンを初め油類の値上げが始まっています。5,400万円オーバーする事態になったとき、市の補てん金は増額をするのかどうか。この点についてお尋ねをしておきます。

もう1点は、9月議会で私の一般質問では、豆バスの運行日を毎週月曜日と金曜日の運行と説明をされたと思っております。しかし、ふたを開けてみますと火曜と木曜という運行日が入っております。私にも住民の方から指摘がございましたし、そのいきさつについては説明をいただきたいと思います。

以上、2点です。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。2点ありました。空白地帯解消のためのバス運行の補助金との関連、それから曜日設定と、この2点でございます。

平成22年10月からの豆バス運行によりまして、一部の地域におきましては公共交通空白地帯が解消されたところではございますが、他の地域においても今後積極的に進めていかなければならないものと考えております。この運行するためにも運行経費が必要になりまして、それに伴う補助金の増額も予想されているところではございますが、その補助金につきまし

ては最初5,200万、5,000万相当の金額の範囲内でやっていこうという方針でございますので、その中で今後この交通空白地帯の解消につきましては考えていかなければならないと考えております。この公共交通空白地帯の解消につきましては、今やっておりますけども、今後はその検証を行いながら、いろんなところの要求が今も出ておりますので、その辺を検証しながら今後の対応をしていきたいと思っております。

もう1点の曜日につきましては、現在豆バスの新規4路線の運行につきましては週2日の曜日運行となっております。議員御質問の曜日設定につきましては、地域にお住まいの方の通院などの利用状況を調査し、利用の多い月曜日または金曜日をそれぞれの路線運行日として設定をさせていただいたところでございます。本来ならばどの路線も月曜日と金曜日で設定できればよかったですのですが、導入した豆バスは4台であり、この4台を有効に使用するためにもこの4路線以外の路線でも活用できるようにしましたことから、このように少し変則的な運行になったところでございます。ちなみに、上原田線は月曜、木曜、大柿線は火曜、金曜、小柿線は火曜、金曜、七地線は月曜、木曜というふうなところで、当初は月曜、金曜を設定しておりましたけども、いろんな御要望、調査等によりまして、そして4路線以外の路線でも活用できるようにということで、このような4路線の曜日設定になった次第でございます。

以上、お答えいたします。

失礼しました。答弁に少し足りない部分がありましたので、もう少し補足して説明させていただきます。

補助金の範囲内でやるという趣旨のところでございますけども、地方バス路線運行費補助金の範囲内で路線の拡充を図っていくためには、既存路線バスの運行形態そのものを見直さなければならぬものと考えております。具体的に申し上げますと、既存路線において平均乗車密度が極めて低い路線などは、再度利用状況等を検証した上で、高率、効果的な交通手段への転換、つまりデマンド交通の検討を進めていかなければならないということでございます。県内では、平均乗車密度にある一定の基準を設け、それ以下のバス路線についてはデマンド交通、予約タクシー、そういうふうな交通でございます。それらの転換を図っておられる自治体もあるようでございます。今後はそういう先進地の取り組みも参考にさせていただきながら、地域性に配慮した交通手段をこの地方バス路線運行費補助金の範囲内でやっていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（藁毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） ただいまの答弁では、一応私は5,400万が上限だというふうに聞いておりましたけども、その枠内で企業努力をしてもらう。そういうふうに理解しておいていいものかどうか、確認をしておきたいと思っております。

それから、バス運行の曜日の変更についてはこれは車両運用上やむを得ずそういうふうになったかなという一面もございますので、現在、車両4両の運用の中ではやむを得なかったかなというふうに理解をしておきたいと思います。ただし、曜日の変更についての周知のあり方が当初の段階で不足をしていたというのは事実のようでございますから、その点については留意をしていただきたいと思います。

それから、豆バス運行については、先日の一般質問でもいろんな注文、例えば上原田線の延長をしてほしいとか、尾崎町内の方を回ってほしいとか、いろんな要望があるということについても検討いただきたいと思います。私に寄せられましたそれ以外の問題では、お年寄りの方ですけれども、バスを乗降するときにもやっぱりステップが高すぎて乗ったり降りたりが困難をする。何か補助の踏み台あたりが何らかの形で準備できないのかという要望もあっておりますので、その点についてもあわせて御検討いただきたいと思います。このように考えているところであります。

続きまして、くま川鉄道の存続に向けてということで質問をいたします。くま川鉄道については、今まで3人の同僚議員から質問をされましたが、その答弁を考えながら、あるいは整理をしながら質問をいたします。

じゅぐりっと号、さるく人吉、豆バスも、そしてくま川鉄道も過疎地を走る公共交通機関であります。そして、これらの交通機関はいずれも利用者、いわゆる乗る人が少ないという共通点があります。したがって、黒字で自主運営をする、経営をするということは非常に厳しい状況にあるというのは当然のことです。しかしそれでも存続をするということになりますと、私は三つの要素が必要だと思っています。一つは運行をする会社の経営努力、企業努力であります。2点目は、住民の生活を支えるという行政の立場での公的支援が必要であるということでもあります。もう1点は、地域住民の理解と協力、つまり十分に利用していただく。この三つがですね、やはり過疎の公共交通機関が存続をする三つの要素だというふうに思っていますが、この三つの要素に対してそれぞれどのような施策がされているのか、またされなければならないのか。その点についてお尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。私も立山議員おっしゃるとおりだと思います。

三つの側面があるということでございます。まずはやはり、会社の企業努力、これがもう根本であります。その根本を支えるものとして、公的支援の確立、それから住民の理解と協力、いわゆる利用であります。この三つ、いずれも欠落することはできない要素でございます。地域公共交通は維持できないと思いますし、この三つがそろって初めて将来に向けての展望が描けると存じております。そういう観点に立ちまして御答弁をさせていただきます。

まず、会社の企業努力でございますが、直近の取り組みを二つ挙げさせていただきたいと思います。まず一つ目が、一昨年に導入しました63歳定年制でございます。この制度を導入しました狙いは、社員の新陳代謝による人件費の削減と、人材育成でございます。これまで

J R 出身者の方には即戦力として会社運営に貢献していただいておりますが、出向して来られる方の年齢が50歳後半に達しておられるため、63歳の退職時期に退職者が集中することとなり、結果、会社の人材育成にはつながらないということでございます。また、運転手に限らず事務職におきまして、会社の将来を見据え、地域に貢献したいという意欲ある若い人を年次的に採用することにより、会社の将来の人材育成につなげていくことができればと考えておるところでございます。二つ目は、今議会の中で何度となくお答えをさせていただいておりますが、くま鉄振興券の販売でございます。少子化の影響により、今後、人吉球磨圏域の高校生の数はますます減っていくことが予想され、それに伴う通学定期収入が減少していくことは確実なことでございます。通学定期の減収分を少しでも補っていくため、人吉球磨地域の皆様にこれまでよりも1回でも多く乗っていただけるよう、会社一丸となつてくま鉄振興券を販売することで増収につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、公的支援の確立でございます。市民生活を公平にするための自治体支援策でございますが、具体的には基金に代わる各自治体による公費負担の仕組みを構築したところでございます。会社の自助努力というものは当然必要なことではございますが、公的支援があるということは、今、くま川鉄道の会社の状況におきましては経営の安定化にもつながりますし、何よりも安心安全運行が確保され、交通弱者の皆様の交通手段を維持できるからでございます。

次に、住民の理解と効力、つまり利用でございますが、すなわち支援を受けている市民がどう向き合うかということでございます。最も大切なことは何よりも「乗って残そう」とする意識を持っていただくことでございます。豆バスの運行についての御質問でもお答えさせていただきましたが、市におきましてはバス運行に際しましても、相当の補助金を支出しているところでございます。その補助金も年々増加傾向にあり、これを解消するために最善の策といたしましては、言うまでもなく多くの方に乗っていただく、御理解と御利用であります。結果、乗客がふえれば会社の収入増につながり、ひいては補助金の削減にもつながることになるからでございます。

今後、地域公共交通を維持していくためには、この圏域にお住まいの一人お一人に、バス、鉄道を移動のためのルーティンとしての意識を持っていただくことを強く期待するものがございます。

最後に、新聞に投稿された記事の一つ御紹介してみたいと思います。「年老いても長年住み慣れた家と地域で安心できる生活環境は、公共交通機関の有無は大きな比重を占めている。私たちはこのことを再認識して、豆バスを利用し、お互いに利用しあい、さらに便数もふえて老後に不安のない地域での生活を豊かにしたいものである。なくなってしまうからそのありがたさを感じることがないように。」という記事でございます。まさに私自身が市民の方々にお願いしたいことを述べていただいたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（**箕毛正勝君**） 14番。立山勝徳議員。

○14番（**立山勝徳君**） ただいま市長のほうから、地方の公共交通機関を存続するための条件3要素についての取り組みを発表していただいたわけですが、ぜひそのような形で市長みずから頑張ってくださいますようお願いをしておきたいと思います。特に過疎地は単なる人間が減るというだけではなくて、必ず高齢化という現象を伴いながら過疎になっている。そういう地域でございますから、それらに対する公的サービスをどう確保していくのかということ行政も一生懸命に、あるいは地域の高齢者もそれなりにやはり一生懸命に、自分たちの公共交通機関をどう守るかという立場でも、意識の改革も必要かというふうに思いますので、この3要素に対して果敢に取り組んでいただくようお願いをしておきたいと思います。

そこで、くま川鉄道中長期財政運営計画書、これは全員協議会で説明を受けたものでありますが、この計画書はくま川鉄道の取締役会議で確認決定をされたものであるかどうか。この点が一つです。もう一つは車両の交換と申しますか、車両の入れかえ、この問題が今後の経営を大きく左右していくというふうに思っています。もう20年以上の古い車両でございますから、交換の時期に来ているのは明らかですが、財政上、それが許されるのかどうか、今ある古い車両を年々修繕費をつぎ込みながら存続させていったほうがいいのか。ここでもう新しく車両を入れかえて、そして修繕費が要らないような形で車両の確保をしたほうがいいのか。ここらあたりの損得勘定が経営上は一番大きな問題になるかなというふうに思いますから、その点についてどう考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○市長（**田中信孝君**） お答えいたします。まず計画の素案を昨年11月9日の取締役会において説明をいたしました。その後、圏域の総務課長、企画課長会議における御意見、御要望等をお聞きし、さらに見直しを行い、今年の1月14日の取締役会においておおむね御了承をいただいたところでございます。ただし、車両更新につきましてのみ更新計画をお示したものの、多大な経費負担が発生することを各首長が心配され、結論を出すことができなかったところでございます。よって、車両の更新につきましては再度協議を行い、改めて検討させていただくということにいたしております。取締役会の了承を得ているということでございます。

それから、車両の更新についてという、これが一番多額の費用を要する課題でございますが、一昨日の笹山議員の御質問にもお答えさせていただいたところでございますが、大きな課題、問題が二つ考えられると思います。まず1点目が、将来の保有台数の問題でございます。現在、くま川鉄道が保有している8台の車両につきましては、御承知のとおりすべてが20年以上経過し、耐用年数を大きく超えているところでございます。車両運行の安全性を考慮した場合、早急に車両の更新計画を策定していかなければなりません。今後、人吉球磨

圏域の高校生は年々減少していくことが予想され、結果、通学利用者の減少につながっていきますので、更新する車両の台数をどれぐらいにするのかということが喫緊の課題として1点出てまいるわけでございます。2点目の問題でございますが、いわゆる経費の問題であります。車両の更新には高額な費用、1両につき1億2,000万円が発生いたしますので、国県の補助を確保し、実施をしていかなければならないということは言うまでもございませんが、国における事業仕分けにより、補助制度が不透明になってきておりますので、新しい補助制度を見極めながら、自治体の負担をどうするかという課題についても今後判断をしていかなければならないと考えているところでございます。

御質問の車両を維持しながら年次計画で購入していくやり方と、短期的にまとめて購入するやり方の比較でございますが、まずまとめて購入しますと、年次的に購入するよりも1台当たりの単価1両につき1億2,000万が相当下がるようでございます。経費の削減にはつながっていくようでございます。一方で、車両を維持しながら年次計画で購入していくやり方は今後、車両の車検に当たる全般検査時に修繕等の費用がますます増加していくことは間違いがなく、負担の増加につながっていくものと予想されています。鉄道の試算によりますと、約8,000万円を超える経費が発生するようでございます。そこで、どちらを選択するかということでございますが、やはり一度にまとめて購入をするやり方のほうが、会社にとりましてまた自治体にとりまして、現段階ではベストではないかと思っております。しかしながら、一度にまとめて購入しました場合、各自治体において相当な負担が予想されますので、購入時期、購入台数を含め、その財源として基金を活用するのか、負担をお願いするのか、別の手だてを講じるのかといったことをしっかりと議論していかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 車両の交換については、今、4点ぐらいにわたって市長のほうから答弁をいただいたわけですが、一つは経費の問題がございます。経費の問題につきましては一括購入のほうはるかに割引率といたしますか、そういった面では有利であろうなというふうに私は考えているところです。それから、古い車両と新しい車両といたしますと、当然修繕費の問題が一方は大幅に発生する、一方はもうほとんど要らないということになるわけですが、その辺の経費の問題と、それからやはり新しい車両とも旧型の古い車両になりますと、運行上のいわゆる交通の安全運行という立場からすれば、新しい車両の方が当然、その性能的にも優れていますし、安全運行のためのそれぞれの機能も備えているということですから、できましたら私の判断としては、各関係町村の御理解がいただけるならば一括で取りかえてもらったほうがいいのかと、そういう思いを現場の人たちの声を聞きながら感じておりますので、その点は十分検討いただきまして、できるだけ早急にやはり決定をし

ていただくことが大切だということを要望しておきたいと思います。

続きまして、3番目であります。人吉城跡の整備と中世城跡についてということでお尋ねをいたします。

人吉城跡は昭和36年に国の史跡指定を受けてから今日まで、さまざまな整備事業を展開しながら現在の城跡となり、市内観光の大きなポイントになっています。平成15年には隣接する中世城郭が新たに追加指定され、21年度から始めた史跡人吉城跡保存管理計画書がやがて完了するとの予定とのこととあります。そこで、中世城跡の整備についてお尋ねをいたします。

まず初めに、近世城と呼ばれる城、中世城と呼ばれる城の違いはどうなっているのでしょうか。例えば構造上の違い、あるいは場所、面積、そういったものを含めて御説明をいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。お答えいたします。まず年代的な違いでございますけれども、中世城は相良長頼が1198年に人吉に入り、平氏の御家人であった矢瀬主馬佑を攻め、人吉城に入城したと言われ、古文書によりますと1205年に人吉庄の地頭の職につき、その頃、人吉城の修築が始められたと言われております。一方、近世城は相良家第20代当主長毎により、1587年から中世城の一部分、現在の三の丸、二の丸、本丸を近世城として改修を始め、17世紀中頃にはほぼ完成したと考えられております。江戸時代を通じ、人吉藩の役所などとして使用され、明治時代に入り、1875年城内の建物等の払い下げにより取り壊され、現在、石垣が残っているというふうなことでございます。

次に、築城目的面からの違いでございますけれども、中世におきましては南北朝時代になると上相良、下相良の争乱が相次ぎ、1448年、第11代当主長統が球磨郡を統一し、さらに葦北、八代、北薩摩方面に進出し、その拠点として中世城は本格的な城郭として整備拡張が行われております。一方、近世におきましては徳川家康が江戸に幕府を開き、將軍を中心とする幕藩体制が整えられ、人吉球磨地方は人吉藩となり、新たな統治の拠点とし、藩政を施行するため中世城を近世城へと改修しながら、西外曲輪を藩の重臣を配置するための武家屋敷として整備が行われております。

最後に、構造上の違いでございますが、中世城は基本的に自然重視型の城郭でございます。人吉城の場合は、球磨川と胸川の合流点近くのシラス台地の突端部を利用し、自然の地形を防備に生かしながら、斜面部には大規模な横掘、縦掘がつくられ、さらに大きな空堀により平坦部が切られ、郭が形成されておる構造で、中世城は江戸時代の探源記によりますと、上原城、中原城、下原城、原城外廻、西の丸、内御城の各郭により形成されていたことがわかります。一方、近世城は基本的に石垣を使った城郭でございます。人吉城の場合は自然の地形を生かした中世城を豊後から石工を多数呼び寄せて石垣造りの城として修築しており、球磨川と胸川の合流部に当たる西外曲輪部 ―― 現在のふるさと歴史広場一帯でございます。

けれども、を拡張整備し、武家屋敷として、また中世城の内御城は本丸、二の丸、三の丸としてさらにその他の郭は武家屋敷等に利用しているという構造になっていたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） ただいま中世城と近世城の違いについて詳しく説明をいただきましたが、その説明をいただいた中世城の整備についての施策、例えば敷地の取得、発掘調査の方法、建造物の復元、そういった問題についてお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。敷地の取得状況でございますが、平成15年8月27日に中世城部分7万8,403.71平方メートルが追加指定を受け、中世城と近世城の指定面積は21万6,122.12平方メートルとなり、その後、国庫補助事業により追加指定地内の私有地の公有化を始めております。平成15年度に私有地3筆、平成16年度に私有地5筆、平成17年度に私有地14筆、平成18年度に私有地3筆、平成19年度には私有林、山林1筆の買い上げを行い、ほぼ完了している状況でございます。

次に、発掘調査の方法につきましては、本年度から中世城の中枢部に当たる上原城跡において、城の機能、構造、さらに城が使用されていた年代の解明と整備のための本発掘調査の基礎資料を得る目的で、3カ年の計画で上原城跡の全域を対象とし、試掘調査を実施しているところでございます。本年度の調査におきましては、中世の堀跡、溝跡、通路跡、建物の柱跡、竪穴遺構等を検出しており、遺構の残存度は極めて良好でございます。竪穴遺構につきましては、相良氏が東国の御家人であったことから、当時の武家社会の文化が相良氏の入国と同時にストレートに伝えられたものとして考えられるところでございます。

今後、さらに継続的な試掘調査を経て、その後、整備のための本発掘調査へと展開してまいる所存でございますが、調査の成果につきましては、大いに期待をしているところでございます。

3点目に、整備における建造物復元についてでございますが、発掘調査結果、全域に建物跡等が良好に検出でき、建築史の立場から確実に建物の規模が検証できるようなこととなりますと、文化庁の復元検討委員会の許可がいただける可能性が大となり、中世城整備の先進地でございます青森県の根城跡のように、建物の立体復元整備も可能と考えられるところでございます。この点につきましては、発掘調査を鋭意進めていく中で、建物跡の遺構は考古学、文献学、建築学の各分野から十分に検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） そこで、中世城と近世城が隣接しながら、一体のものとして存在を

する。これはもう全国的にも非常に珍しい貴重な存在であることには間違いありません。この中世と近世を一体的なものとして整備をし、保存をし、管理をしていくことになれば、史跡としての価値も高くなりますし、また学術的な立場からの価値も非常に高くなるということでもありますし、観光資源としても付加価値がつくということになるというふうに思いますし、そういった意味では修学旅行の見学地あたりにも大いにやはりPRをすることができるのではないかと考えているわけですが、この学術的な資源と観光資源とを活用して、どのようにこれを今後の人吉の発展につないでいくのか。それも大きな一つの課題でありますし、そういう立場から、どのように考えておられるかお尋ねをしたいと思います。

○**教育部長（赤池和則君）** お答えいたします。中世城と近世城の一体的整備につきまして、人吉城跡の史跡価値が中世から近世まで一貫してこの地を治めた相良氏の領国支配の拠点であることから、中世から近世への移り変わりがわかる城という視点で、その移り変わりが来訪者及び市民の方々にわかっていただけるような整備手法といたしまして、例えば中世城跡から近世城跡へとアプローチができる園路、中世城と近世城を一体化した総合説明板の設置等が考えられ、人吉城跡全域を視野に入れた総合的な整備計画を策定していきたいと考えております。

人吉城跡の学術的活用につきましては、来る3月21日に本年度の上原城跡発掘調査の成果を市民の方々に理解していただくために、現場説明会を行うこととしております。今後も調査のたびにこのような説明会を実施し、市民の方々の中世城跡への御理解を一層深めていただきたいと思いますところがございます。さらに人吉城歴史館におきましても、テーマ展示等を通して発掘調査の成果を随時披露してまいりたいと考えているところがございます。

また、観光資源としての活用につきましては、人吉市のホームページを利用いたしまして、全国百名城の一つとしての人吉城跡、中世から近世への移り変わる人吉城跡を前面に打ち出しまして、総合的な視野に立ち、人吉城の歴史及びその魅力を全国に情報発信し、人吉市の観光行政の核の一つとなるようなPRを推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（簗毛正勝君）** 14番。立山勝徳議員。

○**14番（立山勝徳君）** 人吉城は天守閣こそありませんけれども、全国百名城の一つでありますし、相良藩700年の統治のシンボルでもございます。人吉城跡は中世城と近世城跡が一体的に整備されていくなれば、学術的にもまた観光資源としても一層その価値が高まり貴重な城跡ブランドという形で整備していただくように、関係の担当課を先頭にしてぜひ頑張っていただくようお願いしまして、この質問については終わります。

続きましては、行政改革の成果についてお尋ねをします。施政方針の中で、マニフェスト及び定員適正化計画を着実に実行し、計画的に人件費の削減を図ってきた、その結果、職員給与費については平成19年度と平成21年度決算額の比較で、1億9,200万円余りの削減効果

があり、マニフェストの削減目標を上回る成果を達成できたと報告されています。

お尋ねですが、まず正規の職員数と再任用職員を初めとする非正規職員数について説明をいただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。職員数の推移について、職種ごとに平成19年度から22年度までの各年度4月1日現在の人数でお答えをさせていただきますと存じます。

最初に、正規の職員、教育長含むいわゆるフルタイム勤務の一般職の推移でございますが、平成19年度367人、20年度350人、21年度347人、22年度340人となっております。田中市長が就任しました平成19年度と21年度の比較においては、20人の減、5.4%の減となっており、さらに19年度と22年度の比較においては27人の減で7.4%の減となっております。

続きまして、再任用職員等の数の推移ということでございます。まず再任用職員についてでございますが、この中には任期付き短時間職員も含まれております。平成19年度2人、20年度7人、21年度8人、22年度10人となっております。年々増加しておりますのは、退職年度が新しくなるにつれ、国民年金部分の支給年齢が引き上げられておりますので、以前に比べて再任用を希望される方が増加していることが原因でございます。

次に、嘱託職員でございますが、平成19年度110人、20年度107人、21年度110人、22年度128人となっております。平成22年度に18人の増となっておりますのは、県の基金事業であります雇用創出事業、及びその他の新規事業としてくらし安心相談業務、不登校対策での新規雇用、特別教育支援員の拡充などにより、増員になったものでございます。

次いで、臨時職員でございますが、平成19年度10人、20年度13人、21年度24人、22年度22人となっております。例年では継続事業及び産休代替職員としておおむね10人程度で推移をしているところでございますが、21年度につきましては、定額給付金支給業務6人を初め、九州市長会の開催、広報紙の充実、その他の新規単年度事業により、別途11人を雇用しております。また、22年度におきましては、同じく継続事業及び産休代替に加え、緊急雇用対策分として別に10人雇用をしている状況でございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（菱毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） ただいまの報告を聞きますと、正規職員のほうは田中市政になってから20人減ということでございますが、その分を非正規雇用でカバーしているんじゃないかというふうに思って注目をいたしておりましたけれども、緊急雇用対策とか新しい景気対策による雇用がふえただけであって、正規の職員の部分をカバーするために特にふやしたということはなかったかなというふうに判断をしているところでございますが、そこで、部長にお尋ねしたいんですが、この20人の減員というのは公的サービスの低下にはつながったのか、つながらなかったのか、その辺の判断を聞いておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをさせていただきます。市民サービスの低下にはつながっていないというふうに判断をいたしております。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） そこで、ただいま報告をいただきました職員定数の適正化の着実な実施が、職員の人件費にどのように反映をしてきたのか、その内訳について説明をいただきたいと思えます。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、お答えをさせていただきます。まず、市長が施政方針の中で述べました、職員給与費の19年度と21年度決算額の比較において、1億9,200万円余りの削減効果の内訳についてでございます。

まず、ここでいう職員給与費について御説明させていただきたいと存じます。職員給与費は、本俸であります給料に期末勤勉、扶養、住居、時間外などの諸手当を合計したものを言い、退職手当、児童手当を除いたものでございます。施政方針でお示した数字の対象となる職員は、教育長を含む一般職と再任用職員でございます。市長、副市長、監査委員等は含まれておりません。これらの職員給与費が平成19年度決算で「約29億8,530万円」、平成21年度決算で約19億9,340万円だったことから、差し引き1億9,190万円を削減効果とさせていただいたところでございます。

なお、定員適正化計画及び市長のマニフェストの数値目標は、一般職の定数における目標でございますので、削減の方法につきましては定員適正化計画では期間中の採用人数を退職者数にかかわらず、一定にすることにより、またマニフェストでは新規採用者の採用抑制は自然退職者に対し50%削減を目標とするとされております。計画期間中、おおむね定年退職者の50%採用を基本としつつも前年度の希望退職者数等を考慮しまして、採用枠を6人に固定し、各年度の退職者数よりも抑制することにより、定員削減を図ってまいったところでございます。

以上のように、採用を抑制することにより定数削減し、その結果として、経費の削減を図ってまいりましたが、平成19年度決算と21年度決算の比較において、年度途中での採用、退職、給与改定や昇級、昇格の影響、人事異動による会計間の移動なども行われておりますので、免職などの個別の退職理由別に削減額への跳ね返りを見ていくことは非常に困難であり、細かく金額の内訳をお示しすることは難しいところでございます。つきましては、19年度と21年度の比較において、増減分の内訳を御説明をするということで御了承をいただきたいと思います。

まず、年度間比較における一般職員の減員数は、全会計において34人でございます。その内訳はまず、定年退職が19人、希望による勧奨退職が7人、合わせて26人でございます。いわゆる私どもが一般的に考える退職者が、全減員数の76.4%となっております。

次に、死亡、自己都合による退職が2人で5.9%、懲戒等によるものが2人で5.9%、及び

他自治体への出向や指導主事の転出によるものが、これが4人で11.8%となっております。この間の増員につきましては、新規採用12名、指導主事等の転入2人、計14人となっております。よって、減員34人に対して増員が14人でございますので、差し引き20人の減員となっております。定年希望による勤奨を合わせて計26人のいわゆる一般的な退職者に対して、12人の新規採用を行っており、新規採用を50%以内に抑制しているところでございますので、市長マニフェスト及び定員適正化計画による削減は14人分と言えるかと存じます。当然これは大きく決算額に影響しているものと考えているところでございます。また、死亡、自己都合2人、及び懲戒等によるもの2人、計4人については、計画外の減員でございますので、採用計画には反映はしておりませんが、実態として4人減少していますので、決算額への影響は生じていると存じます。

広域行政組合と多良木町にそれぞれ1名ずつ派遣している職員については、定数外となっておりますので、減員に2人計上しており、職員給与費の決算額にも反映されているところでございます。しかしながら、派遣が終わりますと本市の職員として復帰しますので、実質的な減員とは言えないところでございます。

次いで、指導主事につきましては、交代により増減が相殺されますので、職員給与費、決算額に与える影響は少ないと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

訂正をお願いいたします。職員給与費の19年度決算額の際に、「約29億8,530万円」と申し上げたそうでございますけれども、正確には「約21億8,530万円」でございます。大変申しわけございませんでした。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） ただいま、職員定数の適正化とその分の費用削減について詳しく説明はいただいたんですが、特別職の方は外してあるということでございまして、改めてお尋ねしますが、市長を初めとする特別職の場合に、マニフェストによる削減等もございまして、そのトータルとしてどのように削減されているのか、その内訳についても説明をいただきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをいたします。まず、市長以下特別職及び教育長の給与削減による実績及びその内訳について、お答えをさせていただきます。

まず、市長については就任直後の19年6月議会に議案を提出をさせていただき、同年7月から給料月額を20%削減しているところでございます。この効果につきましては、平成23年3月末現在で、給料分が788万7,600円、期末手当分が225万1,631円、合計の1,013万9,231円の削減となっております。

次に副市長、監査委員、教育長及び元収入役については、平成20年3月に議案を提案させていただき、同年4月から給料月額を副市長は10%、監査委員、教育長、元収入役について

は5%削減をしているところでございます。これにつきましては、今年度末現在におきまして、副市長で給料分241万200円、期末手当分72万5,351円、合計の313万5,551円の削減でございます。次に、監査委員で給料分の80万1,000円、期末手当分で24万1,063円、合計の104万2,063円の削減でございます。教育長で給料100万5,900円、期末手当分で35万788円、合計の135万6,688円の削減、さらに元収入役につきましては平成21年3月末の退任までに、給料36万7,200円、期末手当11万7,886円、合計の48万5,086円の削減となっております。これら、市長以下特別職及び教育長の給与削減額の総合計は、1,615万8,619円となっております。

続きまして、不祥事に関連して減額した市長等の給与の額でございますが、市長については平成20年3月から同年の5月までの3カ月間、10%の減額。平成20年7月、10%減額。平成21年10月から同年12月までの3カ月間、20%の減額。平成22年4月、20%の減額。計4回、措置をしております。これらの削減額は期末手当分を含めまして138万6,801円となっております。

次に、副市長についてでございますが、平成20年7月、5%削減。21年10月から同年12月までの3カ月間、10%減額。平成22年4月、5%減額。計3回、措置をしております。これらの削減額は、期末手当分も合算して39万5,722円となっております。

次に、監査委員でございますが、平成21年10月、10%削減。削減額は4万4,600円となっております。

次に、教育長でございますが、平成21年10月、10%削減。平成22年4月、10%削減。計2回、措置をしております。これらの削減額は、期末手当分も合算して20万6,270円となっております。

最後に、元収入役でございますが、平成20年7月、5%削減。削減額3万6,000円となっております。これら不祥事に関連する削減措置の総合計は、206万3,993円でございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） それぞれ、職員の場合と特別職の場合の削減額について報告を受けたわけですが、そこで市長のほうに最後にお尋ねをしますが、適正人事と人事効果という形でお尋ねをします。

行政改革というのは、行政という組織がその目的を十分に達成するために組織の機構あるいは指示指令系統、そういったものを能率的にあるいは効率的に改善することによって、その行政目的をより向上させる、そういう立場で行われるものだというふうに認識をいたします。それで、機構改革あるいは指示指令系統の改善に伴って、それぞれできてきますポストに誰を配置するか。人的配置というのが行政改革の最後のポイントになっている。そういうふうに認識をしているわけですが、そういった立場からしまして、市長はどのようにこの部内の人事問題について、さらには人事効果について、あるいは部外の場合にも、これは幅広

い市民の方々の中から委員会とか審議会とか協議会の委員をそれぞれ人選をしていただいて、そういった委員会、審議会、そういったものを組織をしまして、いろいろ諮問をしたり意見を聞いたりするわけですけれども、こういった場合の人選の仕方、そういったものについてどのように認識をされているのか。このことについてお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。適正な人事、いわゆる適材適所ということでございますが、私の人事に対する基本的な考えにつきまして、述べさせていただくことでお答えとさせていただきますと存じます。

まず、副市長などの常勤の特別職につきましては、市政の発展に大きく寄与することができうる能力を持ち、かつ人格、識見ともに優れていること、これは衆目一致するところであろうかと思えます。議会の選任同意に際しましても、支障なく同意いただけるような人選を心がけていきたいと考えているところでございます。

次に、常勤の一般職の人事でございますが、やはりリーダーになる者の人事が組織の命運を決めると考えておりますので、部長、課長あるいは係長といったラインの職員につきましては、働く者の模範となるような人物を登用したいと考えております。だからといって特別の人格を必要とするということではございません。職場のリーダーに必要なことは、市政のビジョンや組織の使命をしっかりと理解し、他のメンバーにもそれらを明確に示し、みずからの仕事に高い水準を設定することであり、そのリーダーの仕事ぶりが他の模範となるということでございます。そのように職場のリーダーの仕事に対する行動と責任が、人と仕事に対する敬意を集め、高め、働く者の仕事ぶりを決めるのでございますので、職員の人事に関してはそのようなことを踏まえていきたいと考えているところでございます。

最後に、嘱託員、各種審議会委員などの非常勤特別職の方々の人選につきましては、まず第一義的にはそれぞれの条例、規則、要項等で定められた要件を満たしていただくことが最重要であろうかと存じております。

次いで、推薦の方法等が例規などに明記されているものであれば、その手順に従って推薦された方々に対し、委嘱していくことになろうかと存じます。さらに、その職にふさわしい人格、識見を備えておられる方であることはもちろんでございますが、専門的知識を必要とされる職につきましては、そのような知識をお持ちの方々をお願いをしていくことになろうかと存じております。

また、現時点では明文化された指針等があるわけではございませんが、各種の審議会、委員会などの中で広く市民の皆さんの御意見をいただくような職につきましては、その職にふさわしい人格、識見をお持ちであることが必要であると同時に、できるだけ多種多様な意見となるよう、女性や若年層などの登用にも配慮するなど、年齢、性別、職業などに偏りがなく、バランスのよい構成となることが肝要であると思っておりますところで、担当部署から相談があった場合などには、そのように伝えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 人事問題というのは、ある意味では非常に結果論ということで評価される場合がございますので、非常にやはり難しい課題ではありますけれども、市長が言われましたようなそういった人選の進め方にのっとなって、今後とも適材適所、そういった立場での人事配置をされて、最大の人事効果が発揮できるような形で頑張っていたいただきたいというふうに思っています。あちこちから聞こえてきます声というのは、見る人の目によっていろいろと評価も出てきますし、願わくばそういった立場からの評価がたくさん出てこないような形で頑張っていってほしいものだとすることを要望しまして、この件については終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで、暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） それでは、実は私も午前中から午後までかかって質問するのは初めての経験でございますけれども、まだ時間が残っておりますので、通告どおりに質問させていただきたいと思っております。

農業で食べられるまちに関しては、既に質問をされていますが、その答弁では、人吉市農産物ブランドになりつつある医食同源ひとよし米、トウガラシ、キクラゲについては生産体制と販路確保はできている、出口は確保してある、そういうような答弁でありましたので、1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

そういうことで、出口が決まった購買者のニーズに的確にこたえるためには、ニーズにこたえる生産量の確保及び品質の向上と維持、これが非常に大切だと思いますが、行政としてその点についてどのように生産指導あるいは栽培技術の向上を図っておられるのか、まずお尋ねをします。もう1点は、さらに生産者の生産意欲というのが非常に大切だというふうに思っています。この生産者の生産意欲を高めるためにどのような配慮をされておられるのか。

以上、お尋ねをします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。トウガラシの販路等は既にいろいろと話しておりますが、数量的には平成22年度におきましては乾燥重量10トンほどの受け入れ要望がありました。天候不順等の影響により、収量が当初の予定を下回り、球磨都市全体でトウガラシに関しましては4.5トン程度の出荷となったところでございます。本年度におきましても、昨年度と同量の受け入れ希望があり、取引先の需要に対応できるよう、生産部会を中心に生

産体制の充実が図られているところでございます。

次に、キクラゲにおきましても、トウガラシ同様、本市と農業参入の協定を締結している企業を通しまして、国内産の取引を希望される大手の食品卸売り業者、量販店、スーパーなどへの販売が予定されております。需要量といたしましては、食品卸売業者が生重量で約100トン、量販店、スーパーなどで約40トンというふうに、合計の140トン程度が見込まれているところでございます。なお、人吉市きのこ生産組合では本格稼働を始める23年度において約100トンの出荷を計画されているところでございます。

また、供給体制についてのお尋ねでございますが、トウガラシにおきましてはことしは昨年の反省を踏まえまして、生産部会では収穫や乾燥方法などを部会内で十分な話し合いをされまして、しっかりとした耕作基準を定め、取引先の納入業者を初め関係機関と連携し、より高品質のトウガラシを目指されております。このような取り組みが実現されますと、販売価格も上がり、部会員の生産意欲も上がってくるのではないかとこのように思っておるところでございます。

キクラゲにおきましては、生産組合が中心となり、国内有数の種菌メーカーであります森産業株式会社から販売技術指導を受けながら、栽培マニュアルにしたがった高品質で安定的なキクラゲ生産を計画しているところでございます。本市としましても、今後、トウガラシ生産者、及びキクラゲ生産者の方々の高品質で安定的な生産による取り組みに対しまして、支援を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） ただいま答弁をいただきましたような状況のようでありますから、せっかく確保できた出口、購買者、お得意さんが、長くお付き合いをいただきながら、ちゃんとやっぱり購買者のニーズにこたえていく、それが人吉ブランドの確立に最も必要な条件だというふうに思いますし、そういう立場で努力をされることを期待しておきたいと思えます。

続きまして、農家の戸別所得補償制度モデル対策の実施状況について、お尋ねをいたします。

我が国の食料自給率を高めるとともに、農家の所得向上を図るため、平成22年度から農家の戸別所得補償制度が導入されました。その実施状況、加入状況について、まずお尋ねをします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えいたします。平成22年度戸別所得補償制度モデル対策の実施状況について、お答えいたします。まず、申請状況でございますが、校区ごとに申し上げますと、人吉地区41件、中原地区81件、西瀬地区86件、藍田地区90件、大畑地区41件の計339件となっております。なお、大畑地区においては集落営農の2組織をそれぞれ1経営体

として計算しておりますので、これを農家個人に直しますと合計395件となり、本市登録農家数1,728戸に対しまして、22.85%の申請状況となっているところでございます。

次に、各事業について申し上げます。まず、米戸別所得補償モデル対策事業でございますが、10アール当たり1万5,000円の定額部分が申請者、交付者数とも268人、交付対象面積は1万8,771アールで、交付金額が2,815万6,500円というふうになっております。変動部分につきましては、既に新聞報道等で御存じかと思えますけれども、10アール当たり1万5,100円の交付があるようでございますので、申請者268名に対して2,834万4,000円程度の交付金が本年度3月末までに交付されるようでございます。よって、米戸別所得補償モデル対策事業の交付金の総額は5,650万円程度になる見込みでございます。

次に、水田利活用自給力向上事業でございますが、申請者は263人、交付者数は2種類以上の作物について交付される方もおられますので、延べ480名となっております。作物ごとの交付単価でございますが、麦、大豆、飼料作物が10アール当たり3万5,000円、WCS米粉用、飼料用米といった新規需要米が10アール当たり8万円、ソバ、ナタネ、加工用米が10アール当たり2万円、二毛作助成が10アール当たり1万5,000円、確定はしておりませんが野菜、果樹などその他の作物が10アール当たり1万円、地力増進作物が10アール当たり9,000円となっております。

そこで、作物ごとの交付面積と交付金額でございますが、麦が99アール34万6,500円、大豆が110アールで38万5,000円、飼料作物が6,497アールで2,273万9,500円、新規需要米が6,979アールで5,583万2,000円、ソバ、ナタネが5アールで1万円、加工用米が958アールで191万6,000円、二毛作助成が7,495アールで1,124万2,500円というふうになっております。

また、未確定部分といたしまして、その他の作物が4,696アールで469万6,000円、地力増進作物が23アールで2万7,000円が本年3月末までに交付されるようでございますので、水田利活用自給力向上事業の交付金総額は9,718万8,200円となる見込みでございます。よって、平成22年度戸別所得補償制度モデル対策の交付金総額は1億5,368万8,000円程度になる見込みとなり、平成21年度まで実施しておりました産地確立交付金額の約3,700万円と比較いたしますと、1億1,660万円程度の増額というふうになっておるところでございます。その他、加工米につきましては県の球磨焼酎等ブランド確立推進事業の焼酎原料米助成として10アール当たり2万5,000円の総額263万5,600円も交付されます。さらに国の耕畜連携粗飼料増産対策事業としまして、交付単価が10アール当たり1万1,877円となりましたので、わら専用稲、水田放牧、資源循環を合わせまして6件に262万4,000円が交付されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（**簗毛正勝君**） 14番。立山勝徳議員。

○14番（**立山勝徳君**） ただいま、農家の戸別所得補償制度モデル参加実態、加入率とそれ

に対する補助金等の額を詳細に報告をいただいたわけでありますが、以前の産地確立事業に対しまして、1億1,000万以上のいわゆる農家に対する配分金がふえている。そういう状況が今明らかになっているわけですけれども、それにいたしましても参加率が全体で22.85%、これだけの参加であるということは非常に今、人吉市の農家はもったいないことをしているんじゃないかなという気がしてならないんです。

そこでお尋ねをしますが、このように私の判断では非常に参加率が少なかったというふうに思っていますけれども、こういった低い参加率になって終わったという原因の分析や、あるいは原因に対する判断、そういったものはどう考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○**経済部長（椎葉文雄君）** お答えします。人吉での加入者が少なかった理由ということでございますが、昨年度までの水田農業構造改革対策事業と今回のモデル対策の交付金をもらわれた方の数で比較しますと、昨年度が263名、今年度が395名ですので、132名の増というふうになっております。しかしながら、全体的には22.85%ということですので、参加者としては少なかったというふうに感じているところでございます。その理由を推測しますと、まず本制度が新規事業であり、これまでの水田農業構造改革対策事業と違い、事業の種類によって米の生産調整達成を要件とするもの、しないものがありまして、農家の理解度に非常に個人差があったことが一番の理由ではないかというふうに思っております。その他、対象作物の作付けはしているが、自家利用のみであること、水稻共済に加入していないなどの交付要件に満たなかった方もおられますし、高齢化や後継者不足により対象作物の作付けができなかった等々、考えられるところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（簗毛正勝君）** 14番。立山勝徳議員。

○**14番（立山勝徳君）** 参加率が少なかった原因について、推測という形の中で今答弁をいただいたわけでありますが、いずれにしろ、農産物の生産量を上げる、そして農家の所得を少しでも上げるという立場でのこのせっかくの所得補償制度でございますので、できるだけ周知徹底をしながら、この十分な活用をしてもらうように今後とも十分周知徹底をされるように、これはもうJA等の取り組みが一番かなというふうに思いますけれども、できるだけ市としても、こういったせっかくの制度が本当に生かされるように、活用できるように、指導体制をきちっとしていただきたいなということをまず要望しておきたいと思えます。

それからもう一つですが、この制度導入によって、農地の利用率あるいは農産物の生産量はふえたであろうかというふうに感じているんです。つまり目的とした農産物の量をふやすあるいは農地の利用度をふやしていくという趣旨目的に合致したのかなという面もありますから、その点について、把握ができておれば報告をいただきたいと思えます。

○**経済部長（椎葉文雄君）** 農地の活用率が向上したかということでございますが、自己保

全管理農地と、調整水田農地面積の平成21年度と22年度を比較しますと、約4.7ヘクタール減っておりますので、農地の活用率は若干向上したのではないかというふうに思っております。それと、生産量につきましては、まだ把握していないところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） それでは、次の質問に移りますが、人吉市の農業委員会としては、市内の遊休あるいは不耕作農地、そういったものについて調査をされてきたわけですが、その調査の結果について、実態を報告していただきたいと思えます。

○農業委員会事務局長（村田定美君） こんにちは。では、御質問にお答えいたします。遊休農地の面積、筆数と今後の取り扱い等についてでございますが、本市の遊休農地は農業委員会において平成19年度から調査を行ってきておりまして、平成22年8月のデータによりますと、本市の農地面積約1,860ヘクタールのうち遊休農地面積約266ヘクタール、筆数が約3,300筆で、農地全体に占める遊休農地面積の割合が約14.3%となっております。今後の取り扱いでございますが、現在、農業委員会では遊休農地の所有者等の意向調査を平成22年度中に終了し、データをまとめることで進めているところでございます。調査後は、台帳、地図情報等の整備を行い、遊休農地と情報の閲覧ができる状態へ作成することにしております。遊休農地を耕作地としてもう一度有効活用することは容易ではございませんが、関係機関と連携しながら、耕作希望者による活用へつなげる利用調整を図っていかねばなりません。なお、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況を調査し、所有者等への指導や通知等を行うということで、今後、山林化した農地などにおいて、活用しにくい農地につきましては、必要に応じて地目変更手続き等を促すことにもなろうかと存じます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 今報告をいただきましたように、全体で、全農地の14.3%が不耕作地あるいは遊休農地ということですが、これだけの農地が農地として活用されていない。非常にやっぱり損失があるなというふうに思いますし、また今も言われましたように、この14.3%の中で元の農地に返せないような山林化したような農地あたりもあるかなというふうに思いますから、そこらあたりはきちんと整理をされて、ここまではやっぱり後を有効活用ができる農地、これから先は無理だろうという農地、そういった選別の方法あたりをどうされるのか。さらには地図とか台帳に、その不耕作農地のあり場所を地図に落として台帳整備して、その面積を確認できるようにするわけでしょうから、そういった準備ができ上がった後の活用方法についてはどういうことにされるのか。例えば農業委員会が仲介をして、貸し手借り手の関係を農業委員会が中心になって媒体をしていくのか。あるいはもう同人同士の貸し借りの関係という形の中で整理をしていくのか。そこらあたりについて農業委員会

としての役割をどう考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○農業委員会事務局長（村田定美君） 御質問にお答えいたします。お尋ねの台帳、地図情報を整備した後の具体的な活用方法ということでございますが、農業委員会事務局での閲覧はもちろん、全国農業会議所の農地情報提供システムの貸したい、売りたい農地の情報の登録や、熊本県農業公社において構想があります熊本県下の耕作放棄地データベースなどにも登録いたしまして、耕作を希望される方が容易に必要な情報が得られるように、広く提供してまいります。また、遊休農地の活用に伴います耕作希望者等の発掘に関しまして、導入作物の検討や販路の確保は遊休農地再生利用の極めて重要な要素となっています。適地適作が基本となりますが、労働力、技術力、資本力等を考慮して、導入品目を選定しなければなりません。農地の利用目的や農地の状態、鳥獣被害状況等によって、おのずと導入作物が絞られてきますので、現在の本市の取り組み事例を視野に入れながら、先進事例などを参考に果樹、特用作物、景観作物、畜産への利用なども考えられます。栽培から流通、販路まで地域ぐるみで取り組みを行うことが再生した遊休農地での営農の定着に極めて重要な要素になると察します。遊休農地の再生利用を促進、確保するため、国県の支援策を活用していただくこともできますので、今後、担い手育成総合支援協議会や農地利用集積円滑化団体でありますJAなどとの働きかけにより、利用調整を行いながら農地の効率的な利用を図ることができればと存じます。その効果としまして、担い手、農業生産法人、一般法人、または新規就農者などの耕作希望者と、遊休農地の地権者とのマッチングが整いまして、農地法第3条許可での売買や貸借、または農業経営基盤強化促進法による貸借の申し出がされることで、農用地利用集積計画による利用権設定がなされ、耕作放棄の解消につながるものと期待しているところでございます。

なお、売買及び貸借に伴う価格調整につきましては、当事者間での話し合いとなりますので、売買価格は農業委員会でわかっている周辺の取引状況を参考に提示することもあります。賃借料につきましては、標準小作料制度の廃止に伴いまして、現在は1年間に利用権設定され公告された賃貸借における賃借料情報を提供しておりますので、参考にさせていただきまして、当事者間で決定していただくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 遊休農地の活用については、今、答弁をいただいた、そういう方向でよかろうと思っておりますが、それを実施するに当たっては、先ほど質問をいたしました農家の戸別補償制度、こちらあたりも有効に利用活用しながら取り組みをされたほうがよかろうと。私が言わんでももう十分おわかりだというふうに思いますけれども、そういった農家の戸別補償制度を活用しながら組み立てていく、そういったことについても御配慮をいただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それでは、次であります。生活環境改善問題についてお尋ねをします。市民の方が健康で快適な生活ができる生活環境改善の施策として、公共下水道事業と浄化槽設置事業を進め、下水道は平成21年度末で水洗化率72.4%で県下第3位、家庭用浄化槽についてもここ5年間で140基を設置したとのことですが、今後はどのように進めるのか、そして今の設置の状況はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○水道局長（多武芳美君） 御質問にお答えいたします。まず、公共下水道は昭和49年10月に第1期148ヘクタールの事業認可を受け、事業に着手し、昭和57年3月20日に一部供用を開始いたしております。今月の3月20日で丸29年になります。公共下水道事業も供用開始から30年目に入ろうとしております。第1期以降第2期の事業認可から現在の第6期の事業認可へと区域拡大を行いまして、事業認可面積1,029ヘクタールを平成27年3月31日までの事業完了予定で取り組んでおります。これまでの公共下水道の普及状況は、先ほど議員が申されました平成22年3月末現在で、下水道普及率は72.4%になっております。

次に、浄化槽による整備でございますが、浄化槽の整備区域は、公共下水道事業認可区域外の区域が整備対象区域となります。浄化槽の整備は平成18年度から平成22年度までの5年間、循環型社会形成推進地域計画により、事業を実施してまいりましたが、さらに平成23年度から平成27年度までの5年間の推進計画に基づき、公共下水道の認可区域外において、整備推進を図ることといたしております。

また、浄化槽の設置状況でございますけれども、平成22年3月末現在におきまして、これまで市が補助をしてきた浄化槽の数でお答えさせていただきますけれども、499基、平成2年から平成22年3月まででございますけれども、市が補助をした浄化槽の数は499になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 現在までの設置状況について、今報告をいただいたんですが、今後どうするかという問題が残っております。そこで、熊本県としては熊本生活排水処理構想2011ですか、このようなプランを立てまして、この中で県下全体を掌握しながらやっていくという方向だというふうにとめておるわけですが、これとあわせて、人吉市は今後、まだ未設置の部分、下水道区域に入っていない部分、そこらあたりについてどう対応していくのか、お尋ねをします。

○水道局長（多武芳美君） 御質問にお答えいたします。熊本県では現在、熊本生活排水処理構想2011の計画作成をいたしております。既に市町村の素案及び意見を集約いたしております。6月末日までには計画の発表がされる予定となっております。この構想は、熊本県の全域を対象に、公共下水道、集落排水、浄化槽等のすべての生活排水処理施設ごとにエリア分けを行いまして、より効率的かつ経済的な生活排水処理施設整備の将来像を示すとも

に、その整備を着実に促進していくための推進計画を明らかにするものでございまして、平成23年度から平成32年度の10年間を計画期間とした構想でございます。この構想の中での本市の構想でございますが、公共下水道全体計画区域1,194ヘクタールを公共下水道による整備区域とし、それ以外については、浄化槽による整備としているところでございます。

なお、県の構想は平成27年度に見直しを予定されておりますので、本市も県に合わせて見直しの必要があると考えておりますので、県構想の見直し時期に合わせて、住民の意向やまた経済性、地域の特性等を考慮しながら、本市の公共下水道区域及び浄化槽区域の将来像を構築し、生活環境の整備を行っていききたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） そこで今、水道局長の答弁を聞いて、現在のいわゆる県の排水処理構想2011では、人吉市の場合には6期区までで公共下水道としては終わりだということがまず第一ですね。第2点は、県の構想がしかし27年にはまた見直されるということがあるので、それに合わせて今はまだ区域に入っていない地域について、新たに入れるかどうかをその時点で検討するということがありますね。そうしますと、今から、23年から27年までに、例えば下水道が来ているところの隣接地あたりがどちらを選択すればいいのか。もう長く下水道区域にならないんだったら早く浄化槽をつけますよと。しかしなるんだたらもう少し我慢して、区域内、下水道の区域内に入ってくるのを待ちたい。そういった悩みの判断が、なかなかできない区域ができてくるんじゃないかというふうに思うんですが、せっかく浄化槽を自分でつくったとしても、また公共下水道の区域内に入ってしまうならば、そこは自分でつくった浄化槽はまた下水道に新たにつなぐという、二重の投資が必要になってくるんですが、そこらあたりはどうなんでしょうね。

○水道局長（多武芳美君） はい。下水道で整備する区域、浄化槽で整備する区域については、現在ではこの第6期でもって下水道整備区域は終了ということで考えております。ただ、県の構想におきましても27年度に見直しということでもありますので、その時点に合わせて、もし住民の意向等が大きければ、変更の可能性もあるのかなと。現時点におきましては、私どもは第6期でもって下水道整備は一応、平成27年3月31日まで事業認可をいただいておりますので、その時点までは第6期の整備を鋭意進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（兼毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 今言われましたように、6期区で終わりだということで、もう未来永劫にそれでいくんですよということであれば、周辺の住宅については、もうどうせ来ないんだから浄化槽設置だという方向で進めるとは思います。27年度また新たに入る可能性がある

とするならば、どうしたらいいのかという、非常に当事者としては迷う部分だなというふう
に思いますし、そこらあたりについては今の答弁の中ではなかなかすっきりとできないよう
ですけれども、問題点だなというふうにとらえておいていただきたいと思います。

それから、1期から6期工事区まで今あっているわけですが、その中で、水洗化率がどの
程度になっているのか、なぜ進まないのか、そこらあたりについて見解を求めておきたいと
思います。

○水道局長（多武芳美君） 御質問にお答えいたします。公共下水道の加入率、いわゆる水
洗化率でございますけれども、平成22年3月末現在で89.2%でございます。つまり、今で約
11%の方が下水道を使用できるにもかかわらず、使用されていない状態でございます。こ
れら未接続世帯の方々への接続の促進が大きな課題となっております。私ども下水道課にお
きましては、その加入促進策として、下水道管渠の工事が完了しましたら、接続が完了し、
接続が可能となった世帯につきましては、下水道への速やかな接続のお願いと、早期接続に
対する助成策や、無利子の融資制度などを紹介したチラシを1軒1軒訪問しまして、配布い
たしております。

また、例年9月に実施しております下水道の日の行事に合わせまして、下水道の効果と普
及促進の広告を地元新聞等にも掲載するとともに、今だ水洗化されていない世帯についま
しては、戸別訪問を行いまして、水洗化をお願いしております。

また、広報ひとよしに下水道の使用に当たってのお願いとともに、未水洗化世帯への接続
のお願い記事を掲載し、周知を図っているところでございます。

今後とも水洗化の促進は水道局の大きな課題ととらえ、努力していかなければならないと
いうふうに考えております。この未水洗化世帯の理由は幾つかあろうと思います。経済的な
問題がその一番大きな問題というふうにとらえております。そのあたりの解消についても、
今後努力していかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） ようやく私が目指すところに焦点が合ってきたんですが、その下水
道に切りかえができる地域にあってなぜできないのかということの大きな一つに、公道に接
した場合と、私道に接した場合の市の下水道設置の対応があまりにも不平等である。公道に
接した場合には1戸あってもそこまで下水道を、少なくとも公共柵までは市の責任で設置す
るわけです。しかし、私道に接しておれば、5軒以上あるならば市が公共柵までは持って
いきますよ。しかし、それ以下については市はしません、自分たちでやってください、自分た
ちの共同作業とするならば、以前は3戸だったんですが、3戸以上が共同作業とするならば
補助金を出しますよ、2戸以下はだめですよというのが今まででした。しかし、この間それ
が、その補助金を出さず場合が、3戸から2戸に減ったということなんですが、しかし、現状

では、それも家が建ってから2年以内でないといけないですよという、そういった制約があるわけですね。同じ人吉市民で同じ固定資産税を納めて、都市計画税も納めて、その上に受益者負担金があればそれも出しながら、公道に接したところはいわゆる木戸柵まで市がやってくれる。私道に接しておるならば5軒以下であれば、4軒以下であれば、市ではしません、自分たちでやってください。しかも、2戸以下であれば、補助金も出しませんと、不公平なんですね。何回もこの点については私は指摘をしました。いまだに改善されない。こういう実態があるということは水道局長、十分御承知なんですよ。なぜ改善ができないのか。前回やったときに、それは今までこういうことで設置をしてきましたから、今までやった人に対して不公平がありますからできませんというのが市の考え方ですね。そういう考え方に立てば、条例の改正とか規則の改正はできないんです。こういうふうに改正した方がいいということであれば、前のことはその時点で解決した問題ですから、これから先の問題はやっぱり、よりベストな方向で改正をしていく、その勇気があるのが当然じゃないかと私は思っています。

そこで、その点について水道局長、どうぎゃんしたらそういった私道に接した住居がですね、いまだに水洗化できるのにされない、解消策としてどういうふうに考えておられるんですか。

○水道局長（多武芳美君） 御質問にお答えいたします。私道への下水道管渠の設置につきましては、立山議員には平成18年の6月議会から幾度となく御質問をいただきました。その間、水道局長、私で3人目でございます。私が担当となりました平成20年度にこのことについて下水道事業運営審議会に諮問を行い、答申を得て、下水道共同排水設備助成規則の改正を行ったところでございます。私道を利用する家屋が3戸以上という条件を2戸以上と条件を緩和したところでございます。しかし、平成21年4月1日以降に処理区域として公示する区域から適用することとしておりましたので、それ以前に公示していた区域は適用されなかったところでございます。今後は、いかにしたら私たちの大きな課題であります水洗化率の向上が促進するのか、水洗化率の向上の阻害要件は何なのか、さらに局内で十分に協議をし、また下水道事業運営審議会等にも諮問を行いまして、また他市の状況等も参考にしながら、各種条件の緩和等につきましても鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 先ほど申しましたように、この問題については何回か取り上げてきた経緯があるわけです。その点で今、局長のほうから答弁がございましたけれども、局長も今度で勇退されます。私もこの次は出ません。あんまり局長とここでやり合っても、この先の進行の度合いが自分たちの責任でやれないという立場だというふうに思っていますから、これ以上は申し上げませんが、市長も同じような立場です。この次、当選されるならば、おお、やりますよということになるかもしれませんけれども、今の局長答弁で、きょうのここ

ろは了解せざるを得ない、了解しておきたいというふうに思いますから、ぜひ、しかし規制の緩和については、規制の緩和じゃなくて、より公平性をどう打ち出していくのかという課題ですから、そういう認識の中で解決をしていただきたいというふうに思います。

そこで、あんまり時間がありませんので、最後の財政の展望について若干触れておきますが、新年度予算138億7,112万5,000円の骨格予算が提案をされました。昨年に比して0.8%の伸び。その中で特徴的なのは個人市民税が1億1,000万減っている。そして、民生費が全体で56億、構成比が40.4%なんですよ、民生費がですね。これは昨年に比べて3.2%の伸びということになります。こういう状況の中で、先ほど速報として全協で説明を受けました国勢調査の人口に関して言うならば、3万5,601人ということで、5年前の平成17年の調査に比べて1,982名減っている。つまり、減少率が5.3%ということになるわけですが、これは私どもが今までシミュレーションをしてきました人口の減少が実績として証明をされた、そういう形になっておりますし、今後、シミュレーションどおりにこの減少が続くであろう。同時に、単に人口が減るだけじゃなくて、一方では高齢化率がさらに高まっていくであろう。高齢化率の高まりは、この民生費56億、構成比40.4%ということはさらに高まっていく、大きく増大していくだろう。そういうことなんですね。ですから、ここを踏まえて、この人口減少と高齢化現象ですね、ここらあたりを組み合わせながら、今後の予算展望はどういうふうになっていくんだということを、厳しいけれども、もうすぐ現実の問題としてとらえながら、念頭に置きながら、今後のやっぱり行政運営をやらざるを得ないというふうに思います。できたならば、もうちょっと所得が上がるような、いわゆる農業で食えるまちとか観光で食えるまちとか、企業誘致というので所得を上げることができればいいんですが、しかし、この現実だけは変わらないということですから、そこを展望した場合に、今後の財政についてどう展望されているのか、非常に概略的かもしれませんが、これはひとつ、市長のほうから言ってもらった方がいいかなというふうに思います。

○市長（田中信孝君） 平成19年に就任させていただきまして以来、人口減少社会、それから少子高齢社会、これによります経済の規模の縮小というものをお話を申し上げてきたところでございます。いよいよ火を見るより明らかな傾向が如実になったわけでございますが、今後の財政運営につきましては、人口減少もさることながら、年齢別の人口構成が重要になってくるのではないかと考えております。年齢別に見た本市の人口構成は全国的な傾向と同じく、いわゆる団塊の世代が最も多くおられます。この世代の方々は、これまで市内の企業やさまざまな産業において活躍をされているところでございますが、ここ数年のうちに大半の方がリタイアされることになり、高齢化が加速していくわけでございます。すなわち給与所得や事業所得で生活をしていた方々が、主に年金所得で生活されることになりますので、所得が現役時代に比べ減少し、市内の消費額が減退するのではないかと考えているところでございます。また、今後の就労年齢人口も減少していくと考えられますので、これも市内に

おける消費が減退する大きな原因となるのではないかと危惧しているところでございます。いよいよ年金経済社会へ入るということでございます。この人口減少及び人口構成の高齢化、就労年齢人口の減少は、市の財政運営にとりまして、歳入では自主財源である市税の減、または地方交付税の減、歳出では特に扶助費や医療保険、介護保険、特別会計繰出金などの社会保障費の増としてあらわれてくるのではないかと考えているところでございます。いわゆる自主財源はますます細り、社会保障関係費はますます増大をしていくということでございます。

今後の財政運営においては、人口減少社会の中であっても安定した自主財源の確保を行うことで、市民の皆様が安心して暮らせるまちであることが最も必要なことであるという考えにあるわけでございます。

そこで、そのヒントが徳島県の上勝町であり、鹿屋市の「やねだん」ではなかろうかと思っております。生産労働年齢人口だけでなく、労働意欲の高い高齢者人口の方々も含めて、農業、観光の発展で、1人当たり所得をふやしていただき、企業誘致などで就労人口を確保してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 財政問題については、今、市長の方から答弁をいただいたわけですが、とにかく人口減少、高齢化、それに伴って出てくるであろう厳しい状況、これを何とか今度はカバーするために、市長が言われました、観光で食える、あるいは農業で食える、企業誘致、そういった努力が必要だということでもありますから、その点については、このデメリットを乗り越えるための努力をそれぞれがしっかりとやっていただくということが一番だというふうに思います。

そこで、いよいよ時間になりましたので、きょうは最後の質問ということでちょっと欲張って質問項目を上げたものですから、あんまり私の意見は言わないで、聞く一方の質問だったかなというふうには思っていますけれども、最後と思えばどうしても欲張ってくるということでもありますので、許していただきたいと思えます。

そこで、最後でございますから、少しごあいさつをさせていただきたいと思えますが、今年3月で勇退をされます退職予定者の皆さん、長い間、市民の幸せと市の発展を願いながら御尽力をいただき、ありがとうございました。退職はされましても、まだまだ60歳前後でございます。人生80年時代にあっては、60というのはある意味ではまだ若者と、ある意味では退職は新しい人生のスタートではないかというふうに考えております。かつて私たちが経験したことのない高齢化社会は、さらに進行をいたします。そのような高齢化社会の中にあっ、例え豊かではなくとも、安心して暮らせる人間社会、郷土人吉をつくるために、豊かな行政経験を活用していただきたいと念願をする次第であります。私もまた、今期限りで勇退

をいたしますが、市民の幸せと市の発展を願う、目的はお互いに共有しながらも、執行機関と議決機関という立場から、議論し、切磋琢磨しながら御指導いただき、まことにありがとうございました。そして、市長を初め同僚議員の方々、4年に1度のチャレンジと試練の日が近づいてまいります。よりよい郷土人吉市をつくるための新たな挑戦、チャレンジであろうと理解をいたしております。4月24日には当選の祝杯を上げ、郷土の発展に頑張ってもらうことを祈念して、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（藁毛正勝君） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時43分 開議

○議長（藁毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松岡隼人議員。

○1番（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員の松岡隼人でございます。

九州新幹線全線開業をあすに控え、本市でもあす、あさっては人吉駅、九日町、文化苑などでさまざまな催しが予定されております。私も球磨人吉への観光客誘致のために市民の皆様とともに汗を流してまいりたいと思います。

さて、本年3月いっぱいをもちまして退職されます職員の方におかれましては、長年、市政発展のために御尽力いただきましたことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。また、私個人に対しましても、御指導、御鞭撻いただきましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。今後も健康に十分留意をされ、場所は変われども、これまで積み重ねてこられた知恵と経験を生かし、引き続き市政発展のためにお力を貸していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、教育振興より教育振興基本計画について。2点目に、安全対策より大村横穴群の今後についてです。

まずは、教育振興基本計画について、計画を策定するべきだという立場から質問を行います。現在、国政に象徴されるように我が国は混沌としております。その原因は、日本人としての誇りや絆の欠如にあるのではないのでしょうか。日本では自分に自信が持てない子供、自分に誇りを持てない子供が増加しております。なぜ自分に誇りを持てない子供が増加しているのでしょうか。それは、親や祖先を敬うことをしないからです。では、なぜ親や祖先を敬わないのでしょうか。それは、そういう教えを受けていないからだと思います。戦後、日本の家族形態は大きく変化し、3世代、4世代同居の大家族から核家族化へと移り変わりました。このことは、先人たちが長年かけて積み重ねてこられた経験と、そこから生み出された

知恵がぶつりと途切れてしまうことを意味します。これは我が国にとって大きな損失です。戦後の焼け野原から奇跡的な復活を遂げた我が国は、物の豊かさは手に入れました。しかし、代わりに失ったものも少なくありません。拡大、成長一辺倒だった我が国も、国際社会の中での経済成長のスピードが緩やかになってきています。また、団塊の世代の退職時期にさしかかり、同時に人口減少社会に突入いたしました。平成17年には10万人を超えていた球磨人吉の人口も約9万5,000人になり、20年後には7万人を下回ると予測されています。球磨人吉管内の有効求人倍率については、昨年12月現在0.74倍です。一番低い6月は0.29倍でした。拡大社会しか経験したことのない私たちは、これまで人類が経験したことがない縮小する未知の世界へ足を踏み入れました。縮小する社会ではさまざまなひずみが見られるようになりました。そして、その現代社会のひずみは最初に社会の中で最も弱い子供たちに現れています。子供たちが通う学校では、家庭、地域が行うべきことまでも担い、本来行うべき業務に支障を来しています。私たちは変化する社会のひずみを受けている子供たちをそのまま見過ごすわけにはまいりません。子供たちの最後の砦となっている学校、その業務が増大する中、学校だけに責任を押しつけずに、親であったり祖父母であったり地域であったり教師であったり、できる人が、できるところで、できることを行える社会の仕組みをつくる必要があります。一言で言うと「絆」、つまりつながりを強くすることが子供たちの誇りを取り戻すことに結びつく、そう私は考えます。本市は、こども王国保安官や二中校区学校支援地域本部事業、一中のコミュニティ・スクール等に象徴されるように、地域の方は学校支援に対するボランティア精神がととても旺盛で、地域全体での子育てが行われています。しかし、地域の方の努力があるにもかかわらず、不登校の子供や朝ご飯を食べてこない子供が年々増加していることもまた事実です。

そこで、本市の子供の現状、課題について、教育委員会はどういう認識をお持ちですか。また、子供の現状を知るために、アンケート調査等は行っておられるのでしょうか。教育長にお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） 今、松岡議員がお述べになりました、現在の子供を取り巻く状況、その分析、認識あるいはそこから生じてくる教育的課題という言葉が述べられましたけれども、私は随分と共鳴するところがございます。そういうことを前提としながらお答えをしたいと思います。

本市の子供の現状についてでございますけれども、都市圏の子供たちに比べ、本市の子供たちは豊かな自然に囲まれ、地域の方々の温かい愛情と熱意、関係者の努力に支えられながら、全体的に見ると幸福で充実した生活を送っているのではないかと考えているところでございます。しかしながら、本市においても過疎化や少子化の進展、高齢社会の到来、産業構造の変化や国際化、高度情報化の進展など、予想をはるかに超えた社会情勢の変化の波が押し寄せ、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などの、子供たちを取り巻くさまざまな状

況の中、家庭や地域の教育力の低下や社会全体のモラルの低下などの課題が見られます。子供たちの現状といたしましては、学習意欲や規範意識の低下、勤労観やふるさとを愛する態度の未成熟、体力、運動能力の低下等の問題がございます。特に人間関係づくりなどの基本的な生活能力が欠如している子供たちや、自己肯定感を持っていない子供たちが増加してきているように認識しております。今後、我が国にとってはこれまで以上に変化の激しい時代が到来することが予想されますので、このような現状に対応する地域社会を含めた教育システムの再構築が重要な課題となってくると考えているところでございます。

続きまして、子供の現状を知るためのアンケート調査についてでございますけれども、文部科学省や熊本県教育委員会による各種調査が実施されており、人吉市教育委員会といたしましては、その調査結果をもとに子供たちの現状を把握し、課題を明らかにし、学校と情報を共有しながら、その解決に向けて取り組んでいるところでございます。

また、各学校も子供たちの実態を把握するために、独自に調査アンケートを行い、その結果から、子供たちの課題を明らかにし、その課題解決に向けた教育計画の作成や、教育活動の工夫を行い、実践しているところでございます。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 1番。松岡隼人議員。

○1番（松岡隼人君） 本市の子供たちは全体的に見て充実した生活を送っているが、家庭や地域の教育力の低下や社会全体のモラルの低下などの課題があると。また、子供たちの現状として、基本的な生活能力の欠如や自己肯定感を持っていない子供が増加しているので、現状に対応する地域社会を含めた教育システムの再構築が必要だと。また、アンケート調査も実施して、それに対応しながら行っているというような答弁だったと思います。

子供たちは、この国の未来です。教育は10年後、20年後のこの国の姿です。我々が我々の地域を、この国をどうしたいかが教育、そう私は思います。教育は行き当たりばったりではなく、長期ビジョンが必要です。人類がこれまでに足を踏み入れたことのない世界へ進む我が国、我が地域の礎は人であり教育である、そのように思っています。そのような中、国におかれましては平成18年に教育基本法が改正され、道徳教育について前文に、公共の精神をとうとぶことが挙げられ、教育の目標として、豊かな情操と道徳心を培うことなど、育成されるべき国民の姿が示されました。愛国心については、教育の目標の一つとして、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが挙げられております。また、生涯学習の理念、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校、家庭及び地域住民などの相互の連帯協力、そして教育振興計画が追加されています。17条の教育振興基本計画の項には、政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他必要な事項について、基本的な計画を定めること

とし、2項で地方公共団体も教育に関する基本的計画を定めるよう努めるものとされております。

現在、本市には毎年作成される人吉市の教育概要はございますが、教育の長期ビジョンはございません。早急に本市の教育の方向性を明確にし、長期計画を策定すべきです。また、本市の平成22年度人吉市の教育概要にも目標の明確化及び施策の推進として、教育振興基本計画の策定、検討と記されております。私もぜひつくるべきだと思いますが、本市でもつくと認識してよろしいのでしょうか。教育長にお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。議員のおっしゃいますとおり、改正されました教育基本法の中で、地方自治体においても国の計画を参酌して、その地域の実情に応じた教育のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされておるところでございます。このような中、本市におきましても地域の実情に応じた独自の基本理念を掲げ、教育の目標を明示した教育振興基本計画を平成23年度に策定予定の第5次人吉市総合計画との整合性を図りながら策定し、今後、社会における価値観が多様化する中、社会に貢献し、さらにはみんなが幸福で充実した生活を送れるような地域の特性を生かした教育の充実と、より具体的な施策及びその施策の実現を目指した道筋を示してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 1番。松岡隼人議員。

○1番（松岡隼人君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。教育振興基本計画を作成するに当たっては、策定委員会を組織し、アンケート調査を実施。その後、その分析、課題抽出を行い、解決策の提示、それをもとにたたき台を作成し、パブリックコメントにかけて策定というような手順になるのだらうと、私自身思っておりますが、現在の教育振興基本計画策定に当たっての進捗及び期限、いつまでに策定されるのか、そのあたりが決まっておりますらお答えをいただきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） 現在のところ、進捗状況を御報告するような取り組みというのは、具体的にまだないところでございますけれども、この教育振興基本計画は、先ほど申し上げましたように国の計画あるいは市の総合計画を参酌しながら、地域の実情に応じた計画を策定することとなっております。人吉市の将来像とまちづくりの基本理念を示す、本市における上位計画であります。第5次人吉市総合計画との整合性を図る必要があると考えておりますので、人吉市総合計画の策定のスケジュールを勘案して、人吉市教育振興基本計画を策定することになるかと存じているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 1番。松岡隼人議員。

○1番（松岡隼人君） 総合計画との整合性を図りながら策定をしていきたい。進捗は今の

ところ具体的な進捗はまだないということだったと思います。私が思います教育振興基本計画とは、人ひとりが生きていくために学び、成長していく過程に誰が、どう関われるか、学び、経験するために、なるべく多くの機会を提供できるような計画を作成するべきだと思っています。学校教育とか社会教育とか、行政の縦割りで考えるのではなく、人の成長を中心にその成長の瞬間、ステージにどれだけたくさんの人がつながることができるかを考えるべきだと思っています。人ひとりとのつながり、つまり絆が強くなるような、具体的な内容を記したものが本市の強みを生かした特色のある教育振興基本計画になるであろうというふうに信じております。

これまで質問を行いながら、私の教育や教育振興基本計画に関する考えを述べてまいりましたが、本市の目指す教育像や柱、今後、これから策定していかれます教育振興基本計画に対しての考えを教育長にお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） 質問にお答えいたします。現在、教育委員会では毎年、教育方針を作成しております。その中で、人吉市教育基本方針を示しております。その基本方針というのは、社会の進展に対応する教育を構築しながら、自主的創造的に生きていくために、恵まれた自然や文化、歴史のもとで知、徳、体の調和のとれた子供の育成と、人権尊重を基底に据えて、生涯にわたって健康的な生活を営むことのできる生涯学習社会の実現を目指すとなっております。現在の人吉市の目指す教育像、すなわち柱としておるところでございます。この教育方針に基づき、さらに具体的な生きる力の育成、地域やふるさとを支える人づくり、差別の根絶を目指す教育啓発の推進という、人吉市教育努力目標を示し、学校教育における努力目標と、社会教育における努力目標を掲げているところでございます。教育振興基本計画につきましては、地域の実情に応じた本市独自の教育理念を掲げ、先ほど申し上げました学校及び社会教育の努力目標、すなわち課題を克服するために、より具体的な施策及びその施策を実現させることを目指した、本市の長期的教育のビジョンであると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 1番。松岡隼人議員。

○1番（松岡隼人君） 地域の実情に応じた本市独自の基本理念を掲げた本市の長期的教育ビジョンが教育振興基本計画になるであろうということでした。私は、子供を学校だけに押しつけず、人吉市や球磨人吉全体で学ぶ道筋を具体的に示す横断的な計画をつくるべきだというふうに思っております。まだまだ具体的な内容には入って、取りかかっておられませんので、ここで策定に当たってのお願いといいますか、私の希望を述べさせていただきたいと思っております。

作業を進めるに当たっては、なるべくオープンにして、たくさんの市民を巻き込んでいただきたいと思います。策定までのプロセスがとても大事です。市民が当事者意識を持てるよ

うな縦の張り合わせでなく、横の積み重ねという作業を行いながら、生きた計画を策定すべきだと思います。役所だけでつくった格好いい計画はやめていただきたいと思います。格好悪くても、いろんな方の汗が入った計画のほうが生きてくると思います。そして、策定後は定期的に検証を行うべきだと思っております。つくって満足ではなく、つくってからがスタートですので、計画を実行に移していただきたいと思います。

計画策定を通じて、人吉から子供たちの自信と誇りをぜひ取り戻してまいりましょう。本市にはそれが可能な人材と環境がそろっていると確信をしております。できることは私も協力していきたいと思っております。

これで、教育振興基本計画については質問を終わります。

続きまして、大村横穴群の今後の対応について、質問をいたします。昨年4月20日早朝、大村横穴群西端の壁面で崩落が発生いたしました。それを受けて私は地域住民の安心安全を確保するために、大村横穴群について昨年の6月、9月、12月に一般質問を行ってまいりました。懸念されるほとんどの課題については、早急に対応していただきましたが、大きな課題が一つ残っております。今回はこれまでの経緯を簡単にまとめた上で、残った課題について本市の考えと対応をお尋ねしてまいります。

大村横穴群西端の壁面崩落直後、本市はすぐに県とともに対応に当たられ、崩落した岩盤の撤去、草木等の伐採、不安定な岩の除去作業等を実施。その後、出っ張っている岩塊をアンカーピンによる岩塊部分を固定する工事を実施され、崩落現場の応急処置は完了しています。私は、崩落を受けて地元住民の方への聞き取りや、地元町内会長とともに、現地及び周辺調査を実施いたしました。その結果、素人判断ですが、崖の上部に関しましては工事済みで、ベストとは言えないが安全性はある程度確保してあるのではないかと。崖と上部の工事済みの間の斜面に立つ樹木等は、岩盤に悪影響を与えている可能性があるのではないかと。また、史跡東側、人吉西小学校の通学路である通称竹坂市道西校登校道路線の安全性についても、完全に安全とは言えないのではないかとというふうに執行部に対しまして指摘をさせていただきました。執行部におかれましても、同様の認識を持たれ、毎年定期的に岩盤に悪影響を与えそうな樹木の伐採、除去を行っていくことを決定し、竹坂に関しましては、既に樹木の伐採、除去が行われております。

これまで、崩落事故発生から1年も経たない期間で、住民の意見を真摯にとらえ、本市の判断のみで対応できることは早急に対処されました。一連の取り組みに対しましては、地域住民の評価も高く、同時に大変喜んでおられます。

さて、崩落は民家が建ち並ぶ近くで発生し、現場は城本急傾斜地崩壊指定危険区域として指定されておりますので、球磨地域振興局と現地確認を行い、本市は近隣住民の安心安全を早急に確保するために、急傾斜地崩壊対策事業として採択していただくよう、県に強く要望を行いました。しかし、岩盤崩落した急傾斜地の所有者は人吉市であり、急傾斜地崩壊防止

工事と施工することが技術、財政面などから困難とは言い難く、県が急傾斜地崩壊防止工事の事業主体とはなり得ないとの理由で、採択には至りませんでした。そういうことで、現在一つの大きな課題が残っております。それは、この地域の住民の安心安全を早急に確保するという根本的な問題です。私は、県が事業を採択しなかった場合に備えて、本市としての方向性を明確にしておくべきだと質問当初から訴えてまいりましたが、いまだに決定をされておられません。坂崎総務部長は、9月議会において市の最大の責務は市民の方々の生命と財産を守ることなので、早急な対応を図る、また、庁内関係部署においても連携を図り、住民の方々の安全性を確保する施策を今後も講じていくとおっしゃっております。

昨年12月議会でも同じ質問を行いました。その後、本市ではどのような検討が行われ、どのような方向性が確立され、今後、本市としてはどのような対策を取られるのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、松岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。西側の大村横穴群における崩落部分につきましては、アンカーピンによる岩塊固定工事が終わり、安定化されたものと存じます。工事期間中は地域住民の方々には大変御迷惑をおかけいたしましたし、御協力をいただき、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、その後の対応でございますが、去る1月14日に教育部の職員が文化庁に赴き、崩落箇所の現状報告と今後について協議を行ってまいったところでございます。その協議の中で、文化庁としては補助事業として整備することも可能であるとのことでございました。そこで、2月初旬に関係部署が集まりまして、文化庁との協議内容の報告とこれからのことについて協議を行ったところでございます。協議の内容でございますが、補助事業としての取り組む場合のタイムスケジュール、補助率、工法、財源等について協議検討を行うとともに、補助事業の場合、東側の保存修理工事と同様の手続きが必要となり、工事着手には最短でも2年はかかるということなどを確認したところでございます。さらに3月に入り、協議を行っております。その中で、先ほどの国の保存修理工事に関して再度確認を行うとともに、文化庁の保存修理工事で実施する場合、東側と同じように西側も指定区域全体を対象とした工事になることから、長期にわたる工事期間が必要となるため、文化庁の保存修理工事以外の方法はほかにないか、経費、財源等も含め協議検討を行ったところでございます。

このように、関係部署による協議を今後も行いまして、文化庁の保存修理工事の事業計画提出が現在のところ7月予定とのことでございますので、それまでには市としての方針を固めて取り組んでまいりたいというふうに存じます。

また、その他防災面から住民の方々の安全安心を確保するために、今後も関係部署によります崖のり面の樹木の伐採や、上部に存在します排水溝の点検清掃などを行うとともに、大雨が継続的に続くことが予想される際に出されます土砂災害警戒情報が本市に発令された場合には、地域住民の方々に注意喚起の通報等を行うなど、地元町内会の御協力をいただきつ

つ、連絡体制の強化を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 1番。松岡隼人議員。

○1番（松岡隼人君） 本市職員が文化庁へ赴き、保存修理工事の協議を行っておられることを初め、それ以外の方法も経費、財源等を含め、協議検討をされている。また、7月までには市としての方針を固められる。そして、十分な安心安全が確保されるまでは、できることを適宜やっていくといったような答弁だったと思いますが、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

今回の質問が今期最後となりますが、引き続き市民の立場に立って、課題解決に向けて全力で取り組んでいただきますよう心から切にお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さんこんにちは。3番議員の豊永貞夫でございます。ちょっと早すぎたものですから、まだ心の準備がしておりませんが、頑張って質問してまいります。

まずもって、3月31日をもって退職されます部長、局長を初め職員の皆様におかれましては、大変御苦勞様でございました。退職されましてからは、一市民として市発展のために御尽力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、三つの項目で質問していきます。

まず1番目に、民生委員・児童委員について。二つ目に、ふるさと納税について。3番目に、市民の声からでございます。

まず初めに、民生委員・児童委員についてであります。この件は昨年9月議会でも少しではありましたが質問しておりました。高齢者所在不明問題のときで、民生委員の方にはさまざまな調査作業など、大変御苦勞していただいたと思います。昨年の高齢者所在不明問題では大問題になりましたが、これまで表には出てこない問題が表面化したという点では、大きな意味があったのではないかと私は考えております。本市では、高齢者所在不明問題はなかったわけですが、今の日本の社会構造は大きく変化してきていることを改めて考えさせられた問題でもありました。血縁で言えば単身者、ひとり暮らしがふえ、地縁で言えば一つの土地で暮らし続ける人が少なくなり、企業の終身雇用も崩れて職場での縁も薄くなってきている状況は、いわゆる絆が急激になくなりつつあり、そして見逃すことができないのは、縁をつくることができる人とできない人との格差が大きく広がっているという現実であります。

昨年の夏、大きな社会問題となった、地域から孤立する高齢者がふえる中で、地域全体で

高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らせることができる仕組みづくりは、地域福祉の新しい要請でもあります。9月議会での答弁で、本市ではさまざまな取り組みによって高齢者の見守りがなされていることを確認することができたわけですが、さらに地域福祉の担い手である民生委員の存在が大変重要になってくるわけであります。

新聞報道で昨年12月の民生委員の改選で、熊本を含む35都道府県で定数に届かず、欠員がふえたとありました。

そこで、まずは人吉市の状況はどうかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） それではお答えいたします。本市の民生委員・児童委員の改選状況につきましては、昨年12月1日の改選時、定数99名に対しまして欠員が8名ございました。その後、民生委員推薦会を1回実施いたしまして、新たに6名の方に委嘱を行っておりますので、現在欠員は2名となっております。参考でございますが、平成23年1月末現在で全国では定数23万3,905人に対し、委嘱数が22万8,550人で、充足率97.7%。熊本県では、定数4,145人に対し、委嘱数が4,050人で、充足率97.7%。本市の充足率が98.0%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 答弁でありましたとおり、全国的にも民生委員の欠員が相当数ありまして、本市においても今現在、2名の欠員が出ているわけであります。12月から3カ月ほど経っておりますが、まだ2名の欠員になっている要因、また民生委員の推薦するのに苦労されている要因とは何なのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。欠員になったり推薦するのに苦労するというなり手不足につきましては、民生委員・児童委員の活動が身近な生活相談から高齢者の方の見守り、児童虐待への対応など、複雑化、多様化していることが大きな要因となっているようでございます。また、昨今のマスコミでも大きく取り扱われました、高齢者所在不明問題で、民生委員・児童委員の役割への期待が一層高まったことにより、負担が重いという意識が生じ、民生委員・児童委員に就任することに対して敬遠されることにつながっているのではないかというふうに思われます。このほかにも任期が3年と長いことや、厚生労働省で定める選任基準の中の原則75歳未満という就任時の年齢制限も要因の一つとして挙げられております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 多種多様な問題への対応や、高齢者に限らず児童委員も兼ねておられますので、子育てに関する相談も受け、市や社協へつなぐ仕事など、地域住民の生活状況の把握、相談、援助など、非常にハードな活動だろうと思います。困っている人を何とかして

あげたいというボランティア精神が強くないとできない職務であると考えます。

次に、民生委員の活動手当についてですが、民生委員・児童委員には給与は支給されない規定ですが、県や各自治体から活動費や報酬などが出ていると思いますが、県下14市の状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。本来、民生委員・児童委員は、民生委員法第10条において、給与は支給しないと規定されているところですが、熊本市を除く13市で熊本県から5万8,200円の手当が個人に支給されております。また、本市では社会福祉委員報酬として委嘱をさせていただき、年額2万6,100円を支給しております。県下各市の個人に対する手当の状況でございますが、熊本市が11万円、八代市が4万2,000円、荒尾市が3万円、水俣市が2万7,000円、山鹿市が4万3,000円、菊池市が3万円程度、上天草市が1万1,000円から1万5,000円、宇城市が1万8,000円、天草市が4万2,000円となっております。なお、玉名市、宇土市、阿蘇市、合志市の4市につきましては、個人に対する活動手当は支給されておられません。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 答弁にもありましたとおり、自治体によっては支給にばらつきがあるようであります。活動費や報酬をもらうために民生委員・児童委員をされているわけではないでしょうが、今後ますます高齢化が進む中で、民生委員の活動はさらに重要な職務になると思います。その中で、活動費も各自治体でばらつきがあるわけですが、今後、民生委員のなり手不足を解消するには、活動費、社会福祉委員報酬の見直しも必要ではないかと考えます。

この改善の考えについてお尋ねします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えします。民生委員・児童委員の皆様の負担の軽減を図る上では、これまで以上に市民生委員・児童委員協議会や事務局であります社会福祉協議会との連携を密にしていくことで、民生委員・児童委員の皆さまの声をお聞きすることが大変重要だと認識しております。また、民生委員・児童委員はどのような存在でどのような活動をしているのかを地域住民の皆様に理解していただくよう努めると同時に、民生委員・児童委員活動の重要性を呼びかける方策も検討する必要があります。そして、個人に対する活動手当である社会福祉委員報酬の見直しについても検討が必要でございますが、市の財政状況を見ながらその財源確保も含め、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 今後ますますなり手不足の問題が出てくるんじゃないかと心配をしているんですが、民生委員・児童委員の負担も軽減することができるならば軽減していただき

たい。また、今現在2名欠員になっている町内が早く欠員解消ができるようにしていただきたいと思います。そのためにも、福祉委員報酬費の見直しを強く要望いたしまして、この項目は終わります。

次に、ふるさと納税についてであります。古都人吉応援団寄附については、昨日、三倉議員からも質問されておりましたが、内容はもう少しPR方法を考えてほしいという要望だったと思います。私とは内容は重複しておりませんので、そのまま質問いたします。

古都人吉応援団寄附であるふるさと納税は、平成20年10月から開始され、全国から多くの方々から寄附をいただいております。本市ホームページからも確認できますが、これまでの寄附額の状況と寄附された方の人数と県内外の状況をお尋ねします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。本市のふるさと納税制度は、さかのぼること平成20年9月に富国徳を掲げ、名こそ惜しけれの矜持と気概を掲げ、市の発展と市民幸福向上を願って有志各位の浄財をお願いすることを趣旨としてスタートいたしました。そして、今日まで約2年半の間、晴れやかな志を持った多くの方々から善意を賜っております。具体的な人数、件数と寄附額でございますが、3月1日現在で72名の方と三つの団体から総額529万1,000円の寄附を賜っております。また、その県内外の内訳でございますが、熊本県内が23件で271万円、また県外は件数が最も多い東京都の11件を初め、次に多い神奈川県10件、その他全国各地から都合52件で258万1,000円の寄附を賜っております。今後もふるさと寄附制度のなお一層の周知を重ね、皆様から賜りました善意につきましては、鎌倉武士の系譜を引く先人から引き継がれてきました地域の宝を生かし、笑顔のまちづくりを実現するために活用させていただくための努力を今後も続けていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 答弁でありましたとおり、529万1,000円の寄附をいただいているようであります。県内外の人吉応援団の方々から、六つの項目の中から選んで寄附をいただいておりますが、この寄附金をもとに、事業実施されたものがあれば、その状況をお尋ねします。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。本市のふるさと納税制度は六つの使い道から寄附者が指定できるわけでございます。その内訳でございますが、一つ目、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業。二つ目、将来の地域を担う子供たちを応援する事業。三つ目、地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業。四つ目、歴史や文化資源を保存・活用するための事業。五つ目、観光資源の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業。そして最後が、その他目的達成のために市長が必要と認める事業と、以上6項目を掲げております。そして、この項目を用いての事業の実施状況でございますが、今年度実施いたしました日野熊蔵初飛行100周年記念事業に6番目の項目のその他目的達成

のために市長が必要と認める事業として、いただきました寄附から100万円を充当させていただいております。実績としましては、現在のところ当該この事業のみでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 本年度の日野熊蔵初飛行100周年記念事業に100万円を使われたということであります。現在この事業だけの実施であるという答弁ではありましたが、このふるさと納税は以前、長野県の泰阜村の寄附条例の紹介をしながら提案させていただいた経緯がありますが、寄附をされる方が項目の中からみずから選んで寄附ができるというもので、自治体にとっては自主財源を確保すると同時に、住民参加型の施策推進を促す効果もあり、また寄附をされる方が何を望んでいるのかが寄附の状況を見ると一目でわかるという機能を持っております。人吉応援団寄附の状況を見ると、寄附が余り集まっていない項目がありますが、各項目は人吉市にとってはどれも必要な事業であるとは思いますが、項目の見直しあるいは項目の事業内容を具体的に示すことで、何をしたいのかがわかりやすいのではないかと思います。その点についての考えをお尋ねします。

それから、各項目の寄附の目標額の設定も必要だと思います。寄附される方は、寄附がどれだけ集まったら、貯まったら事業を実施するのかわからないままに寄附をされている状況だろうと思いますので、目標額設定の考えもお尋ねいたします。

○市長公室長（深水雄二君） 2点、お尋ねにお答えいたします。本日現在で最も寄附額が多い項目が6番目の項目であるその他目的達成のために市長が必要と認める事業で194万7,000円でございます。一方で、最も寄附額が少ない項目が4番目の項目の歴史や文化資源を保存・活用するための事業で4万円といった状況でございます。そうなると、必然的にこの4番目の項目が見直しの対象となることが考えられるわけでございますが、本市のふるさと納税制度をつくり上げた当時の背景に、寄附をいただく方のさまざまな御希望に添った事業を展開できるように、さらにはどの時代にあっても重要性の高い項目として、政策的に重要なものがある程度まとめた形で項目を設定させていただいた経緯がございます。また、本市は国宝青井阿蘇神社を筆頭に、相良700年の歴史を持つ歴史、文化が豊かな観光都市でございます。九州新幹線全線開業を迎える中で、今後も本市が観光都市として全国にアピールしていくための地域資源としても、歴史、文化といった項目は、特に重要な戦略として位置づけており、寄附の多寡、多い少ないとしては、少ないのが現状でございますが、政策としては重要なものにとらえております。したがって、今後、地域間競争が激化する中で、より魅力のある項目を見出すことで、さらに全国から貴重な浄財を集めるという提案は非常によい御提案であると存じますが、過年度を見ますと、1件で多額の寄附をされるケースもあり、項目ごとの寄附額が逆転することも十分考えられますので、この数年は様子を見て検証を行なうことも含め、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

また、もう一つの御提案の、寄附の項目ごとにあらかじめ事業と金額の目標を示す手法を今御提案をいただきました。現在の本市の運用方法としましては、項目に沿った事業を展開する場合に、寄附金を財源の一部として事業に充当する手法をとっており、あらかじめ事業の設定と金額の目標の設定はしていないわけでございます。先ほどもお話をしましたとおり、政策的な大まかなくくりとしているのが特徴でございます。議員の御提案である具体の事業を示すという方法もまた非常におもしろいし、さまざまなやり方があるものだと考えます。

今後は、議員の御提案も十分に検討させていただき、特定の方々だけが得をすることのないよう、それぞれの事業を所管する各部等において、事業の優先順位と設定金額の妥当性を慎重に検討する必要があると考えておりますので、こちらの提案につきましても、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（蓑毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） 今答弁いただきました。私もどの項目も必要だと思います。先ほども述べましたが、もう少し具体的に内容を示すことで、寄附をされる方もわかりやすいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ御検討していただきますよう要望いたします。

もう一つ要望ですが、本市ホームページのトップページに、ふるさと納税のバナーをつけていただければと思います。以前のホームページではあったと思いますけども、今のホームページのトップページはシンプルにはなって見やすいと思うんですが、県外の方から見るとやはりあったほうがいいんじゃないかと。中に入っていくとわかるんですけども、トップページに設置したらまだわかりやすいんじゃないかと思っておりますので、その点も要望しておきます。

この項目は終わります。

次に、市民の声からであります。春風マラソンについて。この春風マラソンについては、松田議員、三倉議員も質問されておりましたので、重複する部分は割愛しますが、1点だけ質問させていただきます。

今年の参加出場者は3,758人と過去最多を記録し、県外からの出場者も年々ふえてきており、春風マラソン大会の注目度はますます高くなっているのは間違いないと考えます。

質問いたしますのは、車いすマラソンについてであります。実は本市で車いすマラソン競技に出場されている方からの要望がありまして、ぜひ春風マラソンの開催に合わせて、車いすマラソン大会も開催してほしい、できないだろうかという訴えでございました。車いすといっても障がい者の方が自宅や病院で使用する車いすではなくて、カーボンやチタン等、素材を使用し軽量化されたレーサーと呼ばれる競技用車いすでの車いすマラソンであります。以前、田中哲議員も要望されたようではありますが、コースや路面などの問題で実施は厳しいという答弁であったようであります。私も市民の声からの要望を受けましたので、車いすマ

ラソン大会の開催についての考えをお尋ねいたします。

○**教育部長（赤池和則君）** お答えします。近隣の車いすマラソンとしては、大分国際車いすマラソンや、種子島などで実施されているようでございます。車いすマラソンにつきましては、トップクラスの選手で平均時速が30キロを超え、下り坂では最高時速が50キロを超えるというふうに言われております。春風マラソンのコースは全般的に平坦で走りやすいと言われておりますが、場所によっては狭い幅員、路面の凹凸、往路及び復路でのランナーの交差、あるいは厳しい右折左折等がございます。このようなことから、同大会におきましては車いすランナーのスタート時間を通常のランナーとずらしたとしても、交通全般、選手の安全確保を考えますと、ランナーと同時での実施は難しいのではないかと考えているところでございます。本市におきます車いすマラソンの開催の可能性につきましては、御質問の趣旨も踏まえまして、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○**議長（簗毛正勝君）** 3番。豊永貞夫議員。

○**3番（豊永貞夫君）** 答弁で、やはりコースや路面の問題、選手の安全性を考えるならば、現状では厳しいという答弁でありました。要望された方もコースや路面の問題があることは知っておられました。その上で要望されたわけですので、九州各県でそれぞれ車いすマラソン、健常者のマラソンと合わせてされているところが各県ございます。そういうところの先進地を視察していただきまして、ぜひ実施に向けて検討していただきたいと思っております。強く要望しておきます。

ちなみに、九州内で開催されている大会では、健常者のスタートよりも5分から10分前にスタートするのが普通ですが、距離は10キロあるいはハーフというところが人気があるということでありました。

最後に、田中市長にお伺いしますが、今後ますます注目度が上がってくると思われます春風マラソンと車いすマラソンを同時開催することについての考えをお尋ねいたします。

○**市長（田中信孝君）** お答えいたします。障がい者スポーツにつきまして、近年さまざまな大会が国内外で開催されているということは御承知のとおりでございます。特に2008年の北京パラリンピック、昨年カナダのバンクーバーで開催されました冬季パラリンピックでの日本人選手の活躍は記憶に新しいところでございます。現在、障がい者スポーツはリハビリテーションの延長のみならず、スポーツとして楽しむという意識の高まりの中、生涯スポーツや競技スポーツなど、障がいのない人々と同様に多様な目的で行われているところでございます。その結果、ノーマライゼーション社会の構築に向け、障がい者の自立や社会参加を支援するという役割も果たすようになってきているところでもございます。車いすを使った競技としましては、車いすテニスやバスケットボール、陸上競技などがございますが、パラリンピックの正式種目として実施されるなど、競技性の高いものとなっておりますようでございます。

車いすマラソンにつきましても、国内外でさまざまな大会が開催されておりまして、国内においても大分国際車いすマラソンを初め各地で大会が開催されておりまして、先月開催された東京マラソンのように、一般のマラソン大会に合わせて開催される大会もふえてきているようでございます。今回、ひとよし春風マラソンにおいては、視覚障がい者の方が伴走者の方とともに5キロの部を完走しておられます。このように、障がいを持つ方々がさまざまなスポーツを通じて日々、生き生きと充実した生活を送られることは、大変すばらしいことだと考えておりますし、また過酷なスポーツに挑戦される姿は障がいのある方のみならず、見る人すべてに大きな勇気と深い感動を呼び起こしてくれるものでございます。

車いすマラソンを春風マラソンの一部門として開催できるかどうかにつきましては、先ほど教育部長が申し上げましたとおり、大変難しい課題がございます。どのような大会であれ、開催できるかなど、その可能性について、今後さまざまな面から研究させていただきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、大会実施に当たりましては、ハード面においてもさまざまな課題があるわけでございますが、一方で、市民の皆様方の御協力のもと、障がい者団体やボランティアの人材育成など、障がい者の皆さんが安心して参加できる環境を整えていくことも今後大切なことではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 3番。豊永貞夫議員。

○3番（豊永貞夫君） ぜひ実施に向けて検討していただければと思います。

市内にこの競技をされている方が2名ほどいらっしゃいますので、きょうの答弁を含めて報告していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで、時間の延長をいたします。ここで暫時休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後4時06分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇） 11番の森口です。ただいまお休み時間に、とんでもないニュース、大災害のニュースが飛び込んでまいりました。同じ我が日本国民がですね、今東北地方、関東地方で非常に今苦しんでおられます。これ以上災害が大きくならないように祈りながら、我々も何かお手伝いできることがあれば早急に手を打ちたいと思っておりますので、私の一般質問、相当部分カットして、10分程度で終わらせていただきたいと思います。

まずもって、本年3月末、退職される職員の皆さん方、本当にお疲れさまでございました。

とりわけ定年退職をされる皆さんは、私と同一年でありまして、同級生ということでございます。これまでいろいろ御指導いただきまして、本当にありがとうございます。これから楽しい人生を送っていただきたいと思っております。

通告いたしておりますのは、3件でございます。地域振興策ということで、1点目が、農産物の人吉ブランド発掘について。これは超具体的な案件であります。それから2点目が、中心市街地の活性化について。それから3点目が、人吉球磨の認知度アップ作戦についてということでございますが、いずれも提案型であります。提案型と言いましても、こんなのはいかがでしょうかという程度でございますので、特段原稿もつくっておりませんし、ちょっと話し言葉での質問になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っております。

まず一途最初、お聞きしますが、市長はナスビの佐土原ですね、佐土原。人吉ナスビと言っている方もいらっしゃるようですが、あの佐土原が故事来歴のついた人吉独自の野菜であると。人吉の伝統的な野菜であるということは御存じでありましたでしょうか。1回目です。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。佐土原ナスへのお尋ねでございますが、一般的に佐土原ナスといえば宮崎県産というふうに思っていたところでございます。聞きますところ、60数年前の戦時中に本市の農家の方が熊本から持ち込まれ、現在に至っているということでありまして、このことにつきましても存じ上げておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君） 実は、ある方と漬物談義をしておりまして、そのときに、私も漬物好きなものですから、実は森口さん、佐土原は人吉しかなかとよというお話をされました。私はにわかには信じられなかったんです。普段食べている佐土原は全国銘柄で、どこ行ってもあるものとばかり思っていたものですから、全く信じられませんでした。それで、これはもう人吉青果市場の内藤社長、野菜の専門でありますから聞いたほうが早いなと思って行きましたら、案の定そうなんですね。人吉しかないですよ。ただ、陸送ができないと、伝統的に首をナイロンかわらすばかできくって出荷されるもんだから、実が柔くて、送っているうちにくずれてしまう。全部傷物で商品にならないから、こっちでしか売れてませんと。ただおいしいから八代あたりからも買いに来てますよというお話を聞きまして、そこでまた二度びっくりしまして、別件で給食センターに行きましたら、皆さん御存じなかったんです。所長がネットで出してくれましたら、今さっき市長、御案内いただいたような、御紹介いただいたようなこういう故事来歴がわかりまして、これで三度私びっくりしたんです。

来歴とか特徴とか産地、産地は蓑野町ということになっていきますけれども、まさに我々が全然思ってもみなかった品物が、実は人吉独特のナスビであったと、佐土原であったということですね、本当にびっくりしました。これぞまさに御当地グルメで、安くてうまくて地

元の人に愛されて、御当地しかないというのが、そういう食材であるとかお料理であるとか御当地グルメなんだそうですが、それに匹敵するような食材じゃないかなと思いました。食べ方としては、漬物が主流です。即席でも食べられます。私が非常に印象に残っているのは、正月、ここでお亡くなりになりました松山強さん、寿司職人でございまして、あの方が、飲んだ後によく握っていただいたのが、この佐土原のお寿司だったんです、お漬物ですね。要するに、ナスが寿司ネタなんです。これがうまくてですね、非常に私は印象に残っているんですが、こういうものも創意工夫すると、付加価値をつけると、本当に高級食材になるんじゃないかというような気がしております。例えば陸送に弱いということでございましたけれども、これを1個1個くるんで出荷するとかですね、桃とかあれと同じように。そうすると、ナスビでは京都の水ナスが超有名なんです、あれと同じ、それ以上に大化けするような品物になる可能性を秘めているなと思っております。

そこで、その実は種が残ってございました。1戸のところしか確認しておりませんが、ずっと受け継がれた種がですね、まだあるんです。

そこで、私は個人的に限界がありますので、そういうものを、ちょっと調査研究してみられる、人吉の要するに以前からあるブランド品として調査研究してみられるおつもりはございませんでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。蓑野町で栽培されている佐土原ナスにつきましては、今後、生産農家の方々から御意見を伺いながら、本市独自の農産加工品として広く情報発信し、販売できないか検討させていただきたいと、お聞きして思ったところでございます。

今回御指摘の佐土原ナスなど、本地域で昔から生産されてきた本市独自の身近な農産物についても、これを機会に情報収集をさせていただき、人吉の名称をつけたブランド作物として、広く売り出すことができないか、JA初め関係機関などと検討させていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君） 新規ブランド創出事業、これも非常に大事なことだと思いますが、一方で、今あるものを再発見してそれに磨きをかけていくというのも非常に大事なことはないかと思っておりますので、ぜひとも研究をしてみたいと思っております。

次に、中心市街地の活性化についてでございます。これにつきまして、私はいろいろ申し上げたいことがございましたですけども割愛いたします。それで、お聞きしたいポイントは、社会実験的に中心市街地のあの道路を、歩行者天国をしてみられたらいかがでしょうかということです。もちろん、ただ車を入れないぞというだけじゃ何にもなりませんので、そのためには、そのときには何か売店が出るとか、地産地消の品物が出るとか、海産物が出る、

いろんな工夫があるんでしょうけれども、私は実験的にしてみる価値はあるのかなと思っております。全国いろいろ眺めわたしてみますと、相当しているところもありますし、それで人が戻ってきたというところもありますし、逆効果だったところもあるんです、実は調べてみると。ですからそういうのをつぶさに調べながら実験的にやってみられるのはいかがでございましょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、郊外店の進出やモータリゼーションの進展を初め、社会的経済的要因から、住民の皆様方の消費形態あるいは生活形態が大きく様変わりをしておりますことから、中心市街地の現在の現状があるわけでございます。活性化に向けた具体的な方策は求められているというのはもう周知の事実でございます。混沌とした社会情勢の中では、おっしゃいましたとおり、逆転の発想と申しますか、必要不可欠だろうと私も考えているところでございまして、私のマニフェストの中でも中心市街地や駅前周辺を歩いて暮らせるまちづくりとして掲げてまいったところでございます。これまでも幾度となく答弁をいたしてまいりましたが、本市の中心市街地は、金融機関や福祉医療機関、宿泊施設や商業施設、住宅、交通の結節点など、まさしく国土交通省が提唱しておられますコンパクトシティとしての機能を持ち合わせているわけでございます。しかしながら、町にはまだまだ賑わいが少ないという点につきましては、住んでみたい、訪れてみたいと思っただけのような魅力あるまちづくりの必要性を感じているところでございます。

御提案のありました歩行者天国につきましても、有効な手段の一つかと存じております。既に御承知かとは存じますが、今月20日には毎月第3日曜日に開催されております球磨川軽トラックさんぽ市が場所を変えまして、西九日町通りを通行どめにし、開催されることとなっております。このような取り組みを大いに支援しつつ、魅力あるまちづくりに今後も取り組んでまいる所存でございますので、議員におかれましてもさまざまな御提案、御提言を賜れば大変ありがたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（笹毛正勝君） 11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君） 今20日の件お聞きしまして、非常に結構なことだと思います。ちょっと今思い出しましたけれども、私が市議に立候補したいと決めた理由、幾つもあるんですが、そのうちの 하나가、大橋が架けかえられる前だったものですから、何とかいいアイデアがないかなということで、いろいろ自分なりに考えておったことがありまして、議員になりまして一途最初の質問で取り上げたんです。歩道が両脇に3.5、3.5の計画でした、今そうなっています。それを片側に詰めて7メートルの歩道にしたらどうだと、車道と分離してですね。そうするともう公園になりますから、橋の上が。橋上公園になるじゃないかと。そこを浴衣姿のですね、市民なり観光客の皆さんがそぞろ歩きしている、非常によろしいんじゃないでしょうかという質問をしたんですが、時既に遅し、そのときは、もう詳細設計もできて

おりまして、アイデアはいいけれども、もう無理ですよということで、もちろんだめだったんですけれども、その件についてはいまだに私はもったいなかったなという気がしております。それとか、議員になる前なんですけど、例えばどんどんどんどん寂しくなってくる、人通りが途絶える理由は、駐車場がないという話だったものですから、それならばと道路を締め切って道路を駐車場にすればいいんじゃないとか、いろんな、先ほどおっしゃった逆転の発想、思い切ったことを仕掛けていくのも一つの手ではないかなと思っておりますので、どうぞいろんな市長なりのアイデアを出し、また我々もいろんなことを思いつきましたら御提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次、3点目。人吉球磨の認知度アップ作戦。これは小学3年生程度の発想なんですけど、要するに「キュウマ」問題であります。人吉「キュウマ」問題でありますね、これにつきましては松田議員も御自分の実体験からいつか本会議場で発言なさいました。私は20年6月、林副市長が着任された直後の議会で球磨焼酎の新作か何かのときに発言いたしまして、球磨焼酎と言ってもわからんと。漢字で球磨焼酎と書いてあっても読めんと。これは何とかしなきゃいけないんじゃないですかと発言したのを覚えています。それを証言してもらうために林副市長に質問させていただきましたですね。総務省のバリバリの方ですから、こちらに来る前に球磨という土地柄を御存じ、あ、間違えました、ごめんなさい、御存じでしたかと言ったら知らなかったと、球磨という漢字を読めましたかと聞きましたら読めなかったと証言をしていただきまして、それが普通なんです、都会では。だから何とかですね、読めないものを前面に出して売り込んでもしょうがないなということで、はたと思い当たったのがふりがな大作戦であります。要するに、ほとんどパンフレットを見ましてもポスター見ましてもふりがなついたのでありません。1枚だけあるんですけど、その後ほど申し上げますが、それで、この際、外に発信していくポスター、パンフレット、チラシ、そういった類のものにはすべて「くま」とふりがなをつける。これはつけたからといって印刷代上がるわけでもないと思うんですけど、それとかお土産品のラベル、お土産店に行ってみました、ホテルのお土産店。球磨と名のつくものはいっぱいあります。球磨の何々というのが。一つもふりがながついたのでないんです。だから、「球磨焼酎」と書いてありますけれども、ふりがながついてない。従業員さんに聞いたら、やっぱし読めない人が多いということで、あらゆる球磨と表記するものについてはもうふりがなをつけると。単純な発想なんですけど、そういうふりがな大作戦というのも考えてみるのもいいのかなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。球磨の「球」という文字は辞典をみましても「たま」とか「きゅう」とかしか読みが載っておらないわけでございます。元来、日本国内には読み方がわからない地名が数多くございまして、「くま」という読みが入る河川につきましても、久しいという文字に万と書く愛媛県の久万川、あるいは千という字に曲、曲がる

と書いて、長野県の千曲川など、例を挙げていくと際限がないような気がいたしております。球磨の語源につきましては諸説ありまして、定説というものはないようでございますが、この地名におきましても長い歴史と培われた文化の中でついてきたものだと思っております。議員がおっしゃるように、関東や関西の方々、「くま」と素直に読める方は確かに少ないものと考えられ、パンフレット等に読み仮名をふるというアイデアは認知度を上げるために必要な方法ではないかというふうに考えております。しかしながら、都市圏と同時に、特に人吉球磨郡内にも配布するものにつきましては、かえって失礼に当たる場合もあるのではないかと考えられますので、市内や球磨郡内、県内及び県外、関東圏、関西圏などの都市圏といった具合に、パンフレット等の配布先、ターゲットに応じた使い分けも必要ではないかと感じたところでございます。最も人吉球磨の認知度を上げるためには、球磨焼酎を初めとする人吉球磨ブランドを確立し、それをアピール、販路拡大を図っていくとともに、新幹線開通を目前に控え、都市圏からのお客様をいかにたくさん人吉球磨においでいただくか、その観光戦略を充実させることが非常に大事なことでありと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（箕毛正勝君） 11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君） ポスターで1枚だけふりがなをつけたのがあるとさっき申し上げましたのは、ごくごく最近気づきましたけれども、球磨焼酎酒造組合さんがつくりましたカレンダーがありまして、各メーカーのラベルが貼ってあって、カレンダーなんですけど、そこに「球磨焼酎」とありまして、よく見ると「くま」とふってありました。非常に私はうれしゅうございました。そういったふうに、「くま」とふってあるだけで見た人が何の違和感もなく読めるわけですから、ぜひとも今後パンフレット等々にはふりがなをつけるように運動をしていただければと思っております。

もう10分以上経過しました。申しわけございません。

最後ですけれども、12月議会で私は冒頭、おしゃべりをしすぎまして議長からとめられました。そのときお話しさせていただいたのが例の「ゴパン」ですね、あれを全国津々浦々4,900万、5,000万世帯、全部配っちゃったらどうだと。それでも今の子ども手当の予算よりも安い分で済むよと、とんでもない発言をしましたけれども、実はそれやっちゃった自治体が出てまいりまして、これ新聞に報道されておりましたが、福島県の湯川村というところなんです。これはもちろん、ただで全家庭配ったんじゃないんですが、ちょっと短いですが、ちょっと読んでみます。米所で知られる福島県湯川村が21日、米からパンをつくるサンヨー電気の家庭用パン焼き器ゴパンを村民が購入する際に半額分を補助することを決めた。同社によると、自治体の購入補助は初めて。ゴパンの実売価格は1台5万円前後。同村は1台につき2万5,000円を補助することとし、100台分の250万円を計上した補正予算を同日の臨時村議会で可決したと。補助は村が米の消費低迷を打開しようと考案。同社がゴパンをPRするイ

ベントで同村米を使ってもらうことも計画している。サンヨー電気広報部は、生産者ではなく消費者を補助するのは画期的だと話したという記事が載っておりました。同調していただいた自治体もあったのかなと思っておりまして、そういう少し破天荒なアイデアでございませうけれども、時にはそういうのも必要なのかなと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時30分 休憩

午後4時40分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）
20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君）（登壇） 20番議員の大王でございます。今期議会の最後の一般質問であり、また私自身にとっても最後の一般質問であり、大変感慨深いものであります。20年前、この議場へ市民の皆様の御支援をいただき、入ってまいり、そしてこの20年間、さまざまな中で執行部の皆さん、そして市民の皆様の声を励みに市政の発展、そして市民の皆様の負託にこたえるために、いろんな形の中で議論をさせていただきました。福永市政16年の中で、ある意味では両極に立ち、さまざまな議論もさせていただきました。そして田中市政4年の中では、議長職としてさまざまな形の中で市民の福祉、そしてさまざまな形の中の御支援また御協力の中で、一つでも市民生活が安定向上するために、議長として務めさせていただきながら、今はいろんな思いの中で登壇をさせていただいております。そういった中、国を初め地方の議会を取り巻くさまざまな問題、信頼の問題、政治に対するそれぞれの市民、国民の思い、それにどうこたえていくのか、そのときに本当に覚悟をもって私はやっていかなければ、この人吉市、そして人吉球磨のふるさと、そしてさまざまな中の国政におきましても沈没してしまうのではないかという危惧を持っております。

今回、田中市政の4年間の中の総括のことで施政方針の中で触れられております。そういった中で、まず農業問題について触れさせていただきます。

農業で飯が食える、そういったことを標榜されております。農業振興のあり方について、今議会におきましても6名の議員が発言をし、さまざまに提言をされております。農産物のブランド化等々の問題もあるだろうと思いますが、それぞれの立場、特に農業者に接する観点も違うわけであり、また商業ベースの観点から、また農業政策の観点からの質問がされたわけでありまして、考え方に相違点もあるだろうと思いますが、今議会におきましても予算計上がされております。そういった意味で、まず執行部は執行部としてきちんと議会へ説明をする責任があります。そして、その説明によって議会はそれが可か否かという判断をするわけでありまして。

まず、論点を整理するために、市長として現在の人吉の農業、また農業生産力についてどのようにとらえておられるのか、まず第1点にお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。御承知のとおり、農業従事者の方々が高齢化し、そしてその担い手がますます不足していくと、そういう傾向の中に日本全国、そして人吉市もあるわけであります。農業で食べられるまちというふうに申しますと、それはもうほとんどの人が農業では食べられない、食べられないからいわゆる農業従事者、後継者がふえていかなないのであると、そういうお話をされるわけでございます。しかし、そのやはり担い手、後継者の育成をどのように図っていくかといいますと、やはり農業で食べられるまちを標榜し、どのようにしたならば農業で食べられるかを研究し、そして関係機関とも連携をとりながら農業で食べられる環境づくりをしていかなければならない。それが大きな私の課題であるというふうに思っているところでございます。よって、耕作放棄地、遊休農地等々も先ほどありましたように、人吉市の全体の耕作地の11.4%にも広がっているという環境の中で、いやこれはもう人吉市だけではなく、日本全国同じような傾向であることは御承知のとおりであろうと思いますが、そういう中でもしかし成功をしている地域もあるわけでございます。

先ほど御答弁もさせていただきましたとおり、徳島県の上勝町であるとか、または鹿屋市の「やねだん」であるとか、そういう人々が老若男女、連携することによって、一つの地域活性化が図られているという事実もあるわけでございまして、そういう観点から農業で食べられるまちというものを、生産力がだんだん低下していく中でも、やはりその農業で食べられるまちという目標に向かって進んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） そのことは、農業で食べられるまち、誰もが思うことであり、そしてまた農業に従事される方、またさまざまな商業ベースの方からしても、農業従事者が潤うことによっていろんな経済活動、消費に結びつく、そういった思いがあるだろうと思います。ただ、目標を掲げた、じゃあどういった意味で、その現実の後継者の担い手育成等々に取り組んでおられるのか。これはもう実務的なことだろうと思います。以前、活性化補助金というものを福永前市長のときに提案をされております。これにつきましても立山議員、それと私、そして今、監査委員として篠崎さんがいらっしゃいますが、一緒になって1年間、農業の現場、いろんなものを話し合いながら、そういう補助金のあり方、そして身近な形で活性化できる、そういったことを1年がかりでやってまいった経緯があります。

では、具体的に後継者育成として何をされているのか、お伺いしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。農業の後継者問題ということでございますが、市としましては、人吉市農業担い手対策助成金の中で、新規就農者に対しましての上限20万円

の助成を初め、この担い手育成総合支援協議会の中で、いろんな講座あるいはセミナー等を開催して後継者の育成に当たっているところでございます。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 担い手育成事業ということで、20万円の補助をし、また講座等々を開いておられるということでもあります。しかし、現実の問題として踏まえたときに、やはり農業で業として飯が食える、そういった営農指導体制とか、さまざまなものが私は必要だろうと思っております。ソフト事業の感覚ではなく、やはりハード事業の面のやはり整備または支援というものが私は必要になってくるだろうと思います。そういったことが今、人吉の市政の中で本当にされているのだろうか。それぞれに活性化補助金の運用等々によって支えられているところもあるだろうと思います。そういった中で、昨年、活性化補助金につきましても議会を通過をしております。しかし、途中で議会に説明がない状況の中で、要項を変更されております。議会には何も説明がないんです。議会にはAという案で提案をし、通った後はBという形でされている。このことはどういったことでしょうか。そこについて、まずどのように変更をされたのか、その経緯について、まずはお伺いしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。今回の交付基準の見直しの内容でございますが、まず平成22年度から新たにスタートしました、戸別所得補償制度の導入により、米の生産調整未達成農家へのペナルティが廃止されたことに伴い、交付対象者を生産調整達成農家に限定しないことに改めました。このことに伴い、米の生産調整未達成者からの交付申請が増加するというふうには考えられましたので、より多くの農家へ御利用いただくため、農業活性化条件整備事業の交付限度額の見直しを検討し、助成額の限度額を現行の100万円から50万円へ変更しました。次に、国の水田農業構造改革対策の廃止に伴い、関連する転作作物推進助成事業などを廃止し、トウガラシや焼酎加工用米、クリの品種でありますコロタン、キクラゲなどの生産振興を図るために、新たに農産物ブランド化推進事業を導入したところでございます。

以上の内容に変更するため、昨年4月に人吉市農業活性化対策事業交付要項の一部を改正を行ったところでございます。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 戸別補償等々の問題、そして国の農業政策等々の展開に基づいたところ、そしてまたブランド化等々の問題等々によって要項の変更をされたということでもあります。しかし、現実の問題として補助金がそういった継続的なものの予算の配分、またそういう明示をされていること等々について特にブランド化する食品についてのみ、されていることについて、私はこの補助金のあり方として、元々スタートした折、そしてまた3戸以上に

ついて、これは予算を提案すると、提示をすると、集団的なものであるということであったわけであります。以前、3戸で申請をされ、活用が1戸だけが活用された。そういったことで、その補助金は返納をされた経緯もあります。まさか1戸の農家に補助はされていないと思いますが、いかがでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。通常の農家につきましては、3戸以上というのを原則としております。ただ、認定農業者につきましては、1戸でも助成をしております。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） いや、だから今回あったんですかとお聞きしております。認定農業者にされると、だから今回の22年度の予算の中で、活性化補助金の中で要項変更等々をされたわけですよね。だからその中で、そういった場面があったんですかとお聞きをしているわけですから。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。22年度、今年度におきましては1戸にというところはなかったというふうに思っております。だから、機械補助ですよね、言われておるのは。だから、農業活性化条件整備事業、これについては一応、1件もなかったと、1戸はですね。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） あの、固定をするのではなくて、この項目、この項目、この項目じゃなくて、活性化補助金の中でそういったものがあったんですかということをお聞きしているわけですから、前日もらった資料にはあったはずですから、もう言います。先週いただいた資料の中にはあったわけですよね。現実問題として50万の補助が。私はブランド化をするのであれば、しっかりと活性化補助金じゃなくて、きちんと人吉の農業の柱として見える形で私はすべきじゃないんですかと言っているわけですよ、基本的には。活性化補助金は活性化補助金として、従来の農業を支える場面があります。たくさんの要望が入っております。しかし、本当にする気があれば、モデル事業とこういった品物をするんだという形で市単独費でもきちんと予算に計上すべきじゃないでしょうかと。見えない形でするのではなく、そういった幹の部分をつくらずに、枝葉の部分のそういった議会に見えない予算のやり取りをやっておられることがおかしいんじゃないんですかというのが基本的な考えなんです。農業で飯が食える、食おうとするのであれば、やはりきちんと、そこはこういう政策を打ち出し、やはり自信を持って私はすべきだろうと思います。そういった中で、そういう思いがあります。また、政治というものはそういうべきものだろうと思っております。そういった中で、特にブランド化という中でトウガラシ、医食同源米について、またキクラゲについて取り組んでいくということを言われております。逆に言えば、今、同僚の松岡議員のほうから昨年、トウガラシの販売価格、買い取り価格が2,000円から450円に下落をし、大変困っているという

質問もありました。じゃあ、一体現状として、そのブランド化に今向けて、それぞれ天候不良等々もあるだろうと思います。では、今どれだけの作付け面積をし、販売額があっているのかということをつうがらしには21年度と22年度を出していただければと思っております。また、医食同源米についても、いろんな意味で発言をされて情報発信をされておりますが、今現状として、例えば20年度産米、そして21年度産の米がこういった形で今流通をしているのか、本会議場でも多分委員会の中でも1回も多分説明をされていないと思います。やはり進めるのであれば、やはりきちんとした情報を出し、それをきちんと検証をし、やはり次なる一歩を踏み出す。ただ言葉だけではなく、やはりそういったものがやはり積み重ねとしてしっかりとした力になっていくだろうと思いますので、そういったことで質問をしますので、答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

○**経済部長（椎葉文雄君）** まず、つうがらしの生産状況でございますが、21年度の取り組み農家は29戸で、作付け面積が150アール、出荷数量は乾燥重量で2.3トンでございました。22年度は取り組み農家が31戸、作付け面積が230アールで、出荷数量は乾燥重量で2.7トンということでございます。

次に、医食同源ひとよし米の販売状況でございますが、JAにお尋ねしたところ、平成20年度産につきましては、白米換算で無農薬米が12トン、減農薬米が19トンの計31トンが出荷され、年間契約の消費者オーナーや市内の販売店等々に御利用いただいたようでございます。また、21年産は白米換算で無農薬米が12トン、減農薬米が12トン、合計24トンが出荷されております。

以上、販売数量につきましては以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○**議長（簗毛正勝君）** 20番。大王英二議員。

○**20番（大王英二君）** つうがらしにつきましてはですね、一応、販売額、生産額、面積、戸数を言われましたので、一応販売額をお願いしたいと思います。それと、医食同源ひとよし米の出荷先、主な出荷先、パーセンテージとして分かるだろうと思います。そのことについて、10%以上の部分についての相手先を教えてくださいたいと思います。

○**経済部長（椎葉文雄君）** まず、つうがらしの販売額でございますが、平成21年度が418万6,000円、平成22年度が456万3,000円というふうになっております。

それから、医食同源ひとよし米の販売先でございますが、先ほど言いました、年間消費者オーナー、その他に主なところとしまして、学校給食センター、あるいは地元焼酎業者、旅館、ホテル、あるいは市内の店舗、その他各種イベントや郵便物のチラシでの販売等々が主なところでございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○**議長（簗毛正勝君）** 20番。大王英二議員。

○**20番（大王英二君）** 今、本当、椎葉経済部長には唐突な数字的なもの、先日経済部、椎葉部長また山本次長のほうからちゃんと資料ももらって質問をさせていただいているんですけ

れども、やはり言葉ではなくしっかりとした情報を私に出すべきだと。さっきも言ったように、言葉の議論、遊びになって、実態がなかなか見えない。そういったことが私はこの本会議場で行われることが、次のステップにつながらない。だから現実問題として、皆さんからいただいた資料ですから、これについてはまた別の機会で、委員会でも出していただければと思いますが、やはりしっかりそのあたりは丁寧に議論をするためにも、そして現実を見つめるためにも、しっかり私はすべきではないのか。そういうことで質問をさせていただいております。

それと今回、キクラゲ等々に関する関連の予算案が計上をされております。その相手先の法人とその会員数、役員、定款、そしてその補助内訳、残はどのようになっているのでしょうか。

○**経済部長（椎葉文雄君）** お答えします。昨年8月に農事組合法人吉きのこ生産組合が発足したところでございますが、今回の補助の相手先は、この生産組合の組合員の皆様方でございます。一応、この組合には30の方が加入されておりまして、農林業経営者が16名、農業従事者が4名、その他が10名というふうになっております。23年度の予算に計上しておりますが、本組合において一応キクラゲの栽培棟28棟をつくりまして取り組んでいただくということになっております。この内訳でございますが、まずハウスが全体28棟でございますが、4,834万6,000円、その他栽培棚あるいは加湿器、換気扇、その付随の設備が全体で3,305万円程度になっているところでございます。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○**議長（簗毛正勝君）** 20番。大王英二議員。

○**20番（大王英二君）** 一応30名と、で、事業費が8,000万ぐらいですね。8,000万を超えております。その補助内訳を教えてください。それと、これはどういった部分で執行部の方がお思いなのかわかりませんが、産廃問題でいろんな意味で福永市長と対峙をしながらやっていたときも、相手側の法人の会社の役員名簿とか定款はきちんと要求をすれば出してくれていました。今回補助金を出すわけですよ。新しい法人なんです。既存の法人であればいろんな部分でわかりますが、判断がつかますが、新しい法人でどういった方たちがやっておられるのか、どういった組合構成なのか、どういう定款なのか、全く見えないんですよ。見えない中で予算審議をしろと皆さんはおっしゃるんです。私は、資料を出してほしいと申しましたよね。先ほど、何分前ですか、出しますと。そういうのが皆さんの今の姿勢なんですか。きちんと情報を出し、説明責任を果たし、そして議会は議会として、それに基づいて判断をする、そして議決機関としての責任を負う。これが二代表制、そして両輪と言われるそういう部分ではないのでしょうか。

市長、部下に命じてください、出すように。

○**市長（田中信孝君）** お答えいたします。特段、隠し立てをしているというわけでもござい

ませんので、それは当然出すべき資料は出さなければならないというふうに思っております。

以上、お答えします。

○**経済部長（椎葉文雄君）** まず、先ほどの補助の内訳でございますが、事業費としまして、全体額が8,139万7,000円、それから、そのうち国の基金が50%、県の補助金が5%、合わせまして55%になりまして、この額が4,263万5,000円、それから市の今回予定しております補助額を25%と設定しております、1,938万円というふうになっております。

先ほどの組合の定款、名簿の件でございますが、これにつきましては一応、組合のほうにお聞きしたほうがよからうということで、組合の代表者の方にお聞きしたところ、その時点では一応出してくれるなというような返事があったものですから、私たちがそのほうの意見を尊重しまして、出さなかったところでございます。また、名簿は若干個人情報等も入っておりますので、その辺も御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○**議長（簗毛正勝君）** 20番。大王英二議員。

○**20番（大王英二君）** いや、私は開会后お願いしたんですよ、開会后。当然、皆さんが予算を計上された後です。そして名簿について、個人情報だから配慮をしてください、じゃあ補助金認められないでしょう。おかしいでしょう。やはり、市民の税金も使うわけですから、県基金も使うわけですから、こういったメンバーの方がこういう具合にしますよと、責任もって私は出すべきだろうと思います。それが私は行政だろうと思いますし、その関係者の皆さんにそのように、また補助金を使う以上、それは当然のことですと、私は行政のほうから指導するのが当たり前のことだろうと思います。それはちょっと違うんじゃないでしょうか。やはり情報をきちんと共有し、そしてその判断の中でやはり基づいていく、前へ向いていく、そういったことが私は必要だと思います。委員会できちんと出されるのか、また私は今の状況の中では反対せざるを得ません。それはルールですから。補助金を申請して、どういったメンバーがいるんですかと、きちんと会員名簿はそれぞれあると思います。出されるのが普通です。それが出せない理由がどこにあるのか、私はわかりません。そのことについては、執行部のほうで相手側ときちんと話し合いをしていただき、きちんと委員会審議等々もあるだろうと思いますし、それぞれの議員にもぜひこれは配付していただくようお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、福祉政策の基本理念ということで通告をしております。福祉政策といった形の中でありますが、医療、介護、そのあたりの政策も含めて御答弁をお願いしたいと思います。開業医、そして介護施設の関係者、民生委員、町内会長さん、または保育園の保護者、また保育園を運営されている施設関係者の皆さんを初め、市民の皆様からいろんな御意見、また時には苦情をいただいております。そして、相談もあっております。それぞれに家庭環境によってこの福祉、医療、介護については御意見も違います。例えば、就学前の子供さんを、

または保育園、幼稚園料の問題、そして子供さんが小学校、中学校へ行けば学校の教育環境の問題、また小学校のときのできれば医療費を無料にしてほしいとか、そういう御意見もあります。そして、お父さんやお母さん、そしてじいちゃん、ばあちゃんが病気になったり、介護のお世話になってくると、やはりそういったものに対するいろんなものの見方、考え方でいろんな御意見もいただくわけであります。そして今、一番民生委員さんや町内会長さんが言われることに、またいろんな御意見の中で、おひとり暮らしの高齢世帯、また高齢者のお二人暮らしの世帯において、いろんな心配、将来に対する不安があり、そういった相談が一番多いと言われております。特に、高齢者におけるところの年金、また所得格差の社会のひずみによって、さまざまな問題、課題も起きております。医療政策と介護政策の一つの考えとして考えたときに、命のハード事業とすれば、福祉政策は命のソフト事業だと私は思っております。

そこでお伺いをするわけでありますが、市町村は総合行政であります。まず、今、健康福祉部担当部署としては、福祉政策、医療政策、また介護政策について、どのような課題をもっておられるのか、そして今後、どのようなことを指針としてとらえておられるのか、まずもってお伺いをしたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。答弁が広範囲にわたりますので、少々長くなりますけれどもお許しをいただきたいと思っております。

まず、児童福祉関係でございますが、平成21年度に策定いたしました、人吉市次世代育成支援行動計画後期計画を着実に推進していく上で、施策の充実、新規事業への取り組みとあわせまして、事業主、職場、地域など、市民と一体となった子育て支援の風土づくりを進めていく必要があると思っております。地域で子育てを応援する風土づくりを進めるために、市民の皆様への意識啓発と、連携した体系的な施策の推進を図っていくことが重要であるというふうに認識をいたしております。

次に、障がい者福祉についてでございます。現在、障害者自立支援法は、利用者負担料で問題があり、負担軽減等の見直しは行われてきておりますが、今後は同法律は廃止され、新たな法律が平成25年8月に施行予定であります。ただ、新たな法律の具体的な内容については示されておらず、今後、先行きが不透明であります。このことから、障がい者の皆様も大変、将来に対して不安をお持ちになっているというふうに理解しております。障がい者福祉の面では年々、障がい者の方が増加傾向にありまして、国の制度改革により、福祉の事業費が年々増加傾向にあります。今後は、障がい者の方が満足していただくニーズに対応するため、福祉サイドだけでなく、医療、保健サイドとも連携協力を行いまして、福祉の向上と健康増進を図りながら、十分な障がい福祉サービスを提供してまいりたいと存じます。

次に、生活保護行政についてでございます。生活保護行政につきましては、高齢化の進展によりまして、年金等の経済的な問題や景気低迷の長期化に伴い、離職し、就労意欲がある

ものの、就労場所が確保できず、生活困窮に陥り、そのことによる相談や申請が増加しております。また、離職の原因の中に、傷病や精神疾患を原因とする相談もふえてきております。さらに相談、申請世帯も単身世帯から複数世帯へ変化がみられ、多種多様な援助の必要性が出てまいりました。生活保護におきましては、生活困窮による来訪者及び生活保護受給者の方の相談内容が複雑多岐にわたることから、個別ニーズに応じた的確な指導、援助を行う必要がございます。また、自立助長という観点から、個々の状況に応じた日常生活、社会参加、就労自立等を目指し、個々の抱える問題を的確に把握し、支援実施を組織的に、また地域を含めた取り組みが必要というふうに考えられます。

次に、地域福祉についてでございます。地域福祉におきましては、制度の谷間や増加、多様化するニーズに対する公的福祉サービスの限界、善意の支え合いの限界が顕在化しております。支援を拒否される方も含めた漏れのない基盤支援体制の構築が求められております。地域福祉に関しましては、平成22年度に策定いたしました地域福祉計画をもとに、御近所基本のまちづくり、向こう三軒両隣の復興を基本方針といたしまして、生活の場である御近所、町内での助け合い、支え合いを支援することといたしております。

次に、保健行政についてでございます。近年、生活習慣病が増加し、検診受診者の中でも生活習慣病に関連する問題を抱える人が増加いたしております。病気を早期に発見し、早期治療をするために各種検診を、また生活習慣病予防を目的に特定検診、特定保健指導を実施しておりますが、生活習慣を振り返る機会となる検診の受診率が低い現状にあります。検診受診率向上のために、電話や訪問による受診勧奨や、追加検診を実施しておりますが、今後はさらに市民に身近な地区組織や医療機関などの協力を得ながら、受診率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保健行政側からみたといいますか、子育て支援について、お答えいたします。子育てにつきましては、情報は豊富にあるものの、実際の育児に関しては、子供への接し方や遊び方など、子育てに悩む両親がふえている状況にあり、また一方では、生活に困り感のある子供がふえているのが現状でございます。子供の精神発達の面からも、早期発見、早期支援が特に大切であり、球磨圏域乳幼児発達相談事業や、受け皿としての療育施設などの拡充に取り組むとともに、両親の子育ての悩みや困り感を解消し、安心して楽しい子育てができるよう、支援してまいりたいと存じます。さらに、子供の健やかな成長、発達へとつなげるよう、検診、相談事業などの充実を図りながら、多方面からの育児支援をすることが必要と考えております。

次に、介護政策についてお答えいたします。まず一つ目の課題といたしましては、介護保険制度を継続するには、給付と負担のバランスが大変重要でございます。現在、本市の保険料は国県より高い状況にあります。また第5期介護保険計画では、国は1,000円程度高くなるのではないかと予測がされています。そういうふうになりますと、本市におきまして

も保険料の値上げが必要になり、さらに負担が大きくなるものと考えられます。保険料が国や県より高い理由といたしましては、高齢者が多いことが挙げられます。高齢化率、後期高齢化率ともに国県に比べかなり高い割合を占めていることが大きな要因でございます。一方、保険料を納付しているのに必要なサービスが受けられないといった御意見があるため、地域密着型サービスの整備に取り組んでまいりました。これまでに15カ所整備したことで、ほぼ充足するものと考えております。また、高齢者の生きがい対策、健康づくり対策の推進、さらにはできるだけ介護を必要とせず、例え介護が必要になっても悪化しないように、介護予防事業の充実を図り、介護保険給付の抑制に努めることが重要だと考えております。今後、市民の方々の声をお聞きし、第5期介護保険事業計画策定の中で、将来を見据えた保険料の設定と事業の計画を行ってまいり所存でございます。

二つ目の課題に、低所得者対策がございます。対策といたしましては、年金等の収入が少ないために、介護サービスの利用ができない高齢者に対しましては、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度や、食費、居住費の負担軽減、高額介護サービス費、また境界層措置などの負担軽減制度を御利用していただき、できるだけ希望される場所での生活が維持できるように努めていく所存でございます。また、今後も低所得者のみならず、高齢者の在宅生活を支えていくためには、公的支援だけではなく、地域の活動を担うさまざまな団体との協働、連携を図り、インフォーマルサービスも組み合わせた対策が必要と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） ただいま一定の答弁をいただいたわけであります。多岐にわたって本当、小さな子供さんから高齢者の方、いろんな要望、またいろんな政策を展開していかなくては本当に難しいんだと、改めて実感をし、そして情報発信の大切さ、そして情報の共有化、そして行政だけではなく、やはり地域との連携、また医療機関、それぞれの福祉機関との連携、そして県また国の政策、法律等々のそういった部分について、やはりしっかりとした考えで取り組んでいただきたいと思うわけであります。

そういった中、市民の方々から言われるのは、国民健康保険税の問題と、そして介護保険料の問題について、どうにかしてほしいと。先ほど言われましたように、高齢化率が高い、また入っている保険等々の問題ではやはり国保世帯が多い、そういった問題もあるわけであります。

市民の義務として、税として、料として払わなければいけないことはわかっておりますが、生活困難になる額面だけの所得ではない、そういったこともあり、市民生活を本当に守ってほしいという声であります。本当であれば質疑のときすればよかったですけれども、議第8号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計の補正予算の中で、保険税が5,266万2,000円減額にされております。どのようになっているのか、その減った理由等々についてお伺い

をしたいと思います。また、平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算における、歳出における保険給付費が7,196万2,000円の減となっております。介護を利用しなかったと、ただ単に判断をしていいのか。そのあたりについても答弁をいただきたいと思います。

○市民部長（荒巻 通君） お答えいたします。平成22年度予算の国保税につきましては、当初予算で10億936万1,000円を計上しておりましたが、7月1日の本算定時における現年度分調定額、所得額でございますけれども、調定額の減に伴う再算定を行いまして、9月議会には目標収納率を当初予算と同じく一般被保険者分90%、退職被保険者分99%といたしまして、8,202万5,000円を減額補正し、9億2,733万6,000円としております。今回提案いたしております補正予算の国保税につきましては、1月1日現在の調定額に毎月末の収納率の推移から勘案したところの最終予想収納率を乗じた額で計上いたしております。

平成20年度の本算定時における国民健康保険被保険者数は1万1,467人ございまして、全体の総所得金額が約69億5,036万円、21年度におきましては本算定時における国民健康保険被保険者数は1万1,262人で、全体の総所得金額が65億4,649万円ございまして、対前年比5.81%の減でございます。平成22年度の本算定時における国民健康保険被保険者数は、1万864人で、全体の総所得金額は約59億8,562万円ございまして、対前年度比8.57%の減であり、平成20年度の総所得額と比べますと13.88%の減でございます。このようなことが原因となりまして減額をさせていただくことになっております。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（中村明公君） お答えいたします。これは給付費が減ったからではございません。18年度以降の給付の実績をみてみますと、年々ふえておりまして、ちなみに平成21年度の給付費実績が30億9,492万1,875円、対前年度比が106.24%というふうになっています。それから平成22年度の3月時点での給付実績でございますが、これが33億6,774万円でございます。対前年度比108.82%ということでございます。

そこで、その減額補正の理由についてでございますけれども、介護保険の給付費におきましては、例年、当初予算を前年度同等と新規分を加えた額で計上いたしまして、12月補正にて実績に基づき、補正いたしておりましたことから、今年度におきましても、例年どおり、12月の補正時に3月から7月までの5カ月分の実績と、その実績に基づく伸び率を用いまして、8月から2月までの7カ月分の給付費を算出したところでございます。減額の理由の一つが、8月から11月までの実績が、12月補正時に見込みましたほどには伸びなかった。このことによるものでございます。

それから、二つ目の理由でございますが、給付費に対する国庫負担金等が減少したことによるものでございます。例年、国庫負担金は多めに交付されておりまして、平成20年度は約3,900万、平成21年度は約1,500万円というように、翌年度の精算にて償還いたしております。しかしながら、今年度におきましては見込んでおりました交付額よりも約3,700万円少なく

交付決定されましたことから、歳入が減少いたしまして、それに合わせて歳出である給付費をぎりぎりの金額で見込んだ、見込み直したということでございます。そういうことでございます。どうぞ御了承いただきますよう、お願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） どちらにしても高齢化率が上昇してまいります。そうすると誰でも病気になるのは当たり前です。ただ、なったときにどう対応していくのか。早期に治療をするのか、また介護等々につきましても、やはり皆さんが一緒になって横の連携をとることによって、その料というのが下がります。そうすることによって、いろんな部分の市の一般財源等々もそこにつき込むことが少なくなってくるので、他の事業費に使える、いろんな意味でいい形になるだろうと思いますので、横のそれぞれの連携をとっていただいて、本当に安全安心な地域づくり、そういった政策を展開してほしいと思います。

お金の切れ目が命の切れ目と言われぬように、そういったことが市民の方から言われぬような政策をしていただきたいと思います。

では次に、中核工業団地についてであります。この件につきましては、本村議員のほうから昨日一般質問がされております。昨日の答弁で、今のところは何も進出企業の予定はないということがあったわけでございますが、先日、全員協議会において、総額概算事業費としての9億7,631万等々について、造成工事等々で起債を起すんだと、そして起債を5億6,000万程度起こしますと、そしてその利子が3億5,000万程度になりますという説明がありました。これは財政当局、また経済部として、きちんとした議論の結果として受けとめていいのか、まずはお伺いしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 大王議員の御質問にお答えします。先日、全員協議会の前に、財政課においては経済部のほうと協議の時間を持っております。その際、先行取得は土地開発基金で先行するというところでございましたので、実際起債をするときに、土地開発基金で買い戻しをしてほしいという話をさせていただいております。当然、その時点では具体的な見通しがあって買い取りがあるものだというふうに我々は認識しているところでございます。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） だから、総事業費が約10億、そのうちの5億6,000万程度、それを起債で起すんだと、軽々に言われて、金利が、利子が3,000数百万だという御説明があったんですね、全員協議会の中で。基本的には、先行取得というのはこの中核工業団地に説明があったときに、先行取得をし、そしていろんな部分で企業誘致等々がある程度めどがついた時点で造成工事に入っていきんだと、そのときには起債というのも考えざるを得ないだろうという説明があったわけですね。だから、今の段階の中で何もない中で、造成まで入っ

て起債を起すんですかと、そういう形でとらえていいんですかということにつながりますので、これは経済部長だろうと思いますので、よろしくお願いします。

○経済部長（椎葉文雄君） お答えします。今までも企業との交渉のめどが立ったところで造成に入っていく計画というのを説明しております。その方針は変わっておりません。したがって、今回説明いたしました第1期区域の中で、先ほど言いましたように、土地の取得に関しましては土地開発基金、その後の造成につきましては企業との交渉の中で、ある程度進出の可能性のめどが立ったところで地方債を財源として実施させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（簗毛正勝君） ここで、暫時休憩いたします。

午後5時44分 休憩

午後5時55分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）
20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） では次に、観光振興についてであります。施政方針の中でも平成20年6月青井阿蘇神社の国宝指定、また平成21年4月SL人吉号復活、11月には肥薩線全線開通の100周年等々について触れられております。天の恵みとして表現をされております。青井阿蘇神社国宝指定については、前福永市政の折に調査費が計上され、溝口県議等々によって県議会でも質問がされております。非常に連携がよかったのかと。その中で田中市長も文部科学省に行かれましていろいろ御尽力をいただきまして、そういったいろんな連携によってそういったものが実ったんだらうと思っております。また、SL人吉号については、JR九州の経営的戦略があったわけであろうと思っております。ただ、SL人吉号、これにつきましてはあそBOYとして人吉から阿蘇へ行ったときに管理をされておられました得田さんのほうから、年に1回はぜひ人吉へ里帰りをしてほしい。里帰りをしないと、これは許可ができないというようなことがあり、そういった縁があり、こういった形に結びついてきたのではないかなと思っております。やはり一つ一つの事業がやはり行政の積み重ね、それと色々な人たちの絆、そして連携によってでき上がってきたんだらうと、改めまして色々な人へのことについては私自身としましても感謝を申し上げたいと思っております。ただ、だからといってこれだけで終わってしまってもなかなか観光地としての人吉の魅力、人吉球磨の魅力というのはないだらうと思っております。次の一手が必要であります。

だから、私なりに観光地とはということで、地域の文化や環境をさらに光り輝くものとして、そして守り、育て、生かしていくために行うことが観光地として必要なことであろうと思っております。そして、新たな快適環境をつくり出し、文化を生み出すことが将来につながっていくことだらうと確信をしております。

現在、人吉、または人吉市におられるいろんな観光関係者の方も、それぞれ御尽力をされ、さまざまな企画等々も提案をしながらやられております。しかしながら、こういった方向にいくのか、やはりその指針をしっかりと明示をしないではいけないだろうと思っております。観光地についての分類としまして、立ち寄り型の観光地、滞留型の観光地、または宿泊型の観光地として言われております。そして、人が観光地に求めるものは、価値観の多様化によってそれぞれ違って来ようと思っております。日常生活と全く異なるものを求めて来られる方、または活動は日常的であります、居住地と全く違う雰囲気を求める方、それぞれ求めるものが違います。

人吉市の観光地戦略としての考え方について、お伺いをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。少子高齢社会、そして人口減少社会という中で、経済の規模が縮小をしていく、何としても定住人口に歯どめをかけたい、または交流人口をふやしていきたいというのは、これはもう日本全国、どこの首長も同じようなことを考えられるのではなかろうかと思っております。その中でも人吉市というのは、非常にその観光の素材というのは大変恵まれた地域であるということが言えると思っております。いつも申し上げておりますとおり、人吉市には三つの世界に誇るべき宝がある。それは一つは、人吉球磨の自然であり、そして二つ目には相良700年の歴史、伝統、文化、そしてそこから生み出された文化財や技術であります。それからもう一つは、やはり肥薩線という、この鉄道産業遺産、これを何としても世界遺産へ押し上げていきたい。松浦晃一郎という前ユネスコの事務局長も可能性のほどをお話をいただいているわけでありまして。そういう可能性があるものに、今後チャレンジをしていく。まず、この人吉球磨の自然におきましては、やはりこの人吉球磨全域で、例えば市房の市房杉トレッキング、これが癒し、ヒーリングとして認定をされたところでもございます。五木方面へ、そして今度は球磨川、これをダイナミックにラフティング、またはカヌー、または球磨川下りと、それに宿泊ということになりますと、そこに温泉があり、そして夜の体を癒してくれる球磨焼酎があると。そして食としてはアユを初め農産物がさまざまにあるということだろうと思っております。そしてもう一つは、この青井阿蘇神社が国宝に御指定いただきましたけれども、他にも国指定の重要文化財は五つあるわけございまして、こういうものがいつ国宝指定になってもおかしくないというふうに思っているところでございます。そういう柳の下に2匹目のドジョウがいるかどうかわかりませんが、やはり人吉球磨の中での例えば城泉寺であるとか青蓮寺であるとか、猫寺であるとか、そういう国指定の重要文化財に対しても力を合わせてこの運動も行っていかなければならないのではないかと思います。

それからもう一つ、中世城の発掘が始まりましたけれども、立山議員も御指摘のとおり、近世城と中世城が連なって存在しているというところは日本全国でも大変珍しいわけでありまして、こういうものが大きな観光の素材になってくるとも思っているところであります。

それからやはり、SL人吉の魅力としてうたわれておりますのが、川線の魅力。それからもう一つ、矢岳にありますD51、これも先ほど申されました得田さんの御了解も得て、ぜひ復活をしてほしいというお言葉もいただいているわけであります。

そういう、さまざまな人吉の、球磨の可能性、これを拾い上げて、そして一つの形にしていくというのが今後の観光戦略であろうというふうに思っております。ただし、非常に時間がかかる。肥薩線の世界遺産登録運動にしましても、最低でも15年というふうに言われているところであります。しかし、息の長いやはり運動も今後、続けていくことによりまして、名実ともにアジア有数の、もしくは世界有数の観光地として名実ともにその地位を築いていくための一步一步というのは大切じゃなかろうかというふうに思っているところでございます。そのようなさまざまな観点から運動を進めていくというのが将来に向けての大きな要素であるというふうに思います。

ただ、今度は九州新幹線があす開業いたします。それに伴い、どのような方策を打っていくかということで、約2年間にわたりまして4回開催しましたじゅぐりっと博覧会のバージョンアップであるとか、旬夏秋冬キャンペーンのバージョンアップであるとか、または今後人吉市の玄関口であります駅と、それから中川原の改修は終わったところでございますけれども、町の中に「城下町の風情」というテーマは中心商店街の皆様方からいただいておりますので、城下町の風情をどう演出していくのか、観光客の皆様方に足をとめていただくような環境を整えていくのか、そういうことが今後の課題、戦略であろうというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 今、市長の方から答弁がありましたように、1日にして成らず、やはり一つ一つ丁寧にやはり地域連携を、そしていろんな先人たちの思いにしっかりこたえるために、いろんな知恵を出し、アイデアを出し、そして人の絆を大切にしながら、私はやはりやっていくことが将来のこの人吉市、また人吉球磨をいかに輝かせるかの第一歩だろうと思っておりますので、そういった執行部のほうも各関係団体としっかり意思疎通をしていただくことをお願い申し上げ、次の質問に入りたいと思っております。

市民の声より、4項目を通告しております。

まず、市民団体との関係についてであります。住民の行政参画についてさまざまな議論がされております。また、そのことは自治体の体力また自治体の能力等々に直結をするのではないかなと思っております。やはり住民の方が行政に参加すること、また参画をし、いろんな行政のサポートをすることは、やはり地域の活性化に非常につながる。私はそのように考えております。

そういった中、今回通告をしておりますことは、衛生員連合会のごみ袋に対する市行政の

対応についてであります。

ごみ袋の導入につきましては、故谷岡議員とさまざまに議論を行い、広域行政の問題、そして手数料及び補償料の公金的な位置づけの問題、委託の透明性、入札の透明性、また妥当性について、いろんな形の中で議論をこの本会議場でもいろいろ議論をし、谷岡議員のほう代表して質問をされた経緯があります。

ここであえて述べさせていただきますが、このような質問をすると、衛生員連合会に対して、そしてそのあり方について質問をするのではないかという情報が時として発信をされます。また、多々あります。間違った情報発信を執行部のほうで流される経緯も昔ありましたので、ここは正確に答弁をしていただきたいと思えます。

私は、衛生員連合会が発足をし、そしていろんな町内会長さんが兼任をされております。また、町内においてはまたいろんなごみ分別の形もつくられ、地域の環境だったりいろんな形の中で御尽力をいただいていますことを本当に感謝を申し上げたいと思えます。また、校区の不法投棄も率先していろんな形の中でボランティアでやられている。そういったことに対して、感謝をしているからこそこういう質問をさせていただきます。

衛生員連合会長のお宅へ市のほうからこのごみ袋の件につきまして、御説明というかお願いに行かれたとお伺いしております。どのような経緯でその行かれる理由になったのか。また、そのときにどのような説明をされたのか。まずはお伺いしたいと思います。

○市民部長（荒巻 通君） お答えをさせていただきます。導入の前段の部分につきましては、大王議員のほうから御説明がありましたので、今回、衛生員連合会の会長さんのお宅に説明に行くことになったことにつきまして、御説明をさせていただきます。

市と衛生員連合会では、ごみ袋取り扱い事務をお願いしております、衛生員連合会で受託をされておられます。先ほどおっしゃいましたけども、現在まで市民の皆様には市指定のごみ袋を利用いただいているところございまして、導入以来、現在まで衛生員連合会の皆様方には指定ごみ袋の運用に一方ならぬ御理解御協力を賜っていることに対しまして、この場を借りまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

そういった中で、補助金審査委員会の人吉市の補助金を審査される中で、平成22年6月に人吉市の有料ごみ袋のシステムは衛生員連合会が事業主体となっております、手数料を受管理されているというようなことで、指摘の内容としましては、ごみ処理に関する手数料は条例によって具体的な金額を定めて、市が直接収納すべきもの、その用途につきましては、予算・決算を通じ、市民の代表である議会のチェックを受けまして、市民に明らかにすべきものであると、現在の市のやり方については考えていただきたいというような指摘を受けたところございまして、そういった中におきまして、補助金審査委員会の担当部でございます総務部と、それから市民部のほうで協議を行いまして、会長宅に指摘があったこと、そして協議をした内容につきまして、御説明に伺ったのでございまして、会長宅には、総務部から

2名、市民部から3人、合計5人で訪問いたしました。これは平成22年10月8日のことと存じます。

このときには、お伺いした目的は、補助金審査委員会から指摘があったこと、そして今後、協議をお願いしたいことをお伝えするために訪問したものでございます。総務部と市民部の協議の中で、役員会の中で話すべきではないかとの意見もございましたけども、筋といたしましてはまず会長にお話すべきとの判断に至りましたので、5人で伺ったものでございます。

以上、お答えいたします。

○20番（大王英二君） 議事進行でお願いします。話、説明の内容を言わないと、協議をしました、行きましたじゃなくて、どういった説明をされたのが答弁として返ってこないわけですね。ただ協議、市民部と総務部で話をし、その協議の結果を伝えに行きましたと。内容が答弁として返ってこないでしょう。何を伝えられたのか。そこを言わないと、何も次に進みません。

○市民部長（荒巻 通君） お答えいたします。平成22年6月に補助金審査委員会の委員から指摘があった内容についてお伝えにまいったわけですが、人吉市の有料のごみ袋のシステムは、衛生員連合会が事業主体となり、手数料を収受管理されているが、ごみ袋、ごみ処理に関する手数料は条例によって具体的な金額を定め、市が直接収納すべきもので、またその用途についても予算・決算を通じ、市民の代表である議会のチェックを受け、市民に明らかにすべきものであり、現在の人吉市のやり方は地方自治法に抵触するおそれがあるとの指摘を受けたところでございます。そういったことを御説明をしたわけでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） そんなに優しい言葉じゃなかったと思います、お話を聞いたら。違法性がある、違法だ、あなたたちは裁判を打たれたらどうするんですかというようなお話もあったように聞いております。地方自治法のどの部分で抵触するんですか。

○議長（簗毛正勝君） ここで、暫時休憩します。

午後6時16分 休憩

午後6時36分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（荒巻 通君） お疲れのところお時間をとらせてしまいまして、まことに申しわけありません。先ほど地方自治法という発言をいたしましたけども、取り消しをさせていただきます。補助金制度検討委員会の指摘に基づき協議する中で、平成17年5月26日、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針、平成13年環境省告示第34号

の一部が改正されたことを知るに至ったところでございます。この改正で、市町村の役割として経済的インセンティブ、動機づけを活用した一般廃棄物の排出抑制、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであるとの記載が追加され、国全体の施策の方針として、一般廃棄物の有料化を推進することが明確化されました。また、国においては有料化の進め方等を示すなど、地方公共団体の取り組みの支援に努めると表現されております。これを受けまして、平成19年6月には環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課から「一般廃棄物処理有料化の手引き」が示されたところでございます。この手引き2ページによりますと、有料化とは、市町村が廃棄物処理についての手数料を徴収することと定義されております。このようなことを踏まえて、会長のところにおじゃまをしたわけでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） ただいま市民部長のほうから法律等々の問題、支援等の問題が答弁があったわけでございます。なぜこの質問をするかと言いますと、衛生員連合会のOBの方、数名の方から、私たちは市の行政からお願いをされ、そして一生懸命環境問題等々に取り組んできたんだと。それが今までやってきたことは法律に違反をしている、違法行為だということの話がっていると。議会できちんと認めていただいたのに、一体どうなっているんだということの発端であります。そういった指針が19年の6月ということであれば、田中市政が誕生してからの問題なんですよ。前の方の問題ではなく、田中市政のときにきちんと整理をしなきゃいけなかった。そしてまた、こういった問題があるのであれば、やはりそういった団体にきちんと、そういう法律に基づいて、こういう具合に関わっておりますと、丁寧に私はすべきだろうと思います。それがやっぱり聞くところによると、やはり高圧的な発言もあったやに聞いております。そういうのが本当に市民との共同参画、協働、そしてまた市民の参画をお願いする行政の立場ではないと思いますので、そういった誤解がないような形で進めていただきたいと強く要望し、この件については終わらせていただきたいと思っております。

次に、人権についてということで通告をさせていただいております。この件につきまして、学校給食の選定基準委員会の委員の問題でございます。12月の議会の中での議論があったわけでございます。そして、委員会の中での議論をし、そしてその中で担当職員の方のお話と、それと、それに伴う選定委員の方の就任を要請された方のお話で、非常にかい離があったと。やはり基準要項をつくるのである一番大切なときでありますので、基準をやはりきちんとした協議をする時間を私はとる必要があったと思っております。

正直言いまして、10月5日行かれたときに、熊本市内でその方は2時に会議が予定として数カ月前から入っていたそうです。市のほうは、10月20日1時半から会議を開催をしております。

ます。熊本市内で2時に会議があって、人吉市は1時半に設定をするわけですよね。そして、おくれて来ますと言われたからというのが、本会議場の執行部の答弁でありました。一般的に考えれば、夜だったら間に合います、夕方だったらどうにか間に合います。その方にも確認をしました。その方もおくれてだったら来ますよとはっきり言いましたと。ただ、自分は2時から会議があるから、夜会議をされるんだろうとと思っていたと。でも執行部は1時半にしているんですよ。自分たちが就任をお願いするのであれば、やはりきちんとした対応をしなければいけない。そのままで終わっているんですよ。いろんな方からこの件について、彼はこういった人間なんですかという言葉も聞きました。彼がおくれてくると言ったじゃないですかと、いや、実はこういう時系列ですよとお話をしましたら、じゃあどっちが悪いとかそういうものではなく、やはり執行部がきちんとした形の中で、それは対応をすべきではなかったのかという御意見が圧倒的でございました。そのことについて、私はこの本会議場で一般質問、また答弁のやり取りの中で、そういった答弁というのは80回ここに、本会議場の本会議にいますが、やり取りはなかったと思います。やはりそういった個人の名誉を傷つけたわけですから、その点については、教育長として何らかの形の答弁をいただきたいと思えます。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。選定委員会の会議の第2回目の会議のことについての関連だろうというふうに思います。失礼しました、第1回目の。非常にその中で十分なコミュニケーションがとれずに聞き違い、あるいは勘違いというものがあったというふうに思いますし、そういう面ではじくじたる思いもあるわけでごさいます、名誉棄損というようなことについては私はそういうふうにはとらえていないところでございます。そういうことで、もちろん最後の協議会に私は出席いたしましたけれども、その中でお約束をいたしました。懇切丁寧に今後、選定委員会にしろ事務事業を進めていくと。それからもう一つは、やはりコミュニケーションが少し不足しているんじゃないかというふうなことで、やはり人間関係がスムーズにいくようにコミュニケーションを十分に今後とっていきたいというふうなことでしていきたいという決意も述べさせていただいたところでございます。そういうことで、私はとらえているところでございます。

以上でございます。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 名誉棄損に当たるとか、議場がですね、そういう答弁をされ、そして委員会の中で全く違った結論が出たんです。だからそういう、個人的な問題等々もありますが、しかし基本的にはやはり、執行部の答弁のあり方の問題なんです。やはりそのあたりについてはしっかりと精査をしていかないと、第三者の方はこういう場合に発言ができないんですよ、本会議場で。一方的な質問、一方的な答弁で第三者の方を語るときに、本当にそれでいいんですか、執行部。堀さん、堀さんに全然似合わない答弁だろうと思います。

20年来お付き合いさせていただきますが、謝るところは謝って素直に頑張ってもらえるのが私は堀さんだろうと思います。何らかいろいろあるのかなと思いつつ聞いておりましたが、しかしこれはやはり執行部の答弁の今後のありようとして、第三者の方等々について、答弁をするときには最大限の配慮をしていただきたい。そうしないと、いろんなその方が知らないところで、いろんな形の中でこの方について話があるのも事実であります。

執行部の方の中で、熊本の会議ばうっちゃいって何で来んやっただろうかなと言われた方がいるやにも聞いております。会議の重要性は本人が知るだけであります。常に市が優先ということでは、やはりその方はその方なりに判断をされ、また数カ月間からの会議で絶対はずされない用事であっている会議です。それにあえてぶつけられた人吉市の姿勢については疑問を持たざるを得ないと私は思っております。

いろいろ言ってもこれは選考委員会無事終わって、それぞれの選考委員の決定の中で決まったことです。それはそれとしますが、やはり議会の執行部、議会における答弁の重み、そのあたりについて十二分に今後気をつけていただきたいということを強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

次に、郡市連携についてでございます。人吉市、特に市長公室におかれましては、さまざまな事務局を持っておられると思います。まず、そのことについてどのような事務局体制なのか、いろんなものを持っておられると思いますので、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君） お答えいたします。市長公室、特に企画課におきましてはいろんな協議会、期成会を持っておりまして、構成団体は宮崎県のほうの自治体が入っている協議会もありますし、あとは人吉球磨だけで構成している期成会もありまして、いろんなパターンがあります。その中で、主なものとして、一つ代表的なものを挙げましてちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

川辺川ダム建設促進協議会がございまして、人吉球磨に加えまして、流域の八代市と芦北町が加わりまして、12市町村で構成をしている団体でございます。市長がダム中立、その後のダム白紙撤回をする中で、会長は球磨村長さん、事務局は人吉市の市長公室企画課、それぞれの会員、市長村長もダム自体に関しての考え方はさまざまでありまして、非常に難しい状況の中で協議会運営をゆだねられてまいりました。しかしながら、それぞれの思いがあってもダム建設事業については封印、ダムによらない治水を検討する場に協議場所を移して治水対策を検討しております。そして現在は、ダム計画の水源地域である五木村の生活再建が最大の課題であり、ダムの賛否を超えて協議会の中にとどまっていたら、それこそ地域連携をして国、県への要望活動に邁進しているところでございまして。そして、球磨川の河川改修を求める期成会である球磨川上中流改修期成会、これは人吉球磨と芦北町で構成する期成会でございます。会長は球磨村長さんでございます。においても、球磨郡町村会においても

同じ方向を向いた中で行動をともにしているところでございます。成果については一日も早く治水対策、五木村再建が解決することにかかっております。これは私の預かっています市長公室企画課で抱えております広域的な連携をしておる協議会でございます、その他の所管でもそれぞれいろんな連携をしておる会を持っておるところもございまして、代表して私が今市長公室企画課で預かっている協議会を説明させていただきました。

以上です。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 今、市長公室のほうから代表する協議会等々、答弁があったわけでありまして。以前、同僚のというか田中哲議員のほうからスマートインターチェンジについての御質問があったと思います。その中で市長は積極的に前向きな答弁をされたと思っております。そういった中、遅々と進んでいない。球磨郡の町村会は最重点項目として陳情を上げているんだと。地元選出の金子代議士のほうからも、国土交通省のほうから早く地元一体となってその協議会を立ち上げ、促進期成会を立ち上げ、やってほしいと。もう私たちは待っているんですよと、早くなぜ人吉球磨はまとまってやらないんですかという御意見を昨年12月だったと思いますが、いただきました。錦町長ともるる話をしまして、人吉市が頑張ってもらわないとなかなか進まない。私は、そのスマートインターチェンジができることによって、通称農免道路の交通渋滞もある分では解消できるのかなと。御存知のとおり人吉市の人口60%から65%が川北に住んでおりますし、球磨郡におきましては逆の65%から70%が219沿いを使っていますので、いろんな意味で総合的にスマートインターチェンジができ上がれば、そういった交通渋滞も解消できるし、そして中核工業団地が、もしいろんな部分の中で話が進んでいくことによって、そういった交通のアクセス等々、将来像も描けるのかなと思っております。そういった意味の中で、そういった要請が来ていることについて、どのように市長はお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。遅々として進んでいないということですが、遅々としてはおりますけれども、進んではおるところであります。例えばその連携という観点からお話をさせていただきますと、やはり人吉市を除きまして9の町村の首長さんたちのスマートインターチェンジに対する考え方もさまざまに温度差がやはりあるわけでありまして。そのことは御承知だろうと思っております。そういう調整をやはり図っていかなくちゃいけない。中には費用対効果ということに関して、一体どういう物差しではかるのかということもおっしゃっている首長さんもいらっしゃいます。それからもう一つは、やはりほかのスマートインターチェンジの事例を見てまいりますと、やはりそのスマートインターチェンジで走ってしまったがゆえに、さまざまな地元とのあつれきもできたという事例もあるわけでありまして。それからもう一つ大きな、これが遅々としている原因は、やはりその実施設計並びに事務局の経費の捻出をどこからするのかということですが、さまざまな温度差はある

中で調整をしてみたりまして、いわゆる一番の経費の問題に関しましては、今後ふるさと市町村圏基金の中から捻出することができるかどうか、真剣に協議をするというところで話があったところでございます。確かに私自身も金子代議員から、国交省のほうは準備ができていると、もっと早くやってくれんかと、法定協議会をというふうなお話でございましたので、同じような御説明をしているところでございますが、それを金子代議員のお話を受けて、皆さんの中でまずは実施設計と事務局費を認めようではないかというところには至ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） この話が出て2年余りたつわけでございますので、やはり時期を逃してしまうと、当然政権がかわったり国の考え方も変わってまいりますので、その分は早くやはり取り組むところは取り組んでいただきたいと思います。そのことがやはり連携を初め、この人吉球磨の発展につながると思っておりますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に中心市街地についてということで、これは副市長にお願いしたいと思います。中心市街地、老舗の店舗が倒産をしまして、九日町の。中心市街地活性化と、いろんな言葉では言っておりますが、なかなか厳しいのかなと。その中で、中心市街地の九日町、鍛冶屋町、紺屋町、あのあたりを含めたところではなく、本来の中心市街地の概念と、こういった形で今後とらえておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副市長（林 健善君） お答えいたします。中心市街地の範囲を含めて、概念的なお答えでございますが、基本的に中心市街地というものは地域にあり、まちの顔でありまして、その都市の中心的な機能を有している場所であると思っております。現在、本市におきまして、中心市街地という区域は平成10年に制定されました旧中心市街地活性化法に基づきまして、平成11年3月に策定をしまして人吉市中心市街地活性化基本計画に位置づけられております区域というものが基本になっていると思っております。当該区域は、相良藩時代の城下町という位置づけに基づきまして、西は宝来町の人吉レックス付近から、東は上新町の新馬場踏切付近、北はJR肥薩線から南は灰久保町、老神町、新町付近までを区域とし、その中でも九日町、紺屋町、大工町、鍛冶屋町、二日町といった地区というものを重点整備地区として位置づけているというのはこれ基本だと思います。

その中心市街地でございますが、商業や観光、医療や福祉、文化や教育、そして住環境、交通といったようなさまざまな住民に密着した生活体系に対応するものが必要であると考えております。それらが一つでも多く整備された地域というのが中心市街地であると思えます。さらに付け加えますならば、新たにつくり出されたような市街地ではなく、歴史的にも風土的にも、いにしえから本市の中心として栄え、また今後も本市の中心として栄えるべき

地域で、地域住民が愛着と誇りを持てる地域であると考えております。

本市の中心市街地を見てみませば、金融機関や福祉医療機関、宿泊施設や商業施設、住宅・交通の結節点といったものが集約された地域でございます。また、これらの地域は相良藩の職人町、商人町として栄えた地域でありまして、人吉球磨の中心的な役割を担ってきたという歴史的な意味合いも強いわけでありますので、中心市街地と呼ぶにふさわしい地域であると認識をしております。

いずれにしましても、地域住民の生活と交流の場でありますので、地域における社会的、経済的、及び文化的活動の拠点となるのにふさわしい魅力的な中心市街地をつくっていかねばならないと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 中心市街地の概念、範囲等々あるわけでございますが、現実問題として宝来から上新あたりまで行ったときに、本当、空洞化がひどうございます。本当にいつの間にかこんなに廃墟の町になってしまったんだらう。そういった感じがします。駐車場が非常に多くなって、家に人が住んでいない。昔はここには何屋さんがあったんだらうとか、今言われるように、魚屋さん、肉屋さん、野菜屋さん、そういった生鮮3食料品店が市街地から消えているのも事実です。やはりそういったものが消えていく、本当にそれでいいのか。まちづくりとしては本当にいいのか。もう一度考え直さなくてはいけないだろうと思います。確かに観光等々の問題もありますが、中心市街地として城下町風にされるということを標榜されておりますが、本当の意味でそこに人が息づく、そういった温もりのあるまちづくりにきちんとした形でやはり私は考えていかななくてはいけないだろうと思います。商業ベースの観点からの問題ではなく、やはり本当の意味でのまちづくりというものはどういうものなのか考える。私は思っております。このことについては答弁は要りません。

最後にまとめさせていただきたいと思います。先ほどからいろいろ質問をさせていただいておる中で、情報の共有化というものをお願いしております。情報を共有しないと、同じスタートラインに立てないんです。同じスタートラインに立てないということは、当然考え方も違います。そして議論をする。難しいことです。よく言葉で、空中戦、地上戦という言葉を使います。やはり、執行部と議会はいろんな意味で情報を共有し、登る道は違うかもしれないけれども、市民の生活をしっかり守り、そして将来に誇れるふるさつをつくっていく、そういった立場であろうと思います。その中で、情報を出さずに議論だけするということは、議会側としてはできないわけであります。やはり執行部が執行部として何たるものなのか、しっかりと考えていただき、今後、市民の生活の安定向上、また議会は議会の中で議員として誇りを持って、提案型の一般質問もいいたらうと思います。ただ、正すべきところはしっかりと正していただくことを今後の人吉市議会のあり方としてお願い申し上げ、20年間大変

お世話になったことに対して、心から感謝申し上げ、最後の言葉とさせていただきます。本
当にありがとうございました。

○議長（簗毛正勝君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 委員会付託

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

お諮りします。議第5号から陳第43号まで、一括して各委員会に付託することに御異議あ
りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（永田正二君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成23年3月第2回人吉市議会定例会各委員会付
託事項表のとおりでございます。

なお、議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第10号）につきましては、3ページ
の〔別記1〕に記載のとおり、議第17号平成23年度人吉市一般会計予算につきましては、
4ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の
件名等につきましては、5ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第5号	平成22年度人吉市一般会計補正予算(第10号)	各委[別記1]
議第6号	平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算(第2号)	総文
議第7号	平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算(第4号)	総文
議第8号	平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第9号	平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	厚生
議第10号	平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	厚生
議第11号	平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第12号	平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第13号	平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第14号	平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)	厚生
議第15号	平成22年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	経建
議第16号	平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)	経建
議第17号	平成23年度人吉市一般会計予算	各委[別記2]
議第18号	平成23年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第19号	平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第20号	平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第21号	平成23年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第22号	平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第23号	平成23年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第24号	平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第25号	平成23年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第26号	平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第27号	人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第28号	カルチャーパレス管理条例及びカルチャーパレス利用促進委員会 条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第29号	特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第30号	人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約 の廃止について	総文
議第31号	委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について	厚生
議第32号	公の施設の指定管理者の指定について	厚生
議第33号	公の施設の指定管理者の指定について	経建
議第34号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
議第35号	損害の賠償について	経建
議第39号	人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定に ついて	厚生
陳第43号	2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求 める陳情	厚生

[別記1]

議第5号 平成22年度人吉市一般会計補正予算(第10号)	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正(全款) 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費(2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く) 9款 消防費 10款 教育費 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 繰越明許費(2款 総務費、9款 消防費、10款 教育費) 第3条 債務負担行為の補正(2款 総務費)
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費(2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く) 3款 民生費 4款 衛生費 5款 労働費(1項3目 シルバー人材センター費) 第2条 繰越明許費(3款 民生費)
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 5款 労働費(1項3目 シルバー人材センター費を除く) 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費 第2条 繰越明許費(6款 農林水産業費、7款 商工費、8款 土木費)

[別記2]

議第17号 平成23年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算（全款）</p> <p>第2条 地方債</p> <p>第3条 一時借入金</p> <p>第4条 歳出予算の流用</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>5款 労働費（1項3目 シルバー人材センター費）</p> <p>11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>5款 労働費（1項3目 シルバー人材センター費を除く）</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）</p>

[提出陳情件名]

陳第43号 2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第29号 改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情

陳第30号 多目的運動広場建設に関する陳情

○厚生委員会

陳第39号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の提出に関する陳情

陳第42号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情

○経済建設委員会

陳第38号 歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情

陳第41号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情

○議長（簗毛正勝君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時05分 散会

平成23年 3 月第 2 回人吉市議会定例会会議録（第 6 号）

平成23年 3 月24日 木曜日

1. 議事日程第 6 号

平成23年 3 月24日 午前10時 開議

日程第 1	議第27号	消防団条例の一部を改正する条例の制定について	}	総 文
日程第 2	議第28号	カルチャーパレス管理条例及びカルチャーパレス利用促進委員会条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第 3	議第29号	特別会計条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第 4	議第30号	人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約の廃止について		
日程第 5	議第31号	委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について	}	厚 生
日程第 6	議第32号	公の施設の指定管理者の指定について		
日程第 7	議第39号	人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第 8	議第33号	公の施設の指定管理者の指定について	}	経 建
日程第 9	議第34号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について		
日程第10	議第35号	損害の賠償について	}	各 委
日程第11	議第 5 号	平成22年度人吉市一般会計補正予算（第10号）		
日程第12	議第 6 号	平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 2 号）	}	総 文
日程第13	議第 7 号	平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第 4 号）		
日程第14	議第 8 号	平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	}	厚 生
日程第15	議第 9 号	平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）		
日程第16	議第10号	平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）		
日程第17	議第11号	平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）		
日程第18	議第12号	平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）		

日程第19	議第13号	平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	}	
日程第20	議第14号	平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）		
日程第21	議第15号	平成22年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	}	経 建
日程第22	議第16号	平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）		
日程第23	議第17号	平成23年度人吉市一般会計予算	—	各 委
日程第24	議第18号	平成23年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	—	総 文
日程第25	議第19号	平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	}	厚 生
日程第26	議第20号	平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算		
日程第27	議第21号	平成23年度人吉市介護保険特別会計予算		
日程第28	議第22号	平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計予算		
日程第29	議第23号	平成23年度人吉市水道事業特別会計予算		
日程第30	議第24号	平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	}	経 建
日程第31	議第25号	平成23年度人吉市国民宿舎特別会計予算		
日程第32	議第26号	平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算		
日程第33	議第36号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第34	議第37号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第35	議第38号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第36	陳第30号	多目的運動広場建設に関する陳情	—	総 文
日程第37		球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第38		公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告		
日程第39		人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第40		人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第41		川辺川総合土地改良事業組合議会の報告		
日程第42		委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第42まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程

- 発議第7号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
意見第34号 御溝川をはじめ熊本県管理河川における治水対策の早期実現を
求める意見書
意見第35号 川辺川ダム建設事業中止後の水源地域の振興を求める意見書
・議事進行に対する執行部発言
-
-

3. 出席議員 (20名)

1番	松岡隼人君
2番	井上光浩君
3番	豊永貞夫君
4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西信八郎君
8番	松田茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代勝君
19番	簗毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君		
副	市	長	林	健善	君	
監	査	委	員	篠崎	國博	君
教	育	長	堀	秀行	君	

市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林勇君
教育総務長	松岡誠也君
農業委員会 事務局局長	村田定美君
監査委員 事務局局長	松江隆介君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	村並成二君
庶務係	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

午前10時00分 開議

○議長（簗毛正勝君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事に入ります前に、去る3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震によって尊い命を亡くされました犠牲者の御冥福をお祈りいたしまして、黙祷を捧げたいと思いますので、御起立をお願いいたします。黙祷。

〔黙祷〕

○議長（簗毛正勝君） お直りください。黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。

これより議事に入ります。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次、採決をいたします。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 20番の大王です。先ほど東日本の震災の中で黙祷をされました。ただ今回、各市町村それぞれ義援金等々自治体で決められております。議会といたしましても、議長のお計らい、または全議員の関係で他の自治体の議員より倍額のを義援金として送らせていただいております。人吉市としてそのあたりについて、どのような形でされていくのか。他の自治体のほうは早急にもう3月議会の中で決められております。きょうが議会最終日でありますので、その点につきましては議長、執行部に対して、また議員のそれぞれの御意見をいただきまして、きょう3月議会最終日として、やはり一定の人吉市としての態勢を私は求めたいと思いますし、そのようになっていただくのが当然の筋だろうと思います。やはり人吉市として人的なもの、そしてまた受け入れ態勢等々もありますが、やはり他の自治体と同じように、やはり義援金をきちんとした形でお送りして支えるのが私たちの役目ではないかと思っておりますので、議長、どうぞそのあたりについては、きょう中に何らかの形で、はっきりと市民の皆さんに見える形で人吉市の対応をお願いしたいということで、議事進行の発言とさせていただきます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの大王議員の発言に対しまして、後でその対応をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第1 議第27号から日程第4 議第30号まで

○議長（簗毛正勝君） それでは、まず、日程第1、議第27号から日程第4、議第30号までの4件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第1、議第27号から議第30号までの4件につきまして審査の結果を御報告いたします。

日程第1、議第27号は、人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、消防団員の減少、遠隔地、これは鹿目、田野、矢岳等でございますが、における住宅火災の初期消火を行うために、機能別消防団員を設置するものであります。これにつきまして、身分保障は一般団員と同様とし、各町内10名程度の構成ということで説明がありました。審査の中で、現団員512名にさらに増員をするのか。それから、分団との連携活動はどうなっていくんであろうか、女性の活動は、また参加は、年齢構成は、災害補償等は、また被服等という質問がありました。団員数は現512名の中で賄っていくと。実質現在452名程度でございます、そういう説明がございました。分団の指揮系統に入って現地ではチーフを定めておきたいということでございます。それから町内事情で女性も団員として参加できますし、年齢は40歳から70歳ぐらいまでを考えている。公務災害の適用、報酬等も支給をされるということでございます。それから、被服は、はっぴ、上衣といたしますか、団服といたしますか、ヘルメット、半長靴等も貸与するなどの質疑応答がありまして、全員異議なく認めることに決しました。

日程第2、議第28号はカルチャーパレス管理条例及びカルチャーパレス利用促進委員会条例の制定についてであります。これは、いずれも人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の人吉市への移管に伴うものであります。人吉球磨広域田園都市中核施設設置条例の廃止、これは22年12月でございます、同じく人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約が廃止をされることによるものであります。すなわち、カルチャーパレス管理条例を人吉市カルチャーパレス条例に改めて、第1条においてカルチャーパレスの名称と位置、条例別表の第1で、これは6条関係になりますが、その中でホール棟楽屋についてコイン冷暖房を設置し、利用料1時間当たり200円を規定したものであります。カルチャーパレス利用促進委員会条例の一部改正は、条文名のカルチャーパレス利用促進委員会、これを人吉市カルチャーパレスに改めるものであります。審査の結果、いずれも異議なく認めることに決しました。

日程第3、議第29号は、特別会計条例の一部を改正する条例の制定であります。人吉市老人保健医療会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設をされたことにより、老人保健医療制度は、平成19年度限りで廃止をされたものであります。経過としましては、その一部事務組合が存在しましたので、3年間に限って特別会計の存続は義務づけられていたものであります。このたび3年間の経過しましたので、特別会計を廃止するものであります。次に、カルチャーパレスは人吉球磨広域行政組合施設で、同組合の事務委託に関する規約におきまして、人吉市の歳入歳出予算とは分別して計上すると規定されていたために、特別会計が設置されておりました。今回、人吉市の施設として管理されていくことになることとされてお

りますので、特別会計を廃止するものであります。意見としましては、人吉市老人保健医療会計は、移行期間3年間の間で実際に終わっているのかと。これは、もう実態はないということでございまして、これらの質疑応答がありまして、全員異議なく認めることに決しました。

日程第4、議第30号は、人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約の廃止についてであります。これは、12月人吉市議会定例会におきまして組合規約の改正、財産処分が同文議決をされております。今議会では、残っております事務委託の廃止につきまして、広域行政組合と人吉市の間で同文議決を行うものであります。審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君） 総務委員長にお尋ねしますが、議第27号人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定の中で報告をいただいたんですが、機能別消防団員の設置は現在のところ3町内に限りということですが、考え方として、今後ますます高齢化が進んでいく中で、この現在の3町内からさらに拡大をする、そういう方向性を含めて設置をされているのかどうか、そこらあたりについて、もし議論をされておるならばお尋ねをしたいと思います。この1点です。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） ただいま御質問がありました機能別消防団員につきましては、現在のところ3町内ということですが、当然今御質問がありましたように、今後についてもそこらには入ってくるのではなかろうかということですが、そういう含みのあるところでの説明であったと思っております。

以上です。

○議長（簗毛正勝君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、採決いたします。議第27号から議第30までの4件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号は原案可決確定いたしました。

日程第5 議第31号から日程第7 議第39号まで

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第5、議第31号から日程第7、議第39号までの3件を議

題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中 哲議員。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第5、議第31号から日程第7、議第39号までの3件の審査の結果を御報告いたします。

議第31号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更については、平成22年6月22日付、議第63号議案にて議決いたしました人吉市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について、協定金額の変更を行うものでございます。この委託工事は、平成20年度から24年度までの5カ年で実施する人吉浄水苑第2期改築工事の中の1件で、改築更新工事を平成22年度と23年度の2カ年の債務負担行為で日本下水道事業団に委託し、実施しているもので、平成23年度分の金額について1億530万円を6,010万円減額し4,520万円とし、協定金額を1億8,380万円から1億2,370万円とするものでございます。その理由は、委託を受けた日本下水道事業団が工事業者を選定する際に行う競争入札の結果、予定事業費との差額が生じたため、協定金額の減額を行うものでございます。

審査の過程で何社が入札に参加したのか、その落札率は、工事は大丈夫か、低価格の調査を行ったのか、会計検査はどこが受けるのか等の質疑があり、一般競争入札で6社が参加し、落札率は64.23%で、日本下水道事業団が国土交通省の九州地方整備局に申し入れ、事業団が独自で調査を行った。その結果、低価格での工事への影響はないとの報告を受けたとの説明でございました。委員会としては、このような議決の変更がないように申し入れたところでございます。

議第32号公の施設の指定管理者の指定については、人吉老人福祉センターを人吉市寺町21番地、人吉市老人クラブ連合会を平成23年4月1日から平成28年3月31日まで指定管理者に指定するものでございます。審査の過程で公募に2件の応募があったと聞くがとの質疑に対し、1社は久栄工業で、途中辞退されたとの報告がございました。

議第39号人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市予防接種事故災害補償条例の第3条第1項中「市が行う次の各号に掲げる予防接種」を「市が自らの行政措置として行うすべてのもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「市町村」の次に「又は医療機関」を加え、「市が行う」を「市が自ら行う」に改めるもので、交付の日より施行し、改正後の人吉市予防接種事故災害補償条例の規定は、平成23年2月1日以降に実施した予防接種に係る事故から適用するもので、今回の改正は2月より実施している子宮頸がん予防ワクチンと国の施策として決定されているビフワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが予防接種法に定める予防接種でないことから、この条例に基づく災害補償の対象とするための改正で、今後新たにワクチンを追加する場合、その都度条例改正が必要となるため、市がみずからの行政措置として実施するすべてのものを対象とする内容に改正することで、迅速に対応できるようにするものとの説明がございました。審査の過程で市

民への予防接種の周知徹底についての要望がございました。

以上3件、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第31号から議第39までの3件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第31号、議第32号、議第39号は原案可決確定いたしました。

日程第8 議第33号から日程第10 議第35号まで

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第8、議第33号から日程第10、議第35号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託を受けました日程第8、議第33号公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を報告します。本件は、人吉国民宿舎くまがわ荘の指定管理者を人吉市下新町333番地1、くま川下り株式会社に指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の中で、くま川下り株式会社の自己評価や指定期間について質問があり、執行部より指定管理候補者選定委員会の審査については、その自己評価を参考に社長、支配人等にヒアリングを実施し、管理、運用の実績、取り組みといった項目について評価を行った。指定期間を5年から3年に変更したのは、施設そのものが老朽化しているためであり、今後プロジェクトを立ち上げ経過を見ながら更新について検討するとの答弁がありました。また委員からは、国民宿舎くまがわ荘は、人吉球磨の観光にとって代名詞的な施設でもあり、3年後の見直しに当たっては存続を含め十分な検討をしてほしいとの要望も出されております。慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第34号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、審査の結果を報告します。本件は、平成22年5月11日付、議第52号議案をもって議決された人吉市地域情報通信基盤整備工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を変更するものであり、第3契約金額中2億2,981万9,465円を379万6,373円増額し、2億3,361万5,838円に改めるものであります。主な変更内容は、1、地上デジタルテレビ放送再送信サービス加入世帯の増、2、光ケーブルの架線工事に伴う自営柱の増加であります。

審査の中で主な質疑内容は、1、7月24日アナログ放送終了後の状況については、基本的にはゼロ世帯になると考えている。2、視聴料・利用料については無料。ただし、受信料は自己負担である。3、耐震度合いについては、標準的な対応は可能。4、地デジチューナーについては、非課税世帯等には支給するというものであります。現地視察も踏まえ、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第10、議第35号損害の賠償について、審査の結果を報告します。本件は、市公用車が平成22年12月31日午前9時10分ごろ、人吉市上林町971番地1、佐川急便株式会社九州支社人吉支店敷地内のフェンスに衝突し、損傷を与えた事故に関し、損害賠償の額を決定し和解するものであり、賠償額は12万3,900円であります。

審査の中で委員から、公用車の事故がふえているようであり、今後は事故防止に万全を期すようにとの意見が出されました。現場確認も踏まえ、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第33号から議第35までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第33号、議第34号、議第35号は原案可決確定いたしました。

日程第11 議第5号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第11、議第5号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様おはようございます。予算委員会に付託されました議第5号平成22年度一般会計補正予算（第10号）のうち、第1条歳入歳出予算のうち歳入（全款）、第4条地方債の補正について審査の結果を報告いたします。

今回の補正につきましては、国・県の補助事業の確定や最終見込みによるものであり、総額にそれぞれ9,160万円を追加し、予算の総額を156億5,519万円とするものです。

地方債補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業債2,590万円の紺屋町東間線など舗装工事6路線と岩本中神の改良工事に対する追加補正等です。

委員から、基金運用利息が軒並みに減額だが、その理由はとの問いに、預金利率が低減したためと答弁がありました。また、子ども手当を保護者から申請されなかった例はある

かとの問いに、そのような例はないなどの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第11、議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条明許繰越費、第3条債務負担行為の補正について審査の結果を報告いたします。

まず、繰越明許費でございますが、2款、1項総務管理費、人吉ICバス改修計画作成業務委託料241万5,000円は、NEXCOネクスコ西日本との協議に時間を要しているものでございます。9款、1項消防費、消防団作業服購入事業831万3,000円は、消防団員の採寸等に時間がかかっているというためであります。10款教育費、2項小学校費のうち1,628万2,000円は、東小のトイレと西瀬小、中原小体育館のトイレ改修工事費でございます。3項中学校費のうち297万8,000円は、二中剣道場床改修費でございます。111万円は二中プールろ過機改修工事でございます。5項社会教育費526万1,000円は、人吉城跡武器庫一帯の遺構養生及び公衆トイレの通路改修であります。債務負担行為補正556万7,000円は、市長・市議会議員選挙ポスター掲示板設置等委託料でございます。

歳出の主なものとしましては、2款、1項総務管理費1,508万円の増額補正であります。主なものは、3節職員退職手当4,331万1,000円でございます。繰出金1,633万6,000円の減額で、水道事業特別会計繰出金の減でございます。7目企画費6,810万7,000円の増額補正の主なものは、産交バス運行に対する地方バス運行など特別対策補助金とくま川鉄道の人吉球磨地域交通体系整備助成金でございます。9款、1項、1目消防総務費252万円の増額補正は、人吉球磨消防組合（退職手当特別）負担金の増で、消防組合の希望退職者の退職手当分でございます。2目非常勤消防費371万1,000円の減額補正の主なものは、消防団員退職者報奨金28名の確定によるものでございます。5目災害対策費99万4,000円の減額補正は、11節需用費、印刷製本費でハザードマップ印刷等の入札残でございます。10款、1項、2目事務局費340万5,000円の減額は、13節OA機器保守委託料の残でございます。2項、2目教育振興費337万6,000円の減額補正の主なものは、13節委託料189万6,000円の減で、学校ICT絆プロジェクト事業システム開発業務委託料等の減でございます。3項、2目教育振興費152万円の減額は、集団宿泊教室におけるバス借上料54万7,000円の残でございます。4項、1目幼稚園費128万4,000円の減額は、私立幼稚園奨励費交付金の残でございます。5項、4目文化振興費201万5,000円の減額は、口蹄疫によりまして球磨川舟歌全国

大会が中止されたことによるものでございます。19節補助金120万円の減でございます。7項、1目学校給食センター運営費980万7,000円の減額は、13節委託料の給食配送委託料964万7,000円の入札残等でございます。

審査の中で、人吉ICバス停待合所の間仕切りはあるのかどうか及び寒さ対策はどうなっているのか。総合計画策定を伸ばした理由はどうなっているのか。くま川鉄道の今後はどう考えているのか。消防組合の勧奨退職の時期は、各事業組合等で異なるのか。球磨川舟歌に補助金は出していないのか。給食配送委託料の減の原因はということでございます。これにつきまして、人吉ICバス待合所の間仕切りはやらないと、防寒対策については協議中であると、総合計画については国・県の方向を注視し、これまでの総花的なものから策定を考える必要があると。それから、くま川鉄道の今後については、広域行政組合と協議を進めていきたい。消防組合は12月末日を勧奨の期限としている。広域行政組合は10月末日としているということでございます。球磨川舟歌全国大会補助金は未支出となっております。これは牛の口蹄疫による全国大会が中止になったことが原因であります。給食配送委託料の減は入札残であります。こういう質疑応答がありまして、慎重に審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（**箕毛正勝君**） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中 哲議員。

○12番（**田中 哲君**）（登壇） 日程第11、議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を御報告いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の1,181万4,000円の減額の主なものは、28節繰出金の738万8,000円で、その内訳は国民健康保険事業特別会計繰出金が322万円の増額で、介護保険特別会計繰出金が936万1,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金が112万7,000円の減額が主なものでございます。2目心身障害者福祉費の804万円の減額の主なものは、20節扶助費の646万円の減が主なもので、これは障害者医療の減によるものでございます。3目老人福祉費の621万6,000円の減は、19節負担金・補助及び交付金の減で、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金等の減額によるものでございます。4目老人福祉施設費の922万3,000円の減額は、老人福祉施設入所委託料の減額でございます。2項児童福祉費、3目母子福祉費の624万円の減額は、高等職業訓練促進費等の減額でございます。3項生活保護費、2目扶助費の3,057万6,000円の増額は、生活保護費の増額で、生活保護世帯や被保護人員の増と医療補助の伸びによるものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費の1,104万円の減額は、複合検診（腹部超音波、各種検診、胸部レ

ントゲン) 委託料の減額でございます。2項清掃費、1日清掃総務費の1,244万5,000円の減額は、人吉球磨行政組合の人吉し尿処理場解体工事の負担金1,192万5,000円が主なものでございます。2日塵芥処理費289万4,000円の減額は、一般廃棄物収集及び運搬業務委託料の入札残によるものでございます。

第2条繰越明許費、3款民生費の補正は、地域密着型サービス拠点等施設整備事業1億3,340万円で、これは東間、大畑圏域における小規模特別養護老人ホーム整備事業でございますが、建設予定地に防空ごうが複数発見されまして、建設着工におくれが生じ、年度内の完了が困難になったことから、平成23年度に繰り越すものでございます。なお、平成23年9月末には開設の予定との説明がっております。老人福祉センター改修事業790万円の繰越明許費は、調査・設計委託から改修工事完了まで相当な期間を要することから年度内完了が見込めず、平成23年度に繰り越すものとの説明がっております。

審査の過程で委員より、暮らし安全特別相談会を2回開催し、そのうち1回を相談員の好意によりボランティアで開催との説明であったが、無償とした場合、事故等の補償はどうするのか。弁護士会と共催するなら、費用負担等を協議するべきではないか。また、あと1回相談会を行うとか、行政の責任で今後対応してほしいとの意見も出ております。また、老人福祉施設入所委託料の減の内容について質疑がありまして、聖心老人ホームが特定施設入所生活介護の指定を受け、養護老人ホームの措置費の基準額が下がったためとの説明がございました。委員より、単価の見直しがあった時点で補正予算の減額を行うべきではなかったかとの意見がございました。また、複合検診については、市民の立場を考えて受診しやすいように検討する必要があるのではないかと意見も出ております。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(簗毛正勝君) 次に、経済建設委員長の報告を求めます。(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

11番。森口勝之議員。

○11番(森口勝之君)(登壇) 日程第11、経済建設委員会に付託されました議第5号平成22年度人吉市一般会計補正予算(第10号)の歳出のうち、第1条歳出予算の補正、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、第2条繰越明許費(6款、7款、8款)について審査の結果を報告します。

まず、5款労働費は1,340万3,000円を減額し、補正後の総額を1億7,377万4,000円とするものであります。主なものは、1項、4目地域雇用創出推進費、13節委託料1,301万3,000円の減で、これは雇い入れ期間の変更や自己退職による緊急雇用創出事業委託料の減によるものであります。次に、6款農林水産業費は3,771万7,000円減額し、補正後の総額を4億3,534万2,000円とするものであります。主なものは、1項、4目畜産業費、21節貸

付金3,240万円の減で、これは口蹄疫緊急対策貸付金が140件予定のところ、実績が32件にとどまったことによるものであります。2項、2目林業振興費、8節報償費201万2,000円の減は、有害鳥獣駆除に伴う報償費のうち、シカ及びサルの捕獲数が予定数より少なかったことによるものであります。次に、7款商工費は334万9,000円増額し、補正後の総額を4億4,250万3,000円とするものであります。主なものは、1項、2目商工業振興費、19節負担金・補助及び交付金のうち人吉市中小企業不況対策資金利子補給金559万5,000円の増であり、金融機関による貸付総額は138件で17億2,200万円となっております。次に、8款土木費は1,361万1,000円を減額し、補正後の総額を12億1,878万1,000円とするものであります。主なものは、1項、1目土木総務費、19節負担金・補助及び交付金のうちユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金200万円の減、また、2項、1目道路橋梁総務費、19節負担金・補助及び交付金のうち人吉市私道等整備補助金80万円の減で、これらはいずれも申請がなかったことによるものであります。次に、11款災害復旧費は82万6,000円を減額し、補正後の総額を956万3,000円とするものであります。これは3項、1目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費のうち現年災公共土木施設災害復旧事業木地屋永野線及び単独災害復旧事業大畑麓線の入札残であります。

次に、第2条繰越明許費の補正については、6款農林水産業費で1件、7款商工費で1件、8款土木費で9件であります。これは国の補正予算に伴うものや用地交渉を継続して行う必要がある等々であり、いずれも次年度には完了のめどが立っている案件である旨の説明を受けております。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第5号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案可決確定いたしました。

日程第12 議第6号及び日程第13 議第7号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第12、議第6号及び日程第13、議第7号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第12、議第6号並びに日程第13、議第7号について、審査の結果を報告いたします。

日程第12、議第6号平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,451万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、基金運用利息2万5,000円でございます。歳出は1款、1項、1目基金費を2万5,000円増額をし、補正後の額を314万円とするものであります。審査の中で、くま川鉄道の今後については、平成22年度一般会計補正予算の中でも審議がなされているものであり、同様の意見で全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第13、議第7号平成22年度カルチャーパレス特別会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ310万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億752万7,000円とするものであります。

歳入は、1款、1項、1目総務使用料に310万9,000円を増額し、補正後の額を2,627万6,000円とするものであります。

歳出は4,480万4,000円の減額補正で、主なものは1款、1項、1目一般管理費、11節需用費の電気料を200万円の減、13節委託料280万5,000円の減とするもので、これは空気調和設備保守点検業務委託料の減額であります。3款、1項、1目予備費に791万3,000円を増額補正するものであります。

審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第6号及び議第7号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第6号、議第7号は原案可決確定いたしました。

日程第14 議第8号から日程第20 議第14号まで

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第14、議第8号から日程第20、議第14号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中 哲議員。

○12番（田中 哲君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第14、議第8号から日程第20、議第14号までの7件の審査の結果を御報告いたします。

まず、議第8号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,918万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

れ47億5,360万8,000円とするものでございます。

歳入のうち主なものは、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税で、1目一般被保険者国民健康保険税が5,913万4,000円の減、2目退職被保険者等国民健康保険税が647万2,000円の増で、合計の5,266万2,000円減の8億7,467万4,000円となっております。3款国庫支出金、1項国庫負担金が5,506万9,000円の減で、2項国庫補助金が6,684万円の増でございませう。4款県支出金、1項県負担金が4万4,000円の増で、2項県補助金が2,278万4,000円の減となっております。5款療養給付費等交付金が2,201万9,000円の減で、7款共同事業交付金が3,330万2,000円の増などでございませう。歳出の主なものは、2款保険給付費、1項療養諸費が800万円の減額とし、2項高額療養費も1,800万円の減額とするもので、どちらも医療費の動向に合わせた補正でございませう。

次に、議第9号平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ99万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ188万6,000円とするもので、歳入の主なものは1款支払基金交付金、1項、1目医療費交付金を50万円減額し8,000円とするもので、今年度の確定に伴うものでございませう。歳出の主なものは、1款医療諸費、1項、1目医療給付費を99万9,000円減額し、1,000円とするものでございませう。なお、本会計は平成22年度をもって廃止でございませう。

次に、議第10号平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,133万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,956万7,000円とするもので、歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料が3,611万2,000円の減額で、普通徴収保険料が3,622万7,000円の増額、保険料全体で11万5,000円の増で、補正後の額が3億1,505万7,000円でございます。また、3款繰入金、1項、2目保険基盤安定繰入金が112万7,000円減額の1億1,874万1,000円でございます。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で91万2,000円減額の4億4,128万8,000円、3款保健事業費、1項、1目健康診査事業費を1,086万円減額し、1,256万4,000円に補正を行うものでございませう。

次に、議第11号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,129万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億8,501万6,000円とするもので、歳入の主なものは1款保険料、1項介護保険料490万4,000円を減額し、5億3,251万6,000円とするものでございませう。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、2,971万5,000円を減額し、5億6,961万8,000円とするもので、交付決定に応じて補正するものでございませう。2項国庫補助金は、1,273万7,000円を増額し、2億9,986万3,000円で交付決定による補正でございませう。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、3,049万6,000円を減額し、10億1,510万円に交付決定による補正でございませう。5款県支出金、1項県負担金は1,347万4,000円を減額し、5億509万7,000円に交付決定による補正でございませう。

います。7款繰入金、1項一般会計繰入金は、936万1,000円の減額で、5億1,634万7,000円とするものでございます。7款繰入金、2項基金繰入金は415万円を増額し、7,096万円とするもので、保険料の不足分として積立金を取り崩すものでございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費が計6,466万円を減額し、30億346万9,000円で決算を見込んだ補正でございます。5款地域支援事業費、1項介護予防事業費は203万8,000円を減額し、4,116万2,000円とするもので、デイサービス等の決算見込みによるものでございます。2項包括的支援事業・任意事業費は103万5,000円を減額し、3,308万3,000円とするものでございます。

次に、議第12号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,964万5,000円とするもので、歳入の主なものは、1款サービス収入、1項予防給付費収入は68万3,000円を減額し1,153万円とするもので、要支援認定1、2の方のケアプラン作成に対する給付費の補正でございます。

歳出は2款サービス事業費、1項、1目居宅介護支援事業費が80万3,000円を減額し、1,332万1,000円とするものでございます。

次に、議第13号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）の収益的収入及び支出でございますが、収入は1款水道事業収益を2,697万8,000円減額し、5億8,621万3,000円とするもので、その内訳は1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金を1,000万円減額するもので、これは有収水量の減少を実績に合わせて減額するものでございます。3目その他の営業収益1,697万8,000円の減額の主なものは、退職給与金1名分の一般会計よりの繰入金が異動のために減額となったことでございます。

支出は、1款水道事業費用を1,735万3,000円減額し、5億3,087万2,000円とするものでございます。内訳といたしまして、1項営業費用、4目総係費、6節退職給与金を1,735万3,000円減額しております。これは、当初予算に計上していた1名分の退職給与金の減額でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は1款207万9,000円減額し、3,092万2,000円とするものでございます。内訳は、2項工事負担金207万9,000円の減でございます。

支出は、1款資本的支出を1,420万6,000円減額し、3億6,260万4,000円とするものでございます。内訳は、一般改良費の減と負担金工事の減によるものでございます。

次に、議第14号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ205万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,242万6,000円とするもので、今回の補正は最終決算見込みによる補正でございます。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料、1項使用料は296万円の減額で、6億3,361万円でございます。8款市債、1項、1目公共下水道債270万円を減額し、3億570万円と

するものでございます。これは、県及び九州財務局より起債が認められなかったことによるものでございます。

歳出の主なものは、1款事業費、1項事業費を1,634万2,000円減額し、5億7,412万4,000円とするものでございます。主なものは13節委託料984万5,000円で、人吉浄水苑汚泥運搬処分業務委託料の減額でございます。2款公債費、1項公債費は、795万9,000円減額し、7億9,099万5,000円とするものでございます。減額の主なものは、2目利子の794万2,000円で、これは長期債利子の減額によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、人吉浄水苑等運転管理業務委託で、期間は平成22年度から平成25年度の4カ年で、限度額を4億5,393万円とし、日本ヘルス工業株式会社と随意契約の予定との説明がありました。次に、変更は、人吉浄水苑機械電気設備改築更新工事委託に係る債務負担行為の限度額の変更で、1億700万円を4,520万円に変更するものでございます。これは、議第31号で説明を受けた議決内容の一部変更についてでございます。

次に、地方債の補正は、公共下水道債の限度額を1億3,640万円から1億3,370万円に変更するものでございます。

なお、審査の過程で包括的民間委託を3年間行ってきた効果はあったのかとの質疑に、委託料の減と市が発注していたさまざまな委託手続きが不要となり、結果職員を1名減としたとの説明がっております。

以上、議第8号から議第14号まで、7件について慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第8号から議第14号の7件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号は原案可決確定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第21 議第15号及び日程第22 議第16号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第21、議第15号及び日程第22、議第16号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第21、議第15号平成22年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告します。

本件は、国民宿舎特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23万1,000円とするものであります。これは、歳入歳出ともに財政調整基金における運用利息または積立金に関する2万円の増減等であり、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第22、議第16号平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果を報告します。本件は、工業用地造成事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,305万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、1款、2項、1目財産運用収入の13万4,000円の減で、これは共栄精密株式会社の区画変更により梢山工業団地土地建物貸付収入が減少したことによるものであります。

歳出の主なものは、1款、2目梢山工業団地造成事業費、15節工事請負費の146万1,000円の減で、これは梢山工業団地Ⅰ区画整備工事の減によるものであります。なお、3款、1項、1目予備費に173万1,000円を増額し、補正後の総額を282万3,000円としております。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第15号及び議第16号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第15号、議第16号は原案可決確定いたしました。

日程第23 議第17号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第23、議第17号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 予算委員会に付託されました議第17号平成23年度人吉市一般会計予算のうち第1条歳入歳出予算のうち歳入（全款）、第2条地方債、第3条借入金、第4条歳出予算の流用について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ138億7,112万5,000円とするものです。平成23年度は主要一般財源の減収分を減債基金の繰入金で補っております。市税は、個人市民税が大幅に減収が見込まれております。また、固定資産税、たばこ税、都市計画税等も減収が見込まれておりますが、平成22年度当初予算に比較しまして、総額で約1億1,472万円の増額となっております。

委員から、法人市民税の事業者数の前年と今回の見込みはとの問いに、前年均等割1,239件、法人税割672件、今回均等割1,198件、法人税割654件である。国・県の子ども手当の負担がふえると市の負担もふえるのかとの問いに、市の負担はふえないとの答弁でした。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） 次に、総務文教委員長長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第23、議第17号平成23年度人吉市一般会計予算のうち、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について審査の結果を報告いたします。

歳出の主なものでございます。

1款、1項、1目議会費は2億3,668万6,000円で、前年度に比べ4,051万8,000円の増となっております。1節議員報酬は、5月以降18名で7,661万8,000円となりまして、昨年と比べ1,004万6,000円の減となっております。19節負担金・補助及び交付金が7,743万9,000円で、前年と比べ7,160万5,000円の増となっております。これは地方議員の年金制度廃止に伴う経過措置によるものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が8億3,774万3,000円で前年度に比べ2,956万1,000円の減で、これは水道事業特別会計繰出金の減額によるものであります。3節職員手当等は、4億453万8,000円を計上しております。主なものは、職員10名の退職手当2億3,476万1,000円、市長の退職手当2,049万6,000円であります。10節交際費180万円は、前年度に比べ20万円の減額であります。15節工事請負費75万6,000円は、防犯灯18基であります。19節補助金には、大畑地区公民館に施設整備補助金として200万円、人吉市民まちづくり応援事業に、これらに136万円があります。3目文書広報費6,606万4,000円は、前年度に比べ4,181万8,000円の減となっております。これは、庁内LAN行政情報システム、議会

中継システム機器などの購入の減によるものであります。13節委託料1,268万1,000円は、〇A機器保守、例規検索システム保守等があります。6目財産管理費5,853万6,000円は、前年度に比べ946万円の増で、主なものはP C B処理手数料、公用車購入費等でございます。13節委託料1,351万3,000円は、庁舎清掃委託料等でございます。7目企画費4,687万4,000円は、前年度に比べ1,938万3,000円の減となっております。これは、日野熊蔵氏初飛行100周年記念事業費分の減が主なものでございます。19節負担金・補助及び交付金4,372万5,000円の主なものは、人吉球磨広域行政組合、これは運営費、企画費ですが、4,334万9,000円であります。10目情報管理費9,044万1,000円は、前年度比2,246万9,000円の増となっております。第4次電算システム導入事業に伴うS E（システムエンジニア）常駐委託料等であります。14節使用料及び賃借料5,313万8,000円は、主に電算機器及びソフトウェアの〇A機器リース料であります。12目地域情報推進費471万2,000円は、高速インターネットサービス地上デジタル放送再送信サービス等を目的として整備した光ファイバー回線を維持管理するために新たに目を設定したものであります。4項選挙費、2目県議会議員選挙費1,225万1,000円を初めとし、3目市長・市議会議員選挙費2,425万6,000円、4目の藍田財産区議会議員選挙費、5目農業委員選挙費、6目県知事選挙費が計上されております。

9款、1項消防費、1目消防総務費3億9,576万2,000円は、前年度に比べ1,002万5,000円の減であります。これは、下球磨消防組合の減であります。19節負担金・補助及び交付金3億8,851万6,000円のうち3億8,730万8,000円は、下球磨消防組合負担金であります。2目非常備消防費が5,378万9,000円で、主なものは1節報酬に1,649万9,000円、これは512名の消防団員の報酬等であります。3目消防施設費2,617万3,000円は、防火水槽設置工事、また小型動力ポンプ購入費等であります。5目災害対策費444万6,000円は、前年度比917万6,000円の減額であります。これは、主に洪水マップ等、内水排除ポンプ等が設置されたことによるものであります。

審査の中で、財産管理費の中で廃棄物処理手数料は何を廃棄するのか。それから、地質調査、地質測量委託はどこなのか。電算システム管理S Eの委託は1年半なのか。防災訓練倒壊家屋とは、またそれは1回使用なのか。それからP C Bにかかわるもの、平成28年度までにこれは処理を行うことということで、主にトランスとかコンデンサー等があるということでございます。地質調査は、下青井町の食糧事協跡地、これは地盤沈下をしているようでございまして、そのものであります。それから、管理システムS E委託料は1年半ということであります。防災訓練倒壊家屋は、模擬家屋で1回使用ということであります。こういう質疑応答がありました。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は1億6,601万8,000円であります。主なものとしまして報酬3,288万4,000円の中に特別支援教育支援員16名分が2,112万円、A L T 2名分759万円などがあります。13節委託料424万6,000円は、全国学力状況調査採点委託料等で

あります。19節負担金・補助及び交付金224万8,000円は、私立学校助成として、学校法人赤山学園への補助が主なものであります。2項小学校費、1目学校管理費に1億823万8,000円を計上してあります。これは、小学校の光熱水費、各種検査手数料、委託料等であります。12節役務費585万4,000円は、TV放送の地上デジタル化に伴い、従来のアナログテレビを廃止するものなどであります。2目の教育振興費、13節委託料435万9,000円は、小学校2年生と5年生を対象とする知能検査委託料などであります。18節備品購入費777万円は、各小学校の教材備品等であります。20節扶助費1,390万3,000円は、要保護・準要保護児童就学援助費等であります。3項中学校費、この中で1目学校管理費は5,962万円であります。主なものは、1節の学校運営協議会委員等報酬に1,171万9,000円、13節委託料として浄化槽維持管理、また樹木の剪定等に617万円があります。2目教育振興費に2,877万4,000円を計上しております。主なものは、13節委託料に知能検査、学力検査等に404万8,000円、20節扶助費1,329万4,000円、これは要保護・準要保護等のものであります。4項、1目幼稚園費2,315万6,000円は、私立幼稚園就園奨励費交付金であります。5項、1目社会教育総務費は1億4,675万1,000円であります。主なものは、1節の年報酬費として社会教育員20名ほかへ407万2,000円などあります。2目公民館費に3,931万8,000円、その主なものは校区公民館長8名ほかへ1,193万7,000円、13節校区公民館事業委託料等に714万5,000円あります。3目図書館費は2,020万5,000円で、主なものは18節備品購入費として図書購入費475万円あります。4目文化振興費は743万9,000円、これは総合美展犬童球溪顕彰音楽祭などの経費でございます。5目文化財保護費2,169万4,000円は、人吉城跡保存整備事業、文化財保護等に要する経費でございます。6目カルチャーパレス費5,931万6,000円は、カルチャーパレスの維持管理等に要する経費であります。主なものは、11節需用費で電気料1,500万円などがございます。6項保健体育費は6,601万5,000円あります。主なものは、1目19節ひとよし春風マラソン実行委員会等へ補助金1,245万9,000円、2目、13節委託料として、体育施設指定管理料などに6,286万2,000円あります。7項、1目学校給食センター運営費は1億3,583万5,000円あります。主なものは、13節委託料8,000万2,000円のうち給食調理業務委託料が6,377万7,000円、給食配送委託料1,271万9,000円あります。

審査の中で、学力調査72万4,000円は何校分なのか。私立学校補助金100万円は、補助金検討委員会は廃止とし、予算は計上されてきているが、執行部の庁内協議はどうなっているのか。テレビは何台廃棄か、新たに購入をするのか。青少年育成市民会議は今後どうなっているのか。幸福人間講座の参加人員は、職員の動員はあったのかどうか。公民館活動の全体活動はどうなっているのか。プラネタリウムの専門職員は、また募集をしているのか、新年度自主事業はどうなっているのか、これはカルチャーでございます。校区体育祭委託料は決まっているのか。スポーツ大会補助金のあり方として剣道、弓道のみ補助金があるが、他の体協傘下の団体にはどうなっているのか。カルチャーパレス予算は一般会計に移行して

圧縮はされていないのか。ということでございまして、これらに対して、学力調査は10校分ということでございます。これは小学校、中学校。それから、私立学校補助金は、教委としては必要だと思っている。今までの経緯と反省も含めて考えて見直す必要があると思う。それから、テレビ廃棄は小学校が112台、中学校が31台ということでございます。新しく購入はしない、現有で十分対応できるということでございます。それから、青少年育成市民会議は全国組織もあり必要だと思う。これについては、市が直接やることも含めて協議を進めていきたい。幸福人間講座参加人員は、22年度で約400名程度であった、職員動員はしていない。公民館活動は、コミセン講座等にも関係するなど、そういうこともありまして、各校区の行事等が中心主体であるということでございました。それから、プラネタリウムなどの、いわゆる専門職員は募集をしたが該当者がいなかった。現在、5名の職員で対応をしている。新年度自主事業は4本予定をしている。校区体育祭委託料は、まだ決まってない。剣道、弓道連盟等へは大会補助金としているが、今後検討を行っていきたい。カルチャーパレス予算は、例年どおりであるなどなど、多くの意見と質疑応答がありまして、審査を進めました。

それから、12款、1項公債費、1目元金が12億4,130万5,000円で、前年度に比べますと8,861万4,000円の減。また、2目利子が2億4,088万2,000円で、前年度に比べ1,670万7,000円の減となっております。

14款予備費に6,488万円が計上されております。

以上、慎重に審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

そこで、付言をしておきたいと思います。補助金に関してでございますが、私立学校助成補助金を例としまして、補助金については補助金審査委員会から報告がされて、その結論と、それから原課といいますか、各部課ですか、そこらとの、また執行部との内部の調整が十分なされていないくらいがある。それから、補助団体との協議課題、そこらも残されている、そういうことが思われるので、人吉市補助金のあり方については、今後さらなる検証、協議、調整がなされるよう総務委員会として申し入れをしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中 哲議員。

○12番（田中 哲君）（登壇） 日程第23、議第17号平成23年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費の1節報酬の120万円は、新規事業で収納率アップのため国税OB1名を徴収アドバイザーとして月4回滞納・整理指導員として当たっていただくもので、県内では熊本市、山鹿市、錦町で取り入れているとの説明でございました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、前年度比4,319万2,000円増額の16

億5,762万1,000円であります。主なものは、1節報酬の953万5,000円は、社会福祉委員報酬99人分、民生委員推薦会委員11人分、女性福祉相談員報酬1人分、消費生活相談嘱託職員報酬4人分でございます。20節扶助費の205万円は、離職者で就労能力及び就労意欲があるものの住宅を喪失している者、喪失するおそれのある者に最長6カ月、単身世帯で2万6,200円、複数世帯で3万4,100円の住宅手当を支給する支援が主なものでございます。平成22年度実績が8人との説明がございました。28節繰出金、9億7,338万4,000円は、4件の特別会計への繰出金で、国民健康保険事業特別会計繰出金が2億9,175万1,000円、介護保険特別会計繰出金が5億3,606万5,000円、介護サービス事業特別会計繰出金が1,767万7,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金が1億2,789万1,000円でございます。2目心身障害者福祉費は、前年度比6,285万5,000円増の7億4,047万円で、主なものは13節委託料の4,206万6,000円で、これは人吉球磨地域療育センター事業（人吉社会福祉事業団）への委託料が891万9,000円。相談支援事業委託料1,714万7,000円は、相談事業所けやきホーム、相談支援センターうぐいす、地域生活支援センター翠の3カ所への事業委託料でございます。地域活動支援センター事業委託料1,350万円は、気軽に利用できる活動を通じ、社会的交流を図り、各種相談に応じる事業で、I型事業として地域生活支援センター翠、それにⅢ型の環境木製トレイ工房への委託料等が主なものでございます。20節扶助費の6億8,760万3,000円の主なものとして、障害者医療費等がございしますが、これは自立支援医療で障がいの軽減や身体機能の維持を目的に医療費の一部を市町村が負担するものでございます。3目老人福祉費は、地域密着型介護施設整備事業が平成22年度で完了したことに伴い、前年度比1億7,506万6,000円の大幅な減額により2,696万2,000円となったものでございます。主なものは、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報システムを貸与する緊急通報体制等整備事業委託料、また平成23年10月に開催されます「ねんりんピック熊本」の人吉市実行委員会補助金等であります。4目老人福祉施設費は、前年度比776万9,000円の減で1億3,245万円で、主なものは、養護老人ホームへの入所措置の委託料でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、前年度比318万5,000円減の5,370万7,000円で、その主なものは13節委託料、増田小児科あひるハウスで行う病児病後児保育事業や人吉球磨保育サポーター陽だまりの会に委託して行うつどいの広場委託事業、それに社会福祉協議会に委託して行うファミリーサポートセンター事業委託料等でございます。2目児童措置費は、前年度比1億8,013万5,000円増の21億9,838万3,000円でございます。主なものは、19節負担金・補助及び交付金の11億3,913万6,000円で、これは保育所運営費負担金で、市内12園と市外の広域入所保育園12園分でございます。20節扶助費10億5,924万7,000円の主なものは、子ども手当と児童扶養手当でございます。3目母子福祉費は、前年度比1,131万6,000円増の4,486万3,000円でございます。主なものは20節扶助費で、高等職業訓練促進費があり、これは母子家庭の母親が看護師、介護福祉士等の資格を習得するために養成機関で養成する間に促進費を支給するものでございます。3項生活保護費、

2目扶助費は前年度比5,465万円増の6億6,807万円でございます。これは、生活保護世帯、被保護者人員の増及び医療扶助費の伸びによるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、前年度比7,479万3,000円増の1億2,423万5,000円で、13節委託料で個別接種委託料が主なものでございます。3目保険センター費は、前年度比1,058万4,000円増の6,082万7,000円で、主なものは13節委託料の3,526万2,000円で、ヤング健康診査委託料、妊婦健康診査委託料等でございます。2項清掃費、1目清掃総務費は、前年度比7,914万5,000円増の12億1,263万1,000円でございます。19節負担金・補助及び交付金の11億7,870万3,000円で、人吉球磨広域行政組合（し尿ごみ処理施設及び葬斎場）負担金及び浄化槽設置整備事業補助金等が主なものでございます。

5款労働費、1項労働諸費、3目シルバー人材センター費は前年度比18万円減額の1,423万円で、これはシルバー人材センターへの補助金でございます。

審査の過程で委員から、補助金審査委員会で評価結果が原則交付すべきでないとは判断された3団体について、当初予算にどのように反映されているかとの質疑に、保育所職員研修費補助金については市の事業として行うべきで、報償費45万円、会場使用料が25万円を計上している。食生活改善推進協議会補助金は、委託料として30万3,000円計上し、事業ごとに契約し実施するとの説明がっております。衛生委員連合会補助金については、特別会計を持って自立可能との評価結果で、予算措置をしていないとの説明がございました。また子宮頸がんワクチンが足りないとのことであるが、現在高校1年生が4月以降もできるのかとの質疑に、現在高校1年生が2年生になっても23年度は対象とする。また、人数を把握してきちんと予算措置をするとの説明がっております。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇） 日程第23、議第17号人吉市一般会計予算の歳出のうち、経済建設委員会に付託されました5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費について審査の結果を報告します。

まず、5款労働費は総額1億5,998万8,000円で、前年度比329万6,000円の増であります。そのうち本委員会付託分は、1項、3目を除く1億4,575万8,000円であります。主なものは、1項、4目地域雇用創出推進費のうち、ふるさと雇用再生特別交付金事業委託料及び緊急雇用創出事業委託料、合計1億3,924万7,000円であります。なお、ふるさと雇用再生特別交付金事業は8件で、予定雇用人数21名、緊急雇用創出基金事業は10件で、予定雇用人数は102名であります。

次に、6款農林水産業費は総額3億6,774万9,000円で、前年比8,226万8,000円の増であります。主なものは、1項、3目、19節負担金・補助及び交付金のうち、人吉市農業活性化対策事業補助金900万円、同じく経営体育成交付金404万4,000円であります。また、2項、2目林業振興費、19節負担金・補助及び交付金のうち、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金6,201万5,000円は、農事組合法人「人吉きのこ生産組合」のキクラゲ栽培事業に対する補助金であります。資料として当該組合の定款、組合員名簿等の提出を受けた上で審査を行っておりますので、多少詳しく御報告いたします。まず、事業主体は農事組合法人人吉きのこ生産組合であります。事業内容は、キクラゲ栽培事業に関するキクラゲ栽培棟の建設及び栽培棚並びに付帯設備一式であります。内容は、栽培棟が大きさ間口7.5メートル、長さ18.0メートル、構造パイプハウス、シート二重張り、遮光断熱用シートを使用します。合計28棟、総事業費4,834万6,000円。その他、栽培棚が高さ2.0メートル、幅3.0メートル、奥行き0.15メートルの大きさでありまして、菌床設置可能段数7段であります。使用段数は6段、高さ162センチであります。2個1組14セット、3個1組2セット、合計16セット、34個。予定菌床設置数は2.5キログラム菌床のものを1個当たり14個掛ける6段として84個、2個組の場合84掛け2掛け14セット2,352個、3個組みの場合84掛け3掛け2セット504個、合計2,852個であります。その他、加湿器1棟につき2機、給水施設、送風機1棟につき2機、付帯工事は防水シート敷き込みのシラス敷ならし、電気工事等で、総事業費3,305万1,000円。総事業費合計8,139万7,000円であります。総事業費に占める負担割合については、総事業費8,139万7,000円のうち国が50%の3,876万円、県が5%の387万5,000円、市が25%の1,938万円、自己負担が20%の1,938万2,000円であります。審査の中で委員から、1、この補助金は今回限りのものであるか。2、事業についての広報、呼びかけはしたのか。3、組合員として非農家の人が加入しているが、その根拠と法的裏づけは。4、ハウスの建設はだれがするのか等の質問があり、1につきましては緑の産業再生プロジェクト促進事業は平成21年度から23年度までの基金事業で、今回が最終年である。ただし、その後については要望があれば県と協議を進めていく。2については、市長のかがやきトークや農家振興組合長会議で説明をし、さらに要望があったところは説明をした。3については、組合員の資格については定款の第8条に定められており、非農家の人は第4項の資格に該当する。また、農業協同組合法に基づいて設立された農事組合法人の員外従事者の人数制限の条件も満たしている。4については、主体者である組合が入札を行うが、市でも指導を行うとの回答でありました。

次に、7款商工費は総額4億1,710万8,000円で、前年比967万3,000円の減であります。主なものは、1項、3目観光費、19節負担金・補助及び交付金のうち、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金900万円であります。昨年度の甲冑購入代300万円分が減額となっております。なお、鹿目の滝まつり等の「祭り」に対する補助のあり方について、

委員からしっかりとした検証をすべきとの意見が出され、執行部から、今後は祭りに対する補助のあり方を検討するとの答弁でありました。

次に、8款土木費は7億7,630万6,000円で、「前年比3億3,632万3,000円」の減であります。骨格予算でありますので、主なものは3項、1目住宅管理費、13節委託料のうち、市営住宅長寿命化計画策定委託料として1,008万6,000円、3項、2目住宅建設費、15節工事請負費は、立野団地外壁改修工事ほかとして3,169万9,000円、4項、2目公園管理費、13節委託料のうち都市公園施設長寿命化計画策定委託料として1,104万6,000円を計上しております。

最後に11款災害復旧費は、総額27万1,000円を計上しております。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

申しわけありません。訂正をお願いいたします。8款土木費についてでございますが、「前年比3億3,632万3,000円」と発言したそうでございますが、実際は「前年比2億3,632万3,000円」でございます。訂正をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（**簗毛正勝君**） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（**立山勝徳君**） 総務文教委員長のほうに1点だけお尋ねをしたいんですが、予算書は37ページであります。議会費ですからちょっと聞きづらいところもあるんですが、もし審議をされておればということでお尋ねをします。

19節の下から4番目、市議会議員共済会給付費負担金7,203万円ということですが、この予算委員会の中でたしか議員年金の打ち切りに伴う自治体の負担金分の経過措置だということの説明があったと思うんですが、その内容が実はよく私にはわかりませんでしたので、もしこのところを議論がされておるならばお尋ねをしておきたいと思います。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（**簗毛正勝君**） 18番。下田代勝議員。

○18番（**下田代勝君**） 御質問にお答えをいたします。これは、今、お尋ねになったように、共済負担金、この増でございますが、これは地方議会議員の年金制度が6月1日をもって廃止になる予定であるようでございます。そうしますと、制度廃止に伴いまして、経過措置として給付に要する財源、これは地方公共団体が公費で負担をするということになっているようでございまして、そういうことでございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（**簗毛正勝君**） 14番。立山勝徳議員。

○14番（**立山勝徳君**） そのところがよくわからないんですが、給付に関するということですから、6月以降は給付はない、原則は給付がないということになります。ですから、この7,200万円というのは、既に給付を受けている人たちに対する経過措置という意味なのか、

そこのところがよくわからなかったんですが、その点についてお尋ねをします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君） この問題は、先ほど申しあげましたように制度ということでございますので、そこらまで突っ込んだ審議はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第17号、平成23年度人吉市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

この予算案の中には、農林水産業費に川辺川総合土地改良事業組合負担金が含まれており、これに反対するものです。農水省は、既設導水路活用案とも呼べる農水省新案を進める上で水利権の問題があり、人吉市と相良村と土地改良区の総代会の特別決議が必要との条件を示しています。しかし、柳瀬西溝掛農家代表と飛行場用水路掛農家代表は、昨年11月15日に6市町村長会あてに要望書を提出しており、利水事業不参加の意志は固いことを改めて表明し、身の丈にあった事業を要求しています。関係6市町村長は、農水省新案の理解を求めするために、1月21日と2月28日に川辺川利水事業に関する説明会及び意見交換会を相良村総合体育館で開催しています。1月22日と3月2日の人吉新聞を見てみますと、いずれの日もこの案に反対する意見が出たことがわかります。もはや農水省新案では農家の合意も、水利権の特別決議も問えないことは明らかだと思います。さらに説明会への参加は、1割にまで低下しています。6市町村長が農水省新案に固執しているあまり、事態が硬直状態に陥り、農家にはあきらめムードが漂っていることが推測できます。

このような状況の中、6市町村長は既存水路の改修など地元農家の実状に合った身の丈に合う利水事業へと方向転換すべきだと思います。そのためにも川辺川総合土地改良事業組合は即刻解散すべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（簗毛正勝君） 以上で、討論を終了します。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。議第17号について、各委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（簗毛正勝君） 起立多数であります。

よって、議第17号は原案可決確定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後2時16分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。再開が大変おくれて申しわけございませんでした。

日程第24 議第18号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第24、議第18号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第24、議第18号平成23年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算について、審議の結果を報告いたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ288万1,000円でございます。

歳入の主なものは、1款財産収入、1目基金運用利息287万6,000円でございます。

歳出では、1款基金費の288万円を積み立てるものでございます。

2款事業費、1款、1目鉄道経営対策事業費1,000円は、存目でございます。

審査の結果、異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第18号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第18号は原案可決確定いたしました。

日程第25 議第19号から日程第30 議第24号まで

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第25、議第19号から日程第30、議第24号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中 哲議員。

○12番（田中 哲君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第25、議第19号から日程

第30、議第24号までの6件について、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第19号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億7,916万円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税が一般被保険者、退職被保険者の医療分、後期高齢者支援分、介護納付分合わせて前年度比1億2,492万1,000円減の8億8,444万円でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金が前年度比5,305万円減額の8億6,402万円でございます。2項国庫補助金が前年度比6,480万2,000円減の2億6,082万2,000円でございます。4款県支出金、1項県負担金が前年度比258万1,000円増の2,679万2,000円でございます。2項県補助金が前年度比1,770万3,000円減の1億7,737万円でございます。5款、1項療養給付費等交付金は、前年度比3,845万1,000円減の1億9,908万4,000円でございます。6款、1項前期高齢者交付金が前年度比1億9,886万4,000円増の10億5,663万3,000円でございます。7款、1項共同事業交付金が前年度比7,442万円増の6億6,398万7,000円でございます。9款繰入金、1項他会計繰入金が前年度比1,047万6,000円減の2億9,175万1,000円でございます。2項基金繰入金が前年度比5,000万円増の2億円でございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、前年度比918万3,000円減で6,037万円でございます。これは、国保担当職員8名（昨年度比1名減）が主なものでございます。2目連合会負担金は、前年度比921万5,000円減の6,224万2,000円でございます。2款保険給付費、1項療養諸費が一般被保険者、退職被保険者、それに審査支払手数料合わせて前年度比557万2,000円減の28億9,144万1,000円でございます。2項高額療養費が一般被保険者、退職被保険者合わせて前年度比2,293万5,000円増の3億6,956万6,000円。3項出産育児諸費が前年同額の2,690万1,000円で、出産育児一時金64人分の計上でございます。4項葬祭費200万円で、100件分の計上でございます。3款、1項後期高齢者支援金等が前年度比2,652万円増の4億6,933万7,000円でございます。6款、1項介護納付金が前年度比1,225万円増の2億2,517万7,000円でございます。7款、1項共同事業拠出金が前年度比4,226万8,000円増の6億6,541万円でございます。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、前年度比321万6,000円増の3,267万1,000円で、これは生活習慣病の前の段階でありますメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び保健指導に要する経費でございます。8款、2項、1目保健衛生普及費は、前年度比53万円減額で1,460万4,000円でございます。年6回予定している医療費通知の郵送料などが主なものでございます。

審査の過程で委員から、国保の財政運営が厳しくなる中、市全体で急激な税負担とならないような施策に取り組む必要があるのではないかといった意見がございました。また、出産育児一時金について、国の動向、それに対する対応と条例改正はとの質疑に、23年度は国の補助が2分の1から4分の1となり、2万円が1万円となる。条例改正は国の改正

を待ってから行う方針との説明がっております。

次に、議第20号平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,777万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款、1項後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分合わせて前年度比1,741万7,000円増の3億3,235万9,000円でございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金が前年度比341万3,000円増額の1億2,789万円でございます。5款諸収入、4項受託事業収入は、前年度比360万1,000円増の2,701万9,000円でございます。

歳出の主なものは、2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金が前年度比2,107万8,000円増の4億5,589万1,000円でございます。3款、1項健康診査事業費は、360万1,000円増額の2,702万円で、これは保健センターを通じて行う後期高齢者の健康診査に係る経費でございます。

次に、議第21号平成23年度人吉市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億3,544万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款保険料、1項介護保険料が特別徴収と普通徴収等を合わせまして前年度比100万1,000円増の5億3,842万1,000円でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金が前年度比3,510万1,000円増の6億504万2,000円でございます。2項国庫補助金は、調整金及び地域支援事業に対する交付金合わせまして前年度比1,798万4,000円増の3億2,651万3,000円でございます。4款、1項支払基金交付金が前年度比5,659万円増の10億5,145万5,000円でございます。5款県支出金、1項県負担金が前年度比2,575万2,000円増の5億2,024万3,000円でございます。2項県補助金は、前年度比81万8,000円増の1,212万1,000円でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金は、介護保険給付及び地域支援事業に合わせまして前年度比2,917万5,000円増の5億3,606万5,000円でございます。2項基金繰入金は、前年度比3,005万1,000円増の4,273万6,000円でございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定された方を対象としたサービスに係る費用で、前年度比1億8,148万7,000円増の30億9,814万1,000円でございます。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2と認定された方を対象としたサービスに係る経費で、前年度比429万9,000円減の1億2,256万4,000円とするものでございます。3項高額介護サービス等費が前年度比1,005万円増の8,972万6,000円でございます。5項特定入所者介護サービス等費が前年同額の1億4,841万7,000円でございます。5款地域支援事業費、1項介護予防事業費が特定高齢者及び一般高齢者施策事業費が前年度比192万9,000円増の4,511万2,000円でございます。2項包括的支援事業・任意事業合わせて前年度比322万3,000円増の3,411万9,000円でございます。

次に、議第22号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,927万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1 款サービス収入、1 項予防給付費収入が前年度比61万6,000円減の1,159万7,000円でございます。2 款繰入金、1 項他会計繰入金は、前年度比52万円増額の1,767万7,000円でございます。

歳出の主なものは、1 款総務費、1 項施設管理費は、前年度比33万5,000円増額の1,552万5,000円でございます。これは、介護予防職員の給料と経常的経費が主なものでございます。2 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費が前年度比43万1,000円減の1,364万9,000円でございます。これは、ケアプラン作成を行う事業者への委託料等でございます。

次に、議第23号平成23年度人吉市水道事業特別会計予算は、収益的収入及び支出におきまして、収入は1 款水道事業収益が前年度比5,678万9,000円減の5 億5,640万2,000円とするものでございます。内訳としましては、1 項営業収益に5 億5,602万1,000円、1 目給水収益の5 億2,496万7,000円とし、水道料金を前年度比1,263万3,000円の減とするものでございます。3 目その他の営業収益が、前年度比4,338万3,000円減の2,893万8,000円とするものでございます。支出は、1 款水道事業費用が前年度比7,372万円減の4 億8,130万4,000円とするものでございます。主な内訳としては、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費が前年度比124万2,000円減の3,212万6,000円、2 目配水及び給水費が前年度比1,337万5,000円減額の6,995万3,000円、4 目総掛費が前年度比5,365万6,000円減の1 億4,658万5,000円を計上してございます。

資本的収入及び支出でございますが、収入は1 款資本的収入が前年度比980万円増の4,280万1,000円で、1 項、1 目企業債が前年度比1,000万円増の4,000万円、2 項、1 目工事負担金が前年度比20万円減額の280万円等でございます。支出は、1 款資本的支出が前年度比4,509万5,000円減の2 億5,886万9,000円でございます。主な内訳は、1 項建設改良費、1 目構築物費が前年度比4,485万4,000円の減額の1 億7,518万7,000円で、3 節起債対象工事では、下漆田町ほか2 カ所の送配水管改良工事を予定してございます。2 目機械及び装置費は、前年度比99万3,000円増の992万5,000円で、これは量水器の取り付け等でございます。3 目営業設備費は前年度比281万8,000円増の503万9,000円で、これはマッピングシステム再構築に際してのハードウェア等の経費でございます。2 項、1 目企業債償還金は前年度比405万2,000円減の6,671万8,000円とするものでございます。

審査の過程で委員から、マッピングシステムに問題があったとのことだがどのようなことか、また検証はされたのか、導入した効果はあったのか、運用のあり方について水道決算のときに報告がなかった、説明不足ではないかとの質疑等があり、導入の効果はあったが、利用頻度が少なかった。若手による検討作業部会を立ち上げ検討する中で、なかなかデータの修正・整理が進まなかった。また、他市と比べて古いシステムということもあったとの説明を受けたところでございます。委員会としましては、マッピングシステムの運用に対して十分な説明をするように申し入れたところでございます。

次に、議第24号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,093万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料、1項使用料は、下水道使用料と行政財産使用料で前年度比573万3,000円減の6億3,083万7,000円でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金は公共下水道補助金で、前年度比360万円減の1億1,045万円でございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金は、前年度比1億2,000万円減額の1億7,000万円でございます。6款、1項、1目繰越金は前年度比1,200万円減の3,100万円で、前年度からの繰越金でございます。8款、1項市債、1目公共下水道債は、前年度費2,240万円減の2億7,590万円でございます。

歳出でございますが、1款、1項、1目事業費は、前年度比1,355万2,000円減の3億1,407万5,000円でございます。主なものでは、13節委託料で下水道長寿命化計画策定委託料、人吉浄水苑機械電気設備改築更新工事委託料等が1億8,326万2,000円、15節工事請負費が7,200万円、これは管渠築造工事、マンホールふた更新工事、汚水柵設置工事等でございます。2目維持管理費は、前年度比780万2,000円増の2億6,136万5,000円でございます。主なものでは、13節委託料で人吉浄水苑等運転管理委託料、人吉浄水苑汚泥運搬処分委託料、下水道使用料徴収委託料等でございます。

第2条債務負担行為、人吉市水洗便所等改造資金融資幹旋及び助成金条例に基づくものとして、金融機関から市が融資をあっせんして水洗便所等工事資金を借り受けた者及びその連帯保証人の債務不履行による損失補償と、水洗便所等改造資金利子補給金について、期間と限度額を定めるものでございます。人吉浄水苑機械電気設備改築更新工事委託は、浄水苑第2期改築事業の一つで、単年度で完了しないことから期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条地方債は、起債の目的を公共下水道債と資本費平準化債、それに下水道事業債の特別措置分として、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

審査の過程で委員の中から、下水道長寿命化計画とはとの質疑に、古い管渠は劣化、老朽化が進んできており、事故を未然に防ぐために下水道の維持管理・改修計画を立てていくこととの説明がっております。

以上、議第19号から議第24号までの6件について、慎重審議の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（箕毛正勝君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第19号から議第24号までの6件について、

厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号は原案可決確定いたしました。

日程第31 議第25号及び日程第32 議第26号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第31、議第25号及び日程第32、議第26号までの2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第31、議第25号平成23年度人吉市国民宿舎特別会計予算について、審査の結果を報告します。

国民宿舎特別会計は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185万2,000円とするものであります。歳入の主なものは、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金163万9,000円であります。歳出の主なものは、1項施設管理費、1目一般管理費、18節備品購入費156万5,000円であります。これは、地デジ対応テレビを購入するものでありまして、内訳は26型テレビを客室用に19台、事務室に1台、40型テレビを食堂用とラウンジ用に各1台、ラックを含め合計22台分であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第32、議第26号平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算について、審査の結果を報告します。工業用地造成事業特別会計予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ258万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款、1項財産運用収入、1目財産運用収入、1梢山工業団地土地建物貸付収入57万6,000円であります。これは、共栄精密株式会社に対するIの2区画貸付による年間貸付料収入であります。また、3款、1項繰越金、1目前年度繰越金200万円は、前年度繰越金であります。

歳出の主なものは、1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費、15節工事請負費143万8,000円は、中核工業用地水路フェンス設置工事代金であります。なお、3款、1項予備費、1目予備費に113万9,000円充当いたしております。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第25号及び議第26号の2件について、経

済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第25号、議第26号は原案可決確定いたしました。

日程第33 議第36号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第33、議第36号を議題といたします。

お諮りいたします。議第36号は選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第36号は選任同意することに決しました。

日程第34 議第37号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第34、議第37号を議題といたします。

お諮りいたします。議第37号は選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第37号は選任同意することに決しました。

日程第35 議第38号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第35、議第38号を議題といたします。

お諮りいたします。議第38号は選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議第38号は選任同意することに決しました。

日程第36 陳第30号

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第36、陳第30号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第36、陳第30号多目的運動広場建設に関する陳情について、審査の結果を報告いたします。

本陳情は、これまで幾度となく要望されてきました陳情で、継続をして審査がなされて

きた案件であります。現在、高齢者スポーツでは、グラウンドゴルフが年々隆盛を見ておりまして、人吉市でも競技人口は一説に1,000名に及ぶと言われております。教育委員会においても、まちづくりの重要施策の一つとしており、人吉市総合計画基本計画に位置づけができるために、現在企画部門と協議中とのことであります。

審査の中で、人吉市のまちづくり、人吉市のスポーツ振興のために総合運動公園の見地からも計画的に早期に着手していくこと、こういうふうな一致した意見がありまして、全員異議なく採択することに決しました。

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。お諮りいたします。陳第30号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第30号は採択することに決しました。

日程第37 球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員長報告

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第37、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員長報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇） 皆さん、お疲れさまです。日程第37、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の報告をいたします。今期最後となりますので、これまでの経過、審査内容等につきまして、総括的に御報告いたします。

まず、本特別委員会は、球磨川水系の治水対策と防災対策に関する諸問題の調査を目的として平成21年6月議会に設置され、今定例会を含めると、現地調査を含め計13回の委員会を開催しております。

本特別委員会の審議を進める中で、重点的に審議を行ってきた項目は次の三つでございます。まず、ダムによらない治水を検討する場について、次に、人吉市洪水ハザードマップについて、最後に、御溝川を含む県管理河川の治水対策についてでございます。

まず、「ダムによらない治水を検討する場について」でございますが、当時、国土交通省及び熊本県の働きかけにより、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について極限まで検討し、地域の安全に責任を負う者の間で認識を共有しようということで、流域市町村を含めたところでのダムによらない治水を検討する場が設置され、活発な議論が進められてきました。議論の中では、人吉地点での治水対策も盛り込まれていることから、一度

その内容を把握すべきではないか、また、専門的な部分も多く誤解や間違いがあってはならないということから、国土交通省及び熊本県においていただき、会議の概要について詳細に説明をいただいたところです。本特別委員会では、検討する場において示された治水対策に対しさまざまな質疑・意見等がありましたので、質問事項として10項目にまとめ、後日、国土交通省八代河川国道事務所におきまして熊本県も同席する形で意見交換会を行ったところです。

次に、「人吉市洪水ハザードマップについて」でございます。ハザードマップ（災害避難地図）とは、住民みずからが住む地域の水害に対する危険度を知っていただくとともに、災害時にみずから避難活動を行うために必要な情報を提供することを目的として作成されたものです。今回は前回（平成18年度）作成されたハザードマップを基本としながら、球磨川を中心とした全体図に県管理の13河川の浸水想定区域を追加し作成されたもので、平成22年6月に市内全戸に配布されております。本特別委員会も作成段階において執行部から概要説明を受け、住民の方々からの意見・要望を検証し、特に市内において浸水常襲区域でもある御溝川流域など7カ所の現地視察を行いました。

最後に、「御溝川を含む県管理河川の治水対策について」でございますが、本特別委員会では、設置当初からたびたび浸水被害が起きている御溝川を重点に絞って議論してはどうかとの意見が出ておりました。そこで、執行部及び熊本県から第二次放水路計画を初め、御溝川河川懇談会から提案された四つの氾濫防止のための軽減策、また御溝川二次放水路検討会から出されました分水案について説明を受けました。さらに、県事業においてこれまで取り組んできた改修の経過、また、これからの改修の方針・方向性といったことについても詳細に説明を受け、さまざまな角度から検証してまいりました。熊本県におかれても、事業を取り巻くさまざまな課題がある中、局部改良、新たな放水路の検討など随時取り組んではおられるものの、毎年のように浸水被害を受けている地域の方から抜本的解決を望む声が年々高まっています。

このようなことから、本特別委員会として何か行動を起こすべきではという意見が多く出され、河川管理者である熊本県に対し早急な治水対策を求める要望を行うことを決定し、先月2月25日に球磨地域振興局におきまして、溝口幸治熊本県議会議員同席のもと、「御溝川をはじめ熊本県管理河川における治水対策の早期実現についての要望」を行ったところです。

主な内容としましては、次の四つについて治水対策の早期実現を求めました。①二次放水路建設事業の早期実現。②御溝川の浸水被害箇所の新たな工法を含めた治水対策の継続。③出水川、福川といった水害常襲区間における早急な治水対策。④県管理河川における球磨川水系の総合的治水対策の中で安全性を高めること。

これに対し熊本県からは、球磨川水系の治水の問題は県としても最大の懸案事項であり、

課題であると認識している。抜本的な対策というのは順調にいても多少時間がかかるので、短期的に効果のある事業について現在具体的に検討を進めている。一日も早い解決に向け、人吉市または議員とも強力に連携し、予算についても精一杯努力していきたいといった内容の回答をいただいたところです。

以上、これまで皆さんに御報告してまいりましたことなどを含めまして、総括的に申し述べさせていただきます。

最後に、本特別委員会としましては、この3月定例会をもって実質審議は終了します。設置当初から審議を行ってきました「ダムによらない治水を検討する場」につきましては、第8回の会議において球磨川水系における治水対策の基本的な考え方が示され、治水安全度・地域防災力を向上させるために直ちに実施する対策及び引き続き検討する対策について説明がっておりますが、年次計画や予算規模といったことが明確に示されておられませんし、次回の検討する場の開催時期も未定であります。このおくれが水源地域である、特に五木村の生活再建をも遅滞させていることに対し、受益地として責任の一端を担う者として看過できないため、水源地域の振興を国に強く求める意見書を後ほど提出することにしております。

また、御溝川を含む県管理河川の治水対策につきましては、事業を取り巻くさまざまな課題が山積している現状ではありますが、事業主体であります熊本県に治水対策の早期実現を要望いたしましたので、地域の悲願であります御溝川の抜本的治水対策が早急に講じられることを期待するところであります。なお、この件に関しましても、後ほど治水対策の早期実現を求める意見書の提出をさせていただきますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の報告をさせていただきます。

終わります。

○議長（**簗毛正勝君**） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告は、終了いたしました。

日程第38 公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

○議長（**簗毛正勝君**） 次に、日程第38、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（**立山勝徳君**）（登壇） 公益的施設の適正配置に関する特別委員会の今期の最終報告をいたします。少し長くなりますけれども、よろしく願いをいたしたいと思っております。

本委員会は、平成21年6月定例会の最終日に設置され、9名の委員をもって計16回の特別委員会を開催いたしました。まず、第2回の会議で改めて公益的施設の定義を確認した上で、本特別委員会の審議事項を協議いたしました。1点目に当初の喫緊の課題であった人吉総合病院の移転建設問題、2点目にその他の施設の利活用問題などを想定していましたが、会を進める中で、旧中津留美術館跡地の問題、遊休資産である普通財産の売却の問題が浮上り、結果的には、人吉総合病院の移転問題、遊休財産の処分、そして旧中津留美術館の跡地利用の3点に絞って審議を行なってまいりました。

まず、市民生活に大きく関連する「人吉総合病院の移転問題」ですが、外来棟で築後40年、入院棟が築後30年経過し、老朽化、耐震化への対応が災害拠点病院として求められており、現地建てかえでは敷地面積等の問題や技術的に難しいということもあって、移転建設という計画が立てられておりました。市としても移転問題については全面的に支援するという立場から、総合病院等人吉市土地利用対策会議を立ち上げ、時間的な制約の中で最終的には市有地である鬼木町の梢山工業団地、西間下町の市役所別館周辺、相良町・宝来町の人吉球磨能力開発センター周辺の3カ所を候補地として選定したことが報告されました。この時期、人吉総合病院は年金・健康保険福祉施設整理機構（略称）R F Oの管理下にあり、R F Oの設置期限と医療施設耐震化臨時特例交付金の条件から、平成22年10月をめどに移転候補地を決定しなければならないという厳しい状況がありました。最終候補地の絞り込みについては、選定方法として3候補地の概算事業費を試算し、それを比較検討し、評価する方法をとりました。それぞれ補助金等の返還の問題、既存施設の移転の問題、喪失する機能の代替の問題等々が存在し、評価の結論としては3候補地とも社会インフラは完備しているため、総合病院側の諸条件、利用者や市民への影響、市にとってのデメリットなどで判断するのが決め手になったわけではありますが、市側としては、マイナスポイントが最も小さい梢山工業団地が一番望ましいとの結論であったことが報告されました。

しかしながら、平成22年8月に誕生した民主党政権によって、売却方針が決まっていた全国の社会保険病院53カ所がR F Oにかわる新機構を設立して公営で維持する方針が固められ、国の医療政策の方向転換により、しばらく移転候補地の選定等については保留したいという病院側の意向を受け、本委員会としてもその後の推移を見守ることになりました。この間、人吉総合病院では、工事費の見積り、建てかえについての患者の意向調査の実施、既存施設や跡地利用など総合的に検討され、最終的には、全社連の意向もあり現地建てかえということが決定されました。その理由として、現健康管理センターを残したまま、耐震化臨時交付金を受けるためには、現在地に建てかえる以外には選択肢はなく、リスクはあるものの現在地建てかえを決断せざるを得なかったというものであります。

現地建てかえ決定後、平成22年3月3日付で人吉総合病院現地建てかえに伴う要望書が市と市議会に提出をされました。要望事項として、建てかえ工事期間中の駐車場確保の問

題と新病院へのアクセス道路となる市道新町灰久保線の道路幅員についてであり、この二つの要望については、その後も現地調査も実施するなど継続して審議をしてまいりました。昨年9月の定例会では設計委託会社が決定し、基本設計を8月に終了し、実施設計も11月末に完了予定とするという報告がっております。委員会としては、周辺に存在する井戸や温泉への影響を初め、病院自体が高層建築になることから、地元住民に不安が生じないように配慮されるよう要望いたしました。

その後、10月18日に開催した第12回の本委員会で、総合病院の建てかえについて全体像が明らかになりました。工期は平成23年1月に着工し、平成25年7月までとなっております。詳細については、12月議会で報告しておりますので、ここでは割愛をいたします。懸案であった地元説明会についても、昨年10月21日に開催されたという報告を受けました。

最新の状況ですが、本年1月24日に健康管理センター西側の駐車場において、最初の建てかえ工事である仮設診療棟建設工事に着手。この工事の開始に伴い、病院利用者の60台分の駐車場が消滅することになり、この駐車機能の代替については、第一中学校テニスコート北側の市有地を借りて対応されております。今年7月に仮設診療棟と健康管理センターの改修が完成すれば、現在の管理診療機能をそちらに移転し、本館である管理診療棟の解体工事に入ることになり、南側及び東側駐車場の一部が利用できなくなり、さらに60台分の駐車機能が消滅するということとなります。現在、病院では周辺に新たな駐車場を確保する準備を進められているということですが、それが不調に終われば建てかえ期間中は利用者駐車場、職員駐車場ともに不足することになりますので、球磨地域振興局内の駐車スペースについても検討がなされています。

次に、市道新町灰久保線の道路拡幅問題ですが、東校区の市政懇談会においても要望が出されたということですが、総合病院には、市では用地買収や家屋補償を行って市道拡幅を行うことはない。拡幅用地の提供があった場合は拡幅を検討することができるという市側の原則は伝えており、理解をいただいているとのことでもあります。また、南側の都市計画道路麓矢黒線と北側の市道新町灰久保線を結び、南北を縦断する病院内通路が6m幅で整備されることが決定し、取りつけ等について市関係課との協議、バス路線等について産交バスとの協議が開始され、今後も全体的な交通計画の中で協議を継続していくという状況であります。

最後に、国の動きですが、地域医療機能推進機構法案の廃案を受け、R F Oの設置期限を平成24年9月30日まで延長しましたが、その後、厚生労働省は社会保険病院及び厚生年金病院に関するアンケートを病院所在地の各自治体を実施しており、市でも地域医療の状況や病院譲渡についての考え方が問われたとのことでもあります。その後、厚生労働省から市に対し聞き取りをしたいという打診がありましたが、現在まで実施されていないということでもあります。

以上のように、この人吉総合病院の問題は、移転新築の計画から現地建てかえ決定に至るまで、政権交代による国の医療政策の方針転換等を注視しながら、集中審議をしてまいりました。紆余曲折を経て現地建てかえという選択がなされたわけですが、当初の移転理由から顧みても、完成予定の平成25年7月まで多くの課題が想定されますし、市並びに市議会に要望があった市道の拡幅問題、さらに駐車場問題も残されておりますので、今後も引き続き市の関与が必要であることを確認いたしました。

大きな項目の2点目として、平22年3月定例会からは「市における普通財産の取り扱い」についても審査を行ってきました。まず市の普通財産の状況ですが、宅地、田、畑、山林、墓地・雑種地、池沼、鉱泉地など、合計83筆、9万802.14平米ということになります。いずれも、公表をして売買するのが基本方針ということですが、初めての市有地の公売であるので、まず市で土地の測量を行い、鑑定を行った上、売却の諸条件についてはその後に検討するとのことでありました。平成22年9月1日には、まず売却を想定している市有地4カ所についての現地調査を行い、その後の審議で公売手続きの進捗などについて審議を行ってまいりました。具体的な場所と内容ですが、一つ目は二日町52番1の宅地278.74平方メートルです。二つ目は、願成寺町字杉園398番の宅地995.08平方メートルであります。ここは、元広域行政組合跡地であり、現在では建物を解体し更地となっております。当該地に既設する消防団詰所敷を分離し、里道をみなし道路とするための分筆登記、土地価格の鑑定、人吉市用地等価格評価審議会における売却価格協議を終えたということで、今後、地元説明会等を経て一般競争入札にかけるということでもあります。三つ目は、下青井町字下青井田388番3の宅地200.37平方メートルですが、産交バス人吉営業所の道向かいにあり、地盤の問題から23年度予算に地質調査委託料を計上し、売却の可能性を図るということでもあります。四つ目は、東間上町字今見堂にある3606番5、宅地376.05平方メートル、3607番3、宅地11.09平方メートル、3610番1、宅地432.07平方メートルです。一部が消防団詰所になっているものの、宅地部分、道路部分などの境界があいまいでありますので、23年度当初予算に測量業務委託料を計上し、その後売却について検討するとの説明を受けております。

審査の中では、入札保証金の額は今後検討することになるが、一般的には予定価格の5%程度であること。登記については、手続きは市で行うが登記料は落札者が負担をすること。また、用地をまとめて売するのか、分割して売のかは今後検討をするということなどの審議を経て、市有地の遊休資産の処分に係る一定の方向性と今後の予定等について確認をしたところであります。

3点目は、「旧中津留美術館跡地の利用」についてであります。旧中津留美術館跡地は、平成18年9月の定例市議会で予算を決定し、将来の図書館用地として先行取得、建物の一部を児童図書館や市民ギャラリーとするため購入したものであります。その購入価格は、

土地面積が3,226.57平方メートル、金額6,400万円、建物面積910.68平方メートル、金額1,585万5,000円、合計7,985万5,000円でありました。しかし、事前に利活用するための十分な調査、必要経費の試算等もないままに購入したという経緯から、これといった利用もできず、事実上の遊休地となっておりました。一般質問や決算特別委員会の再度の指摘もあり、執行部としては、平成19年7月旧中津留美術館検討会を立ち上げ、さらに20年7月には、旧中津留美術館を考える会を設置し、当面の有効利用について検討したものの、結論には至っていませんでした。委員会では、市立図書館建設という目的を残すのか、外すのか、その基本的な方向が決まらなければ、次の段階に議論を進めることができない。教育委員会は明確にするべきであるとの指摘をし、最終的には平成22年6月本特別委員会において、旧中津留美術館跡地の図書館用途を解除し、現在のカルチャーパレス図書館を充実する方向で進めていきたいという市の方針が提示されました。図書目的を解除した主な理由として、図書館建設は市の主軸事業としての優先順位が下がったこと。財政的な問題として、多額の財政負担を必要とする新図書館建設に取り組めないと判断したことなどが上げられ、ここ数年のうちに図書館をこの場所に建設するという状況にはなく、投資的効果の面からも厳しい。何か事業を起こすことよりも、土地利用の面から判断することが今後の課題として妥当であろう。現在、カルチャーパレス図書館を充実することが現実的で望ましいと判断をしたということでありました。委員会では、反対の意見も出されましたが、最終的にはこれを了承することにいたしました。

審議を進める中で、平成22年4月27日付で、「陳第34号元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情」が提出され、その後、この陳情は取り下げられ、平成22年9月6日、これにかわり新たに同様の趣旨の「陳第37号元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情」が元五日町町内会長高山征治氏ほか東校区18町内会長の連名で提出されました。この陳情書を審査するに当たり、陳情者代表の高山氏を初め、鍛冶屋町の吉田町内会長ほか5名の町内会長の意見や要望の聴取を行い、具体的な一致した要望はみられませんでした。陳情者の願いや思いは人吉市街地の振興や観光にとって有効なものであると判断し、12月議会において全会一致で採択されております。

なお、この問題に対し結論を導き出すために、執行部では関連各課の課長級を中心に、旧中津留美術館跡地問題を考える会を7月に設置し、約8カ月間にわたって検討が行われ、検討結果をまとめた報告書が「旧中津留美術館の現状と検証について」というタイトルで昨年12月に提示され、一定の整理がなされております。この報告書の中で、最終的な用途については3月の本委員会で示すということでありましたが、執行部からは、新たな利用方法について、現段階では導くことができなかったということが報告され、この場所の利用方針、整備方針・スケジュール、財産管理の方針等が示されるにとどまりました。その内容ですが、基本方針として、多目的なイベント広場である（仮称）お城望み庭園として

必要な措置を講じ一般に開放する。特定の行政目的は設定せずに、将来にわたってあらゆる利用可能性を残した市有地として保有する。具体的には、①遊休財産の例外措置として、当面は売却はしない。②建物は住宅部分を含めすべて解体し、あわせて安全策を講じる。③（仮称）お城望み庭園として市民へ一般開放し、まちづくりや観光へも寄与する場所として利用を図る。④普通財産として保有し、その範囲をもって整備、管理を行うものとする。というもので、具体的には土地の形状、形質については基本的には扱わず、利用者のための最低限の転落防止対策、夜間防犯対策、管理倉庫、休憩スペースなどを整備するというものであります。その他、うるおいのある環境を提供することや、隣接するくま川下り発船場との一体的な利用についても位置づけられております。整備のスケジュールとしては、大まかに行政財産を普通財産に分類かえをした上で、上物の解体にかかわる設計、その後に解体と整備工事に着手、完了後に一般開放という予定になっております。また、遊休財産については、処分することによって財源の確保に努めることが市の基本方針であることから、例外措置として当該地を特別的区域と定めることとし、2年ごとにその利用について見直しを行うものとする。見直しは行政経営会議で協議、決定し、その結果については議会へ報告する。特記事項として、今後もあらゆる選択可能性に対処できるように柔軟な対応をする必要があるということで、当該地について、公益性が認められる代替地等の候補となった場合及び市にとって著しく有利な条件が提案された場合などは別途協議することが示されました。

この最終報告については、12月に示されましたまとめを具体化して規定したものであり、この方針について特に異議を唱えるものではありませんが、今後の課題として、安全面、防犯面から門の開閉状態や庭園の開放の方法などについて詳細に検討し、内規等に定めることや特別的区域といった文言だけの位置づけではなく、法的な裏づけを担保することなどが求められ、その方向性が確認されましたので、その条件をもって執行部の提案どおり認めることにいたしました。

以上で、本特別委員会の今期最終報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告は、終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時37分 開議

○議長（簗毛正勝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第39 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第39、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇） あと2件ありますので、御辛抱願いたいと思います。

それでは、日程第39、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

広域行政組合は、変則でありまして前半後半と分けて議会が開催されます。前半は、各市町村議会以前に行われ、後半については各市町村議会が終了後行われるため、前半、後半の報告となります。

平成22年第5回人吉球磨広域行政組合議会定例会が平成22年12月24日午前10時から開催され、日程第1の一般質問においては3人が登壇し、久保田悦子議員（多良木町）、質問として、くみ取り料金について、福寿荘について。桑原庄之進議員（錦町）、質問として、汚泥再処理センター資源（堆肥）化について。溝口峰男議員（あさぎり町）がそれぞれ執行部の考えをただしました。次に、日程第2、議案第29号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、汚泥再生処理センターにおいて、生産する肥料を引き渡す際の手数料を徴収するために条例の一部を改正するもので、質疑、採決の結果、原案のどおり可決されております。

次に、平成23年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が平成23年3月3日午前10時からカルチャーパレス第2会議室において開催され、まず議席の指定が行われ、あさぎり町議会議員の辞職に伴い、新たな皆越てる子議員、宮原盛幸議員よりあいさつがありました。会議録署名議員の指名、会期の決定については、議会運営委員長より本日は提出議案14件を一括して説明を受け、条例関連の6議案及び平成22年度補正予算関連の4議案について質疑、採決を行ない、散会とする。3月4日から24日まで休会、3月25日に一般質問と残りの平成23年度当初予算関連の4議案について質疑、採決を行ない、閉会するとの報告があり、続いて行政報告があり、代表理事から平成23年1月から3月までの3カ月間、人吉市会計管理者の併任辞令を発令した旨の報告がありました。

次に、議案第1号から議案第14号までの14議案を一括して執行部の説明を受け、議案ごとに質疑、採決が行われました。議案第1号人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計条例等を廃止する条例について、議案第2号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約の廃止について、議案第5号人吉球磨広域行政組合財産の処分（田園都市中核施設）について、議案第6号人吉球磨広域行政組合

財産の処分（と畜場）についての6議案について、質疑、採決の結果、原案どおり可決されました。議案第7号平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）、議案第8号平成22年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計補正予算（第2号）、議案第9号平成22年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第3号）、議案第10号平成22年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）の4議案について、質疑、採決の結果、原案どおり可決されました。

なお、議案第11号から議案第14号までの平成23年度当初予算関連の4議案については、平成23年3月25日に質疑、採決を行うこととし、平成23年度第1回定例議会1日目を散会しました。

長くなりましたが、平成22年12月24日の議会並びに平成23年第1回人吉球磨広域行政組合定例会の報告を終わります。

○議長（簗毛正勝君） ここで、時間の延長をいたします。

日程第40 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第40、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。井上光浩議員。

○2番（井上光浩君）（登壇） それでは、日程第40、人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成23年2月25日金曜日、平成23年2月人吉下球磨消防組合議会定例会が開催をされました。

議案は、第1号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。管理者であります田中信孝人吉市長より提案理由の説明があり、現監査委員の岩田一郎氏が本年2月26日で任期満了を迎えるため、提案をされました。全員一致で再任をされております。

議案第2号平成22年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に126万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,710万5,000円とするものであります。

議案第3号は、平成23年度人吉下球磨消防組合一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額それぞれ8億7,522万9,000円とするもので、対前年度比8,088万8,000円の減であります。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金でありまして、8億6,386万6,000円であります。対前年度比1,989万4,000円の減であります。

歳出の主なものは、3款消防費8億3,882万4,000円であります。全員異議なく原案可決

決定いたしました。

以上、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

日程第41 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（箕毛正勝君） 次に、日程第41、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇） それでは、最後でございます。それでは、日程第41、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告をいたします。

平成23年2月24日午後2時より開会され、議長より会議録署名議員の指名がなされ、会期の決定については議会運営委員長より本日1日限りと報告があり、また組合長より諸般の報告がありました。報告については、川辺川利水事業の既設導水路活用案の推進について、平成23年1月21日相良村総合体育館において、当事業組合正副組合長6名で下流水利権者である相良村土地改良区組合員へ説明会及び意見交換会を開催。その中で、さまざまな意見が出、質問には賛成、反対が出されたこと。出された主な意見は、質問についての回答を2月28日正副組合長6名で再度説明することなどの報告がありました。

また、提案案件4件について審議に入り、案件は平成22年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計負担金の総額の補正（第1号）について、平成22年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第3号）について、平成23年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計負担金の総額及び負担金割合を定めることについて、平成23年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計予算についての審議を行ない、原案のとおり可決されました。

一般質問においては、1点目として相良村土地改良区への対応について、2点目の質問として事業組合問題について、3点目事業組合の解散について、以上の質問が出され、正副組合長より答弁がありました。

1点目については、1月21日の意見交換会后、正副組合長会、関係市町村担当者会を数回開催し、そのときの主な質問、意見を集約し、回答案を作成した。これについては、2月28日開催の第2回説明会及び意見交換会で説明したい。柳瀬地区の取り扱いについては、相良村長の申し出により除外することを了承したが、老朽化した水路などの改修費を考えると、安価な国営事業で同地区も事業参加してもらうよう説明することになった。この点を第2回で説明をし、理解を求めたいとの答弁があり、2点目、3点目についての答弁については、利水事業についての事務などは当初から当事業組合で行ってきた。しかし、前相良村長が当組合から離脱ということを言い始められたので、別枠の6市町村会という名目で事業についての集約をやってきた経緯があり、その後、現徳田村長に交代し、国営事業での既設導水路活用案が最善の方法と考え、事業推進をし、その方向に進めるため、

下流域水利権者の相良村土地改良区の合意取得に向けている段階である。その事務一般について当事業組合で行っており、今後もそういう方向で進めたいとの答弁があり、閉会をいたしました。

以上、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を終わります。

日程第42 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（簗毛正勝君） 次に、日程第42、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成23年3月第2回定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
陳第29号	改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
陳第39号	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
陳第42号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
陳第43号	2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第38号	歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情	慎重審査を必要とするため
陳第41号	国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（簗毛正勝君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第7号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、意見第34号御溝川をはじめ熊本県管理河川における治水対策の早期実現を求める意見書（案）及び意見第35号川辺川ダム建設事業中止後の水源地域の振興を求める意見書（案）の3件を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（簗毛正勝君）　御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加いたします。

追加日程 発議第7号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（簗毛正勝君）　まず、発議第7号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。永山芳宏議員。

○9番（永山芳宏君）（登壇）　発議第7号について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第7号人吉市議会委員会条例の一部改正案は、平成23年4月以降に行われる一般選挙から議員定数が18人になることに伴い、常任委員会の委員定数の改正を行うものでございます。その内容は、予算委員会の委員定数を20人から18人に、総務文教委員会の委員定数を7人から6人に、経済建設委員会の委員定数を7人から6人にそれぞれ改めるものです。

以上、人吉市議会委員会条例の一部改正案の提案理由の説明といたします。

発議第7号

人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月24日

人吉市議会議長 簗 毛 正 勝 様

提出者 人吉市議会議員

西 信八郎 立 山 勝 徳

下田代 勝 森 口 勝 之

田 中 哲	福 屋 法 晴
松 岡 隼 人	山 下 幸 一
川 野 精 一	豊 永 貞 夫
村 上 恵 一	三 倉 美 千 子
松 田 茂	井 上 光 浩
大 王 英 二	本 村 令 斗
仲 村 勝 治	笹 山 欣 悟
永 山 芳 宏	

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了します。

お諮りいたします。発議第7号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

発議第7号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程 意見第34号 御溝川をはじめ熊本県管理河川における治水対策の早期実現を求め
る意見書

○議長（簗毛正勝君） 次に、意見第34号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。村上恵一議員。

○6番（村上恵一君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読をもってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第34号

御溝川をはじめ熊本県管理河川における治水対策の早期実現を求める意見書（案）

熊本県当局においては、国土交通省と共に「ダムによらない治水を検討する場」を設置され、流域自治体を交えたところで球磨川流域の新たな治水対策について検討されており、一日も早く球磨川の総合治水対策が提示されることを流域住民も等しく期待するところである。

また、河川管理者として県管理河川の治水及び防災、さらには環境整備に鋭意対応されており、洪水危険性の低減と共に洪水ハザードマップや防災訓練といったソフト事業を通し、市民の防災意識の醸成を図られているところである。

しかしながら、県管理河川において毎年のように水禍を被る災害常襲地帯が存在することも事実であり、特に中小河川である出水川、福川、そして御溝川がその最たる河川である。なかでも御溝川については、都市化の進展も原因の1つにあげられるが、住宅密集地にあっては短時間の降雨でも越水するなど、多くの住民が度重なる浸水被害に苦しんでおり、抜本的な解決を望む住民の声は年々高くなっている。

よって、地域の悲願である御溝川の抜本的治水計画をはじめとする、県管理河川の治水対策の早期実現を図られるよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 御溝川の抜本的治水対策として計画されている二次放水路建設事業の早期実現を図ること。
- 2 御溝川において頻繁に浸水被害を受けている箇所については、新たな工法等を含め、水位低減に効果のあるあらゆる治水対策について継続して実施すること。
- 3 出水川、福川といった水害常襲区間を持つ河川についても、早急に治水対策を講じること。
- 4 「ダムによらない治水を検討する場」での結論を早急に導き出し、万江川をはじめすべての県管理河川について球磨川水系の総合的治水対策の中で安全性を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月24日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

意見第34号

御溝川をはじめ熊本県管理河川における治水対策の早期実現を求める意見書

(案)の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年3月24日

人吉市議会議長 簗毛正勝様

提出者 人吉市議会議員

山下幸一	下田代勝
本村令斗	田中哲
井上光浩	豊永貞夫
森口勝之	川野精一
松岡隼人	松田茂
永山芳宏	笹山欣悟
福屋法晴	立山勝徳
三倉美千子	仲村勝治
西信八郎	大王英二
村上恵一	

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第34号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第34号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第34号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程 意見第35号 川辺川ダム建設事業中止後の水源地域の振興を求める意見書

○議長（簗毛正勝君） 次に、意見第35号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。川野精一議員。

○4番（川野精一君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第35号

川辺川ダム建設事業中止後の水源地域の振興を求める意見書（案）

我々人吉市議会は、度重なる大水害から本市をはじめ球磨川下流域を守ることを主な目的として計画された川辺川ダムの建設事業について、賛否両論様々な議論を経ながらも、ダム事業に翻弄され、我々のために先祖から受け継いだ地から移転を余儀なくされてきた水源地域である五木、相良両村に対しては、尊敬と感謝の念を込めた特別の思いがある。

国によるダム事業中止の表明後は、五木村の一日も早い再建を願ってきたが、政府が約束をされた公共事業中止のモデルとなる補償法の整備など、遅々として進まない状況に、流域住民と共に大きな不安と不満を感じている。

先の平成22年度国勢調査の速報値に見られるように、ただでさえ少子高齢化による人口の自然減少が進む人吉球磨圏域の中で、ダム事業中止による再建策の遅れといった社会的な要因をも包蔵する五木村の苦悩は、同じ郡市民として、また、流域の治水のために犠牲を求めたという点で責任の一端を担うものとして、看過できるものではない。

ついては、五木村民の不安を払拭し、水源地域の将来を憂いなきものとするよう、下記事項の実現について、政治への信頼と国の威信をかけて取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 新たな補償法に基づく五木村の生活再建の早期実現を図ること。
- 2 現行法で実施できる五木村及び相良村の生活再建対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月24日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
国土交通大臣	大畠章宏様

意見第35号

川辺川ダム建設事業中止後の水源地域の振興を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年3月24日

人吉市議会議長 簗毛正勝様

提出者 人吉市議会議員

山下 幸一	村上 恵一
下田代 勝	本村 令斗
田中 哲	井上 光浩
豊永 貞夫	森口 勝之
松岡 隼人	松田 茂
永山 芳宏	笹山 欣悟
福屋 法晴	立山 勝徳
三倉 美千子	仲村 勝治
西 信八郎	大王 英二
川野 精一	

以上でございます。

○議長（簗毛正勝君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第35号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第35号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第35号は、原案のとおり可決いたしました。

議事進行に対する執行部発言

○議長（簗毛正勝君） ここでお諮りいたします。午前中の大王英二議員の議事進行発言に対して、執行部に発言を求めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（簗毛正勝君） 御異議なしと認めます。

よって、執行部の発言を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） お疲れのところ、恐縮でございます。大王議員御指摘のと

おり、私も早急に実施しなければならないというふうに考えているところでございます。このたび、東北地方太平洋沖地震による甚大な被災に対し、本市においても他人事ではないとの思いから、今、被災地が求められている支援を当面の最優先事項として市として取り組んでいるところでございます。まずは、救援物資等、それから同時に被災地からの避難して来られる被災者の方々を受け入れることが最優先と考え、現在体制を整えているところでございます。被災者の方々が安心して人吉市に来られるよう入居や生活必需品、光熱費に係る費用を市で負担する支援策を実施してまいりたいと存じております。しかしながら、これらの経費に関しましても、受け入れ人数によっては多額の費用を伴うものでございますので、一定の資金を持っておく必要があるというふうに考えているところでございます。また現在、県内14市において義援金を予算化した市は2ないし3市と聞いているところでございます。金額の積算もさまざまございまして、どこにお渡しされるのか決まっていない市もあるようでございます。このようなことから、義援金に関しましては被災地の復興にはしばらく時間かかると思われますが、国・県・他市の状況を踏まえ、ただいま検討中ということでございます。

よって、災害発生以来、私もさまざまな援助とともに義援金のあり方も担当部、担当課において早急に検討するよう指示をしているところでございます。義援金につきましては、整理がつき次第、私の任期中に責任を持って実施をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君） 今、市長のほうから前向きな話というか、答弁をいただいたわけですが、基本的にやはりその今できる部分、受け入れ体制とか、そういったものについては全員協議会の中でも説明があつて、きょう終わり次第、また詳細についての説明があるだろうと。それは物的なこと等々の問題だろうと思います。ただ先ほど申しましたように、この義援金につきましてはまた別の意味の復興の意味合い、また多くの市民の方からいろんな義援金、物資のお願い等々をやっておる中で、各種団体の方も今義援金の募金活動もやっておられます。市民の方から、じゃあ人吉はどうしているんだという御意見も多数いただいております。今期がきょうで最後でございます、3月の定例会としては。改選時期等々もございしますが、そうなったときに専決処分なんですよ、現実問題として。市民の税金を投入するそういった多寡の問題等々もございしますが、それが議会の承認がない中で市長の専決という処分の予算のあり方ではなくて、やはり市民の税金を投入するのであれば、きちんとやはり議会で精査をすべきと私は思っておりますので、発生以来、他の自治体がまだ3市しかやっていないんじゃないかと3市もやっているという考え方の立場に立って、私はそういった予算執行をすべきだったと思っております。スピード感がないという

意味合いを考えたときに、やはりもう少しこういった問題についてはきちんとやっていただくことをお願い申し上げ、発言とさせていただきます。

○議長（簗毛正勝君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（簗毛正勝君） ここで、今期をもって勇退される議員並びに3月31日付で退職される職員からあいさつの申し出がっておりますので、これを許可します。

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 今限りでこの議場を去るという立場であいさつの機会をいただきましたので、若干自分の思い出を語りながらごあいさつをさせていただきたいと思います。

ちょうど国鉄の分割民営化の直前でございました。昭和63年3月に51歳のときでありましたが、鉄道我希望退職をいたしまして、それから市議会議員のほうに立候補し、初舞台を踏ませていただきました。議員1年生のときの一番の大仕事は、ちょうど国鉄の分割民営を前にして湯前線の廃止予定線が決まっておりましたので、湯前線をどうするのかと。私は、湯前線約25キロの区間の中に県立高校が五つもある。そして、水上分校がありましたから、一つある。県立5高校と1分校の生徒数約2,000名の湯前線利用者がおりましたので、これは絶対バス輸送とか、その他の交通機関では輸送できないだろうと。何がなんでも湯前線を第3セクターの鉄道として残すべきだと、そういう立場で一生懸命やってきました。それが今、湯前線も第3セクターのくま川鉄道としてスタートしましたが、今、少子高齢化による生徒数の減少で非常に厳しい中にありますけれども、田中市長の時代になってから企業努力で賄えない数の部分については関係市町村のほうで負担をしていこうという方向が明確になりましたから、当時スタートのとき一生懸命やったという立場から考えればよかったなど。ぜひそういった形で存続をしてほしいなというような思いが一番あるわけですが、以来、福永市長時代に5期20年間、そして田中市長のとき1期4年間ということがございますから、数えあげれば枚挙にいとまがないというような思いがし、万感胸に迫るといふものもあるわけですが。そして最後には、やはり、これもまた鉄道に関するということで肥薩線100周年記念事業、あるいは近代化遺産の指定、そして鉄道観光案内人の立ち上げということで、これもまた鉄道に関係のある仕事をさせてもらって、ここでまた自分の議員生活にピリオドが打てるということについては、非常に私自身は幸せであったなというふうにも今でも思っています。感心するんですが、よくもまあ大病で入院したことが二、三回あるんですが、一般質問だけは1回も欠席することなくやれたというのも、やはり私にそういう立場を与えていただいた皆さん方のやっぱり御支援のたまも

のかなというふうに考えているところでございます。

また、いろいろ言いたいことも実はあるんですが、今の日本の政治を見ておまして、この重大な時期に何かこう国会の状況が城取り合戦のような議論の場になってしまっている。私は築城を競い合うような政治体系というのが国会の状況の中に醸し出すことができないのかなと。あらを探して相手を引き落とすということではなくて、相手のあらの上にそれをどう変えていくかということで、そういった目標のとらえ方、そういったものを少し変えていかないことには、日本は政治的に自壊をして、自分で壊れてしまっていくんじゃないかなという気がしてなりません。去りゆく立場ですから強いことは言えないんですが、皆さん方も4月にはまた新たな挑戦をされるわけです。また市長も、大王議員も、それぞれ今度は市長の職をめぐる市のリーダーを争われるわけですが、そういう立場に立っていただく皆さん方が頑張ってもらおうということと同時に、やはり二元代表制という立場から考えてみますと、市長に対する与党とか野党とかなないんです。どちらも市民が選んだ首長であり、どちらも片側の議会も市民が選んだ議員ですから、対対の立場でどう議論するか。その中には与党、野党の考えはない、政策しかないんですね。政策で市長とやりあって、そしてよりよい政策を求めて、その人吉市の政治をつくり出していく、そういう思いでぜひ今回の市議会議員選挙、あるいは市長選挙については戦っていただきたいということ、私は人吉市の将来を考える場合の市の政治のあり方というものはそういうものであって、相手を攻撃ではなくて、相手のミスを我が身にかえて、やはり今度は新たな政治をつくり上げていくんだという積極姿勢を持っていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、執行部の皆さん方には24年間、私も自分で考えたこと、言いたいこと、そういったいろんなことを遠慮なく申し上げましたし、きょうもいらんことをいろいろ言ったかもしれません。しかし最終的には、やはりみんなの、私を支持してもらった人たちの代表としての代弁をしなければならない。そして、目指すものは、やはり市民の幸せであり、市政の発展だというふうな立場から、そういった言いにくいことも、また失礼なことも申し上げたかもしれません。しかし、それもこれもみんな思いは、市長を初めとする執行部の皆さんと同じく市民の幸せ、そして市政の発展、市の発展、そういう思いの中で発言をさせていただきましたから、失礼な点があったことについてはお詫びを申し上げたいと思いますが、ぜひ御了解をいただきたいというふうに考えております。

そういう思いを込めながら、ここに立たせていただきました。皆さん方がぜひ来る統一選挙においては善戦をされて、再びこの議場に出てこられて人吉の発展のために頑張ってくださいことを心から祈念を申し上げながら、私の最後のごあいさつに代えさせていただきますと思います。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（兼毛正勝君） 17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、議員最後のごあいさつをさせていただきますこと、まことにありがとうございます。

あいさつ前に、このたび東日本大震災において被災されました皆さんに衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を望むものであります。

それでは、私は今期を最後に議員職を辞したいと思えます。私は、平成11年3月をもって人吉市役所建設部長を最後に退職し、平成11年4月の統一地方選挙に挑戦をし、職員の皆さんを初め市民の皆さん方の絶大なる御支援をいただき、議会へ送り出していただきました。この3期12年間、変わらぬ御支援をいただきましたことに、この場を借りまして衷心より厚く御礼を申し上げます。この3期12年間を振り返ってみますといろいろありましたが、私としては市役所を退職後、わずか17日間で選挙戦を戦い、初当選させていただいたことが議員として一番の思い出であります。この3期12年間の期間においては、市長を初め執行部の皆さんには大変お世話になりました。また、御迷惑をおかけし、嫌なことを申し上げたことも多々あったかと思えますが、これも市民の側に立ってのことでございすし、お許しを願いたいと思えます。今後は微力ながら、これまで議会で学んできたことを少しでも地域のために、また市政のため役立てることができればと思っているところであります。

申しおくれましたが、3月をもって退職されます市職員の皆様、長年の御奉公、本当に御苦労様でございました。お世話になりました。今後は、お体にお気をつけお過ごしください。また、今期限り勇退されます各議員におかれましても、体に気をつけて過ごされますようお願いいたします。統一地方選挙も間近となりましたが、再度挑戦されます市長を初め各議員の方々の御健闘を心からお祈り申し上げます。

最後になりましたが、人吉市の今後のますますの発展と皆様方の御健勝、御活躍を心から御祈念し、議場に心から感謝を申し上げ、議員最後のあいさつとさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（箕毛正勝君） 18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇） 実はここに登壇をいたしますと、何か持ってこんど心が落ち着きません。これも習い性でしょうか、12年間の。下田代でございす。ごあいさつを申し上げたいと思えます。

私は、平成11年の地方統一選で議席を与えていただきまして、3期12年間市議会議員として皆さん方には大変お世話になりました。市長を初め執行部の皆さんに心から御礼と感謝を申し上げたいと思えます。とりわけ今回退職をされます深水市長公室長、荒巻市民部長、椎葉経済部長、山上建設部長、多武水道局長、そして大石会計管理者、それに宮原建設部次長、小林教育部次長の方々、身近で一番私たちに御指導をいただいた永田議会事務局長、そして退職職員の皆様方に心からの御慰労と感謝を申し上げたいと思えます。

私は、この3期12年間におきまして、地元のことを含めまして人吉市の振興に精いっぱい努力をしてきたつもりでございます。議会では、200項目に及びます一般質問をいたしてまいりました。その中でも、一番印象に残っておりますのが、球磨工業高校の伝統建築科に専攻課程2年を創設していただいたことでございます。私も今期で議員を辞職いたしてまいります。4月の統一選挙におきましては、市長並びに同僚議員の皆様方が全員挑戦をされるわけでございますけれども、選挙に臨まれましては全員勝利の栄冠を勝ち取られますように心からお祈りを申し上げ、あわせて人吉市全職員の皆様の御活躍と御健勝を心からお祈りいたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（簗毛正勝君） 20番。大王英二議員。

○20番（大王英二君）（登壇） 発言の機会を与えていただきまして、心からまずもって感謝を申し上げたいと思います。それぞれ私と年齢的には上の方、今3名ごあいさつをされる中、それを聞きながら何て発言をすればいいのかと思っておりました。平成3年に市議会議員に当選させていただきました。その前、出馬する折りに元市長の永田市長の御自宅へお伺いし、政治に対するいろんな考え方、また市政に対する思いというのを1時間半、2時間ぐらいろいろ聞きながら出馬をし、当選をしたわけです。その当時は24名で、いろんな問題を抱えながら喧々諤々毎日焼酎を飲み、いろんな議論をしておりました。それから20年の月日がたつ中、4年前福永市政から田中市政へかわりまして、行政の継続性、また転換のあり方、そういったものが本当に難しい、またいい面、悪い面、いろんな部分どう感じていくのか。特に今期の場合は、議長をさせていただき、そういったある意味では今まで一議員としての立場から、また違う立場の中で見させていただきました。議長にさせていただいたときに私が一番思ったことは、今期出られる現職の議員の方が全員当選してほしい、そういった議会をつくりたいというのが本音でありました。同じ仲間として4年間通しながら、そしてまた出馬をするのであれば、今の議員は頑張っているんだという評価をいただきたい、そういう考えで思っておりますし、まだ今もその気持ちは忘れておりません。そういった中、今回また出馬をされる議員の皆さん、本当に頑張っていたきたいと思います。また、期数を重ねることの重み、そのことも御理解をいただきたい、そういうふうに考えております。

ではここで、改めまして執行部の皆様に対して、本当にありがとうございました。一番けんかしたというか、一番飲んで文句を言ったのも私だろうと思います。たまには職員の方と取っ組み合い寸前までいっていろんな話もさせていただきました。でも、今そういう職員の方がいない。非常に残念なことです。やはり、もう少し職員の方も気概を持って、議員だからここで何か言えば議会で反対されるのではないだろうかという、そういう何か非常に寂しい思いがします。やはり市長部局として、議員を逆に言えば説得できるような理論武装、そして仲間につけて同じ市民の幸せに向かっていく、スクラムを組める、いろんな考え方があって私はいいだろうと思います。その気合いが、私は今もう少し市の職員の方にも欠けてい

るのかなと思っております。できればチーム人吉、チーム人吉市役所、チーム議会、いろんな立場の中で考え方はあるだろうと思いますが、やはり市民の幸せ、そして市政発展のために、今、私たちが何をすべきか、何をなさなければならないのか、もう一度考えていただきたいと思います。それが将来のために私はつながるだろうと思います。本当に20年間の中、積み重ねた中そういった思いもありますし、今後やはり政治や行政に携わる一人一人がそういった気構えをもってやっていただくことをお願い申し上げ、できれば次のステージに立って頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（箕毛正勝君） 深水市長公室長。

○市長公室長（深水雄二君）（登壇） 大変お疲れのところ、私たち退職を迎える職員に対して、あいさつの機会をいただいたことに心から感謝申し上げます。

私は昭和53年に、いわゆる民間からのUターンという形で入庁しました。農政課を皮切りに、企画課、総務課、税務課、学校給食センターなどいろいろな部署で、いろいろな仕事、経験をさせていただき、このたび33年間の勤務を終え定年退職を迎えることになりました。この間、歴代の永田市長、福永市長そして現在の田中市長のもと、数多くかばんを持たせていただく機会に恵まれましたが、しょっちゅう失敗もしてまいりました。しかし、今はいい勉強、経験をさせていただいたと感謝の気持ちでいっぱいでございます。何の取り柄もない、力もない私を指導していただき、また支えていただき、仲間として接していただいた議員の皆さま、先輩、同僚の職員の皆様、すべての方へ心から厚く厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今思いますと、その時々でいろいろあったのですが、特に強く残っていることは、最初の農政課勤務のとき、農業のことが何もわからない私に対して、農家の方にいろいろなことを教えていただき、温かく接していただき、逆に励まされたものでした。

総務課時代に直接の担当者として経験した百条委員会はきつかった思い出です。今もってよく覚えております。一生懸命仕事をしてきたのに役所を辞めなければならないと思うまで追い込まれていました。このときは、ここにもおられます議員を初め、逆に外部の方々に支えられました。このことで強く思ったことは、百条委員会を軽々に設置すべきでないということと、部下職員をいかに守ることができるかということでございます。この議場の私が座っているところに、本来であれば座っていたであろう同級生でもあり、同僚であった上田泉君の死はとてもショッキングな出来事でした。大変だが頑張っていこうとお互いに励ましあった矢先のことでした。今でも残念で、残念でたまりません。生きていれば彼も言ったであろう「ありがとうございました」をかわりに言わせていただきます。

3月24日、きょうの花はユリ科の紫色のムスカリという花でございます。この花言葉は「夢にかける思い」という言葉を持っております。これからのことはまだ見つかっておりま

せんが、何かの形で地域のために、また家族のために、微力ではありますが頑張ってお手伝いをしていきたいと思っております。

最後に、今期をもって勇退される議員の皆様、長い間本当にお疲れさまでございました。感謝とお礼を申し上げます。また、再選を目指されている市長、議員の皆様には、全員が見事再選を果たされることを願っております。今後も、執行部と議会がしっかり議論をし、手を携え、切磋琢磨し、市がますます発展していくことを祈念して、退職に当たってのあいさつといたします。本当にありがとうございました。すべてに感謝します。（拍手）

○議長（藁毛正勝君） 荒巻市民部長。

○市民部長（荒巻 通君）（登壇） 大変お疲れとは存じますが、引き続きごあいさつをさせていただきます。

まず、42年の長きにわたり安寧な本市におきまして勤務をさせていただきましたことに感謝申し上げます。光陰矢のごとしと申しますが、私の中ではこの42年間はあっという間でございました。ただいまの心境を一言で申し上げますと、感無量でございます。

振り返ってみますと、昭和44年4月入庁以来、市民課を皮切りに13の部・局・課で勤務をさせていただきました。事務吏員25年3カ月、電気並びに設備関係技術吏員16年9カ月でございまして、その中でかわりました主な業務を御紹介させていただきます。最も長かった水道局では、電気主任技術者の見地から、正常にして豊富、低廉な水道水を供給するため、職員の勘に頼っていた給水から専用回線を使用いたしまして、本市の三つの水源系統で供給単価が低い順に供給する効率・効果的な中央監視システムの構築にかかわりを持たせていただきました。

次に、国民体育大会を担当した国体事務局では、昼間は民間団体との協議、夜は事務整理で午前様もたびたびという過酷な業務を市民各界、各層の協力のもと、担当職員が業務を遂行していただきまして成功に導き、中央競技団体から高い評価を得ることができました。

三つ目に、これまでの流れを方向転換いたしました市長の川辺川ダム建設の白紙撤回表明に立ち会えたことでございます。

最後に、在職中、カヌースポーツで二度にわたりまして延べ3カ月に及ぶ欧州9カ国遠征をさせていただき、見聞を広めたことなどが心に残っております。この間、市長を初め議員各位、市民の皆様、そして執行部の皆さんから賜りました御指導・御鞭撻に対しまして、衷心から感謝を申し上げますとともに、今度もしも生まれ変わることができたら、これまで以上に高い見識と能力をもって、再びこの場に立たせていただければと存じておるところでもございます。

今限りで御勇退されます議員の皆様、大変長い間御苦勞様でした。今後は、健康に留意されて頑張っていたいただければと思っております。また、4月の市長及び市議会議員選挙に挑戦される皆様方の今後ますますの御健勝をお祈りいたします。

最後に、志半ばで旅立ちました同僚、そして不幸にして東北太平洋沖地震で亡くなられました多くの方々に哀悼の意を表しまして、退職に当たってのごあいさつとさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（箕毛正勝君） 椎葉経済部長。

○経済部長（椎葉文雄君）（登壇） 私は皆様のような立派なあいさつができませんので、退職に当たりまして皆様方に個人的な文句を言いながらあいさつというふうにさせていただきます。

長い役所生活の最後はこの議場で、普通なら数年分の質問を1年間でいただいたと、それぐらいの量があったんじゃないかなと私個人でよい思い出として残していきたいというふうに思っております。

さて、議会に関しましては、いろいろ言いたいことばかりで何から申し上げていいのかわかりませんが、個人的に人吉市議会はこれで大丈夫かなと感じていることも数回ありました。一番強く感じましたのは、やはり議員定数の削減問題です。町内会長さんの声に翻弄されてというような言葉は適当でないかもしれませんが、議会の主体性が果たしてどこにあったんだろうかというふうに感じました。市民の声という言葉がよく出てきますが、市民の声も人吉市にとって、あるいは市議会にとりましてもいいのか、悪いのか、それを公正公明に主体性をもって判断する。結果のよしあしは別にしまして、議会の使命が若干欠けていたんじゃないかなと感じる次第です。また、一般質問に関しましても正常なのかどうか。一般質問が多いことは非常にいいことだというふうに思っております。ただ、同じ内容の質問がいつも数人の議員さん方でだぶっておりましたし、答弁する側から言えば、同じ答弁を書けばいいのですから楽なのかもしれませんが、市民の目から見れば、どうにかならないのという意見も入ってきておったのも事実でございます。これは、皆さん方議員間でもう少しお話し合いができれば、少し変わっていくかなというふうに感じております。また、質問内容におきましても、我々にいろいろ説明を求められるのはいいんですけども、結局質問の趣旨は何だったのかなというふうな質問もあったというふうに私も感じております。委員会審議におきましても、誰かが質問された質問に対する便乗質問とか、去年も同じことを言いましたよねと言いたいような質問が出てきておりました。そういう状況を見て、私も一時はそちらに座って、もう少しどうにかできないものかと、自分でも挑戦しようかというふうに思ったこともあります。しかし、私より情熱的な方々が人吉市のために、あるいは議会のために頑張ってくださいようでありますし、最近市の情熱も薄れてまいりましたので、今後は一般市民の立場で今から文句を言わせてもらおうというふうに思ったところでもあります。とはいえ、我々も皆様に対して説明不足があったり、このくらいのことはわかっておられるだろうと軽い言動があったことは否めませんし、反省もしております。議会も執行部も正すところは正して、お互いが歩調を合わせるべきところはいっぱいあるように感じております。

最後に、皆様と和気あいあいのもとで楽しく議論させていただき、本当にありがとうございました。再度挑戦される皆様方におかれましては、新人の皆さんに負けることなく全員顔を揃えていただきますようお祈りしております。また、今回で勇退される議員の皆様におかれましては、長い間市民の皆様の幸福向上のために御努力いただき、本当にありがとうございました。これからはお互い、長生きして笑顔で楽しく生きていきましょう。本当に皆さん、ありがとうございました。（拍手）

○議長（簗毛正勝君） 山上建設部長。

○建設部長（山上 茂君）（登壇） 皆様には大変お疲れのところ、あいさつの機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

公共下水道終末処理場人吉浄水苑が供用を開始した昭和57年に入庁し、下水道課を皮切りに29年間奉職させていただきました。そのほとんどの期間を土木行政に携わってまいりました。この間、大過なく過ごさせていただきましたのも、議会を初め、市長並びに職員、そして市民の皆様の御指導、御鞭撻のたまものと心から感謝を申し上げます。

振り返ってみますと、よき先輩に恵まれ学ぶことの多かった下水道工事や、一日も早い生活道路復旧に向けて査定前着工で取り組んだ桑木津留道路災害復旧工事。最近では大橋架けかえ工事の関係先協議にかかわり、議会でたびたび経過説明をさせていただいたことなどが思い出されます。とりわけ大橋工事では、多くの市民の方に祝っていただき、完成の場面に出会えたことは感慨深いものがございます。

退職後は、健康づくりに努めながら、新たな何かを学び、微力ながら一市民として市政発展に協力してまいる所存でございます。

最後になりましたが、今限りで御勇退をされます議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、それぞれの道で御活躍されますように、また次期統一地方選挙に臨まれます皆様には、ぜひ御当選を果たされますように御祈念を申し上げまして、退職のごあいさつとさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。（拍手）

○議長（簗毛正勝君） 多武水道局長。

○水道局長（多武芳美君）（登壇） あいさつの機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。きょうは、友人でもあり同僚でもあった上田泉君の命日でございます。思いを込めてごあいさつさせていただきます。

私、昭和53年に27歳で入所いたしました。外国航路の船乗りから180度の転職でございました。33年間の勤務の中で3人の市長のもとで仕事をさせていただきました。自然公園都市構想の永田正義市長とは9年間、かばん持ちとして幾度となく東京永田町、霞ヶ関に連れて行っていただきました。中でも一番の思い出は、福田赳夫元総理大臣と永田正義氏との二人だけの政治談義をすぐ側で聞いたことあります。「君たちはすばらしい政治家を市長にしているんだから誇りにしなさいよ」と言われた福田赳夫元総理大臣のお言葉が今でも心に残

っております。物語都市構想の福永浩介市長とは20年間の長きにわたりいろいろと御享受いただきました。仕事面におきまして、私たちの意見をよく取り入れていただきまして、中津留美術館跡の庭園で開催をした全国地域づくり実践カレッジ、また、田野高原の草原の中で開催をしました県際交流首長サミットや音楽の夕べなど、多くの思い出がございます。市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりの田中信孝市長とは4年間ではありましたが、住民の最も重要なライフラインである上水道、下水道を担当する水道局で仕事をさせていただきました。蛇口をひねればおいしい水が自然と流れてきますが、その蛇口の向こうには24時間365日、トラブルがあればいつでも現場に出かけ対応してくれる水道局職員がいることを知ることができました。今後ともぜひ安心・安全でおいしい水を供給し続けていっていただきたいと願います。

最後になりますが、本市のますますの発展と皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げ、退職に当たりごあいさつとさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（簗毛正勝君） 大石会計管理者。

○会計管理者（大石宝城君）（登壇） 私で10人目でございますので、簡単にごあいさついたしましたと思います。

昭和49年以来37年間この人吉市役所にお世話になりました。この間、苦しいこと、あるいは楽しいこと、さまざまなことがございましたけれども、どれをとってみてもすばらしい思い出ばかりでございますし、このたび無事に退職できますことも、同僚の皆様を初め多くの方々のおかげであると心から感謝しているところでございます。これからは体に気をつけ、今後の人吉市を見守ってまいりたいと存じております。どうか皆様方におかれましても、健康に留意されますよう、そして御活躍されますことを心から祈念いたしまして、お別れのごあいさついたします。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（簗毛正勝君） 永田議会事務局長。

○議会事務局長（永田正二君）（登壇） 私、議長に手を挙げて発言のお許しを得たのはきょうが最初で最後であります。皆様には大変お疲れのところ、ごあいさつの時間をいただき、まことにありがとうございます。この3月31日をもって36年余り勤めさせていただきましたこの市役所を退職いたします。これまで多くのことを学び、また多くの人との出会いとたくさんのお思い出がある職場、その職場を離れる日がいよいよ間近になり、万感胸に迫る、まさに今そのさまでございます。入庁以来、これまで大きな過ちを犯すことなく勤めることができました。これもひとえに市民の皆様はもちろんのこと、議員の皆様、市長を初め執行部の皆様、そして議会事務局の皆様方の御指導とお力添えのおかげだと思っております。この場を借りまして、心からお礼を申し上げます。また、今期で御勇退をされます議員の皆様、大変御苦労さまでございました。心からねぎらいを申し上げます。

私は、税務課を初めいろいろな部署で仕事をさせていただきました。その中で議会事務局には通算8年間在籍をさせていただいたところでございます。浅学非才の私ゆえに、議員の皆様方のお役に立つどころか、御迷惑をおかけすることが多々ございましたこと、心からおわびを申し上げます。退職後におきましては、より一層、健康に留意し、元気で長生き、ぼっくりという理想の実現に努めながら、一市民として少しでも地域に役立つことを行ってまいりたいと思っております。

最後になりましたが、人吉市のさらなる発展と議員各位、市長を初め執行部の皆様方の御健勝と、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げ、退職に当たってのあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（簗毛正勝君） 宮原建設部次長。

○建設部次長（宮原真二君）（登壇） お疲れのところ、ごあいさつの機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。私、3月31日をもちまして34年間の模範公務員としての市役所生活に終止符を打つことになりました。本日はお世話になりました議員の皆様へ心からお礼を申し上げたいと、たくさんのことを考え準備してまいりました。しかし、こうしてここに立ちますとお別れすることの寂しさ、そしてこれまでの思い出に感慨深いものがございまして何も話すことができない心境となっているところでございます。これ以上言葉を探しますと、涙がこみ上げてまいりますので、一言だけお礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきたいと存じます。長い間、本当にありがとうございました。これから、お会いする機会も少なくなるかと存じますが、宮原真二、名前だけでも覚えておいていただければ幸いに存じます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（簗毛正勝君） 小林教育部次長。

○教育部次長（小林 勇君）（登壇） 皆さん、こんにちは。先ほどから出ておりました上田泉君、一緒に私、市役所に入りまして、本来ならばきょう一緒にこういうふうにごで皆様方にお別れを言えたのかと思いますと、本当に何かちょっと寂しいというか、つらいものがございまして。私もいよいよ35年間の市職員生活にピリオドを打つことになりました。市役所は15の課を移りまして、最初は3年、8年、6年、5年と普通の異動でございました。これが最後のほうになりまして毎年異動となり、田中市長になりましてからは水道局から市民環境課、情報課、教育総務課へと異動し、最後の1年となったのでもう動かないと思っておりましたが、学校教育課へまた動いてしまいました。ここ9年間ほど当初予算をつくっても自分で執行したことがないというふうなものでございました。最後の2年間は教育委員会でもございまして、教育総務課では学校の耐震化、太陽光発電、エアコンの設置と、大変苦勞いたしました。子供たちの教育環境が随分と改善されたのではと大変うれしく思っております。しかし、最後の1年で学校教育課に異動がわかったときは目の前が真っ暗になりました。給食委託の問題があったからでございます。4月の半ばになってから取りかかりましたが、本

当に大変でした。公平、公明、公正に、誰からも文句を言われぬようにと一生懸命頑張りましたが、なぜかもめてばかりと。土日はもちろん、夜までも何度も協議を重ねてまいりました。本当に苦勞いたしました。さらに絆プロジェクトと、そういうふうなものまで背負い込みましたので、心休まる暇はなく、担当職員にも本当に苦勞をかけました。これももうすぐ全部完了いたしますので、やっと安心して退職することができます。

そこで、現役ではなかなか言えなかったことですが、退職するということから議員の皆様方にぜひともお願いしたいことがございます。二つあります。一つ目は、一般質問の際は通告のときまでには質問内容を決めておいていただきたいというふうなことでございます。通告書は出されたが、何を質問するかは今から考えるというのは、お願いですからやめていただきたい。職員は、土日はもちろん、夜遅くまでかかって答弁書を考えております。また、前日の夜や当日の朝に質問内容を大幅に変えたり、質問項目をどっとふやしたりというふうなこともやめていただきたいと思います。職員は一生懸命頑張っていますが、それに対応することは無理があります。退職していく我々の本当の思いでございます。

今回、勇退されます議員さん方に対しましては、本当にお疲れさまでございました。それから、4月の統一選挙でまた再度挑戦されます皆様方、全員議席を獲得して、またここに帰ってこられますことを心から御祈念いたします。

そして、私の申し上げました二つのお願いにつきまして、ぜひともお聞き届けいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、田中市長、林副市長、篠崎監査委員、そして堀教育長、そして職員の皆さん、長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（簗毛正勝君） 次に、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○市長（田中信孝君）（登壇） お疲れのところ恐縮でございますが、私のほうからも一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

4年間あっという間に時間がたつたと、そういう思いであります。右も左も、議会のことも、行政のことも、何も全くわからない私を皆様御指導をいただき、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。特に今期で政界を去られる議員の皆様方、本当に4年間ありがとうございました。そして、また再度市議会に挑戦をされる皆様方、この4年間本当にありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

それから、何よりも私を支えていただきました副市長、それから今は引退されましたけれども収入役、それから教育長、監査委員を初めとして部長の皆様方、その中でも特に今期で退職をされます職員の皆様方、本当にありがとうございました。そして、今まだこの庁舎、または別館等々で執務中の職員の皆様方、また市民の皆様方に対しましても、この4年間さまざまに叱咤激励、御指導、御協力、御支援をいただきましたことに、心から厚く御礼を申

上げたいと思います。本当に議員を経験したわけでもございませんでしたので、全く右も左もわかりませんでした。また、市長の執行権の範囲内というものもしっかり把握もせずに登庁をしたわけであります。徐々にいろんなことを皆さんから教えていただきましたけれども、専決処分というもう一つの、いわゆる予算計上があるということは大王議員からいつか教えていただいたことでありました。そういうものがあるのかというぐらいの私の知識のなさでありましたけれども、ただ一つ、やはり行政の分野を、または政治の分野を経験しておりませんでしたので、非常に職員の皆様方を初め議員の皆様方には大変戸惑いを与えたというふうに思っておるところでございます。しかし、市政刷新、それから行政改革、財政改革、そして農業で食べられるまち、観光で食べられるまち、企業誘致と、この「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくり」のためには、私なりに、曲がりなりに歩ませていただいたというふうに自負をいたしているところでございます。今後、さらに私自身も勉強を深めまして、さらにスピード感をもって、そしてこの未曾有の人口減少社会、少子高齢社会に立ち向かい、この人吉市が本当に光り輝くまちになるよう粉骨砕身するために2期目にも挑戦させていただきたいというふうに思っているところでございます。先ほどから何度か名前が出ておりますが、上田泉君の死は本当に私にもショッキングなことございました。これが私、この4年間の中の一番大きな空洞として私自身も今、心に残っております。その他の政治判断としましては、川辺川ダム白紙撤回、それから本当に幸運といえますか、さまざまな方々の御努力によってもたらされた国宝青井阿蘇神社、そしてJR九州様の御努力によりまして実現したSL人吉、さまざまな幸運にも恵まれて、本当に曲がりなりに歩めたことは、その上田君を初めとして職員の皆様方、そして執行部の皆様方、三役の皆様方のおかげと心から感謝申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきたいと思います。4年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（箕毛正勝君）（登壇） 議員を退任するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

顧みますと平成7年4月に議員に初当選し、4期16年、市政発展、市民の福祉増進のために努めてまいりました。私の任期中の16年間の間でも、市民生活の形は大きくさま変わりました。人吉市への高速道路の開通、携帯電話の普及、スポーツパレスや学校給食センターの建設や校区コミセンの設置、制度におきましても介護保険の創設や子ども手当の開始など変わってまいりました。最近では、九州新幹線の全線開通や新燃岳の噴火、東北地方太平洋沖地震の発生など、予期しない災害も発生をしております。今後もさまざまな変化や人吉市の発展のため、議会が最大限の機能を発揮できるよう、また市民の皆様が夢と希望を持ち、それが実現となる社会が実現できるように、関係各位の皆様の御努力と御協力をお願いしたいと思います。

また、平成22年12月定例議会におきまして、議員各位の御支援と御推挙をいただきまして市議会議長の要職につかせていただきました。短い期間でございましたが、円滑な市議会運

営に全力を尽くしてまいりました。きょうまで大過なくその職責を果たせましたことにつきまして、心から御礼を申し上げます。議案の審議に当たっては、極めて真剣に、熱意あふれるものがあり、またこれに対し執行部各位には誠意尽くした説明をいたされ、ともに論ずべきものは論じ、尽くすべきは尽くして、終始格別の御精励により極めて順調な議事の運営がなされましたことを議長として重ねて御礼を申し上げます。市議会では、執行部の皆さんにとっては厳しい議論を戦わせてまいったのでありますが、これも皆、市民の福祉と繁栄を願う一念からでありまして、その点に御了解を願っておきたいと存じます。

さて、議場において皆様と顔を合わせることも本日をもって最後となると思いますが、過去4年間、人吉市議会の運営が円滑に本日までまいりましたことを皆さん方とともに喜びたいと思います。4月30日の任期満了に伴い次期選挙が近づいてまいりましたが、選挙に出馬される方は、どうかくれぐれも御自愛、御自重の上、奮闘され、明るく正しい選挙のもと、見事に当選の栄位を得られますよう念願をいたします。選挙に出馬されない方も、今後ますます健康に留意されまして、人吉市発展のため御指導、御協力いただきますよう節をお願いを申し上げる次第でございます。また、執行部の皆様には、今後とも御健勝でこれまでと変わりなく市民の福祉の向上のため全力を尽くしていただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（**簗毛正勝君**） 以上をもって、平成23年第2回人吉市議会定例会を閉会いたします。
皆さん、お疲れさまでした。

午後5時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 簀毛正勝

人吉市議会議員 本村令斗

人吉市議会議員 立山勝徳